

平成29年9月 5日 開会

平成29年9月28日 閉会

平成29年9月定例会

美作市議会会議録

平成29年第5回9月定例会目次

◎ 第1日（9月5日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	4
散 会	50

◎ 第2日（9月7日再開）

1. 議事日程	51
2. 出席議員	51
3. 欠席議員	51
4. 出席説明員	51
5. 出席事務局職員	51
開 議	52
延 会	99

◎ 第3日（9月8日再開）

1. 議事日程	101
2. 出席議員	101
3. 欠席議員	101
4. 出席説明員	101
5. 出席事務局職員	101
開 議	102
延 会	149

◎ 第4日（9月11日再開）

1. 議事日程	151
2. 出席議員	151
3. 欠席議員	151
4. 出席説明員	151
5. 出席事務局職員	151
開 議	152
延 会	209

◎ 第5日（9月12日再開）

1. 議事日程	211
2. 出席議員	211
3. 欠席議員	211
4. 出席説明員	211
5. 出席事務局職員	211
開議	212
延会	256

◎ 第6日（9月13日再開）

1. 議事日程	257
2. 出席議員	257
3. 欠席議員	257
4. 出席説明員	257
5. 出席事務局職員	257
開議	258
散会	321

◎ 第7日（9月28日再開）

1. 議事日程	323
2. 出席議員	323
3. 欠席議員	323
4. 出席説明員	323
5. 出席事務局職員	323
開議	325
閉会	370

◎ その他資料

一般質問	371
------	-----

平成29年9月5日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成29年第5回美作市議会9月定例会)

平成29年9月5日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 文教厚生委員会委員長の中間報告について

日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

日程第7 発議第4号 決算特別委員会設置について

日程第8 報告第5号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)

報告第6号 出資法人等の経営状況について

- ・美作市土地開発公社
- ・(有)特産館みまさか
- ・(有)大原農業振興センター
- ・東粟倉特産物販売(有)
- ・(株)作東バレンタインホテル
- ・(株)雲海
- ・(株)みまちゃんネル

報告第7号 東粟倉工房株式会社の清算終了について

報告第8号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第9 議案第55号 財産の取得について

日程第10 認定第1号 平成28年度美作市一般会計決算の認定について

認定第2号 平成28年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第3号 平成28年度美作市介護保険特別会計決算の認定について

認定第4号 平成28年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について

認定第5号 平成28年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

認定第6号 平成28年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について

認定第7号 平成28年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について

認定第8号 平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について

認定第9号 平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について

認定第10号 平成28年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について

認定第11号 平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第12号 平成28年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について

認定第13号 平成28年度美作市水道事業決算の認定について

認定第14号 平成28年度美作市病院事業決算の認定について

認定第15号 平成28年度美作市下水道事業決算の認定について

- 日程第11 議案第56号 美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第57号 美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について
 議案第58号 美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
 議案第59号 美作市農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事
 に関する同意について
 議案第60号 美作市こぶしの里設置及び管理に関する条例の制定について
 議案第61号 美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第62号 美作市都市公園条例の一部を改正する条例について
 議案第63号 市道路線の認定について
 議案第64号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について
 議案第65号 平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣
3番	岩	崎	清	4番	岡	野	鉄	舟
5番	中	山	忠	6番	倉	地	重	夫
7番	重	平	直	8番	安	藤		功
9番	金	谷	の	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	12番	萬	代	師	一
13番	山	本	重	14番	尾	高	誉	久
15番	岩	江	正	16番	日	笠	一	成
17番	内	海	健	18番	鈴	木	悦	子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

5番	中	山	忠	6番	倉	地	重	夫
----	---	---	---	----	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光							
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨						
政	策	審	議	監	福	原	覚	総	務	部	長	岡	本	和	之				
危	機	管	理	監	皆	木	佳	久	企	画	振	興	部	長	池	田	義	和	
総	合	戦	略	監	大	森	洋	平	市	民	部	長	角	南	良	雄			
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘	経	済	部	長	遠	藤	宏	一				
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀			
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	山	崎	正	雄					
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	秘	書	課	長	春	名	利	亮			
代	表	監	査	委	員	高	田	修	平	上	水	道	課	長	小	坂	田	博	幸

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	大	佛	裕	彦				

主 任 井 上 大 佑

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真の撮影、録音等は禁止をされております。

今定例会中、報道機関より取材のため、録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可してしております。なお、携帯電話、パソコン、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成29年第5回9月美作市議会定例会を開会いたします。

本日は全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により5番中山忠明議員、6番倉地重夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（鈴木 悦子君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

尾高議会運営委員長。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る8月29日午前10時から、議長、委員、市長、副市長、政策参与、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、9月定例会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日9月5日から9月28日までの24日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長より送付されました議案は、報告4件、財産取得案1件、決算認定案15件、条例の一部改正案並びに制定案6件、同意案1件、市道路線の認定案1件、計画制定案1件、補正予算案1件の以上30件の議案であります。

議員からの議案は、決算特別委員会の設置発議の1件で、議会運営委員会から発議いたします。

本日の第1日目は、文教厚生委員会、議会改革特別委員会、各委員会委員長からの中間報告を受け、その後、議員からの発議、議案の上程、提案説明を受けます。

続いて、2日目の9月7日から9月13日までの5日間は一般質問、議案質疑を予定をしております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は9月28日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行います。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきますよう、一般質問では、発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分であります。

議案質疑については、決算認定議案も含めて通告期限を9月7日午後5時までといたします。

なお、通告しない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。

次に、請願・陳情については、8月28日までに受理した請願1件、陳情1件については、委員会付託とし審議いたします。

予備日は、9月6日、14日、25日、休会日は、9月19日、20日、26日、27日といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日5日から28日までの24日間と決定することに御異議ございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

きのうの朝だったですか、大原のほうの人が2人来られまして、陳情書が出とんじやと。このことについて、議長預かりになつとんじやと。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、そのことについては、今は尾高議員が会期について……

〔15番岩江正行君「会期の決定じゃけど、次言うたがな。2件だけじゃ言うたから言ようんじやねえか、何を言ようんなら、それで」と呼ぶ〕

会期の日程について今お諮りしておりますので、質疑はその後にさせていただきたいと思います。

本日5日から28日までの24日間に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日5日から28日までの24日間と決定をいたしました。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

先ほど言いかけたんじやけども、きのうの朝大原の古町のほうの人が2人来られまして、美作市の陳情の中で、今言ようこの前のこぶしの里、愛の村パークについて3億2,700万円、これの補正の賛成反対の討論の中で、言つてはならない、してはならないような発言があったということで、ここでは謝罪はしたらいんじやけど、取り消しを求めたんじやけども、大原の人のほうから、これは請願か陳情書かどつちかが出とんでしょう、それについて鈴木議長預かりじやというようなことになっておるらしいんですが、この人権

問題に関係して、今いる副議長は、この間の全協の中でも、わしは差別問題には物すごく敏感なんじゃと、絶対そんな人権侵害するようなことは許さんと言われた人らが議会運営委員会のメンバーにおりながら、これを受理しなかったということについて、今回の議会で上程してないということについて疑問を持っておるわけでございます。

それで、たくさんのことを書いてきとるわけじゃ、これは。他人の私生活にわたる言論を言うとする。これは地方自治法第132条の規定によって違反しているもので、許されないという問題。それから、議会の品位を保つについて、美作市議会会議規則第151条にも抵触しとんじゃというようなことをたくさんのことを書いてきとるわけです。これは請願法第5条に反する疑いじゃあというようなことも書いております。こういうふうなことがようわかっとなって、言いたいのは、この間も言うたんじゃけども、美作市が議会発議の中で人権尊重の町宣言をあつこへしとんのに、ここの神聖な議場の中で市民を暴言、冒瀆するというのはもつてのほかじゃと。これを議長預かりというて、あんたがだらだらだら言わせとるから、私がとめなんだら、あんたはとめとらんじゃ。とめとらんというのがわからんような議長が、議長預かりというのはもつてのほかじゃ、これは。

それと、とめる、とめんにしたって、こういうような問題が起きとる事実というのはあつたわけじゃから、これについて市民が訴えを起しとんじゃから、この預かりをどないするんですか、答弁してください。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員に申し上げます。

まだこの日程第3に入っておりませんので、今言われたことは日程第3の中でお手元に配付しております資料のとおりで議長預かりということになっておりますので、日程第3に入って、それから質疑をお受けしたいと思えます。

日程第3 諸般の報告

議長（鈴木 悦子君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告、請願・陳情の扱いについては、お手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会からお手元に配付いたしております資料をもとに報告を行います。

それでは、青山議員より報告をいたします。

青山議員。

1番（青山 慶君）

それでは、去る平成29年7月11日に開催されました平成29年第2回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会臨時会について報告させていただきます。

今回の臨時会は、議会選挙に伴う正副議長の選出及び議席の指定の後、報告3件、議案2件の以上5件を審議いたしました。

議長には美咲町の松田英二議員が、副議長には赤磐市の下山哲司議員が、同組合同規約第9条により選任されました。

主な審議内容として、報告3件は、報告第1号「管理者の選任について」は、美咲町の定本一之町長が選任され、報告第2号「副管理者の選任について」は、赤磐市の友實武則市長、美作市の萩原誠司市長、美咲町の岡部初江副町長がいずれも同組合同規約第10条の規定により選任され、報告するものです。

報告第3号「柵原、吉井、英田火葬場施設組合の議会議員選任報告について」は、お手元に配付のとおりでございますが、赤磐市の選出議員として、下山哲司議員、佐藤武議員、大森進次議員の3名、美咲町選出議員として、山田雄二議員、松島幸一議員、松田英二議員の3名、美作市選出議員として、私青山、倉地重夫議員、萬代師一議員、以上9名が同組合同規約第6条の規定により選任され、報告するものです。

議案2件では、議案第3号及び議案第4号のいずれも監査委員の選任についてで、同組合同規約第14条の規定により、組會議員から選任の監査委員に、美作市の私青山慶議員を、識見による監査委員に美咲町の大天嘉行氏をいずれも原案のとおり承認することに決定されました。

以上で平成29年第2回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

先ほどの岩江議員の発言ですが、お手元に請願・陳情の扱いについて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

[15番岩江正行君「議長、どこへあるん」と呼ぶ]

お手元に配付しております請願・陳情の扱いについてというところを見てください。

[15番岩江正行君「それで、あんたらあの中に」と呼ぶ]

岩江議員……

[15番岩江正行君「ちょっと待ちんさい」と呼ぶ]

ちょっと待ってください。

[15番岩江正行君「待てじゃねえがな、あんたが待たにやいけんがな」と呼ぶ]

諸般の報告には質疑を……

[15番岩江正行君「市民の負託を受けて我々はここへ出とんじゃ。市民からこんだけの3枚にわたる訴えを起こしとんじゃ、あんたがしとる言動に対して。それを今言ようどどこがどがいなんなら、見てみんさい。請願法第2条……」と呼ぶ]

岩江議員に申し上げます。

諸般の報告については、質疑を慣例により受けておりませんので……

[15番岩江正行君「受けておらんの問題じゃなかろうがな」と呼ぶ]

請願・陳情の扱いについて……

[15番岩江正行君「議長、あんたはこの議場を何と心得るんなら、ほれで」と呼ぶ]

請願・陳情の扱いについては……

[15番岩江正行君「言論の府の中で、あんたの言ようことはもってのほかじゃ。あんたのような仲よしクラブで議会をするような問題じゃないんじゃ、ここは」と呼ぶ]

ルールを守ってください。

[15番岩江正行君「何がルールじゃ、おまえが守ってねえじゃねえか、ほれで」と呼ぶ]

ルールの中で議会運営をしておりますので……

[15番岩江正行君「あんたが守ってないんじゃないかという」と呼ぶ]

陳情と請願については委員会付託をし、委員会付託をした中で議会運営委員会の中で上程はしない、取り扱いは議長預かりというふうに結論が出ておりますので、御理解いただきたいと思います。

[15番岩江正行君「中身を言いなさいと言ようんじゃ、中身を」と呼ぶ]

中身につきましては、6月議会できちっと整理ができておるといふふうに皆さん理解しておられると思います。

[15番岩江正行君「これはテレビ見とる……」と呼ぶ]

[「おかしいんじゃろう」と呼ぶ者あり]

[15番岩江正行君「テレビ見とる者はいいんじゃ」と呼ぶ]

[「市民が許さん言ようんじゃけえ、そういうわけにはいかまあ。議会で話をせえと〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり]

[15番岩江正行君「あんたの仲よしクラブのような問題じゃだめじゃということと言ようわけじゃ」と呼ぶ]

[「市民が言ようんで、これは。議長、おかしいんじゃねんか」と呼ぶ者あり]

中山議員。

5番（中山 忠明君）

各自が面々言わずに、手を挙げて議長の許可を得てから言うてください。それだったら、私も言いたいことが何ほどもありますけど。ちょっと穏やかにやりましょう。

[15番岩江正行君「あのね、それだけの〔聴取不能〕」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、ちょっとだけ聞いてください。今までの議会ルールの中で、陳情・請願については委員会付託をして、そして委員会の付託の中で決定をしていただいて、こういう取り扱いが議長預かりという結論に至っておりますので、そのことは今まで長い歴史の中でそういうふうになってきているのです。議会運営委員会で付託をして、そこで審査をしております。

[15番岩江正行君「そういう答弁にならんようなことを寝言のようなことを言いんさんな、あんたは」と呼ぶ]

諸般の報告では、今まで……

[15番岩江正行君「その中では、事務局長、これはわかっとなんじゃろう、これ。法的な根拠を全部わかってあんたらは言ようんじゃろう。わかって言ようんじゃな、法的根拠が」と呼ぶ]

どうい内容ですか。

[10番岡本泰介君「請願〔聴取不能〕」と呼ぶ]

いや、岡本議員じゃないです、岩江議員、言ってください。

[15番岩江正行君「そのとおりじゃがな、ここに書いておるがな。読まにゃわからんのんか、ほれで。あんたは読まずに、事務局長が言うたことを言よん

か」と呼ぶ]

どういうことをおっしゃられとんかよくわかりません。

[15番岩江正行君「どうということじゃないがな。請願を受けなければならない
ということを書いておるがな」と呼ぶ]

それは、事務局できちっと請願・陳情は、28日までに出てきたものについては受理をしております。受理したものを、それぞれに議会運営委員会に付託をして、そして諮っております。

[15番岩江正行君「あのなあ、事務局長、あんたはよう見とんか、ほれで。な
お、請願法第2条及び美作市議会会議規則第139条の〔聴取不能〕項を目指し
とったらこれを受理せにやいけんわけじゃろう」と呼ぶ]

受理しとる。

[15番岩江正行君「議員必携が述べているように、原文のまま印刷して、全員
議員に配付することが、今配付しとる、配付することが本来の建前である。し
かし、請願が多数に上ることが、請願がたくさんの人から出ておるわけじゃ、
たくさんの人から出とんでしょう、1人だけじゃないんじゃろう、それで議長
は便宜上請願の趣旨等を記載した請願文書を美作市議会会議規則では第140条
を作成して配付することになっておる、しかし会議の審議の対象は、あくまで
請願の原本であるがということと言うまでもないとの原則をわきまえた扱いを
していただきたいとそういうふうなことを書いておるわけじゃ。それじゃか
ら、議会運営委員会の内容はいずれも公開されにやいけん、内容は。ほれで、
それに関する審査の子細はいずれ明らかになると思いますが、これは憲法第
14条を受け、受理と誠実処理義務を定めている請願法第5条に反する疑いだと
思われるので、このことが国民の基本的な人権にかかわる問題じゃとこういうふ
うなことを書いておるわけじゃ。よう調べてきとんじゃ、この人は。それで、
美作市は議員提案で数年前に人権都市宣言をしているがというようなここまで
書いとる。これをあんたの議長預かりというて、こういうふうにあんたが制止
を早いことをされとったら、とめとったら、尾高議員も長いこと暴言、暴力を
吐いとらん。人権侵害を無視するような議会がどこへあるん、ほんであんた。
あんたの一握りで議長預かりですというて、あんたの責任で、これをやられと
んのは。あんたの問題じゃあというて書いとる、ここへ。これを長々と言わ
せたのは鈴木議長の責任が大きいというて書いとん、これへ。そのあんたに預け
るというようなばかな話が、とんでもないことを言いんさんな、あんたは。こ
の法的な根拠をそれから説明せえや。その法的な根拠はここに書いてなかるう
がな、ほれで。事務局長」と呼ぶ]

[「休憩の動議を出したいんですけど」と呼ぶ者あり]

[15番岩江正行君「何を言ようんなら、ほれで」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

今の岩江議員が言われたことに対して申し上げます。

陳情と請願については、事務局のほうへ持ってこられまして、この陳情書を持ってこられました。それを
きっちり受け付けて、受け付けた判も押してあります。これを今度はどういう扱いにするかということ、

申し合わせの中で市内団体からの陳情については、議会運営委員会に諮り、取り扱いを決定するという事になっております。そして、ですから議会運営委員会に諮りました、その結果が私たちは議会運営委員会は退席しておりましたのでどういう内容かということは聞いておりません。ですけれども、決定された後入って、上程しない、議長預かりということになったということでございます。それで、きょう皆さんのお手元にこの請願・陳情を要旨をきちっと書いたものをお配りして、そして一番下に、取り扱いは議長預かりということとなっておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

[15番岩江正行君「あのなあ、議長、あなたは議会運営委員会の中の会議の中にいなかった、報告を受けてない。報告を受けてない者が議運で決まったものを議長預かりじゃというて、あんたは了解もせずそれを受けたんか、受理したんか、それで」と呼ぶ]

報告は受けております、こういうふうになりましたという。

[15番岩江正行君「そんなら、そのことの中身については、この人権にかかわる問題をあんたは軽うそういうふうな形の中で預けるんかという話をしようがな、今まで。これを全部初めから読もうか、書いとるやつを」と呼ぶ]

しばらく休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時38分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時38分 休憩

午前10時56分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

大変長い時間休憩をとらせていただき、答弁調整をしておりました。大変申しわけございませんでした。

市民部長が所用のために退席しております。

それでは、結果を報告いたします。

6月28日にこの件につきまして、この議場の中で尾高議員の発言がおかしいということで一部取り消しがありました。これはもう皆さんも本当によく御承知のことと思います。そして、休憩をとって、議長室であれこれ調整をしながら、もう一度議場へ戻って、今度は御自分が発言されたことを全て取り消しをすることで取り消しをしながら陳謝もされました。その後、今度は第122条、第123条に抵触するおそれがあるかもわからないというようなことを正副議長で思いましたので、すぐ休憩に入り、全協をいたしました。その全協の中で、また尾高議員より申しわけなかったということで陳謝もありましたし、それからそれまでに岡野議員に対しても尾高議員それから私も議長室で陳謝をしております。これはよく覚えてくださっていると思います。で、全協の中でいろいろ問題がありましたけれども、第132、第133の件について、岩崎議員より、これは御本人の問題であると、御本人の意見を聞いた上で話し合いをしましょうということで、岡野議員にお話を聞きました、それが全員協議会での話です。で、岡野議員は、読み上げますと、あるんですが、

一番最後のところで、私はあえてこの場で尾高議員に言うとしたら、本当に気の毒な方だなと私はそう思って矛をおさめますということを言われております。で、このことを受けまして、全員協議会では、じゃあもう御本人がおさめるということを言われておりますので、これでお互いに了解ができたということで本会議に戻りました、そして本会議に戻って、岩江議員のほうから、議長も謝罪せえということを言われましたので、私も市民の皆様に謝罪、陳謝をさせていただいて、それでその後岩江議員も了解されて、その後は何も言われませんでした、ほかに意見も質疑もありませんでした、そういう結果になっております。そういった中で6月議会が終わりました、そして9月議会が始まる前の8月28日に陳情書を陳情者が持ってこられ、そして議会事務局でこれを受け付けをしております。で、今度はルールどおりに受け付けたものを議会運営委員会に諮って、上程するか、それかもしくは議長預かりにするかどちらかをということで、議長預かりという結果が議会運営委員会から出ております。全て美作市会議規則第145、それから美作市議会申し合わせにより、このことにつきましてはルールどおりに運営をさせていただいておりますし、それからこの中で議長預かりになったということで、皆さんのお手元にこの陳情書の写しの要旨をお配りをさせていただいております。このようなことで、今後処理の結果、陳情書の結果につきましては、陳情者にきちっと通知をもって御報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、法律にのっとって進めておりますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔3番岩崎清治君「議長、いいですか」と呼ぶ〕

この件ですか。

〔3番岩崎清治君「はい」と呼ぶ〕

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今議長の発言で私の名前が出たんで。

議長（鈴木 悦子君）

取り消します、済みません。

3番（岩崎 清治君）

いや、改めて正しいことを言わせてもらおうかなと。

あのときに、議場の中におられた岡野さん、ストレートで言いますけど、岡野さんともう一方は大原の方なんですけど、大原の住民の方、1人の方はおられるんで、1人の方の意見を聞いて判断してはどうでしょうかというふうに私は申し上げた気持ちがあるんですけど、内容については、2つの方で1人がおられるんで、岡野さんの意見を聞いたというふうに僕は思ってたんですけど、そうではなかったですか。私の名前をわざわざ言われたんで、そのあたりだけ、言われてなければよかったんですけど、言われたもので改めて尋ねたいなと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員の今言われたことは、先ほど尾高議員と間違えて岩崎議員と申し上げました。尾高議員の間違いで岩崎議員ではありません。取り消します、大変失礼いたしました。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

る議会開会後いろいろあるんですが、若干1つコメントをさせていただきたいと思います。

6月28日につきましては、3つのポイントがあったと思います。

1つは、尾高議員の私に対する侮辱といいますか大変失礼な発言、2つ目は、大原の人たちに対する発言であります、そして3つ目は、議会の信用を失墜したという我々18分の1議員それぞれがわきまをえなければいけない問題です。今回矛をおさめたというのは、尾高議員の私に対する部分に対しておさめたということであり、それで大原の人たちに対すること、そして議会そのものについては、私の矛先をおさめる範囲に入っておりません。

したがって、私が何を申し上げたいかといいますと、議長預かりという扱いについて、ちょうど昭和54年だと思いますが、衆議院の請願に対する扱いをインターネットでひもといてみたんですが、後日議長、事務局長も見ていただければいいんですが、その中では請願の体をなしていないものであっても、陳情者、要望者を誠実に扱わなければいけないという国会での一つの大きなルールであります。したがって、議長の中では、今のるる説明の中では全協あるいは申し合わせということがございますが、そういった上位規範の中である中で申し合わせというのがいかにあったとしても、それは私は効果のないものだと思います。したがって、議員必携にもありますように、陳情者が出されている大原の方々、そして私ども議会のあり方についてのどうするかということは、申し合わせ事項、全協でのことを離れて、原点に戻って考えるべきだというのが私の考えでございます。私のことでありながらずっと端で聞いておりますのが非常に自分自身のふがいなさもあるんですが、非常に心もとないという感じがしておりますので、1点私の見解を聞いていただいて、今後といいますか本日の預かりの参考にしていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

ありがとうございました。

今回のこの件につきましては、上程するかしないかということで、議会運営委員会では議長預かりという結論を出されておりますので、本当にこの結論に至るまでの経過につきましては、会議規則それから申し合わせ、そういうものを勘案しながら進めて、ルールどおりに進めてきておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

〔「この件に関して」と呼ぶ者あり〕

この件ですが、ルールからがおかしいとかそういうふうなことでしたらいいんですけども、今内容については審議しておりませんので。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

法律に基づいたことをしなきゃいけないのです。申し合わせなんかは、間違うとったら直さなきゃいけないのです。こんなことは常識ですが、請願・陳情を受け付けない、受け付けた、受け付けたというんじゃないけど、受け付けても議会に乗せないというのは受け付けないと一緒にですから、議会に乗せなきゃいけないです。議会に出すのがルールです、請願・陳情は議会に出す、これがルールです、そう決まっておるでしょう。申し合わせなんかは関係ないです、上位法が憲法からずっときて、上位法のほうが優先するんです。受理と誠実処理職務を定めている、議員法第5条に反する扱い、こんなことをしたらだめです、美作市議会死んでしまうんです、こんなことをしたら。法律は守らなきゃいけないのです、申し合わせが間違うとんです。だから、幾らそちらがルールにのっとると言われても、それは間違うとんじゃ、ルールにのっとってない。ルールにのっとってないことをしたらだめです。だから、これは受理したんですから、受理して議会にかけなきゃいけないです。それが一番大事なことなんです、議会にかける。それが否決されようが反対されようが、それは議員の皆さんの判断ですから。そんなことじゃない、議会にかける、それが大事なんです。かけるようにしてください。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

議長預かりじゃというて、議長が預かってどがんするんか知らんけど、これは恐らくきょうもこの傍聴に来られておるけども、この人らはまるっきりこの中の雰囲気やを皆聞いておるわけじゃけども、法は関係ねんじゃと、今申し合わせ事項を優先したんじゃとこの美作市議会ではというような形の中で、議長は預かっとなら、いつまでたっても何遍でも出たときにはこれを議長はどがんされるんか、その辺のところもよう女性の方じゃけえ、ふんどしは締めてなからうけども、しっかりとした対応していかなんたら……

〔「わかるでしょう、議長も」と呼ぶ者あり〕

これは……

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、今のふんどしという言葉は私に対して言われて……

〔15番岩江正行君「女性の方じゃからというて言ようるでしょうが、わしは」と呼ぶ〕

そういう言葉はふさわしくないと思いますので、取り消してください。

〔15番岩江正行君「あんたね、私の言葉を取り消しせえというんだったら、この間は何で取り消しさせてないんなら、ほれで」と呼ぶ〕

この間のことはこの間、今のことを言う。

〔15番岩江正行君「この間のこの間じゃなからうがな、ほれで」と呼ぶ〕

今のことを言っている。

〔15番岩江正行君「それをあんたがまた、黙っとれ、そこで」と呼ぶ〕

〔5番中山忠明君「はい」と呼ぶ〕

〔15番岩江正行君「中山議員、ちょっと待ちんせえ。中山議員、ちょっと待ちんせえ」と呼ぶ〕

〔5番中山忠明君「言葉を慎んでください。もうそれをたがを外したらやりたい放題、言いたい放題になって議会の運営にならんでしよう」と呼ぶ〕

〔15番岩江正行君「じゃから、私が言いたいのは、預かる預かるというて、預かってどがんするんなら。恐らくまた次の人が12月までに持ってくるというようなことを聞いております。それじゃから、そんなことを預かる預かるというて、一遍これは否決しようが可決しようが否決しようが、市民からの思いをこの議会の中できちっと整理することが私は大事じゃないかと思う」と呼ぶ〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔15番岩江正行君「そのことができんような議会だったら、あんたにそこで一握りにされてしもうたんでは、我々は何の意味でここへ出とんか。市民の負託を受けて出とつても何にもなりませんので、これだけははっきり言うとかくけど。このこと対して、帰りがけ尾高議員と下で会った、帰りがけにこういうふう口走って帰ろうた、今度は筋を通しちゃうと、今度は筋を通してやっちゃうと。筋を通す通さんというような問題じゃないでしょうが。じゃから、こういうふうなことは言いたいことはないけども、とりあえずここできちっと一

[10番岡本泰介君「上程して……」と呼ぶ]

そのときはいなかったんですけど、後からの報告で全員賛成ということで、上程しないということに決定をしたということです。

[10番岡本泰介君「上程せずに、判断はほんならどうするんですか」と呼ぶ]

議会運営委員会でされたことですので。

よろしいですか。

どうぞ。

4番（岡野 鉄舟君）

本議会では、請願と陳情が議案として陳情第7号であるんですが、これはやはり担当常任委員会と本会議で諮るわけでした、陳情は議決しないという今の議長の発言は間違ってると思います。つまり、上程があればそれはしなけりゃいけないというのが1点。議長はそうにおっしゃられなかった……。

議長（鈴木 悦子君）

議会運営委員会で言いました。

[4番岡野鉄舟君「重ねての発言になりますが、全協申し合わせというのは、あくまで全協申し合わせであって、本会議での要するに有権者の方が出された請願に対する考え方とは関係のないことです。あくまで本会議に私の陳情・請願はどうなってるんだろうかということをしなきゃいけないわけです。それは、今岩江議員が言われたように、岡本議員が言われたように、請願法であり、憲法で保証されているという大もとのことです。しかも、国会の今回の請願についての扱いに反しているのであれば、いかに形式的に申し合わせ事項があったとしても、それは効果はありません。そういう原点に戻るべきだというふうに私は私自身のことも踏まえて申し上げたはずなんです。そうすると、しかも議員必携にある写しを配付しなければいけないという、写しではありません、これは。あくまで要約、サマリーをしたものです。審議の対象になるのは、あくまで原本についてです。そういった意味でも、ルールというのが正しくなされていないと思います、私は」と呼ぶ]

[「どこへ写しがあるん、写しやこうありゃへんがな」と呼ぶ者あり]

今岡野議員が言われたのは、その陳情書の写しまたはその要旨を印刷して、議員に配付するというのでございますので御理解ください。ついておりますから。

[4番岡野鉄舟君「確かに配付の〔聴取不能〕であれば、皆さんが17人の議員がそれぞれ議論する場合に、またはその要約であったとしても、正確に陳情者の意図がわからないということです。ですから、また後あったとしても、原本を配付する、そしてそれを審議の対象にするというのが本来の姿であろうと私は思います」と呼ぶ]

わかりました。それはそれでまた改革委員会なり、そういうところで改革するべきことは改革していったらいいと思います。この議員必携には、そういうふうに写しまたはその要旨を印刷して配付するということになっておりますのでよろしく申し上げます。

この件につきましては、内容にまでする踏み込んでいきましたけれども、議会運営委員会での結論は、議長預かりということでございますので、これ以上の議論はこれで終結したいと思います。よろしいですか。

[4番岡野鉄舟君「ちょっと待ってください、最後にいいですか」と呼ぶ]

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

本件に関しては、陳情者の方も今傍聴に来ておられますし、みまちゃんを見ておられる方も一体どうなっているかというふうに思っていると思います。軽く言われたとは思いますが、仮によしんば議長預かりにしたとして、閉会日の9月28日までにどのような処理過程になるかということをはっきり傍聴者の方とそれとみまちゃんを見ておられる方に説明されてはいかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

処理結果については、文書をもって通知を陳情者の方に、代表の方に通知をさせていただきます。内容についてはしっかりとしたものにしていきたいと思いますので御理解ください。

それでは、以上で質疑を打ち切ります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

日程第4 行政報告

議長（鈴木 悦子君）

日程第4、「行政報告」を行います。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めて皆さん、御苦労さまでございます。

平成29年第5回9月美作市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御参集を賜り深く御礼を申し上げます。恒例によりまして、当市の行政の状況について報告をいたします。

初めに、6月の議会、市議会議員選挙後の初議会でしたが、そこで御質問やら御提言があった重要な事項が何件かございまして、それにつきましての現状について報告を申し上げさせていただきます。

まず、妊娠、出産に伴う心身のケアの問題でございまして、これにつきましては、私のほうで担当部局をお願いをして、現在他市町村の取り組み状況やその実績について調査をし、そして美作市との比較検討を進めておりまして、今後どのような取り組みをするのが適切かということで検討を深めていきたいというふうに考えております。

また、関連しますが、子育て支援施策の出産祝い金事業につきましては、祝い金の支給要件である新生児の乳児健康診査が今月から始まるということから、間もなく第1号の申請があるものと思われまして。先ほど聞きましたところ、9月まで64名の方、64件の申請があるというようなことの中で、ひょっとすると効果があったのかもしれないという気がしておりますが、いずれにしましても美作市の次の世代を担う子どもたちの誕生を祝い、そして子育て世代の経済的負担の軽減の一助としてぜひ御活用いただきたいと考えております。

次に、新たな告知放送システムについての現状を申し上げさせていただきますと思います。

現在の告知システムにつきましては、平成31年度末に設備更新が予定されておりまして、現在のままでは成り行かない。そこで、次の3つの方針、第1に、現行のサービスは必ず提供できるようにする、サービス

の低下がないようにすること、そして2番目です、今まで以上に伝達ができる情報の範囲、うちは聞こえないというのがもしあったら、それをなくして行って、より多くの市民の方々に必ず情報が伝わるようにすること、そして3番目に、それにしてもそういう状況を維持した上で、設備の構築費や管理費を低減をさせる、この3点を基本として検討をしてみました。

これらの対策として、まず美作市の新告知放送システム、これにつきましては一旦告知放送はやめるという話があったんですが、市民の方々からの強い要請があって、告知放送は新告知放送システムとして維持していきますが、現状の光ケーブルを使用しまして、その光ケーブルにFM波を配信するということができるということがわかりましたので、FM告知放送システムとして導入をいたします。これによりまして、従来どおり告知放送を残しながら、システムの構築費用、管理コストの低減というものが図ることができます。そしてまた、新システムの導入費用につきましては、個人の皆さん、市民の方々の負担は一切いたさないという方向で考えております。

2番目に、屋外の広報というかサイレンというか、緊急のことが起きるよという音声もあるんですが、これにつきましては、市内の幾つかの地点ではかなり綿密なネットワークが構築されておりますけれど、一方で別の地域ではほとんどそういうものがないという状況でありますので、したがって伝達範囲が限定されている。そこで、私どもとしては、今までにそういう屋外拡声器がない地域にはきちっと一定の密度で拡声器を設置をしていく、その上にサイレンとか音声で警報、警鐘を発するようにしていくというふうに考えております。また、一斉メールやスマートフォンのアプリを利用して、個人の携帯に大水が出るよとか幾つかの危機管理情報を提供できるようにする、そして市内にいたなくても、例えば津山にいたんだけど、美作市に大変なことが起きるぞというようなことがわかるというふうなことにしていきたいというふうに考えております。

次に、美作市新通信サービス構想ということなんでございますけれども、いわゆるインターネットでございますが、これにつきましては今NTTでさんでやっておりますけれども、これに加えて地元の業者により市民のための安心通信サービスということで検討しております、簡単に言いますと今までよりも安い価格で地元の安心できる業者の方からインターネットサービスの提供をする、受けることができる、選択ができることにしたいというふうに考えております。いずれにしても、美作市の新告知放送システム、通信サービスでは、行政情報の伝達力を拡大した上で、補修費用を含めて相当低いコストでシステムの構築ができるということになりますのでよろしく申し上げます。

次に、これも前議会での御提言の一つだったわけでございますけれども、家庭用可燃ごみの収集の拡大につきましても、6月の議会で御質問、御提言がございました。そこで、5月から9月または10月ぐらいまでのいわゆる夏期間、これにつきまして若干の月数でございますけれども、週2回収集を拡大できるということ、要するに週2回収集の拡大、これが1点。それからもう一つは、年末年始に10日ぐらい、場合によっては2週間近く収集が来ないという状況について、これを解消するための年末年始の追加収集の方向で、担当部局におきまして収集等に係る経費の増額がどれぐらいかとか、あるいはごみの受け入れ態勢が十分できるかなどの検討を進めてまいりました結果、費用面では例の美しい里山公園地方交付税確保等の市民還元事業というものを活用させていただくことで、来年度からとはなりますけれども、市民の皆さんの御要請に応えるべく、また議員の御提言に応えるべく、クリーンセンターのほうで計画を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、6月議会閉会以後の行政全般について御報告を申し上げます。

まず、8月19日に開催いたしました夏期巡回ラジオ体操、みんなの体操会、これにつきましては早朝に

もかかわらず、会場となりました美作野球場に1,419人だそうでございますけども、本当に多くの御参加を賜りました。ことしの開催場所は全国にいっぱいあるわけでございますけども、その中で最も活気にあふれ、参加者も多いすばらしい体操会であったとNHKの関係者から高い評価を頂戴したわけでございます。心から御参加の方々に御礼申し上げたいと思います。

次に、これまでの議会でも申し上げてございましたけども、美作岡山道路の北部への延伸に関する研究会が去る8月21日に智頭町で開催されました。国土交通省、鳥取河川国道事務所、岡山国道事務所、鳥取、岡山両県、そして関係する2市、つまり私ども美作市、鳥取市、3町、勝央、奈義、智頭町の首長参加のもとで開催されたわけございまして、同研究会では、鳥取東部と岡山東北部を結ぶエリアの交通や産業の状況、各市町の将来像、課題を共有するとともに、地方創生や国土強靱化に向けた連携強化を図るには、この道路が最重要であるということが確認をされたわけでありまして。今後につきましては、国や県の助言も頂戴しながら、道路の必要性や効果の研究や議論を深め、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オリンピックムーブメント関係の幾つかのポイントでございますけども、ベトナム国を相手国とするホストタウンの第一弾として、岡山湯郷Be11eの協力を得まして、8月1日から12日の日程でベトナムの女子サッカーナショナルチームの合宿の誘致ができたわけでありまして。そして、8月15日から、実はこのベトナムのチームがマレーシアで開催された第29回東南アジア競技大会というのがあるんですけども、ここで彼らが長く目標としておられた東南アジアの中での優勝というものを飾ることができたということでありまして、監督から美作での合宿の効果がまさにこの優秀な成績の紛れもなく原因の一つであると、こういう連絡が来まして、感謝状が参りました。私どもとしては、ベトナムのチームが東京オリンピックに勝ち上がってきて、そして当市で合宿をしていただけるということの実現をぜひしてほしいと期待をしているところであります。

次に、新たな取り組みでございますけども、8月21日から28日までの日程で、自衛隊の体育学校競歩班の強化合宿が実施をされました。自衛隊の競歩班は、東京オリンピックでメダル獲得を目指す日本勢の主力をなすチームでありまして、美作市での合宿が所期の成果、メダルの獲得につながることを期待をされております。そしてまた、8月31日からは自衛隊体育学校女子ラグビー班が昨年に引き続きまして合宿に来られました。これにあわせて、9月2日、3日は女子ラグビーセブンズ交流会イン美作ということで、昨年に引き続き盛会を開催をすることができ、ラグビー協会からも高い評価を頂戴したそうでありまして。

次に、学校法人大阪滋慶学園、仮称でございますが、美作市スポーツ医療看護専門学校及び滋慶学園高等学校美作キャンパスにつきましては、岡山県の私立学校審議会において、設置認可を適当とするとの答申が示されました。これにより、認可申請中として本格的に生徒募集の開始をされたところでありまして、オープンキャンパスにあわせて、学校説明会、医療セミナー等が開催をされております。これらの結果、学生募集は順調に進展しているということを伺っております。そこで、学生寮につきましては、市の遊休地を活用した学生寮等の整備を行う民間事業者を募集いたしましたところ、地元事業者の応募があり、旧やすらぎ荘の跡地において、100人規模の学生寮の整備が進められることとなったわけでありまして。

次に、特別支援学校の誘致につきましては、引き続き学校法人日本体育大学と教育カリキュラムなどについて協議を行っているところでございまして、先般開催された北海道網走市の日本体育大学附属高等支援学校の平成30年度入学者向けのオープンスクールでは、その教育理念や取り組みが注目をされて、中国地方や関西、関東地方なども含めて、65組210名に上る方々の参加があったと聞いております。当市の特別支援学校でも、網走市での取り組みを参考としながら、教育カリキュラムや卒業後の就職など障がい者のニーズを

踏まえた学校運営を検討してまいりたいと考えております。できるだけ早期に日本体育大学との協定を締結をして、地元の方々あるいは関係者の皆様に具体的な説明ができる段階に達することができるように、これからも努力を継続をしていきたいと考えております。

湯郷幼児園建設工事でございますが、おかげさまで8月末をもって完成をし、9月19日に落成式を迎えることができるという状況になりました。議員の方々、保護者の皆さん、湯郷の自治会を初めとする多くの方々に御協力をいただきましたことにこの場をかりて心から感謝を申し上げます。

また、同園には、地域の子育て家庭を支援する施設、子育て支援センターを設置をさせていただきました。

続いて、市内の小・中学校の状況でございますが、4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果では、学力調査は小学校、中学校ともに、3年連続していた改善が足踏みをして、課題が残る結果でございました。まことに残念でございますけれども、今後の奮起をお願いしたいと思っております。一方では、子どもたちは規範意識や自己肯定感、こういうところが非常に充実をしてきて、地域の行事に積極的に参加をしている様子も明らかになりました。こうした子どもたちの成長を支えるために、就学前からの教育の充実を図っているところでございます。長期的な視野に立ち、学校、家庭、地域全体で子どもたちを育ていくために、今後とも御支援、御協力を頂戴したいと心からお願いをする次第であります。

次に、7月1日から作東の一部地域で開始いたしましたタクシー券利用の実証実験、これにつきましては、現在までに利用者証の交付者が222名、対象地域の70歳以上人口が1,354名でありますので、約16%の方の登録があったこととなります。また、一般タクシーの事業を行っておられる8業者の方々や福祉タクシーをやっておられる5業者の方々からも登録をいただきまして、これらの業者の方々の協力をいただきながら、十分な運用体制というものが構築をされたと考えておまして、7月末での実利用者数、実際に利用した方でございますけれども、これが29名、延べ108回の利用をいただいております、今後データの収集、分析を通じて、市内全域に拡大可能であるかなどを含めて、前向きに検討をしていきたいというふうに考えている次第であります。

次に、財政状況でございますが、財政健全化判断比率という比率がありまして、議会にも報告されてございますけれども、実質公債費比率は、平成25年には15.0、これは限界が25なんですけど、まあそういう意味では15.0でもそう悪くはなかったわけでございますが、平成27年度は14.0、そして平成28年度決算に基づく数字が13.5と確実に改善をいたしております。また、将来負担比率、つまり今ある借金を将来の方々に負担をしていただく比率でございますけれども、100%が1年分ということなんですけど、平成26年度には79.6でありました。平成27年度は60.5と結構改善をいたしまして、また平成28年度につきましては38.6と顕著に改善をしておまして、当市の財政は健全な状態というふうに判断をされております。この要因といたしましては、歳入において、都市公園の面積の増、市道の認定基準緩和などの普通交付税の確保が進んだこと、歳出では、経常経費の削減に努めたこと、また起債発行額の抑制や繰上償還の効果があらわれてきたというふうに考えております。

最後に、人口動態についてでございますけれども、今年度、つまりこの4月から先週末までの約5カ月に足すこと1日です、先週の金曜日は9月1日ですから、5カ月強の社会動態の合計でございますけれども、転入超過による増加を記録をいたしました。先週末の実数では、この5カ月強でプラス10人、月平均を出しますとプラス2人ぐらいなんですけど、過去数年間の月平均が毎月13とか17というマイナスであったことに対して、相当大きないい方向への変化があったと考えております。これにつきましては、当市設立以来初めての状況じゃないかと考えております。要因といたしましては、みまさか暮らしの質改善プラン、美作市子育て

て若者支援プランの推進などによって、じわじわと当市の暮らしやすさが向上していること、次に北山や真加部の定住促進住宅への入居がそれなりに進んでいること、また学校法人大阪滋慶学園の専門学校等の開設準備が順調であって、前倒しで教員の方々などが当地にもう来ていらっしゃるなどというふうに考えております。社会動態の好転は、やがて自然動態にも好影響をもたらすものであります。昨日たまたまでありましたけれども、上山の老婦人の方々と雑談する機会があったんですけども、越してきた方がいて、子どもができた、久しぶりに上山にベビーがいるんじゃないかとこういう話をしておられましたけども、こういう社会動態がプラスになるという方向性を何とか継続し拡大できるように期待をしながら、政策に万全を期していきたい、そう考えておりますので、議会の皆様方そして市民の皆様方の御支援を賜りますようお願いをし、行政報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5 文教厚生委員会委員長の中間報告について

議長（鈴木 悦子君）

日程第5、「文教厚生委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

文教厚生委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、文教厚生委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

それでは、金谷委員長。

金谷議員。

9番（金谷 のり子君）〔登壇〕

文教厚生委員会委員長中間報告をいたします。

6月定例会から9月定例会までの閉会中に所管調査として、文教厚生委員会を開催いたしましたので報告します。

教育委員会所管では、去る7月3日午前8時30分より開催し、市内小学校5校、中学校1校の学校訪問及び美作給食センターの視察を行った後、協議を行いました。

委員から、英語教育のALTは何人いるのか、エアコン設置について、今年度特別支援学級に設置されているが、普通教室に対して予算要求をしているか、学校の校舎について、年数が経過している、建てかえ等は、学校裏山から水の流出に注意対策は、学校視察で結露、滑りどめの対策は講じてあるが、破損部分もある、スクールバスの運行に当たって、通学路の見直し、検討はどの質疑があり、執行部から、ALTは9小学校2名、5中学校2名の配置をしている、エアコンの設置の予算要求は以前から要求している、また小学校の建てかえは、まず湯郷幼稚園を今年度建てかえ終了、今後大原保育園の移設を考えている、小・中学校は、国の補助金を活用し、市内全小・中学校の耐震化は終了、今後の小・中学校建てかえは、少子化の状況も踏まえ、国の長寿命化対策を研究して進める、小学校は、校舎は毎月校長が見回りを行い、日々の点検もを行い、危険と判断すれば報告がある学校等からの要望により改善していく、スクールバスの運行は、バス購

入時、国が示す通学距離の目安が小学校で4キロ以上を適用、災害、熊の出没で要望があり危険性があると判断したとき、臨時的にスクールバス運行等の対策を講じている、今後も運用していきたいとの答弁があった。委員より、制度にとらわれ過ぎず、柔軟に対応すべきと要望があった。

次に、委員から、スポーツの町としての取り組みについて、市内保育園ではどのような方針で指導されているのか、隣町の運動会との差を感じるとの質疑があり、執行部から、保育士は非常に遅くまで過重労働になると訴えがあるぐらい一生懸命やっている、子どもたちの体力づくり、運動能力向上のため、保育園、幼稚園、小学校、中学校の先生方を対象に、美作大学児童学科准教授講師にリズム運動を指導、リズムジャンプを今年度計画、運動能力向上、けが予防に効果的、湯郷Be11eも予定、まずは先生方、その園児に教える順番であるとの答弁。委員より、見た園は日々の遊びや生活の中に運動を取り入れ、運動会のための運動ではない、日々のことであり大変ではない、それがすばらしい発表になる、美作はどうか、執行部から、保育園につきましては、昨年から園長に伝え指導しているとの答弁があった。

そのほかに委員より質疑はなく、教育委員会所管の文教厚生委員会を終了しました。

保健福祉部所管では、去る7月10日午前9時より、文教厚生委員会を開催し、市立病院及び診療所、医療機関2カ所、美作市社会福祉協議会、老人保健センター及び小規模多機能型居宅介護施設等の高齢者施設2カ所、児童発達支援センター、障がい者就労継続支援事業所等の障がい者施設2カ所、及び放課後児童クラブ2カ所の視察を行った後、協議を行いました。

委員から、非常に予算のかかる事業を見たが、一般会計からの支出は幾らか、指定管理に出している放課後児童クラブについて、市としてどのようなチェックをしているのか、運営チェックは先進地事例を参考にしふみ込めないのか、民間放課後児童クラブの補助金を年度末に精算、支払いを見直し可能か、日中活動型の障がい福祉サービスについて、事業所数を把握されているのかとの質疑があり、執行部から、視察先の一般会計からの額、交付税算入額等の答弁があった。放課後児童クラブについて、毎月1度統括責任者に利用状況等の説明を受け、事故、トラブル等の有無に対し、さらに年に1度利用者アンケートを実施、指定管理者、保護者代表の協議を行っている、昨年は指定管理者がかわり、国の運営基準の運営検証から行った、また先進地事例は参考とする、現在は支援員が定期的に集まり、保育指針に基づき、保育計画を制作し運用している、また民間放課後児童クラブの補助金は、部分払いでの方向で考えている、日中活動型の障がい福祉サービスは、市内では就労継続支援A型事業所が2カ所、就労継続支援B型事業所で3カ所、一番利用の多い生活介護の事業所は市内にないとの答弁があった。

委員から、大原病院の通院患者についてふやしていく工夫は、大原病院の交付税の一番大きなウエートは、院内保育の利用状況と伴う経費はとの質疑があり、執行部から、病院患者は、急性期病院の退院後直接帰宅せず、一旦大原病院で在宅復帰に向けケアを行う地域包括ケア病床を現在10床、需要が高いので20床にふやす方向、外来患者には、緊急告知病院の役割として、安心で信頼できる診療体制の充実をPRする、交付税の一番大きな不採算地域運営補助金である、院内保育は昨年度は常時1名、一時保育で3名が利用、今年度は利用実績はない、昨年の運営経費は604万7,000円との答弁があった。委員から、常時利用がない場合の経費削減のための対応についても検討するように要望があった。

委員から、社会福祉協議会の子ども学習支援居場所づくり事業、国の補助金対応では対象者が100名ということを保健福祉部としてどのように捉えているのかとの質疑があり、執行部から、現在は補助対象ではない、制度化できていない事業に取り組んでいる状況だが、今後も国がいろいろとメニューを出してくるので、これからの事業に合致するか随時すり合わせを行う、対象者100名は要保護児童の数で社会福祉課で行い、対象年齢ゼロ歳から18歳未満の子どもの支援、事業実施は保護者と調整後事業に参加するとの答弁があ

った。

その他に委員より質疑はなく、保健福祉部所管の文教厚生委員会を終了しました。

以上、文教厚生委員会委員長中間報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で文教厚生委員会委員長の中間報告を終わります。

日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第6、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定をいたしました。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）〔登壇〕

それでは、議長の許可を得ましたので、これより議会改革特別委員会委員長の中間報告を行います。

去る8月7日月曜日、議員控室におきまして、欠席委員2名、出席委員16名で議会改革特別委員会を開催いたしましたので、中間報告をいたします。

このたびの議会改革特別委員会では、各委員に事前に当特別委員会にて、議題としてほしい項目を提案していただきましたところ、全部で18項目が提案されました。協議に先立ち、まず提案者から各項目についての説明を聞き、内容によって改革特別委員会で協議すべきものか、他の委員会などで協議すべきものか、委員会の中で仕分けすることになりましたが、項目が多数であることと、項目によっては内容が重複することがあることから、改革委員会正副委員長と事務局で項目を整理してから、改めて協議することに決定されました。

以上で議会改革特別委員会委員長の中間報告とします。

なお、閉会中も引き続き調査が必要ですので、御承認をいただきますようお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会改革特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

ただいまの議会改革特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

別に異議というわけじゃございませんが、委員会の開催頻度をもう少し上げていただきたい、そのように思います。月に1回か二月に1回してたんでは遅々として進まない、もっと改革委員会を開催する回数をふやしていただきたい、そのように思います、いかがでしょうか。

[16番日笠一成君「皆さんで調整しながら〔聴取不能〕やっていきたいと思
います」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

わかりました。そういうことですので、御理解ください。

ほかには異議なしですね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

日程第7 発議第4号「決算特別委員会設置について」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第7、発議第4号「決算特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

尾高議運委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

それでは、決算特別委員会設置についての提案をいたします。

〔以下朗読〕

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第4号「決算特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会につきましては、委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員会の構成が議員全員ということですので、本日議会終了後、決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。それでは、決算特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後日報告することにいたします。

- 日程第 8 報告第 5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」
報告第 6号「出資法人等の経営状況について」
- ・美作市土地開発公社
 - ・（有）特産館みまさか
 - ・（有）大原農業振興センター
 - ・東粟倉特産物販売（有）
 - ・（株）作東バレンタインホテル
 - ・（株）雲海
 - ・（株）みまちゃんネル
- 報告第 7号「東粟倉特産物販売有限会社の清算結了について」
報告第 8号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」
- 日程第 9 議案第55号「財産の取得について」
日程第10 認定第 1号「平成28年度美作市一般会計決算の認定に

ついて」

認定第 2号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計
決算の認定について」

認定第 3号「平成28年度美作市介護保険特別会計決算
の認定について」

認定第 4号「平成28年度美作市簡易水道特別会計決算
の認定について」

認定第 5号「平成28年度美作市住宅新築資金等貸付事
業特別会計決算の認定について」

認定第 6号「平成28年度美作市公園墓地事業特別会計
決算の認定について」

認定第 7号「平成28年度美作市都市と農村の交流施設
特別会計決算の認定について」

認定第 8号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別
会計決算の認定について」

認定第 9号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五
男奨学基金特別会計決算の認定について」

認定第10号「平成28年度美作市武蔵の里特別会計決算
の認定について」

認定第11号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会
計決算の認定について」

認定第12号「平成28年度美作市愛の村パーク特別会計
決算の認定について」

認定第13号「平成28年度美作市水道事業決算の認定に
ついて」

認定第14号「平成28年度美作市病院事業決算の認定に
ついて」

認定第15号「平成28年度美作市下水道事業決算の認定
について」

日程第11

議案第56号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正
する条例について」

議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制
定について」

議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適
化推進委員の定数に関する条例の制定について」

議案第59号「美作市農業委員会の委員の過半数を認定農
業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意につ
いて」

議案第60号「美作市こぶしの里設置及び管理に関する条

例の制定について」

議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」

議案第63号「市道路線の認定について」

議案第64号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」

議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、続きまして、日程第8、報告4件、日程第9、議案1件、日程第10、認定15件、日程第11、議案10件、報告第5号から8号、議案第55号、認定第1号から15号、議案第56号から65号を一括議題といたします。

続きまして、日程第8、報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」について、提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程されました報告第5号「専決処分の報告について」、具体的には自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について報告をいたします。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

〔以下朗読〕

以上、報告させていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

この事故の関係なんじゃけど、議会があるたんびに事故の報告があるんじゃけども、損害賠償の、これは保険で対応するということじゃろうけども、これほど事故をたくさんしとったら、保険金が民間だったら高う高うなるんよ、掛金が。これについては、市役所やこうが入るとるやつはどうなんか、何ぼ事故をしても保険金のほうは高うならんのかな、その辺のところを聞かせてください。

議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。

岩江議員の御質問でございますけれども、市が加入しております自動車損害共済保険につきましては、民間の保険と違いまして、ランクが変わるといようなことはございません。ですから、事故をいたしましても、掛金、共済の場合は分担金になるんですけども、これについては変わりがないということで御理解をいただきたいと思ひます。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「出資法人等の経営状況について」、説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

本件報告につきましては、地方自治法第243の第2項の規定に基づいて、市が出資する法人、借入金の元金もしくは利子の支払いを補償し、または損失補償を行う等債務負担をしている法人の2種類につきまして、経営状況を説明する書類を作成をし、議会に提出するよう義務づけられていることによります。

この規定により、1、美作市土地開発公社、2、有限会社特産館みまさか、3、有限会社大原農業振興センター、4、東粟倉特産物販売有限会社、5、株式会社作東バレンタインホテル、6、株式会社雲海、7、株式会社みまちゃんネルの7件につきまして、平成28年度の経営状況等及び平成29年度の経営状況等、これは事業計画及び予算状況でございますけれども、これらを御報告申し上げるものであります。

内容につきましては、各担当部局から報告をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当部長の補足説明を求めます。

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

出資法人等の経営状況について報告をさせていただきます。

まず、美作市土地開発公社の平成28年度決算概要について御報告申し上げます。

美作市土地開発公社は、公有地の先行取得及び合併前に英田土地開発公社が造成した作東産業団地の分譲などを行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、有限会社特産館みまさかの平成28年度決算概要について御報告を申し上げます。

特産館みまさかは、道の駅彩茶茶屋と農産物直売所の彩菜みまさか箕面店を運営しており、主に市内及び近隣市町村で生産、加工された農産物の販売を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、有限会社大原農業振興センターのほうへ参ります。

平成28年度の決算概要でございます。

大原農業振興センターは、農作業の受託、育苗、ライスセンター、黒大豆乾燥調整施設の管理運営、野菜の苗、農業資材、肥料、農薬の販売等を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、東栗倉特産物販売有限会社の平成28年度決算概要について御報告申し上げます。

東栗倉特産物販売は、主に東栗倉地内で生産、加工された農産物や愛の水の配達、販売を行っております。この会社は決算期が1月末でございます。

〔以下朗読〕

この会社の清算につきましては、次の報告第7号で報告をさせていただきます。

続きまして、株式会社作東バレンタインホテルの平成28年度決算概要について御報告を申し上げます。

〔以下朗読〕

続きまして、株式会社雲海の平成28年度決算概要について御報告を申し上げます。

株式会社雲海は、平成25年4月2日に設立されました。同年7月1日から指定管理者として大芦高原国際交流村の運営を始めましたが、経営難に陥りまして、平成26年2月20日の株主総会で解散を決議しております。その後、清算手続が中断をしております。

〔以下朗読〕

事業計画のほうはございません。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、みまちゃんネルについて説明をお願いします。

池田企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

私のほうからは、株式会社みまちゃんネルの決算について御報告をさせていただきます。

株式会社みまちゃんネルの平成28年度の決算でございますが、みまちゃんネルは、美作市内と西栗倉村内の視聴者の方々を対象としたケーブルテレビ番組やテレビコマーシャルの作成、放送を行っております。また、平成27年度からは美作市情報化推進に伴う管理支援業務を受託をしており、ケーブルテレビの障害対策や光ケーブルのサポートなども行っているところでございます。さらに、28年度からは、気象情報や行政情報を、それからまたお悔やみなどの情報をより見やすい画面で見いただくために、データ放送として情報を提供をさせていただいているところでございます。

平成25年3月に株式会社を設立し、同年4月から業務を開始してまいりまして、今回は本年2月28日までの第4期の決算報告を行うものでございます。

〔以下朗読〕

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で補足説明が終了いたしました。

報告第6号「出資法人等の経営状況について」、質疑に入ります。

質疑ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

これちょっと尋ねるんじゃけども、役員報酬というのは常勤の人か、それを聞かせてください。

議長（鈴木 悦子君）

どこの会社の部分でしょうか。

[15番岩江正行君「全部じゃ」と呼ぶ]

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

失礼します。

美作市土地開発公社については、役員報酬は支払っておりません。

特産館みまさかにつきましては、常勤の役員につきまして報酬を支払っております、1名でございます。

それから、大原農業振興センターにつきましては、役員報酬ではなく、社員の給料ということで常勤の方にお支払いをしております。

それから、東栗倉特産物販売有限会社は、常勤の代表取締役が1名ございまして、報酬を支払っております。

それから、作東バレンタインホテル、こちらも常勤の常務がいらっしゃいまして、報酬を支払っております。バレンタインホテルには非常勤の取締役もいらっしゃいまして、報酬をお支払いしております。

雲海については、ございません。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

それでは、みまちゃんネルでございますが、みまちゃんネルでは常勤の役員1名に報酬のほうをお支払いをさせていただいております。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

常勤の人ということじゃけども、役員というたら、会社が赤字が出ようたらお金を持って帰れることはできんのじゃ、民間だったら。支払い全部済ませてしもうて、自分の給料をへつってでも皆さんにお支払いせにゃいけん。何かその辺のところを皆さん勘違いしとんじゃねんかと思う。食えるもんだけは全部食うてしまわにゃいけん、食べれるものは。足らなったら市から言って、御無理を言うたりすりゃええという考えでは、これはいかなもんかなと思うんですけども、賞与の関係やこうが、これはみまちゃんネルかな、当期と前期とあって、これはどがんなんか、当期が今度はどえらいふえとんじゃけど。そうしたら、役員報酬は変わつたらんじゃけど、賞与、手当やこうがどえらいふえとんじゃけど、何でこれはふえとん、この辺のところの根拠も教えてもらいたい。

それで、会社を守ろうとしたら、役員が先にお金を毎年毎年赤字が出てきょうて、同じように金を持って帰ることにはならんじゃ、これは。その辺のところについてはどがん考えられとん、その辺のところについての説明をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼します。みまちゃんネルの給与の当期、前期の増額でございますが、先ほども御説明をさせていただきましたが、美作市の情報化の管理支援業務、これが27年4月から受託をさせていただいております。この受託に伴いまして、職員を5名新たに採用をさせていただいておりますが、この5名の採用

が27年4月から4名、27年8月から1名ということになっておりまして、この採用が第3期の途中ということになっておりまして、第3期がその途中ということで若干金額が少ないということで、第4期当期の丸々12カ月分の給与がここに計上されている、そういう関係でこれが増加になっているものでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

赤字の法人ということでございますけど、株式会社作東バレンタインホテルにつきましては、事業計画のほうの3ページに収支予算書がございますけど、役員報酬につきましては、29年度は144万円を減じるとそういった計画にいたしております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

ようわからんのじゃけど、言ようることが。赤字を出しようというのには、責任を皆とりようわけじゃ、役員が。大きな会社を見てみんさい、会長がやめて新しい会長にかわったり、いろいろとしようわけでしょう。会社を存続せにやいけん、従業員を守らにやいけん、会社を守らにやいけんということで、そういうふうな形の中で改革していきようんじやろう。うちのこれもうずっと同じような形の中で行きようたら、進歩も発展もありやあへん。負担がどのような形の中でいくんか、これは大変な問題になると思うで。だから、みまちゃんネルの関係についても、きちっとしたこの辺のところの報酬がほんまにこれで妥当なんか、妥当ではないんか、もう少し、利益を生むというのは、人件費が一番多いわけじやろう、こういうのを見ようたら。福利厚生費からずっと賞与から給与手当からごっついほどあるわけじゃ、このほとんどが人件費が大きな負担になってくるわけじゃけども、会社の。その辺についても5人入れたんですというような問題じゃない、なぜ5人入れなかつたらいけないのか、今の人間では何でできなかったんか、どこが無理なんかというようなことを説明せなんだら、今入れましたからここがふえましたというような、そういうふうなのは答弁にも何もなりやあせん、これは。そこのところを皆さんにきちっと説明で、わしらが聞いてもなるほどなというようなわかる説明をしてくれなんだら、うにやうにやうにやというて言うてもうたんでは、これは答弁にならんのではないかなと私は思うんですが、その辺のところをわかるような御答弁をお願いしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼いたします。

美作市の情報化に伴う管理指定業務ということで、みまちゃんネルに新たをお願いをした業務といたしましては、各種申請の受け付け入力業務、これは年間でございますが、それとサブセンターでの点検業務、それから入金データの処理業務、それからこれは年間24時間体制で市民からいろんな故障の電話、そういったものを受け付ける体制に取り組んでいる、そういったことでこの業務に必要な人員を確保しているというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

24時間体制は、これはうちがしたほうが得なのか、ここへ出てきて採用した子がすぐ仕事ができるのか、5人採用した子は全部仕事が一週に1、2、3でできるのか。それとも、業務を外に出したほうが、委託したほうが安いのか、その辺の試算もしたことあるんですか、ないじゃろう。企業を守ろうとしたときに、赤字を市民の負担にせまいとしたときに、よそへ出したほうが得か、うちでしたほうが得か、その辺の計画したようなことはあるかないか、それだけを聞かせてください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

岩江議員の御質問ですが、美作市の職員が対応した場合と外に外注した場合のそれぞれの経費につきましては、当然外注した場合のほうが経費的に安価に上がるというふうな判断もとに委託をしておるところでございます。

以上です。

[15番岩江正行君「はっきり言わにゃ、うにやうにや言うたらわからんのんじや、議長、はっきり言わせてくれなんたら。もっとよくわかるように、現状認識をしっかりとして……」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

今のことをはっきり言ったらいいんですね。

もう一度ゆっくり言ってください。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼いたしました。

この管理支援業務につきましては、美作市職員が対応する場合よりは外注に出したほうがより効果的というところで判断した上で委託業務として外注をしたものでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

土地開発公社の平成29年度の予算書の3ページをごらんいただきたいんですが、その第3条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めると。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額115万円については、当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填するものとするところなんですが、お聞きしたいのは、実際この留保資金があるかどうかということなんですが、28年度の決算書の3ページ、このあたりで実際監査委員がおられると思うんですが、例えば銀行の残高証明なんかをとってきちっとやっているのかという腑に落ちない部分があるんですが、なぜかといいますと、当該損益が非常に大きい、その中でわずか115万円でもあるのかという疑問があるんですが、恐らく形だけでやっていたら大変なことになるかと思うんですが、まずそこで質問なんですが、今申し上げましたように、28年決算の貸借対照表の中で数字の上ではどの部分を指すのかというのが第1点。実際のどのぐらいの留保資金が当年度と過年度を合わせてあるのかという金額を

教えていただきたいです。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

予算書のほうでございます。予算書のほうの資本的収支のほうの不足資金につきましては、留保資金を充てるということで、通常は収益的収支のほうの現金を伴わない支出、こちらの資金を充てる、充当するという事になってまいります。この場合は、過年度留保資金ということで、流動資産のうちからそこを賄うということになってまいります。現金預金が6,682万6,717円ございますので、その現金を回して、支払いを資本的支出があったときにはしていくということになります。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

流動資産ですから、当然1年、ワンイヤー・ルールでいえば1年以内なんですけど、果たしてここで言う当年度と過年度損益勘定留保資金ということで、本当にこれで充てれるんですかという非常に不安があります。つまり、決算であれば、資本的収支の例えば水道にしろ下水にしろ、何にしろ不足額はこれで補填したというんですが、実際に赤字の公営企業等については、不足額を充てた、充てたとあるんですが、実際現ナマがない場合は非常に多い公営企業が多いんですが、この辺は大丈夫ですか、本当に。大丈夫ですかと聞いて、大丈夫ではないと言えないと思うんですが、やはりこれは銀行の残高証明なんかで監査委員がちゃんとほんまにやってるんかということが非常に不安です、その辺はどうですか。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

土地開発公社につきましては、経営自体のほうは、土地を販売する、事業をすればするほど赤字が増大するという公社で運営をしております。したがって、資本金をどんどん食っていくような形の決算になってございます。

現在所有しております用地につきましては、美作市のほうから地域振興基金、それから土地開発基金、これらを融通受けまして、現金を確保しておるところでございます。

先ほどの資本的支出といいますのは、当該年度で損益計算書で言うんですけど、資本的支出のほうで支出しますと、損益計算じゃなくて資産のほうをつつくということで、翌年度以降減価償却というような形で算入を通常企業の場合してまいります。予算書のほうですけど、資本的支出が赤字になるので、こういう中期を加えている、美作市の企業会計におきましても同様の扱いをしておると思いますけど、そういう形になっております。ですから、借入れはしておりますけど、現金預金等の数字に誤りはないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

何となく元財政課長が言われるんで間違いないと思うんですが、どうもしっくりいかない部分があるんですけど、私の経験からしてみても。非常に不安ではあるんですが、私も勉強不足でこれ以上突っ込めないというところ

ころがあつて、それで質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

美作市がいろいろと事業をやっている中で、彩葉茶屋とバレンタインがずっと黒字で来ておったわけですが、バレンタインがいよいよ赤字になってきたということでございます。理由は、結婚式をやったりということが〔聴取不能〕でございますが、ことしの収支を見ておりますと、とんとんで行くようにしてある。とんとんで行くために、役員報酬も140万円減らしてあるという数字が出ているわけですが、去年までの負債が530万円ですか、539万円ですから約540万円ほど赤字が出ておるわけです。それをどうして消していくかということも大きなことだと思います。このまま結婚式がことしも特別ふえるということも難しいだろうと思いますし、そういったことを考えたときに、岩江議員が言われるように、役員報酬が140万円の減で本当にいいのかなという思いが私にもあります。ですから、今まで出しておった768万円の役員報酬の内訳は、常勤役員が何人おって幾ら出している、非常勤役員が何人おって幾ら出しているという中身を教えていただけたら、それによってもう少し参考にしていきたいなと思います。私の発言をまたやりますので、その数字を言ってみてください。常勤役員が何人で幾ら出して、非常勤役員が何人で幾ら出してるか、その内訳を教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

バレンタインホテルの常勤役員につきましては684万円でございます。そして、代表取締役それからもう一名取締役がいますけど、それは市長と職員ですので無報酬でございます。あと2名の取締役がいらっやいまして、24万円と60万円ということで2名の非常勤の方にお支払いをしております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、よろしいですか。

10番（岡本 泰介君）

そうすると、ことし144万円減らしたのは、非常勤は、もともとない人と2人の非常勤の人の分を減らしたんですか。その減らした144万円の減らした内訳はどうなっているんですか。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

内訳については、少し把握できておりません。全体で144万円ということで聞いております。申しわけありません。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

把握できてないということは、今お手元に資料がないというそういう意味ですね。

〔経済部長遠藤宏一君「そうです」と呼ぶ〕

後でまた教えてください。

[経済部長遠藤宏一君「はい、済みません」と呼ぶ]

いずれにしても、非常勤の人がどの程度の役の人かは、あと2人報酬を払っている人が90万円ほど払っているらしいんですけど、これはどうしても払わにやいけんもんか、常勤の人は赤字になつとるから無報酬でいっていただけるんか、その辺のことも検討していただいて、この540万円の赤字をどうして減らしていくか、売り上げはもちろんふやしていきやあいんですけど、経費も減らしていく、両面でしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。作東バレンタインが赤字になると私どもも大変つらいというんですか、そこは唯一うまくいってると思っていたので、いろんなところの施設が随分悪くなって、今とんでもないことにいろいろとなっておりますから、そのこともよく考えてやってください。

以上です、よろしいです。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

株式会社雲海について、お尋ねをいたします。

先ほどの説明でもありましたけれども、委員会の中で清算の決議をして、今休眠状態みたいな状態になつとると思うんですけども、この状態の中で、28年度においては経費が30万円ほど要ってます、もう税金が主体みたいな金額なんですけど、この状態を清算までせずにつまで続けるのか、現時点までこういうふうな状態になった理由をお知らせいただきたい。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

雲海の清算が中断している理由でございますけど、まず清算が中断しました理由は、会社として訴訟を起こす余地を残したということがあります。これは、株主代表訴訟で当時の役員に対して損害賠償請求をする余地を残しているということで、清算結了に至っていません。会社がなくなると、そういう損害賠償請求ができなくなるということで、清算手続が中断しております。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

報酬も払ってないんですけど、今どなたかがこの役員になられてるわけですね、株式会社雲海の。私の言いたいのは、年間税金だけでも18万2,000円、法人税だろうと思うんですけど、この経費が資本金からどんどん使ってなくなっていつまでするのかわかるんですけど、これをいつまでするのか。今請求をするということは、請求の行為をされているように聞いてないんですけど、清算をしたときの当時の役員の一人は私でもありますが、請求されている記憶がないんですけど、いつまで置いといて、経費だけがどんどんどんどんいつまで続くのか。責任があるかないかというのは、会社が清算しようがしまあがあるとと思うんですけど、そのあたりはどんなんでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

株式会社雲海につきましては、清算手続中であるということで、決算についての報告を議会のほうへしてなかったと思います。今回第4期の分について決算報告をさせていただきましたが、こちらのほうも毎年三

十何万円の会社の維持コストがかかっているということを把握しております。先ほど申しましたように、損害賠償、株主代表訴訟の時効の期限は10年といったようなことがございます。この会社の管理、維持していくコストを少しでも安くしながら、いつまで存続させるのかということで再度検討する必要があるというふうに思っております。

法人税につきましては均等割でございますので、県と市へ支払いしますが、支払わざるを得ないということがございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私の言うのは、最終的には資本金が解散した場合には市のほうに入ってくるというのは、全額かどうかは別としまして当たり前、その資産が減っていったら、これが一番の問題だろうと思うんです。年間30万円ずつぐらい経費が要するわけですから、その30万円のお金をどうするんですか、いつまで置いとくんですか、先ほどの部長の説明では10年間300万円です。ちょっと幾ら何でも考え方を考えるべきじゃないかなと、早く清算して、これがまた別の会社になるか、もう少し確実な納得するような理由であればわかるんですけど、訴訟のために置くというのはなかなか理解できない、訴訟は訴訟で別行動で動けばいいと思うんです。そういうふうに思いますんで、でき得る限り早く少しでも経費を安くするのが市の務めでもありますし、資産を入れるものは入れる、1年間放っておいたら30万円ずつ要するという意味をもう少し理解してもらいたい、自分のお金が30万円要るんだったら大変だろうと思いますんで、そういうことでよろしく願います。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

先ほど言われたのと別件ですか。

〔4番岡野鉄舟君「別件です」と呼ぶ〕

どうぞ。

4番（岡野 鉄舟君）

一度に言えばよかったですけど、彩葉茶屋の件でお聞きします。

平成29年度の24期の事業計画を見てるんですが、彩葉茶屋については、いわゆる地産地消という言葉が消費する面から見たらあるんですが、うったての時というのは、地域の方々が出店というか持って行って、そしてそれを利潤を得るといふそういう記憶をしているんですが、これだけの高額な経常の利益が出るといった場合に、本当にその地域エリアでの持ち入れと支払いということじゃなくて、外部からの過剰な仕入れと売り上げという面があるんじゃないかなと思うんですが、お聞きしたいのは、当初できた当時市も出資してるわけで、その辺というのは今現状はどうなってるんですかという質問をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

特産館みまさかの販売している内容でございますけど、もちろん生産組合から出荷を受けまして、委託販売手数料を得ているものがございます。それが損益計算書でいいますと、販売手数料というところに当たってまいります。

売上高となっておりますのは、売り上げ原価のほうへありますけど、仕入れをして販売したもの、これが売上高の一端であったり、厨房での売り上げですと、売上高の厨房ということであらわしております。

〔4 番岡野鉄舟君「よろしいです」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第6号を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時19分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

ここで高田代表監査委員が出席をされております。

続きまして、報告第7号「東栗倉特産物販売有限会社の清算結了について」、市長より説明をお願いいたします。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程されました報告第7号「東栗倉特産物販売有限会社の清算結了について」ということで御報告申し上げます。

同社につきましては、先ほどもございましたように欠損金額が増加したことなどによりまして、平成29年3月31日をもって解散をいたしました。その後清算事務が進められ、平成29年4月7日に解散登記が完了し、5月8日に官報にて公告がございました。そして、清算の結了につきましては、7月25日に当該会社の臨時総会が開催され、決算及び残余財産の分配について承認されましたので報告をいたします。

詳細につきましては、担当部長から報告させていただきますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

補足説明のほうを遠藤経済部長よりお願いいたします。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、東栗倉特産物販売有限会社の清算が結了しましたので、御説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんください。

清算結了までの経過でございますが、平成29年3月31日に臨時株主総会を開催し、会社の解散の決議がなされております。その後の経過につきましてはごらんのとおりでございます。

なお、東栗倉特産物販売有限会社が行ってございました業務につきましては、地元で新しく組織されました会社に引き継いでおります。東栗倉特産物販売有限会社は決算期が1月末でございましたので、2月1日から解散に至る3月31日までの決算と4月1日から7月20日までの決算、この2つを報告させていただきます。

まず、2月1日から3月31日までの決算につきまして、5ページの損益計算書でございますが、売上高が335万4,089円で、売上原価230万8,227円を差し引いた売上総利益が104万5,862円となり、さらに退職金として516万3,500円、これを含みます販売費及び一般管理費756万3,947円を差し引いた営業損失は651万8,085円

となりました。営業外収益を加えた経常損失及び当期純損失は645万8,843円となり、法人税等を差し引いた当期純損失は648万9,149円となりました。

次に、3ページの貸借対照表に帰っていただきまして、資産の部では、流動資産が1,225万4,615円、固定資産が3円で資産合計1,225万4,618円となっております。

4ページの負債純資産の部では、負債は流動負債のみで、合計633万6,037円となっており、純資産は資本金が3,000万円、利益剰余金がマイナスの2,408万1,419円で、純資産合計は591万8,581円となっております。

4月1日からの決算を説明いたします前に、この3月31日現在の流動資産の清算について、処理状況を先に説明させていただきます。

3ページの貸借対照表をごらんいただけたらと思います。

流動資産がございます、このうち売掛金は清算終了までに全額回収しております。商品のうち、そうめん、米などの食品、それからシールなどの資材を含めまして80万214円、これに消費税相当額を上乗せして、新会社へ譲渡しております。残りの140万4,850円につきましては、破棄損となっております。リサイクル預託金は、車両に上乗せして、新会社に車両と一緒に譲渡いたしております。

固定資産のうち、車両運搬具は2円となっておりますけど、トラックなどの車両3台を新会社へ44万2,800円で譲渡しております。工具器具備品1円につきましては、書類棚など什器備品一式を新会社へ10万8,000円で譲渡いたしております。

それでは、ただいまの流動資産の処理を含む4月1日から清算終了に向けた7月20日までの決算を報告します。

9ページの損益計算書でございますが、売上高が86万4,231円、これは商品のうち、そうめん、お米など新会社に譲渡したものでございます。売上原価80万214円を差し引いた売上総利益が6万4,017円ということで消費税相当額が出ております。さらに、販売費及び一般管理費48万5,312円を差し引いた営業損失は42万1,295円となりました。営業外収益を加えた経常損失は42万1,100円となり、特別利益では、固定資産売却益、車両運搬具と什器備品の新会社への譲渡益でございますが55万797円、それから特別損失では、棚卸資産の破棄損140万4,850円で、当期純損失は127万5,153円となりました。さらに、法人税等を差し引いた当期純損失は132万753円でございます。

次に、8ページへ戻りまして、貸借対照表でございますが、資産の部分では流動資産のみで、合計は483万1,473円となっております。負債の部では流動負債のみで、合計は23万3,645円となっております、純資産の部では、資本金が3,000万円、利益剰余金がマイナスの2,540万2,172円で、純資産合計は459万7,828円となっております。

株主に対します残余財産の分配でございますが、1ページの下に表がございます。

先ほど申しました純資産合計の459万7,828円に対しまして、発行株式総数が3,000株でございますので、1株当たりの分配額が1,532円となります。端数の1,828円は美作市が取得することになりましたので、この結果美作市の保有は2,700株でしたので、分配金は413万8,228円ということで7月31日に入金をされております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

本件につきましては、先ほど行政報告の中でも触れましたけれども、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率は、それぞれ会計が現金収支において黒字決算のため該当ございません。

また、実質公債費比率は13.5、将来負担比率は38.6%と、いずれも改善の傾向が継続しております。健全化判断比率の4指標全てが基準よりもよい数字になっておりまして、また公営企業会計の資金不足についても発生しておらず、健全な状態にあるという報告を受けております。

以上、報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

将来負担費率についてお尋ねしますが、27の60.5から38.6に減ってるんですが、この減った原因を分母分子の構成要素から御説明をいただきたいと思えます。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。

岡野議員の御質問でございますけれども、将来負担比率の減少の要因でございます。

まず、市債の実質債務額が減少傾向にございまして、それにより平成20年度をピークに徐々に減少しているというふうな状況でございます。済みません。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

お答えいたしますが、分母分子でいいますと、基本的に分子要因であります。すなわち、基準財政上というか、予算総額があつて、それが分母に来ますけれども、これについては微少な変動はあつてもほぼ変わりません。減っているのは、要するに早期償還、繰上償還等を行つて市債が減り、加えて基金が増大して来ますので、その相差かを取ったところのネットの債務が急減に減少しているといったことで、分子の効果によって減少しているというふうな考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

分子に来る要素は当然公債費といいますか繰上償還は減るんですが、でも債務負担行為が非常に新年度になって以前からも若干ふえてる要素があるんですが、その辺を勘案してもこんな数値になるんでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

岡本部長。

総務部長（岡本 和之君）

なっております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

先ほどの行政報告の中でもされて、今回もこの数字を見させていただきました。市の財政がよくなっていくということは私も大変喜ばしいことだなと思っております。

そういった中で、この数値が岡山県の中では、ネットで調べればいいんでしょうけど、わかれば、県内の市町村、町村はいいですけど、市の中ではどの程度の位置にあるんでしょうか、美作市の状態というのは岡山県の中でどういった立ち位置にあるかなとそれが私が気になるんですけど、教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）

失礼します。

今この指標の数値が県下で、特に市の中でどのような位置するかという御質問ですけども、ただまだ28年度決算の数値についてはどこも公表できておりませんので、これの比較はできません。ですから、27年度の数値でよければ……

[10番岡本泰介君「それでいい」と呼ぶ]

報告は後のほうで報告させていただきますけど、よろしいでしょうか。

[10番岡本泰介君「後で」と呼ぶ]

はい。27でよろしいですか。

[10番岡本泰介君「いいです」と呼ぶ]

わかりました。

実質公債費比率につきましては、15市中の数字的には15番目です、市の平均10%ぐらいなのでそんなに差はないんですけども、一番数字的には位置的にはよくないということです。それから、将来負担比率については、これはことしかなり改善されとんですけども、27年度は、この表にありますように60.5%ということで、15市中11番目の位置にあると。28年度決算については、まだどの市町村についても公表されていないというのが現状でございます。

[10番岡本泰介君「よろしいです」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

よろしいか。

ほかにはございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

ちょっと見させてもらったら、地方交付税に今美作市というのはおんぶにだっこするような状況じゃ、岡山県下でも、うちの下が久米南町、尻から2番目をうちがずっと行きようるわけじゃ。

ほれで、自主財源をきちっと確保するような行政をやってもらわなったら、国のほうの予算が非常に借金がたくさんあるあるというて聞いとんじゃけども、これは国のほうがちょっと厳しゅうなったら、一遍にしわ寄せが来るんじゃねんかと思うんです。だから、財政を健全化することについては、自主財源をもっとふやすようにせなしたら、これはあさつての質問でも言わせてもらおうと思ようたんじゃけども、その辺のところについたら、どがいなんかな見通しは。

それと、人件費についても17.5%、平成27年度で。この辺のところについても、人件費が一番大きなウェイトを持つわけじゃから、この辺のところにもずっと考えていかにやいけんのんじゃねえかと思います。

そうやって見ようたら、教育費が岡山県でも一番低いような、教育費が美作市は6.8か。よそらはもう大体9%、10%、10%から上がずっとあるんじゃけども、教育行政に口ばっかし〔聴取不能〕できるというんじゃねえけども、口先ばっかしで、数字的に見たらひどう力が入ってないなというふうに思います。

それと、市町村の実質公債費比率、これらにしても市長が言ようたとおりで14%ぐらい、公債費比率が。じゃけど、経常収支比率が非常に高うなると、80%以内に抑えにやいけんやつが88.何ぼになつとる。やっぱりこういうふうなところについても見直し、市町村の将来負担率がこれが非常に、津山ほどのことはない、津山はうちの倍ぐらいあるから、数字が。これらでも美作市は60.5、よそは40じゃ30じゃというようなところでずっと行きようるけども、うちらは60.5、それから将来の負担率が非常に高うなると。少子・高齢化の中で税収が落ち込んでくるし、年金生活者が多うなりようるし、介護保険は高う高うなりようるし、こういうふうな形の中で統括をきちっとして、市がほんまに市民の支払いのできる限度額、こういうふうなものを市民生活を守るためにこのくらいのことはしていただきたいがよという納得のできるような行政をしてもらわなしたら、私らはこの間も家に帰って、そのことについては江見部長にも言うたんじゃけども、去年は5,000円はか介護保険を払ようらなんだ、ことしは3万7,000円もろうたやつに2万円引かれたんじゃと、介護保険が一遍に二月じゃ、そうしたらこれが1万7,000円で生活せにやいけんのんじゃがというような非常につらがつて私のところへ電話しておりました。それから、集まったところへ帰ったらいつも公共料金が高うなった、保険税が高うなった、そういうふうな話ばっかし聞くんじゃから、これは耕作放棄地の中でまた言わせてもらうけども、国破れて山河ありというて、城春草木深しという言葉もわしも勉強せんなりにこの言葉だけは小さい折に耳にしたことがあるんです。じゃから、美作市の耕作放棄地を見るたんびに非常に悲しい思いがしょうります。何か津山市は将来負担率というのが非常に高いけども、じゃけど自主財源が多いわけ、美作市より倍ぐらいある。もう少しこの辺のところについても、数字だけをばらばらっとここで説明するんじゃなしに、ほんまに市民の目線であなた方の教育、子どもさんの教育、老後の福祉を守るという形の中できちっとした数字を出していただきたい、かように思います。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

内容が多岐に及びますので、私のほうからお話をさせていただきますけれども、まず全体論というか総論であります、これは岩崎議員などはよく御存じのとおりでありますけれども、これらの指標については、美作市はかつて合併後10年間改善をし、そして悪化をしていって改善に向かうと、こういうような傾向がありまして、そういう中では、この3年間につきましては連続で改善をしておりまして、大分余裕ができてき

ているというような状況でございますけれども、これで満足をしているということでもありません。もう少し改善できるところは改善をしていかなきゃいけないとこういうのが基本路線であります、いずれにしてもこの3年間は相当の改善をしているということでもあります。

したがって、第2点目でありますけれども、その中で今市民の負担云々かんぬんという話がありました。アンケートにおいても、当市における介護保険料というのは高いという痛烈な声が出ておまして、これは議員は多分お忘れかと思っておりますけれども、来年度に向けて減額をしようということで今仕組みづくりを進めているとこういうようなことでもありますし、その他の負担についてもなるべく平準化をしていくということとともに、市民サービスを上げていこうとこういう程度の余裕はでき始めていると、こういうような状況です。

加えて、我々も感じておりますことは、かつて例えば三セクをつくって、あつという間にお金が蒸発したというようなことはもう起こっておりません、そういうことでは財政にとって非常に厳しい負担が出ますが、そういうような状況は今全くないというようになりますし、かつて数十億円で情報システムをつくりましたけども、これについては詰めに詰めて、ぎりぎりのところまで抑えてサービスを拡充してまいります。いろんな試算もありますけども、今回はかつての金額よりも4分の1以下という程度で、同じ程度以上のサービス改善を図っていけるというようなことで、担当部局もよく頑張っていただいている、ただそれで満足をするというようなことではありません。

次に、おっしゃるとおり、私どもは地方交付税に依存している、ただ全国どこの自治体も地方交付税には依存しているとは言いませんけども、ほとんどの自治体がそうでありまして、岡山県内の27市町村プラス1件、28の自治体がありますけども、全てこの地方交付税には依存をしているわけでありまして、これはいかんともしがたい日本の一極集中の結果とこういうことになっておりますが、しかし我々としてもいろんな形で自己財源、自己収入というものは、税の形で確保していかなきゃいけないというふうに思っております。

1つ今着目しておりますのが、固定資産税のことをおっしゃる方は多いんですが、法人市民税というところに我々は着目しております、私どもの税務課も非常に最近、税の取り方として、例えばここの地域に進出をしてパネル工事をしている方から法人市民税は取れないかといった今までなかなか思いついたことのないところまで踏み込みながらやっておりますし、指定管理を出すときには、法人市民税をたくさん払ってくれる企業のほうを、同じほかに評点がよければ優位な形で評価をしていくというようなことの中で、大分積極的な税収獲得政策というものが浸透しつつあります。ただ、これにつきましては、企業誘致ということを図っていくというのが原則になってくるんですが、いかんせん作東産業団地も99%以上が完売しちゃったもんですから、新しいところあるいは既存の団地などに対して、条件は厳しいんですけども、これから誘致努力をするとともに、新しい団地の造成というものも積極的投資と税収確保というようなことで、もしそういうことを本気でおっしゃっておられるのであれば、やっていく際にはぜひ御協力をお願いをしたい。税収確保策としてやるときに、それもいけん、あれもいけんとよくおっしゃる方もおられるんですけども、あるときには税収確保せえ、あるときは予算反対だというようなことではなかなか議論も進みませんので、その辺をまた含めてよろしくお願いを申し上げて答弁いたします。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

市長がいろいろと言われましたけども、来年は市長選挙ということで、恐らく萩原市長さんも立候補され

るんじゃないと思います。それで、我々がこの前選挙が済んだばかりですけども、選挙というのは4年間を占うわけですから、今言よう岡本部長さんは、今度はずっと総務部長でそこでたくさんのおられる部長さんらが〔聴取不能〕から何からたくさんおられるんじゃないけども、かちかち山にせんようにせんだら、クルーザーに乗せてくれとも言わんけども、私らが地元へ帰ったら、悪くなった、悪くなったというようなことを聞くから、それだからわしにばかり言うなど、あんたら選挙したんじゃないかと言う。4年の選挙というのは、4年に1遍の選挙があるわけじゃから、市長にしても議員にしてみても、あんた方が名前を書いた人が多数決で全部しょんじやし、市長が提案したやつを皆しょんじやから、多数決の多いほうに決まっていきようんじゃないから、議会制民主主義多数決の原則でやっていきよんじゃないから、それをわしらにばかり言わずに、あんた方もしっかり勉強して、あんた方の支持した人らにきっちり言うてもらわんだらこのことについては解決しないぞということを私も言ようわけです。そういうことで、市長は最高学歴も取得されとるし、衆議院もされとった、岡山市長もされとった、人生経験豊富な人じゃから、美作市を泥船にせんようにだけお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

そういうことではございますので、別に泥船になるということが、相当泥船が救われてるというのが実態だと思いますが、市政に対して泥船という言葉をお使いになるのがいかななものかというふうに思いますし、また6月の議会のときには、ある議員が市長選挙に出るのかなと私ごとについて言うなというような人権問題という話もあったんですが、そのようなことも踏まえて、ぜひ議員におかれましてはよい発言をされたがよかろうかと思っております。

ところで、市政というものあるいは政治というものに対して、市民の方々が要求をされる、要望される、その要望の背景に、前に進みたいとか不満というのは当然あるというのはわかりますが、ではどういうところでその善悪というものが最終的に判断をされるかということ、やはり人口の社会移動の変化というのが大きな結果評定である、そんなに悪いところだったら人が来るわけがないというのが通常の判断であろうかというふうに思いますので、市民の方々にはその辺もよく考え、ともにこれから美作を守り、いい町にするというような意味で恐らく議員がおっしゃったと思いますので、そういう意味では賛同の気持ちをお伝えをして答弁とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

質疑はほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第8号を終わります。

続きまして、日程第9、議案1件、日程第10、認定15件、日程第11、議案10件について、提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程になりました議案第55号、そして認定第1号から認定第15号並びに議案第56号から第65号まで11件の議案並びに15件の認定につきまして説明を申し上げます。

まず、議案第55号「財産の取得について」でございます。

現入居者の居住の安定、そして子育て世代の定着、Uターン、Iターン者等の受け入れなど、あるいは新規就農者予定者の居住場所の確保など市内での住居を確保するため、雇用促進住宅、美作宿舎を取得しようとするものでありまして、平成29年8月15日に相手方と売買の仮契約を締結をいたしております。この譲渡契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございますのでよろしく願います。

次に、認定第1号から認定第15号につきましては、それぞれの会計の担当部局から説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第56号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げますが、本件につきましては、美作幼稚園が平成29年10月10日に移転することに伴い、位置及び名称が変更となることから改正を行うものであります。

次に、議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」を御説明申し上げますが、先ほど議案第56号におきまして、現在の美作幼稚園が10月10日に住所を湯郷に移し、名称も湯郷幼稚園へ変更する旨の条例改正を上程させていただきましたが、さらに平成30年、来年の4月1日からは、幼・保連携型認定こども園として、湯郷こども園へと名称を変更することから、認定こども園の名称、位置、そして定員を定めるため本条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」を御説明をいたします。

農業委員会等に関する法律が改正されまして、現委員の任期満了後、次期委員については、公募による手続の後、市町村長が議会の同意を得て任命することとなり、また地域で主に現場活動を担当する方々として、農地利用最適化推進委員という制度が新設をされ、農業委員会が委嘱をすることとなります。いずれも委員定数につきましては条例でこれらを定めることとされているため、新たな条例を制定しようとするものであります。なお、条例の制定に伴い、関係条例の一部の改正及び廃止が必要でございます。

次に、議案第59号「美作市農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに同意について」を説明申し上げますが、平成30年3月30日をもって農業委員会の今の現委員の任期が満了となりますが、次期委員につきましては、公募による手続の後、市町村長が議会の同意を得て任命することとなりますところ、市長が農業委員会の委員を任命するに当たり、委員の過半数を認定農業者等とする要件について議会の同意を頂戴しながら、若干の要件緩和を図る必要がある、そういうことでございます。

次に、議案第60号「美作市こぶしの里設置及び管理に関する条例の制定について」に移ります。

現在閉館中のこぶしの里を市内滞在者と地域住民との交流拠点施設として設置及び管理するために必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、愛の村パークを拠点とし、滞在者と地域住民との交流拠点施設として管理運営を行うため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」を御説明します。

都市公園美しい里山公園の区域拡大に伴い、新たに同公園の所在地として、檜原上、平福を追加するものであります。

次に、議案第63号「市道路線の認定について」でございますが、公共性が高い道路を市道に認定をしよう

ということで、道路法第8条第2項の規定により御提案をいたします。これらの路線は、市道認定基準に適合するもので、明見地内の1路線、則平地内の1路線、檜原中地内の1路線、合計3路線を今回はお願いをいたしております。

次に、議案第64号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」でございますが、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、いわゆる辺地債の対象を決めるわけですが、美作市の辺地に係る総合計画の策定を行うものでありまして、具体的には大原東栗倉地域につきましては、平成30年4月のスポーツ医療専門学校等の開校により、滞在交流人口の増加が見込まれることなどから、今後の滞在交流人口の拠点として、後山辺地の美作市愛の村パーク及び中谷辺地の旧こぶしの里後山を利活用し、地域住民と滞在者との交流を図るため、滞在者の受け入れ、宿泊、都市、地域間の交流を行う滞在交流拠点として整備することにより、滞在者の受け入れ機能や地域交流機能を高めるとともに、地域における雇用の創出など、地域経済活性化と地域の好循環を図るため本計画を策定をいたすものであります。

次に、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」でございますが、第2号でございます。

平成29年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3,441万円を追加をし、予算総額を218億円余とするものでございまして、債務負担行為、美作インターチェンジ道の駅整備事業の追加を行っております。

歳出における追加補正の主なものは、総務費では、警備保障委託料14万円、民生費では、放課後児童健全育成事業補助金387万2,000円、そして農林水産業費では、森林山村多面的機能発揮対策事業72万4,000円、商工費では、愛の村パーク大芦高原温泉雲海などの大規模改修費3,025万8,000円となっております。

減額補正は、総務費の宿直賃金127万7,000円の減となっております。また、平成29年4月の人事異動に伴う給与、諸手当、共済費などの人件費の調整を各課にまたがって実施をする内容となっております。

なお、今回の補正予算の財源は、子ども子育て支援にかかわる国庫支出金として258万円、森林山村多面的機能発揮対策県補助金として42万6,000円、そして特定施設運営基金繰入金2,390万円などとなっております。

以上、議案並びに認定につきまして御説明を申し上げました。どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

続いて、認定第1号から認定第12号の山本会計管理者の説明なんですが、40分ぐらいかかるということでございますので、少し早いですが、10分間休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

認定第1号から認定第12号について、山本会計管理者より説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼いたします。

ただいま上程されました認定第1号「平成28年度美作市一般会計決算の認定について」から認定第12号「平成28年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」までの御説明をさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上で平成28年度美作市一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。368ページ以降に主要事業成果説明書をつけてございますので、お目通しをいただきたいと思っております。まことに粗雑な御説明となりましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

大変御苦労さまでした。

続きまして、認定第13号、第15号について、妹尾環境部長より補足説明をお願いいたします。

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました認定第13号「平成28年度美作市水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、19ページをお開きください。

平成28年度末の給水人口は2万744人で前年度より295人減少し、給水戸数は9,929戸で30戸減少しました。年間総配水量は309万5,816立方メートルで、前年度比6万992立方メートルの減でございます。年間総有収水量は246万1,352立方メートルで、前年度比8万3,644立方メートル減であり、有収率については79.51%で前年度より1.11ポイント下がりました。

工事関係では、13ページ以降の老朽管、ポンプ制御盤、監視盤などの水道施設の更新工事、道路改良などに伴う受託工事等を実施いたしました。

水道事業は、地域住民の方のライフラインとして市民の皆様に低廉で清浄な水道水を常時安定給水していくことが使命であります。給水人口、給水戸数ともに減少傾向にあります。今後とも漏水調査の強化や施設の統廃合を含めた老朽施設の更新など効果的な計画を検討し、経費の削減を図り、経営の効率化を推進する所存であります。

〔以下朗読〕

続きまして、認定第15号「平成28年度美作市下水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

美作市の整備状況は、昭和52年に美作地域で着手してから毎年整備を進め、現在の処理区域面積は1,516ヘクタール、市内全ての整備が完了しております。

概要でございますが、27ページをお開きください。

前年度末の水洗化人口は2万4,466人、前年度比250人減で、水洗化率は87.39%、前年度比0.62ポイント増となりました。年間総処理水量は316万8,256立方メートル、年間総有収水量は287万7,916立方メートルとなっております。

工事関係では、23ページ以降、公共汚水ます取り出し工事及び合併浄化槽の設置工事、道路改良などに伴う受託工事を実施しております。

下水道事業は公共水域の水質保全と市民の皆様に快適な生活環境を提供することが目的ですが、今後は耐用年数の経過した施設の維持管理費が増加傾向にあります。今後も未水洗化世帯に対する啓発推進を行い、水洗化率の向上と収納率向上及び施設の統廃合を含め検討し、下水道施設の効率的な維持管理で経費

節減を図り、健全経営に近づけるよう努めてまいります。

〔以下朗読〕

以上でまことに簡単な説明でございますが、平成28年度美作市水道事業決算及び平成28年度美作市下水道事業決算の認定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

御苦労さまでした。

次に、認定第14号について、江見保健福祉部長より説明をお願いします。

江見部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

ただいま上程となりました認定第14号「平成28年度美作市病院事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、13ページに記載しております概要でございますが、平成28年度の患者数は前年度と比較し、入院が1.9%の増で、外来は7.7%の減となりました。収益的収支は、収益決算額が9億5,601万円、前年比568万7,000円の増となりました。費用決算額は8億6,928万1,000円、前年比1,174万3,000円の増となっております。当年度は延べ外来患者数が2,475人の減少となる一方、延べ入院患者数は442人の増となり、収益的収支では8,672万9,000円の純利益となりました。

資本的収支では、1,231万5,000円で、血液凝固自動化検査システム等の更新を行いました。また、企業債償還金は6,217万6,000円でした。

〔以下朗読〕

平成28年度は、地域医療の臨床研修協力病院として研修医を11名、また医学部学生を7名を受け入れをしております。今後も継続可能な地域医療サービスの提供主体としての役割を十分認識し、サービスの向上、健全経営を心がけてまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。どうぞ御審議のほどよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日程第10の補足説明が終わりましたので、ここで高田代表監査委員より監査報告をお願いします。

高田代表監査委員。

代表監査委員（高田 修平君）〔登壇〕

代表監査委員の高田です。議長のお許しをいただきましたので、市長から審査に付されました美作市の平成28年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況に対する審査、公営企業会計決算審査、そして財政健全化関係に対する意見書などについて御説明申し上げます。

まず、一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況に対する審査について、美作市一般会計及び特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書に基づいて御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

審査の対象、審査期間は、第1、第2に記載のとおりです。

審査の方法は、第3に記載のとおり、都市監査基準に準拠して、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に適合して作成されているかどうかを確認するとともに、これらの計数の正確性または事務処理の正否、予算執行上の適否について、関係諸帳簿及び関係資料を照査し、かつ関係職員から説明を聴取しまし

た。あわせて、既の実施した定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて検討するとともに、行政監査の視点でも審査を実施させていただきました。

審査の結果については、第4に記載のとおり、審査に付された歳入歳出決算書及びその他関係諸帳簿等は、いずれも関係法令に準拠して作成され、係数も関係書類と符合し正確であると認められ、また事務処理、予算の執行状況についても、おおむね適正であると認められたという結論に達しております。

3ページをお開きください。

ここには一般会計と特別会計を合わせた決算収支について、平成28年度と前年の状況の推移表を上げております。以後の金額の説明は全て万円単位で行いますので、よろしく願いをいたします。

平成28年度の実質収支は11億5,301万円の黒字となっていますが、この28年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2億7,738万円の赤字となっております。赤字となった一番の原因は、一般会計の依存財源の中でも最も大きな割合を占める地方交付税が前年に比べ5億8,863万円減少したことにあります。

同じページの下表は、市債の平成28年度の発行額、償還額、年度末現在高を上げたものです。前年度末の一般会計と特別会計を合わせた現在高は311億7,330万円でありましたが、平成28年度は発行額21億6,350万円、償還額33億577万円で、年度末現在高は300億3,103万円となっております。現在高が前年度末より11億4,227万円減少しており、発行額の抑制と償還努力による成果であると認めます。

4ページの一番下の表は、借入利率の高い地方長期債の償還額を表にしたもので、昨年度に引き続き35億円強の額を償還しております。

次に、5ページから7ページに上げた財政指標関係について申し上げます。

財政力指数、経常収支比率は、ともにごくわずかながら悪化しました。しかし、その一方で実質公債費比率は0.5ポイント好転しましたし、将来負担比率に至っては21.9ポイントと大きく好転しております。

8ページから28ページまでは一般会計の詳細を分析したものです。8ページには、一般会計の決算収支を上げており、実質収支は10億1,619万円の黒字となっているものの、単年度収支は2億2,915万円の赤字となっております。

9ページには、一般会計の歳入総額207億5,414万円に対し、自主財源額は46億7,007万円で、構成率は22.5%、依存財源額は160億8,407万円で、構成率は77.5%であると分類しております。分類表をごらんいただければおわかりのように、自主財源は前年より1,802万円、率にして0.4%減少しておりますが、構成比においては、前年度より1.0ポイント増加しています。

10ページには、款別歳入決算総括表を示しております。

なお、この総括表のうち、右から4番目の欄の歳入比率の構成比の欄が全てゼロ%になっておりますが、誤っておりますので、改めて訂正したものをお渡ししたいと思いますので御容赦いただきたいと思っております。

11ページには、その構成比率を円グラフにして示しております。依存財源の中の地方交付税が全体の51.8%を占めていることがおわかりだと思います。

12ページから19ページには、21の款別の収入をそれぞれ示したものであります。

なお、一般会計歳入において、総額3億406万円の未済額がありますが、歳入未済は納税者に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意識を低下させるものであります。税負担の公平性はもとより、自主財源確保の観点から常に徴収不能のリスクを念頭に置き、早期に個々の情報を十分調査の上、差し押さえ等の債権保全策を講じるという意識改革がこれまで以上に必要であります。また、不納欠損処分については法令等の趣旨にのっとり引き続き厳正に対応していただきたいと思っております。

次に、一般会計の歳出の状況を説明します。

20ページから28ページに一般会計の歳出決算の状況を上げております。

21ページには、一般会計の歳出総額196億9,748万円に対する使途別、性質別の歳出決算額を表にしております。この構成比率を円グラフで示すと、22ページの上段に示したとおりで、人件費等の事務的経費が45.9%、補助費等の消費的経費が30.4%、普通建設事業費等投資的経費が8.5%、繰入金等その他経費が15.2%になっています。

23ページには、款別歳出決算の総括を、24ページには、その構成比を円グラフにして示しておりますので見てください。

25ページから28ページまでは、14の款別の歳出をそれぞれ示したものであります、見ていただきたいと思っております。

次に、特別会計の決算状況について申し上げます。

29ページから43ページまでは、特別会計の詳細を分析したもので、30ページには、特別会計の決算収支状況表を上げており、実質収支は1億3,682万円の黒字となっているものの、単年度収支は4,823万円の赤字となっております。

31ページには、特別会計11会計のうち、7会計に一般会計から総額13億7,081万円の繰入金があった状況を上げております。なお、観光施設の武蔵の里への一般会計からの繰入金については、前年度よりも1,419万円少ない6,514万円、愛の村パークは、前年度よりも627万円少ない3,905万円、合わせて1億419万円を繰り入れしております。

32ページから43ページには、11の特別会計の各会計別の歳入歳出決算状況をそれぞれ示したものであります。

41ページから43ページの中に、先ほど武蔵の里及び愛の村パークの決算状況がありますが、この2つの会計は、歳入歳出額が同額で、28年度をもって終了し、平成29年度からは指定管理者に経営を任せております。

なお、特別会計歳入において、総額5億9,661円の未済額がありますが、一般会計と同様、引き続き厳正に対応していただきたいと思っております。

44ページには、財産に関する調書、45ページには、基金の運用状況がありますが、いずれも適正に処理されておりました。

次に、別冊となっています平成28年度の財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書についてですが、それぞれの審査意見として書かせていただいたとおり、適正であり資金不足もありませんでした。

また、平成28年度公営企業会計決算審査意見書であります、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計とも、審査に付された歳入歳出決算書及びその他関係諸帳簿等は、いずれも関係法令に準拠して作成され、係数も関係書類と符合して正確であると認められ、また事務処理、予算の執行状況についても適正であると認められました。それぞれの事業の末尾に意見及び指摘事項を掲載しておりますので、参考としてください。

次に、監査委員の意見と指摘事項について御説明申し上げますが、その前に監査委員3名が交代したことしの4月以降に監査のやり方を改革させていただいたことを申しておきます。

昨年度までの監査は、ある1人の監査委員が主導して、重要な事業をことごとく批判し、職員から詳細な内容をほとんど聞かず、自己の意見に反する意見や事情は排除し、ネガティブでマイナス思考の意見を述べる事が多く、これが職員のやる気をそぎ、執務を停滞させる要因となっております。地方自治法第

198条の3には、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないと記述され、監査委員がその精神をもって実施した監査結果は適正妥当で、監査を受けた側に適正に受け入れられて改善し、当該普通公共団体の財務に関する事務の執行や同地方団体の経営に関する事業の管理に資するものでなければならないとあります。平たく言いますと、監査委員は常に中立で偏った態度を示さず、財務に関する事務や事業そして職員の執務に関して、改善すべき事項があれば適切に指導指摘し、それに対し職員が前向きに改善に取り組み、それによって健全でモチベーションを高く保って、以後の仕事に精励し行政サービスに努め、市民の負託に応えるようにさせなければなりません。こうした監査委員制度の本質、目的に従うためには、昨年までの監査のやり方、意見の述べ方は改革すべきであるとの結論に達し、平成28年度の決算審査につきましては、職員から問題があると思われる事項については、個別に一連のプロセスの途中経過を含めて詳しく話を聞き、改善すべき事項は明確に指導指摘し、常に改善に向けて動き出し、改善間近という事項については、それを評価するという形で監査を進めてまいりました。

さて、平成28年度の決算審査における予算執行状況及び事務処理に対する意見、指導事項につきましては、最初に説明しました資料の47ページから56ページまでに上げております。

総括意見、指導事項としては、1、歳入歳出予算について、2、内部統制の確立について、3、不用額について、4、支出命令書等の作成遅延等に伴う支出遅延について、5、随意契約についての5項目を指導指摘事項としております。

なお、2項目めの内部統制の確立につきましては、平成29年6月9日、地方自治法の一部改正法が公布され、その第150条に、都道府県知事及び指定都市の首長は、財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合しかつ適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならないとする内部統制に関する方針が定められたことに基づくものであります。なお、この法律は平成32年4月1日に施行となるものであります。

本市を含めて、その他の市町村長は努力義務とされておりますが、既に取り組んでいる市町村もあると伺っており、本市でもその概要を実践していただきたいとの思いから、あえて述べております。内容を長々と述べておりますが、平たく言うと、職員のミスや失敗によって発生する不祥事を未然に防止するシステムづくりをし、常にそのシステムに適合した事務をしているかどうかを上司がチェックし、同僚もダブルチェックして牽制し合うということや、職員の事務の範囲や責任、事業の目的、その一連のプロセスなどを職員に明確に認識、会得させ、前向きでモチベーションの高い職場を醸成して、市民サービスに努め、市民の負託に適切に応えるようにとするものであります。

次に、個別事項であります。1、重要施策の円滑な遂行について、これについては2つで、1つ目は、アで上げております美作市スポーツ医療看護専門学校開校に伴う周辺環境の整備について、2つ目はイで、美しい里山公園事業の円滑な推進についてであります。

次に、2項目めから、2、契約者名について、3、大原駅の売店収支について、4、未収金返済計画書の作成について、5、収入印紙の受け払い簿について、6、美作市顕彰式典について、7、物品購入について、8、美作市障がい者活動支援センター精神障がい者相談事業等委託契約について、9、コンビニ収納について、10、学芸員の利活用について、11、健康体操の普及について、12、市営露天風呂の運営について、13、現代玩具博物館の運営について、14、ケーブルテレビ事業について、15、ホー・チ・ミン像の設置について、16、マイナンバーカードの取得について、17、もうもう工房跡地の管理活用について、18、教育施設等誘致促進事業についての18項目を指導指摘事項としております。

以上の23項目について、指導指摘しましたが、これらは昨年度までのネガティブでマイナス思考に基づい

た意見を述べることを廃し、ポジティブでプラス思考での意見とし、職員が十分な検討を行い、改善しやすい内容としておりますので御一読ください。

以上を平成28年度の決算審査報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

大変ありがとうございました。

高田代表監査委員、東内監査委員、水元監査委員、山本雅彦監査委員には、平成28年度決算を長期にわたり審査をしていただき、心より厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

再開は9月7日午前10時からであります。

御苦労さまでした。

午後4時22分 散会

平成29年9月7日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成29年第5回美作市議会9月定例会）

平成29年9月7日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光							
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨						
政	策	審	議	監	福	原	覚	総	務	部	長	岡	本	和	之				
危	機	管	理	監	皆	木	佳	久	企	画	振	興	部	長	池	田	義	和	
総	合	戦	略	監	大	森	洋	平	市	民	部	長	角	南	良	雄			
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘	経	済	部	長	遠	藤	宏	一				
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀			
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	山	崎	正	雄					
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	く	ら	し	安	全	課	長	景	山	二	男
森	林	政	策	課	長	福	永	道	広	農	業	振	興	課	長	安	東	栄	作
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	平	田	幸	春								

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	大	佛	裕	彦				
主	任	井	上	大	佑				

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

5日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に御報告をいたします。

5日、議会終了後、決算特別委員会を開催し、委員長に倉地重夫議員、副委員長に和田広宣議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

〔5番中山忠明君「議長」と呼ぶ〕

中山議員。

〔5番中山忠明君「緊急動議、お願いします」と呼ぶ〕

動議の内容を。

5番（中山 忠明君）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、岩江議員の議会での発言に対し、謝罪を求める動議の発言をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

ただいま中山議員から岩江議員の議会での発言に対し、謝罪を求める動議の申し出がありました。

動議の成立についてお諮りいたします。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

〔「賛成します」と呼ぶ者あり〕

〔1番青山慶君「議長」と呼ぶ〕

青山議員。

1番（青山 慶君）

動議の詳しい内容がわからないので。

議長（鈴木 悦子君）

これから動議が成立してからしますので、説明をしていただきます。

この動議は美作市議会会議規則第16条の規定により1名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

次に、追加日程についてお諮りをいたします。

岩江議員の議会での発言に対し、謝罪を求める動議を日程第1の前に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。したがって、この動議を日程第1の前に追加し、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

続きます、日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号17番内海健次議員の発言を許可いたします。

内海議員。

17番（内海 健次君）〔質問席〕

おはようございます。

ただいま議長に発言の許可を得ましたので、9月定例議会の一般質問を行います。

梅雨明け以来、酷暑と残暑が続いておりましたが、色づき始めた稲穂を揺らす涼風に長い夏の終わりと初秋の訪れを感じるころとなりました。

まず、このたびは皆様もよく御承知のとおり秋篠宮御夫婦の長女眞子様のお婚約内定が宮内庁から発表されました。大変明るいうれしいニュースであります。私も国民の一人として、聡明で国際感覚の豊かなお二人が今後も幅広い分野で御活躍されるとともに、末永い幸せな家庭を築かれて、幸多き人生を歩まれることを心から祈念いたします。

反面、ことしは50年に一度と表現される豪雨が全国各地で発生し、福岡県朝倉市を初め、九州北部や秋田県など、山の崩壊や河川の氾濫により家屋や田畑、道路が浸水し、甚大な被害が起きました。被害に遭われた市町村、そして住民の皆様におかれましては、一刻も早い復旧と復興が進み、心穏やかな日々が訪れることを願っております。また、9月、10月は本格的な台風シーズンを迎えます。美作市でも平成21年に発生した竜巻や集中豪雨の規模よりも大きな災害が起こる可能性があることを常に意識して、市長初め、危機管理監、並びに消防長、あるいは消防団等が連携と情報を共有しながら、危機感を持って市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる美作市の確立を目指して、業務を遂行してくださることを期待しております。当然私も地域の一住民として、また市議会議員としての責任を果たし、支援や協力ができることには積極的に取り組みたいと考えております。

さて、今回の質問ですが、1項目めは、美作東備森林組合の問題について、2項目めは、美作市三倉田地区にある美作火葬場の移転と整備について質問をさせていただきます。2件とも市民の皆様から〔聴取不能〕として伺っていた案件でございます。なお、1番目の質問に立つのは初めての経験であります。9月議会の三番叟の役目をしっかり果たしたいと思っておりますので、ぜひ明確な答弁を期待しております。

それじゃあ、1項目めに入ります。

まず、美作東備森林組合に問題が起こってから約半年が経過しておりますが、この質問は6月にもお尋ねいたしました。内容に少し触れますと、美作東備森林組合の経過についてと補助金返還と今後の対応について質問をしたところ、組合が森林経営計画の作成費用などを補助するもので、必ず森林所有者の納得のもとに委託契約を結ぶことが基本となっているが、この基本を無視して、山林所有者に無断で森林経営計画を作成したことが明らかになり、大きな問題へと発展したと理解しております。また、補助金返還の対象となっているのが、平成25年から平成28年度までの1億3,600万円となっており、平成27年度決算においては森林

組合の預金が1億3,000万円であり、仮に返還額が高額となれば、組合の経営状況の悪化が懸念されることから、岡山県の指導に従って改善に取り組んでいるとの答弁であったように記憶しております。主観ではありますが、日本の国土はもとより、美作市の面積の8割を擁する森林を管理、整備、維持することは容易なことではありません。そして、高齢化が進む中で個人ではどうにもならないことは誰もが認識しているのが現状であります。では、誰が山林整備に取り組むのか、現状では森林組合を初め、山林従事者に依頼する方法がないと考えております。市民もこれからの行く末を心配し、見守っているのが現状ではないでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。先ほども申し上げました6月に私に答弁を下さった内容等を含めて、当事者であり、被害者の立場でもある組合員の皆様に詳細な説明をされたのか、また美作東備森林組合を経営する上で、健全経営を行う上で、そして組合員を巻き込んだこのような問題を二度と起こさないために、中心的な重責を担うべき役員の改選は行われたのか、また総代会は開催されたのか、健全経営に戻ることは当然として、特に今後森林組合の存続にも多大な影響を及ぼすことが予測される補助金返還等を含む進捗状況について質問をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めておはようございます。

三番目質問ということでお答えをさせていただきます。ありがとうございます。

お答えの前に、昨日栄町地内において水道管の本管が事故を起こしまして、約半日、6時間強でございすけれども、多くの市民の方々に水圧の低下、断水、その他、御迷惑が掛かりましたことにつきまして、改めてこの場をかりてお詫びを申し上げておきたいと思っております。今後につきましては、本当に久しぶりのことでございますけれども、対応が十分であったかどうか、しっかり点検をして今後に活かしていくように指示をしたところでございまして、今のところお含みいただきまして、どうぞお許しをいただきますようお願いいたします。

さて、森林組合につきましては、今内海議員がおっしゃったとおり森林面積の多い本市にとっては大変重要な経営主体である、あるいは作業主体である、そのことは間違いございません。そういう中で我々も本当に心配しておったわけでございますが、お尋ねに沿って御説明いたしますと、組合員の説明は徹底されたか、その背景には、議員もおっしゃるとおり、組合員の方々があ意味じゃあ被害者にもなっていると、当事者でもあると、こういうことの中で、徹底した説明が必要なわけですが、まず第一に、森林経営計画というものが土地ごとにあるわけでございますけれども、あるいはあったことになってるんですが、それぞれの面積について所有者がおられますので、市も協力いたしましたけれども、全ての所有者に対してその書類、その署名、その印鑑の真偽の確認、これをまずさせていただいたわけでありまして、これが一番重要なんです。全ての所有者にじかに何らかの連絡が行って、どうですかと、やっぱりその中に、いや、覚えがないねというのがあったわけでありまして、これが大変重要な出発点であるというふうに思ってます。そして、その出発点の上で、やはり是は是、非は非であるということで、当時森林組合の中にこれぐらいのことはどがいでもええみたいな話があったんですが、やはり大変重要な規律違反であるという反省の気持ちがしっかりできて、その上で今度はその再発防止、あるいは責任のとり方というものを決めた上で、組合の説明が必要だという段階に達したわけでございまして、それが6月の後半ということになったわけでありまして、6月20日、21日の2日間、美作市内の3会場に美作市の中の方々と西粟倉村の方々をお招きをし、そしてこの

ほか東備のほうがございまして、これにつきましては、6月16日と21日の2日間でやりました。合計で228名の方が来られました。もちろん森林組合に入っておられる山持ちの方の数が圧倒的に多いんですけども、関心のある方は大体お越しになって、しっかりとした意見を出されたようでありました。

内容としては、不祥事がどんなことであったのか、原因、それは何であったんだ、その原因の中の背景は何だというようなこと、そしてもう一つは再発防止策、今後どうしていくんだということを反省を込めて報告をされたわけでありまして、出席をいただいた組合員の中からは、組織全体の改善を行っていく必要があるだろうということ、あるいはいずれにしても重要な組織なんだからちゃんとした組合に戻ってほしいんだというような前向きな意見というものも出されたという報告が当方に寄せられているということでありませぬ。

それから、役員改選は国・県の指導もあって、まず全部やめろということになったわけでありまして、全員がまずやめたということになった、その後で新たな方々の選任になりました。具体的には、平成29年ことしの6月27日に森林組合の通常総代会が開催をされました。そして、日常業務の監督強化や監査機能の充実を図るために有識者の理事、つまり委員外理事というものをに入れて、この方に第三者的な立場からしっかり見てくれなきゃいけませんよというようなこと、そしてさらに有識者の監事、委員外の監事というものを増員する定款や規約の一部変更などという大きな改革をやったわけでありまして、そして先ほど申し上げたようにその際、まず規定を整備した上で、その当時の役員18人が全員辞任をすると、こういう形になりました。そして、その後、7月24日、これ私も来賓として参内いたしましたけれども、臨時的総代会というものが開催されて、先ほど言いましたように監事が1名、理事が1名増員されてますんで、18プラス2の20名の方々が新たに選出をされて、そして新役員の中から組合長、専務理事、代表監事などが決定されているということでありませぬ。そのうち20名のうち4人が再任ということで、地域からの支持があって出てこられたというようなことになっておりますし、常勤に対しても変わりまして、有識者である理事の方が常勤として全体きちっと締めていくと、こういうことになったというふうになっております。

そして、再生への方向でございませぬけれども、まだこれは途中でございませぬ。いずれにしても何らかの形、何らかの金額において補助金の返納というものが発生することは間違いないわけでありませぬが、今まで申し上げたような形で、理事が全部やめたと、そしてかなり反省の深いものをしていませぬ等々、いわゆるこの問題についての正確な、そして正しい認識が組合において形成されたということについて、私ども美作市、そして岡山県、林野庁、それぞれ認識をしたということでありませぬで、あとは今度はいじめるというんじゃなくて、適正な返還をできればなるべく少額な形にして、払える形にして、きちっと整理をした上で普通の組合活動に戻していくということが必要だろうというような基本的な認識を、関係の官公庁、私どもを含めて共有をしながら見守っているところであります。この具体的な問題については、まだ十分に私のところに報告が来ておりませぬけれども、今申し上げたような方向の中で議論がされていませぬ、なるべく早くそれが終結することを望んでいるということでありませぬ。

一方で、当市との関係で申し上げますと、当市としては指名停止を1カ月で切っておりましたんで、既に指名ができる対象になっております。今後の里山の整備、その他において森林組合がその役を担うことができる状況にはなっておりますので、若干追加でございませぬけれども、御報告を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございませぬ。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

2回目。

17番（内海 健次君）

2回目。

1回目の答弁を見たときに、2回目の質問を書いてきとるけえ、とりあえず読み上げるわ。

1回目の答弁については、非常に胸を打つものがなかった。どっちかというたら丸投げのような感じがしとったんです。じゃけど、市長みずから言われたから納得しました。だけど、書いとるから読み上げるわな。1回目に組合員への説明は徹底されたのかについての答弁で、参加された組合員からの意見として組織改革を行ってほしいとか、通常の森林組合に戻れるよう努力をしてほしいなどの意見があったとのことでしたが、答弁から感じることはこの問題について、森林組合の問題であり、今後の対応については、森林組合は当然のこと、国や県が主導で行うべきであると言われてるように思ったんですよ。間違っておりますか。

私が6月議会にお尋ねしたところ、市も平成25年度から平成28年度までに8,000万円をかき上げ分として支出していると答弁されております。このことはすなわち、市としても組合員の意見を真摯に受けとめて、一刻も早く通常の機能回復を目指して連携を図るべきではないかと思いますが、1回目の答弁では、私は感じるできませんでした。そこでもう一度美作東備森林組合が早期に組織として機能し、美作市が進める森林行政に貢献できる体制を築くためにどのように取り込まれるのか、また現在進行形で取り組んでいることがあるのならば、お聞かせくださいと、こういうふうな思いです予定、したけどね、する予定だったけど、これはいいです。まとめで行きますから、もう答えされましたから。

まず、美作の地方創生版、林業は人工林の多くが伐採期を迎えつつあるなど、取り巻く状況に鑑み、森林振興に積極的に取り組むために平成27年4月、美作市の行政組織の改編を行った。木質バイオマスなどの林業活性化対策や有害鳥獣などにも注力することにより林業や猟銃の当事者は年間数人程度創出したいと考えている。林野庁においても施策の考え方として、私が持つとるテキストが平成20年の自民党のテキストじゃけえ、ちょっと古いかもしれんけど、多分施策としては残つとると思うんです。森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、施策の一事業として緑の雇用担い手対策事業等も再検討に値するのではないかと、こういったことが出とんですけれども、こういったことを含めて森林の、いわゆる森林組合、そして県森林組合連合会、これは全国森林組合連合会、そして林野庁と、こういうふうに通成の交付金がスムーズな、風通しのよい方向で進めるように全力で、行政としてしっかり強い意志を森林組合に出していただくようお願いして、この件を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに入ってください。

17番（内海 健次君）

2項目め。

この質問については、美作市が誕生以来、一般質問でも先輩議員が取り上げられた課題であることは承知しておりますが、冒頭でも少し触れましたとおり市民からたびたび三倉田地区にて運営されている美作火葬場について、ああしてほしい、こうしてほしい、するべきではないかななどの意見や要望を伺ってきました。実は1週間前ぐらいに私も高齢者ですけれども、私より10歳、15歳上の御婦人方二、三名おりましたね、3人おったんかな。1人は90前だったんですけど、あとの方は80半ば、あなた方はまだ若いからいいけど、私らになると、またあそこに行くんかと、こういう悲痛な思いを私にぶつけてきたんですよ。健ちゃん、何とかしてくれえと、じゃあ私のほうから申し上げましょと、こういったことを念頭に、ぜひ、市民部長、お答えをお願いしますね。とにかく私の自宅まで尋ねてこられて、自分の意見を述べられた方もおりました。私も両親を初め、親族、地区住民の方や知人、友人が美作火葬場でお世話になってきたんです。そのたびに

作東にあるレインボーホールと比較して機能も環境も景観も全てが異なると感じております。一刻も早く時代が求める美作火葬場を建てかえるべきであり、現在のニーズに即した市民が求める施設に応える火葬場が必要ではないかと考えるようになりました。美作火葬場の概要を説明いたしますと、昭和45年、ちょうど1970年ですから、エキスポ70ですね、3月に完成し、現在に至っております。市長、昭和45年1970年と聞くとやはりエキスポが浮かぶんじゃないかと思っております。大阪で開催された万国博覧会と同じ年、既に47年間、間もなく半世紀を迎えるわけです。もちろんそれまでには改善も、修繕も行われたことは把握しておりますが、誰が見ても老朽化が進んでいることは事実です。私の考えを申し上げますと、人間は生まれたときから平等にいつの日か必ず死が訪れます。時期はわかりません。そして、本葬が終わり、いよいよ最期の最期に家族、親族がとわの別れを告げて覚悟する場所が火葬場になると思っております。現在美作火葬場を利用される美作地域、勝田地域、英田地域の皆様の気持ちを考えたとき、明るく、優しい日差しが降り注ぐ神聖なる環境と冷暖房はもとより、休憩する部屋も完備された施設の建設をぜひ計画をしていただけないかとお尋ねするところでございます。

1回目。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

失礼します。

老朽化が進んでいる美作火葬場の移転、整備の考え方についてでございますが、以前の火葬場の建設位置は人里から離れ、山の中に建設するのが一般的な状況でございましたが、現在では明るく拓けた高台などに建設されている事例もございます。美作火葬場においては、地元の深い御理解と御協力により比較的民家から近い場所に建設されておりますが、議員が言われるとおり昭和45年に竣工してから47年が経過しており、市内に3つある火葬場の中でも最も古い火葬場となっております。年間の火葬件数は、平成27年度が294件、平成28年度が238件となっております、市内全体の約45から50%を占めております。美作火葬場の管理については、毎年業者による設備点検を行い、修繕が必要な場合は火葬炉内の耐火物の修繕や、ひつぎを乗せる台車の修繕などを行っており、昨年度は建物内の照明をLED照明に取りかえる修繕を行い、今年度は、室内が非常に暗い壁となっていたことから施設内の壁をクロスに張りかえ、利用者の方からは、明るくなったなあとの意見をいただいております。各火葬場とも遺族の方に心残りなく最期の見送りをさせていただけるよう施設の改修等を行い、長寿命化をして使用できるよう努力しているところでございます。

火葬場の整備につきましては、美作市火葬場建設庁舎内検討委員会で将来人口動態や死亡率などから必要火葬炉数等を算定し、市内3施設の整理統合や分散型の施設整備、既設の火葬場の建てかえ整備などについて検討を行い、基本構想案を作成しております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

内海議員、2回目です。

17番（内海 健次君）

1回目の答弁の中に高台などに建設されてる事例という言葉があったわ。もう事例じゃない、ほとんどその傾向に入るとんというのを認識を変えてもらいたい。事例は一部にすぎん。ほとんどそういうふうになつとんだと、これは認識を変えていただきたいと思えますね。

2回目。

1回目の答弁を伺いますと、火葬場の利用件数は平成27年度が294件、28年度が238件で、美作市全体の約

半分を占めているとのことでした。それだけ利用頻度が高いということが明らかになりました。ということは機械設備にトラブルも発生する可能性が高いし、施設の消耗度も速いと考えるのが普通ではないかと思えます。現在市内に美作火葬場を初め、大原斎場、そして作東レインボーホールが利用されておりますが、大原斎場も昭和61年に竣工されており、旧大原町時代を含めて、修繕や機械設備の交換も繰り返し行われていると思っております。2つの施設と比較して、新しく設備も環境もされているのがレインボーホールと評価しておりますが、私が一般質問の機会を得て伝えたいことは、現状の美作火葬場の利用頻度と施設の現状を熟知したときに、早急に新規施設の建設を考えていただきたいということです。答弁では美作市火葬場建設庁舎検討委員会において分散型施設整備であるとか、既存施設の建てかえ整備等について基本構想案を作成するということですが、美作火葬場においては建設から47年も経過している火葬場を新規に建設してほしいとの3地域の思いが理解されて、最終的には予算が計上されて、建設に向けて具体的に組み込んでいただきたいなど、こういう考えでおります。いかがでしょうか。

そして、基本構想についてスケジュールが示されていない。今あいつのイメージの火葬場でいつまで待つのか、構想、これ私も前の議会のときにこの構想あったんよ、途中で挫折してるけれども。やはり市民の方にもう少し待ってくださいと、2年先ぐらいには何とか、分散とか統一はここでは申し上げません。必ず勝田、美作、英田の人に対してそういうことが言えるような答弁をしてください。いつごろまでにこの構想スケジュール、タイムスケジュールがどうしても必要なんよ。ただ構想案だけじゃあ何の意味かわからん。思いが伝わらんのですよ。思いを述べてください。

2回目とします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

内海議員の2回目の質問にお答えいたします。

地域の方々は美作火葬場を新規に建設してほしいとの要望であるとのことでございます。市といたしましても、市内に美作火葬場、大原斎場、レインボーホール、3施設、柵原吉井英田火葬場組合施設を含めると、4施設で8炉の火葬の対応を行っております。美作火葬場では他の施設に比べ古く、利用者の方も最も多い状態でありますので、今後美作市に既存の施設分の火葬場が必要であるかなどを含め、繰り返しになりますけれども、議員の御意見を参考にしながら美作火葬場建設庁舎内検討委員会で基本構想案を取りまとめ、検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、その中でスケジュールについてでございますが、今年度中に検討委員会で構想案は決めたいというふうと考えております。よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

内海議員、3回目です。

17番（内海 健次君）

最後です。

私の意見じゃないんですよ。誤解せんように。市民の意見ですよ。市民の意見、思いを参考にしてくださいよ、私はその代弁者ですから。間違わないようにしてください。

基本構想の中で、ちょっと言葉は悪いですがけれども、銭目で判断しないように、銭の目方で判断せんように。普通は銭というのは、目方というのは重いほうがええけど、恐らく皆さんのほうは行政側目方が軽いほうがええだろうと、そういうことを必ず純粋にしていくけど、この問題については、銭の目方では判断しな

いように、思いを優先するようにお願いをして、今回9月議会の質問を終了いたします。
終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号17番内海建次議員の一般質問を終了します。
続きまして、通告順番2番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可します。
日笠議員。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

では、議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。
本日は、1番目に空き家の有効活用対策について、2項目めは、福祉組織等の支援についての2項目を質問させていただきます。
まず項目1、空き家の有効活用対策について。
質問の要旨は、買い物難民対策への活用についてでございます。日用品程度でも日々の買い物に困難されおられる方々の支援対策の一助として〔聴取不能〕の立ち入るところ、地元の人が運営管理する店等に活用する方策を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

買い物難民対策への活用についてでございますが、市内で空き家として把握している件数は679件あり、各地域で空き家が増加している状況が見られます。議員が言われます地元の方が運営、管理する店舗等に活用することは非常に重要なことであると思います。地域運営を行う仕組みとして、小規模多機能自治の考え方を提唱する動きが広がりつつあり、小規模ながらもさまざまな機能をもった住民自治の仕組みで、おおむね小学校区域において、消防団、営農組織、文化サークルといった目的型組織や、自治会、町内会、地区といった地縁型組織等のあらゆる団体が結集し、地域課題をみずから解決する組織づくりを目指した動きが進んでいます。

美作市においても、昨年自治振興協議会と行政事務連絡協議会が統合され、31の自治振興協議会が組織されました。この組織を基盤として小規模多機能自治組織として発展させるためには仕組みづくりが重要となりますので、10月には自治振興協議会の役員と、先進的事例のある島根県雲南市の3地区に研修に伺うこととしております。地域の拠点施設として空き家等を活用することも有効な手段であると考えますので、自治振興協議会を中心に検討してまいります。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員、2回目です。

16番（日笠 一成君）

住んでいてよかった、これからも住み続けたい、そんなまちづくりには安心・安全に加え、利便性も大切な要素だと思います。先進事例を参考にされることもよいことと思います。高齢化、過疎化は急速に進行しており、その対策は待ったなしの状況です。計画策定はいつごろを目安とされますか。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

2回目の質問についてお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、空き家等の有効活用を含め、高齢者が集える場所づくりが憩いの場、拠点づくりについては、各地域自治振興協議会が中心となり、地域ごとの状況を踏まえ、地域に合った整備が必要と考えますので、今回の先進地事例を参考にしながら検討してまいります。よろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員、3回目です。

16番（日笠 一成君）

適切な対策を早期に構築していただけることを期待して、この①の質問は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

②では、集落単位を対象とした小規模多機能居宅施設等としての活用についてでございます。顔なじみ、気心の知れた人たちとの共同生活は安らぎと安心感につながると思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

小規模多機能居宅施設としての空き家の活用ということでございます。

高齢になり、ひとり暮らしに不安を感じるようになって、子どもたちには迷惑をかけたくないし、住みなれた地域でいつまでも暮らし続けたいと思われる方は多いと思います。これまで美作市では、自宅での暮らしを続けるにおいて、健康や介護面でのサポートに不安のある高齢者に対しまして、見守りや生活相談のサービス提供を受けることのできるサービス付き高齢者住宅の整備を進めてきたところでございます。今年度末には既存の住宅と合わせまして、市内3カ所にサービス付き高齢者住宅、定員合計が44名ということですが、整備される予定となっております。

一方、議員御提案の空き家を活用した高齢者の共同住宅については、地域資源の有効活用により住宅整備のコスト低減を図ることができ、また入居者は地域の顔なじみであることから、在宅の人間関係の維持が継続された形での生活を送ることができます。他の自治体における先進事例では、空き家を活用した共同住宅の整備にあわせまして、入居者の見守りや生活相談を地域住民によるボランティア組織を活用して行うことにより住宅運営コストの低減を図るとともに、必要に応じて医療や介護サービスは、訪問診療や訪問介護の外部サービスを必要なときに受けることができるなど、地域包括ケアシステムの体制づくりを行っている事例等があります。

美作市でも地域包括支援センターを中心に、それぞれの地域での生活課題やニーズの把握に努めておりますが、現在のところ住まいについての課題は出ておらず、ニーズ調査のほうも進んでおりません。しかし、高齢者の地域での暮らしを中心として、医療・介護・予防・生活支援が提供される地域包括ケアシステムの整備充実を進める必要があります。自宅での暮らし、現在整備を進めておりますサービス付き高齢者住宅の暮らしに加えまして、地域資源であります空き家を活用した共同住宅での暮らしも想定する中で、今後の美作市の実情に合ったケアシステムの構築を進める必要があると考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員、今3回目ですので、総括にしてください、総括に。1項目で3回の質問です。1項目めで1番を2回質問されて、2項目め入っておられなかったんで、今で2番目の要旨の2の質問を3回目と数えて、

総括をしてください。

16番（日笠 一成君）

前述しましたように高齢化、過疎化は急速に進行しております。その対策は待ったなしの状況です。ニーズ調査は進んでいないとのことですが、地域包括ケアシステムの整備充実を進める美作市の実情に合ったケアシステムの構築を進める必要があるとのこと、いつごろをその目安とされますかをお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

総括なんですけど、もう3回質問されて。

16番（日笠 一成君）

ほんなら、そのことが早期に計画を構築していただけることを期待をして、この項の質問は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

項目2は、福祉組織等の支援についてでございます。

質問の要旨は、営利を目的としない互助組織の支援についてでございます。会員の募集、補充をする場合対象者の把握が必要ですが、個人情報保護法等で情報がいただけません。せめて手帳等交付時に組織の存在を知らせるチラシ類を参考にさせていただける程度で配布くらいのサービスは必要との声がありますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

営利を目的としない互助組織への支援ということでございます。

福祉の増進を目的として活動をされている各種の団体におかれましては、自主的な事業を行うことで会員相互の連携はもとより、地域福祉の推進の中核となられておられますこと、敬意を表しますとともに、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

一方で、入会に一定の要件がある団体におかれては、対象者の把握が困難で、新規の会員確保に苦慮しているとお話をお伺いし、承知しているところでございます。しかしながら、市が保有する個人情報、御承知のとおり原則として目的外の使用を禁じられており、例えば名簿の提供などはお断りせざるを得ないこととなります。

御提案のありました身体障がい者福祉協会の周知につきましては、昨年度、半年ぐらい前になりますが、事務局である社会福祉協議会にチラシを作成していただき、美作保健センター及び各総合支所に設置しております。あわせて、新規に手帳を取得されました方に対しましては、ガイドブックなどとともにこのチラシを配布し、協会の存在をお知らせするように努めております。

このようにその活動に一定の公益性が認められます団体につきましては、できる範囲での協力をしてまいりますので、御理解いただきますようによろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

福祉の増進を目的とした任意の団体には行政の有形無形の支援が必要と思います。このことをつけ加え

て、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時06分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番3番、議席番号13番山本重行議員の発言を許可します。

山本議員。

13番（山本 重行君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、私の9月議会の一般質問をさせていただきます。

今回私は3項目についてお出しをいたしております。1つ目には、美作市の農業の実態と施策について、そして2番目には、美作市のコミュニティハウス等集会所整備事業について、3項目めとして、美作市の学校誘致の施策について、以上3項目についてお出しをしております。

まず1項目め、美作市の農業の実態と施策についてお尋ねをいたします。

農業についてでございますけれども、我が国の農業は、農家の高齢化、担い手不足、あるいは不在、野生鳥獣被害の拡大、そして耕作放棄地等の課題を抱えています。こうした中で集落での話し合いにより人・農地プランを作成して、経営体への農地の利用集積、新規就農者の確保などが図られたところでございます。また、農地中間管理機構を整備して、地域に分散する農地の整理、集積化や、強い農業の実現の策も出されて、県を中心とした取り組みがなされているところでございます。

そこで、美作市の農業の実態と施策について、次の項目についてお尋ねをいたします。

まず、人・農地プランの状況と成果について、農地の維持、保全の施策について、農地中間管理機構による借り受けと貸し付けの状況について、圃場整備の状況と要望について、市内の農家の年齢、あるいは耕作面積、米の生産単価について、農地の市外相続人、不在地主、面積等の把握はどうなっているのか、以上についてお尋ねをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

美作市の農業の実態と施策ということで、まず人・農地プランの状況と成果についてでございますが、人・農地プランは、平成25年に農家の高齢化や、農地の荒廃がふえる中、5年後、10年後の地域の農業について地域の皆さんで話し合っ、誰が地域の農業を担うかなどについて旧町村単位に計画を立てたものでございます。人・農地プランにおける今後の地域の中心となる経営体、担い手でございますけど、これに位置づけられることによりまして青年就農給付金として、経営が安定するまで最長5年間、最大150万円の給付を受けることができるようになります。このようなメリットがございまして、15名の方が認定をされております。

また、農地中間管理機構を活用して、中心となる経営体に農地を提供した者は集積協力金が受け取れるといったメリットがあります。

また、毎年今後の地域の中心となる経営体の更新を行っておりまして、農地中間管理機構との併用により

まして経営体への農地の集積を行っておるところでございます。

人・農地プランは、農地の維持、継承、そして担い手による農業の存続といった効果を発揮しているというふうに考えております。しかしながら、近い将来農地の出し手となる者と農地、これの把握や、今後の地域農業のあり方について、具体的に描けていないといった課題もございます。

続きまして、農地の維持、保全の施策についてでございますが、現在取り組んでいる中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業では、現況農地や農業施設において、地域で取り組む維持管理に対し支援をしており、また荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金及び生産基盤強靱化支援事業によって、荒廃農地の再生作業を支援しております。それぞれの平成29年度の取り組み状況といたしましては、中山間地域等直接支払交付金事業では、82組織、893ヘクタール、多面的機能支払交付金事業では、19組織、316ヘクタールとなっております。荒廃農地の再生事業では、4.7ヘクタールの取り組みとなっております。参考に申し上げますと、平成29年4月の農地台帳による農地面積は、4,245ヘクタールとなっております。

次へ参りまして、農地中間管理機構によります借り受けと貸し付けの状況についてでございますが、この事業は平成26年度から開始されたもので、本年で4年目となっております。平成28年度末までの実績、累計でございますが、81.8ヘクタールの貸付申し出があり、そのうち57.6ヘクタールを37件の担い手農家に貸し付けております。貸付申し出に対する貸付率は、面積ベースでは70.4%となっております。

続いて、市内の農家の年齢、それから耕作面積などについてでございますが、2015年の農業センサスによりますと、美作市内の経営体数は、1,998経営体で、経営者の平均年齢は68.3歳となっております。岡山県が68.2歳、全国では66.1歳ですので、県とはほぼ同じですが、全国に比べますと2.2歳高齢といったことになっております。

耕作面積別の経営体数につきましては、0.5ヘクタールから1.0ヘクタール、これが908経営体ございまして、一番多く、全体の45.4%を占めております。次いで、0.3ヘクタールから0.5ヘクタールの経営体が、625経営体、31.3%でございます。続いて、1.0ヘクタールから1.5ヘクタールが245経営体、12.3%となっております。経営規模が小規模な経営体が多い状況でございまして、2.0ヘクタールから5.0ヘクタール、この経営体が、89経営体、4.5%、それから5.0ヘクタール以上では、33経営体、1.6%となっております。

そして、米の生産単価につきましてでございますが、農林水産統計の平成27年産米生産費によりますと、10アール当たりの全算入生産費は、13万3,294円でございますが、作付、規模別では、0.5ヘクタール未満の場合、20万6,871円、15ヘクタール以上の場合、10万1,522円となっております。小規模な経営では大変効率が悪いことが示されております。

続いて、農地の市外相続人、不在地主、面積の把握についてでございますが、農地台帳につきましては、年に1度、所有者情報の更新を行っておりますが、相続については、未登記の農地が多くなっている状況にあります。平成28年7月1日現在の農地台帳面積のうち、所有者が市外在住である方の面積は953ヘクタールであり、全体の22%となっております。

不在地主が所有する農地の管理実態や耕作の状況は、農林業センサスなど、各調査でも詳細な実態が把握されておられません。しかし、不在地主は年々地域との接点が希薄になっていると、そういった状況にあると思われまます。農業委員会のほうでは、耕作放棄地に対する対策として、遊休農地の所有者に利用意向調査を行いまして、農地中間管理機構への貸し付けを誘導しているところでもあります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

山本議員の圃場整備の状況と要望についてということでお答えをさせていただきます。

まず、美作市の圃場整備の状況は平成27年度末で約82%が圃場整備済みというふうになっております。岡山県の圃場整備率は約64%でございますので、当市の圃場整備率は県の平均より約18ポイント高いという状況となっております。

次に、圃場整備の要望についてでございますが、平成23年度より実施をいたしました中山間地域総合整備事業美作地区以降は、昨年に1件、圃場整備を行った箇所を5反程度の圃場に再整備をしたいというような相談を受けております。それ以外にはないわけですが、いずれにいたしましても事業申請には分担金の納付の確約書や事業実施の同意書などが添付が必要でございます。地元の方からそういう申請が出ましたら、担当私たちとしても事業を進めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、2回目です。

13番（山本 重行君）

一通り答弁をいただきました。国のそもそも農業政策というものが政権交代によってさまざまな、時々よく変わるわけございまして、なかなか農政というのは難しいなというふうなことを思っております。人・農地プランの方針では平地で20ヘクタールから30ヘクタール、このことを含めて中山間では4ヘクタールから20ヘクタールの経営規模を目指すというふうなこと、また青年新規就農者の大幅増加であったり、就農者の定着、青年就農者の経営安定支援策等も出されております。そして、農地集積の推進として戸別所得補償制度の適切な推進であったり、圃場整備の大区画化と、相まって幅広い関係者による徹底した話し合い、農地の集積、相続の際に担い手への農地の集積を促す仕組みづくりであったり、あるいは農業の競争力、体質強化、地域における中心となる個人、法人、集落営農農地集積、分散した農地の連帯化が円滑に進むような、これに協力する者に対する支援、推進、農地法による遊休農地への解消策の措置と、そういったことをするというような国の方針でございまして、そうした中で先ほどの質問に対しまして、美作市の実態であったり、あるいは施策についてお答えをいただきました。先ほどの答弁の中では人・農地プランにおいては青年就農給付金を受けられる方が15名であったり、あるいは農地維持保全の施策については、中山間直接支払であったり、あるいはさまざまな取り組みをしているというふうなことございまして、中間管理機構による貸し付けについては、面積ベースでは70.4%の貸付率なんだというふうなこと、また市内の圃場整備については、82%は済んでというふうなことございまして、県下においては相当進んでというふうなことございまして、要望があれば対応していただきたいと、これからもすぐ対応していただきたいというふうなことを申し上げておきたいと思っております。

また、市内の農家の年齢であったり、耕作面積についても答弁がありましたけれど、生産単価についても答弁をいただきました。やはり規模が小さくなれば、生産単価が高くなる、相当厳しいものがあるというふうに思います。

2回目の質問にさせていただきたいと思っておりますけれども、農地の維持、保全の施策として先ほど幾つか上げられましたけれども、市の単独のものはあるのでしょうか。

それから、中間管理機構による貸し付けの申し込みに対しての70.4%でしたか、そういった状況にあるわけですが、その貸し付けが申し込みがありながら成立してない、その原因というのはどんな原因なのでしょうか。

それから、農家の年齢の方が美作市の場合68歳と、ちょうど私が68歳でございますけれども、だんだん農作業をする、年をとると事故も起きやすいわけでありましてけれども、作業中の事故等についてはどんな状況なんでしょうか。

それから、先ほどの答弁にあった実態、1ヘクタール未満の農家がこれからの美作市の農業を支えていくというふうなことでなくては仕方がないわけでございますけれども、小さい農家というのはマイナスというふうな経営だろうと思います。それについての対策についてお伺いをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の質問でございます。

まず、市の単独事業でございますけど、先ほど申し上げました荒廃農地の再生事業、こちらが3事業ございますが、荒廃農地等利活用促進交付金、それから耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、2件は国費100%ということでございまして、もう一つ生産基盤強靱化支援事業を行っております。これは市の単独事業でございませんが、地方創生推進交付金を活用した事業として国費2分の1を充当して、総合戦略にのって取り組んでいるところでございます。

それから、農地中間管理機構による借り受けと貸し付けで、なぜ貸付残となっているのかということでございますが、貸付希望の農地が池がかりであって、水利が不便であったり、進入路の幅員が狭い、また農地自体が小さくて、機械による営農が困難であるといった理由で借り手がつかない農地があるため貸付残が出ておる状況でございます。

それから、農業機械による事故の発生状況でございますけど、特に農作業による事故につきまして調査をしているわけではなく、把握ができてないのが現状でございます。勝英農業共済事務組合に問い合わせをしましたところ、平成28年度の美作市の農機具共済というものがありますが、こちらの加入者のうちでございますが、事故件数は3件ということでお聞きしました。1件は個人の方で、トラクターのロータリーに導線を巻き込んで、ロータリーが破損してしまった。それから、残りの2件は営農組合での事故とお聞きしておりますが、動力噴霧器のホースの破損とか、脱粒機の収納時に倉庫に衝突して破損したとか、いずれも物損事故ということでございまして、作業をしていた方の年齢については把握ができておりません。

それから、小規模な農家、農業収支がマイナスで対策ということで、なかなか有効な対策がないのが実情でございますが、小規模な農家は材料費や労務費がかかる割には生産量が少なく、収益が上がりにくい状況となっております。販売単価に期待できるものができないかということで、現在モチ麦の生産に取り組んでおります。そして、販路の確立に努めているところでございますが、まだモチ麦の栽培は栽培技術を今確立している段階で、大型稲作研究会で栽培をしております、今後小規模な栽培での採算性がどうなるかといったことが課題となっております。

また、高齢者でも作付が可能な農作物の検討が課題となっておりますが、一部で荒廃地の拡大防止にと、甘栗の生産に取り組もうとする事例もございまして、特産品につながることを期待して、支援してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

13番（山本 重行君）

それぞれ答弁をいただきました。中間管理機構において貸し付けが進まないというのは、やっぱり条件が

悪いというふうなことだったと思いますし、単独事業でございますけれども、全国ではさまざまな形で単独事業をやっているところがございます。高山市のほうにおいては、耕作放棄地を再生するための経費の10分の8を補助したり、あるいは地域農業組織強化支援事業というふうな形での支援というような形をされたりもしております。それぞれできる範囲でそういった支援というものを進めていただきたいというふうに思いますし、農業機械による事故というようなことで把握をされていないということで、私も全体的に把握してるわけございません。ただ、3年ぐらい前になりますか、私の近所の方が事故に遭われて、それが原因で亡くなられたというふうなことがございます。先ほどありましたように68歳の方が平均というふうなことで、それ以上の方もたくさんおられるわけございまして、今後も安全な農作業ができるような、そういった啓発であったりということも進めていただきたいというふうに思っております。

最後に、先ほどございましたような小規模な農業に対する施策、なかなか難しいものがあると思いますけれども、引き続きやっていただきたいというふうなことを思っております。

最終的には総括というふうな形に入らせていただきたいと思いますが、農地の保水、農地というのは先ほど山林のほうでもございましたけれども、保水であったり、景観を初め、多面的な機能を有しておるわけでございます。先ほどからありましたように美作市の農業というのは小規模で高齢な農家によって支えられてる実態があります。国のほうにおきましても、2010年の食料・農業・農村基本計画では兼業農家や小規模経営を含む、意欲ある全ての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる農業環境を整備するというふうなことをしております。兼業農家や小規模経営農業の継続を言ってきたところでございます。この農地プランにおける基本方針においては、中山間地においては10ヘクタールから20ヘクタールの経営体というふうなことを言いながらも、意欲ある全ての農業者が農業を発展できる環境を整備するとの計画の基本方針そのものは変更するものではなくというふうなことでございます。先ほどありましたけれども、日本の米作の効率的な面積というのは10ヘクタールが一番効率的なんだというふうなことを調査されてることがございます。そういうふうなことでございます。美作市の農業はそれに比べてやはり小規模な高齢の農家にこれからも支えられていかざるを得ないだろうというふうに思います。先ほど答弁がありましたような形での施策をできる限り引き続き推進していただきますようお願いをして、この項についての質問は終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

それでは続けて、2項目めに入ってください。

13番（山本 重行君）

次、2項目めに入らせていただきます。

美作市のコミュニティハウス等の施設整備事業についてでございます。

美作市のコミュニティハウス等集会所施設整備事業は、事業主体として市以外に認可地縁団体も認めておりますけれども、建物の規模によって相当多額な予算を使うことになるんですけども、支援団体を事業主体として認めたことの経過と、市がする場合の相違点についてお尋ねをいたします。

また、地縁団体が事業主体としてコミュニティハウス等を建築する場合に業者の選別決定、施工監理、品質管理に問題はないのでございましょうか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

コミュニティハウスの事業主体として認可地縁団体も認めたことの経過と、市がする場合の相違点はある

のかについてでございますが、まず経過についてでございますが、合併当初からコミュニティハウス等集会施設整備事業は地元から受益者分担金を徴収し、市が事業主体となり建築しておりましたが、昨年度新築を要望する地区から、地元が事業主体となることができないかとの問い合わせがあり、検討してまいりました。市が事業主体となる場合、財源は地元からの分担金と過疎債を利用して建築しております。しかしながら、地元が事業主体となり建築する場合、市が助成する形となることから、財源について研究したところ、地方自治法第260条の2に規定されている市の認可を受けた地縁による団体であれば過疎債で対応が可能であることがわかり、法的な整備を含め、対応を検討し、地元が事業主体となることができるよう2月に要綱の改正を行いました。

次に、市が実施する場合との相違点でございますが、市が建築する場合、設計監理、建築について別々に指名競争入札により業者を決定し、施工監理をいたしますが、地元が建築する場合は、地元の対応にもよりますけれども、設計と建築が同業者であったり、地元の業者を優先したりと、少しでも地元の要望が生かされた形での建築がされると思います。いずれにいたしましても、コミュニティハウスの建築は、地元が建築しない場合は、市が事業主体となり、地元で建築できる場合は、地元が事業主体となるなど、選択肢の幅を広げ、対応ができるようにしておりますので、利用しやすいほうを選択していただきたいと思います。

次に、地縁団体がする場合に業者決定、品質管理、施工監理に問題はないかについてでございますが、地縁団体が建築する場合、規約等で資産の管理や事業計画及び予算などの決定においては、総会に諮り、承認が必要であるなどの規定をされております。この規定によりコミュニティハウスを建築する場合には、総会で承認を得るとともに、業者の選定や設計監理等についても協議がなされるものと思います。多くの団体では、地域の重要な施設の建築であることから、建築委員会等を設置し、各役員において役割分担を行い、施工しているケースが多いと思います。いずれにいたしましても、美作市が補助金を交付することから、補助金交付規則や要綱により交付申請時から完成まで所定の様式で報告をいただき、検査員による検査を行いますので、問題はないかと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、2回目。

13番（山本 重行君）〔登壇〕

地元は地縁団体ができるようなことで、選択の幅を広げたんだというふうなことでございますし、地元の業者を優先というふうなことができるようになったというふうなことでございました。地縁団体を事業者として認めたというふうな経過についてはわかりました。先ほどの答弁がありました中で、施工、設計、施工監理ですね、同じ業者がされるようなことが、先ほどもありましたようにあるかと思えます。地元が決めれば、どんな会社であっても、あるいは個人とか、そういったものでもいいのでしょうか。基準とかは設けてないのでしょうか。

それから、今日までにこの地縁団体によって実施されたコミュニティハウスというものはあるのでしょうか。どこがあり、幾つあるのでしょうか。

それから、地縁団体が建築する場合には平米当たりの単価というのが定められておりますけれども、市の分についてはたしかなかったというように思いますが、安ければいいかというふうな感じがしますが、その辺はどうなのでしょう、再度お尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

地元で施工する場合の基準というのが質問だったかと思いますが、地元でする場合も当然地域内の地元の業者であったり、それからちゃんと建築基準法を守る業者であったり、そういったところのことはあるかと思っております。

それから、現在そういったところが今までにあるかということですが、美作市においてはまだ地元で施工したものはないと考えております。

もう一つ何がありましたかね。平米単価ですね。地元の場合は70平米以下ですと、平米当たり17万円とかあります。それから、市の施工する場合には、補助基準内になるんですけれども、3分の2を補助金で出すようになっております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

13番（山本 重行君）

そもそも地元から要望があったというふうなことでございます。市が施工する場合には入札のときに予定価格に対しての最低価格というふうなことを設けて基準を、安かろう、悪かろうじゃいけないというふうなことで、でもそういった基準で進めるわけでございます。そういったことを含めて今後も地元がする場合にもチェックというものをしっかりやっていただきたいというふうなことを要望して、この項については終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

次に、3項目めに入ってください。

13番（山本 重行君）

3項目めに入ります。

美作市の学校誘致の施策についてお尋ねをいたします。

美作市のスポーツ医療専門学校というふうなことで、大原のほうで建築が進んでおります。その方針であったり、目的であったりについては、高齢化の進展などに伴い、医療介護の需要が増大し、多様化していく中で医療体制の整備とともに、看護師、リハビリテーション等専門職、介護福祉士の確保を図ることがますます重要になっておるので、また看護、介護専門職は卒業後美作市内の医療機関への就職も可能となる、そして設立する専修学校に海外からの留学生の受け入れや外国人看護師等の研修機関の機能も視野に入れると、またそして、18歳の崖という高校を卒業した学生が進学や就職のために市外に流出してしまっ、そのまま帰ってこない、市内に進路先を確保する必要があるとの、そういった基本方針のもとに進められてるわけでございますけれども、それぞれの学科、看護学科、介護福祉学科、柔整スポーツ学科、日本語学科の定数確保の見通し、海外からの留学生数、市内からの進学者数、市内への、また就職の見通しについてお尋ねをいたします。

次に、滋慶学園の高等学校の通信制高校では、スポーツ専攻、医療福祉専攻、医学薬学専攻では、何を学び、どのような資格を取得を目的としているのでしょうか。

次に、NODAレーシングスクールの学生数、職員数及び運営の状況についてお尋ねをいたします。

また、日本体育大学の支援学校の誘致に向けた取り組みに関しましては、その候補地としてバレンタインパークとか、あるいは江見商業高校の跡地とか上がってるわけですが、今日まで地元でどのような形で説明をされてきたのか、以上についてお尋ねをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

まず、美作市のスポーツ医療看護専門学校のそれぞれの学科等の生徒確保の見通し、それから海外からの留学生、市内からの進学数、市内への就職の見通しについての御質問でございます。

現在大阪滋慶学園の広報部におきまして、オープンキャンパスや学校説明会の開催、進学情報雑誌や新聞への掲載、智頭急行への車内広告などを行うとともに、市内を初め、津山市、鳥取市、姫路市などの近隣の中学校、高等学校の訪問に加え、日本語学科、介護福祉学科への入学を予定している留学生について、学園と協力の締結をしているベトナムのダナン大学や、中国での現地説明会の開催も予定されており、学生の確保に向けた取り組みが本格化しております。大阪滋慶学園の橋本常務理事によりますと、現段階ではオープンキャンパスの参加もおおむね順調であり、各学部とも定数の確保に向けて順調に進んでいるというふうにお聞きをいたしておるところでございます。

また、専門学校につきましては、9月24日から入学試験を順次開催されるということで、現在その準備が進められております。

次に、市内への就職の見通しでございますが、美作市並びに県北地域の病院や介護施設への看護師、介護福祉士などの慢性的不足などを解消するため、去る7月20日、津山中央病院を運営する津山慈風会と大阪滋慶学園、美作市の3者が連携して、地域医療・保健・福祉、介護及び教育の充実や災害時の医療体制の構築、そして学生及び卒業生等の地域への定着に取り組むことを目的として、地域医療連携に関する協定を締結しております。このことにより今後市内や県北地域の病院や介護施設など連携を深め、地域への就職を優先していく予定と聞いております。

次に、滋慶学園の通信制高校では、何を学び、どのような資格の取得を目指すのかという御質問でございます。

滋慶学園高等学校美作キャンパスには、本校通学コースとして、進学専科とスポーツ専科が設けられ、美作本校に通常の高校と同じように通学し、午前中は卒業のための普通科の授業、午後はそれぞれの専門性を強化する専門別授業が行われ、定員1学年80名を予定されております。

まず、スポーツ専科では、サッカー、剣道、駅伝、ゴルフ、硬式テニスの5つのコースにより、秀でている運動能力をさらに高め、トップアスリートとして活躍できる選手を育成するとともに、将来何らかの形でスポーツにかかわる仕事につくことを目指した専科と聞いております。

去る7月22日、岡山湯郷Be11eと大阪滋慶学園とは、教育やスポーツ交流の推進、地域社会の発展や人材の育成などに取り組むことを目的に、連携協力に関する協定を締結されております。このことによりサッカーコースの生徒につきましては、岡山湯郷Be11eの指導のもと、Be11eのアンダー18として活動を行うことができ、将来岡山湯郷Be11eの選手になることも可能と聞いております。

次に、進学専科では、医療福祉、医学薬学、ロボットプログラミングの3つのコースで、医療福祉コースは、将来、看護師、介護福祉士、柔道整復師などの資格を修得するため医療系、福祉系の大学や専門学校への進学を目指す専科と聞いております。授業の一部は隣接する美作市スポーツ医療看護専門学校の教員が担当し、実践的な学びで、将来の仕事に対する理解も深めることができると聞いております。

次に、医学薬学コースは、将来、医師、薬剤師の資格の修得を目指し、医学部、薬学部への大学の進学のため受験対策を中心とする授業を行い、難関大学合格を目指す専科と聞いております。

また、ロボットプログラミングコースは、将来ロボット設計技術者、システムエンジニアなどの機械、IT分野に進むことを目指し、大学や専門学校で学ぶロボット工学、ロボットプログラミングの基礎を先取りして勉強し、進学に備える専科と聞いております。

次に、NODAレーシングの現状についての御質問でございます。

今年度NODAレーシングアカデミーは、これまでのカリキュラムに加え、トレーニングコースや体験コースなど、4つの就学コースを新設しております。そのうち就学のあったコースの状況は、短期トレーニングコースでは2名、トレーニング期間を限定しない履修コースでは5名、レーシングドライバー体験コースでは2名が就学し、このほか、これまで20件程度の問い合わせがあったと聞いているところでございます。

また、10月21日の土曜日に美作アリーナとその周辺を会場に開催される美作市子どもフェスティバルに参加するなど、市内8カ所の地域イベントに参加し、活動の周知に取り組んでいるところでございます。

生徒数につきましては、今年度当初は1名でありましたが、後期編入希望者2名があり、合計3名となる見込みと聞いているところでございます。

今後も子どもたちの将来の夢が実現できるよう市としても応援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

失礼いたします。

私のほうから日本体育大学関係の支援学校の関係について御答弁させていただきたいと思っております。

御質問の特別支援学校の設置候補地の件でございますけれども、これまでの議会でも御答弁させていただいておりますとおり日本体育大学の関係者や文部科学省関係者に作東バレンタインパークの施設、並びに旧県立江見商業高等学校を視察していただき、それぞれ高い評価をいただいているところでございまして、このことにつきましては、各地区で行います行政懇談会や、ことし6月に開催されました自治振興協議会役員総会の場で御報告をさせていただいているところでございます。

今議会冒頭の行政報告で市長が申し上げましたとおり特別支援学校につきましては、網走市での取り組みを参考にしながら、教育カリキュラムや卒業後の就職など、障がいを持った方々のニーズを踏まえた学校運営を検討してまいりたいと考えており、できるだけ早期に日本体育大学との協定を締結して、関係地区並びに関係者の皆様に具体的な説明ができる段階となるよう鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

2回目の質問は午後からにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、これより1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

山本議員、3項目めの2回目の質問から始めてください。

山本議員。

13番（山本 重行君）〔質問席〕

それぞれ答弁をいただきました。2回目の質問に入ります。

スポーツ医療看護専門学校の定数の関係でございます。平成27年9月の補正予算で東南アジア圏看護師等希望実態調査委託料1,000万円、ベトナム看護師等留学希望実態調査委託料400万円を計上し、予算執行もされています。先ほどの答弁の中では全くそのことについては触れられておりません。また、地域の看護師等ニーズ調査委託料についても、500万円というふうなことを組んでおります。そのときの前段のまず留学希望者はそれぞれ何人あったのでしょうか。また、看護師のニーズの調査については、どこのほうを調査されて、何人やって、このたび何人程度市内へ就職を見通されてるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから次に、通信高校の関係でございますけれども、通信高校と言いながら、本校通学コースと言われています。どうもその点については理解ができません。普通通学する場合には普通の通学、通信高校とはあくまでも通信という形で、スクーリングというような形で年に2週間とかという形でいくのが通信高校だと思いますけれども、その辺についての、どうなんでしょうか。定員80人、通信高校は普通は通学の形で何らかの理由で通学できない子どもたちが行くのが通信制の高校だと思います。その辺が先ほども申しあげましたように、なぜそれが通信制高校で通学コースなのかということ。

次に、スポーツ専攻で43人、以前の中では見込まれておりました。トップアスリート養成ということでございます。後で言いますけれども、NODAレーシングの関係でもトップアスリートというようなことを言っておられました。確かにスポーツであったり、そして文化であったり、芸術、それぞれ秀でておられた方おりますけれども、それを生かして生計を立てるということになりますと、ごくわずかな人数になってこようかと思えます。私たち親が子どもに求めるのはまずは自立して生活ができる、そういったことを希望して学校へ行かせるものでございます。生計を立てるということはスポーツであったり、芸術、非常に難しいと思うんですけれども、生徒の確保というにはどうなんでしょうか。非常に厳しいのではないかと思いますけれども、その点はどうか。

続きまして、進学専攻の関係でございます。進学校と言え、普通科で普通はそれぞれの目的の専門学校であったり、あるいは大学に行くために幅広い教養、知識を身につけて、そしてそれぞれの専門学校であったり、あるいは大学に行って専門的な学習、まだむしろ大学に行けばまた一般的な教養、例えば看護であったり、医学系の学校にしても一般教養についてもしっかり勉強するわけです。専門学校はある程度もうずっと専門的になってきますけれども、そういった中で、普通は先ほど言いましたように高校では普通の高校で学ぶのは幅広い知識を求めるのが普通ではないかと思えます。この点はどうか。

それから、今回は皆さんはわかりませんが、私はロボットプログラミング、何かコースというふうなことを今回初めて聞いたような気がするんですけれども、これは変わったんでしょうか。定員についてはどうか。

それから、NODAレーシングの関係でございます。後期の人を入れても3人というふうなことでございます。当初言われてたのは、日本全国はもとより将来的には海外からの留学生も含め、最大で30人程度の生徒が美作市内に転入してくるのに加え、専任教諭を初め、職員の10人程度というふうなことを言っておられます。30人が3人というふうなことでございます。この点についてどうお考えなんでしょうか。

それから、日本体育大学の支援学校の誘致の関係でございます。行政懇談会、あるいは自治振興協議会での報告をされたというふうなことでございますけれども、報告はあくまで報告でございます。地元説明とは違うわけでございます。今回後で何人かの方が質問されておりますけれども、ホー・チ・ミンの像について反対も私もたくさん聞いてるわけです。例えばバレンタインパークにそういった日体大の支援学校とかを持ってこられたときには、現在たくさんの方があっこを利用されてるわけですね。専属的に利用されるというこ

とになると、相当反対も出てこようかと思えます。この点についての再度質問をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

山本議員の2回目の御質問でございます。

まず、スポーツ医療専門学校のアンケート、ニーズ調査の結果ということでございますが、議員おっしゃるとおりアンケート調査実施をいたしております。その中の一つの例ということでお話をさせていただきますと、平成27年度にベトナムのほうで看護師等の留学希望者の調査を実施をしております。調査対象といたしましては、2,650人を調査対象として調査を行っております。その結果といたしまして、日本へ留学を、関心を持っているということにつきましては、日本で看護資格を取得したいという方につきましては、417名いらっしゃいました。日本への留学を強く関心があるという方につきましては、1,265の方が関心を持たれたということでございました。そういった調査をもとに今回看護学校のほうにおきましては、定数の設定、それから学科の設定等を行われてるところでございます。

また、この留学希望の見込み等につきましては、先ほども滋慶学園の橋本常務のほうからお話がございましたが、介護学科で大体外国人20名程度、それから日本語学校では大体定員の40名程度は確保できるといふふうなことをお聞きしているところでございます。

それから、2番目の通信制高校のことでございますが、通信制高校につきましては、通信制高校の登校スタイルにつきましては、週1日から5日程度登校するスタイルや、年間で5日程度合宿形式で行われるスタイル、それから月に2回程度の動画等の授業による実施など、さまざまなスタイルがあり、それぞれの学校が独自に登校スタイルを設定しております。滋慶学園の高等学校美作キャンパスでは、美作本校へ週5日登校する通学コースを設けるというものでございます。この通学コースを設ける理由といたしまして、滋慶学園のほうでは、通信制高校の特色を生かし、スポーツや医療、それから福祉、その他の特定の職業分野など、将来その分野に進むために必要な知識、技術等を高校のときから重点的に学びたい、身につけたい生徒に対しまして、午前中は高校卒業に必要な勉学に励み、午後からは生徒が重点的に取り組みたい内容に熱中できる学習スタイルを提供したいと、そういった考えから通学5日コースを設定されたというふうにお聞きをしております。

また、スポーツ専科につきましては、この美作市が宮本武蔵の生誕地である、またなでしこリーグに所属している岡山湯郷Belle、そういったものがあると、それから美作ラグビー・サッカー場、武道館、それから多くのゴルフ場と、そういったすぐれたスポーツ施設に恵まれた地域であり、また地元の方々がスポーツにかける情熱も強く感じられたということから、これらの資源と通信制高校の特色を生かして、スポーツ分野で活躍できる人材を育成することで地域の活性化に寄与することができないかと、そういったことの考えに基づいて設置されたというふうにお聞きをいたしているところでございます。

また、ロボットと、それからプログラミングのコースにつきましては、これは追加をされたものでございます。

それぞれのコースにつきましては、全体で1学年80名の募集をいたしますが、それぞれコースにつきましては定員は設けないというふうにお聞きをしているところでございます。

それから、NODAレーシングの関係でございますが、議員おっしゃるとおり生徒数につきましては、少ない生徒数ということで推移をしております。そういったことから平成29年度におきまして、NODAレーシングのほうでは新しいスポンサーの獲得や、先ほども申し上げましたが、トレーニングコースや体験コー

スなど、短期コース、それぞれそういったコースを設けられて、経営の安定と、それから生徒の確保に向けた取り組みを実施されてるところでございます。こういった短期コース、それぞれ短期コースに参加された方々が行く行くは生徒として入校していただけるということを強く願っているところでございます。

それから、目標の人数等のことでございますが、このNODAレーシングの取り組みにつきましては、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、地域資源を生かしたスポーツ等の人材育成と文化の醸成ということを掲げておりまして、この中で取り組みを進めるということで、取り組みの目標といたしまして、重点事業評価指標という、いわゆるKPIにつきましては、平成27年4月から平成32年3月までの合計といたしまして、生徒、職員の転入者数を40人、給食調理員等の雇用者数を10人として、そういった目標を掲げて取り組みを進めているところでございます。現在平成28年度のこのKPIにつきましては、取りまとめを行っているところでございますが、未確定な数字ではございますが、概要といたしましては、平成27年度と28年度の合計では、生徒、職員の転入者数は11名、それから給食調理員等、雇用者数につきましては、10名ということになっております。今後もこの目標の達成に向けまして、NODAレーシングアカデミーなどと連携をしながら、子どもたちの夢に向かった、そういった取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）

特別支援学校についての2回目の御質問でございます。

先ほども御答弁させていただいたところでございますけれども、施設概要や運営体制、そして関係機関との協議などを早急に整える中で、設置場所についても絞り込みを急ぎまして、関係地区並びに関係者の皆様方に具体的な、そして丁寧な説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

13番（山本 重行君）

先ほどちょっと私も聞き漏らしていたのかもわかりませんが、ベトナムの看護師の関係についてはございましたけれども、東南アジア圏看護師の実態調査についての内容というのはなかったのかなと思いますし、それから看護師のニーズの調査についての答弁もなかったように思いますので、再度質問をいたします。

それから、通信制高校については、それぞれが1日から5日でいろんなスタイルがあるんだというふうなことを言われましたけれども、週5日というふうなことでございます。美作市には林野高校というのがあるわけですね。同じような形でこういった高校を誘致されますと、それでなくても定数が足りないというふうな状況の中で、そこを圧迫するというふうなことになりはしないかと思っておりますけれども、その点についてはどうなんですかね。

それから、先ほど答弁がなかったわけですが、これはそれぞれの考え方があるんで答弁は無理かと思っておりますけど、私も再度言いますけれども、なかなか芸術だとか、文化でその道で食べていくのは非常に難しいと、私はあえて申し上げておきたいと思っております。

それから、NODAレーシングの関係、確かにここにあるKPIと言うんですか、それでは平成27年4月

から3月までの合計で40人というふうなことも書いてありますけれども、当初から私が聞いてたのは30人、これがもし私の記憶が間違っていれば、別といたしまして、それと比べると、どっちにしても非常に少ない、後期の人を入れて3人というふうなことでございます。交付税に算入して1人当たり30万円、40人来れば1,200万円来るんだと、そういう説明をされてきたわけでございます。その点について、市長、今どう思われてるのか、これは市長にお伺いしたいと思います。

それから、日本体育大学の支援学校についてでございますけれども、先ほども申し上げました。十分この点については、今後地元で話をさせていただいて、今のようなホー・チ・ミン像のような形で、持ってくることは決まるわ、地元が反対するわというふうなことになったら困りますので、十分その点については、地元で話し合いをしていただきたい。

以上をもって3回目の質問とします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

NODAレーシングの人数については、正式なKPIにおいてはそう変ではないんですが、野田校長もこちらへお越しになるころにおいて最大30人ぐらいとりたいんだということは言っておりまして、そのことは議員の聞き間違いではなくて、私どものほうからも野田校長の思いはこの辺にある、そういう目標なんだということについては、目標としてお話ししたことは事実であります。そして、その目標が今のところ達成できてないことについては我々も非常に残念でありますし、また申しわけないということを彼も言っておるんで、そしてその原因をいろいろ探してみると、ドライバーとして自分は非常に自信があるんだけど、経営とか営業戦略については、なかなか難しいところもあったということで、新しいスポンサーと新しい法人の代表者を迎え入れて、その営業の方針、あるいは広報の方針を少し変えて、短期から始めて、それが長期のいわゆる本式の生徒になるようなルートをつくっていくんだということで、今大阪のある会社の社長さんがまたやってきてるんですけども、経営革新に努めていると、こういう状況でありまして、その思いと努力を私どもとしては温かい気持ちを持って成功に向けて、若干の支援をしながら見守っていきたくて考えておりますので、議員におかれてもどうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

3回目の御質問でございます。

まず、1点目といたしまして、東南アジア圏における看護師の留学希望の実態調査についてでございますが、この実態調査につきましては、ベトナムの中部にある大学を中心といたしましてアンケート調査等を行ったものでございます。調査対象といたしましては、1万1,500人を調査対象として調査を行ったところでございます。この中の項目を見ますと、日本のほうへ在籍したいという項目でございますが、専修学校等の専門学校、そういったものにつきまして興味があるということと、それから日本への留学につきましては、看護の資格を取得したいということで、大変関心を持ってるとということにつきましては、1,278名がそういったことに関心を持ってると。また、日本への留学に関心を持ってるという方につきましては、1,950人の方が関心を持ってるというふうな結果をいただいております。

それから次に、専門学校等の計画に係るニーズ調査でございますが、このニーズ調査につきましては、県内、それから鳥取県内、兵庫県内、それぞれの高校に通う高校生等を中心としたものを行っておるもので

ざいまして、その中で進学希望ということで、専門看護学科に進学希望という希望を持たれとる方が273名、それから医療、福祉、そういったものに関心を持つてるといふ方が170名ほどいらっしやったといふこととございませう。

それから、取得したい資格といたしましては、第1位が理学療法士、それから看護師と、そういった順番であるといふふうな結果が出ておられます。

それから、通信制高校でございませうが、これは先ほども申し上げましたが、通学コースといふことで、週5日学校へ通うといふコースを設けておられるといふものでございませう。お話のとおり林野高校の定数を圧迫しないかといふお話でございませうが、この滋慶の通信制高校につきましては、先ほども申し上げましたが、滋慶学園の浮舟総長のお言葉をおかりいたしますと、地域を活性化できるとおっしゃる人材を育成したいといふ、そういった強い思いでこの通信制高校を設立されたといふこととお聞きしておられます。といふことは、それぞれ専門の分野においておっしゃる人材をそれぞれ育成していきたいといふふうな思いでこの通信制高校を設立されたといふふうにお聞きしておられるところとございませう。

以上とございませう。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

林野高校との関係若干補足をいたしますが、高校へ進学しようとしておられる子どもたちの中のお話などを私なりに聞いておられますと、ちょっと私林野には行けないんだけどといふような子どもたちが滋慶に関心をお寄せおられるといふことを二、三の事例、4件ぐらゐありますけれども、伺っておられるところとありまして、やはり本地域における進学校として一番はやっぱり林野高校といふこととありますが、そこに届かないんだけど、何か頑張りたいといふふうなことが中心になっておられるといふこととあります。したがって、もちろん高校ができませんで、何らかの影響が地域全体におあるわけとあります。一つの影響は、私立とございませうから、他の市町村、特に兵庫県、鳥取県からの入学者をもつて地域全体が若干活性化するといふこととあります。もう一つは、林野高校がもしその影響をお受けるといふこととあれば、林野高校にとつてもいい刺激になって、営業努力といふか、生徒獲得努力をさらに進めてほしいといふこととであろうかと思っておりますが、それで影響をお受けるようなこととちょっと問題かなといふ気もいたします。林野高校につきましては、私ども市としてといふか、私どものネットワークの中で、グーグルの教育方針、あるいは教育機材をお提供していただきながら、県内でも最もIT、遠隔教育、その他について先進的な取り組みができる学校といふふうにお成長の後押しもしておられるところとありまして、議員の御質問はやや縮み思考かと思っておりますけれども、我々としてはこの町全体が学問の町として、勉強の町として発展するといふことを期待しておられるといふこととあります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、総括です。

13番（山本 重行君）

当初の設立、医療の関係の学校の滋慶学園の関係とございませうけれども、当初から医療、福祉といふふうな一つのニーズといふふうなことについては、私も十分に認識をしておられますし、また地域振興といふ面からも必要な部分もあろうかといふふうにお聞きしておられるところとございませう。ただ、先ほどから申し上げておますように一つには通信制高校、これはやっぱり全体的に私にはまだまだ理解ができないといふふうなことを思っておりますし、また先ほど市長、考え方が違うんだといふふうなこととございませうけれども、林野高校、それ

でなくとも定数が不足しているわけでございます。年々定員を落としながらも、私の母校でもあるわけ
でございますけれども、減ってきている、そちらのほうに本当影響を受けなければいいがなというふうなこ
を思っています。

今回の9月の一般質問については、これで終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号13番山本重行議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番4番、議席番号7番重平直樹議員の発言を許可いたします。

始めてください。

7番（重平 直樹君）〔質問席〕

議長の発言許可をいただきましたので、平成29年9月議会の一般質問を始めたいと思います。

1項目めは、消防団活動について、2項目めは、小・中学校児童・生徒の安全についてでございます。

1項目めから始めさせていただきます。

1の消防車両についてでございます。平成19年6月2日から中型免許が定義され、施行後に普通免許取得
者は車両重量が5トン以上の中型車が運転できなくなりました。また、本年の平成29年3月12日からは普通
免許と中型免許の間に準中型免許が定義され、施行後から免許を取得する際、普通免許か準中型免許を選ぶ
ことができますが、準中型免許は技能講習で普通免許より7時間プラスになり、費用も十分にかかります。
市が管理している緊急消防車両で運転できる車両が限られてしまうと思いますが、今後の消防団活動に支障
は出てこないのか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（皆木 佳久君）〔登壇〕

それでは、御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

道路交通法の一部改正に伴い、緊急消防車両で運転できる車両が限られ、今後の消防活動に支障は出ない
のかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり道路交通法の一部改正により、運転免許区分が普通、
中型、大型の3区分から準中型が新たに設けられ、4区分となりました。この一部改正により、普通運転免
許では車両総重量5トン未満の車両運転ができていたものが3.5トン未満に制限され、新たに準中型運転免
許自動車として3.5トン以上、7.5トン未満の車両の運転ができるよう改正されたものでございます。現在美
作市内にある消防ポンプ自動車で3.5トン以上は8台を有しております。平成28年度中の美作市消防団への
新入団員数は80名であります。全員が平成29年3月12日施行の道路交通法の一部改正以前の免許取得者であ
ることから、消防車両の運転に支障を来す状況にはありません。しかしながら、今後今回の道路交通法の一
部改正施行後に免許取得者が新たに入団した場合は消防車両の運転に支障を来すことから、市長会を通じ、
普通免許で運転できる消防ポンプ自動車の製造をメーカー等へ要望していきたいと考えております。

また、今後消防車両の運転についての研修等を団員を含め、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員、2回目です。

7番（重平 直樹君）

2回目でございます。

答弁では市長会を通じて製造メーカーに要望を考えているとのようですが、それまでに市としてできると

思われることは、平成29年3月12日施行後に普通免許取得者は3.5トン未満しか運転できないので、仮にこれから先の入団者で準中型や中型車を取得する際、いろいろな取り決めが必要と思いますが、取得する際に補助金制度を検討してみたいかですか。

また、消防車両、緊急車両の運転について研修等を研究とあるが、緊急車両などの運転をする際、免許取得後2年間は運転できないと思います。運転資格がない人が緊急車両を運転していれば違反になると思うので、研修をされるときにはこのことも注意事項として徹底してもらいたいと思います。消防団活動の支障にならないようにしていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監、どうぞ。

危機管理監（皆木 佳久君）〔登壇〕

2回目の御質問の中に問題点が2点あったと思います。補助金のこと、それから緊急車両の運転資格のことだと思います。

まず、運転資格の件につきましての研修につきまして、先ほど質問の中にもございましたが、3月の改正後の普通免許取得者の緊急車両というのは、これは3.5トン未満になりますが、これは今御指摘のとおり免許取得後2年間必要だと、3.5トン以上の要するに準中型免許を取得して乗れる消防車両については、これは3年間というふうに道交法で決められております。こういったことを消防団員の方が入ってすぐ消防車両を運転されるということは、3.5トン以上のものについては、普通免許だけだったら当然違反ということになるかと思えます。この件につきまして、消防団員の方にも周知徹底をするとともに、各総合支所の消防主任、こういった職員にも周知徹底をしてみたいというふうに考えております。

また、補助金制度につきましては、県下の市町村の状況等を研究してみまして、団幹部会議等で研究、検討をさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員、3回目です。

7番（重平 直樹君）

3回目、総括にさせていただきます。

先ほどの答弁で補助金のほうも検討、近隣町村、岡山県内を見て検討したいということですが、例として群馬県の吉岡町、富岡市など、数カ所の自治体が補助金を既に出すようにしていると調べたらわかっておりました。

総括で、消防団活動に支障を出さないためにも補助金を前向きに検討してもらいたいと思います。

この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに入ってください。

7番（重平 直樹君）

2項目め、小・中学校児童・生徒の安全について、1、通学路の安全について、2、児童・生徒の不明時の対応について。

ことは全国的に異常気象と言われており、ゲリラ豪雨とも呼ばれている局地的大雨による線状降水帯で被害が出ております。市内の通学路で落石等、いつ起きても不思議ではない状態と思いますが、子どもたちが通学する通学路の危険箇所はないのか、あるとすれば、どこまで把握し、安全を確保しているのでしょうか。

か。

また、川沿いを通学路としている箇所もあると思いますが、転倒防止柵などは設置されているのかいないのか、されていないのであれば、設置が早急に必要だと思います。対応はどのようにお考えでしょうか。

次に、小学校で児童・生徒が途中でいなくなった場合の対応はどのようになっていますか。事故や犯罪に巻き込まれないためにもしっかりとした対策が必要だと思いますが、マニュアルなどはあるのかないのかをお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

議員お尋ねの小・中学校児童・生徒の安全につきまして、まずは児童・生徒の通学路の安全、そして子どもの不明時の対応につきましてお答えさせていただきます。

まずは、通学路の安全でございますが、通学路の危険箇所安全確保ということですが、通学路の危険箇所の点検等につきましては、学校保健安全法第27条に定められているとおり各学校においていたします。つまりは集団登校の経路、バス通路の経路、自転車、徒歩通の経路などを把握しながら、毎年地域の自治会やPTAと協議しながら決めております。その中で危険と思われる箇所と判断された場合には教育委員会を通じ、担当部署へ改善の要望を行っているという状況でございます。

皆さんも御存じのとおり本年7月5日に国道374号線、美作市入田地内の落石事故を受けまして、先般も校長会におきまして、通学路の安全確保、また危険箇所がないか報告を求め、確認をしたところでございます。今後も地元自治会、関係機関と連絡を密にし、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、不明時の対応でございます。不明時のみでなく、災害発生、不審者の侵入、事件事故の発生、さまざまな事案に対応できるよう各学校においては危機管理マニュアルを作成いたしております。それぞれの状況に応じまして警察等関係機関への連絡、地域への協力依頼、管理職を中心に体制を整えて対応いたしております。

今後、御指摘ございましたようにいつ何が起こるかかわからないという状況でございますので、多様化、深刻化する危機に備え、適切に対処できることが大切であり、常日ごろから危機管理意識を高く持って業務を行うことが重要だと考えております。安全・安心な学校づくりのため引き続き指導してまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

重平議員の通学路の安全についてということで、建設部のほうから答弁をさせていただきます。

建設部からは国・県道及び市道の現状について答弁をします。

最初に、国・県道についてでございますけれども、岡山県によれば、対策工事実施箇所も含め、点検や監視を行っている防災の対象ののり面は市内に約160カ所あり、道路パトロール等で定期的な監視を行いながら、対策は危険度や通行状況に応じ、計画的に順次実施していくというふう聞いております。

次に、市道でございますけれども、道路パトロールや地区からの情報提供などで現在把握している危険箇所は、対応済みのものを除き、75カ所ございまして、定期的な監視や点検を行いながら、危険性が高い箇所については、順次対策を進めているところでございます。このうち、規模の大きい箇所につきましては、補

助事業の採択を受けまして、実施中を含め、4カ所の対策を行っております。

また、市道の改善要望では、平成28年度は205件が提出され、現在90件が完了し、このうち、学校とPTAから通学路の転落防止などの要望は8件ございまして、2件が改良済みでございます。残りについても順次対応してまいります。

加えて、市が直接行う施策ではございませんが、通学路や生活道路における交通安全対策として、交通量や交通事故の発生状況などをもとに、警察署が地域住民と協議、調整の上、地域内道路を時速30キロメートルに速度規制するゾーン30が本年10月に林野地区において美作市内で初めて指定されるというふうになっております。道路標識や道路標示の設置などを行い、車両の速度抑制を図ることで歩行者や自転車通行者を保護することが期待されます。詳細は、今後広報紙、告知放送でも周知をさせていただくという予定にしております。

引き続き、児童・生徒が安全に登下校できるよう通学路の適正な管理に努め、関係部局や地元の方とも連携して対応に当たっていききたいというふう考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員、2回目です。

7番（重平 直樹君）

2回目でございます。

教育委員会として危険と思われる箇所があれば、地域の自治会やPTAとの協議だけでなく、現地に出向き、確認はされているのか。

次に、不明時の対応については、子どもたちの悪ふざけがあり、判断は難しいと思いますが、余り騒ぎ立てたために出るに出られなくなる場合もあるのではないかと思いますので、最善の策を講じてもらいたいと思います。今までに不明時対応されたことはありますか。

次に、危険性の高いところから対応はされているようですが、事故が起きてからでは遅いので、予算を一刻も早くつけ、一日でも早く対応し、児童・生徒が安心・安全に登下校できるようにすることが大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

最初に、おわびと訂正をさせていただきます。先ほど落石の日付でございますが、私7月7日と申し上げたようでございますが、7月5日の間違いでございますので、おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

危険箇所の現地確認でございますが、現在各学校の通学路を全て地図上に落とし、そして教育委員会への報告という形で求めております。また、毎年危険箇所等の報告もいただいております。そうした中で、全てというわけではございませんが、現地確認、あるいはまた地域から特に要望があった箇所につきましては、どのような状況になっているか、職員が直接出向いて、例えば実際に通学路を歩いてみるなどのこともしております。

子どもの不明時でございますが、これは私も教員時代からいろいろな理由で学校からちょっと逃げ出してみるとか、あるいは帰る途中にどこかへ遊びに行ってしまうとか、さまざまな事例に対応してまいりました。確かに騒ぎ立てて出るに出られないということもあるようですが、多くの場合は子どもたちは探してほしい、見つけてほしい、親が本当に心配しているんだろうか、先生は本当に心配してくれているのかなとい

う気持ちもあるやに感じております。そうした子どもたち一人一人の気持ちも酌み取りながら、しっかりそうした学校からちょっと逃げ出してしまう、あるいは家に帰りたくないというような子どもたちの気持ちも酌み取りながら教育をしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

重平議員の御質問でございます。危険性のあるところを速く措置すべきであるということだったと思います。言われるとおりでございます。私どももそのつもりで対応しております。ただ、要望にはいろいろとございまして、はっきり言いますと、もうちょっと我慢できるんじゃないかなというようなところもございまして。その辺のところは担当課のほうで判断をしてやってまいりたいと思います。

それから、予算の確保ということでございますけど、おとし、去年と補正の予算をつけていただきました、順次対応しておりますし、ことしは真っ白な白線事業ということで、ラインを積極的にやっております、安全の確保に努めているというところでございます。今後ともその方針でやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

3回目を総括とさせていただきます。

子どもたちが事故や事件などに巻き込まれないためにも地域の連携が必要だと思います。教育委員会のほうも、建設部のほうも十分にわかっていただいととは思いますが、これからも市民全体で協力してもらえようをお願いして、これで私の9月定例会の一般質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号7番重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番5番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、平成29年9月定例議会の一般質問を始めさせていただきます。

今回は4項目にわたっての質問をさせていただきます。

初めに、障害者差別解消法について、これは6月にも質問したんですけども、一遍に回答を出せという言うてもちょっと無理じゃと思いましたが、ちょっと緩めたら、市民の方々に、岩江さん、あんたちょっと弱者の目線でしっかりして物言うてもらわにや困るじゃないかというようなお叱りを受けまして、トーンが落つとるトーンが落つとるというふうに非常に言われましたので、今度は厳しくこの辺のところできちっと

した御回答をお願いしたいと思います。

障害者差別解消法が設置されて、平成28年4月1日からスタートしておりますが、人権の視点に立った行政のあり方についてお尋ねをいたします。

障害者差別解消法の合理的配慮について、1、腎臓疾患によって透析治療を受けられている方の経費の軽減について、2番目、車に乗れない高齢者や通院の利便性を高める弱者救済についてお尋ねいたします。3番目に、市民病院に透析治療の開設は考えられてないかという、この3点についての質問をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

私のほうからは1項目めと3項目めについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1項目めの腎臓疾患によって透析治療を受けられている方の経費の軽減についてという項目でございます。

前段部分につきましては、6月にお答えしたことの繰り返しとなりますが、透析治療を受けておられる方への支援としましては、医療保険の特定疾病療養制度や自立支援医療の更生医療、あるいは心身障がい者医療制度による医療費助成がございます。また、交通費に関しましては、特定疾病医療附帯療養交通費を平成28年度から月額上限5,000円に引き上げ、支給をしているところでございます。

前回御質問をいただいた後に詳しい状況を把握するため人工透析治療交通手段等に関するアンケートを実施いたしました。この中で、通院手段として、約4割の方が家族の方の運転、約1割の方が公共交通機関やタクシーを利用しているとの結果が出ております。議員御指摘のとおり御家族の方への負担や、自家用車のない方への金銭的な負担が推察されるところとなっております。残り4割の方については自分での運転、約1割の方が入院等で通院が不要という結果でございました。

また、前回の答弁でも少し触れましたが、福祉有償運送についても質問を行いました。約半数の方が制度自体を知らないとの結果が出ている一方で、3割強の方から、利用の意向、あるいは検討したいとの回答もいただいております。福祉有償運送は通常のタクシー料金の半額程度での利用が可能であり、また近隣の方との複数乗車、いわゆる相乗りが例外的に認められるケースがあるなど、通院費の軽減や家族の方の都合がつかないときの代替手段の一つとして有効であると考えております。事業の実施に当たっては、勝英地区福祉有償運送運営協議会での審議が必要であり、越えなければならないハードルもございますが、制度の周知はもとより、社会福祉協議会などの運営主体と連携し、障がいのある方に配慮したサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の市民病院に透析治療の開設は考えられないかの項目ですが、この項目につきましても、先ほどの人工透析治療交通手段等に関するアンケートを実施しまして、回答のあった透析患者約7割の方から市内に新規に透析センターが整備された場合、ぜひ利用したい、または、場所により今より利便性が上がるのであれば利用したい、との回答を得ています。また、設置に当たっては、将来の治療需要の動向を推測することが重要であります。自立支援医療、更生医療の適用を受ける透析患者の毎年度の動きは、平成25年度以降、新規認定者と喪失者が同数か、認定者数が喪失者数を上回っており、将来の治療需要もあるとの見方ができております。6月議会閉会後において、美作市立病院及び診療所等改革検討委員会が2回開催され、透析センターの設置についての議論も行われておりますが、治療体制や設備規模、コスト計算、事故が起きた場合のバックアップ体制等、整備に当たった核心部分の議論、調査についてはこれからでありま

す。引き続き行われます調査、検討結果をもとに判断を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

2番目の車に乗れない高齢者や通院、通学生の利便性を高める弱者救済についてですが、公共交通手段として、各地域の利便性を考慮し、自治振興協議会等で協議を行い、市営バス、デマンドバスといった交通手段を提供しております。また、市営バスが運行していない地域では、新たな交通手段として7月1日からタクシー利用補助という制度について実証実験を始めたところでございます。この制度は、タクシー利用料の半額を補助する制度で、補助の対象者として、高齢者のみならず、身体障がい者、精神障がい者、特定疾患のある方、妊産婦の方、運転免許を返納した方といった、みずから自動車を運転することが困難な方をフォローするものです。現時点では、特定の地域、具体的には土居、福山地区を除く作東地域の実施ではありますが、実証実験の結果によっては市内他の地域にも広げていくことを検討する予定でございます。

学校のことはいいかと言われたんですけども、また高校等への通学については、市内唯一の岡山県立林野高等学校の存続という観点からも、同校への通学手段確保ということを念頭にバスの補助を行っております。よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、2回目です。

15番（岩江 正行君）

おいしい話のようなけども、ひどうおいしい話じゃないん、これ。これはあんたらみたいない将来が保障されとる職業についてる人はええけども、国民年金の生活されようる人たちは二月で7万円ほどの年金もろうて、後期高齢者、介護保険を引かれて、その後の中でタクシー券を半分にしちやるけんというても、津山行たら、津山からうちの家までだったら大体1万円かかる、1万円近く、タクシーが。林野の湯郷からうちまで帰ったら7,000円かかるんじゃ、片道で、これどっちも。これ透析されようる人は週に3回通わにゃいけんのんじゃ。もっと現実性のある話をしてもらわにゃ困る、そんなこっちゃ。それと、バスでも大原からここまで来たら、ヤフーで調べてみんさい900円じゃ、片道900円。往復で1,800円だったら、片道900円からじゃなということでしょう、週3回。それとやっぱし利便性が悪いんよ、病院との提携をしとらんから。美作市の今の公共交通の中で、こういうな福祉を兼ねた形の中での公共交通を走らしようたら、それは今言ようる市民生活が安全・安心なまちづくりができるん。ところが、そうじゃないん。今までは大原やこうは、合併する前は透析の人には、ここで数字は言われんけども、こがな5,000円というような数字じゃなかつたん、1人。そんなような中で国民年金の人らはほんまにこれで自分の将来が、自分の体がお医者行くことできんのんじゃ。この相談があつたん、この前また、この前6月から後に。近所の人が透析されよんじゃ、されにゃいけんようになつとんじゃ。それでもお姉さんが単車じゃから乗せていくことはできない。乗せていくことはできない。利尿剤だけで今さとう記念病院で治療されようる、利尿剤だけで。透析するけんというてあつこへ長いこと置いてくれりゃあへんで、病院に。そうでしょう。透析の治療をする間だけは置いていただけますけれども、恐らくそういうような長いことは置いてくれん。ほじゃから、もう少し弱者の目線で、ほんまにやっぱし美作市は違うな、よその町と、言われるような、日本でも岡山県の中でも手本になるような取り組みというんがしていただきたい。福祉の部長、病院の中で2回ほどこの問題を提起して、議論されたというのは何じゃけども、これ待たなしなんよ、透析というのは。せなんだら毒が体にもうた

らもう人間アウトになるんよ。もっと危機感を持ってもらわにゃいけん。答弁。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

透析治療につきましては、週3回病院のほうへ4時間から5時間の治療が必要となるということで、非常に大変な疾病であるということは十分認識しております。交通費につきましても、特定医療疾病附帯療養費ということで28年度より額を引き上げたところですが、人によっては先ほども議員言われたとおり5,000円という補助ではなかなか実情に追いつかないという実態もわかっております。

今回私ども保健福祉部が対応できる方法として今取り組んでおるのが、先ほど申しあげました福祉有償運送の活用ということでございます。市内に主な法人とすれば社会福祉協議会というところがございます。今実際に透析患者の方が通院に使われている事例もございます。今回アンケート調査をしまして、先ほど申しあげましたとおり4割ぐらいの方が家族の方、あるいは公共交通機関を使つての通院ということがわかりましたので、改めてこの方を対象にその福祉有償運送を希望するかどうかあたりを再度整理をいたしまして、実際の運用に向けて具体的に、この運送方法を行う場合は道路運送法に基づく登録というのが必要になってまいります。その方を実際先ほどの福祉運送の協会のほうに諮りまして、名簿登録もした中での御審議をいただきまして、了承が得られれば、実際の運用開始ということができます。部といたしましては、その運用に向けてこれから鋭意努力をしてみたいというふうに計画をしておりますので、実施に当たっていただきばらく、鋭意努力をしてみたいと思いますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

公共交通の場合でございますが、公共交通の場合不特定の方を対象に運行計画されており、特定の方を対象にバス等公共交通として運行しておりますので、なかなか難しいんでありますが、福祉の観点からも自治振興協議会等で協議をいただきながら、地域の御意見を参考にしながら、また財政面も考慮しながらですが、今後の公共交通を検討してみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、3回目です。

15番（岩江 正行君）

江見部長、透析ができなくて待つわけじゃから、利尿剤だけで治療しょうわけじゃから、待つわけじゃから、これもう体に毒が回ったら死んでしまうわけじゃから。もう少し、あんた、福祉の関係でも一生懸命やってくれるけん、ひどう言いたいことはないけども、もう少し急いで対応していただきたい。

それから、公共交通の関係、難しいことあらへんがな、大原は、おまえ、福祉バス回しょうるがな、そうでしょうがな、大原福祉バスを。それを今言ようる公共交通の中で時間をうまいことバランスして、空バスがたくさん走りようる時間を、病院等も足を踏んで、あんた行たことなからうがな、まだ、これ6月から病院、さとう記念病院、佐用の徳久の病院、津山の中央病院、行たことないでしょうがな。どういふなバスがどういふな形の中で、大体透析治療するのは4時間かかるんじゃと、そしたら大原出たら何時に着くんじゃと、そしたら今度は、済んだらこれに乗って帰れるなど、30分ほど待ったら帰れるなどいふような、やっぱ

りそういうふうな細かい答弁がきょうこの中で出ると思ったんじゃ。全然出りゃあせん、これな。難しいというのはあんたが言っただけじゃがな。簡単にできるん、こげなものは。する気がないけん難しいと言っただけじゃ、これ。そういうふうな市民に矢を向けるような行政せずに、ほんまに温かい、ほんまに健康一日も早く取り戻せるような手立てをもう少し差し伸べてくれなあ困る。答弁。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

貴重な御意見いただいたと思っております。御意見を参考に今後努めてまいりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、総括です。

15番（岩江 正行君）

また、これ12月までにできなったら、また言うぞ、12月にもう一遍質問するぞ、何遍でも。市民が怒ってるわけじゃから。あんたがしっかり言わんけんじゃというて、トーンが落ちると言うてわしは厳しゅう言われとるんじゃから。

そういうことで、次に入ります。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

2項目めは共立メンテナンス指定管理業務委託について、安易な経費削減や行政責任の放棄から提案されるような指定管理の運営になってないか。また、指定管理を移行するまでの成果が損なってないか、対応の明確について尋ねるといことで、もうたくさん項目書いとるけども、このことが私今回の質問の全てなんです。それで、今回この議会までに情報公開もさせていただきました。けれども、ほんまに情報公開しとつてもホームページしたら出てくるようにやっても皆のり弁にして出しとんじゃ。何であがいなことせにゃいけんのじゃろうかと思うてな。とりあえず共立メンテナンス、1項目めの武蔵の里、五輪坊、楽市楽座についての質問させていただきます。イ、指定管理料6,333万4,000円の投資効果について、ロ、観光客の動向と来客、営業の活動について、ハ、レジオネラ菌と衛生管理は万全か、安心・安全について尋ねる。

2、地域住民とのパートナーシップ、信頼関係が確立されとるかということについての質問をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、この全部。

15番（岩江 正行君）

2番目、これ学校給食について、共立メンテナンス指定管理委託料の学校給食について、食の安全の立入調査をしているのか、ロ、食物アレルギー、発達障がい児の特性に応じた調理、偏食改善の取り組み、調理場における対応マニュアルを整理、食の安全に万全を期しているか、ハ、異物混入について、全給食センターの管理体制は万全か。これは今までに監査委員のほう物が物すごく指摘しとるわけじゃ。それらについてあんた方がどんだけ、どんな取り組みしてきたんかということについてお聞きをしたいと思います。

それから3番目に、放課後児童クラブ、イとして、指定管理制度の目的は民間業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上、管理主体の選定、手続の透明化とあるが、児童や保

護者から信頼される学童保育になつとるか。今ダンボがどえらい生徒がふえようか減りようか、そういうのもひっくるめて質問をさせて、報告をしていただきたいと思います。ロ、支援員の人材は万全か、充実された子育て支援が行われているか、支援員等職員の配置状況、有資格支援員と補助員の資格取得状況について。これらについても、今先ほど言うたけども、情報公開したら皆真っ黒になって、誰が誰やらわからんのじゃ。あんなこっちゃじゃなしに、きちっとした説明をしていただきたいと思います。ハ、事業報告の提出、第244条の2第7項指定管理者に指定された団体は年度終了後事業報告書を提出、これを管理業務の実施状況や利用状況、管理経費の収支状況の管理の実態を把握できるとあるが、保護者からの苦情、要望、事故、ここら辺が大事なんじゃない、それらの対応状況についてお尋ねするというところでございます。

それで、この事業の、1年間に1遍事業報告出さなきゃいけないわけじゃ。これ美作市とよそと比べたら、もう美作市さっぱりじゃ。中身がない。これらについてもちょっと説明してください。ちょっと資料探すから。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、指定管理業務について、武蔵の里、五輪坊、それから楽市楽座について、まず答弁させていただきます。

指定管理料6,333万4,000円の投資効果についてでございますが、指定管理料につきましては、平成25年度から平成27年度までの3年度にわたるクアガーデン武蔵の里に係る経費を差し引いた武蔵の里及び愛の村パークの一般会計からの繰出金決算額の合計を平均した額、これが7,745万2,000円でございますけど、これをもととしまして、1年目は90%の掛け率で算出した額を1年目とし、2年目については、1年目の額にさらに90%を乗じ、3年目については、2年目の額にさらに90%を乗じるということで、3年間の合計で1億9,000万円ということで、指定管理料の限度額として設定しておるところでございます。そして、この指定管理料6,333万4,000円につきましては、平成29年度の武蔵の里関連施設及び愛の村パークの管理に関する年度協定書に基づくものでありまして、両施設の指定管理に係る管理料ということになっております。

なお、平成28年度一般会計からの繰出金決算見込み額が、武蔵の里特別会計6,513万5,000円、それから愛の村パーク特別会計3,905万円、合計で1億418万5,000円でありまして、本年度の指定管理料6,333万4,000円と比較しますと、4,000万円以上の赤字削減につながるものと推計いたしております。

また、武蔵の里関連施設及び愛の村パーク指定管理者業務仕様書には、指定管理者は施設の有効利用や促進のために必要と認める事業をみずから企画し、積極的に実施するものとする、また、利用者の増加を目指して、武蔵の里には地域や利用者が求める経営の安定した新しい温浴施設の整備方針を提供するなど、施設が最大限活用されるように利用促進に努めることと明記しております。これらの方針の策定、つまり施設の設計業務などをこの指定管理料の中で行うことが含まれております。そして、指定管理者が市内に営業所を開設していることから、年間500万円以上の法人税の税収増につながっていることも投資効果の重要な一翼を担っていると考えております。

それから、指定管理者の初年度の取り組みといたしましては、人件費の削減、朝礼や定例会議の開催によるお客様本位の責任意識の確立と職員間の情報共有化、収支試算シートの導入などによる民間のノウハウを活用した経営改善の取り組みを着実に進めているというふうに伺っております。

それから次に、観光客の動向と来客数、営業活動につきましてでございますが、クアガーデンの休館の影響もありまして、昨年度と比較して、特に合宿目的の団体宿泊利用が減っているというふうに指定管理者は

分析しております。営業活動につきましては、関西の旅行代理店を営業訪問し、施設の新しいパンフレットの制作や手数料の高い形態のウェブ予約の見直しを図り、本年度の下半期の営業に向けた経営体制の強化を図っているとのことでございます。

担当課としましても、武蔵の里と愛の村パークへの集客につきましては、指定管理者と連携のもと、施設の魅力発信と誘客活動の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、レジオネラ菌と衛生管理につきましては、指定管理者業務仕様書、これに基づきまして、常に利用者が安全に安心して利用できるよう安全性、確実性及び経済性に配慮した上で業務を実施することを規定しております。指定管理者は公衆浴場法を初めとする関係法令等を遵守し、浴場管理等の業務を行うこととしておりまして、そのほか、通常の法定の水質検査に加え、従来実施していなかったレジオネラ菌検査を年4回実施し、また管理栄養士による衛生管理講習会の実施や、一部職員に限られていた検便対象者の拡大、ノロウイルス検査セットと汚物処理セットを配置するなどの対策も講じていると伺っております。

それから、地域住民とのパートナーシップ、信頼関係が確立されているか、これにつきましては、支配人が常駐し、地域住民との情報の共有化と信頼関係構築を図っているところであり、具体的には、地元老人会の草刈り作業への参加、また月1回の楽市楽座生産者組合定例会議を開催しまして、朝市の開催回数を月2回にふやすなど、新たな取り組みを始めており、支配人以下職員が地域行事やイベントには積極的に参加する姿勢であるというふうに伺っております。これらの取り組みを継続することで、地域住民のパートナーとして信頼関係が構築され、施設に対する愛着心や地域の活動の場として喜ばれる場所となっていくものと期待をしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

それでは続きまして、学校給食につきまして御質問にお答えいたします。

まず、食の安全、立入調査ということでございます。この件では学校給食衛生管理基準に基づきまして、各センター、これ4センターともでございますが、年に1回美作保健所に立入調査を依頼しております。また、昨年度につきましては、岡山県教育委員会が実施しております学校給食の衛生管理等に関する調査研究事業を受けまして、勝田給食センターでの改善指導を受けました。その結果、保健所の調査においても、県の指導においても、施設については、改善の指摘等は今回ございませんでした。

次に、食物アレルギー、あるいは発達障がい等の特性に応じた調理とか、あるいは調理場における対応、マニュアルを作成しているのか、異物混入について管理体制は万全なのかということですが、このそれぞれの給食センターにおきましても、当然先ほどの学校給食衛生管理基準に従いまして調理マニュアルを作成をいたしております。

また、食材納入業者に対しましては、昨年から実施をしておりますけれども、意見交換会を本年も8月、先月実施いたしました。食材納入時の衛生管理のあり方につきまして、共通認識を図り、注意点等、確認をしたところでございます。具体的には、食材納入時には、責任者が立ち会い、異物がないかどうか確認をして、検収を行っております。あるいは、野菜、これはごみがつきやすいんですが、3槽式シンク、3回に分けて流水でしっかり十分に洗浄するというので、異物が混入することがないよう徹底しているところでございます。

また、調理をする際には、調理員は調理場に入る際には服装に十分注意を払いまして、頭髮等が一切入ら

ないようにということで、しっかりと帽子等をかぶり、不必要なものは一切持ち込まないということにしております。

さらに、調理に関係がない者は調理場には入らないということも厳守をいたしております。

食物アレルギー対応につきましては、昨年学校給食における食物アレルギー対応指針を制定をいたしまして、食物アレルギーの対応について決めました。あわせて、マニュアルも作成し、安心して給食が食べられるように努めてまいりたいと考えております。

発達障がいの子どもに対しましても、6月議会でお答えしておりますように、アレルギー対応と同様、一人一人への対応を現在も行っているというところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、私のほうからは放課後児童クラブについてお答えをさせていただきます。

まず、イの児童や保護者から信頼される学童保育になっているかとの御質問ですが、本年6月に全クラブで保護者を対象にアンケート調査を実施しております。その結果、子どもさんが児童クラブに楽しく通っていると思えるかの問いに、84.2%が、楽しく通っている、と答えており、楽しくない、はゼロ%でした。支援員と家庭での様子について情報交換できているかの問いに、70.7%が、できている、と答えています。

また、7月に保護者、指定管理者、美作市が会して行った連携会議において、保護者から、支援員の先生方には子どもたちのためによくしてもらって感謝しているといった声が多く聞かれています。

指定管理者を変更したことで保護者からの不安の声が多かった昨年度当初に比べ、現在では支援員と保護者の信頼関係も高まり、子どもたちも支援員を慕い、安定した放課後の生活を送ることができるようになってきております。

今後も定期的なアンケート調査の実施、保護者会との意見交換の機会を持つなどにより保護者の意見を酌み上げ、子どもたちを安心して預けていただける児童クラブになるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、ロの支援員の人材確保の状況につきましては、本年4月1日現在の状況で申し上げますと、全クラブで支援員、補助合わせて58名となっております。そのうち保育士等の資格を有する者は31名であります。日々の支援はクラブの児童数に応じて2から5名で、余裕があるとは言えませんが、対応はできております。長期休暇中はお預かりする時間が10時間以上になりますので、交代要員に不足が生じる場合は統括責任者や営業所職員が応援に入るなどの対応をして、支援員が不足しないよう努力をしているところでございます。

認定支援員の資格取得状況につきましては、平成28年度は11名が取得しております。今年度も6名が取得のための研修に参加しているところでございます。引き続き、できるだけ多くの支援員が認定支援員の資格を持ち、育成支援の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハの保護者からの苦情、要望、事故、それへの対応状況につきましては、毎月月末に指定管理者と市担当課との連絡会議を行っており、起こった事象と、その対応について報告を受けております。保護者からの要望、苦情につきましては、各クラブに意見箱を設置する、また前述のアンケートにより御意見を酌み上げるようにしております。苦情、要望、事故、いずれにしても起こった事象に対して迅速に、かつ丁寧に

対応していくことが最も重要と考えておりますので、市としても指定管理者への指導監督を継続してまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

一番初めに言うたように、そんな中身も大事なんじゃないけども、この指定管理が生徒の学習維持じゃとかなんとかというような、こういうのやってもものすごく指摘しとるわけじゃ、監査委員が。ほれで、ここの中で指摘しとる中で、このダンボの関係、北児童クラブのこれ情報公開したやつなんじゃけども、いろいろと素直に事故の関係やこうあってやっても全部出してくれとんじやろう。そじゃけど、やっぱしこれ出すだけじゃなしに、こういうな問題をやっぱし1年間の事業報告、この4月1日に事業報告を市のほうに出さなきゃいけないようになってしょう。そこの中に共立メンテナンスの中からきちとしたもんを出さなきゃなら、ちょっとおかしいんと違う、ぐあいが悪いんと。出とらんじやろ。ここへ情報公開出とる割には事業計画書、お粗末なもんじゃ、これ、1枚、2枚あるだけじゃ。岡山県のほうでも岡山と言うたら、市長また頭にくるんかもわからんじやけども、岡山県のほうは、この間県庁へちょっと行つとったんよ、勉強しに。そしたら、子育て支援の関係についてあ物すご細こう取り組みができとる、細こう。やっぱしそういうな、横浜のやつをちょっとほんならファクスもろうたんじゃ。横浜やこうは物すご細こう子どもを中心にいろいろと考えてきとる。読みよつたら時間がないけん言いませんけど、また後からでも渡しますけど。それと、指摘事項にあったんじゃないけども、監査委員の、電気代、水道代、給食の関係で、それをきちとした分けた形の中でされよんか。その問題が1つ。そういうなやつをきちっと一線を引いてやらなきゃなら、何のための指定管理になったんか。とりあえず行政放棄するための指定管理だったんか。そういうようなことをわしにここで言われんようにやっぱししてもらいたいと思います。

それと、武蔵の里も、楽市楽座はあんた2人職員がおるんで、6,333万4,000円というのは仕事せんでもお金出すんかということをやよんじゃ。ほれで、維持管理費はまた別なんでしょう。この間も風呂も直しとる。何で風呂を直したんじゃ、人気があえ風呂かと思うたら、コンクリの中に入つとるんじゃというて今度はどえらい批判が出とる、最近。きのうも聞いた。私は最近全然行かんじやけどね。その批判が出とる。何で2人も、楽市楽座行つてみんさい。今あんた月1遍はあそこで朝市しょんじやというて言ようけど、朝市だけの問題でないでしょうがな。それと、あその発電機の問題、バリケードしてしもうとる。クアガーデンの前のとこ発電機しとんじや。入れりゃあせん、あがなことしたら。それと、夏休みに子どもたちが非常に楽しみにしとったプールの問題、これはプールだけでもあけちやるんかと思よつたら、部落座談会じゃ再々プールの話も出とる。プールの話も出とるけども、ええことになつとらん。皆さんつらがつて帰りようたというような話も聞いております、あそこに行ってから、20人ほど来て、車で、バスで。それと、この前私のおいから電話かかってきて、おっちゃんお客さん送つたんやというて、送つたんやけども、お風呂があらへんのや、わしは下手打つたわというようなことを言うてこうやしてかかってきたんじゃ。ほんで、今度はそのときにこの9月18日か19日に行きたいんじやと、相談があるんじやというて電話あつたんじやけど、来たつてあかんどいうてわし言うたんよ。おめえにまたちょっと嫌な思いさすだけじゃから、来るなというて言うたんじやけども、会社の研修、あつこに施設がたくさんある、そういうなものを1年間通して使いたいんじやというて。わしのおい〔聴取不能〕がそういうの企画立案ばつかししょんじや、大阪で。東京でやりよつたんじやけど、今大阪へ帰つとんじや。じゃけども、こういうな問題がある。

それから、給食の関係やこうでも、レジオネラ菌今一通りのことだけじゃなしに、この前テレビでやりよったでしょう。あ、オランダじゃという言うたら農業中心じゃ、食の安全には物すごく敏感なんじゃと思うとった。韓国の中で卵の中に何か知らん、農薬じみたものが卵の中へ入った。今度は、そがんしょうと思うたらオランダでも出た。立入検査というのは、これから行くから準備しときなさい、きれいにしとけというて入っていくのが立入検査じゃないんじゃ。抜き打ちにずばつと行って検査するんが立入検査なんよ。そういうなことが1年間に何回したんか。米の仕入れ、野菜の仕入れ、農薬のついとるかついとらんか、後で説明するん、土つくりょうるところへ行ったら、農薬かけとらんかかけとるかすぐわかるん。丈夫な野菜を生育しとったら、ひどう病気にはかからんらしい。そういうな形のやっぱし一つ一つもう少し考えた、子どもを中心に、一人の人間として、これからの将来を担う健全な子どもを育成せないけんということで、もう少し汗をかいていただきたい、かように思います。それから、資材の購入、韓国のこれ、ほじゃけん情報能力というのはずっと吸収していきょうらんなんだら、こんなもんが欠落してしもうたら、朝鮮の弾がこの前ほんと上がったというて、ミサイル打ったんじゃというて、10分ほどしたらここへ着くらしいがな。テレビ見てごそごそしょうたら、朝大体早いけん、はや大体あそこの北海道の向こうのほうへあれ飛んで行っとんじゃ、10分したら。そんなこっちゃあどうにもなりませんので。それについての御答弁をお願いしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

放課後児童クラブのことにつきましての御質問にお答えします。

まず1つ目に、事業報告書のことに対する御質問があったかと思えます。

〔15番岩江正行君「事業計画書で」と呼ぶ〕

事業計画書ですか。事業計画につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり年1回年間のかかる事業計画のほうをつくっております。それから、実際の事業を行っていくに当たっての事業報告につきましては、四半期、3カ月に1回、指定管理者のほうから事業報告書ということで報告をいただいております。内容につきましては、7項目につきまして、各項目につきまして、例えば適切な管理業務の履行ということで、こういった面について業務を行っている、あとは安全性の確保については危機管理マニュアルと緊急連絡網の配置といったこと、あと利用状況であるとか、収支状況、サービスの向上に向けて取り組んだこと等のことにつきまして、済みません、8項目についてこの3カ月に1度の業務報告をいただいております。

それから次に、事故の報告ですが、1回目の回答の中でも答弁をさせていただいたんですが、月に1回指定管理者との定例会議を開催しております。その中で起きた事故の報告の内容の事実確認と、その対応、協議について適正に行われているかどうかの確認をしております。それを取りまとめて今回情報公開ということで議員のほうにその内容をお知らせさせていただいております。

それから、電気、水道代ですが、メーターのない施設につきましては、平成28年度よりメーターの対象となっているものの中の面積案分を行いまして、放課後児童クラブのほうで電気、水道代の負担をさせていただいてることになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

今武蔵の里につきまして御指摘いただきました。楽市楽座の職員2人の件につきましては、指定管理者が変わってから2人になったということではないと思います。現状についてどうなのか、指定管理者の意見も伺ってまいりたいというふうに思います。

それから、風呂の修理の件、それから発電機にバリケードというお話がありましたが、それにつきまして、現地を確認しまして、対応が必要なようでしたら、対応してまいりたいというふうに思います。

それから、クアガーデンを休止しまして、お風呂が狭いと、小さいということで、なかなか大人数の宿泊に対応できないと、順番にお風呂に入っていたかかないといけないといった状況がございます。これにつきましては、指定管理者のほうから御提案いただく温浴施設の計画の中で検討していくことが大切かなというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まず、御指摘いただきました細菌や農薬に関する検査でございますが、少なくとも年1回以上は食材につきまして細菌等、特に葉物野菜においては必ず実施いたしております。

また、農薬につきましては、私就任直後に岩江議員から残留農薬はどうかというような御質問もいただきまして、これにつきましても、代表的な地物野菜につきまして調査をいたしておりますが、いずれも陰性でございます。

給食につきましては、やはり子どもたちの口に入るものということで、私自身も給食センターに出向きまして、あるいは各学校に出向きまして、4月当初には全部の4センターで給食の試食、実際にどういう食材が提供され、どのような状況で出されているか、実際に給食を食べております。

また、学校への訪問の際には時間帯の許す限りはその場で給食を学校の校長等と一緒に食べて、どういう状況か、また量について不足はないか等の意見聴取も行いながら、給食を維持いたしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

3回目の質問ですが、ここで10分間休憩します。

午後3時01分 休憩

午後3時11分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

岩江議員、3回目の質問をしてください。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

3回目。

とりあえず先ほども言うたんじゃけど、共立メンテナンス指定管理業務について、安易な経費削減や行政責任の放棄から提案されるような指定管理になっていませんかということを、これお尋ねしとんじゃ。指定管理業務を移行するまでの成果を損のうとらへんかということは、武蔵の里においても観光客がどえらい少

のうなった。楽市楽座でもお客さんが、もう私が見る限り、1日に1遍ぐらい大体通るんじゃないけども、通る限りではお客さんの車は全然ねえ。あつこのシルバー人材センターの人らあの車が2台あるか1台あるか、二、三台あるかぐらいな話。それで、指定管理料払うとんで、これ市民の血税で、これ、あんた、しっかりせなんだら、これ。血税やつとんで。喜んどろう。部長、仕事をせんのにたくさんいただいて、6,333万4,000円いただいたんじゃないやというて、仕事、お客は来んし、指定管理料だけくうたらわしら安気なええ金もうけができるというて。商売人はこがいゆうて言ようる。岩江さん、6,333万4,000円からぱんと利益だけのけとって、その中で実行予算組んで、こん中で商売せえ、お客は来ても来えでもええんじゃない。人を使うのは制限したらいいんじゃない。何のためのむらおこししょんだつたら、何のために今言ようるあの施設はあるんか。日曜日にあつこへ物を出荷しょんでも、今までとは違うて冷凍もんばつかしじゃけん、朝市の関係。非常に前と比べたらお客さんも少のうなったと言ようります。ほじゃから、今までの成果を損のうてないんか。今までは悪かったのは何なら。1,188万円の経営アドバイザー料払うて、何をこの共立メンテナンスに払うたわけじゃから。どこをチェックさせたんな。やっぱしその辺をしっかりとっていかんだら。きのうもちよつと言うたけども、美作市が地方交付税が今言ようる岡山県でおんぶにだっこいきよんのは、一番多いのが久米南町、きのう久米南の人が来とりました。うちの町も何にもできんようなことになってしもうたというて。交付税におんぶにだっこじゃと、非常に厳しいんじゃない、財政が。その次がうちが多いわけじゃから、国の財政は私は800兆円ぐらいかと思ようたら、1,060何兆円かしらんの大けな赤字国債があるん。いつ国のほうもパンクせんのが不思議じゃというて、ネット見たら書いとった、なぜ破綻しないんでしようというて、日本の財政が。そんなような状況の中で、もう少し、この後言わせてもらうんじゃないけども、自主財源を確保するように少しでもみんな、そこへ偉い人がたくさんおられるわけじゃけん、警察のOBまでおられるわけじゃけん、お知恵をかって、お客さんをたくさん連れてくるように、この地域のもんが内需を拡大できるような、そういうなやっぱし取り組みをしていただきたいと、かように思います。

部長にも先ほど言うたんじゃないけども、これ横浜のやつちゃ。そしたら、運営方針とか事業計画書で、うちのこれ1枚べらつとこんだけじゃ。それから、ここの中には地域の子ども・子育ての支援の拠点となるというようなことを書いて、概要、事業日数、保育時間、職員数、これ看護師まで置いとるわな。事故がたくさんあつたらすぐ手当てができますよ。看護師も最低置いとる。それから、経営運営の保育基本理念の目標、法人基本理念までこういうな形の中に入れて。それから、保育理念、子どもたちの今こそここに生きるを大切に一人一人がかけがえのない存在と信じ、自信を持って子どもたちが生きていく力を育てにやいけんというて、こういうなことを書いとん。目指す子ども像、自分の思いを率直に素直に出せる子ども、体を思いっきり使い、伸び伸び遊べる子ども、友達が好きで、どの子どもも大切にできる子ども、自分で考え、行動ができる子ども、保育の基本姿勢、全ての大人が一人一人の子どもをよく知り、と、こういうなことを書いとるわけじゃ。こういうなやつが4つほどある。園児に対する処遇、保育園体制と保育園の進め方、こういうふうなもんがあつて初めて指定管理料が払えるんでしよう。金を払う、子どもを預ける立場の感性が働かんから、こういうなものを、はい、これによろしいですよというて判つくんじゃない、決裁するんじゃない。そこで1年間出た中で指導ができとらん。これが大きな間違い。そういうこつて、次々言ようたら次の問題ができませんので、この辺のところまで3回目の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

武蔵の里の指定管理の件で御指摘をいただきました。指定管理者に対して管理運営をお願いしてという

のは、本来民間の力を発揮していただきまして、施設の設置目的、そちらをより効果的に運営していただくということを目的にいたしております。

〔15番岩江正行君「ようわかっとな」と呼ぶ〕

今までの成果を否定したりしようというものではございませんので、今後も指定管理者と協議なり、指導してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

指定管理者の子どもの育成支援に係る支援計画ということでございますが、指定管理者におきましても、支援員会議等の中で、各支援員が共有をします目指す子ども像、それから保育目標、それから養護、ケア、教育、それから取り組む行事といったものの保育計画というものを支援員会議の中で取り決めております。ただ、これが支援員の中だけでの共有ということに今とどまっておるようなことになっておるかもしれません。こういった理念、指定管理者の方針というものをもう少し保護者でありますとか、支援していただいております市民の方にも十分わかっていただけるようなことをこれからは心がけていきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

15番（岩江 正行君）

総括。

とりあえず目的意識というものをきちっと押さえて、一人一人のかけがえのない大切な子どもたち、大切な存在として受けとめる、ともに保護者に対しては安心して働いてくださいよ、大事な子どもさん預かりますよというような形の中で安心感与えられるような、ともに子どもたちの成長を喜べるような、そのようなやっぱし学童保育になっていただきたいというふうに私は思います。

それから、あんた言うたとおりのこっちゃ、民間業者の活力を活用した住民サービスの向上、それから施設管理における費用対効果の向上、それから管理者主体の選定手続を透明化せにやいけん。ほじゃけども、あんた、業者というのは金に汚いわけじゃから、言うときけど。金もうけするために来とるわけじゃから。あんた方の、皆さんのような奉仕作業じゃないわけじゃから、市民の奉仕作業じゃないんじゃけん。ほじゃから、そこんところは厳しゅう言わんだら、おまえ、西栗倉やこう頑張りようるよ。指定管理料2,400万円じゃというて言ようたぞ、業務管理だけで、うちらはたくさん出しようるけど。ちいと、おまえ、取り過ぎじゃないんかというような話をせんだら、渡した以上は、6,333万4,000円を渡して、お客がどっどっど、やっぱし違うな、共立メンテナンスじゃなというて言われるような、そういうメンテナンスだったらええけども、〔聴取不能〕というような悪い評判をばさっと立てられるような共立メンテナンスだったら困るわけじゃから。ほじゃから、その辺のところで、あんたの手腕にかかるとるわけじゃけん、部長。もっと厳しいチェック機能が必要じゃないかと思えます。

これで総括を終わらせていただきます。

次に、ええかな。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ。

15番（岩江 正行君）

次に、美作市の庁舎基本設計について、これ6月のときにも質問させていただいたんですけども、もう岡本の課長の顔見よったら、何かつらげな顔しとるようにあつたんで、ちょっと控えたほうがええな、秋にはええ答え出してくれるわと思うて、わしも期待してここで質問させてもらよんじやけども、〔聴取不能〕と災害のときの安全対策について尋ねるといことございます。ここは土石流指定危険区域、この上、ここは水没地、これは私が言うまでもない、今はことしの春やめられましたけども、安部副市長が資料まで、写真まで持ってきて、浸水したんじやと、この辺は、というような写真まで持ってきて、その危険区域の中にこれするのいかなもんかなと思うて、これそれなりに並行して県のほうにもちょっと河川課のほうでも行ってみちやろうと思ひまして、河川課のほうにも行きました。市のほうから要望がありました、部長とも話しよるけども、ひどう全然しゅんせつの工事、川の中へいっぱい木が埋まると、今度は作東のほうには大きな日本一のメガソーラーしよる、山家川からだつと出た水が吉野川行つたらあつこがあふれて、それはあの辺の被害出にやあええがと思ひて。今度は吉野川ずっと流れてくる。そしたら、そこの丸大製材のどこまでは改修しとる。あれからこっちは全然しとらん。しとらん水が、大体改修というのは下から下からしてくるんじやけども、上が広うなるとるから、水の勢いというのは自然の中だったら60ミリの計算しとるらしい、60ミリ。ちょうどゴルフ場開発がした時分の当時のやつちやな。どつと水が出たら、あのパネルの上流れてくるわけじやけえ、一気に出るわな。山だったら、タオルを、あんた、置いてコップに1杯水かけてみんさい。ぼとんぼとん下へ落ちてくらあ。そういう違いがあるんで、やつぱしその辺のところで、ここ庁舎の問題ばあじやあなしに、この辺の川のしゅんせつ、あの下の湯郷の上の可動井堰、それから湯郷のあつこの裏のほうの川のしゅんせつ、これらについても、行つたら、処理場がないんじやというて、処理場は今この間言つた、そこの下の採石場のとこに大きな穴があるけん、あつこを埋めたらええがなというて言うたら、私のとこじやいけんのんじやというて、あんた、おかしいことを言うな、佐用のほうは20何人亡くなつたから、あつこの採石場のとこ、個人の所有のとこ、ずっと下からしたから上郡のとこ埋めてきよんじや。美作にとつたら、今言よるああいうな捨てるとこはすぐ持つていつて捨てさせちやると言よるところでも、だめじやというて言よる。どがいな考えしとんじやろうかなというて、あんた、そがな今値段の交渉しよんだつたらええけども、まだ全然さらえとらんようなこつちや、災害が出たらあつちやこつちや見てみんさいと。広島やこうでもあれは土石流指定危険区域じやなかつたんじや。71人亡くなるとる、3年前に。ここの山が崩れたらどがいするんな、川があふれたらどがんするんな。こんなとこに耐震して、ここに庁舎するなというて言よんじやねんで。安全にしてから、したらいかがですかと言よんじや。川のほうと並行していくんが当たり前じやないかと言よん。庁舎が悪かつたら、建て直すのもええんじやないかと思ひんじや。けれども、今の状態で38災のときに、それから昭和9年かな、そこら家中が水浸しになつたような、そういうな厳しい中を、それから今民間の人が都市計画区域の中で家建てるというて言うたら、あんたところが許可出すんじやろ、あんたところが。建築許可出すんじやないか、何平米以上になつたら。そうしたら、ちょっと待つてくださいよ、今言よるこつこが家がつかるからというて、クレームつけるんじやろう。そのつけよる人間がここに500万円計上して、ここに庁舎建てるというのはいかなもんかと思ひ。ここのところでもずるっと上から、そこの上の山が皆落ちて、世話ないだけの何かを考えていかにやいけん。いろいろたらいけんような山いらい回つて、ほれで道ができたら、その道今度は水が伝うて出るん、ずっと樋になつて。ひどいこつちや思ひて、わしは。そこら辺のちょうどそこの前宮本市長のとこの上の辺のとこへ水が皆出てくるんでしよ。そういうな市民の安全・安心が一番ですから、それはもうこつこを耐震庁舎というたら厳しいというのはいよわかつとんですけども、この辺の災害の関係についての御答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、岩江議員の庁舎の耐震基本設計業務の御質問にお答えをさせていただきます。河川の御質問の前にさせていただきます。

庁舎の耐震補強基本設計、そして水害等の災害についてでございますけれども、庁舎の耐震補強についてでございますが、6月の答弁でもお答えさせていただきましたように平成23年度に現庁舎の耐震診断を行っておりまして、結果は震度5強程度の震度までしか耐えられないというふうなものでございました。市内には大原断層がございまして、美作市といたしましては、昨年の熊本地震で観測をされました震度7程度までには耐えられる庁舎が必要と考えておりまして、耐震補強工事の基本設計業務委託料を当初予算において計上させていただいたというところでございます。

そして、業務を委託する上での考え方でございますけれども、昨年の新庁舎整備特別委員会で説明をさせていただいておりますように現在の庁舎は昭和54年に建設されたものでございます。耐用年数や内部にある設備等がかなり老朽化しているというふうなことを考慮いたしますと、効果的な補強方法でありながら、工事費を極力抑えることのできる内容の基本設計となるよう予定をさせていただいております。

また、水害等への対策ということでございますけれども、現在の本庁舎は浸水想定区域で、かつ土砂災害警戒区域に位置しておりまして、このことは以前から議員からも御指摘を受けるところでございます。これらの災害を回避するためには現在の位置から災害のおそれのない場所に移るしか根本的な解決策はないものと思っております。しかしながら、昨年移転先として提案をさせていただいた場所では決定を見ず、合併特例債を活用した庁舎の移転、新築ということについては断念をいたしましたところでございます。

このような状況でございますので、庁舎のみについてでございますけれども、水害への対応といたしましては、庁舎1階が浸水することは常に想定をしておき、電源の確保、そして重要なものにつきましては2階以上に配置するなど、可能な限り被害の軽減を図りまして、本庁舎の機能の維持に努めたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼いたします。

岩江議員の庁舎関連での浸水危険区域の安全対策についての御質問でございます。

まず、梶並川は県管理の一級河川であるが、国、県に対策の要望はされているのか、それから県が予算がないと言うならば市単独で河川のしゅんせつを行うべきじゃないかということでございます。お尋ねの梶並川は県管理の一級河川であります。国、県に対策の要望をしておるところでございます。梶並川の水害対策は、美作地域の各地区からしゅんせつや河川内の立竹木の伐採等、多くの要望が出されております。梶並川は、議員が言われますとおり県管理の一級河川でありますので、市の扱いとしては要望を県に進達するとともに、少しでも早く事業が実施されるようお願いをしているところでございます。一級河川吉野川についても同様でございます。

岡山県では市内全域から提出される要望書を受けまして、現地を確認し、堆積物等の阻害の程度、保全すべき物件や範囲など、総合的な観点で優先度に基づき計画的に進めるということでございます。

平成27年度には、梶並川ですけれども、市役所前の栄橋から吉野川との合流付近までの区間で河川の流下能

力の回復と洪水被害のリスク低減を図るため、河川内の草木の伐採、刈り払いが実施されております。

次に、県が予算がないと言うなら市で行うべきではないかということでございますけれども、先ほど答弁いたしました栄橋から吉野川合流付近の伐採は、県と市の河川のリフレッシュ事業というのがございますけれども、県と市の共同事業として伐採、運搬は県が行い、処理については共同で行うということで実施しております。

しゅんせつ等の実施に当たっては予算の確保のほか、しゅんせつ土の処分先の確保というふうな、先ほど指摘もございましたけど、ございます。市では処分先の選定に係る調査や調整を今行っているところですが、洪水時の被害が少しでも軽減を図るため即応性が期待できる流れを阻害する、とりあえず立木等の伐採を要望してまいりたいというふうに思っております。

先ほどお話がございました21災のときに兵庫県のほうは残土処理を設けたという、私も知っておりまして、兵庫県の千種川のほうは一気に処理をしたというふうに記憶をしております。岡山県のほうも関連したところはしていただいたわけですけど、一部残土処理場といいますか、そのときは緊急避難的に採石場へ穴があいとして、そこへ埋めたというようなこともございましたけれども、一部は現在市の土地であるところに残土を仮置きをしているという状況でございます。

それから、建築規制でございますけれども、これは規制がかかるのは現在先ほど言われました土砂警戒区域ですけど、今のところはイエローゾーンということになっております。これが昨年度から岡山県がレッドゾーンを敷いていくということで、再調査をしている状況でございます。レッドゾーンということになりますと、建築の規制がかかってきますけれども、レッドゾーンのところについては、現在も住んでおられますし、建てかえもされておりますので、規制というものはございません。

それから、ここの谷の栄町の水路のお話もございましたけれども、里山公園の地元調整の中で調整を地元として、水路の改修をして、進めているというところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

2回目の質問です。

15番（岩江 正行君）

部長、自然災害というのはいつ起こるやらわからんもん。安全じゃ安全じゃというて先ほど言うたけども、土石流指定区域外のとこでもああいうふうな大きな甚大な被害起きとるん。ですから、今言ようる鳥取県なんか、あそこの港へ持って行ってストックしとんよ、土を、ストック。ほじゃから、あんた方がもう少し危機感がなさ過ぎる。わしが行きょうるとこ安全なけん、ほっとたらもうぼちぼちすりゃあええがな、ひどうえらい仕事せえでも金はもらえるんじゃけんというぐらいのところ、そういうなことじゃあ困るん。ここの先ほど部長が大原から出身しとって、大原の出身であるのに大原断層、活断層の話をしてくれたけど、ありがとうと言いたいわ。大原の保育所いまだたってほっとるけどな。あれは活断層30メートルぐらいいしか横離れとらへんね。そこらほっとって、ここのほうが活断層があるけん、ここは美作市には断層があるけん、断層がある、断層のある大原断層が周期を問うたらいつ起きるやらわからないというようなとこに保育所があるやつ、危険な建物じゃという調査結果が出とんのに、それをいらわずにおって、ここの庁舎のほうが、自分らのおるところのほうが安全なけん、先ここせにゃいけんというようなことでは困るし。それから、庁舎庁舎と言ようけども、庁舎するまでにここの辺のたくさんの方が生活しょうるわけじゃから、この人らの安全・安心を一番に考えて、部長、どこへ土を持っていったらええんな。最近ちょっと小耳にしたんじゃけども、光カントリークラブのとこがまたメガソーラーするらしい。計画が上がるとるらしい。そ

したら、あそこの谷というのは大きな谷がたくさんあるんじゃ。何でそこら辺と話をして、そこら辺でも入れてくださいよというような、もう少し亀がいきりをおろしたような行政せずに、もう少し市民の目線で〔聴取不能〕かっば着るような姿勢で行政をやらなんだら、これは美作市の進歩も発展もないと思います。そういうことなんで、どのようにされるんか。

それから、あんた、ここへしたってすぐ皆が、500万円基本設計はや発注しとんじやろう。これしとんのはええけども、川を先せんなんだら、したってええことならんど。やっぱし物事には順序があるんじゃ。そういうこって、この御答弁があるんだったら、してくれたらいいですし、なかったら次に入りますけど。

議長（鈴木 悦子君）

ありますか。

15番（岩江 正行君）

ないんか。どがいなんな。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

先ほど残土処理場のお話がありました。岡山県をどうのこうのということはありませんが、他県では、例えば県で残土処理場を確保されてるという例もお聞きしております。しかしながら、私どもがそのことをしないと、当然いけませんし、市の管理してる河川でもそういうとございます。しっかりやっていきたいと思えます。情報網で言うと、岩江議員のほうがたくさんおありだというふうに思えますので、もしございましたら、教えていただければ、私ども当たってみたいというふうに思えますので、よろしく願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

2回目の御質問に私のほうからもお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、私は庁舎のこのみしかお答えできませんけれども、気象庁のデータによりますと、過去5年間におきまして岡山県内では震度2以上の揺れが49回観測されてるというふうなことでございまして、いつ地震が起きるかわからないということでございます。実際に災害が起きたときの防災拠点というふうに庁舎はなるものと思っておりますので、早急にそのあたりは対応を考えておく必要があると思えますので、今回の耐震補強工事については、実施をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、3回目です。

15番（岩江 正行君）

3回目じゃねえん、もう要らん、もう。

議長（鈴木 悦子君）

じゃ、総括してください。

15番（岩江 正行君）

総括も要らんのんじや。

次に入る。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、4項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

時間がないから。

もうかる農業と所得の安定について質問させていただきます。

疲弊している中山間の農業、鳥獣被害、農家所得の低迷、耕作放棄地と、多くの難問題がある中、どうやって子どもたちや孫に農業を継いでくれと言えるのか、将来の希望の持てる農業再生に向けての取り組みについてのお尋ねをいたします。

1番目としまして、農産物の海外輸出と農家所得の安定に向けての営業活動について、しょうるんかしょうらんのかということ。2番目、農地改良と大規模農業、農業の効率化についての取り組みは。それから、3番目、二地域居住について推進について支援するんかしょうらんのかという話。

それから、この前も言うたんですけども、彩葉茶屋の2号店の駐車場、これ3,000万円ほど全部で駐車場払いようらしい。これ一発で買うたら、駐車場代を、買うたら払わんでもええわけじゃから、ちいどもそのお金を生産者に分けてあげたら、3%というのは、3,000万円というて言うたら10億円の3%じゃから、商売しょうて3%というのは大きな利益ですから、その辺のとこ考えておるんかおらないかという問題。

それから、二地域居住ということについては、新しい農業、貸し農園、一月ね、そういうな職員は今言ようる財政のあれを見ようたら、人件費を見ようたら、よそに負けんだだけの職員の人件費払いようる。ちいたあ大阪のほうへ走って行って、ほれで貸し農園する人おりませんかと、彩葉茶屋からでも呼びかけてもええんじゃ、大阪の2号店から、それから収穫の体験ツアーとか、もうよそらのほうはいろんな企画、立案しとん。生き抜いていこうと思うて。うちは何か知らんけど、ゆっくりしてしもうとる、国がたくさんのお金くれようるから。それから、野菜づくり、これらについても、つくる農業からサービスが提供できる農業へというふうな、いろんな形の中で企画、立案しようる。それから、ブランドづくりブランドづくりというて、うちらのは何か知らんけど、栄養価値の、栄養のあれをぱっとはかるやつを先機械を買った。ほじゃけど、栄養のどうのこうのと言うよりか、やっぱりずっと本をわしもこの間から見させてもらよんよ。ほしたら、ブランドづくりというのはやっぱり土つくらにやいけんらしいわ。酸性土壌になってしもうたら、ここの役場の職員みたいな動かんようになってしまふんじゃ。窒素、リン酸、カリがきちっとバランスをとれたらどつと動くんじゃ。ほじゃから、窒素を含む作物というのは作物の生育が活発になる。それから、やっぱり通気性の問題、ここへ書いとる、何年3年前から言ようる、部長のほうよう見とってごらん、あんたらのときにやっとな、これ。3年もたったんじゃけど、部落来て説明会までした。まだせんじゃろ。これ見てみねえ、これ。この道路の水が排水になって、ここの中へ全部入って汚染されてしもうとんじゃ。それと、これは市長が就任されてからすぐに草刈りオリンピックしたとこじゃ、市長、これ、あんたが。草刈りオリンピックしたとこ、これ今見てみんさい。これもう草がどこを刈ったんじゃろうというほど、これ生えとるで。これが下が野形、これは東谷、ほんまにこれ見たら悲しゅうなる。これがうちの上のほうで、この前城山水利組合がとまったとこ。水がないけん田んぼができやあせん。ほじゃけど、田んぼをつくるにしたって、こころも排水しちやるしちやると言うて、排水ができん。先ほど言うたけど、グラウンドつくりろうと思つたら、あの通気性と排水性がよくなかつたら作物できんのじゃ。根腐れ起きる、根腐れが。じゃから、こころのやつでも、これ見てみんさい。目が痛かるう、あんたら、見たら、これ。うそばあ言うとるやつじゃから、そういうなことで、時間がないんで、いろいろとよそのほうはいろんな企画されよんで、もうこれが今限界じゃ思う、農家の人も。ですから、もう少し時間がないんで、今度目のときに12月のときにま

た質問させてもらいますけども、もう少し何かほんまに生産者の目線に立って、所得の安定、もうかる農業、きちっとした取り組みをしていただきたいと思います。答弁。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

もうかる農業ということで、関連で御質問でございます。

まず、農産物の海外輸出ということでございますが、市内の一部で取り組まれているというふうに従ってあります。しかし、輸出すれば必ずしも高く売れるものではありません。また、国内での販売に比べ、コストがかかるという問題があります。輸出に取り組むためには、輸送、保管、検疫、関税などのコストを検討しなければならないというふうに思います。輸出については、日本で生産過多の傾向があるものなどで、市場の拡大を狙う目的で行うことが最も現実的であるというふうに考えております。現在具体的に市のほうへ御相談いただいている案件はございませんが、ただいま先ほど申し上げました輸送とか保管の方法について少し勉強してまいりたいというふうに思っております。

それから次に、大規模農業、農業の効率化についてでございますが、以前の答弁と同じになってしまいますが、農地を有効に活用するため岡山県農地中間管理機構が農地を貸したい方と農地を借りたい方とのマッチングを行い、担い手への農地の集積と集約を図っております。農地中間管理事業がうまく機能すれば、経営規模の拡大と生産コストの削減を図ることができます。地域のまとまった農地を確保するためには、地域の話し合いが必要だと思っております。農地の荒廃を防止しながら、農業の大規模化と効率化を図るため、まとまった農地を貸し出そうとする地域や集落営農を推進していこうと、そういった地域を支援してまいりたいというふうに思います。

それから、二地域居住についてでございます。これについての支援でございますが、この二地域居住の推進策としては、移住定住の促進と同様な取り組みということになってまいります。田舎暮らしの目的は多様で、その目的の一つに農業があると思っておりますが、農業の場合、継続して農業に取り組んでいただくことが大変重要なことだと思っております。当市としても、移住定住の一形態として、先ほども貸し農園といったお話もありましたけど、具体的な案件があれば支援してまいりたいと思っております。

それから、彩葉茶屋箕面店の駐車場の購入についてでございますが、所有者の方は積極的に売りたいとか、すぐに売りたいといった意向はありません。売らないということでもありません。売らないということでもないんですが、積極的に売りたいというような意向はございません。現在市のほうで土地の購入について有利な財源がありませんので、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼いたします。

もうかる農業と所得の安定、耕作放棄地の再生についてということで、建設部のほうからは農地改良と大規模農業、農業の効率化についての取り組みということで答弁をさせていただきます。

農地中間管理事業の重点実施区域において農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進を図るための基盤整備事業のメニューが近年ふえてきております。本市では、農地耕作条件改善事業を平成30年度新規で計画しておりまして、地元受益者と十分協議の上、事業の推進に向け、進めてまいりたいとい

うふうと考えております。担い手への農地の集積を図ることが必須条件にはなりますが、この事業で農業基盤を整備することにより農業の効率化が図られ、少しでも大規模農業に寄与するものというふうと考えております。

先ほど、それから今議員が写真のほうで示されました桂坪地区の暗渠排水につきましては、先ほど答弁いたしました農地耕作条件改善事業で、下庄から豆田にかけての地区を平成30年度から平成32年度の3年間の事業工事で事業実施を予定しております。なお、当事業は先ほども申しましたが、農地中間管理事業の重点実施区域で、農地中間管理機構と連携を図りながら、担い手への農地集積を図ることが必須条件になっております。いずれにいたしましても、地元受益者と十分協議の上、事業を進めてまいりたいと思います。先ほど3年間放置しとるといようなこともございましたけれど、事業の経過といたしましては、最終的に地元から要望書は3年前に出たんですけど、いわゆる申請書、負担金とか、それから事業への参加のもの、書類がついて申請になるわけですけど、その申請が出たのが今年の6月というふうに伺っております。昨年地元のほうへ入りまして、その事業の説明もさせてもらっておりまして、今年度30年度の採択に向けて予算要求をしております、既に。したがって、30年度から進めてまいりたいというふうに思っております。事業につきましては、いろいろと国庫補助事業ですので、規制があったり、そういう補助基準がございますので、地元の方と十分協議を進めてまいりたいと思います。議員におかれましては側面からのサポートのほうをよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長、うそも大概にしとかなんだら、3年も過ぎとるわけじゃから。もう一つの道路の関係について、過疎債の変更ばっかし出して、一向に進みようらん。こういうようなことでは市民生活は……。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番5番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日8日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後3時58分 延会

平成29年9月8日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（平成29年第5回美作市議会9月定例会）

平成29年9月8日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光							
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨						
政	策	審	議	監	福	原	覚	総	務	部	長	岡	本	和	之				
危	機	管	理	監	皆	木	佳	久	企	画	振	興	部	長	池	田	義	和	
綜	合	戦	略	監	大	森	洋	平	市	民	部	長	角	南	良	雄			
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘	経	済	部	長	遠	藤	宏	一				
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀			
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	山	崎	正	雄					
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	監	査	委	員	山	本	雅	彦			
総	務	課	長	春	名	竜	也	財	政	課	長	太	田	裕	二				
危	機	監	理	室	長	皆	木	敏	治	学	校	教	育	課	長	忠	政	勇	之
監	査	事	務	局	長	神	原	秀	哲										

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	大	佛	裕	彦				
主	任	井	上	大	佑				

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。

傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めておはようございます。

議長から発言のお許しを頂戴しました。

昨日水道の断水事故について、市民の方々多くの方々に御迷惑かけたことについておわびを申し上げますが、本日はその反省に立って、事務事業の実施状況について点検をし、今後いかにすべきかということについて方向が決まりましたので、それについて報告をいたしたいと思っております。

まず、問題が2つあることが明らかになりました。

1つは、断水のときの対応のあり方でございますけれども、断水箇所を修復するという点については一生懸命やって、これはうまくいっているわけですが、断水の影響箇所を局限化するという努力については、必ずしも十分に行えていなかったということが判明をいたしました。具体的に見ますと、例えば昨日のケースでいいますと、中山にある配水池がございますけれども、あそこから実は例えば三倉田のほうに管路が通っていますが、これは通常使っていません。しかし、それをオープンすることによって、栄町の本管がとまったとしても配水が可能であると、こういう事情がありますが、この点について今後机上演習をきちっとする、あるいはたまに実行演習をするということも含めて、断水が起こった場合にその影響地域をなるべく小さくするというのを具体的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目でございますけれども、広報体制であります。ここについては若干の指示を水道課には私もしたわけでございますけれども、振り返ってみますと、復旧作業に全力を尽くしている実行部隊がもうてんでこ舞いになっているということが明らかになってまいりましたので、よく考えてみますと、こういった事案につきましては危機管理の一環であるということになりますので、連絡シートを作成し、美作市水道課発、本日何時何分にとどこで断水が発生をした、次に選択肢があって、現在復旧作業中、現在復旧作業が完了し、水压を徐々に上げているのであと3時間で直るとか、あるいは今管路の切りかえを行いました、その結果若干濁り水が出ますけれども、それについては御容赦ください等々の具体的情報を、これは定型的にできるわけでございますので、事前にシートを作成し、それに丸をし、あるいは時間を書き込んで危機管理監のところへ投げますと、次に危機管理監のほうで広報体制を確立する。広報体制につきましては、1、告知放送、2、議会での審議もありますけれども、現在既に屋外の拡声器がある地域については屋外拡声器を活用する、そして広報車を活用して、いろんなところに広報車をもって以上の情報を提供して回っていく、こういう3段階の体制で取り組むという方針が決定いたしました。本件事業につきまして、改めておわびを申し上げますとともに、以上のような形で当局としては反省をし、そして今後の政策に生かしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日程に入る前に御報告いたします。

昨日、岩江議員の議会での発言に対し謝罪を求める動議の提出があり、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がございましたので、動議は成立いたしました。

その後、昨日の議事日程に追加することをお諮りしたところ、賛成少数により議題といたしませんでした。

よって、会議規則第20条の規定により、本日議題とする予定としておりましたが、昨日本会議終了後提出者より動議撤回の申し出が文書によりございましたので、これより読み上げさせていただきます。

〔「配付してくれ」と呼ぶ者あり〕

美作市議会議長、鈴木悦子殿。提出者、美作市議会議員、中山忠明。

岩江議員の議会での発言に対し、謝罪を求める動議の撤回申出書。

美作市議会が目指している市民に真に開かれた議会運営は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものであり、そのためには議員一人一人の品位が保持される必要があります。しかし、岩江議員の平成29年9月5日の本会議での女性を蔑視するような発言、議会運営委員会に対する侮辱発言等は、議会の規律を著しく乱すものであると思います。今後もこのような発言が続けば、議員個人の信頼が損なわれるばかりか、美作市議会に対する市民の信頼も大きく損なわれることが予想されます。

そこで、市民及び市議会に対し謝罪をすることを求める動議の申し出をいたしました。このたびは本動議を撤回いたしたく申し入れるものでございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。ということで、撤回の申出書が出ました。

よって、美作市議会会議規則第19条の規定により、議題とする前でございましたので、撤回の許可をいたしましたことを御報告いたします。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、一般……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

報告ですので、質疑は受けられません。

日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番6番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

〔「議長、ちょっと待ってください。発言があります。きのうの中山議員の先ほどの」と呼ぶ者あり〕

発言は受け付けません。

〔「差別したらいけませんよ、きのうの中山議員の発言を受け付けたんですから」と呼ぶ者あり〕

動議でした。発言は受け付けません。昨日は動議でしたので受け付けました。

〔「動議は成立してるんですか」と呼ぶ者あり〕

しました。

〔「どうしてですか」と呼ぶ者あり〕

動議は……

〔「ちょっと待ってください、議長、発言させてください」と呼ぶ者あり〕

動議は……

〔「おかしい、議長、おかしい、動議の成立は。異議がある。議長に瑕疵がある」と呼ぶ者あり〕

動議が成立いたしましたので……

〔7番重平直樹君「何で発言できんのんですか。どうして発言できんのんですか」と呼ぶ〕

7番議員、静かにしてください。私語は慎んでください。

〔7番重平直樹君「議長」と呼ぶ〕

動議は成立いたしましたので、質疑は受けません。

〔10番岡本泰介君「議長、おかしいです、きのうの動議は。発言させてください。おかしいです、瑕疵があります議長の」と呼ぶ〕

それは、昨日言っていたらよかったんですが、質疑は受けません。

〔10番岡本泰介君「質疑を受けんのんじゃない」と呼ぶ〕

〔4番岡野鉄舟君「議長、議事進行、4番」と呼ぶ〕

議事進行いたします。

4番（岡野 鉄舟君）

昨日も踏まえてなんですが、本日この場における議長の議事……。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、今おっしゃっていることは質疑ですか、それとも……。

4番（岡野 鉄舟君）

議事運営に対する発言です。

議長（鈴木 悦子君）

議事運営は日程第1に今一般質問を行いますと言いましたので、岡野議員は一般質問を始めてください。

4番（岡野 鉄舟君）

いや、違います。議事運営に対する発言と私の一般質問とは別です。つまり、どういうことかといいますと、先ほど議長は、過日もそうですが、動議は成立してるということを言われたんですが、それは陳謝を求める発言であれば懲罰の中の種類ですが、それは要件としては8分の1なんです。つまり、18に対する8分の1であれば3であると思うんですが、岡本議員はその議事に対して発言をされておるわけで、動議ではなくて、議事運営に対する発言だろうと思います。そういった意味では、岡本議員の発言を許可されるべきだろうと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

議長（鈴木 悦子君）

先ほど岡野議員が言われたのは、懲罰動議じゃございません。普通の動議でした、中山議員が出されたのは。懲罰動議とは言われてませんでした。その動議に対して、1人以上の賛成があれば、その動議は成立いたします。そして、昨日尾高議員が賛成されて動議が成立いたしました。その動議が成立してから、今度はその日程の追加に追加日程を諮ったときに、賛成少数で日程には載せられなかったんです、昨日は。それで、それはそのまま、本日議長権限で本来ならこの動議を日程第1に載せられたんですが、その前に中山議員より撤回の申し出がございましたので、その撤回の申し出を受けて、先ほど読ませていただいたというそういう流れでございます。間違っていないと思います。

〔4番岡野鉄舟君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

4番（岡野 鉄舟君）

いわゆる一般の動議の成立は2名でいいんですが、中山議員が発言された内容は、陳謝を求めるということを言われたわけで、動議の内容の中をよく精査してみれば、それは懲罰に関するものというのは明らかではありませんか。そういった意味で、私は動議の成立要件として、3人以上という瑕疵があるということをおっしゃっているわけですが、そのことに関して本日岡本議員は、何回もおっしゃいますように、発言をさせてほしい、議事運営について発言をさせてほしいと言われてるわけで、動議じゃありませんよ、岡本議員の発言の要求は。そこを議長としてしっかり酌み取られるべきだろうと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員が言われたのは、ただ質疑と言われたんです。議会運営、議事運営に対する質疑とは言われませんでしたので。

〔10番岡本泰介君「発言があるというて言うただけです」と呼ぶ〕

でしょう。議事運営に対する発言ということの言葉は使っておられません。

〔「挙手をしたら……」と呼ぶ者あり〕

それでは、日程第1に入ります。

一般質問を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番6番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

〔「〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

岡野鉄舟議員。

〔「公正中立じゃないぞ」と呼ぶ者あり〕

静かにしてください。私語は慎んでいただきますようお願いいたします。

〔「自分がむちゃばあしといて何を言うとな」と呼ぶ者あり〕

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

おはようございます。

少々興奮しておりますが、議長の許可をいただきましたので、私4番の9月議会の一般質問をさせていただきます。

私は、今回7項目について質問をさせていただきます。

第1点は、横山副市長の第1副市長への変更について、2つ目は、各支所単位の振興ビジョンの策定について、第3点は、厳しい小・中教員勤務実態調査と新学習指導要領への対応について、そして第4点は、放課後児童クラブの運営実態と行政の関与について、そして5番目は、監査委員の監査業務について、そして

6番目は、岡山湯郷Be11eについて、そして最後の7番目は、後山の管理、整備についての7項目について質問をさせていただきます。

まず、その第1番目の横山副市長の第1副市長への変更についてですが、去る6月議会の最終日、市長は閉会の挨拶の中で、横山副市長に第1副市長への事務をやっていただきますという御発言がありましたが、このことに関しまして、本市の刷新条例の一部を改正する規則と地方自治法第162条、議会の同意との関係、そして2つ目は、改正前の規則と改正後の規則との関係、そして3番目は、本件に関する市民及び議会への説明責任が果たされていないのではないかという、まず3点について質問をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。

岡野議員の横山副市長の第1副市長への変更についてということで、3点の御質問でございますが、まとめてお答えをさせていただきます。

美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例、第4条第1項によりまして、市政刷新期間においては、副市長を2名以内とすることとし、同条第2項の規定により、法令遵守についての見識の高い者を選任し、地方自治法第162条の規定により、副市長という身分について、平成26年4月臨時議会において御同意をいただいたところでございます。

また、美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例施行規則の一部改正は、安部元副市長の辞職を受け、横山副市長の事務分担の変更を行うため改正をいたしました。担当事務の変更につきましては、特に議会の議決を要しないものとされておりますが、重要事項と考え、規則の改正にあわせて、6月議会定例会の閉会日の市長挨拶で議員の皆様及び議会中継をごらんの市民の皆様にご報告させていただいたものでございますのでよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、2回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

議会の同意につきましては、事務分掌まで認めてないということは、地方自治法第162条私もそう思います。そういったこともあるんですが、本件はこの市長の御発言をもとに、市民の人が一番関心を持たれているということは、刷新条例の第5条に、つまり2つの副市長について区分があるんですが、第1副市長については給料45万円、条例にです。そして、第2副市長については20万円という規定がある、これが一番ネックなんですが、これを前提にいたしまして総務部長にお聞きしますが、質問の第1点は、当横山副市長の現在の給料は幾らですかというのが第1の質問でございます。そして、2つ目は、法令担当、横山副市長御自身に関する問題ではありますが、法令を御担当されておりますので、ここに私は規則改正前と改正後の規則を持っておりませんが、改正前の規則から、どうして改正後の規則が出てくるかということを経験者の御専門の観点からお答えをいただきたいと思っております。

そして、市長に質問をさせていただきますと、先ほど岡本総務部長は、説明責任に関して答弁をいただきました。重要であるので、重要と考え、規則の改正にあわせて、6月議会定例会の閉会日の挨拶で議員の皆様及び議会中継をごらんの市民の皆様にご報告させていただいたものでございますと、こういう答弁がありますから、重要なものとするのであれば、閉会の挨拶ですのようなものでなく、本来我々二元代表制の中でいろいろ活動しているわけですから、開会中の常任委員会でまず担当常任委員会で説明をする、さらに

は委員長報告を通じてする、さらには別の機会で説明をするという、それが本来の重要と考えるのであれば、そういったものであると思いますが、この説明責任に関して、3点目の質問で市長に御対応いただきます。

以上、順次岡本総務部長、横山副市長、そして市長にお答えをいただきます。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今岡野議員が3つのことを言われたんですかね、委員会でやれと、それからもう一つは別の機会にと、そして私どもが行ったやり方と3つがあるわけですが、どういう御判断なのかは岡野さんではないんでわかりませんが、私どもとしては、本会議における発言というのは、御案内のとおりCATVを通じて市民の方にもきちっとリアルタイムで伝わるという意味で大変重要な意味を持っている、そう考えております。委員会で申しあげることっていうのも、それはもちろん可能でありますし、いろんな議論もあるかとは思いますが、私どもに発言の場が許されている中で、この本会議における中継というものを活用することによって、議員の方々のみならず、市民の方々に対しても、あるいはマスコミの方々に対してもお知らせをすることができるという意味では、一番案件の重要性があるとおっしゃるということでありまして、私もそう思っておりますけど、その重要性というものを考えたときに妥当な選択だろうというふうに考えてそのような対応をとったものでございますのでよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。

岡野議員の2回目の給料という御質問でございますけども、現在につきましては、刷新条例の中の第5条でございますけども、前条第2項の副市長を除くという副市長がございます。その規定に基づいた給料を支給させていただいております。

また、法令の関係ということでございますけども、この美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例施行規則第2条第2項におきまして、一の副市長に事故あるとき、または一の副市長が欠けたときは、他の副市長がその事務を担当するというふうにされております。これは一時的なものであるというふうに解釈できますので、明確にするため、規則の第2条第1項で横山副市長の担当事務を変更、改正させていただいたものでございますのでよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

おはようございます。

御質問の項目ですけれど、私自身はこの入り口につきましては、あくまで第2という立ち位置でございまして、自分の判断におきまして、そのままございました。それで、議会の同意をいただいたわけですが、3年余りたったこの時期において、同僚の安部さんが辞職という項目で行きなれた方向で第1という項目まで受けたわけですが、とはいうまでも第2は第2でそのまま生きた状態であり、第1は第1で新たに追加という項目でございます。

給料ベースにつきましても御質問が厳しくありましたが、私自身におきましては、この第2というポジシ

ョンで3年余り20万円という金額でやってきております。20万円におきまして、この地域におきましてアパート生活をしておりまして、6万円ぐらいのものを毎月費用として使っております。そういうことで、10万円余りでここへおるわけですが、限りなくボランティア精神のもとで何とか任命承諾いただいたというところで、任期満了、絶対頑張っていくかやいけんというのが全てでございます。したがって、岡野議員のように、不満等の御指摘等々十分受けとめて、この時期において考えることは十分考えていきたいというふうに思います。適任者がおりましたら、適当に早期の人選、そういうものを十分やってもらいたいです。第1と第2を合わせますと、前副市長時代は65万円というのが副市長ポジションの定位置金額でございますが、現在私の身分からいうたら不要な金額だろうと思っておりますが、45万円というところで数字が出てるのが全てでございます。そのようなことで御指摘がございましたら、何ほども受けて立ちますし、それから法令的な専門職につきましても、警察絡み的なものは十分理解をしております。少々のことなら現職の立ち位置におられる人も負ける位置ではないというふうに思っております。ただ、行政職全体におきましては、このポジションに入ってから勉強という立ち位置で、不十分なところもようけい持つておるのも事実でございます。ただ、そういうことでございますので、岡野先生ほどの立派な能力は持つておりませんが、これから先も御指摘がございましたら、いつでも受けて立ちますのでよろしく申し上げます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

岡本総務部長は、前第2項を除くとおっしゃられましたが、非常に僭越ではあるんですが、要するに条例でいえば20万円ということによろしいんですね、45万円ですか。

〔副市長横山博光君「第2が3年余りで20万円」と呼ぶ〕

じゃあ、改めて質問します。

よろしいですか。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

総務部長、月額20万円なんですか、45万円ですかということを改めてお答えいただきたいと思っております。

それから、私は横山副市長を不満であるから等々そんなことはこれっぽちもありません。議事録をずっと選任のときのをずっと見ておりますと、市長がいろいろそんたくをされながら、非常にボランティア精神をされているということを高く買っておられますし、私自身もそう思っております。そして、昨年3月議会でこういった議事録をひもといてみますと、今のお立場のままで30万円にするということにいろいろ議事録をひもといてみますと、ネックになったのが報酬審議会が開いてやるべきだということで、これは否決をされている経緯を見ましてわかるんですが、そういったことを踏まえて、これからまた再々質問させていただきますが、誤解をなさらないように。私は、何も先輩である横山副市長に対して、ああだこうだという識見の高い方に対して申し上げておる気持ちは毛頭ありません。あくまで我々議員の一般質問の中ではかんじょうするということと、あえてもう一つは政策提言をするという一般質問の中には重要な役目がございますので、市民を代表しておる一人として、あれはどうなっているんだろうかということがないようにしているだけでございますから、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

まず、じゃあ総務部長、お答えいただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。

先ほどの私の言い方がわかりにくかったということでございますので、申しわけございません。

私から申し上げたかったのは、表中の副市長（前第2項の副市長を除く）給料月額45万円、この前条第2項の副市長を除くというところにつきましては、その2項につきましては、副市長のうち、1人は法令遵守についての指導力を有する見識の高い者から選任するというところでございまして、すなわちそちらが20万円の副市長となりますので、今回それ以外の副市長のなりますので45万円、月額45万円の副市長ということになりますので、申し上げにくかったんですけども、よろしく申し上げます。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「はっきり言うてください、45万円ですね。わかりました」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、総括です。

〔4番岡野鉄舟君「総括」と呼ぶ〕

はい、3回もう質問されておりますので。

4番（岡野 鉄舟君）

残念な、ちょっともう少しスケジュール的にやればよかったんですが、市長、今岡本総務部長の答弁の後、この28年3月定例議会で予算案を出されたことと物すごく反します。つまり、どういったことかといいますと、そこで問題になったのは、審議会を経ていないからということが大前提にありながら、30万円はいけないということで賛否をとった結果、否決されてるんです。今回は今のお話を聞きますと、そういった30万円までない40万円についても、審議会を経ないで、事務分掌は議会同意が関係ないということの中で40万円ということになってるわけです。これは極めて問題があると思います。私は、先ほど横山副市長がいろいろ御謙遜されながら言われましたが、むしろそれだったら堂々と40万円の月額について、ちゃんと報酬審議会をやられるのが王道だと思っております。

総括でございますので、時間が刻々と過ぎますので、私はそういう見解を持っております。

総括でしょう。

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

それでは、2項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

2項目めでございますが、去る6月議会で私は6項目の中で合併の問題はどこか、そして地方創生事業は、その合併を踏まえて策定されているんですかといったときに、その後私は愛媛県とか新潟県の県の市町村課が担当している合併の検証というのをインターネットで検索してみたんですが、やはりどこの都道府県も市町村が合併することによって、各支所の機能が非常に疲弊しております。

そこで、私は引き継ぎという観点から、今回各支所単位の振興ビジョンを策定したらどうかということをお答えしたんですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼します。

各支所の振興ビジョンという御質問でございますけれども、美作市では、自然と笑顔が輝くまち美作市を創造するため、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の克服と地方創生の実現に向け、4つの政策分野ごとに基本目標を設定し、総合的に取り組み、魅力ある地域の創生と市民が取り組み効果を実感できるよう目指しております。この総合戦略が各地域の振興策を集約、具体化したものでもあるというふうに考えております。

また、各支所と総合支所の連携でございますけれども、総合支所は多様な事務事業にかかわっております。総務部に限らず、事案ごとに各部署において日常的に支所との連携を図っております。各支所で抱えている課題はもとより、さまざまな情報を共有しているところでございます。

御質問で少なかったんですけども、予算編成等につきましても、行政懇談会を実施するなどして、地域の住民の方の意見を参考にさせていただいて実施を行っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、2回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

正直言いまして、最後まで総括までどうするかという想定問答をつくっておったんですが、今総務部長の答弁を聞いておりますと、平行線がかみ合いません。したがいまして、再質問以下はいたしません。ただ1点だけお話を今までの私の経験を踏まえつつ、その辺を踏まえての総括的な話をさせていただきますと、市の職員の方は何名いらっしゃるか知りませんが、それぞれが市長であると思っております。そして、その中でとりわけ総務部長という職責は、人事、組織、財政査定を通じて、事業全体を俯瞰できるそういうお立場にあるわけでございますが、やはりもっとアクティブな面を能動的な面を遠慮なさらずに、どんどんやっつけていかれたらいいかなという感想を述べて、このフォローは12月以降にさせていただきます。

この質問はこれで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続いて、3項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

3項目めでございますが、昨今新聞をにぎわせております小・中教員の先生方の勤務条件とも関係いたしますが、その勤務調査と新学習指導要領についてお尋ねをいたします。

担当常任でありながら、教育長に質問するのは初めてでございます。いささか緊張しておりますが、お尋ねする点を申し上げますと、第1点は、4月28日に公表されました教員勤務実態調査の本市の現状についてということで、1点目は、小・中学校別の1週間当たりの平均勤務時間、そして2つ目は、小・中学校別の1週間当たり60時間超の時間外をしている教員の割合、そして大きい次の問題は、長時間労働の原因は一体何なのか、そしてその次は、県教委が発表しております働き方改革プランの実現に向けて、本市では何を実施されているのかということでございます。

そして、次の項目は、指導要領の中にあります主体的、対話的深い学びとは何か、そして次は、新学習指導要領の改訂の内容は何か、全部述べるということは大変でございますから、特徴的なことをお答えいただければいいかなと思います。

そして、大事なことですが、最後に授業時間の確保策はどのように考えておられるのかということをお聞

きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

教員の勤務についてのお尋ね、また新学習指導要領についてのお尋ねということで、私の専門とするところでございます、御質問ありがとうございます。

それではまず、勤務実態ということにつきまして御答弁申し上げます。

皆様も最近のニュースでいろいろ驚かれていることと思いますが、まずは平成28年4月28日に公開されました勤務実態、大きな活字が躍っております。私も美作市教育委員会といたしましても、これは市として実態を把握する必要があるというふうに考えまして、平成29年5月15日から28日までの2週間にわたりまして勤務実態の調査を行いまして、把握をいたしました。その結果によりますと、1週間当たりの平均勤務時間、これは小学校では51時間44分、中学校では57時間47分ございました。ちなみに平均的な勤務というのは38時間45分、時間内はそうでございます。

次に、1週間当たり60時間を超える勤務をしている職員の割合は、小学校では15.1%、中学校では45.9%という結果でございました。これは、全国調査の割合は下回っておりますが、超過勤務の実態が明らかでございますので、この結果を受け、既に学校には働き方改革プランをもとに指導を行っております。

時間外勤務の内容でございますが、まず勤務時間前、これは登校指導、それから教室整備、授業の準備などがございます、また勤務時間後におきましても、翌日の授業準備、採点、中学校では部活動指導などが上げられます。そのほかにも統計調査に係る報告書の作成、PTA活動や地域活動への参加など、多岐にわたる業務を行っております。

この内容を受けまして、業務を分担して行う、優先順位をつけて行うこと、業務の進行管理を行うことが大きな課題でございますので、働き方改革の一つとして指導をしております。

そして、働き方改革プラン、これは県教委が既に発表しているわけでございますが、美作市では何をしているのかということでございます。

まずは、県教委が示すプランに従いまして、最終退庁時刻、もうこの時間までには全員学校を出ましようという時刻の設定、それから定時退庁日の設定、部活動休養日の設定、これを指示しております。また、お盆を中心とした学校閉庁日の設定につきましては、美作市では県に先駆けて平成26年から実施しております、本年度も8月14日月曜日、15日火曜日を学校閉庁としております。これによりまして、山の日の金曜日から5日間の連続したお休みということになります。

それから、勤務実態をできるだけ簡単に把握しようということで、本年度から学校支援ソフトを導入しておりますが、パソコン上で出勤、退勤管理ができるシステムを導入しております、これらの取り組みによって、働き方改革がさらに進むように引き続き指導してまいります。

次に、新学習指導要領に向けてということで、こうした忙しい中でできるのかということではございますが、新学習指導要領のポイントということでございます。

これは、新しい時代、現在第4次産業革命とも言われておりますが、新しい時代に必要となる3つの資質能力を示し、これを育成するためのアクティブ・ラーニングを導入するということが大きな改革ポイントでございます。このアクティブ・ラーニングというのが、いわゆる主体的、対話的で深い学び。これは一体何なのかということでございますが、これは前にも議場でお話ししたと思いますが、今の子どもたちの約65%は、大学卒業をする約10年後には今は存在しない職業につく、半数以上の子どもたちが今存在しない職業に

つく、そして今後10年から20年で雇用者の約47%の仕事が自動化されるというふうに言われております。現状は、将来の変化を予測することが非常に困難な時代ということでございます、この中を生きる子どもたちに対しましては、社会の変化に受け身で対処するのではなくて、みずから課題を発見し、他者と協働してその解決を図り、新しい知、価値を創造する力を育成することが喫緊の課題でございます。そのためには、課題の発見と解決に向けて、主体的、みずから進んで、協働的、周りの仲間と一緒に学ぶという学習を充実させていくということが、このアクティブ・ラーニングでございます。そして、これこそが主体的、対話的で深い学びでございます。平成32年度からは小学校、33年度からは中学校での全面实施に向けて、今研究を進めているところでございます。

もう一つの大きな改訂ポイントは、小学校の外国語教育でございます。現在5、6年生で行っている聞くこと、話すことを中心とした、これは外国語活動となります。これを引き下げまして、3、4年生で実施し、5、6年生では新たに読むこと、書くことが加わった外国語科が新設をされます。この新設に当たりましては、授業時数が年間35時間ふえる、これは年間35時間というのはわかりにくいかもしれませんが、週に1時間ふえるということでございます。子どもや教員への負担というのは、これはふえるということはもちろん明らかでございます。そして、現在は移行期間においては、国が示すように、現在の総合的な学習の時間が週2回、70時間ございますが、その70時間のうち15時間を外国語活動、外国語科に振りかえることとし、その後は国の動向を注視し、研究してまいりたいというふう考えております。

新しい学習指導要領というのは非常にわかりにくいかもしれませんが、私が最近聞いた講演の講師の方が非常にわかりやすく言われていました。パズルに例えた話でございます。今までの学習というのはジグソーパズルであり、つまりもとの絵がわかっていて、そしてばらばらにしたピースをはめ込んでいく、記憶力とそしてその色の違いとか形を判断してはめ込んでいくものである。しかしながら、新しい学習指導要領で身につけなければならない能力は、同じパズルでもブロック、ブロックを積んで何か自分がつくりたいもの、例えば家をつくる、橋をつくる、機械をつくる、そうした新しい形をどのようにパズルを組み合わせ、ブロックを組み合わせれば新しい形ができるか、そうしたことを学んでいかなければならないということでございますので、そうしたことを生きていく子どもたちのための教育というものは支援してまいりたいと、指導してまいりたいというふう考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、2回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

学習指導要領というのは、私の知る限りでは10年ごとだろうとは思いますが、ちょうど10年前というのは、学習内容や時間をふやす、こういうことになっていたというふうに調べたらそうなっているんですが、今回の改訂は、学習の量を減らすことなく、学びの質を改善するということでございますから、教育現場では何が起こるかといえば、非常にオーバーワークといいますか、非常に厳しくなってくるだろうと思います。現在文科省では、来年度の予算請求に向けて、教員の支援スタッフとかあるいは教員を増加するんだというふうに財務省のほうに予算要求をしておりますが、よしんばこれが幾らかは実現されたとしても、非常に現場では難しいというふうな感じを私自身感じておりますが、先ほどの御答弁はさすが学校の先生だなと、私は到底及びも及ばない立派な御答弁をいただいたんですが、その中で私なりに質問させていただきますと、1週間当たり60時間を超える勤務割合が、本市では小学校が15.1、中学では45.9ということでした。全国を下回るということでしたが、調べてみますと、たしか全国では小学校は33.5ですか、そして中学校で

は57.7と確かに全国平均が下がっておりますが、ただそうはいつでも、本市のこのパーセンテージでいきますと、つまり1週間の労働時間は、労基では40時間ですから、20時間をオーバーしている人の割合になるんですが、これを掛けますと、80時間といういわゆる過労死ラインになるんですが、この先生方が今本市の割合でいけば、5人に1人の方が、そして中学校では2人に1人の方がこの過労死ラインにおられるということになるんですが、それはそうということは統計的に出るんですが、質問の観点を聞きまして、平均ですからそういうふうになるんですが、再質問の第1ですが、1日の労働時間内で働いていらっしゃる方もおられると思うんですが、そのような先生方の数といいますか、その実態はどうでしょうかというのが最初の質問でございます。

そして、働き改革プランの関係で再質問させていただきますと、今御答弁がありました最終退庁時刻の設定というのは何時にされているのか、そして2つ目に、定時退庁日の設定というのはいつにされているのか、そして3番目に、部活休養日の設定はそれぞれどうなっているのか、これにあわせて今現在でこれが守られているのかどうかということをお尋ねをします。

そして、今度は長時間労働の原因ですが、いろいろ登校の整理とか学校の始まる前と後のことを言われたんですが、1つお聞きしたいのは、保護者の方々からの相談、そしてこれへの対応が非常に先生方にはストレスがたまっているというふうに私自身聞いております、県教委の方からも聞くんですが、これにこういった事例はどういった事例かということをお聞きしたいと思っております。

アクティブ・ラーニングのところでは言われました3つの資質能力ですが、後に事例的に述べられたことだろうと思いますが、改めまして3つの資質能力とはどういったものかということをお答えいただきたいと思っております。

それから、5番目にお聞きしました新学習指導要領の改訂ポイントの中で、外国語教育のことで、今5、6年生がやっている外国語活動が3、4年に前倒しされるんだ、それから外国語学科が正規の科目になるということに御説明があったわけなんです、この外国語教育について、本市ではたしかこの前現地視察をさせていただいたときに、ALTは1名だったか、間違いかもしれませんが、こういった外国語教育が来年度前倒しを、移行期間も踏まえながら非常にプレッシャーとして覆いかかってくるときに、教育委員会として、小学校の先生方の英語指導をどのように対応されていくおつもりかということをお聞きしたいと思っております。来年度は移行期間ですから、今からでも考えておかなければいけないと思うんですが、たくさん質問いたしましたので、お答えいただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

たくさんいただいたのでちょっと抜けるかもしれませんが、また御指摘ください。

まず、勤務実態調査で、正規の勤務時間内で終えているということでございますが、これはゼロという形では把握しておりませんが、少なくとも週の勤務実態が5時間超過勤務というか5時間未満の方、これが全体といたしましては、小学校11.9%、中学校4.7%ということでございます。

それから、定時退庁日とかあるいは部活動休養日、あるいは最終退庁時刻ということの設定でございますが、最終退庁時刻と申しますのは、これはもう学校で校長先生方にそれぞれの実態に応じて設定させていただいております。したがって、例えば早い学校では19時とか、あるいは中学校等はどうしても部活動が6時前後までございますので20時など、そこでは帰りましょうというお声がけをいただいております。これは、校長先生方にお聞きしますと、もうその日は特に定時退庁日、5時15分に帰ろうとかあるいは5時に帰

ろうという日には、もうきょうは帰るよと朝から言い続けて、帰りましょう、帰りましょう、あずできることはあずにしましょうと言い続けて、なかなかそれを実行するのは大変だと言われながらも、やはり週に1回はそういうふうに戻って疲れを取って、そして教員自身がリフレッシュすることが次の日の仕事そして子どもたちの教育のためになるのだということをお願いをしているところでございます。

なお、中学校の部活動休養日につきましては、平日1日、土日のどちらかを1日ということで、これはそれぞれの学校で保護者にも通知をしたりしておりますし、また本市は地域的なことで、スクールバスで定時には帰らなければいけないという学校もございますので、そうした形で部活動の休養日というのを設定をいたしております。

〔4番岡野鉄舟君「守られていますか」と呼ぶ〕

部活動の休養日については守っていただいておりますし、また最終退庁時刻、定時退庁につきましては、守っていただくようお願いしておりますが、全てを確認しているわけではございません。

それから、保護者からの事例でございます。

これはさまざまございますし、またこれを教育委員会に直接お尋ねがある場合もございます。例えばけんかをしてけがをしたけれども、こういう指導を受けたけれども、納得がいかないとか、あるいはきょうの授業のときの様子がどうだったかとか、指導を受けたことに対してというようなこともございますが、それが全てということではございません。また、授業の内容について、それから部活動の終了時刻についてというようなお話もあるというふうにさまざまございます。しかしながら、学校によりましてはほとんどないという学校もございますので、そのあたりはそれぞれの学校の地域性に依拠してということでございます。

それから、新学習指導要領、3つの能力ということでございます。

この3つの能力は、思考力、判断力、表現力、この3つでございます。これを育成するということでございます。

外国語科ということの新設でございますが、これは随分前になりますので皆様お忘れかもしれませんが、小学校に外国語活動が導入されたとき、これは小学校の先生方は非常に負担感を感じられました。今まで教えたことがない、そして教員免許を取るときにも経験したことがないことをするというところでございましたが、これは数年前から、実際今もう始まっているんですが、数年前から県教委が研修を定期的開催をいたしまして、それを受ける。これは全員が受けるというわけにはいきませんので、その受けた研修を各学校で伝達的に講習する。現在この外国語活動が今度は教科化されるわけですが、これにつきましても同様に、新学習指導要領に向けて移行措置の研究であったり、内容の伝達であったり、そしてまたこうしたことへ備える研修、教員採用のほうもこうした英語の例えば英検準1級等を持たれた方の採用とか、そうしたことも今県教委として進めていると聞いております。

本市のALTでございますが、ALTは、中学校がお二人、小学校がお二人、計4人でございます。そして、それぞれの学校に、中学校は5校に2人、小学校は9校にお二人ということで、小学校では週1日は必ずこのALTが一日おられるという状況でございます。そして、この一日の中で当然これは5、6年ですと、本市はほとんど1学年1クラスの学校がほとんどでございますので2時間授業をする、それ以外にも英語活動あるいは総合的な学習の時間の中でALTの方にいろいろな場面で入っていただいて、そしてそういう外国異文化交流というような理解もしていただいているところでございます。また、保育園、幼稚園におきましても、このALTの方に2カ月に1度、3カ月に1度という数はそんなに多くはないんですけれども、定期的にALTの方に保育園とかに入らせていただきまして、午前中子どもたちと一緒に遊ぶ、みずから選んだ遊びの活動の中でそうした異文化交流とか、あるいはコミュニケーション能力の育成というようなこ

とを考えております。ALTについて、この人数でよいのかということでございますが、まだまだこれは今後考えていかなければならないというふうに思いますので、どのようにすればよいかということ、それからもう既に来年に向けましてはプロポーザルで選定することになっておりますが、1名増で予算は3月末の時点でお願いし、お認めいただいておりますので、1名増は確定をいたしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目の質問です。

4番（岡野 鉄舟君）

2点お尋ねいたします。

学習指導要領は私も手元に持っているんですが、一度読んでおはしてありますが、これを読むと非常に頭が重くなるというような感じがするんですが、その中でも今言われたような国の文科省のもとに、外国語をやらなければいけない、何をやらなければいけないというんですが、教育長はこういった人工知能の増進の中では考え方も変わるんだということも言われましたが、御自身が考えられて望まれる教師像というのは、一体どういうものかというのをまず1点お聞きします。

そして、2つ目ですが、語学教育といいますか、その点についてなんですけど、昨今は何々力という言葉がよく言われております。例えば職員力です、それとか議会力とか、市長力、教育長力があるかどうかはわかりませんが、そこで私なりに語学について思いますのは、確かにALTが多ければ多いほうがいいです。ところが、国の制約もあり、県の割り当ての制約もあります。やはり、私は英検準1級以上が多ければいいんですが、そうじゃなくて、必ずしも私はそういった資格といいますか、資格にこだわる視点は要らないんじゃないかなと思うんですが、私なりに思いますのは、担任力といいますか、先般も私の中学校の同窓会があったんですが、私にとって印象に残っている先生でどんなものかなどそのときに酒を飲みながら話をしたんですが、金八先生のようなものが必ずしも印象に残ってないんです。一方で何も言わなかった先生も残ってません。記憶に残っているのは、私なりに思うのは、そのときに岡野君、どうなんなら、腹が痛いんじゃないかなど例えばそういう一言を言ってくれた先生が小学校を卒業してなお中高を、大学を卒業した後でもそういう教師というものが印象に残っております。

そこで、英語力ということについてなんですけど、僕は担任力ということ、ALTをふやすことも必要なんですけど、教育委員会がベースになりながら、全体を包容力のあるそういったことをやれる必要があるんじゃないかなど私は思っております。

例えば、ここに鉛筆が3本あるということの事例を出しながら英語の教師をするよりも、給食が終わった後にポテトが幾つ残ってますかというそういった教材をつくれる先生が、いわゆる担任力がある、英語の力がなくてもできる先生だろうと思っております。この2点について、英語教育を普及させるに当たって、教育長はどう思われるか2点お聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まずは、望まれる教師像ということでございますが、御自身も中学校、高校、いろいろな小学校時代において、心に残る教員の姿ということがあると思います。私自身もございますし、そしてまた私自身の教え子から先生のこういった言葉が記憶に残っていると、あるいはあのとき怒られたけれど、今大人になって何で先生が怒ったかわかるんだというようなことを言われる場合もございます。

したがいまして、私は、望まれる教師像というのは、授業力そして担任力、そうしたこともございますが、その時その時に一人一人の子どもたちに本当に本気で向かい合う、それはどんな場合にも子どもに通じる力ではないかというふうに考えております。そうした思いというのは、やはり酌み取ってもらえるというふうに長い教員生活の中で感じる部分でございます。もちろん先生に叱られたのをいまだに恨みに思うという声も聞きますけれど。

それでは、語学でございますが、議員御自身も英検のたしかすばらしいのをもちだったと思いますが、そういうお力のある余裕の中でそういう御発言もあるかとは思いますが、やはり小学校の教員というのは、今まで自分が教えたことがない英語をどういうふうに教えるかということていろいろ頭を悩ませております。したがいまして、現在も5、6年生の英語活動の中で、ALTの力もかりながら、しかしながらALTはあくまでアシスタントでございますので、授業をするのはそれぞれの教員でございます。したがいまして、ALTのネーティブな発音であったり、あるいはいろいろな単語力、語彙力であったりということて扱っておりますけれども、あくまでその授業を行うのは教員ということでございます。したがいまして、かなりこうした研修というのは負担にはなるかとは思いますが、まずは子どもたちにしっかりと教えていくということで、どのように向かい合えばよいか、かつて英語活動が始まったときに、先生、発音はいいんですと、発音は例えば最近ですからCDとかあるいはALTの方の発音があります。それよりは英語を楽しむ、英語は難しいとかわからないというような高い屏を築いてしまうのではなくて、そういうことがなくひとりだに英語の中に入っていけるというようなことが大きな目的でございました。今回にも読むこと、話すことが加わっておりますが、難しいことをやるのではなく、基礎、基本でございますので、あくまで教員は教える力ということ、一人一人に向き合う力が基本でございますので、そうした中でしっかりと英語活動についても、また今英語以上に教員が頭を悩ませておりますのが新しいプログラミングというような部分も入ってくるということでございますので、そうした研修もしながら、我々としても教育委員会としてもしっかりと支援をしながら、校務支援ソフト等も導入しておりますが、そうした中で教員の負担軽減を図りながらやっております。まずは何よりも教員自身がしっかりと研修をして、力をつける、これが何よりの大切なポイントかと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

総括はやめます。

じゃあ、次の質問に。

議長（鈴木 悦子君）

いや、ここで10分間休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

岡野議員、4項目めの質問を始めてください。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

放課後児童クラブの運営実態と行政のかかわりについてなんですが、本市には放課後児童クラブの運営主体として、指定管理者である株式会社共立メンテナンスとNPO法人オレンジハートがございまして、この運営実態につきまして、4点お聞きします。

1点は各クラブの定員と実際の児童数、2つ目は対象児童の中に保護者が疾病、介護等でクラブを利用している児童は何人いるのか、3番目、各クラブの保育方針、保育目標は何か、4番目、行政として指定管理委託または補助金による支援を行う場合の行政としての評価視点は何かということ4点についてまずお聞きいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、まず1点目からです。

各クラブの定員と実際の児童数ということですが、利用児童数につきましては、四半期実績報告の4月から6月の平日平均で申し上げますと、第1児童クラブが定員48名で利用児童数が34、北児童クラブが定員91名で利用児童数57名、勝田チャイルドホームが定員が33名、利用児童数14名、英田放課後児童クラブ、定員40名で利用児童数10名、えみっこ放課後児童クラブ定員25名、利用児童数14、大原放課後児童クラブ、定員32、利用児童数32名、土居放課後児童クラブ、定員30、利用児童数11、東栗倉放課後児童クラブ、定員30名、利用児童数6名、勝田東放課後児童クラブ、定員20名、利用児童数10名、あとNPO法人のクラブですが、定員22名、利用児童数の平均で20名ということでございます。

2つ目の対象児童の中に保護者が疾病、介護等でクラブを利用している児童は何人いるかとのことですが、対象児童の中に保護者が疾病、介護等でクラブを利用している児童は、4月の時点で1名おられました。その後保護者が就労されたので、現在のところ該当の子どもさんはないということになるとの見込みであります。

それから、3項目め、各クラブの保育方針、保育目標ですが、市放課後児童クラブでは、毎年度支援員会議におきまして、保育方針、保育目標を設定した支援計画を策定しております。細かい内容は割愛させていただきますが、計画には、養護、ケア、教育の3つの支援の柱を立て、4月、1学期、夏休み、2学期、3学期ごとの目標を立て、実施する行事や日々の保育に反映させて取り組んでおります。

それから、4点目の行政として指定管理委託または補助金による支援を行う場合の評価視点は何かということですが、指定管理のクラブでは、基本協定、年度協定はもとより、四半期の実績報告ごとに管理運営の業務の評価項目を設けて点検と評価を行っております。項目の内容は、適切な管理業務の履行、法令等の遵守、安全性の確保、財産の適切な管理、利用状況、収支状況、サービスの向上の7つの項目により評価を行っております。

民間の児童クラブにつきましては、美作市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱並びに美作市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例に基づいた運営となっているかを点検し、補助金の交付を行っているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

2回目の質問です。

4番（岡野 鉄舟君）

支援員の数について、まずお聞きをいたします。

先般岩江議員がおっしゃられたんですが、情報開示請求を早速私も帰ってひもといてみたんですが、年度協定書の中の別表第2の中に、支援員の数は15人までが2人、30人までが3人、それから50人までが4人、51人以上が5人ということなんですが、実績報告の中で定数と実際の数を見てみたんですが、この支援員の数というのは、いわゆる定数に対する分子に来る実際の数に対して計算するんだらうと思うんですが、北小学校です、先般文教で現地視察もしたんですが、今おっしゃられたのであれば、91の定数に対して57ということなんですが、このルールに照らし合わせれば支援員は幾らになるべきかなというのをお聞きします。これをなぜお聞きするかというと、現地で説明された方に御苦労は何かとこういったときに、支援員の数が足りないんですよという発言がありました。今後このことの絡みがございますので、第1点をその質問とさせていただきます。

それから、第2段目のクラブの保育方針及び保育目標なんですが、今部長が答弁されたのは、保育方針として掲げられた項目が3つございましたが、それを保育目標の中で、年度が始まって夏休みになる前とか、そういうふうな4つか5つの項目でやっておられると言ったんですが、私はこの保育指針というのは物すごく抽象的なものだらうと思うんです。つまり、余りこの保育方針というのは各論過ぎるんじゃないかなという感じがしております。例えば、当市でも基本計画があって、最初の指針があって、目標があると思うんですが、やはり一番最初のうったてのことであれば、指針というのは、対象が一番大事なのは子どもであり、それを世話をされている親御さんだらうと思うんです。したがって、その子どもと親御さんに対してどういったことをやるかというのがクラブの大前提だらう、憲法であらうと思います。そして、その保育目標は、その子どもと親御さんに対してするサービスの内容を決める大きなカテゴリーがあるはずなんです。それが今部長が言われた中でいえば、例えば養護、ケア、教育ですかと言われた、それが僕は目標だらうと思うんですが、そういった意味で3つ目に行政の視点は何かということなんですが、そここのところを捉えておかないと、単に収支報告書が出てきた、収支状況の実績が出てきた、苦情をどう処理してるかということではなくて、一番大事なことは、委託料を出している美作市、補助金を出している美作市がどういったことでやっているかというマネジメントの原点だらうと思うんですが、そここのところをお聞きします。つまり、方針と目標の考え方は一番大事なことだらうと思うんですが、部長といいますか市の考え方、これをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目の再質問なんですが、7つぐらいをチェックされてると言われた中で、収支状況、これもインターネットで見てみたんですが、9つのクラブと民間のオレンジがあるんですが、インターネットで開示請求されたのは指定管理の関係なんですが、1つ気になることがあります。それは、北小の中に第1と第2とあるんですが、一方では400万円ぐらいの黒字が出、一方では200万円ぐらいの赤字が出ているというのが実績報告の中であるんですが、私なりに考えますのに、指定管理料は、例えばざっとどれくらいということを出してるんですが、それぞれの収支報告は、責任者もおき支援員がおるわけですから、そのクラブの中でちゃんと入りと出をチェックをするというのが私は一番基本であらうと思います。そういった意味で、この実績報告書を見ますと、1と2を合わせれば、相殺すればいいんだよとこういうような実績報告が上がってるんですが、私はこれは極めておかしいんじゃないかなと思いますが、そのことをお聞きします。

そして、3つ目なんですが、確かに学年ごとをやっておられるというのは非常にいいことだらうと思います、1年、2年、3年、4年、それから5、6と。ただ、一つ子どもの立場に、親御さんの立場になって考えると一つ欠けていることがあるんじゃないかなと思うのは、学年ごとにこの目標をどうしているかということが必要ではないかなと。期ごとの物理的な時間の流れではなくて、それと交錯するように、1年生の年次を通して、それから2年生の年次を通して、3、4年の年次を通して、5、6年の年次を通して、その説

明がなかったんですが、それも大事なことで、要するに子どもの学童保育をする場合に大事じゃないかなと思うんですが、その4点ですか、お答えをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

支援員の数につきましての問い合わせです、御質問です。

ダンボ1、2につきましては、それぞれ建物が別ですので、それぞれの建物の中で人数をカウントするようになります。なおかつ、支援員の数の対応につきましては、実際登録の数ではなくて、実際クラブに来ている子どもの数をもとに、支援員が何人必要かということの算定になります。ことしの5月の子どもの数でいきますと、ダンボ1でいきますと、平日の平均の利用児童数が27.3、それからダンボ2では29.8ということです。ですから、支援員の数は美作市のほうで定めている支援員の数からいきますと30人までということ、支援員の数につきましては3名ということになりますので、この支援員の数につきましては基準を満たしておるということでございます。もともと国が示している基準につきましては、40名までの定員に対して、支援員につきましては2名というのが国の基準ではありますが、美作市のほうではそれよりもっと手厚い基準を市の独自の定数ということで設けておるということで御理解いただきたいと思っております。

それから、運営の目標というところなんですが、今現在保育計画ということでやや具体的過ぎるのではないか、もっと大きい視点に立った抽象的なものをまずは設けるべきではないかという御指摘でございますが、国が示す放課後児童クラブの運営指針をもとに、まずその運営指針を網羅していくというか、基づく運営を目指していくということで、国の指針に準ずる形での美作市の運営指針を策定しておりますので、この運営指針を各クラブの支援員並びに指定管理者のほうに再度運営指針の確認という意味をしていただいて、各クラブのもっと大きな視点に立った指針というものの検討というか内容についての精査というものもお願いというか話をしていきたいというふうに思います。

それから、先ほどのダンボ1と2の収支の状況が片一方は大きな黒字、片一方は赤字というようなことで少し差があることについて疑問があるということでもございましたが、そこについては、今手元に詳しい資料がございませんし、そういうことのないように、バランスのとれた収支の報告が上がってくるように内容を精査して、指定管理者のほうに報告を上げるように伝えたいというふうに思っております。

それから、単年ごとの目標でございますが、今は各学期ごとの目標設定ということにしかできておりません。放課後児童クラブの運営につきましては、特に1年生とかということになりますと、幼稚園、保育園から上がってきた子どもを育成支援するということで大変大切な時期のお子さんを預かるようになりますので、今議員がおっしゃったように、年齢に応じた育成支援の方針というものを定めていくということは非常に大切だと思いますので、その辺も改めて指定管理者と話し合っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

1点お聞きいたします。

ちょうど北小学校のダンボにお邪魔したときに、説明をされた方が今冒頭言いましたが、支援員が集まらないんだとこういう発言があったんですが、これはどういう原因があるかということと、何を指しているか

ということをお答えいただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

支援員の確保の問題につきましては、美作市だけではなく、全国的な問題ということでマスコミ等でも取り上げられているのではないかと認識しております。勤務の時間帯も昼、午後を過ぎてから午後7時、8時というちょうど家庭におられたら大変な時間帯にもなりますし、なおかつ勤務が中短時間といたしますか、5時間から6時間というような勤務時間になりますので、そういった給与面での課題もあるかと思っております。そういったところで支援員の確保というものが現状として難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

私も議員になったばかりなんで、7月2日に学童保育の研修会が瀬戸内市でありまして、そのときに瀬戸内市長も来ておられましたんですが、岡山大学の中山先生が来ておられまして、いい示唆をいただいたと思っております。とにかく保護者の方は働くということの中で、安心して子どもを預かってもらうということが一番大事であろうと思っておりますので、部長は大変御苦勞をされているというのはいろいろと聞いてわかっております。ただ、そういうことでそれほど大事なことでございますので、できれば前向きにやっていただいとんですが、なおかつやっていただくということが必要かなと考えております。

これでこの質問は終わらせて、次に行ってよろしいですか。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ、5項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

議事録をひもといてみますと、監査委員の監査業務について質問をされた議員がおられたかなとはよくわかりませんが、4点お聞きいたします。

一般監査をする際に求められるということで、いろいろ費用対効果を考えてするんですが、第199条第3項では、特に意を用いなければならないとあるんですが、どんな工夫をされているのか。それから、平成17年度以降の年度ごとの住民監査請求の件数、そしてその件数のうち、年度ごとの棄却件数と棄却理由、そして4番目に、この件数について、住民訴訟を提起された件数をお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

〔4番岡野鉄舟君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

質問ですか。

〔4番岡野鉄舟君「いやいや、議事進行です。答弁に対する」と呼ぶ〕

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

私は通告書をずっと前に出しておるんですが、代表監査委員に発言を求めておられますが、今総務部長が席を立たれようとしているのはこれはどういうことですか。議長の議事運営についてお尋ねいたします。つ

まり、議長として監査委員に要請をされて監査委員が出ておられないのか、それともそれさえもされていないのか、そのあたりを私は代表監査委員に答弁を求めているわけですが、総務部長が意気揚々と出てこられて何か出ばなをくじいたような感じがするんですが、議長のその辺の判断をまずお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

私としましては代表監査委員に要請はしておりません。執行部のほうでお答えをするということでしたので、それを了としております。

それから、合併して今まで私の記憶では、代表監査委員に出席を求めて答弁をいただいたという記憶は私の中ではございませんので、執行部のほうでお答えをするということでございますので、御理解いただきたいと思います。

〔4番岡野鉄舟君「議長、議事進行。よろしいですか」と呼ぶ〕

どうぞ。

4番（岡野 鉄舟君）

過去に事例がないということではなくて、代表監査委員というのは、市長と同じように、我々議員一人一人と議会と同じように、報酬という税金の中で活躍をされてるんです。市長に答弁を求めると同じなんです、代表監査委員が答えるということは。加えて発言をさせていただければ、直接請求の中で住民監査請求という、たしか50分の1の有権者の数とあったように、住民監査請求というのは、1人でも財務秩序を正すということで法律上認められてる制度なんです。代表監査委員というのは、4人がそれぞれ立派な方々がおられて、ちゃんと判断をするという独任の機関なんです。私は市民を代表してその判断を求めたいと、こうして2週間ほど前に言っているわけで、執行部から言ってきたら、それはおかしいじゃないですかといって事務局のほうでも正していただかなきゃいけません。

したがって、今総務部長が出られようとはしたんですが、この質問は後に回していただいてもいいですから、代表監査委員にお答えをいただきたいと思いますが、いかがですか。ただ、他にですね、住民監査請求の一般質問についてどうかということで、初めてのレアなケースなのでインターネットを見てみたんですが、福井県でさえじゃなく福井県では監査委員の一般質問の出席としては、議会運営に関する質疑として、監査委員は住民監査請求が出たときには発言をしなければならないと、市町村指導課ではこうなっているわけですから、議長はルールを重んじられなければいけないんですが、これもルールです。ということで、代表監査委員の答弁を求めます。

議長（鈴木 悦子君）

今までも質問の相手というところが発言通告書の中でそれぞれの議員が相手を出しておられると思うんですけども……

〔「〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

その中で、市長と書いてあっても部長がお答えになったり、副市長がお答えになったりいろいろあると思います。そういう意味で、執行部のほうで答えるということでございますので、御理解ください。

〔4番岡野鉄舟君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

議長の一心で言われたという気持ちはわかるんです。そうではないというふうに思っていたかなきゃいけません、議長。それはなぜかという、今私は理由を申し上げたでしょう。これが法律というルールなんです。つまり、制度として住民に保障しているというルールなんです。それに対して、我々議員は一般質

問の中でその是非をただしていくわけです。ですから、そういった議長の今の答弁をされた理由は、私の問いに対する答えになってません。やはり、過去は過去、間違っていたことは直さなきゃいけません。ですから……。

議長（鈴木 悦子君）

1時まで休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

ここで、議事進行調整のために暫時休憩をいたします。

午後1時00分 休憩

午後1時43分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議事運営について、岡野議員より御指摘がありました。

休憩中調整をし、監査委員の出席を求めるといたしました。長時間休憩をいたしましてまことに申しわけございませんでした。

それでは、4番岡野鉄舟議員に対する答弁からです。

ここで、監査委員の出席要求をいたします。

議会選出の監査委員が議員として議場に出席しておられますので、ここで監査委員として出席を求めます。

山本雅彦監査委員、こちらの席に御着席ください。

それでは、1回目の答弁を山本監査委員よりお願いをいたします。

監査委員（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、かわって私のほうから答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

お尋ねの件につきましては、私たち監査委員は常に中立で偏った態度を持たずに、事業や職員の執務に関し、改善すべき事項があれば適切に指導、指摘。それに対し、職員が前向きに改善に取り組み、それによって健全でモチベーションを高く保って、以後の仕事に精励し、行政サービスに努め、市民の負託に応えるようにさせることが仕事であります。

この4月からは職員から問題があると思われる事項には、個別に一連のプロセスの途中経過を含めて詳しく話を聞き、改善すべき事項は明確に指導、指摘し、既に改善に向けて動き出し、改善間近という事項についてはそれを評価するという形で監査を進めてきたところでございます。

以上が1回目の御質問に対する答弁でございます。

〔4番岡野鉄舟君「答弁漏れがありました、答弁漏れが」と呼ぶ〕

何がありますかね。

〔4番岡野鉄舟君「17年度以降の住民監査請求の件数」と呼ぶ〕

全部まとめてですね。

[4番岡野鉄舟君「そうなんです、それからそのうちの棄却件数と棄却理由、それからその件数についての住民訴訟を提起された件数、一度にお答えいただきたいと思います」と呼ぶ]

失礼いたしました。

御質問の2番目、3番目、4番目とございました。

平成17年度以降の年度ごとの住民監査請求の件数、またその2の件数のうち、年度ごとの棄却件数と棄却理由、そしてそのうちの件数について住民訴訟を提起された件数ということでございますけれども、平成17年度以降の年度ごとの住民監査請求の件数、そのうち、年度ごとの棄却件数と棄却理由、また住民訴訟を提起された件数という御質問にお答えいたします。

まず、住民監査請求の件数は、平成19年度と20年度に各1件、平成25年度と26年度に各2件、平成27年度と28年度に各1件、合計で8件ございました。また、そのうち年度ごとの棄却件数は、平成19年度と20年度が各1件、平成25年度は1件でありまして、棄却理由は、いずれも違法または不当な点はないという理由であります。また、これらのうち住民訴訟を提起された件数につきましては、平成25年度の監査請求に関するものが26年3月に1件、平成28年度の監査請求に関するものが平成29年4月に1件、合わせて2件ありますが、平成26年に提起されたものにつきましては、訴訟後平成26年5月に訴えの全てが取り下げられており、平成29年4月分につきましては、現在係争中でございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、2回目の質問です。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

再質問させていただきます。

1点目の、一般監査をする場合に特に意を用いなければならないという点について先ほどお答えをいただいたわけでございます。その内容は、先般代表監査委員が決算の中で述べられた2項目めの内部統制ということだろうと思うんですが、もう少し一般監査の中には、当然事務監査と行政事務監査があるんですが、私が特にお聞きしたいと思うのは、行政事務監査をする場合に、どういった視点を持たれてやっているかということを改めて質問をさせていただきます。

それから、2つ目の項目でございますが、年度ごとの件数と棄却件数を言われたんですが、その中で19、20年が各1件、25年が1件なんですが、その3件の理由として、違法または不当はないということで、つまりその4人の監査委員がおられたら、合議に至ってないんですが、私も現役の時分に監査事務をやったことがあるんですけど、違法または不当なことというのは、いわゆるその裁量は非常に入りにくい、つまりきそく裁量的な項目であろうと思うんですが、そういった事例の中でなぜ合意に至らなかったかというあたりが非常に気にかかります。1人でも住民監査請求ができるという制度の中で、このあたりを山本監査委員は、28年度監査もされていたわけなんです、そのあたりがおわかりになればお答えいただきたい。つまり、きそく裁量的なものが法令としてはあるのに、なぜ違法または不当はないというふうに合議に至らなかったかというところが私の問題意識でございます。

それから、そのうちの住民訴訟を提起された件数の中で、平成25年度は26年3月に、それから2件目の28年度には、ことしの4月に提訴されて係争中ということなんですが、これは新しいメンバーになった時点での話なんです、住民監査請求前置主義を置いた上の住民訴訟としての理由として、どういうことがあったのか、これは急な質問なんですけど、おわかりになればお答えいただきたいというのが私の再質問でござ

います。

議長（鈴木 悦子君）

山本監査委員。

監査委員（山本 雅彦君）〔登壇〕

1点目の御質問でございますけれども、法令に遵守した監査ということでございます。基本的にはもちろん結果も大事であるけれども、そのプロセスにおいて、どのようにこれが扱われてきたのか、また先般の代表監査委員の意見でもございましたけれども、内部統制、このあたりがしっかりとできているかどうか、そういったことも大きな視点に置きながら監査を行ってきたということでございます。

それから、2点目の御質問でございますが、これについては、これも確認したわけでございますけれども、請求期間が経過していたためにということの判断をされたということでございまして、それ以上の詳しいことは私は確認はしておりません。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目といいますか、総括にかえさせていただきますが、私が何でどうしてこれの監査業務について一般質問をしたかということの一端をお聞きいただいて、私の総括にかえますが、監査請求前置主義がある中で、住民訴訟を提起するまでに監査請求された人というのは、物すごい手間暇がかかるわけなので、きそく裁量的なことはきちっと合議になるように、代表監査委員があるいは監査事務局長が4人の監査委員という勉強会をする中で、合意点に達していただく必要があるという私の経験をもとにしながら発言をさせていただきましたので、そういう総括ということでこの問題は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、次の6項目めに入ってください。

〔監査委員山本雅彦君「帰ったらよろしいか」と呼ぶ〕

大変済みません、ありがとうございます。議員席へお戻りください。失礼しました。

済みません、どうぞ。

4番（岡野 鉄舟君）

山本議員には私が質問をしたがために御迷惑をおかけいたしました。

さて、6項目めでございますが、湯郷B e l l eについて質問させていただきます。

思い起こしますと、平成26年市長が就任されたときに、市長がサッカー場の前でこういう発言をされたかなというのをきのう友達と酒を飲みながら話してたんですが、私はB e l l eの代表になれてうれしいなとこういう発言をその当時されております、御記憶があるかないかわかりませんが、そういう御発言をなさっていらっしゃる。それ以降、本田監督の漸進でいろいろと頑張ってB e l l eは来ているわけでございますが、ちょうど2年前ぐらいから非常に低迷をしている、こういう状況の中で私も地元でございますから、しかも私はアウエーまでB e l l eの試合を見るという追っかけであったんですが、いささか疑問を呈することがありますので、今回質問をさせていただきます。時間がないので、ポイントだけをまず言いますが、平成26年度から平成29年までの年度ごとの補助金の額を団体ごとに、そして26年度から29年度までのスポンサー数と会員数、それから3番目に、28年度に開催した社員総会の社員数、それから4番目に西脇市へのクラブ移管の話がちまたで複数の方から私の耳に入っております。それを問いただしてほしいというのが

今回の目的でもあるんですが、それは事実か、そして最後に今後の支援策をお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

岡野議員の岡山湯郷Be11eについての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成26年度から平成29年度の岡山湯郷Be11eの補助金についてでございますが、岡山湯郷Be11eは、岡山湯郷の名を全国に発信し、美作市の知名度の向上に多大な貢献をし、湯郷を中心とした地域の活性化に大きく貢献しており、さらなるチームの強化を図るなどを目的に、岡山湯郷Be11eに対し、運営資金の一部を補助しているものでございます。本市から支出している補助金額は、平成26年度から28年度は毎年1,600万円で、平成29年度につきましては、早期に1部に復帰を願うため増額し、年間3,200万円の補助を行っております。また、県からも湯郷Be11eに対しまして、運営資金の一部として300万円の補助金が交付されているところでございます。

次に、平成26年度から平成29年度までの毎年のスポンサー数、会員数についての御質問でございますが、スポンサー数、会員数につきましては、岡山湯郷Be11eから公表されている数値はなく、報告もございません。よって、知り得る立場にございません。

次に、平成28年度に開催した社員総会の社員数についての御質問でございますが、一般社団法人岡山湯郷Be11eの定款によりますと、総会は全ての正会員をもって構成することとなっております。総会においては、重要な事項は説明されていると思いますが、当方に正会員の人数の報告はなく、知り得る立場でもございません。

次に、西脇市へのクラブ移管の話は事実かという御質問でございますが、市としては事実ではないと認識をしております。

次に、今後の支援策についての御質問でございます。現在岡山湯郷Be11eはなでしこリーグの2部に所属しておりますが、早期に1部への復帰に向けてチーム一丸となり練習に励み、試合に挑んでいるところでございます。先般ベトナム女子ナショナルチームが美作市で合宿した際には、岡山湯郷Be11eとの交流試合を行っていただいたところでございます。岡山湯郷Be11eの選手もベトナムチームから国際レベルで戦う戦術を肌で感じるとともに、刺激を受け、今後のリーグ戦での戦いにつながることを期待しております。また、ベトナム選手の中には、日本でのプレーを希望する選手もおり、岡山湯郷Be11eに興味を持つ選手もおられました。市といたしましては、このような交流を続けることで、将来岡山湯郷Be11eへの入団につながるよう、将来に向けた支援も行っていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、2回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

再質問させていただきます。

2つの質問をこれからまずさせていただきますが、池田部長にお尋ねいたします。

29年度当初予算3,200万円と言われましたが、このときには池田部長は当初予算の作成にはかかわっておられるわけですが、どういった基準でこれを議会に提案をされたかということをお聞きしたいと思います。

その関係で、苦言を呈したいんですが、スポンサー数、それから社員総会の社員数について、最後のくだりの答弁として、報告もない、知り得る立場でもないというふうな答弁がございましたが、これは補助金を出

す側としては非常に問題のある考え方ではないかと思っております。若干お聞きした上で3,200万円をどう
いう根拠で出されたかということをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は市長に質問としてまずお願いをするということを予告させていただきますが、先ほど
冒頭申し上げましたように、26年6月のオープニングのときに、今申し上げましたように、B e l l eの代
表になってうれしいと、こう御発言をなさっているわけでございます。それで、ちょうど26年9月議会の議
事録をひもといてみたんですが、今の会長の谷本さんが質問をされてるんですが、ぜひとも市長、できるこ
とはやっってください、市長も代表ですから、何を言ってもとこういうくだりが冒頭にあるんですが、一体こ
れはどういうことかなというふうに私自身思ひまして、一般社団法人の履歴事項を全部証明書を手数料を払
って取り寄せてみたんですが、そこには市長の名前はございません。一方でホームページを見ますと、ウィ
キペディアですが、会長谷本有造代表理事、それから代表は美作市長とこうなってるんですが、これはB e
l l eの公式ホームページでないで正式ではないと思うんですが、そういったことがちまたにあるわけな
んですが、今回市長にお尋ねしたいのは、今申し上げましたように、B e l l eは大丈夫なのかなと、ベト
ナムでいろいろと交流事業はやってもらってるけど、ちまたではどうかなというのが湯郷に行けば、行くこ
ろで私の耳に入ってくるわけですが、今B e l l eの現状を例えば悪い例で言いますと、こういった例が
あるんです。お金を払ったけど、会員証も来ない、バッジも来ないというようなことを複数の人から私に入
っているわけです。これから推測できることは、事務局体制ができとるんだらうかという危惧がぱっと入っ
てくるわけです。もう一例を紹介しますと、前は営業活動で会費をもらいに来たのに、えろう岡野が来んな
と、こういう話があるんですが、こういう意見が入ってくると、移管の話にしろ、自助努力をするという話
がどうかなとこう思わざるを得ません。こういったB e l l eの現状に対して、交流事業の支援をされてい
るのは私も大賛成なんです、今後補助金を来年度30年度予算も議論していかなきやいけません、そうい
ったこともあるんですが、今の現状について市長はどう思っているかということをお尋ねいた
します。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

これは非常に答えにくい部分もある話ですが、なるべく率直にお話を申し上げたいと思います。

まず、代表云々かんぬんというところから始まるわけですが、市長になったときに、B e l l eの
関係者の方々が来られて代表ですからとおっしゃる、ところが定款を見ると代表の規定がない。それで、そ
れは一体何ですりゃあといったら、いや、とにかく代表なんだということで名刺を置いていかれた。私はお
かしいんじゃないでしょうかと、そういう何の実態もないのに代表ということにはならないんじゃないかと
いうことを申し上げただけでも、開幕試合が何か忘れちゃったけども、行って挨拶をせえということがあっ
て、サポーターがいて、頑張ろうぜということでそこは光栄に存じますというふうなことを申し上げました
けども、その後も何度かもう少し整理をしてくれないと、何が何やらわかりませんよということを当時から
申し上げておった。それが先ほどの谷本有造議員のとにかく代表なんだからというような発言にもつながっ
たんじゃないかと思ってるんです。なぜそのことを申し上げたかといいますと、B e l l eの運営につい
て、市役所とそれから社団法人だったと思いますけど、法人格は、それがどこに境があって、どこに役割分
担があるのかというようなことがどうもはっきりしない、こういう感じを我々は持っておったわけござい
ますけども、その点からいいますと、第一にいろいろな問題があったわけでありまして、現状市とそ
して独立社団法人であるB e l l eさんとがきっちり分かれたというか、お互いに市は市としての公法人

としての役割、そしてBe11eは一般社団法人としての役割というものの中で動くということ、つまり自他の区別がようやくできた、これは一定の成果であるというふうに思っております。そして、もしそれが例えばそのことによって今まで市がかわりにその事務処理をしたということになっているのかもしれませんが、それが事務処理に影響を及ぼしたということになったとしても、それはBe11eとして今後自助努力の中で解決をしていくべき課題だろうというふうに思う次第であります。

そういうところも当然生ずるものですから、自他の区分というものを、そうすると私どもとしてとにかく今まではずぶずぶと金銭外の支援をしていたわけですが、そこはきちっと切り分けていく必要があるということになりますと、その分多少支援の金額も一定の期間は上積みをしてあげないといけないのではないかというようなことがたしか議論の背景にあったというふうに覚えております。例えば監査をするとしたときに、自分で自分を監査するみたいな話になっておるわけです、かつては。それでは余りにもおかしい、したがって補助金が出すけども、今後は厳しくやりますよというようなことを前提として、組織としての対等関係というものを構成するというのが私の目から見ると、今後の発展の大きな前提だろうというふうに思うし、それがまた現在における女子サッカーのほかの地域のいろんな動向を見ておりますけども、何や混然一体となっているようなところはほとんどなくなって、それぞれのチームはもちろんいろんな都市の支援を受けてますけども、独立した形になっている、そしてまたさまざまな潮位の変化の中でサポーター組織の〔聴取不能〕の仕方についても、それぞれ勉強して動いているというふうに思っているんですが、それに向かつての今産みの苦しみができているんだろうというふうに私は理解し、これからもそういった意味でBe11eは育っていくと期待しますし、正しい形での支援というものを継続をしていきたいと、こう考えているのが私の思いであります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます、平成29年度今年度の3,200万円の補助金の根拠ということでございますが、以前28年度までは1,600万円の補助ということで、それにプラスいたしまして、29年度におきましては、28年度まで直接雇用をしていた岡山湯郷Be11eの監督の人件費相当分を補助金として600万円を追加をさせていただいております。また、宮間、福元の退団、それから2部への降格、そういった事情、それからまた湯郷Be11eのほうから1,000万円程度の補助金の増額の要望があった、そういったことを総合的に判断させていただいた上で、V字回復の期待を込めて1,000万円の増額でトータル3,200万円ということにさせていただいたものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

総括にかえて私の意見を申し上げます。

市長が自助努力という言葉が使われるというのは私も意外だったんですが、私自身そう思います。そうであれば、冒頭部長の報告もない、知り得る立場ではないというのは、これはちょっとどうかなという感じがいたします。それはなぜかといいますと、憲法第89条にも、公金の支出ということで全くの事例ではありませんが、少なくとも役員構成、会員数、そういったものを知った上でないと補助金というのは出せれんはずです。したがって、今度は来年度の当初予算に向けては、市長がそういうふうに言われていることもあ

りますし、議会としてもその辺のことをいろいろと尋ねていかなければいけない、自助努力があつてということになると思います。

最後に、一番大事なことをお話いたしますと、やはりボランティアの方々がこれまでやってこられた方の思いをどうするかという、湯郷あたりのずっと支えてこられた方をどうするかということを念頭に置きながら、やはりBe11eの行く末を支援をする必要があろうかと思っております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、7項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

後山の管理整備についてですが、3点お聞きします。

ちょうど後山には、西栗倉から東西にと、それから南北にトレッキングコースがあるんですが、その中のきょうお聞きするのは、後山キャンプ場から船木山を向かう側について、3月、5月、6月と遭難事故があったんですが、それについての概要、それから2つ目は、国定公園ですので、県に管理責任があるんですが、かといって地元の美作市の責任区分があろうと思いますが、そのあたりの住み分け内容を教えていただきます。そして、事故後に実施された整備内容についてお尋ねをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（山崎 正雄君）〔登壇〕

ただいま岡野議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

後山周辺の山岳救助事案は、平成29年3月から3件発生しております。1件目は3月に発生しております。概要は、登山の下見に行ったが、帰宅しなかったので、岡山市内の家族から美作警察に捜索依頼があり、美作警察から消防に連絡が入り、合同で捜索を実施しました。70代男性1名が2週間後に行う高齢者グループ登山会の登山ルートの下見に訪れ、積雪の登山道から沢に滑落したものと考えられます。男性は心肺停止状態でした。2件目は5月に発生しています。概要は、10代男性が母親と登山中にはぐれたもので、母親から救助要請があったものです。3件目は6月に発生しています。概要は、40代女性で、単独で登山中道に迷い救助要請を行ったものです。2件目は軽傷でした。3件目はけがはありませんでした。3件の事案は、ほぼ直線の船木山登山道が沢を横断する地点で発生しております。足場が悪く経路がわかりにくい場所となっております。

出動した3件の車両延べ台数は、救助工作車2台、救急車3台、ポンプ車2台、指揮車2台、搬送車1台の計10台です。また、隊員延べ数は、消防職員33名、消防団員数58名、その他市職員及び警察官となっております。3件ともヘリの捜索を要請しており、発見後ヘリによる救助を行いました。ヘリの出動延べ回数は、兵庫県警ヘリ2回、兵庫県防災ヘリ1回、岡山県防災ヘリ3回の計6回出動しております。

続きまして、救助費用並びにこれに関連する個人の負担額についてお答えします。

まず救助費用ですが、車両で出動していることから、燃料費そして人件費がかかっております。それから、個人の負担額についてですが、消防組織法第8条、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないという条文があります。今回の3件の救助事案や今後同様の事案が発生しても、消防業務として活動していくことから、個人への費用負担は考えておりません。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、私のほうから責任区分の関係、そして事故後に実施した整備内容等についてお答えさせていただきます。

後山につきましては、国定公園内にあることから、管理は自然公園法により、岡山県が行っているところでございます。今回遭難事故が発生した船木山登山ルートは、その国定公園内に位置し、中国自然歩道に指定されたものの一部分でありまして、市は県から歩道の草刈り等の管理委託を受けておるという状況でございます。3月と5月の事故を受けまして、5月18日に東粟倉総合支所の職員が登山道、標識、携帯電話の送受信状況等の確認を行っております。そして、3件目の事故発生後の6月28日には、岡山県自然保護課、そして観光振興課、東粟倉総合支所の職員が登山コースの現地確認を行っております。そのときの登山道の状況につきましては、この冬の大雪の影響から落石等により荒れておる部分もあり、滑りやすく危険と思われる箇所や案内板が見当たらない箇所を確認しております。その際道に迷うおそれがあると思われる箇所には、目印のリボン等の設置をいたしております。なお、その後岡山県自然保護課から連絡がございまして、船木山登山コースに注意喚起の案内板など9基を設置するとお聞きしております。市といたしましても、登山者への情報提供として、7月からホームページで船木山登山コースの荒れた箇所の状況がわかる写真を掲示し、そしてその中で注意喚起等を行っているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

審議監の答弁に補足をいたしますと、1つは特に5月、6月の事案等の関係でありますけれども、地元の消防団等からあの公園地域内における携帯電話について、ぜひ有効通話ができるような整備をしてほしいと、それが救助活動並びに遭難者からの連絡の確保にも大いに役立つはずであるという申し出がありまして、本市としても、例えば蒜山はどうかというようなことを調べてみたんですが、結構最近山もカバーをされているというようなこともございましたもんですから、本市として、岡山県市長会に対して、携帯電話のカバーエリアの拡大を観光地である山岳地帯も含めて、あるいは作業の行われる森林地帯も含めて、逐次拡大すべきであるという要望を出し、岡山県市長会で採択をされて、10月だったと思いますけれども、中国地方市長会に送り、そして全国にも送っていかうと思っております。この通信というのが非常に救助あるいは遭難の未然防止に重要なファクターであるということを改めて学び、そしてそれを市長会を通じて対応をしているということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、2回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

質問の第1点は、消防長にお尋ねいたします。

確かに今お答えあったように、今回の事故は個人負担を生じないというんですが、よくテレビで見ます例えば長野とか群馬、ああいう北アルプス事故で多くの雪が降って遭難するといった事故があるんですが、そういう場合には、今の論理からいえば、県の場合では負担にならないと思うんですが、民間の救助隊が出

た場合に、ヘリとかが出た場合は、どのくらいの経費がかかるんだろうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2つ目なんですけど、案内板を今度設置するという事なんですけど、いつごろ設置を誰がするのかというあたりをお聞かせいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（山崎 正雄君）〔登壇〕

2回目の御質問なんですけれども、山岳救助事案3件の費用について、これらについては、消防出動車両延べ10台の燃料費、ガソリン及び軽油、車両によって燃費が違いますので、約1万8,000円程度となります。また、出動人員延べ33名で、活動時間延べ17時間の人件費についてですが、職員一人一人の時間の単価が違いますが、平均値をとり計算した金額がおおむね27万円程度となります、合わせて28万8,000円程度となりました。また、防災ヘリ、県警ヘリの経費について、県職員に問い合わせたところ、個別の事案に対しては公表していませんという回答でした。また、民間ヘリに依頼する場合、費用等について、蒜山山岳ガイドクラブの方に確認したところ、岡山県は民営のヘリがないことから、他県から要請しなければならないと思います、そのときの費用等を一般に言われているのが、1時間当たり約50万円から100万円程度ではないかと、さらに山岳遭難対策協議会のメンバーなどが出動した場合の人件費や日当は、季節や標高などによって変わりますが、1人当たり約2万円から3万円以上で、その他に装備費や保険料、交通費などの経費が加算され、遭難者の負担となるそうですという回答をいただきました。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

案内板の設置の設置者、そしてスケジュール等の御質問だったと思いますけれども、案内板の設置は岡山県がするという事でございます。そして、お聞きしておる範囲では、今月中9月中にその案内板の入札を行い、でき次第設置ということをお聞きしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

再々質問じゃなくて、総括的な私の思いを述べさせていただきますと、安全・安心なまちづくりは、まず最優先にされるべき課題であります。そして、私は後山に登ったことはございませんが、県北の国定公園の中でも真庭エリアそして美作エリアとして非常に名所となっております。そこで、万々であって死亡事故が起きるとか大きな事故が起きることがあったらいけませんので、ぜひ県の住み分けもありましょうが、登山される人、県外からも訪れて後山に登ろうとこういった人たちの思いを酌んでいただき、今後の活動をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

あと50秒ほどありますが、これで私の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番 7 番、議席番号 8 番安藤功議員の発言を許可いたします。

安藤議員。

8 番（安藤 功君）〔質問席〕

それではよろしいですか。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ始めてください。

8 番（安藤 功君）

それでは、大変お疲れのところ失礼をいたします。

それでは、平成 29 年 9 月議会の一般質問をさせていただきます、8 番安藤でございます。

まず、昨日の議会終了後に当然家に帰ったんですけど、そこでインターネットのほうを見ておりましたら、どうしても御披露したいことがございまして、たわいもないことですけど、ツイッターというのがありまして、そこに母親と息子さん、これは恐らく 5、6 歳の子だと思います、そのお母さんと 5、6 歳の息子さんとの会話がありまして、お母さんがその 5 歳ぐらいの息子さんに寒くなってきたねと言うんです、そうしたら子どもさんが僕がいるから大丈夫だよ、お母さんがまた聞きます、洗濯きょう乾くかな、息子さんがきつと乾くよ、そしてお母さんがお父さんはきょうも遅いかな、息子さんが、いや、きょうは早く帰ってくるよ、そしてお母さんがあしたは天気かな、絶対晴れるよと子どもが返すんです。これは、何と明快でポジティブで前向きな答えだと思いました。そういった御答弁を期待しながら、きょうの質問をさせていただきたいという前振りでございました。

それから、今回は 4 項目質問させていただいております。

障がい児支援施設等について、それから 2 項目めとして、美作市の農地取得の下限面積について、3 番として、文化財を初めとする市内のさまざまな遺産、史跡、旧跡等を生かした地域振興への活用について、それから 4 項目めとしまして、美作岡山道北部延伸の見通しについてという 4 項目の質問をさせていただきます。

まずもって、この 1 項目めに入りますのに、先般 8 月になりますけれども、北海道は網走市の日本体育大学附属高等支援学校のほうに視察に行っていました。まずもって、飛行機で行きますので、最果ての地という気がするんですけど、飛行機で行けばかなり早く到着しますが、伊丹空港から飛びまして、ずっと北海道に入りまして、襟裳岬を眼下に見ながら女満別空港に到着するんですが、後日襟裳岬沖を北朝鮮のミサイルが飛んだと、本当に恐ろしい話だなと思いながらきょうの話を続けていくわけですが、市役所に寄りましたし、当然学校にもお邪魔いたしました。そして、先生、生徒の皆さんにお会いをいたしました。

まず、校長先生なんですけども、教育長がよく言われる人間力とかというようなことを育てるといようなことを言われるんですけど、本当に久々に人間力というのはこういう人を言うんだろうなというような本当にすばらしい校長先生でございました。さぞかしこの校長先生の下で働く先生方も立派な先生方でしょうし、そしてそこで学ぶ子どもたちも恵まれた子どもたちだなというふうな感じをして、この先生方、子どもたちも会ったんですけど、やはりそのとおりでございまして、先生方も本当に子どもたちと接する態度、授

業の風景も授業中も見せていただいたんですが、アットホームな親子かな、兄弟かなというような感じで指導をされているんです。19人という高校1年生に当たる年の19名の方だったんですけども、きらきらと目を輝かせて、この子たちはきっと将来光り輝く人に育ってくれるなというのを確信を持って、北海道の地から帰ってきたわけですけれども、昨日のいろんな話の中で、とんがった生徒を育てるということも当然大事だと思うんですけど、私はとにかくきらりと光る子どもが一人でも多く美作から生まれてくれば本当にありがたいなというふうに思いました。

その学校のほうなんですけど、日本体育大学ということですから、体育イコールパラリンピックを目指してというようなイメージが私もあったんですが、もちろんそれもされておられますけど、木工であるとか金工であるとか農業であるとかといったことも一生懸命御指導されてました。校長先生が言われてました、パラリンピックに出るような選手も当然育てたいけども、例えば入学した当時10メートルしか走れない子が卒業のときにはトラック1周走れるようになった、それでも本当にすばらしいことなんだというようなことを胸を張っておっしゃっておられました。そんな話を御披露させていただきまして、1項目めの障がい児支援施設等についてという質問をさせていただきます。

まず、①として、昨年12月議会において、障がい児対象の学童保育を求める請願、そして障がい児対象の療育施設の誘致を求める請願の2件が採択されているが、その後の美作市としての取り組み状況はどうなっているかということと、2つ目として、切れ目のない支援を今後どのように考えておられるかという質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、昨年12月議会におきまして、上記2件の請願が全会一致で採択をされております。内容を少し確認をさせていただきたいと思うんですが、まず障がい児対象の学童保育を求める請願です。

美作市には、さまざまな障がい児を預かってくれる学童保育がなく、仕事に行けないお母さん方が多くいらっしゃる。勝英地域では、美作市、勝央町に各1カ所ずつ放課後等デイサービスの事業所があるが、発達障がい児が対象であり、近隣市町村の方も利用するのでなかなか思うように利用できていないのが実態である。また、支援学校に通っている子どもたちは、夏休みなどの長期休暇時に、その間預けられる施設が少なく困っている保護者の声をよく聞く、さまざまな障がい児を対象とした学童保育の場を利用しやすい時間や場所、送迎サービス等も含めて、普通の学童保育と同じような体制と場所をつくっていただきたい。また、小学生だけでなく、中学生、高校生になっても支援が必要であるといった内容でございました。

次に、障がい児対象の療育施設の誘致を求める請願でございます。

美作市内に住む障がい児は、さまざまな療育のために、数少ない近隣の施設や県南の施設を利用している。早期の療育は子どもの成長の上でとても大事なことであり、集団生活、個別の活動は、その子の可能性を大きく引き出させ、成長に大きく作用する。障がい児は療育の場が非常に少なく、また通うのが大変で、家族の負担はかなり大きい。そうした中で、巨勢のめばえをもっと利用しやすく、開所日数、時間等も見直してほしい。利用したい方々が近隣市町村にもたくさんおられる、また障がい児に欠かせない理学療育、言語療育、作業療育のリハビリ施設も県北には余りなく、県南まで行かないといけないのが現状であり、旭川荘の分校などとして誘致してほしい、いろいろな障がいを持った子どもたちが通え、学べる場をつくってほしい、美作市だけでは無理でも、近隣市町村で連携して整備することも検討してほしいといった内容の請願でございました。本当に切実なる思いと心からの願いが込められた請願であると考えますが、その後市としての対応なり対処はどのようにされているか、また今後されようとしているのかをお尋ねいたします。

また、ここで採択した請願の効力に関して、議員必携によりますと、その願意の実現には、法律上は何ら

の保障規定はないが、しかし採択した以上、議会はその実現について最善の努力をすべき政治的、道義的責任を負うことになるものであるとございます。その責任においても、この質問をさせていただきたいというふうに思います。

そして、障がい児を初めとして、切れ目のない支援を今後どのように考えられているか、中学生以上、高校生等の支援も含めて御答弁をよろしくをお願いをいたします。1回目の質問とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、まず1項目めの請願のその後の美作市の取り組み状況ということについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、障がいのあるお子さんを養育している保護者の方の切実な思いであることは、市としても認識をしております。請願の内容が非常に多岐にわたるため、少し整理して回答をさせていただきたいと思います。

まず、放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業についてですが、これは、児童福祉法に基づく、療育を目的とした障がい児の通所サービスとなります。放課後等デイサービスは小学生以上の児童を、また児童発達支援では就学前の児童の療育を行っており、巨勢地内にありますればえではこの両方の事業を行っているところです。定員10名の施設で、月水金は児童発達支援事業、火木と隔週の土曜日は放課後等デイサービスという運営形態をとっているため、預かりという面で捉えれば、もう少し定員をふやすことはできないのかといった感を持たれているのではないかと思います。この施設は市の南部に位置するため、北部での開設を念頭に置き、事業者にお声がけをしておりますが、人的な要因や初期投資の面から誘致に至っていないという状況にあります。一方、全国的には放課後等デイサービスの事業所が急激にふえまして、一部事業所において、十分な療育が行えていないことが問題化しており、本年4月に国が基準の厳格化を行った結果、新規開設が鈍化している状況にあります。このように厳しい状況ではありますが、市では平成28年度に、開設後5年に限り運営経費等の助成を行う児童発達支援事業等拡大促進事業補助金を創設しており、この制度をPRするなど、今後も優良な療育施設の誘致に努めてまいりたいと思っております。

次に、夏休みなどの居場所についてですが、これは障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の日中一時支援のサービスの利用が一般的かと思われます。市内には障がい者の日中活動を支援する生活介護事業所がないため、高齢者の介護事業所を障がい者も利用することができる基準該当事業所の登録を推進し、選択肢を広げるよう努めているところです。市内の高齢者施設に御理解をいただき、高齢者施設で障がい者の利用が可能となっている事業所は、請願採択後の平成29年1月以降に3カ所ふえ、現在7カ所となっております。7カ所のうち、10月1日の登録予定も含んでおります。なお、この形態は、高齢者、障がい者、障がい児が一つの施設を利用する富山型のデイサービスとして実証例があり、高齢化、過疎化が進む美作市において有効な手段になり得る形だと考えております。

最後に、理学、言語、作業の療育など、専門職を配置した施設の誘致については、取り組みを進めていることができておりません。美作市だけの働きかけでは難しいところがありますので、勝英地域自立支援協議会の場などを利用して、勝英地域あるいは少し範囲を広げました津山圏域などの市町村とも連携して検討してまいりたいと思います。

それから、2項目めの切れ目のない支援ということで、保健福祉部のほうの捉え方としましては、障がい

のある方が住みなれた地域で社会の一員として安心して生涯を全うするためには、障がいのある人のライフステージに応じ、教育機関、医療機関、福祉施設、その他の関係機関が連携し、切れ目なく自立及び社会参加のための支援を行うことが重要となってきます。就学するとき、義務教育を修了し進学するとき、そして就職するときとそれぞれのステージで支援者が変わるため、ともすればこの節目のとき支援が途切れがちになるものですが、幼少期からかわりを持ち、都度記録を残して、支援者が変わっても情報を共有できるように体制を整えてまいります。

一例として、昨年度設立しました発達支援センターでは、市内の共通の様式に必要な支援の情報を記録し、それをういて小学校へ引き継ぎを行う取り組みを進めています。また、はぐくみという子どもの成長や特性、有効な支援方法などの記録を保護者とともに作成し、将来の支援につなげていく取り組みを行っております。

以上、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

切れ目のない支援につきまして、教育委員会としてのお答えをさせていただきます。

先ほど保健福祉部からも支援のさまざまな情報をしっかり引き継いでいきたいという御答弁がございましたけれども、教育委員会といたしましても、保健福祉部と連携し、就学前には巡回相談事業、そしてそうしたことを記入する共通支援シートという言い方をしておりますが、そうしたものの活用、そしてこれの引き継ぎ、さらには小学校及び中学校では個別の教育支援計画、これは支援学級に在籍しているお子さんも通常学級で支援が必要なお子さんにも作成することになっておりますが、これを作成し、支援の手だてやその結果を記し、校種を超え、中学卒業後についても、進学先、進路先に引き継ぐなどして、切れ目のない支援を進めてまいります。

また、今まで5歳のみで実施をしておりましたスクリーニング検査、これを今年度からは3歳児から実施をいたします。子どもの発達を多方面から捉える一つのツールとして活用し、保育に生かしているところでございます。さらに、今年4月からは、ことばの教室、幼児教室を開設し、言葉に課題を持つ子どもへの支援も行っているところです。幼児語でたちちゅちゅちよというような発音になったりする子がおりますが、そうした言葉の課題でございます。一人一人の発達を的確に捉え、適切な支援が受けられることは、一人一人のよさを生かした教育、保育を行うことにつながり、自信や意欲、そして自己有用感へつながってまいります。今後も保幼、小・中と連続した支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干補足をさせていただきますと、2つございます。

1つは、支援学校の誘致の話がいろいろ動いておりますが、これはとりもなおさず請願の趣旨のうちの少なくとも高校以上については該当しますし、場合によって、将来展望の中で中学校レベルということも検討をしていかなきゃいけない。ただ、いずれにしても、まず本願である日体大との協力関係が協定という段階に達することを今全力をもって追求をしているというのが答弁としての1点目です。

それから、補足の2点目につきましては、請願のときに私も全く同感でありまして、療育の重要性、これ

は深く私なりに自分の家族の職役も鑑み理解をしているわけでありませけれども、そういう理解をもとに、実は旭川荘の状況について、自分なりにいろんな情報も総合してみたわけでありませ、簡単に申し上げませと、10年ぐらゐ前までの旭川荘は、割と積極的に県内の地域に進出をしようという動きがあつたわけでありませ。結果として、例えば瀬戸内市とかそれから笠岡でしたか、幾つかのところに展開をされていらつしやるわけでありませけれども、このところ必ずしもそういう雰囲気ではなくなつたんじゃないかという情報があります。つまり、今までの手法で行つてお願いをしてきてねというだけだと、誘致にはなかなか結びつかないというような状況になつてゐるというふうには私は理解をさせていただいておゐませ、そうなりませと誘致手法についてかなり深い勉強をしなければいけない、財政面はどうするんだといったことも含めて、かなり深い勉強が必要だというふうには思つておゐませ、あれもこれも一遍にやりますと破裂をするんですけれども、私なりに実は下調べを少しづつしているということをございませ、ある程度また整理ができた段階で、あるいはある程度前に進んでいる案件が見えた段階でこれこれこういう政策体系があるので動き出そうじゃないかということが言えるような時点に来るといふふうには期待をしながら補足とさせていただきませ。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、2回目です。

8番（安藤 功君）

それでは、2回目質問させていただきます。

いろいろとる御答弁をいただきました。先ほどの御答弁で放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業で、めばえではこの両事業を行っているが、預かりという面で捉えれば、もう少し定員をふやすことはできないかといった感を持たれてゐるのではないかと思われませとありますが、まさしくそのとおりでございませ、皆さん方がおっしゃつてゐる御意見とは、本当にそのとおりでございませ。そして、プラス開所日数をふやしてほしいというようなことと言われておゐませ。

そして、北部での開設を念頭に置き、事業者にお声がけをしておりますが、人的な要因や初期投資の面から誘致に至つてゐない状況にあるとありますが、こちらのほうも北部での開設の件もそうでありませ、さまざまな御意見とともに伺つておゐませ。今市長の補足にも出てまいつたわけでございませ、なかなか一朝一夕にはいかないとはわかつておゐるんですけれども、本当に事業所さんの御都合もいろいろとあるのは十分に理解できるところもございませけれども、しかし利用されたい市民の皆様の御苦勞やお気持ちも十分に理解をさせていただきませ、具体的に事が進むように、また時期的なことや規模、誘致場所等も念頭に置きつつ、ある程度の目標を定めて取り組んでいただきたいというふうには考えませけれども、いかがでございませしょうか。

そして、御答弁にあります開設5年間の運営助成、児童発達支援事業等拡大促進事業補助金制度の周知徹底が現在具体的にどのような形でされてゐるのか、この場でよくわかりませけれども、十分に事業所さんに御理解をいただいて、早期に誘致が実現できるようにお願いをしておきたいというふうには思ひませ。

それから続きませ、次に夏休み等の居場所等に関してですけれども、御答弁の市内には障がい者の生活介護事業所がないため、高齢者の介護事業所を障がい者も利用できる基準該当事業所の登録を推進し、現在利用可能事業所は7カ所となつてゐるとのことでございませ、以下7項目についてお尋ねをしたいというふうには思ひませ。

まず、1つ目として、7カ所の利用実績としませ、受け入れ人数、受け入れの時期、時間等はどのよう

になっておられるか。また、2つ目として、利用されている方々からの御意見、御要望、また事故等があるのであれば把握をされているか。3つ目として、それらがある場合、適時善処対処をされているのか。4つ目として、受け入れ事業所や入所者などからの御意見等はあるか。5つ目として、市内に受け入れ可能事業所は全体で何カ所ぐらいあるのか。6つ目として、具体的にどのような高齢者施設が対象となるのか、職員さん方の資格等はまた別のものが必要になるのかお尋ねをします。最後に、7つ目として、当然市が運営にかかわっている施設は受け入れを既に行っているのかについて、以上についての御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

次に、PT、ST、OTなどの専門職を配置した施設の誘致は取り組みを進めていることができていないとのことですが、当然美作市だけでは難しい課題であるということは重々承知の上でお尋ねをいたしますけれども、事が大き過ぎて諦めているから取り組みが進められていないのか、他の案件も山積しており、職員さん方が忙しいので進めていないのか、実は担当者、担当部署では議論されているが、現在は具体的な動きが出てきていないのかをお尋ねをしておきます。この部分に関しては、若干市長が触れてくださったんで、また担当部長のほうから御答弁があればと思います。

最後に、切れ目のない支援に関してですけれども、保健福祉部にしても教育長にしても、御答弁のとおりだと思います。切れ目のない支援というのが大変重要になってくると思います。幼児期、小学校時、中学校時、また高校時や就職前の支援時など、それぞれのその時期ならではの支援が途切れることなく行われ、障がいのある御本人はもとより、御家族の皆様方が安心して暮らせ、そして明るい未来が描けるような美作市をつくっていただけるように、ともに努力してまいりたいし、しなければならぬというふうに考えております。美作市としてもそういうふうにご検討いただいていると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、それから平成28年4月より美作保健センター内に開設された発達支援センターに関して、少し御答弁に出てまいりましたけれども、この発達支援センターなんですけど、まず1つとして、相談支援、2、発達支援、3、地域支援、4継続支援の4つの大きな柱によって運営されていると思いますけれども、開設より約1年半が経過をしようとしております。この間の実績や何か問題点等がございましたら御答弁をいただきたく思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

1回目の答弁でも少し触れさせていただきましたが、本年4月に放課後デイサービス事業の指定基準が厳格化されております。特に障がい児支援等の経験者の配置や、児童指導員または保育士を職員の半数以上配置することが義務づけられています。事業者とのお話の中で、やはり専門的な職員の確保が難しいとお声をいただいております。また、既存の施設につきましても、経過措置期間内に新基準を満たす人員配置を行う必要があり、しばらくは業界全体で人材の確保が難しい状況が続くと思われまます。

時期的な目標ですが、請願の趣旨については十分認識しており、引き続き早期の誘致が実現できるよう取り組みを行いますので、御理解いただきたいと思います。

次に、基準該当の事業所の状況について、7項目の御質問がございました。

まず、1つ目の7カ所の利用実績についてですが、平成23年に登録しました美作地域の事業所では、過去に4名、うちお一人の方は市外の方であったんですが、利用があり、現在も1名の方が利用登録継続中です。また、大原の事業所では、1名の方に利用していただいております。市外の方となりますが、美作地域の2カ所の事業所で1名の受け入れを行っています。おおむね週2日から4日、朝から夕方までの営業時間内、入浴や日中活動を行っておられます。以上は大人の方の状況ですが、今年度は夏休みの期間、誕生寺支援学校の生徒さん1名ですが、大原地域の事業所を日中一時支援の形で利用をいただいております。夏休み中の活動の場ができたことにつきまして、親御さんが喜んでおられたとのお話もお伺いしております。

それから、2つ目と3つ目、御利用の方からの御意見、要望、それからそれがあつたときの対処ということでございますが、特段大きな問題は生じておりません。一方、見学や問い合わせをいただいても、利用につながっていないという状況もあります。比較的若い方については、高齢者向けの活動がなじめないという方もおられるというのが事実ということでございます。

それから、4番目の事業所からの御意見ですが、高齢者も含め、その事業所の利用定員の枠内での障がいのある方へのサービスということが基準になりますので、高齢者をどうしても優先するということになりますので、曜日によっては障がい者の利用ができない、御不便をおかけするというそういった御意見をいただいております。

それから、5番目に、受け入れ可能な事業所は何カ所、それから職員さんの資格等についてですが、基準該当生活介護は、通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所など、いわゆるデイサービスを実施している事業所が対象となります。市内にはこれらの事業所に該当するものが平成28年3月現在に資料になるんですが、22カ所ございます。また職員の資格等につきましては、当然人員配置基準を満たす必要がありますが、先ほどの事業所におきましては、実務経験など基準を満たす方が勤務されているということになりますので、障がい者の相談支援従事者研修等を受けていただくケースはありますが、新たに資格を取得してもらうことはほぼないという状況です。

それから、市がかかわっている施設は受け入れをしているのかという御質問ですが、22カ所の事業所のうち、市の直営事業所はございません。市の福祉施策とかかわりの深い美作市社会福祉協議会においては、大原及び東栗倉のデイサービス事業所で受け入れが可能となっております。

最後に、専門職を配置した施設の誘致ですが、請願書にもあります真庭市の施設、旭川荘真庭地域センターは、生活介護、就労継続支援B型事業所、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスに加え、隣接するグループホームを有する多機能型の事業所ということになっております。なかなかこうした事業所の誘致につきましては一朝一夕に答えが出ないという課題であるということは御理解いただきまして、鋭意努力をしまいたいというふうに考えております。

最後に、平成28年4月より開設をしております発達支援センターの運営実績と問題点についてお答えをいたします。

まず、1つ目の相談支援ですが、8月末までに、幼稚園、保育園、小学校、中学校におきまして、ケース検討を延べ111件、来所等による個別面接相談を延べ187件、心理検査を76件実施しております。

2つ目の発達支援につきましては、保護者と子どもさんに御参加をいただき、子どもの理解や接し方について学んでいただく発達支援教室を毎月開催しており、延べ512名の参加をいただいております。また保育園、幼稚園に出向き、子どもさんへの接し方など、先生方へアドバイスをします巡回相談事業も実施しております。

3つ目の地域支援につきましては、地域の皆様に発達障がいについて理解していただくために、毎年1回発達支援講演会を開催しており、今年度も11月に開催の予定です。また、民生児童委員協議会、学校保護者会等で発達障がいについての研修や講話を行い、障がいについての知識普及に取り組んでおります。

それから、4つ目の継続支援につきましては、先ほど答弁いたしましたはぐくみの利用促進に努め、8月末までに242名に配布をして御活用いただいているところです。また、共通支援シートについて、切れ目ない支援につながる有効なツールとなるよう、教育委員会と発達支援センターが協働して研修会を開催するなど、活用の推進に努めているところでございます。

1年半の運営の中で、より早期から適切な支援がスタートできる仕組みづくりと、保育園、幼稚園、小学校、中学校等のお子さんの支援にかかわる教育現場及び教育委員会との連携強化、発達障がい等支援などが必要なお子さんに対する共通理解の必要性が課題として見えてきました。この課題に対して、今年度重点的に対策を実施しているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、3回目です。

8番（安藤 功君）

3回目でございますが、総括させていただきます。

このままいっても堂々めぐりになるようなことになってしまいそうなので総括としますけれども、発達障がいに関しては、センターとか、ある程度取り組みが着実に前に向いていってるのかなという気は正直しております。でも、今後も本当にさまざまなケースがあるでしょうし、さまざまなニーズがあるというのを重々わかった上での質問になっておるんですけども、取り組みを鋭意努力していただきたいと。やはり、これもどうしても誰かが常におかないと、立ち消えてしまったりとか意識がだんと下がってしまったりとかというようなこともありますんで、また改めて質問させていただきますので、冒頭に申し上げた子どものような明快な御答弁を期待しながら、12月なり3月なりのまた再質問をさせていただこうと思います。

この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、続いて2項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

それでは、2項目めでございます。

美作市の農地取得の下限面積についてということで1回目の質問はさせていただきます。

まず、①としまして、美作市内の地域によって、新規就農者等が農地取得をする場合の下限面積が完全に統一されていないと思われまうけれども、これは統一できないのか、または統一しないのかについてお尋ねをいたします。②としまして、美作市への移住、定住促進の面から考慮して、特例措置はできないかといった質問でございます。

まず、1番目につきましては、概略で結構ですので、地域別の下限面積と近隣市町村がどのような設定をしているか、わかる範囲で結構ですので、御答弁をよろしくお願ひをしたいというように思います。

2番目につきましては、皆様も御承知のとおり、農地を購入するには農地法という法的規制がかかってまいります。田舎暮らしを希望される大半の方が、恐らくですけど、農業従事者ではない場合が多いと思いますので、なかなか簡単には購入できない仕組みになっているのではないのでしょうか。しかし、昨今では農業後継者不足、高齢化、過疎化、荒廃農地の増加などで規制緩和の動きもあるやに聞き及んでいますが、美作市の場合はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

今回は移住、定住希望者またこれから農業を志す方々を主眼に質問いたしますが、その中でも本格的に農業をされたい方、また家庭菜園程度または自分の食べる分だけでいいんだというふうな方々、さまざまな農作物の出荷までは考えておられないが、農業をしてみたいんだといういろんなパターンがあるとは思いますが、それぞれの個別の地域性もあつたり、また農業委員会さんごとのお考えもあるとは思われますので、いろいろと御答弁をるるいただかなければいけないと思うんですけども、1回目の質問とさせていただきます。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

農地ということでございますけれども、御案内のとおり、これは地域によって結構ばらついております。ということは、ばらつくことができるということで、農業委員会がよいと言え、それで通っていくという性質でもあります。したがって、私どもとしては、政策の実態やあるいは農地利用の希望の実態というものを踏まえて、それを農業委員会も御理解されるであろうから、農業委員会にかくかくしかじかだから、こうしたほうがいいよということを申し上げていくべきだというふうに考えております。

いろんな事例を申し上げますと、東栗倉地域はかつて10アールでよかった、1反でよかったんです。なぜそうかという、畑作が結構大きいです、黒ぼこの畑作というようなことの中で、田んぼで1反だとちょっときついですけれども、畑作で1反あると、場合によっては生業が成り立つ可能性があるんです。さらに具体的にいうと成り立っている人がいるんです。その方が遠く外国から越してきて、そして東栗倉に住み着いておられて、2反もたしかなかったと思いますけれども、農機具もたしかくわが2本ぐらいしかないというそういう状況の中で、本当にすばらしい作物をつくって、そして神戸であるとか大阪であるとか、外国からのシェフがいるところに割といい値段で卸しておられ、その農園をまたそういったシェフがやっておられる店のファンの方々がバスに乗って見に来るみたいな形に発展しているわけでありまして。したがって、この事例が示すことは、10アール規模においても、やり方によってはやれるということになるかと思っておりますが、田んぼで10アールだけというのはなかなか難しいかもしれません。

そんなことも含めまして、私どもとしては、その2つの視点、1つは今の事例が物語ることについて言うと、まさに移住、定住にもつながっているわけでありまして、それから場合によっては、遊休農地になっているところが、そうやって新しい方の力によってしっかりと生産農地になっているというようなことであります。いろんな縛りが全体としてはなくはないんですけども、農業委員会に対して、きょう議員がお尋ねになったことや私が今申し上げたことも含めて申し上げる中で、下限を全市的に下げるというようなことの中で検討できないかという依頼をしていきたいと思っておりますのでよろしく御支援を賜りますようお願いして答弁にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農地の下限面積の統一などについてお尋ねです。経過とか他市町村の状況について答弁させていただきます。

農地の権利移動許可の要件となっている下限面積の規定につきましては、農地法では原則都府県の場合50アールでございますが、平成21年の農地法改正によりまして、農業委員会が地域の実情を踏まえて、別に面積を定めることが可能になっております。

法改正前の各地域の状況でございますが、旧町村ごとに30アール、40アール、50アールの地域がありまして、また古町の一部、それから先ほど市長が申し上げましたが、東栗倉地域では10アール、それから中町、湯郷及び三倉田が20アールという設定がされておりました。農地法の改正によりまして、美作市では平成22年の農業委員会におきまして、高齢化や担い手不足により遊休農地の増加が見られ、中山間地域にある農家の耕作規模が小さいなどの実情から、農地の有効活用と新しい担い手の創出を図るため、下限面積を以前から30アール未満の地区は据え置きまして、作東地域については20アール、その他の地域は30アールに緩和をされております。

また、近隣の状況でございますが、津山市が30アール、勝央町が50アール、奈義町が10アール、西栗倉村が40アールとなっております。

それから、新規就農者についてですが、農業委員会の調査によりますと、耕作面積30アール以上の新規参入者は、平成28年度に13名ございました。これらの方は、農地の取得または利用権設定によって農地を借り受けて参入されております。農地の下限面積の設定につきましては、農地法施行規則第17条に、定めようとする面積より小さい農地面積で営農する農業者が地域全体の農業者のおおむね4割を下回らないようにすることといった基準がございますが、市内の基準につきまして、緩和する方向で統一できないか農業委員会と御協議いただきたいというふうに考えております。

それから、2番目の移住、定住の促進の面からのお尋ねです。

移住、定住促進の面からの下限面積の特例措置についてでございますが、空き家バンク制度などを整備する上で、10アールに満たない農地付きの物件につきまして、農業委員会と協議をして、個別の農地を1筆単位で指定した上で取得可能とされている自治体がございます。本市におきましても、同様な取り扱いができるよう農業委員会に要望してまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、2回目でございます。

市長を初め、前向きな御答弁をいただいたんで、どうしようかなと思ったんですけど、私の思いを込めながら2回目の質問をさせていただきますけど、お聞きいただければと思います。

私も実は非農家なんです、私。自慢でも何でもなく、非農家なんですけど、何年前でしょう、10年ぐらい前ですか、実は安藤君、田んぼをかうてくれんかというような話があって、いいですよと、これで農業ができるなと何となく憧れがあったんです、ちっちゃいときから全くないですから、農業に憧れというのがありまして、いや、買いますよと。比較的安いんですよ、ほかの宅地とかそういうのと比べると。そのときに面積が15アール、1反5畝なんだというふうに言われて、農地法で下限面積を知らないもんですから買いましょうということでお話をすると、ある日、あんただめよと、あなたは買えないよというようなことがあって、そのとき初めてそういう下限面積があるんだというのを感じたんですけども。それで、きょうの質問につながったわけではないんですけど、そういった経験もあるということ。

この農地法なんです、第1条によりますとこの法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることに鑑み、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることに

より、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とすると、及び、並びに、もって、かつと何かすごいことになるんですけど、読んでみるとまことにそのとおりのことなんだと思います。読んでいるうちにふと気を抜くと何が何やらわからんようになりそうだったんですが、書かれていることは非の打ち所はないというふうに思いますけれども、本当に美作市だけの状況ではございませんけれども、昨今の耕作放棄地、荒廃地の増大を見るにつけ、自治体の権限なり農業委員会の御判断ででき得る可能な限りの施策を講じなければ、日本のこの農業、農地というのが取り返しのつかないことになるのは明白でございます。もちろん下限面積の緩和だけで解決できるとは重々思っておりませんが、少しだけでも耕作放棄地の減少や美作市への移住、定住がふえることにつながる可能性があると考えますので、ぜひとも前向きにこれからもっともっと前向きに御検討、御協議を進めていただきたく思い、再度御答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今農地法の目的条文ですか、その中にもありましたように、農家が自分の農地を持つてというところがありましたでしょう、これは農地改革のときから農地についての非常に強い農林省の伝統的な考え方でありますが、がですよ、議員も御承知のように、今中間管理機構というものを農林省が主導で全国各地につくられている。これは、完全に相反する所有については方向性が今出ているわけです。それは、単純に自作農主義でいきますと、それは自作農の自立ということで小面積、つまり戦後でいうと昭和30年代であれば5反ぐらいで飯が食えたんですけども、それが昭和40年になって1町歩要るようになって、逐次見ていると大体今10町歩になってるんです。そのようなことの中で、田んぼだけでいうと、なかなか3反でというようなことにはならないんです。一方で、さっき申し上げたように、畑作になりますと、藤田で今バナナをつくってますけども、あれは2反ぐらいで飯が食えるらしいんです、2反で。あるいは、うまくやれば1反のブルーベリーで相当なものができるといふようになっていきますんで、その辺の農地が何に使われるかという実態、殊に私としては畑作利用と稲作利用というのを少し峻別をせないかん、それから私どもの地域においても、田んぼの休耕もあるんですけど、かつていいところの畑だったやつが山に返ってるといふようなことも含めて、畑についてのいわゆる放置、耕作放棄というようなことについても考えていかなきゃいけない。そこについていうと、貸すこともいいし小規模の所有もいいというようなことの中で、いろいろまさに最近の方向性としては、持つ、貸すということもいろいろ実態に合わせて地域ごとに一番いい方法をとっていくべきだというのが恐らく農林省としての総合的な立場であろうというふうに思ってるんです。

そういたしますと、私どもの耕作の状況であるとか、どういう品目をつくっていくかということをしつかり参酌をしながら、下限というものもそれにあわせて考えていくというふうになるのが正解というように私は思っております。その思いも含めて農業委員会にも相談をしていきたいと、前向きに相談をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げますし、そのことが特に移住、定住の場合、水田で移住してくるといふよりも、どちらかという都市的な感覚を持って、例えばブドウで移住していらっしゃる方がおられます。ブドウで1町歩といったらえらいです、これはほんまにですね。てなことも含めると、移住、定住との関係でいうたら、畑といったことも非常に大きな視点になってまいりますんで、今総合的に勘案しますと、特に畑についての考え方を再整理をする必要があると思っております。どうぞ御支援をいただきますようお願いをして、答弁いたします〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、3回目。

8番（安藤 功君）

遠藤部長がいやいやと首を振られたんで、済みません。

それで、今の御答弁ですといたしますけど、昨日も内海議員がおっしゃってました、これは僕の思いももちろんありますけれども、市民からのお願いといたしますか要望といたしますか、貴重な御意見をいただいております。代弁者でございますので、市民の方に成りかわってきょう質問をさせていただきました。今後とも前向きにお願いをしたいと思います。

終わります、この項は。

議長（鈴木 悦子君）

続いて、3項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

いいですか。

議長（鈴木 悦子君）

休憩の後にじゃあ。

10分間休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後3時43分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

安藤議員、3項目めから入ってください。

安藤議員。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、3項目めです。

それでは、質問させていただきたいというふうに思います。

文化財を初めとする市内のさまざまな遺産、史跡、旧跡等を生かした地域振興への活用についてということで、1回目でございますが、①として、本年8月12日に山陽新聞にも記事として取り上げられている文化財保護法改正について市の考えはということでお尋ねをしたいというふうに思います。

山陽新聞のみならず、さまざまな報道があり、皆様方も御承知のことと思いますが、国は文化財保護法を大幅に変更し、来年中の施行を目指し、地域振興等に活用できるように改正するとのことでございます。従来の文化財行政は保護に重点を置いていたが、政府として訪日外国人旅行者の大幅増や地方創生に取り組んでいることを踏まえ、積極活用に一歩を踏み出す計画のようでございます。

また、地域の宝を積極的に掘り起こしてほしいとの考えから、美術品や伝統行事、文化財指定に至ってない建物などの活用を検討することも推奨されております。

美作市には数多くの貴重な文化財があり、美作市としてこの法改正を大きなチャンスと捉え、そして今後どのように考えておられるかをお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、勝田地域活性化の観点から質問をいたしますと、美作市は、勝田地区に存在する数々の文化財を地域活性化に活用する考えがございますでしょうか。現在検討している、または近い時期に検討を予定している案件等々あれば、主な事案と課題について教えていただきたくここに質問をさせていただきます。

勝田地区には、例えば一例を挙げますと、木地山地区の木地師文化が注目されており、先般も滋賀県の東近江市から小椋市長さんが視察に来られたと聞いております。美作市としては、日本のとうとい木工技術の原点の一つとも言える木地師の生活文化を日本遺産等に登録するお考えはないでしょうか。古来からの歴史と伝統が息づく勝田地区の文化財を地域活性化の観点から、どのように評価をされておられますでしょうか。

また、右手地区のヒノキや杉は、昔から良質な木材との評価を得ていますけれども、こうした森林資源を美作市のブランドとして、林業振興や経済活性化にどのように生かしていくかについても何かお考えがございましたでしょうか。

このほかにも、国内でも奇祭で名高い当人祭が行われている梶並神社、以前にもさまざまな観点から私も質問をさせていただきましたけれども、霊峰袴ヶ仙、その他にも史跡、旧跡が勝田地区のみならず、市内には数多くございます。ここで市のお考えをお尋ねをいたしたいというふうに思います。

1回目とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

文化財保護法改正につきまして、市の考えはという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、従来の文化財行政は保護に重きを置いておりましたが、今回報道されております文化財保護法の改正案では、点として指定されていた重要文化財、そして未指定文化財や周辺環境なども含めた面として保存活用できる計画を市町村が策定できるというもので、その計画に基づくまちづくりに対しましては、補助金などのサポートが検討されていることから、勝田地域を初め、市内それぞれの地域において、面的な保存活用計画を作成することで、観光振興や地域活性化など市域全体での活用が見込めるというふうに考えております。

現在あるいは近い時期に検討を予定している案件ということでございますが、これは先日も報道発表されて御存じかと思いますが、大原宿にございます田中酒造場が国土の歴史的景観に寄与する貴重な文化財であるということが認められまして、市内で初めて国の有形登録文化財に登録をされました。今後におきましても同様の登録を積極的に推進し、点から面への推進は図っていきたいと考えております。

また、日本遺産への登録ということにつきましては、昨年私自身も尾道市、今治市における日本遺産につきまして、現地を視察、研修をいたしました。それぞれの市町の連携、協働、それに携わる学芸員の研究活動など、非常に大きな努力が必要であると感じたところでございます。勝田地域を初め、市内には現在登録されている文化財のほか、まだまだ知られていない文化財があると感じており、後世に伝えていく美作市の歴史遺産として生かせるように研究していきたいと思っております。

なお、木地師によるネットワークづくりということで推進をするために、当市の木地山地区を訪問されました東近江市との連携につきましても、まだまだこれは研究の緒についたところでございます。市内における日本遺産登録、文化財の活用につきましても、これからしっかりと研究を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

林業振興につきましてお尋ねがございました。

森林資源を美作市のブランドとして、林業振興や経済活性化にどのように生かしていくのかということでございます。

森林資源を美作市のブランドとするに当たりましては、まず良質な材木の生産を目的とした森林施業が必要であるというふうに思っております。市内の山林の状況は、林業事業体、森林組合などがございますけど、事業体と森林所有者が契約を締結して、集团的に山林の施業に取り組んでおります。良質な材木の生産を目的として、年間4年間の平均でございますが、切り捨て間伐514ヘクタール、搬出間伐88ヘクタールの施業が行われ、搬出間伐におきましては、市場等に出荷して森林所有者に収益が還元されている状況でございます。

また、右手地区に美作市が所有している山林がございます。面積160.1ヘクタールで、人工林の面積は119.5ヘクタールでございます。これにつきまして、良質な材木の生産を目的とした森林施業として、切り捨て間伐、搬出間伐を行いまして、搬出間伐につきましては、市場等に出荷していくことにより、林業振興や経済の活性化につながるものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、2回目です。

8番（安藤 功君）

それでは、2回目でございます。

文化財を初めとする市内のさまざまな遺産、史跡、旧跡等を生かした地域振興への活用ということでございますが、まず山林の状況等の御答弁がございましたが、林業振興において、具体的な施策と今後の展望をどのように考えておられるかを再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

また、美作産の杉、ヒノキ等は良質であり、加工を施した製品の見た目もすばらしいですし、その加工においても作業がしやすく、申し分のない良質の木材であると思います。これは、聞いた話ではございませんで、実際に私も手にして、そしてその加工の経験値から言えることございまして、もう杉、ヒノキは本当に最高なんです。ちっちゃいものから建築材料に使っても、柱であったり床板であったり敷居だったりかもしだったり、使う材料は変わってくるんですけど、杉なんかで床をすると、冬でも素足で、冷たいんですけど、冷たい中にもぬくもりがあってすばらしい材料がとれてるのは保証できます。そういうふうなことがございまして、真庭市産や西栗倉村産に何ら遜色はございません。ただ、言えることは、PRの手法やメディアへの露出度、公共工事等での使用量では完全に負けているんじゃないかなというふうに感じます。今後そのあたりのことも考慮し、どんどん美作市産の木材を世に出していくすべを検討し、そして行動に移していただきたいと思いますが、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

また、文化財関係の件でございますけれども、田中酒造さんの件は、美作市にとっても市民にとっても大変名誉なことであり、喜ばしいことであるというふうに心から歓迎というかお喜び申し上げたいというふうに思いますが、これから保存等大変なことも多々あるとは思いますが、未来永劫的に貴重な財産として、美作市の財産として守っていかなければならないというふうに考えておる次第でございます。

そして、御答弁にもあったように、まだまだ美作市には貴重な文化的、歴史的、またその両方を兼ね備えた貴重な財産が数多くあると思いますので、今回の国の方針を見きわめながら、迅速にそして柔軟に対応していただきたいというふうに思います。1回目の質問でも少し触れたんですけど、袴ヶ仙に関してなんですけれども、以前よりさまざまな団体の方がいらっやいまして、袴ヶ仙に登ろう会という団体もござい

ましたし、美作山の会の方々を初め、梶並活性化委員会また勝田観光振興会の方々などから、登山道や駐車場等の、また案内看板なんかの整備の要望をされていると思いますけれども、今回の件に絡めて何らかのお考えはございませんでしょうか。ぜひとも着手していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、2回目の質問とさせていただきます、よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

林業振興において、具体的な施策と今後の展望ということでございますけど、市内に美作市が所有している山林、これは1,123ヘクタールございますけど、うち人工林が691ヘクタールございます。この人工林を手始めに、良質な材木の生産を目的とした施業に取り組みたいというふうに考えております。森林を適切に管理していくために、間伐を行いまして、その一部は搬出しまして、市場等に出荷するもので、市内業者に発注することで市内の林業振興にもつながるものと考えております。間伐を行うことで地面に日光が届いて、下草が伸びることで水源涵養機能が高まり、山地災害の防止にも役立ってまいります。また、森林所有者に対して、適切な助言ができるよう、地域から信頼される森林技術者を養成していくことも林業振興のために重要なことだというふうに考えております。

続いて、美作産の木材を世に出していくすべということでございますが、美作市内では、勝田地区に手入れがされた森林が多くあると聞いております。特に袴ヶ仙などは、土壌が真砂土で良質な材が生産できたことによりまして、木地山地区の木地師文化が始まったというふうにも考えられます。右手地区の杉、ヒノキが良質な木材であっても、市場に出れば美作材、美作ヒノキ、これらのブランドの一部として取り扱われてしまいます。先ほど申しました森林技術者、森林づくりを担う人材、森林を見てその状態を判断できるそのような者を養成して、良質な木材であると評価していただくことにより、市場にインパクトが与えられるのではないかと、そして美作材ではなくて地域の名をつけて、例えば右手材、右手材として市場や施工業者に評価していただければというふうに考えております。また、森林づくりを担う人材を養成することで、美作産の木材を広めていくことにつなげていきたいというふうに考えております。

それから、袴ヶ仙の登山道についてでございますが、氷ノ山後山那岐山国定公園内に位置する袴ヶ仙は、地域の宝そして歴史的に貴重な自然財産として、以前から袴ヶ仙に登ろう会を中心に手づくり看板の設置や昔ながらの登山道などの整備、登山会の開催などの活動が行われておりました。袴ヶ仙は、勝田地域の活性化の貴重な資源であると認識しておりますが、その掘り起こしと活用のためには、地域や地元の関係者、団体の機運の盛り上がりや具体的な方策が必要不可欠だと思いますし、市としましても、袴ヶ仙の魅力を発信していきたいと考えております。また、岡山県に対しましても、平成28年度から3回の登山道等の整備要望を行ってございまして、引き続き袴ヶ仙の魅力向上につながる要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

私語は慎んでください。

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

文化財発掘振興につきましての御質問で、重ねての御質問ありがとうございます。

文化財というのは、例えば身近なところでは、梶並川に鴈穴群がございます。地域の方は御存じだと思

ますが、なかなか市外の方あるいは近隣市内でも御存じないかもしれません。こうしたことも一つの大きな文化財となり得るものでございます。県内で甕穴と申しますと奥津のほうが有名でございますが、梶並にはなかなか注目が集まりませんが、そうした本当に知られざるものが多いかと思えます。今回の改正を受けまして、国の動向も見守りながら、計画作成に着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、3回目です。

8番（安藤 功君）

御答弁ありがとうございました。

この文化財関係また山との関係を質問させていただいたんですけど、山下参与から何か御答弁いただけるかなど期待をしておったんですけど、何かあればお答えいただきたいんですけど、3回目にしていいですか。

議長（鈴木 悦子君）

文化財について。

山下参与。

政策参与（山下 亨君）〔登壇〕

何をどのように語ろうかということは語りながら考えます。

実は勝田地区に何回も行かせていただきまして、あの地区を通っている道が右手街道というんでしょうか、鳥取に抜ける道でございます。あのすばらしさは、両脇にある、先ほどの右手材というふうな話が出ましたが、非常に苦労しながら大きくなった、つまり真砂土で大きくなった杉、ヒノキがあって、それが1300年代、1200年代、つまり900年代ぐらいから広がっていく木地師文化にとって非常に大きな役割を果たしたであろうということがわかる地域であります。勝田というところは、そういった木の文化、山の文化、自然の文化が非常に豊富であるということは、今考えればわかることでありますが、恐らく我々の知らない世代、600年代ぐらいにはもう既に梶並神社ができております。613年、推古天皇の時代に梶並神社ができて、そしてあそこに奈良の都のほうから、あるいは平安の都のほうから大勢の方が来て、あのあたりで文化を熟成してきている形跡があります。これは、美作1300年の歴史なんて言いますが、これは津山の話であります、あのころはまだ津山は発展途上どころか何もなかったんじゃないかと思われれます。我々のほうが1,500年の森を持った先進的な美作文化地域だろうと私は何回も思っておりました。一方、後山とかあるいは東後山、それから大原、あるいは目を土居に転じますと土居の文化、あるいは天曳文化、これは宮原地区でございますが、あのあたりにいっぱい大勢の方たちが奈良の都から来て、そしてそこに憧れて能登香が万葉集にあるように、そういう文化が昔あったんだと、これを伝えていこうじゃないかということが文化財教育でもあり、過去のことを現在の人を知り、それをこれから伝えていこうじゃないかという文化だろうと思うんです。これは文化財の話ですから教育長の御答弁があったんでそれで結構なんです、一方そうやって見ながらいきますと、東近江市長が外から見て、ああ、美作市さんにも大きな木地師文化があるじゃないですか、手を組んで日本遺産に登録しませんかと、これはまだまだ御提案の段階でございますし、我々も調べなきゃいけないんですが、それに近いものを探していきますと、600年代というのはちょうど聖徳太子が仏教をここに伝来をさせて、そして布教していく、あるいは牛を日本人に飼わせていく、そこで祖というんですか、地図を奈良の都に送らせる、その送るのに使ったのが梶の葉だったというようなことで、いろんなものが全部つながっていくわけです。そういうことを子どもたちに物語として教えられることが我々大人ができる文化があるならば、これだったらもう日本遺産にもなるだろうし、世界遺産にも行くんじゃないかと。特

に女人禁制の山、ああいったものを持っていけば、それはヨーロッパ人たちは不思議な国だなと思いつつ来てくれるんじゃないか、いずれにしたって国が文化財保護法を改正しようと狙っている11月ぐらいには文化審議会の答申が出ると思いますが、狙っている背景には、地域創生、活性化、我々が頑張ろうじゃないか、文化財を生かしていこうじゃないかといったようなことにつながるのだと思いますので、教育長やら経済部長がいろいろ話をされましたが、こういったものは1つのものとして受け入れて、皆さんの応援をいただいで頑張っていきたいと思います。

こういう答弁でよろしいでしょうか。ありがとうございました。失礼しました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、総括です。

8番（安藤 功君）

総括させていただきます。

御答弁ありがとうございました。私もそういう文化財とかいろんな歴史とかいろんなことで造詣が深いというわけではございませんので、またいろいろと教えていただきながら、ともに美作市の文化のさまざまなものを勉強していきたいというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続いて、4項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

それでは、4項目めでございます。

美作岡山道北部延伸の見通しについてということでございます。

今回の市長の冒頭の行政報告のほうにも若干触れられておりましたので、ある程度のことは理解ができておるわけですが、私の思いも込めながら質問させていただきたいというふうに思います。

美作岡山道北部延伸の見通しについての今後のスケジュール的なものはどのような流れになりつつあるのかということでございます。岡山県などの説明によりますと、美作岡山道路は、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道、岡山米子線と一体となって広域交通網を形成する地域高規格道路です。美作圏域と県南部都市圏の交流促進や沿線地域の活性化を図るため、無料の自動車専用道路として、岡山県と岡山市で整備を進めていますとあり、早期全面開通が待ち望まれているところでございますけれども、私としても当然のことながら、南へ向けての早期開通を切に願うのは言うまでもございませんけれども、それと同時に勝央ジャンクションなりの以北の計画にどうしても思いをはせてしまいます。現時点でも大原インターチェンジや智頭インターチェンジを利用して鳥取市内方面への利用者が増加していると聞きますし、現に私も年に何回か利用させていただいております。それは仕事の用事であったりレジャーであったり利用目的はさまざまであると思っておりますけれども、美作岡山道の北部延伸が実現することによって、美作地方の発展と繁栄に大きく寄与する可能性があるというふうに考えております。

萩原市長のお言葉の中にもたびたび触れられておりますが、旧勝田地区住民を初めとする多くの市民の夢のかけ橋構想であるというふうに思います。まだまだ具体的なお話にはできないのかもしれませんが、冒頭でお聞きしているところも重複する部分がございますかもしれませんが、お答えいただける範囲で教えていただきたくこの質問をさせていただきました。4項目めの1回目とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

安藤議員の美作岡山道路北部延伸の見直し並びに今後のスケジュールということで答弁をさせていただきます。

まず、現美作岡山道路でございますが、6月の議会での報告や報道でも取り上げられておりまして御承知のことではあります。今年度に湯郷温泉インターから仮称ではありますけれど、英田インター間の新規事業採択が実現され、美作市にとっては大きな進展が見られました。

また、それより南部の工事中の2区間、吉井から佐伯、熊山から瀬戸の区間ですが、平成30年中には供用開始となる予定であるというふうに伺いをしております。そうなれば計画延長が36キロのうち約6割が供用されるということになります。全線開通までには、まだまだ道半ばということで、先ほどの勝田の話もありましたが、遺産にならんように、一日でも早く完成をしてもらいたいというふうに思っております。

さて、お尋ねの北への延伸でございますけれども、これまでも議会などでお伝えをしておりましたとおり、国や県へ働きかけをする中で、一定の理解も得られまして、進め方について国のほうから研究会を立ち上げてやったらどうだというようなお言葉もお受けいたしまして、今年度の研究会開催に向け調整を図ってまいりました。

先般第1回の美作岡山道路等を活用した岡山圏域と鳥取圏域及び周辺市町、我々が言うのは市町と言うんですが、市町の連携強化に係る研究会を智頭町で開催し、新聞報道でもされたところでございます。この研究会は、周辺5つの市町の首長を構成員とし、国土交通省、岡山、鳥取両県が顧問として加わり、地方創生や国土強靱化の実現に向けまして、地域の課題や将来像を共有をしながら、その方策として、道路ネットワークの構築を目的として立ち上がりました。会議では、会則の制定や本研究会の進め方、断層、それからことしの初めにありました豪雪など既存路線の課題、各市町の将来像や圏域間の連携の重要性などが話し合われまして、諸課題の解決や目的達成には道路整備は不可欠である、それには中山間地域の事情も考慮した国、県の対応が必要であるといったような意見が出されました。

議員お尋ねのスケジュールにつきましては、今後の研究会では、現状の分析や課題を掘り下げまして、連携強化と道路整備の必要性等を整理しながら議論を深め、次のステップへつなげられていくよう研究会を進めていく方針となり、段階を追ってお示しをできるようにするのではないかと考えております。本研究会が立ち上がり、国や県を交えて直接協議のできる場が得られたことは、北への延伸が大きな前進と考えております。まだ時間は要しますが、この機会を生かし、実現に向け着実に進展するよう関係市町とも連携を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、議員におかれましては御協力のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

御答弁いただきました。

今真野部長に御協力よろしく願いますということで、御協力します。何でも言っていただければ、惜しみなく協力したいというふうに思いますので、また教えていただければ、できることがありましたらと思います。

総括します。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

8 番（安藤 功君）

この件につきましては、当初よりいろいろとお伺いしていますので、これで総括としますけれども、今回の質問なんですけど、3項目、4項目が若干勝田地域に傾いていたかなというような質問になったかと思うんですが、実は私は非常に大切にしていた高齢者の方とか梶並地区にお住まいの方なんですけど、その方とよく話をするたびに梶並はなと、旧梶並村のことなんですけど、東谷小学校がなくなり、右手小学校がなくなり、そして最後の梶並小学校までなくなってしまったんじやと、本当に子どもらが少なくなり、高齢者独居の老人もふえて、本当に梶並は消えてしまうかもしれんのんじやというような、何とか安藤頼むぞと、梶並地区を任せたぞというふうなお話をつい最近2カ月ぐらい前ですか、3カ月ぐらい前かあったんですけど、実はその方が先般亡くなられて、本当に何の目で見えるようなこともしてあげられず亡くなっていたんですけど、その方の墓前に、限界集落じゃなく元気集落になって、梶並がまたさらに輝くようになりましたよという報告を墓前に一日も早くしたいと思いますので、ぜひともさまざまな方面のことを進めていただきたいですし、私も進んでいくように協力し努力してまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして29年9月議会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了をいたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は11日午前10時からです。御苦労さまでした。

午後4時17分 延会

平成29年9月11日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成29年第5回美作市議会9月定例会）

平成29年9月11日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
16番	日	笠	一	成	17番	内	海	健	次	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 岩江正行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光									
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨								
政	策	審	議	監	福	原	覚	総	務	部	長	岡	本	和	之						
危	機	管	理	監	皆	木	佳	久	企	画	振	興	部	長	池	田	義	和			
総	合	戦	略	監	大	森	洋	平	市	民	部	長	角	南	良	雄					
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘	経	済	部	長	遠	藤	宏	一						
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀					
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	山	崎	正	雄							
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	高	齡	者	福	祉	課	長	有	友	一	正		
営	業	課	長	坂	元	省	吾	健	康	づ	く	り	推	進	課	長	山	下	富	貴	子
社	会	教	育	課	長	船	曳	敬	吾												

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	大	佛	裕	彦				
主	任	井	上	大	佑				

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

8日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号15番岩江正行議員が体調不良のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番8番、議席番号11番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

山本議員。

どうぞ始めてください。

11番（山本 雅彦君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、平成29年9月議会の私の一般質問を行ってまいりたいと思います。

6月定例会でも申し上げましたけれども、今回の質問も半分以上は市民の方々といろんな懇談をする中で、それはそうだなというふうにしたものについてと、あと幾つかお尋ねをしておるわけでございます。余り難しいことはお尋ねいたしませんので、ひとつ答弁のほうはやわらかくお願いしたいというふうに思います。

その前に、本日はあのアメリカの同時多発テロから数えてちょうど16年目ということで、当時私も旧作東町で選挙が終わった後に、その明くる日だったと思うんですけども、これがテレビに大々的に出まして、非常に心を痛めながら苦しい思いをした、そういうことでございまして、16年たってもいまだに世界の分断というのは続いているということで、こういったものについて我々もしっかり関心を持ちながら、いろんなところで発言をしてみたいなというふうに思いますので、そのことも申し上げておきたいというふうに思います。

また、きょうは長月ですね、長月の11日ということで、この長月の由来というのは夜長月という説が最も有力だそうございまして、ほかには稲刈月とか、あるいは寝覚月とか、いろいろあるんでありますけれども、数えてみると10幾つ、そういう別の呼び方がありまして、まことに日本というのは情緒豊かな国だなというふうに思うわけであります。ちなみにことしの中秋の名月は10月4日だそうであります。例年は大体9月が多いんですけども、ことしは旧暦の関係でそういうふうになってるということで、もう少し先なんですけども、その日にはぜひ皆さん、月見酒でもしながらゆっくりと秋の夜長を楽しんでいけたらというふうに思うわけであります。

今回の定例会で一般質問、私は6項目の質問をいたしております。順番に言いますと、1番目として、市

道、県道について、2番目が、太陽光発電について、3番目が、食の安全について、そして4番目が、農家の収入保険制度について、そして次が5番目ですけども、地方創生への取り組みについて、そして最後6番目が、市内の各施設、そういったところの案内表示についてお尋ねをしております。

まず、1点目ですけども、この市道、県道について、言ってみれば、管理の状況でございます。これは特に県道については、県が道路維持のためのパトロールをやっておりますし、維持補修課というのがあって、そこでいろいろ対応されてるわけでありまして。苦情、あるいは申請等をすると、対応していただけるわけでありまして、道路管理そのものはその都度その都度いろんなケースがありまして、一概には舗装工事だとか、あるいはガードレールだとか、そういったものだけではなくて、そこにお住まいの方々が不便を感じている、あるいは、これどうなのかという、そういう質問がたくさんあるんですね。そういう意味で県のほうは県がそれなりに対応していただいているということでありまして、市道については、各地域の、今ですと、自治振興協議会、その会長さんなり、あるいは従前ですと、区長さんなりが要望されてくる、あるいは私どもがそういった苦情を聞いて、総合支所や、あるいは建設のほうの窓口で聞いたりするわけですけども、そこでパトロールというのをずっとやってるわけですね。これも何年も前からやりますけども、そのパトロールの内容について、どういったことをされているのか、あるいは各総合支所の職員さんが日常的に業務であちこち移動するわけですけども、その中でそういったものに気づいて、きちんとそれに対してすぐ報告が上がってるのかどうかという、特にそのパトロールの関係での状況報告というものがなされているのかどうか。そこで、どのくらいの、市内各地からの要望、1カ月当たりで結構ですけど、それからパトロールについてはどういった報告が毎日、毎月上がってくるのか、そのあたりの内容について、まず2点お尋ねしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、山本雅彦議員の市道、県道についてということで、道路の状況についてをお答えさせていただきます。

当然国・県道のほうは岡山県がパトロールをしているわけでございます。市道ということになりますと、市道の管理延長でございまして、現在約978キロ、1,000キロ近くございます。道路パトロールは幹線道路を中心に、幹線道路といいますのが、1、2級でございまして、1級が120キロ余りで、2級が130キロ余り、250キロと、プラス交通量の多いようなところをおおむね6日を1巡といたしまして、市内を回っております。不良箇所を早期発見に努めているという状況でございます。パトロールでは側溝の清掃や路面補修、木の枝が道路へ出ているとこなどの簡易なものの伐採を随時その場で対応しながら、落石履歴のあるのり面や要監視箇所をめぐる、周り、状況の確認を行っているという状況でございます。

道路パトロールや住民の皆さんから情報や要望が寄せられてくるわけですけど、その対応ということでございますけれども、道路パトロールからの報告や住民からの情報や要望があった場合は、建設課、または各総合支所で現地を確認した上で、状況に応じて注意喚起用の看板やボールの設置、倒木の処理など、その場でできるものや、それから応急的な措置で直接職員ができるというものは職員でやっております。不良箇所や改善の要望箇所につきましては、現場の状況や内容を検討いたしまして、優先度により修繕や改修の工事、安全施設の整備など、本庁と総合支所で連携をとりながら通行の安全が図られるよう対応に当たっているという状況でございます。

市道の維持管理では、自治会長を初めまして、市民の皆様には道路愛護事業や危険箇所の情報提供などで大変お世話になっておりまして、この場をかりまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

市といたしましても、安全で円滑な交通が確保できるよう道路の適切な維持管理に努めてまいりますので、引き続き御協力のほうをお願いをいたしたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

建設部長から御答弁いただきました。それぞれの地域の自治会長を初め、市民の方からそういった情報提供をいただいた上で対応してる、またパトロール等の中でそういった箇所を確認しながら、状況を検討しながら対応しているということでございます。一口に道路といっても、かなりの距離があります。先ほど御答弁にありましたように市道は市内で978キロになるんですね。これはどこまでぐらいになるんですかね、この美作インターからですと、多分高速乗ったら、静岡を超えちゃうぐらい、もっと向こうやね、福島県ぐらいかな。東北まで行っちゃうんかなという、そのぐらいの長さなんですよ。ですから、それだけの距離を常に安全を確認しながら行くというのは非常に大変な作業だろうというふうに思うんです。したがって、そういう地域の方の情報とか、そういったものがどうしても不可欠になってくる。ただ、ここで問題なのは、地域の方がそういった情報を総合支所なり、あるいは建設課なり、下さったときに、その状況にもよるんですけども、どれだけ迅速に、あるいは的確にこれに対応されているかというのは、これはなかなか一概に十分であるとは言えないところがあるんですね。よく耳にするんですけども、1週間も10日もたっても何も言うてくれんというようなものもありますし、場合によっては、ついでにすぐやってくれたというのものもあるし、それはいろいろあるんですよ。あるんですけども、そこんところをやはりきちんと報告が上がってきたものは、あるいは情報が入ったものは毎日毎日整理をしながら、これをいかに迅速にそれを対処して、解決していくかという、予算の関係もあったりして、なかなかすぐにできない場合もあるかもしれませんが、そういったものについては、できるだけ迅速に対応していただきたい。市のほうに言ってるんですけども、うんとすんとも言うてこんとということがないように、また、ないとも今言えないんですね、あるわけですから。ですから、できるだけないようにしていただきたいということをお願いをしたいと思うんですよ。

そのあたりのお考えと、それから特に私がよく車を運転して走りながら思うんですけども、非常に道路に対してのり面を保護したりしてると、そこに植栽してるものですから、結構近年は十何年、20年たって、木が伸びてくる。かなり太い幹が成長して大きい木になってくる。そこから枝が伸びるわけですから、道路がトンネルみたいになっちゃうんですね。昼間明るいのに何か暗いところを通ってるという、そういう道路も見受けられます。結構これあるんですよ。県の場合はつい先日も私が住んでる国道429沿いの地域は少し枝がかなり道路にせり出してきて、これは危ないなとか、邪魔だなとか思ってたんですけど、県が委託したんだろうと思うんですけど、ある業者の方が高所作業車なんか使って、きちんと伐採してくれまして、伐採した後通ると、非常に爽やかで、青空も見えるし、気分もよくなるんですけども、そういう工事をしてくださってます。これ随分たくさんやってもらったらいいんですけど、ほんの一部だけ、200メートルぐらいやってくただけで、もう少し長くやってもらったらありがたかったんですけど、費用かかるんでなかなかできないのかもしれませんが、県道もまだまだたくさんそういう箇所がある。加えて、市道の場合も、これはかなりたくさんの方のそういう樹木の成長によって見通しが悪いところが、これらについての対応というのはど

のようにされているのかなと思うんですね。パトロールの方が帰ってきて、報告を上げる、1週間ですか、先ほど答弁ありましたけども、6日間で大体1周するということでしたら、かなりそういう情報が上がってくるんじゃないかと、報告が、なければまたおかしいと思うんですけど、そういうふうなのが上がってきてるのかどうか、あるいはそれに対してどのような対応をされてるのかどうかということを、これが少し聞いてみたいと思うんですね。

市道にあわせて農道も、割とふだん余り車が通らないところもあるんですけども、樹木が茂って、非常に通行の邪魔になってるという場合もあるんです。農道と市道は違いますから、それはどこまでが自己責任かということになっちゃうんかもしれませんけども、農道については、どういうふうな対応が市としてはできるのか、そのあたりのことをあわせてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

山本議員2回目の御質問でございます。

まず、先ほどの答弁の中で、978キロと、こう申しましたけれども、これ総延長でございまして、そのうちの1、2級と、それから生活に密接した道路を中心にパトロールしておりまして、全て回っているということではございません。

それから、要望の中で住民の皆さんからの対応ということでございますけれど、当然いろいろな要望が出てまいります。その中で、まずは緊急措置的にやらなければいけないもの、大きい穴があいたとか、グレーチングのふたが飛んでいるとかという分については、即対応ということです。それから、数々の要望が出ておりますので、順番を待っていただいて、やるという物件もあります。それから、直すには直すんですけど、これは将来的に見ると、抜本的にやったほうがいいんじゃないかということもありまして、そういう場合は予算をしっかりと確保してからやりたいというような物件もございます。

いずれにしても、一番大切なことは、先ほど議員が言われましたとおり住民の皆さん、要望が出てくるわけですけど、その要望していただいた方に情報の伝達をしっかりとすることが一番でありまして、先ほどの今言いましたように緊急ですぐやります、ちょっと順番があるんでもうちょっと我慢してもらえんじやうかと、これは抜本的にやりたいんで来年までお待ちくださいとかと、そういう話をきっちり返すというのが一番だと思いますので、そのことはできてないと今言われたんですけど、我々の中ではもうすぐやるよとということ、しっかり内部のほうやっていきやうります。ただ、それが完全にできておるとは思いませんので、しっかりその辺のところを注意喚起をして、みんなに徹底をしまいたいというふうに思います。

それから、支障木の対応でございますけれど、通行の支障となる民地からの張り出している樹木の伐採でございますけれど、これは原則所有者の方に伐採をお願いしているところでございます。しかし、危険等が認められる場合は道路法で道路管理者は道路を一般交通に支障がないよう努めなければならないということになっておりまして、所有者の了解を得た上で、市において対処する場合もございます。

また、倒木等で直ちに危険を及ぼすというような場合は緊急措置として、所有者に予告なく伐採することもございます。通行の支障となる枝葉の除去を初めとする市道の管理では、先ほども申し上げましたように道路パトロール等で随時対応しているところでありますが、市内に張りめぐらされてる市道の状況をいち早く把握することは、地域の皆さんからの情報提供が大変重要であるというふうに考えておりまして、お気づきの点があれば、総合支所、または建設課のほうへ連絡をいただければというふうに思っております。

それから、農道とか、林道とかの支障木でございますけれど、農道、林道の維持管理は通常は自治会、またはその農地等を持っておられる受益者でやっただいていてというところでございますけれど、自治会、または受益者で構成する団体、個人のもはできないんですけれど、農道とか、林道の維持管理で通行に支障を来す樹木等を伐採されるときに、重機等が必要な場合がございます。そういう場合は10万円を限度として重機の借り上げ料という支援を行っております。これは人件費のほうは地元でお願いしなければならないんですけれど、いわゆるリース料については、10万円を限度として支援を行っているというのがございますので、当然農道でしたら農道の幅とか、林道の幅とか、先ほど言いましたように2軒以上、2戸以上の関係者の方というような制約がございますけれど、その辺のことについては、農村整備課、または総合支所のほうへお尋ねをしていただいて、進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

11番（山本 雅彦君）

所有者が基本的には道路へ出た部分については、伐採等をやっていただくのが原則であるという御答弁です。ただ、高齢化してなかなか対応できないとか、あるいは所有者が地元にはいない、遠方に住んでるという場合もあるわけです。そういう場合は先ほど部長の答弁にありましたように緊急的に市のほうでやると、その緊急という意味がよくわからないんですけれども、その緊急というのはあくまでもどうしてもこれはすぐに対処しなきゃいけないというのがそうなんでしょうけれども、そうじゃなくて、あくまでも所有者が第一義的にはやるんだということになると、そこにまず声をかけなきゃいけない、その上で了解をとって、所有者のほうやっってくださいと、お願いしたいと言うなれば、無料でしてあげるのか、あるいは幾らか費用が発生しますよというような話をしていくのか、そのあたりはどういうふうに話をされているのかなど。願ひすればすぐにやってくれるということでもないようですから、そのあたりの手順についてももう少し確認しておきたいと思います。

それから、農道については、機械の借り上げ代、リース料といいますか、そういったものはあるということですけども、先ほど申しましたように国道の伐採については、業者の方が県の委託を受けてやっておられた。それを見ておきますと、その高所作業車に乗って、チェーンソーを持って、上がってやってるんですね。かなり高いんですね、上まで上がるとね。我々素人はなかなかできない、こういうことは。だから、リースでそういうのを借り上げてもらっても、そこところは誰か専門の人というか、プロの人にやってもらわないとできないじゃないですかということになりますね、うっかり上がって、転落したら大変なことになりますから。そういうことのための人件費というのも必要になってくるのかなと思うんですね。つまり業者の方が車ごと持ってきてくださって、自分が上に上がってやってくださるということであれば、それは問題ないんですけども、我々は下で手伝いだけするというね。しかし、リースした機械があつて、それを地元の方が出て、それを操作してやるというのは、ふだんできないわけですから、なれてないわけですから、事故につながることもありましよう。そういったことのためにも人を1人確保してやっていくというようなことも考えなきゃいけないのかなと思うんですね。そういった意味での借り上げ代、借り上げ料、人件費も発生するという、このあたりはどのように考えていけばいいのかなというふうに思うんですが、そのあたりをもう一回確認をさせていただきたい。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

山本議員 3 回目の御質問でございます。

まず、道路に出てる木の伐採の費用ということでございますけれど、原則としてはその所有者の方が管理といえますか、所有者の方の物件でございますので、その人に除去してもらおうというのがもう大前提でございます。当然個人の財産でもございますし、例としては、勝手にというんじゃないんですけど、大丈夫かなと思って切ったら、お叱りを受けたという例もございますので、原則的にはもう個人でやってもらうというのが大前提でございます。それ以外にやはり高齢であるとか、地域で管理するのがもう無理だというような場合には市のほうでやる場合もございます。ただ、なるべく今の時代ですとなかなか難しいというのはわかっておるんですけど、道路愛護事業とか、地域の皆さんで対応していただきたいというのが本音というところでもございます。

それから、リース料の人件費ということでございますけれど、当然オペレーターというのが必要になってきますけれど、その分は今の制度では見えないということになっておりまして、機械のリース料だけということですので、オペレーターの方を頼まれるということであれば、その分については、地域の皆さんで負担をしていただくというふうになっております。

今後についても、いろんなケースが出てきておりますし、昨今の少子・高齢化の中でレアなケースもいろいろ出てきております。我々もなるべく住民の方の要望に沿いたいというのはあるわけですが、その中で最善の措置をしていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、総括をしてください。

11 番（山本 雅彦君）

もう15分が経過しましたので、総括ですね。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

11 番（山本 雅彦君）

部長の答弁いただいて、大体のことはわかりました。ただ、重機の借り上げについては、やはりそのオペレーターの費用も含めて、借り上げ料の中に入れていただきたいのと、1人だけでも結構なんでね。そうしないと、住民の方が一生懸命やろうとして、かえって危険な目に遭うこともありますので、その辺についてはぜひ検討していただきたい。よろしいか。

ということで、1項目めの質問を終わりました、2項目めに入らせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ、2項目めに入ってください。

11 番（山本 雅彦君）

2項目めは太陽光発電について御質問させていただいておりますけども、現在美作市内では個人、または法人が設置をされました多くの太陽光発電が稼働しているわけでありまして。稼働してる全てがまだ対象になってないかもわかりませんが、その固定資産税については、現在の見込みと今後の収納状況について、毎年減価償却していくわけですから、少しずつ下がっていきますよね。多分17年間ぐらいたらうかなと思うんですけども、その間見込める税金、あるいはその後の状況がどうなるのかということ。

それから、2点目として、こういった発電については、大体15年から20年ぐらいたらうかなと思うんです、稼働できるのが。20年がたつと随分効率が悪くなりますから、それが耐用年数というふうに思えばいいんで

しょうけども、結構長期になるんですね。20年という、もう多分私なんかこの世にいないかもしれない。そういう長期にわたるわけですから、その年数が経過した後のことというのは非常に大きな問題になる可能性が高いと思うんです。個人で設置された場合はその相続人等がおられれば、当然そこに撤去とか、あるいはまたその時代その時代でわかりませんが、再利用なども当然考えられるわけでありまして、しかしながらそういった人がいなければどうなるのかという、これも一つの問題だろう。また、法人であれば、会社が存続されていれば、当然これは対応するわけでありましてけれども、倒産とか、いろいろ社会的な状況の変化によって難しくなってくる。そうすると、これらについてはどうなるのかと、これは大きな問題だろうと思うんですね。

また一方で、現在私が住んでおります作東地域でも、大型な、大規模な太陽光発電が進捗中でありまして、その設置予定もあるわけでありまして。防災面からも多くの不安の声が寄せられております。私もよく耳にしております。これについては、耐用年数終了後は今後積み立てられる積立金によって、不測の事態等に対処されるということだろうと思っておりますけれども、今肝心なことは、この工事が始まっておりまして、いろいろ事故もあるようですけれども、防災対策、安全のための作業の安全性の確保と、こういったことが非常に大切だろうと思っております。そして、稼働後の毎年の防災対策の検証、また対処、これらについても、一つの大きな課題だろう。そして、これらについては、美作市も協定を結んでいるわけでありまして、しっかりとその協定を遵守していただくように申し入れないといけない。その都度申し入れをしていただいて、これに対応していただく必要があろうかと思っております。

また、それ以外にも現在進行中のものについてありますから、こういったものに対しても十分な対応というものをやっつけていかなければいけない。要するに、一定の期間が過ぎた後、あるいはそれが稼働中に思わぬ災害というのが起きる場合がある。これについてどういうふうに対処するのかというのを自己責任、あるいはその法人による責任というふうにはただ単に置きかえるのではなくて、市としてできる対応はしておかなければいけないというふうにするわけですね。そういったことについて、まずお尋ねしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

太陽光発電、その他の問題の中で、例えば会社が倒産するとか、あるいは事故が起きるとか、いろんなことで必ずしも十分に想定をされていなかった問題が起きたときのことなんですけれども、御案内のとおり議員の御質問の中にもありまして、作東分につきましては、信託でもって私どもが使える基金を積むということで、そういう不測の事態に対応することとしておりますけれども、一方で大原の分につきましては、それが十分できていません。実はその大原の協定について当初私どもに上がってきたときに、これは変更できるのかということで、長い折衝の期間がありますもんですから、変更できるのかっていったら、もう無理ですというようなことで、そのときにはその基金というものはなければいけない、もう県の認可もおりてるというようなことで、できなかったわけでありまして、作東については、ぎりぎりのタイミングで、これはもう議員も御署名いただきましたけれども、そういう条項を入れた形で全国初の、将来割と安心できる形になってるといふことであります。

大原につきましては、実は会社の形態が変わるといふことがあったもんですから、そのときにぜひ作東的な形で基金が積めるようにできないかということをお話いたしました。事業者のほうは、勘弁してくれというようなことの中で、銀行に積んでるんだからいいだろうみたいなことを言っていましたけれども、

これはどういう銀行かという、そのメガソーラーをつくる時に資金を提供した、つまり融資元の銀行に積んでるということで、返済資金がもし枯渇した場合には返済資金のほうに先に充てられちゃうという問題があるんで、引き続き要望はしとるんですが、なかなか聞いてくれないと、こういうような現状であります、やはり当初からこういう問題についてやっておかないと、県が認可をしてきてからやっても、なかなかそれが動かないということで、やや歯ざしりをしているところでもあります。ただ、大原につきましては、一応安全に工事ができてるんで、お尋ねの中にありました工事続行中の問題については、もう一応片がついてるということでありますが、作東につきましては、これも御案内のとおり若干の問題、大きな問題とも言えると思いますけども、あったものですから、口頭ではございますけど、早速その総元締めを行っている工事会社の美作のところに対して私から、きちっとしてほしいんだと、今後の工事の安全について万全を期してほしいという連絡はさせていただいております、たまに報告もございますが、当然現場担当の総元締めの方々も安全ということについては、とにかく最優先をしたいんだということは言っております、意識としてはあってるんですけども、意識があってるけれども、それが下請、末端までどこまで届くか、このことについては、今後も注視をしながら、必要に応じて、協定に基づいて申し入れをしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、税につきましては、一応固定資産税については、市民部のほうでお答えさせていただきますけども、私のほうからあえて1つ追加をさせていただきますと、市民部のほうでもいろいろ検討してくれてまして、現にここへ事務所があるわけですから、あるいは事務所があったわけですから、法人市民税が取れるはずであると、取ったケースはないんですけど、法人市民税を取るべく積極的に相手方に対してアプローチをして、そして取れるものは取ってちょうだいというようなことで、今固定資産税プラスアルファということで、財政改善に資するように今努力を始めているところであるということをつけ加えさせていただいて、答弁いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

失礼します。

ちょっと余談になるんですけども、先日ある方から、角南君、議会答弁ちょっと緊張しとるぞというお話をいただきまして、まことに私も緊張しとんだというお話をしたんですけども、そういうことで的を射た答弁になるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

〔11番山本雅彦君「気楽にやってください」と呼ぶ〕

ありがとうございます。

事業用太陽光発電の固定資産税についてであります、事業用太陽光発電は償却資産として固定資産税が課税されます。平成29年度当初課税状況で、太陽光発電設備として固定資産税を課税しております。納税義務者は242名で、個人174名、法人68社で、税額合計で1億6,700万円の課税状況であります。うち、大原地区のメガソーラーの税額が1億2,000万円強を占めております。

固定資産税の今後の推移につきましては、太陽光発電設備に対する税額は、新たな設備投資がなされなければ、固定資産税課税上の償却資産として耐用年数が17年であれば、年度ごとの資産減耗率が12.7%でありますので、毎年度12.7%ずつ減少していく状況であります。よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

太陽光発電に関しまして、不測の事態を想定した基金の積み立てという御質問でございます。

このことにつきましては、不測の事態につきましては、災害の被災や、経済状況による事業の実施が不可能になる、そういったことも十分考えられるということでございます。このような状況に対しまして、施設が起因する周辺地域への被災につきましては、まずは事業者が対応するものということで考えておりますが、倒産等、そういった事業の実施が不可能になった場合につきましては、こういうその事業者にまず事業の改善等は求めてまいります。議員御提案のとおり不測の事態に対する基金につきましては、先ほどお話があった固定資産税の増加の一部を原資とするようなことも考えられます。

住民の生命、財産を守るという観点から、今後制度のあり方や運用面も含めて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

答弁いただいたわけでありまして、市長のほうからも税収の確保についてのお話があったり、また防災対策の申し入れ等のこともありまして、しっかりとこれは申し入れをしていかなければいけない。当時私、今この場で申し上げますが、議長という立場でございましたので、その協定書は議会側として全く知らないというわけにいかないで、立ち会いはさせていただきましたけれども、しかしながらその協定書を読む中で、やはり防災面については、一応書いてはあるけれども、しっかりとこれは市のほうから指導監督しなきゃいけないというふうに思っておりますので、改めて要望しておきたいというふうに思っております。

先ほど御答弁ございましたけれども、課税対象17年ということで、今現在で1億6,700万円の税収の見込みであると、その中でとりわけ大原の事業用発電が約1億2,000万円余りを占めているという御答弁でございまして、企画振興部長からも御答弁いただきましたけれども、私が申し上げたのは、その法人市民税の追加がうまくいったら、それを積み立てにということだけではなくて、やはり毎年幾らか入ってくるわけですから、こういった固定資産税を、例えば1割でもいい、2割でもいい、積み立てておいて、それを不測の事態に備えることができないかということが趣旨でございまして、そういったことが可能なかどうかということを含めて、改めて御答弁いただきたいと思うんですね。こういう不測の事態を含めて、しっかりとこれ対応していく必要があるということもありますし、また砂防ダム、あるいは調整池等がつくられておりますけれども、ここにも随分と土砂の堆積とかあるでしょうし、また先ほど建設部の話もありました、立木ですか、そういったものの成長もあるということで、それらに対する対処というのも、基本的にはそれは事業者がやらなきゃいけない、これはもったもな話ですけども、それだけでできるものでもない、また不測の事態が発生すれば、当然これはできないと、そういったことのためにしっかりと基金を積み立てておきながら、いざというときに対応していく、将来の撤去も含めた対応も当然考えていかなければならない。ただ単に税収がふえるからそれでいいということではありませんので、そういったものについてしっかりと対応していただきたいということを改めて申し上げておきたいわけでありまして、いかがでございましょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答えいたしますが、基金のいろんな種類がございますけれども、まちづくり絡みの基金も私も持って

おりますけれども、ただ、その議論をする前にいろいろと法的な整理をどうするかということがあるわけ
あります。具体的な例で申し上げますと、空き家条例というのがございますけれども、空き家条例の法律構
成見ておわかりのとおり、要望、要請をする、最後は命令をかけるというところまでいった上で、その命令に
も従わないけれども、住民にとっての危険性があるというときには代執行をかけるということになります。
その代執行の資金というものはどこから出てくるかというのが基金だというふうに、まずは一般論として整
理をしておかなければいけない。次に今度は、その代執行をする場合に、空き家条例の場合にはほとんどそ
の相手方に追及をしても、返ってくる見込みはない、これは腹をくくって、市の負担でやることに一般的
にはなるんですけれども、一方で、大会社の一部がやってるといようなときに、一体これをどうするんだと
いうことが議論されてしかるべきであります。世界的な潮流を見ておきますと、いろんな開発事業が頓挫を
して、それがごみになりましたというときに、現在の流れで、国際的な法律の流れの中で生まれてるのが貸
し手責任と、レンダーズライアビリティというんですか、こんなむちゃになる事業に、だから東京三菱さ
ん何で貸したんならと、貸したほうの判断に甘さがあったんじゃないかという形で、その融資元の責任を追
及するべきじゃないかと、こういう議論が今割と盛んになりつつございまして、そういう流れもちょっと見
ながら、基金を積むことについては、もちろん今でも基金があるんで、十分に対応できるんですけれども、
万が一のときにも、除去した後で、さてこれどうするんだというときに、できたらその回収ができたほうが
よっぽどいいわけですから、その辺についても少し勉強し、場合によっては市長会などを通じて、こうい
った問題について国の注意を喚起をし、法制論というものをできればやっていく、あるいは判例を蓄積してい
くべきということであれば、その判例が蓄積できるような形を持って、すぐに裁判ということになりませ
んけれども、研究をしていくというような法制面での対応も別途っておかないと、なかなかこれ簡単じゃ
ないんだということを私からは答弁として申し上げさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

実際この太陽光発電の関係の固定資産税というのは、先ほど今1億6,700万円とありましたけれども、聞
くところによると4分の3は交付税から差引かれるということでありますから、そうすると市に残るのは
4分の1しか残らん。ですから、それほどたくさん残るわけではないけれども、しかしながら新しい税収と
いう見方をすれば、これはこれでしっかりと入ってくるわけですから、その部分の1割でも2割でも積み
立てて、対応していく、これは先ほどありましたように法的なもの、整備を含めて対応できたらというこ
とを申し上げておるわけでありまして。

4分の3国が収納して、その分交付税を減らしちゃうという、何か私はよくわからないんですけども、し
かしながらこれが一つの法律ですから、仕方がないと言えば仕方がないんですけども、我々地方自治体から
見ると、しっかりとそういった後々の対応までやっていかなければいけないのは地方自治体でありますよ
うから、そういったことを含めてしっかりと対応できる力を残しておくという意味で、今基金のことを申し上
げたわけでありまして。

そういうことなんですけど、何か言い足りないことがありますか。ありませんか。

それでは、これについては、先ほど検討してみるというお話がございましたので、そのことをまたいずれ
かの機会にお尋ねをしておきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

続けて、3項目めに入ってよろしいか。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ、3項目めに入ってください。

11番（山本 雅彦君）

3項目めにつきましては、食の安全ということで、このテーマで質問をさせていただきます。

1つ、これは学校給食についてであります。特にこのことを改めて申し上げるわけでありすけれども、学校給食というのは重要な生きた教材というふうに位置づけることができるのではないかと思います。食育や地産地消を進めていく地方自治体というのが今大変ふえていて。そして、この学校給食を提供してる、無料で、これは全国で約61市町村に今上っているわけでありす。成長期子どもたちにとって重要な食、また専門家はこのことについて、給食は家庭の食環境による野菜、果物の摂取格差を緩和するというふうに言っております。給食は栄養バランスにすぐれており、子どもの貧困対策の観点からも食のセーフティーネットとしても注目をされているわけでありす。朝食をとらない、また偏食による肥満、経済的な困窮家庭に多いとされるやせぎみの子どもたち、児童たちへの対策というのは、これは大変重要であるというふうに言われているわけでありす。ある大学教授はこの食の格差はかなり明らかになっていると、栄養面や食育、そして学びをサポートするためにも学校給食は大変重要であるというふうに語っているわけでもありません。こういった政策について国も県もしっかりとこれは取り組んでいただかなければいけませんけれども、やはり地方自治体のほうから、市町村のほうからこういった取り組みを段階的に検討していくべきではないかというふうに思うわけでありす。私はただ単に学校給食を無償にすればいいということを申し上げているのではない。改めてこの食の安全と生きた教材としての位置づけ、また食のセーフティーネットとしての考え方を、これを取り入れていく必要があるのではないかということをお願いするわけでありまして、そのことについてまず1回目の御質問をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

学校給食についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように本当に学校給食というのはさまざまな役割を担っております。この中で地産地消、そこで使われる食材の生育、生産者、そしてどのように料理をするか、そしてどのように食べるか、そのようなことも含めて学校給食の役割というものは大変大きなものがございます。現在本当に家庭の事情、経済的な理由により朝食をとらない、とれない子ども、あるいは野菜を食べる機会が少ない子ども、これは増加傾向ということがございまして、学校給食で栄養面が非常にバランスがとれておりますので、この役割というのは大変重要ということで、食のセーフティーネットとして注目されていることも事実でございます。

しかしながら、6月の議会でも説明させていただきましたように本市では食材費のみを保護者から負担をしていただき、本来保護者に負担していただかなければならない光熱水費、これにつきましては、市が負担している状況でございます。また、給食を無償化いたしますと、年間約1億2,000万円というものが市費の増額となってまいります。

現在経済的に困難な家庭に対しましては、就学援助費として給食費を支給させていただいておりますが、その他の御家庭に対しましては給食費を御負担いただきたいというふうに考えております。

国におきましては、幼児教育の無償化、高等教育の無償化を進めているところでございますが、学校給食につきましても、まずは国の動向を見守りたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

教育長のほうから御答弁いただいて、一通りの答弁と言えれば一通りの答弁でございまして、これ以上のものは申し上げにくいんだろうというふうに思いますけれども、財源というのが非常に大きなネックになるわけでありまして。確かにこの給食費などにつきましては、恒久的な財源にもなりますから、毎年1億2,000万円というものがずっと続くわけですから、その裏づけがどうしても必要になってくるということでありまして。市長が取り組まれてきた小・中学校のエアコンの設置につきましても、これ3年目です、ことしで、段階的に取り組んでいるということで、多分費用の関係も含めて、様子を見ながら取り組んでいるんだろうというふうに思いますけれども、これもいずれは全部設置するわけでありましようから、そうするとそこにまた新しい財源が必要になってくる。加えて、こういった給食費について新たな財源が必要になってくるということで、確かに難しい問題だろうと思うんです。しかしながら、先ほど申し上げましたように新しい財源の確保もありましようし、またこの後の質問で触れますけれども、子育て世代の移住とか、あるいはいろいろな方が移住して美作市に来られると、そういったことによって生まれてくる財源もあるわけでありまして、そこらあたりをうまく重ねることができましたら、財源の確保も幾らかは違ってくるのかなと思います。確かに財源の問題としては難しい問題があるかもわかりません。しかしながら、先ほど申し上げたように全ての子どもたちにとってその食のセーフティーネットをきちんと提供していくこと、これは一つには学校教育の、あるいは行政の責任の一端ではないかと思うわけでありまして。その食の格差をなくするためにもこれはやはり検討していくべきではないかというふうに思いますので、またいずれお尋ねをいたしますけれども、エアコンの設置とあわせて、この食の安全について、学校給食の無償化についても、検討が必要ではないかというふうに思います。検討していただけたらというふうに思っております。

子育て世代の支援という、そういう意味でもこれは大きな役割があるかというふうに思いますので、このあたりも改めて、一応一通りの答弁、1回目の答弁をいただいて、2回目があるかどうかわかりませんが、おっしゃりたいことがありましたら、お答えをいただいて、次に行けたらなというふうに思うんですが、いかがでございませうか。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

お求めの答弁になるかどうかはわかりませんが、本当に財源の確保という意味では非常に厳しいものがございまして。先ほど申しました1億2,000万円あれば、一回で市内の他の、今ついていない学校のクーラーをつけることも可能であるというような大きな財源でございまして、そこが厳しさがあるということとございまして。しかしながら、子育て世代への支援という意味では、例えば実際に、先行的に無償化を実施している他都市の例を見ますと、一番成果が上がったというか、非常にありがたいと感じているのは何かと申しますと、これは学校の教員が給食費を徴収しなくて済むというようなアンケートもございまして、そういった部分も含めまして、これから子どもたちの健康のために、あるいは子育て世代と、先ほど食のセーフティーネットという言葉もございましたが、近年大きな町では、子ども食堂というのを御存じでしょうか、本当に貧困の子どもたちが100円玉1つ握っていけば、あるいは500円ぐらい握っていけば御飯が食べられるというような場所が提供されております。美作においても、近々にそうした試みも行われるやに聞いておりますので、そうしたところも見守ってまいりたいと思います。

なお、余談でございませうが、子どもたちが痩せていくんではないかということでございませうが、美作の子

どもたちの体位を測定いたしました結果を見ますと、むしろふっくらしているという傾向がございますので、栄養は十分ではないかというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

民間の方のそういった御努力もあるんだということでございますので、もう少しこの件については、無償化を含めた今後の状況、また民間の方の御努力も見ながら、我々もできる支援をしていきたいというふうに思います。

ちなみに、健康な体と肥満とは若干違うと思いますので、体重がふえれば、食が足りてるかというところ、一概にそうでもない、成人病という危険性もあるわけですので、教育長、そのあたりは少し私の意見もお伝えしておきたいと思います。

ということで、先ほど申しあげましたエアコンの設置や食のセーフティーネットと、これは〔聴取不能〕としての給食の取り組みをしっかりと美作市が取り組む、もう総括になってますから、議長、総括になってます。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ、総括に入ってください。

11番（山本 雅彦君）

美作市でのこういった取り組みが進んでいって、美作市への移住がふえてくるということも当然考えられますので、そうやって移住がふえてくれば、先ほど申しあげましたように税収もふえてくるということもあります。将来の我が市を支えてくださる人材への投資という意味ではこういったことも大いに取り組む必要があるというふうに私は考えます。したがって、このことはまたいつかの機会に御質問したいと思っておりますけれども、この対策について今後ともしっかりと検討していただきたい、財源の確保を含めて検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

4項目めは、これから10分間休憩しますので、その後に入ってください。

10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

山本議員、4項目めに入ってください。

山本議員。

11番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、4項目めといたしまして、農家の収入保険制度について、これについてお尋ねをしておきたいと思っております。

これは農家の経営安定対策として2019年産、つまり平成31年産から適用されるものでございます。従来の農業共済制度というのは、これは33年産までで廃止になる予定というふうに聞いておりますけれども、新しい

これ制度ですね。それで既存の補償制度では対象にならない野菜や果物、果樹、こういったものをカバーできるというふうに聞いております。市場価格が減少したときにその収入の減少分を補填すると、最大で8割までだと思いますけども、そういう新たなセーフティーネットであります。ただ、これには青色申告、一般的には5年間以上ということになりますけども、申告される方は青色申告の実績が1年分あれば加入できるということでございますので、ことしの生産のものから間に合うというふうに思いますので、この収入保険制度について美作市での取り組み、また周知の状況についてお聞きしておきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農産物の収入保険制度の周知などについてでございますが、収入保険制度は平成31年産から実施されました、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応する保険制度ということで、対象者は青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者ということで、個人と法人、どちらも対象になっております。この制度の実施主体は農業共済組合連合会というふうになっております。

市内の対象者でございますが、農業所得を青色申告されている方は約200名いらっしゃいます。認定農業者に限れば、85の経営体中、青色申告をされているのは52経営体でございます。個人が36、法人が16ということになっております。

この収入保険制度の周知につきましては、勝英農業共済事務組合からの依頼によりまして、認定農業者に対して保険加入の意向アンケートを実施する予定としておるところでございます。

また、農業共済制度自体が変更になります。制度の正確な周知に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

この収入保険制度については、時代とともに農業経営が変化をしてきたということだろうと思っております。従来の風水害、降雨災害とか、そういった災害だけではなく、市場価格に連動して減少分を補填するという制度でもあるわけでありまして、意欲のある担い手、農業者にとっては規模を拡大したり、また販売収入をふやしたりする中で、市場価格の変動で作物の値下がりという、そういったリスクがあるわけでありましてけれども、それをこういった所得を補償するという、こういった制度であるわけでありまして。こういった政策はもう随分前から農業者の中では議論があつて、要望もあつたと思うんですけども、いわゆる強い農業というか、国のほうも少し今トーンダウンしてはありますが、いわゆるTPPとか、あるいはEPAとか、いろいろやるわけでありまして、強い農業へ向けてしっかりと経営改革を行っていきながら、しっかりとその安全網というものをつくっていくという、そういうことだろうと思うわけでありまして。畜産等については、マルキンなんかもあるわけでありまして、例えば畜産農家が野菜とか果樹とか、複合経営をする場合、こういう場合はこういう対象になるのかならないのかという、こういう保険に入れるのかどうかという、そのあたりも一つ確認の意味で聞いておきたいと思っております。

この収入保険制度につきましては、来年の秋から実施の予定ということでありまして、そこから受け付けが始まるということですから、先ほど申し上げましたようにことしの申告からきちんとやっていただくという必要があるかというふうに思うわけでありまして。近年の異常気象というものもありまして、この制度の重要性というのが非常に私は今後も高まってくるというふうに思いますので、よろしく周知のほど、お願ひ

をしたいと思います。あわせて、この収入保険制度について、改めて御答弁がありましたら、お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

収入保険制度についてでございますけど、勝英農業共済事務組合に問い合わせをいたしました。まだ詳細が決まっていない部分があるということでございますので、決まり次第周知に努めてまいりたいというふうに考えております。また、例年2月から3月に経営所得安定対策の地区説明会を行っております。次の説明会、来年開催の説明会では中四国農政局、または勝英農業共済事務組合の担当者のほうから収入保険制度の創設や農業共済制度の改正、水稲共済の強制加入が任意加入になるといった改正もあるようでございますので、そういった説明を行う予定ということでお聞きしております。

また、収入保険制度は青色申告が加入要件となっておりますが、青色申告制度、白色申告との違いやメリットなどにつきましても、あわせてお知らせをしていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

総括的に申し上げますが、この保険については、青色申告ということで、基礎控除も六十何万円だったか、あるように聞いておりますから、しっかりと周知をしていただいて、これから制度が始まるわけですから、その制度が始まってから、2年も3年もたってから、皆さんこれに加入しましょうということでは遅いんでありまして、しっかりと周知をしていただくことを要望しておきまして、次に参りたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

5項目めに入ってください。

11番（山本 雅彦君）

5項目めは、地方創生の事業についてでございます。

これにつきましては、萩原市長就任されてから美作市の地方創生事業というのは積極的に進んできたというふうに理解をしております、ただ、一部を除いてでありますけれども。成果はあらわれてきているというふうに思っておるところであります。専門学校の誘致なんかはそのよい例ではあると思います。

しかしながら、子どもを産んで、育てる現役世代、こういった世代の定住については、なかなか思うように進んでいっていないんじゃないかというふうに感じているわけでありまして。全国的には各自治体ごとにさまざまな工夫をしながら転入増につなげている自治体もあります。美作市の魅力を生かした取り組みを今後さらに行い、また新たな魅力の発信をしていくことも必要ではないかと思っております。これについての今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

美作市への転入の状況と課題についてでございますが、まず市民部より美作市の現状をお話しさせていただきます。

美作市の住民基本台帳における人口動態につきましては、自然動態、社会動態ともに減少している状況でございます。自然動態とは、一定期間における出生と死亡に伴う人口の動きのことで、最近過去5年間では

300人から400人規模で減少しております。社会動態とは、一定期間における転入と転出に伴う人口の動きのことで、こちらも150人から200人規模で減少しており、合併当初以来、増加に至ったことはありません。しかしながら、今年度に入り、社会動態に変化が見られております。自然動態につきましては、各月20人前後の減少があるところ、社会動態につきましては、4月から6月にかけて、転入が転出を上回る状況が続き、6月においては社会増が25人となりました。4月から先週末現在まで社会動態は10人増となっております。これは定住促進住宅整備に伴う転入が、その要因の一つと考えられ、もう一つは、本市の取り組みが社会増へとつながっていると思っております。

引き続き、学校法人大阪滋慶学園美作市スポーツ医療看護専門学校の開校などにより美作市のさらなる社会動態の好転を期待しているところでございます。

私からは以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総合戦略監。

総合戦略監（大森 洋平君）〔登壇〕

美作市の転入の状況と課題についての御質問のうち、今後の地域創生の転入の取り組みというところでございますが、現在の地方創生の取り組みといたしましては、議員御指摘の専門学校や通信制高校、これの誘致でありますとか、発達支援センターの開設、ニート、ひきこもりの支援、移住定住の補助、若者向けの市民住宅の整備、こういったことによりまして子どもを産み、育てる現役世代の定住というところを支援する取り組みを行っておるところでございます。

今後も専門学校、通信制高校に関しましては4月の開校というところを目指しつつ、そのほかにも特別支援学校の誘致でありますとかによりまして、子育て支援、進学先などの選択の拡大、また就労先の確保など、そういった取り組みをさらに進めまして、人口ビジョンで目標としております2040年に人口2万5,000人というところの実現を目指しまして取り組みを進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

社会増というのが少しふえてるという御答弁がございましたし、また今戦略監のほうからも今後の見通しについて幾らか御答弁があったわけでありましてけれども、社会増というのが、美作市に転入してこられる方、どういう家族構成なのか、あるいはどういった地域から美作市にお越しになってるのか、そういったあたりの分析をちょっと聞いてみたいと思うんです。

それから、確かに専門学校等が開校して、見込めるわけでありましてけれども、卒業しても本市に住んでいただけかどうか、これもわかりませんし、そのあたりも我々はしっかり見ていかなきゃいけないわけでありましてけれども、卒業後にも美作市に住んでいただけるようにしっかりと政策の面で支えていくということが必要だろうと思います。若い世代が美作市に住んで、そして子育てをしたいと、このように思っただけのような、そういう政策を、もちろん我々議員も含めてしっかり考えていかなきゃいけないというふうに思うわけでありまして。地理的にこれとって大きな特徴もあるわけでもございませんし、そうした中でしっかりとみんなで知恵を出し合いながら、新しい世代の移住、定住に向けて取り組んでいかなければならないと、このように私は思うわけでありまして。そのことについて改めて御答弁があったら、してください。

また、私は先日NHK、日曜日にあるでしょう、のど自慢があるでしょう、あののど自慢を見てたら、愛

知県のほうのある市だったと思うんですけども、歌う人が出てまして、出身がブラジルとか東南アジアとか、そういうところから来られた方が日本語で歌ってるんです。非常にうまいんです。合格になった人もおりました。すばらしいなと思って。私たちが思っている以上に今日本には海外からたくさんの方が移住されてる。群馬県だったか、館林のほうではイスラム教の人の集落があったりして、そういう大きな社会変化というか、世界の交流人口という、ただ単に日本だけじゃなくて、世界全体が今地方が動いているという、そういう時代でしょうから、そういった世界の五大州からの移住というものも今視野に入れていかなければいけない。そういった意味で言うと、美作市は今後そういったものについては、どういうふうに考えていかれるのかなと、来てくださりゃあ来てくださりゃあいいと、そうじゃなけりゃああそうでなくてもいいというふうに思うのか、あるいはベトナムとも交流してるわけですから、そういった意味ではしっかりと美作市にも定住していただくということも視野に入れて政策を行っていくのかどうか、そのあたりを確認したいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

社会動態の人口構成であるとか、どういった年代とかというお話かと思えますけれども、詳しく調査しているわけではございませんけれども、私の思いということになるかと思えますが、社会動態でふえているのは、外国人さんがふえている状況ではあると思えます。それから、地域別に見ますと、勝田地域、それから美作地域がふえている状況であります。年代構成というところはちょっと調べておりませんので、よくわかっておりません。失礼いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総合戦略監。

総合戦略監（大森 洋平君）〔登壇〕

失礼します。

御指摘の子育て世代の定住に向けた取り組みということでございますが、先ほど申したような学校が誘致をされるということは、御自宅の近くに高校なり、専門学校なりができる、またこれから先の特別支援学校の取り組みというところで、そういう意味で家庭の世帯負担を減らすという意味合いからも新しい子育て世代への支援ということになってくるのかなというふうには考えておるところでございます。

また、交流人口というところで、ベトナムの方々である、外国の方々であるといったところに関しまして、今美作市においては積極的にベトナムを初めとした国際交流の取り組みということは進めておるところでもございますので、そういった中でしっかりベトナムの方々も安心して定住していただけるようなまちづくりといったことを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

そういったことの答弁をいただいたんですけども、あと3分ほどしかありませんので、最後が残ってますから、次に行くんですけども、その前に、しっかりと環境整備をしていく必要があると思えます。そういった子育て世代の定住に向けた、あるいは日本の国内外からの移住者を呼び込んでいくという、そのためにも環境の整備というものが必要である。私は以前美作インターを中心に半径3キロぐらいのところを開発して

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

設置している意味がなく、また目的地がわかりにくい案内表示があるということですが、先ほどの答弁で申し上げましたが、市が設置している看板を優先して、劣化状況や設置状況が適切であるか、案内がわかりやすいか、その役目を果たしているかなどを整理していきたいというふうに考えております。その中で地元観光協会と関係者の方々の御意見を頂戴しながら、案内表示を精査し、利用者にとってわかりやすい案内表示となるよう計画性を持った整備を行ってまいりたいというふうに思います。

また、広域的な観光に対応するため3県境での連携は考えられないかとの御意見でございますが、3県境の観光担当者会議を開催しまして、案内表示についてそれぞれの地域の実情や整備方針などの情報、意見交換を行う中で、効果的な広域観光の取り組みを模索してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

一応そういう御答弁ですので、数値目標といひますか、いついつまでにこういったものについてもう段階的にやっていくとか、そういったスケジュール、あるいは目標というものを掲げていただきたい。人口減少社会の中で美作市が人々の記憶に残るような、そういった案内板が設置できるということは、言いかえれば美作市の交流人口をふやして、かつ定住につなげていけるようになるというふうに思うわけでありひます。今回の質問の大部分は魅力ある美作市をつくっていくために私たちもともに汗をかきながら頑張っていこうという、そういう思いで質問をいたしてひますので、市長を初め、執行部の皆様方、そのことをよく御理解いただきまして、今後の参考にしていただきたいと思ひわけでありひます。

あとわずかになりましたけれども、最後まで立っておきましようか。ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号11番山本雅彦議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番9番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、9月定例会、通告順9番、お昼をまたぎますので、おはようというわけにもいきませんし、こんにちでは御挨拶をさせていただきます。

今回災害についての問題をしっかりとここで発言していきたいと思ひますので、まずこの災害につきまして執行部の方々に的確な御返事をいただきたいと、昨日以来ちょっと入れ込んでおりましたが、肩の力を抜いてしっかりと聞いていきたいと思ひます。決して私のためではなく、美作市民のためでございますので、気負わず、焦らず、そしてきちとした質問をさせていただきますと思ひております。

私は今回豪雨等の災害対策と美作市の財政状況についての2項目の質問をしたいと思ひております。

まず、1項目めでございますが、災害時の関係の質問は過去たびたび諸先輩方が質問されておられると思ひますので、重複、あるいはまた過去に済んだ問題をお尋ねすることがあるかもしれませんが、近年いろいろな災害のパターンが天候の気候の変化によってさまざまな形であらわれてきております。その中にも災害は忘れたころにやってくると言われておひまして、常に緊張感を持つこと、事前の想定や準備を怠らないことが必要かと思ひますので、忘れることがないようにということで質問をさせていただきます。

また、時事災害の内容も気象変動の影響からいろんなパターンで発生している状況にあるのが現状でございまして、被災の状況を見ましても年々変化と申しますか、激化していくように感じております。本年7月の九州北部、また東日本を襲った台風3号及び梅雨前線豪雨災害は記憶に新しく、昨年に続いて災害に見舞われた東日本を初め、多くのとうとい命が失われ、土砂崩れや洪水による家屋の損壊、土砂の流出等に目に余る状況でありました。特に九州地方の災害ではテレビで繰り返しの放映や新聞等により報道されておりましたが、山地崩壊などにより大量の流木が河川氾濫の大きな要因になっているのを目の当たりにして、改めて自然の脅威、恐ろしさを思い知らされたところでございます。

一方で、私どもの地域に目を向けますと、日本の国土の70%を占める中山間地域でありまして、山を背に少ない平地と川に囲まれたところに住居を構えておりまして、常に土砂災害や河川の氾濫に注意をしなければならぬ土地柄というところであろうかと思っております。しかしながら、手をこまねいてばかりでは当然だめでありまして、災害に対する認識をさらに高め、共通の知識を事前に共有し、持っている必要がまずは肝心なことと思っております。

そこで、災害の少ない地域、岡山県北は特に災害が少ないと言われておりますが、最近の大きな災害である平成21年、台風による豪雨を初め、私の記憶にある昭和38年の大災害以来、数回の大きな災害に見舞われているわけですが、そのような中で近年特に耳にしますのが、数年、数十年に一度の大雨、今までに経験したことのないような大雨、記録的短時間大雨情報、線状降水帯などの真新しい表現、言葉が一般に報道されております。これらを見ましても私どもの地域に置きかえ、事前の対策としてはどのようなものがあるのか、災害時の対応はどのようなことが必要なのかを御質問したいと思います。

まず、例えば例を見ましても、美作市におきまして吉野川、梶並川合流地点に1キロ前後、もちろんほかの地域もそうありますが、我々の小さいときになかった木が生い茂っておる、我々が小さいときに見たこともないような土砂がたまっております。こういうことが市民の不安をあおるのも事実であります。このことからしましてしゅんせつを少しでも早くしていただき、市民が安心して暮らせる状況をつくっていただきたい。まず、1点。

それから、7月5日でしたか、落石事故が湯郷入田間でありました。幸いにも大事故に至らず、安心して、胸をなでおろしているところではございますが、ここは美作第一小学校の児童の通学路に当たっております。もしという言葉は使うべきではないんですが、1時間落石事故がおくれておれば、児童の生命はもちろんのこと、大変な事態を招いておったわけでございます。この分についても、いついつ工事にかかり、どのような対処をしていくのかということが行政よりも報告がなされておられません。地域の人はどうなるんでしょうか。いつごろ工事をするんでしょうか。いつまで児童が通学路を変更したままでいいんでしょうか。また、距離の長い大井が丘あたりの児童の方々は一部バス通を利用したり、あるいは徒歩で大回りをして行っておるような状態であります。このことがまず2点。

そして、林野地区の、例えば例を言えば、避難場所、この避難場所についても、現在林野公民館、この建物がもう老朽化しており、耐震設備もありません。そういうとこに避難をさすわけにはいきませんので、関係者と話をしたところが、川を渡ってアリーナ、ラグビー・サッカー場のあたり、また美作中学校に避難してくださいということでありますが、こういうことでも結構距離もありますし、そういう意味では林野の近辺に避難場所の設置をしていただく、そしてこの避難場所をつくっていただくのは地元の人がどういう協力をしたらいいのか、また避難場所の新設をつくるに当たりどういう方法があるのか、お聞きしたいと思います。

そして、最後になりますが、美作の県北、いわゆる北のあたりで1時間に30ミリから50ミリ雨が降ったと

想定しまして、この下流に旧英田のあたりまでが流速がどのくらいな速さで到達するのか、来るのか、そういうところをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

質問だけになります、ここで1時まで休憩したいと思います。

答弁は1時からにしてください。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

中山議員の1項目めに対する答弁からお願いします。

危機管理監。

危機管理監（皆木 佳久君）〔登壇〕

失礼いたします。

豪雨災害時等の対処についてということで、大きく考えた上での御答弁にさせていただきたいと思えます。

危機管理室における豪雨災害等の対処につきましては、広報紙、ホームページ等に防災情報、防災マップ等を掲載し、市民の方々に災害に対する危機管理を高めていくため周知を図っているところでございます。本庁、各総合支所に災害時の際の非常食などを備えており、災害対応を図っているところでございます。市民の皆様におかれましては、各地域で防災に対する情報の共有、地域での防災訓練などによる災害への意識を高めていただければと考えております。今後危機管理室におきましては、さらにプロアクティブ、この原則を念頭に災害時の対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

中山議員の災害等に対する対応についてということで、豪雨時災害時の対処ということで答弁をさせていただきます。

建設部の関係では豪雨災害などに対する事前の対策といたしましては、近年の先ほど議員のほうもおっしゃいましたが、線状降水帯などによる異常気象の出現により特定した地域での集中豪雨が全国のあちこちで起こっているという状況の中では、通水断面、河川で言えば水の流れる断面積を少しでもふやして、水が流れる能力を少しでも増加するよう図っていくことが必要であるというふうに考えております。そのためには市民の安全・安心を図る上で多くの要望が出ております河川のしゅんせつや、立木の伐採を行うことが即効性があり、かつ現実的施策でもあるという事は言うまでもございません。したがって、市といたしましても、岡山県に対して強く要望をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、お話がありました落石の関係でございますけれど、県道でございますけれど、落石がございました。今後市のほうでもしっかりパトロールをやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

済みません、国道374号です。失礼いたしました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

大井が丘の子どもたちについて、バス、徒歩で通学しているけれど、これについてはどうかということでございます。この落石を受けまして、あの場所を通学をしていた子どもたちは吉野川の東岸、東側ですね、ここを通学路に変更をいたしました。ほとんどの子どもたちについては、通学距離もむしろ短くなるという子どももいて、問題はございませんが、ただ大井が丘の子どもたちにつきましては、一部4キロメートルを超えるというようなことも考えられましたので、スクールバスの増便等も含めて、保護者と学校とで十分相談をされました。その結果としまして、基本的には中山を経由して、徒歩で通学をしたいということでございます。距離は今までとほとんど変わらないということですが、一部少し遠方になります子どもたちはスクールバス、今までの便に十分乗ることが可能ですので、そのバスを利用して今登校をしております。

今後通学路の状況が変わるとどうかということでございますが、これにつきましては、今回重平議員の御質問にお答えしましたように通学路というのは学校のほうで決定をされておりますので、危機管理担当との情報交換を密に行いながら、学校とも情報交換をし、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

〔5番中山忠明君「まだ質問が残っておりますが、質問じゃなしに回答が、答弁が、洪水時の流速」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

済みません、答弁漏れがございました。

洪水時の流速でございます。流速というのは一概に今言えるものではございません。といいますのが、例えば河川の状況によりまして、整備済みのところであって、例えばブロックがついてあって、水が流れやすいとか、それからそれがしてなくて、竹やぶが生い茂ってというようなところもあったりして、一概には言えませんけれど、例で言いますと、大原の総合支所から吉野川と梶並川の合流、林野までが河川の長さで言いますと約30キロございます。1秒間に3メートルの速さで流れた場合おおむね3時間ほどかかるということです。これ1秒間に3メートルというのも、今言いましたようにいろんな条件で変わってきます。山家川であれば、河川が整備できておりますので、早く流れるということもありますけれど、通常の大雨が降ったなというのであれば、大体3メートルぐらいじゃないかなというところでございます。

以上でございます。

〔5番中山忠明君「距離」と呼ぶ〕

距離は30キロで、今申しましたけど、合流地点から大原の総合支所まで大体30キロございます。1秒に3メートル進むとして、時間的には約3時間ほどで到達するということになります。ただ、先ほど言いましたように大洪水の場合で流速が上がってくれば、1秒に4メートルとか5メートルというようになれば、早くなるということになりますけれど、大体の資料を見ますと、普通の大水で3メートルのようでございます。最大流れても4メートルとか5メートルというのが通常の書物に書いてある分ではそういうふうにしてあります。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、2回目です。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

2回目、質問させていただきます。

補足になりますけども、補足というよりもこれ一番重要な部分じゃないかと思うんですが、しゅんせつ工事については、いつごろ始めて、いつごろに終了するのか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。まず、1点。

それから、いわゆる先ほどちょっと昼前にしました避難所の新設をつくるに当たり、地元の人がどういう協力をし、また行政の側がどういうふうにしていただげるのか、そこら辺の少しちょっと目安になる部分をお答えいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

議員御質問の吉野川と梶並川の合流地点の土砂の撤去と、それがいつごろできるかという御質問でございますけれど、いろいろと答弁をしまいでございますけれど、市内各所でしゅんせつ要望がたくさん出ております。県のほうへ要望しておりまして、この案件についても要望しておるところでございます。過去においてイベントの関係等で調整がちょっと図れなかったというようなことも聞いておりますけれど、調整が図れつつあるというふうに聞いておりますので、県のほうへしっかりと要望を上げてまいりたいというふうに思っております。したがって、県の工事ですので、いつというのは申し上げられませんが、一日でも早く上げてもらうように要望してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（皆木 佳久君）〔登壇〕

2回目の中山議員の御質疑の中で避難所の新設のお問い合わせがあったと思います。ちょっとその前に市内の避難所の状況を答弁させていただきたいと思います。美作市の災害時避難場所といたしましては、勝田地域に54カ所、大原地域に46カ所、東粟倉地域に12カ所、美作地域69カ所、作東地域92カ所、英田地域44カ所の計317カ所を市内の緊急避難場所として指定をしているところでございます。林野地域におきましては、中山議員も御承知のとおり、まず地域住民お一人お一人の生命の確保を第一義と考えまして、平場より3.5メートル高い位置にございます林野公民館を緊急避難所として豪雨による水没はないとして避難所の指定をさせていただいているところでございます。

先ほどの避難所の新設ということで、多分林野公民館の件をもとにだと思っておりますが、御承知のとおり林野公民館は昭和53年3月の竣工だったと記憶にあると思います。平成27年度の行政懇の中でこのことが問われておりました。その御回答の中に公共施設等の総合計画により建てかえ、修繕を含め、適切な施設管理をしていくというような答弁がなされたようです。それにあわせて林野公民館の代替避難所といたしまして、まず市といたしましては、美作アリーナを予定しているところでございますが、アリーナへの避難が困難な場合は民間施設や、それから民家を御検討をというような御答弁をさせていただいております。まづもって地域の皆様いろいろと意見を出し合っていて、より安全な避難場所を指定していただければ、行政側としても検討、研究してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、市民の方々の御意見をしっかりと行政のほうに反映させていただければと、このように考えております。

また、ホームページのほうに美作市施設マップという欄がございます。この施設マップの中に当市の避難

所を地図上に印をつけておりますので、当然インターネットを介してになりますので、御必要なときにはそういうメディアも御参照いただければと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、3回目です。

総括されますか。総括ですか。3回目です。

〔5番中山忠明君「3回目できるんでしょ」と呼ぶ〕

はい。

5番（中山 忠明君）

先ほど真野部長が要望書を云々ということをおっしゃっていましたが、この議会の前に林野地区として区長がしゅんせつの要望書を出して、それを県のほうに提出していただいとるという状況の中だと思うんですが、出すだけじゃなしに、その答えが全然向こうからボールが返ってきてないんですよ。こっちから地元の人が投げた、そのボールをしっかり受けとめていただいて、じゃあおおむねこのくらいな間隔でやりますよとか、何か受け取ってから奥のほうにしまい込んでしまうような気がしてならないんですが、そういうことを地元の方はちょっと不満に思うように心配になるわけ。じゃあ、ほんならこのしゅんせつについて残土の捨て場がないとか、それからいわゆる河川に木が茂っておるのをどういうふうにするんだとか、これをいついつぐらいまでにするという約束はなかなか難しいでしょうけど、おおむね今現在出しておりますので、これについては、このくらいな時期というものを考えておりますとか、県のほうには言うつもりですか。

先ほどの問題の落石事故、これについても、工事がどのくらいな期間かかって、大変御迷惑をおかけしておりますけど、おおむね2年ほどかかりますとか、そういうことの通路の手前とか、地区の区長あたりには一切何の連絡も行ってないんで、ただ通行どめというような格好で、地元の方はいつごろ通れるんだらうとか。児童にしても、児童はいろいろと思うにしても、父兄の方がどんなじゃらうとか、そういうふうな、やっぱり行政と地区の人の連絡を密にして、私なり私でも結構ですし、直接区長さんなりに文書でこういうふうになっておりますとか、一応ボール受け取ったんだから、そういうボールをぜひ投げ返して、そこにやっぱり意思の疎通をしっかり持ってもらいたいと、こう思いますんで、ひとつよろしく願います。

もう総括も含めて、ええですから。

議長（鈴木 悦子君）

今のは質問ですか。

〔5番中山忠明君「質問です」と呼ぶ〕

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答えしますが、時期、計画の問題がしゅんせつと、そして落石防止と、この2点にわたっていると思います。いずれも議員おっしゃるとおりで、私としても市民の代表として、何とかこうばたい話をしとんかなと感じるのはもう本当に申し上げていいと思ってるんです。県当局に対しましては、最初の落石の覚知の日から、認識をした日から、どうなってんだということをおっしゃって、せんだって大体の工法が、まあこんな感じかなというような報告がありました。ただし、その工法についてまだ確定をしてないんで、市民の方々にこうこうこういうことで3年かかるよというようなことを申し上げる段階にはなっておりませんが、これは県の工法が確定し次第連絡があると思っておりますので、そのときに県とともに、市単独では別と

して地域関係住民の方々に御説明ができるように今お願いをというか、指示はしているところであります。落石のほうは着手は早いと思います。着手は早いけど、割合財源的に潤沢とは言えない岡山県さんのことでございますので、割合時間がかかることは想定をせざるを得ないかと思っております。

次に、吉野川、梶並川の合流地点のしゅんせつであれば、これは私としては今までできなかった原因の一つが花火大会だったんですね。これは関係者に話をしたところ、当然わかりましたと、近時の出水の状況を見ても、あるいはこの間の北部九州の豪雨の状況を見ても、ぜひやるべきことはやりにやいかんということであるので、そういうことでさおを差すことはいたしませんという温かい反応をいただいております。じかに私のとこに来ました。そういたしますと、我々市民としてもう一丸となって早くしてくれということは言える状況になっておりますので、私としましては、私の希望としては、来年の出水可能時までには何とかしてくれと、つまりことしの冬場に何とかしてくれということを言ってるつもりではあります。それに対する返事はまだですけども、重ねてそういうことで申し上げていこうと思っております。

なお、あそこ場に僕も行って、自分でも見てみましたが、約1メートルぐらいの盛り上がりがありますけれども、あの平米数であれば、新たな処分場を云々するほどの大騒ぎのことには多分ならんと思っておりますので、さまざまな残土処分場の余裕などを見ながら、これは対応できる量かなというふうに部長とも見ておりますので、少なくとも私の希望としては来年の出水可能時までには何とかしてねと、梅雨前という要望を具体的にしていまいますので、後押しのほうをよろしくお願いをいたします。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、総括です。

5番（中山 忠明君）

今の市長のお言葉が本当は執行部のほかの人から出ていただければよかったんですけど、というても市長の思いを実行するのは執行部の方々なんで、心にしっかりとめて、ああ、市長が何か言うとしたなというて、わしら、おひさん西でええんじゃというようなことのないように、本当に土居地区ではソーラーの関係で日増しに不安が高まってきておりますし、何かそういう状況下の中でやっぱり少しでも住民が、市民の方々が安心できるようにしていただきたいと思うので、ここで終わって、次の質問に移らせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

では、2項目めに入ってください。

5番（中山 忠明君）

2項目め、財政状況について、これは一番大事な問題であるにもかかわらず、我々もそうですけども、一般の方、市民の方々がわかりにくい謎のある部分だと思います。私は私なりにいろいろとふなれな点を何とか頑張って調べて、また執行部の方々にもお話を聞かせていただいておりますが、なぜこの財政基金とは何ぞや、基金の額と目的、いつどのようなときに使うのか、などなどを不思議な部分で、家庭で言えば大事なときに子どもの入学、またいろいろと病気、その他のときに何かがあれば使うのが財政基金ではないかと認識を、家庭においてですよ、そういうふうに思っておるんですが、その一番家庭で大事な部分だと思うんですけども、その財政がこの萩原市政になってからとんでもないことになっておると、何がとんでもないかと、萩原市長はこれを食い潰してしまうというようなことを聞きました。名前を言えというんなら言いますが、ここでは差し控えておきます。それは、あ、大変なことだなど、全くそういうことを知らない人は本当にするんです。お、これは大変じゃないかと、第二の夕張になるんじゃないかと。第二の夕張というけ

ど、夕張がどこにあるかは御存じの人でもなぜそうなったかは知つとる人はおらんと思います。しかし、それと一緒に、美作市はそういう状況にはどうもなってないようで、財政も萩原市長になってからかなり好転してきておるのも、これを見させていただく限りでは、これは本当だと思うんですけどね。好転してきておると思います。別に悪意を持って大変なことになる、悪意を持って第二の夕張と言うような人はいないとは思いますが、おもしろおかしく言うような人がおるとするのは事実なんで、じゃあこれをほんならこの議会の中で質問をさせていただいて、実際のところはどうかということをしつかり知らせていただきたい、また教えていただきたい、そしてここでしっかりと議論をしていきたいと、かように思っておりますので、私も勉強しながらそういう財政とは何ぞやということをお勉強していきますので、よろしく。

第1回目の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

財政についての御質問であります。これは割合奥深い世界でありまして、私どもも、私にしても市財政を担当して長くなりましたけれども、毎年やっぱり新しい勉強をさせていただいております。といいますのは、毎年国の制度が変わったりするものですから、じゃあ次はこうするんだというようなことで、新しい手法には新しい攻め口を常に準備するという意味では生き物のところがあるわけでありまして、ただ、今お尋ねの基金であるとか、あるいはその裏側にある借金であるとかということの大まかな方向性というのは、これは時代が変わっても変わらない。その借金をどういう性質のものにするかとか、あるいはその借金の中で有利な起債をどこまで含めるかといったところについての工夫はありますけれども、まず総枠についての流れをちょっとお話をさせていただこうと思うんです。そうすると、とんでもない事実があるわけでありまして、とんでもない事実というのは、一つは、夕張夕張というふうには美作市が言われたのは、合併当初、平成17年から19年ぐらいだと思いますけれども、確かに財政状況的に言うと、県内でも悪いほうからというか、全国平均から比べても相当悪かったというようなことは確かであります。当時言われたのが、作東産業団地の裏側の借金を引きずってきたみたいなことと言われたんですが、ただ作東産業団地について言えば、もう完売もほとんどしましたし、有効に活用されて、今や市民の財産になっているというようなこととなっているんですが、とんでもない言われ方をした時代があったんですが、基本的には合併した平成17年から、私が着任をさせていただいた平成25年度末、26年3月31日までの9年間にかけて、大体鋭意、実は貯金を基金をふやしてるんですよ。これはとんでもないことです。あんなに大変だった時期も含めて基金を毎年確実にふやしてきてる。そのスピードについて言いますと、全ての基金の合計でありますけれども、年額、平成16年から25年度末の9年間で言うと、毎年平均で7億2,900万円、1年間に基金が7億2,900万円、丸めて7億3,000万円改善をしたわけでありまして、これはとんでもなく真面目ないき方だと思って、諸先輩に対してある種の感謝というか、お礼を申し上げておかなきゃいけないことでもあります。ところで、その後、とんでもなくこれが減れば、また別のとんでもない話になるんですが、もう一個とんでもないのは、私がバトンを頂戴してから平成28年度末までの3カ年につきましては、毎年の基金の残高の増加のペースがこうなってます。12億8,300万円、先ほど7億2,800万円とは言いましたけれども、それが年率5億5,400万円ふえてまして、1.5倍ぐらいのスピードでその貯金がふえてきている。これをとんでもないとおっしゃっておられるのであろうかというふう思う次第でありまして、物の見方というのはさまざまあるわけでありまして、とんでもなくふえているということについては、了とせざるを得ない。財務省のほうからちょっとふえ方が激し過ぎるのではないかといったことを、うちが筆頭ではないんですけども、岡山県内では真庭とか我々のところ

に財務省のほうから若干難癖がましい御指摘があるような状況になっているというのが現状であります。

一方で、地方債の残高の減少に目を転じますと、平成17年合併しましたんで、16年度末から平成25年度末の同じ9年間ですけれども、毎年平均して、これは減ってます。毎年平均で年額で21億2,000万円平均して起債残高がずっと減ってきている。これもう9年間継続をしたということ、これもある意味ではとんでもないことなのかもしれませんが、一方で平成25年度末から28年度末、私どもが担当させていただいた3年間についてこれを見ますと、残高の減り方が1年単位で言いますと、26億円になってます。だから、21億円だったやつが26億円ですから、約5億弱減り方がふえてる。たまるほうが5億円ふえて、借金が5億円減り方がふえてますんで、毎年足して10億円ずつ財政のトータルバランスが改善をしてると、よってもってその将来負担率が急激に減ってきているというのが今の状況でありまして、こういうことをとんでもないというふうにおっしゃる人たちはとんでもない人だというふうに一般的には申し上げるべきだろうと思っております。ただ、耳を澄まして聞かなきゃいけないのは、そろそろそういうこと、財政の規模の調整だけじゃなくて、もっともっと市民生活の改善につなげたらどうかと、きょう山本議員も給食の件でおっしゃっておられましたけれども、細かいことから積み上げて、これを市民生活にどう還元するかということが今後の大きな課題になりつつあるんだという意味で早う使えというのなら、それも一つの意味ある御指摘というふうにも受けとめなければならないということで、虚心坦懐、そういうお話を聞くたびに心の中では反省もしながらやると、こういうような状況であります。

以上、私からの答弁はこれで終わりますけれども、残余の部分がもしございましたら、担当部長のほうからお答えをさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。

中山議員より市民の皆様には基金のことについて御報告する機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。一番のポイントにつきましては、もう既に市長のほうから述べられましたので、私のほうからは少し足すというわけでもないんですけども、私のほうからちょっと述べさせていただきます。

まず、先ほど議員の御質問の中でございましたように、基金とは一般の御家庭に例えますと、定期預金のようなものでございまして、例えば住宅を新しく建築するとか、リフォーム、車の買いかえなど、時に大きなお金が必要なお金のために蓄える預金というふうにお考えいただければ、市民の皆様にもおわかりやすいかなというふうに思います。

そして、基金を大きく分けると、財政調整基金、減債基金、そしてその他特定目的基金の3つございまして、個々の基金の内容でございますけれども、財政調整基金は、災害などの予測できない支出、こういうふうなものがあるときにためておくものでございまして、現在70億円でございます。それから、減債基金、こちらは公債費、いわゆる借金の返済に充てるためのものでございまして、繰上償還をするときに使うのが一般的でございまして、現在14億円でございます。そして、その他特定目的基金でございますけれども、名前のとおり特定の目的のために積み立てて使うものでございまして、美作市でございますと、市の振興と活力あるまちづくりを行うための地域振興基金が36億円、公共施設の施設整備に備えたものが公共施設整備基金、26億円、そして奨学金の原資となります矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金、8,600万円などがございます。

そして、現在28年度決算をもとに中期的な財政計画を立てておりまして、毎年行っております財政の総点

検なども行っております。御質問でございます基金を使い過ぎるというような実績はございませんし、また今後も不測の事態がなければ、その予定はございませんので、御安心をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

いろいろと漏れ伝わるところによりますと、日本の国に約1,700ほど自治体があると聞いておりますが、その1,700の自治体のいわゆる基金というんか、ためておるお金が21兆円、22兆円弱ぐらいはあると聞いておりますが、国の政策としてこれを使いなさいと、ためるばっかしして国からいただくような、もつてのほかじゃと、使うて足りない分は出しますよ、しかしためるのを趣味だけにしてもろうても困るんだというふうなことだと思うんですが、これを今できるだけ午前中に山本雅彦議員が言われたように給食費、あるいはクーラーとか、そういう学校とかというものに使ったり、大きく話をすれば、昨年28年度に新庁舎の話がポシャったというんか、ずっこけたというんか、なくなったというんか、そういうことがあるように私も聞いておりますが、国の補助をいただきながらそういうものにも何か使えるような考えがあれば、再度新庁舎を含めて、考えることも大事なんではないかと。今現在あるこの庁舎は水没したことが、この庁舎じゃなしに、現在にあった旧庁舎、美作町時代の建物があったといういきさつがありますが、そういう水没するようなところじゃなしに、もっと、余り高いところでもなしに、例えば豊国原の広々としたあの広大な土地を豊国原の住人、住まいをしておられる方がぜひ使ってくれと、あわせて中尾地区の花木団地も、これも使っていただけないでしょうかというような話がよく聞こえてくるんですが、そういう意味において、これは市長にお答えしていただきたいんですが、そういうふうな壮大な、広大な計画をお持ちなんではないかということをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答えいたしますと、基金の使い方、あるいはその計画といったところでありますけれども、当然ですが、その基金の中に財政調整基金のように不測の事態に備えるものと、あるいは公共物の増築を念頭に置いた基金等もあります。その基金をそのままその建設に充てるんじゃなくて、その一部として充てて、残りを有利な起債などでもって国からの支援も頂戴しながらやっていくというのが一定のルールになっております。うちの場合は例えばほとんどのものに過疎債が当たりますんで、それを考えますと、相当いいことができる。一番困ってるのはやはり庁舎ですね。庁舎については、合併特例債しか当たらないと、それがもう期限が来ちゃって使えなくなったということなんです。ここの庁舎について耐震の強化をしたとしても、いずれ何らかのときに全体としての耐用年数が過ぎちゃって、例えば議会棟のあの照明が落ちてくるとか、そういうことになってくる時代が当然、20年もすりゃあ来ますんで、どっかの時点でやはり庁舎問題というのは避けて通ることはできない。そういう意味で計画があるかということ、まだないんですけれども、計画はないんですけども、必要性はもう避けることができないというふうには今言っておいていいと思っております。したがって、私どもとしてはそれに対して何らかの備えをしていく必要があると思っております。私が今備えをしていることで言うと、全国の1,700の自治体の中で、少なくとも10や20ぐらいの都市の方々が新庁舎問題で、なかなかあれ3分の2の議決だから難しいんですね、通らないというようなこともあって、ちょうど私どものように、あららと、ずっこけたというんか、うまくいかなかったために今回の合併特例

債の使用ができなくなりましたという、同好の士というか、同じ問題を抱えてる方々がおられます。そういう方々とともに何とお国のほうの方々におかれてはどうなんですりゃあと、この使用期限を5年ほどまた延長してくれませんかというようなことで、今全国の各市が、関連の市が団体をつくりながら動こうといたしております。私どもとしてはそういう単純延長派の団体があって、それにもこの間参加をしまして、動いているわけですが、別途、ひねった形の延長派とかがあって、合併特例債の余りを当該圏域地域の過疎債に振りかえてくれという、もっと虫のいい話を私どもとしてはしております、総務省当局がその話について門前払いはしないと、正面から受けて検討するということまで話としては来ています、こういう状況であります。今後私どもとして考えていくべき、計画というんじゃなくて、市民の方々や、あるいはいろんな事情、背景から、やったほうがいい、やらなきゃいけないということで整理されていることを幾つかこの際申し上げさせていただきますと、議員も行かれましたけども、多くの議員にも行っていただきましたが、美作地区の敬老会が文化センターで行われました。あのときに若干私の耳に苦情のようなものがありました、声が聞こえんと。前のほうの人は聞こえてるんですよ。一番2階の奥の方から聞こえんぞと言うけん、上がって見たんですよ。全く聞こえない。音響が悪くて、ね、ねって変だけど、ところを指さして言ったり別として、ありました。私2階の一番奥の席から2列目のところへ座って聞いてみたんですが、直接音と残響が変に入りまじるもんだから、何を言ってるかわかんなくなってくるんですよ。これがなるほどこのホールの最大の弱点の一つであるなというふうに思わせていただいたわけですが、これについては、つとに大分前から何とかできんのかと、もうこういうような話があって、いろいろ調べてみた結果、改築をしてもあの音響であると、消えないんで、あそこか、どっか別の場所で建てかえにゃあいけない、そういう方向性が去年の市民参加の検討委員会の中で出ていて、これが今後数年うちに決着をしなければいけない、そういう課題として浮かび上がっています。これについては、恐らく建設絡みの基金を充てながら、その残余を過疎債でもってやるか、そういうことになっていく。

もう一つ間違いなく出てくる話として、我々もいろいろ地元調整で苦労してるわけでありまして、大原の地域の保育園の問題というものもこれまたあって、これは希望的に言うとも、文化センターより相当こまいんですけど、それでも多くの単位を何倍かせないかと、最低2倍、場合によっては4倍ぐらいにせないかと、こういうことになりますし、ほかの地域にも同じような課題が出てくる可能性もあります、保育園の問題。

そして、先ほどおっしゃったように、これが5年後とは言いませんが、10年、20年たてば庁舎の問題必ず出てくるということになります。そういたしますと、大小合わせて、今もう視野に入ってるというか、必要を迫らざるものとして上がっているだけでも4件ぐらいの建設事業の必要性がもう市民の声として上がっているわけですから、それに例えば、林野公民館なんてのを加えたときには、もう大変なことにこれはなってくるわけですが、それでも防災上やらなきゃいけないということになれば、やらにゃあいけないわけですから。そこに今私どもが営々として築いてきている基金というものの役割が出てくることは、これはまた明白なことではないかと思えます。

あとは基金の問題として1点だけ御認識を賜っておきたいのは、基金は塊の金ではありますけども、一端使いますと、これなくなっちゃうんですね、これ。だから建設的な問題にはいいんですけども、10億円の基金がありますからといって給食代を払いますと、8年余りで基金がゼロになって、次また値上げということで、ここは経常的な安定財源が必要で、それは都市公園の面積に直すと、約380ヘクタールぐらい、ちょうど今指定してるやつのもう倍指定しますと、その給食費が賄えるぐらいのものが毎年出てくるわけでありまして、不可能ではないんですけども、そういうことも考えながら、経常経費の部分と、それから建設投

資の部分というのは、ちょっと分けながらいくんですが、主に基金については、建設投資ということ念頭に置いてやっていく。しかし、その場合にでも、今ないからといって諦めるんじゃなくて、先ほど申し上げたように合併特例債も延長しろとか、ありとあらゆる有効な手段獲得のための努力をあわせてしながら、それができた段階で計画をつくっていくということになるのではないかというふうに思っておりますので、お答えとさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

2回目かね。

議長（鈴木 悦子君）

3回目です。

5番（中山 忠明君）

3回目。

ただいまの市長の答弁に対しまして、よく考えとられるなど、別にこの質問は言うときますけど、やらせても何でもない。ただ、私は市長とこの庁舎の話は一度もしたことがありません。地域の住民として、美作市の住民として気になっておる、今は議員の立場ですが、一市民の立場として考えておったことなので、あえて市長にぶつけたわけでございますので、勘違いのないようにしてください。

今市長のお話を聞くに当たり、いろんな方法があるんだなと、なるほどな、大体ちょっとうわさには聞いておったんですが、市長はいわゆるこちら辺の方言ではなしに、言葉としておかずが少しで飯をたくさん食べるというふうな、いわゆる私もどっちか言やあ昔の人間じゃと思うんで、井飯食うのに梅干しとたくあんとぐらいで食うんがええんじゃないかと思うとったけども、今はそういうわけにも、栄養のバランスが悪いんで、しかし市長が言われたように白いお金を少し使って、この美作市をいろんなものをよくする、だからこそそういうふうなお金が、基金がふえていったんではないんかなと想像するんですが、これもしっかりと今後続けていっていただいて、しかし使うときにはしっかりと使っていただいて、市民のいわゆる市民が当然受けるべく権利と、それから幸せに向ける享受を満遍なくこの美作市の隅から隅まであまねく全ての人に公平に与えていっていただきたいと心から思うものでありまして、私の9月の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時06分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番10番、議席番号2番和田広宣議員の発言を許可いたします。

和田議員。

2番（和田 広宣君）〔質問席〕

2番和田です。

議長の許可をいただきましたので、9月の定例会、一般質問を入らせていただきます。

今回の質問は3項の質問をさせていただきます。1項目、ひとり暮らしの高齢者の見守りについて、2項目に、美作市の災害防止について、3項目に、もうもう工房跡地についてであります。

それでは、1項目のひとり暮らしの高齢者の見守りについてお尋ねいたします。

各自治体においては各地域に応じた地域包括ケアシステムの構築が進められております。我が美作市においても地域包括支援センター、社会福祉協議会、各NPO法人、民生委員を初めとする地域のボランティアの皆様のお力をいただく中、温かい見守りやケアサポートを行っていただき、改めて敬意を表するところでもあります。そこで、今回はひとり暮らしの高齢者が火災や急病のとき赤いボタンを押すだけで社会福祉法人や近隣の親戚、協力員の方につながり、救急車両の手配や、駆けつけサポートを行える緊急通報装置についてお尋ねいたします。

きっかけは6月議会が終わり、右手や真殿地区などに議会だよりの案内を持って回っていたときのことで、ひとり暮らしの御婦人のお宅を訪問した際、縁側に座ってしばらく話をしていました。帰り際に何かあったら何でも言ってくださいねと言ったところ、その御婦人の方は申しわけなさそうな顔をして、ちょっと見てほしいものがあるんじゃないと言われました。家の中に入って行って、帰ってこられたら、たばこ箱ぐらいの大きさのこういった子機を、ボタンのついた子機を持って帰ってこられました。20年ぐらい前に御主人が亡くなられたときに、当時勝田町だったんですけど、勝田地区の福祉課の方が来られて、しんどくなったり、火事になったりしたら、いつでもこのボタンを押してやっていうことを言われて、当然無料で装置を置いて帰られたということです。寝るときは一人で不安なので、いつも枕元に子機を置いて寝ているんじゃないというふうに言っておられました。その機械が今使えるかどうか、ちょっと調べてもらえんかということがありました。すぐに勝田の地域包括センターのほうに行きまして、調べていただいたところ、バッテリーが切れてるということで、使えないということでした。すぐに勝田の包括センターのほうでは現状のところを回っていただき、すぐ点検へ走っていただくということでしたので、お任せしているところでございます。それから、ちょっと気になったもので、地域を回っているときに体の不自由な方が、耳が聞こえにくいであるとか、ちょっと呼んでもなかなか出てこられないような、足が悪くて、そういう方のところに、こういう機器があるんじゃないけど、ついてますかって聞いたところ、いや、ついてないんじゃないということでした。チラシをたまたま持っていったもので、見せて説明したところ、関心を持っていただいて、ちょっとチラシを置いていってくれないかとか、ちょっと娘に相談してみるわとかという、結構興味を示された方がたくさんおられました。そこで、今回質問させていただくのは、合併前は各町村ごとに異なるシステムの緊急通報装置を運用を行っていたと思われま。合併後もそのまま機械等、継続しているのでしょうか。各地区の現状はどうなっていますか。65歳以上の単身世帯の補助対象件数に対しての年度別の普及率の推移についてお尋ねします。

2番目としまして、見守りを含めた配食サービスで、告示第75号美作市食の自立支援事業の対象者に対しての周知、あっせん状況と利用者の推移をお聞かせください。

以上、1回目の質問であります。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、2つの御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

1つ目、合併前の緊急通報装置の6町村別登録実態と合併後の現行システムへの移行状況についてということですが、緊急通報装置につきまして、合併前から継続して使用されている台数は、勝田地域で49台、美作地域で26台、作東地域で23台、英田地域で9台で、合計107台となっており、これらの装置につきましては、現在も使用可能であります。ただ、勝田地域につきましては、緊急通報の第1通報先が、昨年まで地域包括支援センター業務を委託していました社会福祉法人に設定されている場合があるため、第1通報先の変更に合わせ、設置からの経過年数が相当経過している装置につきましては、機種更新の案内を行っているところでございます。

なお、第1通報先の変更ができるまでは引き続き社会福祉法人が対応をしてくださいますとのことで、御安心をいただきたいと思っております。

合併後の設置状況ですが、勝田地域で10台、大原地域で1台、美作地域で20台、作東地域で9台、英田地域で7台、合計47台の新たな設置に対して補助をしております。ひとり暮らしの老人世帯は2,950世帯で、緊急通報装置の設置台数が154台ですので、約5.2%の設置率となり、合併後は年に2から6台程度の設置にとどまっております。これは設置の装置がみずからが通報しなければならなく、どんな状況も有効に働く装置ではないことが要因の一つではないかと考えております。

今後はセンサーなどを利用しました高齢者の見守り、安否確認サービス等についても、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2つ目の配食サービスの周知、あっせん状況と利用者の推移ということでございます。

食の自立支援事業の対象者は、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などで、身体機能の低下や虚弱な何らかの支援が必要な方を対象としています。このような方につきましては、地域包括支援センターで相談を受け、その人に必要なサービスを提供するようにしています。相談に来られない方への対応としては、社会福祉協議会が実施しております見守り会議や民生委員さんなど、地域で活動されている方から情報提供を受けまして、訪問を行って状況を把握するなど、適正にサービスの提供を行うように努めています。

利用者の推移ですが、平成24年度が320名、25年度が305名、26年度が294名、27年度が324名、平成28年度が292名という状況でございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

2回目の質問です。

緊急通報装置についての答弁をいただきました。合併前の設置数が地域によってかなり開きがあるように思います。勝田地域が圧倒的に49台と多く、大原地域と東栗倉地域はゼロというのは、サービス自体が行われていなかったのか、またサービスは行われていたけど、案内の仕方がよくなかったのかということが思われます。しかし、合併後は今まで案内していなかった大原や東栗倉地域については、当然今まで以上に設置のほうかふえてもいいんですけど、1台、ほかの地域は20台とか、10台なのに対して、大原、東栗倉だけ1台の設置ということで、かなり大きな差があると思いますが、これは地域によって案内の仕方とか、今までシステムがなかったからとか、そういうことで違いがあるのかなと思います。そこら辺のお考えをお聞かせください。

また、合併後の新規の設置が2から6台にとどまっている理由として、どんな状況に対しても有効ではないという理由がありましたが、それもあると思うんですが、一番は、やはり告知内容及び方法にあると思う

わけであります。なぜならば、近隣の市町村、津山、真庭、勝央、奈義、あと県下ほとんどの自治体が各自自治体の事業として機械を買い取り、無償の貸与、提供をしているのに対して、美作市は当初の設置費用は補助するものの、レンタル料、年間4,560円、買い取りの場合は4万円、これが個人負担となるため、各担当の方、現地、案内に回られる方、この人たちは非常に勧めにくいのではないかなと思います。先ほど包括センターのほうで故障しとって、新しくかえてもらうという話を聞いたときに、いや、実はこれ交換してもらうのはいいんですけど、今までレンタルだったんですけど、次からちょっと個人負担になるんですよって、担当の方が本当に申しわけなさそうに僕に説明されていたのがすごく印象的に残ります。そちらについてのお考えをお示してください。

次に、配食サービスについてですが、他市に比べても利用率がかなり高いように思われます。担当職員の方、また地域社協の地域ボランティアの方々の御尽力があつてのことだと思います。当然スーパーや商店の少ない山間部の利用率が高いと思われませんが、地域別、高齢者のみ世帯に対しての利用率と、地域人口に対しての利用率をお答えください。

また、今後高齢者率が進む中、配食等を含めた見守りが地域ボランティアの方1人に対する負担の加速度が増加される予想がされます。この間も話を聞いたんですけど、もう何でもかんでも私らんとこへ来るんやというやっぱり御婦人の方がおられたり、そういった部分を地域包括センターのほうから人員を補強するであるとか、また一部民間委託等での、特に山間部のほうになると思うんですが、地域負担の軽減をどのようにお考えでしょうか、御答弁をよろしくお願いいたします。

以上で2回目終わります。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、緊急通報装置ですが、毎年広報紙に高齢者生活支援事業の御案内として、高齢者福祉事業の概要を御説明しておりましたが、この緊急通報装置の設置事業の説明がございませんでした。早急に広報紙で周知するよう手配をいたします。

また、介護保険事業所にチラシを配布し、事業の周知を図る予定でございます。地域包括支援センター及び各支所にあります地域ステーション、各職員に事業の周知の徹底を図りたいというふうに考えております。

また、担当者が地域を訪問し、既に機器を貸与しております高齢者宅の状況を確認しております。地域の高齢化に伴い、通報先の協力員がなかなか見つからない、体調不良時には機器を使用する自信がない等、和田議員がおっしゃるとおりの回答をいただいておりますし、緊急時には携帯電話を使用するとの回答をされる高齢者もおられました。しかしながら、高齢化地域でありましても、地域の助け合い、ネットワークはございますので、担当からは機器を更新していただくよう勧めているところでございます。

また、近隣市町村の事業内容、設置状況を調査いたしました。議員おっしゃるとおり設置してございます機器は、それぞれではあるんですが、自治体側が機器を購入、またはレンタルし、維持管理をしております。ここで言う維持管理とは本体のバッテリー交換及び設定内容の変更に係るものでございます。現在美作市においては設置費用は補助するものの、先ほども議員御指摘のとおり維持管理費につきましては、利用者様の負担ということとさせていただいているのが現状でございます。今後の方針ですが、貸与しております経年劣化している機器の更新をまず最優先に考えておまして、事業といたしましては、従来行っていまし

た貸与事業から設置の補助事業へと切りかえをまずは進めたいというふうに考えております。

それから、配食サービスのことでありますが、平成28年度の地域別の実利用者数は、勝田地域が71名、大原地域が62名、東栗倉地域が12名、美作地域が75名、作東地域が51名、英田地域が21名の合計292名ということになります。地域別の高齢者のみの世帯数に対しての利用率ですが、勝田地域が11.6%、大原地域が8.7%、東栗倉地域が7.0%、美作地域が3.9%、作東地域が4.4%、英田地域が4.4%となります。また、地域別の人口に対しましては、勝田地域が5.6、大原地域が4.0、東栗倉地域が2.9、美作地域が1.8、作東地域が2.0、英田地域が1.9%です。

ひとり暮らしなど、高齢者世帯の見守り活動は地域によっては支える側の若年者等も減少しており、地域での見守り活動が厳しくなっている場合もあるため、地域包括支援センターでは見守る人、見守られる人を特定せず、市内事業所や団体等が日常生活や事業の中で見守りを行っていただく高齢者見守りネットワークを運用しているところでございます。

地域包括支援センターの人員、民間委託につきましては、今後一層進みます高齢化に対し、介護予防や日常生活への包括的支援のため専門職等の充実を図る必要があるかと思っております。その過程の中で民間委託が効率的に作用するというのであれば、民間委託についても検討を進めることを考えるという方向で考えたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、3回目です。

2番（和田 広宣君）

3回目です。

ちょっと質問の仕方が悪かったのかな、質問に対する答弁が、お考えとかが余り示されなかったような気がするんですけど、それ以上ちょっと……。

緊急通報装置ですが、他の市町村が設置の機器代金、設置料、維持管理料、連絡先設定等、全て市が負担しているのに対して、美作市だけが設置料以外全て個人負担になるということでありましたので、これでは担当の方がなかなかしにくいなと思います。ここに美作市緊急通報装置設置事業御案内があります。これは下のほうにただし書きとして、なお美作市が緊急通報装置を貸与するものではありません、個人が業者から購入、またはレンタルするものだというふうにありますので、実際につけない、つけたくないとかというんじゃなくて、担当員の人が自信を持ってこれつけましようよってなかなか言いにくい状況ではないかなと思います。私が今回の質問をしようと思ったのは、普及率を上げたいわけでもありません。携帯電話持って、要らないという方に無理やりお勧めすることを言うてるのでもありません。ただひとり暮らしで、体が不自由で、昔で言う福祉電話、当然ここには必要であろうという家に案内されているのか、実際にそこに設置されてないということ自体を危惧する部分でありまして、現在無料貸与の分も個人負担に切りかえていくということなんで、まことに残念な答弁であるんですけど、1回目の答弁の中で、今後はセンサーつき安否確認サービス等についての調査研究を進めていくという言葉に可能性を抱き、質問するんですが、緊急通報システムの実態調査対象1,750自治体、このうちの有効回答903自治体のうち、緊急通報サービスを行っている事業体は95%でありました。そのうち、確実性と協力者の負担軽減のために第1通報先を消防署で対応している団体が46.6%です。累計は10年前ぐらいでちょっと古いんですけど、まず消防署のほうで通報者と対話をし、内容により消防、救急の手配、または地域の協力員の駆けつけを依頼するものであります。我が美作市でも今後調査研究の結果、システムの変更を考えていただけるとして消防署での対応は可能でしょ

うか、お尋ねします。

次に、配食を含む見守りサービスについては、やはり梶並であるとか大原が圧倒的に多い状況であります。当然過疎化が進んで、今頑張ってやっていたら60代、70代前半の方が本当にこれからどんどんどんどん負担がふえていくように思いますので、先ほど答弁ありましたように適切な対応をよろしく願いいたします。

緊急通報システムの消防署の対応について御答弁をよろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

緊急通報システムを含めて、いろんな御指摘をいただきました。総合的に言いますと、消防署における対応であるとか、あるいは地域包括における対応であるとか、病院であるとか、いろんなところの対応がそれぞれの組織の了解をいただければできるわけでありまして。一方で、御案内のとおりこの分野についても、技術の革新が起こっておりまして、今までのシステムが本当にいいかどうかといった問題、あるいはおたがいさまネットを含めて、いわゆる機械ではなくて、人間が見守っているという、そういうことが拡充しているということ、さらには梶並や、今度豊野にできますけれども、ケアつきの住宅というものの整備によって、そこに行ってもらったほうが安全なケースもあるというような、視点として幅広くこの問題を捉える中で、安価に、そして安全・安心に過ごしていただけるようなまちづくりをするというのが基本中の基本であります。その際緊急通報システムが非常に有効であるということになりましたら、これについては、その予算上の扱いも変更することも含め考えていき、通報先も消防署を含めて考えていくということでありまして、いずれにしましても、お尋ねの背景ということについては、るる御質問の中で非常に心通うものがあつたということで、深く参考にしていきながら、次の議会ぐらいいままでに当方としての考え方をまとめさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、総括です。

2番（和田 広宣君）

総括です。

市長のほうには大変力強い答弁いただきまして、一瞬ちょっと暗くなりかけたんですけど、希望が持てる感じになりました。

いろいろ地域の方が努力していただいて、見守り等の会議を行っていただいて、定期的に見守っていただいている実情ではあります。今回言いたかったのは緊急のとき、火がちょっと出たときに自分で消せない、そういったひとり暮らしの御高齢の方が、そのボタンを押せば、すぐに駆けつけていただける、そういうシステムができないかということで質問を申し上げました。現在レンタルしていただいている装置が年間に4,560円というふうに言いました。154件今使っていて、そちらはレンタルを切りかえていくわけですけど、そちらのほうが費用が年間で69万7,680円です。我が市は今5%普及ということで、これが全国自治体で最高レベルというのが25%までいってます。25%になったときに年間340万円の市の負担という形になります。先ほど市の財政が大変好転しているという部分で、そちらのほうにも考えていきたいという答弁もありましたし、美しい里山公園事業の還元事業、またはふるさと納税の項目にこういった項目があるのかわかりませんが、我がふるさとのお父さん、お母さん、お世話になった隣のおばさんを見守るためのふるさと納税創設を期待して、この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続いて、2項目めに入ってください。

2番（和田 広宣君）

それでは、2項目めに入らせていただきます。

美作市の災害防止についてであります。先日までの質問と先ほどの中山議員の質問と重なる部分も多々あるかと思うんですが、確認のために簡略に質問させていただきます。

①として、梶並川の北山地区北小学校前から檜原下までの流域で土砂の堆積による浅瀬、中州の拡大、雑木が生い茂り、近隣の住民の方が集中豪雨による河川の氾濫を心配されています。特に北小の下流の笠懸の森の付近では雑木が生い茂り、もう本当に森のようになってまして、どこに水が流れているか、橋の上からもちょっとわかりにくいような、そういう状況にもなっておりますので、長年要望書も重ねて提出しているのですが、岡山県との協議状況を、見通しを答弁願います。

②としまして、真神地区の崖崩れに続き、7月5日には国道374号入田湯郷間で落石がありましたが、少しの時間のずれで大惨事ということが先ほどありましたが、美作市内の他の危険地域について行政懇談会、市民アンケートを利用した地元の市民からの情報収集と点検、対応が必要と思われれます。現在の取り組みについて御答弁願います。

以上、1回目です。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、しゅんせつにつきましては、先ほどから御答弁を申し上げておりますとおり県に対してかなり明確に要望していきたいと思っております。基本は川ですので、できるだけ川下からということになります。したがって、梶並川の出発点である合流点というのが最初になりますけれども、それから間を置かず、実は市役所前はやってますんで、それはもうやってますんで、その後笠懸のあたりまでについてできれば一、二年中にやってくれという要望を具体的にしていまいますので、どうぞよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから、落石関係でございますが、御案内のとおり市民の方々からもいろいろ通報がございますし、また御意見もあります。これにつきましては、今後たしか湯郷地区を皮切りにして行う行政懇談会においても意見聴取をしていまいますけれども、先ほどの別の答弁で建設部のほうからありましたように日常の道路パトロールということの中で、落石履歴があるところなどについては丹念に見ておりますし、また危険箇所の確認を新たにすることにもなってくると思えますので、これは県のパトロールもありますけれども、連動しながら、なるべく御不安がないように順次対応させていただきたいと思えます。そういう意味であえて申し上げますと、真神地区、英田でございますけれども、これにつきましては、来年の6月中までには全部完了するというので対応させていただくことを県との関係でもうお約束できるぐらい押し込んでおりますが、その入田のところにつきましてはまだ折衝中として、2年か3年かというようなところも含めて、もう少し汗をかかせていただきますが、それについても、後押しのほどよろしくお願ひ申し上げまして、答弁といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

市長に答弁いただきましたので、総括させていただきます。

期待して待たせていただきたいと思いますが、きのう10日、テレビを見ておりました。関東・東北豪雨による鬼怒川の氾濫から2年であります。家や自動車が流れていく映像が記憶に新しいところでございます。予期せぬ豪雨、予期せぬ崩壊、予期せぬ被害を防ぐために危険箇所においては最大限の対処を要望して、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

続いて、3項目めに入ってください。

2番（和田 広宣君）

では、3項目め、もうもう工房跡地について。

6月定例会においてももうもう工房跡地の建築物撤去、更地整備の予定との答弁がありました。地元地域の方も期待しながらも心配しているところであります。道の駅構想が復活したとのことですが、現時点での方向性についてお尋ねします。

また、地元地域との意見交換はされているのでしょうか。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答え申し上げます。

もうもう工房の跡地の問題なんですけど、まずそのお尋ねのことに入る前に、もうもう工房については、たしか平成25年ぐらいの購入だと思っておりますけれども、今回地元の方々からの要請、去年の行政懇談会も含めて、何とかせえやという話でありますとか、あるいは高速バスの利用に関して、近くのスーパーマーケットとの関係でも幾つか苦情も来ているといった周辺事情もあり、あるいは議会でもお話があったものですから、今回議案として債務負担行為を出させていただいておりますけれども、その議案として債務負担行為を出すに当たり、これが土地について買入れのときにどういう議論であったのかということも分析をいたしましたけれども、一つには、この値段、その他の設定について不動産鑑定が行われていないとか、現在その取り崩しをして更地にしようとしている上物の金額が今回のいわゆる債務負担行為の中にどんどん乗ってきてるんですけども、それが有価物として引き取られている等々、ちょっと疑問がなくもないというようなことも出てまいりましたので、監査のほうにお願いをして、詳細に当時の状況について点検をしていただくようお願いをしているということをおまづ前提として申し上げ、そういう前提のもとで、ちょっと問題はあんだけども、前向きに行かせていただくということでございます。

そして、その前提のもとで申し上げますと、今の土地につきましては、土地開発公社にお願いをして、撤去、更地にするということで、先ほど申し上げましたように債務負担行為の御議決をお願いをしております。そして、その名称としては美作インター道の駅整備事業ということになっておりますが、これにつきましては、平成27年1月に重点道の駅候補として国土交通省から選定をいただいておりますということもございまして、また過去からの経緯の連続性ということもあるということで、道の駅、加えて若干申し上げますと、道の駅にすることによって、同じ内容であれば国・県の補助が、支援が得られやすいということであるわけがあります。

地元との関係につきましては、もちろん今までの経緯の中で地元からのさまざまな御意見とか、苦情とかというものを受けてここまで来ているわけでありまして、その中には5月に草刈り作業を地元の声を受けて

やったといったこともあるんですが、この議会において先ほど申し上げた債務負担行為について御了解いただければ、地元で早速上がって、具体の御説明をさせていただくつもりですので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

2回目です。

今までの経緯と現状とお聞きさせていただきました。この間地元の方とお話しさせていただいていると、結構楽しみもあり、期待もあり、何ができるのかなという話を皆さんされております。図書館が来るのかな、文化ホールが来たらええのにとか、それはちょっと狭いでとか、いろいろな御意見を聞く中で、道の駅という話もあるみたいだということで、この間も新聞にも載ったんですかね。その中で道の駅、明見に道の駅があるがなと、彩葉茶屋がある、ほんならこんな近くに2つできて両立できるのかなという話がありました。でも、市長のことなんで、きっと僕らが思うよりももっとすごい大きな構想で両立できる方法を持っておられるんじゃないかなという話もありましたので、もしそこら辺がある程度構想があるのであれば、お聞かせいただければ、地元の皆さんも期待して待つことができると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

どえらいすばらしい話があるというふうに思われても困るんです。これは、この件については類似の議会でもお話をさせていただいているわけでありましてけれども、まず、これも若干経緯に入るんですが、その土地を購入をされたときに全員協議会、議会に対して説明をされた経緯があって、交通結節点事業というようなことで説明をし、そしてその後の事業計画の具体については、その議会に対して具体的な説明はなかったんですが、私の就任引き継ぎ書の中にドリームプランということの中で、その一部として引き継ぎがありまして、そこにはもうもう工房跡地利用計画というのがあって、1つはバスターミナルであるとか、高速バス利用者の駐車場、これについては全く同感でありまして、我々としてもこれは引き継いでいかなきゃいけないというふうに思っております。次に、獣肉の卸とか、あるいは地域特産物の販売であるとか、桃、ブドウ、野菜等の直接販売という項目があって、これについては彩葉茶屋との関係があるので、私としては当初からこれは彩葉茶屋にお任せをしているのであるから、特段これを構想に入れる必要がないということを平成27年の議会のときにたしか申し上げたような記憶であります。一方で、観光案内とか、それもインバウンドも含めて、観光案内と、これについては必須事項でありますので、当時も言っていましたけど、今でもそれを考えていると。そのほかいろんなことがありますけど、抜けてるのが1個あって、トイレが抜けてるんですね、前の計画では。これは必須事項であります。トイレと観光案内所があれば道の駅になります。かつ、国・県の支援が得られると。その附帯設備として何を置くかということについては、市で単独でやりますと、紺屋の白ばかまじゃないんですけども、なかなか難しいこともありますんで、民間の方々の中で、例えば、一回議論があったやつで言いますと、高梁市がT S U T A Y Aの図書館を駅のところに置きましたね。ああいうことがあり得るかもしれませんが、基本的には市民の方々が望んでいらっしゃるサービス業、例えばチェーン店での何かコーヒーショップとかでありますね、スターバックスは多分来ないと思いますけども、そういった意味で市民の方々が望んでいらっしゃる、美作に越してきたけども、いわゆるチェーン店での

飲食がないんだとか、そういう声も上がっておりますので、そういったものの誘致のスペースもあるということで、まずはミニマムな形での道の駅、つまり休憩案内所があって、そしてお手洗いがあって、広々と駐車場があるというところまで持っていった上で、利用者の動向などを見ながら、利用者がふえてくると、立地の呼び水になりますので、そういったところに市民の期待の高いサービス業の立地をお願いするために企業誘致に走るというのが、類似申し上げてる今のところの構想でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

なお、地元の方々におかれて、こういうものがあつたらいいねというのがありましたら、行政懇談会等の場でお知らせいただければというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ。

総括。

2番（和田 広宣君）

総括。

大変具体的ではないにしてもかなり夢が広がる、地元の皆さんにしてはいろんな可能性を含めた答弁でありました。10年近く放置されたこの土地がやっと希望に向けて動き出したのではないかという気持ちであります。美作市の財産として美作市の市民のために、地元の方、市民の方と協議しながら有効に利用されることを切望し、9月定例会の一般質問を終わります。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

午後2時51分 休憩

午後3時02分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番11番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可いたします。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

議長の御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回7項目を上げておりますので、時間配分を考えながら質問いたします。御回答は簡潔にさせていただいて、そして要点のみちゃんとお答えいただければいいと思います。そして、私が聞かなかったことでも、これは追加して言っていたほうがいいのかということはどうぞ御遠慮なさらずにおっしゃってください。そうしてちょっとでも時間の配分を配慮をしていただけたらと思います。お願いします。

それじゃ、1番目の新たな光ファイバーシステムについてということでございます。

これは6月議会でも私気になったもんで一番に取り上げて質問いたしました。そうすると、市長は、まだ十分できてなかったという認識があったと思われまして、告知放送に対しての市民の思いが少し勘違いされとったんかなという思いもありまして、方向転換をされたというふうに理解しております。それはそれで私

は別にどうこう思っているわけではございません。それによって今回の方針がよりよいものであるならば、それはいいことだと私は思っております。そういったことで告知放送についてお尋ねいたします。

質問の骨子に当たるわけですが、美作市は62億円も大変美作市始まって以来の大金を突っ込んだ事業でございました。それがここでいきなり、去年の11月ごろでしたか、告知放送を廃止するんだという声が出ておまして、私も選挙のときになぜ告知放送が廃止になるのかなという思いを市民の皆さんにもお伝えいたしました。そういったことで新しい方針が出てきておるわけですが、そういったことで、私は今回市民の負担の増減はあるのかとか、市の負担は今後どうなっていくのか、そして財源はどうするのか、また10年後には同じことが議論しなければいけないのか、10年後のことまでお答えいただくのもなかなか難しいとは思いますが、10年後にはまた同じことをわあわあわあわあ言わにやあいけんのんかという思いもあります。それから、新たに出てきたサイレン放送について私はいろいろと疑義があるので、そのことについていろいろと皆さんのほうでお答えをいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、第1回目でございます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、岡本議員には6月議会での確な質問をしていただきまして、この場をかりて感謝をいたしたいと思っております。殊に告知放送につきましては、当初原案が上がってきたときに私としても市民の方々が本当に廃止を許しておられるのか疑問だという話をしたわけでありまして、まさにそのとおりになってしまうと、逆に言うと、それが多分そうなる可能性もあるということで準備を内々しておりましたものですから、そのしておいた準備を今回の整理に活用させていただきます。どんなふうになるかといいますと、音声告知放送は新しい安価な端末機によって継続をいたします。それから、屋外拡声放送でありますけども、これにつきましては、配備がうまくできてない地域に増設を行います。それから、現在市内電話無料サービスというのがあるんですが、NTTのほうで新しいシステム対応できないとおっしゃっておられるんで、これにかわって携帯電話網を利用した安価な料金で、加入者間での通話が無料になるサービスを提供するというふうに考えております。

次に、インターネットにつきましては、NTTよりも安価な独自のネット事業の検討が具体的に進められておまして、平成31年2月からサービス提供できるよう準備をいたします。

次に、費用でございますけども、6月時点での、紙の上でございますけども、整備費が14億円でありましたが、さまざまな合理化によりまして、これが6億4,100万円ぐらいの見込みとなり、そしてこの6億円強につきましては、過疎債を充てるということにしたいと思っておりますので、市民の実質負担が約2億円ぐらいということになります。そして、運営経費も相当削減をいたしまして、全体としてはこの情報通信事業において年間2,400万円程度の黒字が見込まれる、つまり2億円強の支出に対して、10年間がちょうどこれの更改期になるんです、10年後にまた新たなサービスのことを考える必要があるんですが、その2億円が全部回収できるんで、再投資が可能ということで、10年後議員がおられたら、よくやったねということでややこしい質問がなくなるだろうというふうに考えているということでありますので、よろしく願いをいたします。

今後につきましては、この議会が終わったら、市民の方々により丁寧に説明していくということを考えておりますので、よろしく願いします。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

ありがとうございました。

それでは、ちょっと内部に入って質問したいと思います。

まず、屋外拡声器の件なんですけれども、これは不足しているところに、設置されていない地域への増設を行うということですが、これは何カ所ぐらいに今なるのかなと、わからないといたらいいんですか、まだはっきりしないんなら、はっきりしないでもう結構ですから、何カ所ぐらいになるのかなという思いがあります。現在何カ所ぐらいあって、将来、今後するのは何カ所ぐらいかなということですか。

そして、そのサイレンと音声で警鐘ということになっておりますが、これは無線で電波を飛ばすのか、光回線でそのサイレン放送に到達する、伝達方法ですよ、するのか、そしてまた電力は100ボルトというんですか、中国電力の電力を使うのか、切れたときのことを考えてバッテリーなんかを増設するというのか、予備のものをつけておくとかという、そういった方策について現在わかる範囲でお答えください。

それから、サイレン放送は以上ですが、もう一つ、このネットサービスのほうなんですけど、この前これを配っていただいとんですけど、これ地元業者による通信サービスも検討していますというんですけど、私は地元業者というんが、一体そういうことができる人がおるのかなという思いがあるので、これはどういったことを念頭にこういうことを書かれているのかなということをお知らせください。

それから、選べるネットサービスとして、NTTだけでなく、市独自のインターネットサービスを考えていますということは、これはNTTだけではないということは、市長、ソフトバンクとか、そういったほかの通信メーカーのことを考えられているのか、みまちゃんネルの中の一部をこういうところに設備をつくっていくのか、市独自のインターネットサービスというのはどういったものを念頭に置いておかれるのかということをお知らせください。

それからもう一件は、先ほど危機管理のこともいろいろ話してきたんですけど、全く通信手段とか、サイレン放送は聞こえるというのは別として、携帯電話は持ってない、告知放送も引き込んでない、もちろん地デジのみまちゃんネル、そういう放送も引き込んでない、世間と途絶えた生活をされと言ったら失礼なかもわかりませんが、そういった方も美作市には何件かあると思うんです。そういった方は何件あるということまで調べられているかどうかわかりませんが、もしそういった方に対してはどういったことを考えられるのか、そんなものはおらのじゃけえ心配せんでもええと言われりや、それでいいんですけど、多分恐らく数戸だと思うんですけど、あると思うんですね。そういった方にはどうしたらいいかというようなこともちょっとあわせてお答えいただけたらと思います。

2回目は以上です。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

拡声器、屋外の広報ですけど、これについての技術的詳細については、今資料がございませんので、また別途の機会にお答えさせていただきたいと思っております。

次に、ネットサービスでございますけども、市の業者ということなんですけど、市内業者ということなんですけど、私どもとしては今みまちゃんネルをCATVの企業がネットサービスに参入している状況がたくさんありますので、みまちゃんネルをその有力候補として考えさせていただいておまして、そういう意味では

みまちゃんネルが入りますと、市独自の形になります。なお、その先のプロバイダーにつきましては、いろんなプロバイダーが市内、県内にもありますので、その方々とよく相談をして、できたら市民の方が若干選べるようにということも含めながら考えていきたいというふうに考えているということでございます。

3番目に、情報を満たすという問題なんですね。今回の検討の中でもその点が一番重要なポイントになってまして、告知放送で何割一体到達するんならと、それに携帯を加えることによってどこまで上がるんならと、それでも足りないならどうするんだということで、屋外拡声器というのがまず浮上をしているということでありまして。実はそれに加えて、在来の指標でございます。これは情報通信の活用じゃないんですけども、消防等が持ってます車両でもって広報車ということで回していくというのは、その最後のバックアップ手段として考えております。これにつきましては、せんだっての水道管破裂のときにも検討をすべきであったんですけど、十分にできておりませんので、今後はこういったところについても活用していくと。

最後に、4点目ですけども、特にこの屋外広報を含めて告知が重要になる場面というのは災害時であります。災害時につきましては、本市としては要支援者、つまりちょっと寝たきりであるとか、介護状態にあるとか、自宅に一人いるとかという方々については、既にリストが作成されていて、個々の方に対する対応をどうするかという個別支援計画をつくっておりますので、その個別支援計画に基づいて、地域の方の協力をいただきながら対応していくというような重層的構造でもって、こぼれがないように、なるべくないようにと思ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

情報未達の人と今市長言われましたけど、何軒かは私もあるんじゃないかという、そのおそれがあります。それから、それを屋外拡声器でカバーするというのも、私は非常に問題があるなど、特に雨がザアザアザア降ると、音のほう聞こえないんですね。それから、こんなこと言ってええかどうかかわからんですけど、この前J-ALERTというんがミサイルが飛んだときに鳴ったんですけど、それが鳴らなかったところもあった。それはどうしてかというのは機器の故障か、今調べられてると思うんですけど、J-ALERTがうまく作動しなかったところ、そういったところでなかなか全員の方に情報伝達するのは非常に難しい。それは執行部の方もよく念頭に置いてやっていただかないと、後で問題が出てくるということが生じるおそれがあるということです。そのことはしっかりと頭に置いて、どうしたらいいかということもよく考えてください。

それから、先ほどのCATVを含めた全体の収支は2,400万円程度の黒字となる見込みですということでもありますので、できましたらCATVの料金とか、いろんな各種公共料金がどんどんどんどん上がってるという市民の皆さんでございます。インターネットも下がった、CATVも下がった、これはよかったなど、今度の改革はよかったじゃないかというふうなことになっていただければ、私は一番いいと思っておりますので、その辺の検討もしていただきたいと思います。それに対して答えが今できれば、していただくし、できなかったら、後でということ〔聴取不能〕どうぞやってください。

議長（鈴木 悦子君）

答弁ありますか。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今最終段階の検討をしてるんですけども、先ほどちょっと申し上げましたけども、市内無料のひかり電

話がやめになる、そのかわり恐らく固定費、かけ放題で月額500円とか600円とかということで、600円ぐらい、500円ぐらい市民負担が増加する可能性があるんで、それを打ち消すためにどうするかということで、携帯電話網の活用のお話をしましたけども、そこでの割引の額が平均的に1,000円を超えるような設定になるように今努力をしております、確たる話としては言えないんですけど、今の私どもの意図としては、市民負担が月額数百円ですけれども、全体として減るという方向性を目指して鋭意検討しておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、総括です。

10番（岡本 泰介君）

わかりました。総括ですけど、今回のこの改革は私が想像していたより大分よいなという思いです。3カ月待ったらこれだけよくなったんですから、12月議会だったらもっとよくなるんじゃないかという思いがあるんで、お尻が切られてるという思いがあるんでしょうけど、1つずつ着実にしっかりと各情報を仕入れられて、安く安くできるように、安くてもいいものができれば市民は喜ぶわけですので、そこのところはしっかりとお願いしたいと思って、光ファイバーに関してはこれにて終わりにいたします。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ続いて、2項目めに入ってください。

10番（岡本 泰介君）

2番目に入ります。

2番目は、しゅんせつの推進をということで、これは今議会私で今4人目ですよ。一番最初に岩江議員がして、中山議員きょうされて、和田議員もされて、それだけ市民は川の泥を上げるということに対して物すごく強い要望を持っているということだと思うんです。もう岡本さん、何で上がらんのか、泥がと、いつまでも待ってもどうにもなりやせんなどというのが私の耳に入ってくる言葉です。私自慢話するわけじゃないですけど、私はそのこの滝川との合流地点を少し上げたんですよ。それから、処理場のすぐ横の井堰のともも上げました。何か所か私は県議してるときにやったんですけども、その後一向にどこも進んだようには私は思っておりません。それで、ちょっと日本は非常に急峻な地形で、自然災害が多いんですよ。先にもうどれから言うてええかわからんぐらい毎年毎年起きとるわけで、一番最近では熊本の水害、その前では鬼怒川が氾濫した、それから去年は空知川が氾濫したですね。それから、その前は十津川とか那智川が大氾濫を起こしたというように毎年どっかには起きてるというのが、ですから余計市民の皆さんは泥を上げてもらったら安心できるのになという思いが強いわけです。それに対して市はやっぱり答えなければならぬと思っております。美作市内を流れてる川は梶並川、吉野川が本流なんですけど、支流はまたいっぱいあるんですよ。山家川があり、滝川があり、そして小さいところを言えば、海田川、河会川、後山川、河内川、粟井川、山外野川、曾井川、東谷川、大原川とか、長内川、もう10本ぐらい、ちょっとした支流ですけど、その支流もまたたまってますよね。そういったことを考えたときに、ここを県に要請してやるんじゃないというでも、これだけのものをやっつけていこうたら、少しずつやりようたんじゃ、それこそ10年も20年も30年もたつて、終わったところはまた次やらにやいけん、そういった状況にも現在なってると思うんです。38水害以来、川はほとんどつついてないんですよ。そういったことに対してやっぱり市は応えなくてはならないという思いがいたしております。

それで、私は市長には気に入らんかもわからんですけど、山から川へ政策転換をしてほしいなという思いがあるんです。山も大切です。それは私もこういう山側の人間で育ってるわけですから、山を全くさわらな

いということではきんと思いますが、それよりも先に、優先順位があると思うんです。それよりも先にやっぱし川の泥を上げて、市民を安心させてあげるというほうが、私は優先順位が高いんじゃないかという思いがあるんです。それに対して市長はどういうふうにお答えになるかなという思いがありますので、お答えいただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まさにそのとおりという気がするんですが、ただこれは県の所管事項との関係がありますんで、行政事務の移管の財源つきでやってくれるのであれば、これはもう喜んで受けるべきだと思います。ただ、山も大変大切で、御案内のとおり山家川、土居地区の方々がソーラーで心配になってる。これについては、一応貯水池を必要の1.5倍かなんかとってるわけでありまして、例えば袴ヶ仙の保安林を皆伐してしまった後、水の流れ方変わってるんですよ、あれ。本当にそういうなことで、山は保水力を持ちながら維持をしないかんのですよね。そういう意味で心配なのは、作東については一応の手配はしてるし、地元の協定を見ますと、もし想定外の災害が起こっても弁償せえと、わかりましたという協定になってるんで、いいんですけど、例えば長内川ですね、あれ見ますと、お隣の町の開発なんだけど、どうなるの、これと。地元で市会議員がおられたらぜひ御議論をされたらいいと思うんだけど、全く声が聞こえてこないのはいかがなものかと。あの辺は我々としてもよく注意をしながら見ていかなければいけないということでありまして、お尋ねのように私どもには本流として2本ありますけど、支流が山ほどあるんです。その支流は基本的に山なんで、やはり、申しわけないんですけども、治山治水はやっぱり両輪であるということ。それから、市でやるとすれば、県に行政移管を求めていく必要がありますけども、それについては、県会議員としての御経歴もあるわけですので、ぜひいいアドバイスがあれば頂戴をしたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

そのとおりだとおっしゃいました。そして、治山治水は車の両輪、このことも私も理解しております。そして、行政移管ができればということもおっしゃいました。そういったことで私は県だ、県だといってやってもこれはらちあかんと思うんです。県は大きな川では高梁川、旭川、吉井川と、大きなものを3つ抱えて、高梁川のほうを少しやってみたいですね。泥を上げてるんです、向こうのほうは。こちらは手つかずということで、ちょっと歯がゆい思いがあるんです。それで、私、これは県がしても市がしてもかかる費用はもうほとんど変わらないと思うんですよ。そういったことを考えたときに、県だ県だといってももうらちあかんのだったら、私こういうことができるかできないかわからんですけど、ごく最近はやりの特区というあの制度がきんのでしょうか。これをぜひ研究してもらいたいなと思うんです。今何でもちょっと何かあれば、すぐ特区特区といって、地方にお任せしよう、行政移管をしようというような動きは非常に激しいものがあるという思いがあります。今言うたように県にはもう任せてもだめです。もうだめというたら、私県議じゃって非常に歯がゆいんですけど、そここのところを上げるんでも4年かかってたんです。600万円か800万円の予算をつけるのにもう必死だった。岡本さん、どっか予算探してきてくれというて県の職員は言うんですよ。そんなことまで職員が言うぐらいで。もう県に頼つとつてももうこの美作市内の川の砂利を上げることはもう当分できないですから、ぜひこの特区の対応を考えてもらいたいなと。これ私自分もまだ勉強してないもんで、市長も恐らく勉強されてないんで、今すぐお答えできんかもわからんです。研究をと

にかくしてください、特区の研究を。これはお金はもう一緒ですから、誰がしたって、かかる費用は一緒ですから。その辺をちょっとお答えいただけたら。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

多分特区は無理でしょう。なぜかという、今の特区制度というのは国際競争力の維持確保のための特区であって、ちょっと届かないと思うし、特区にする必要はないんですよね。例えば私どもが県内で唯一持っている県の権限、ほかの市町村は持ってない権限があるんです。それは熊の殺処分を含めて、錯誤捕獲した熊の取り扱いをどうするかという権限を私ども県から移譲させていただきました。これは県に頼むと、来ないんですよね。みんなでこうやって押さえて4時間、最後の力を振り絞って熊が逃げたと、徒労であったみたいな話が随分あるもんですから。市の職員であれば、すぐ派遣できますんで、県とも交渉して、この間権限移譲を頂戴しましたけども。簡単に言うと、権限については、県と市町村の間で独自にやりとりできることは最近実例が示している。あとは財源なんですよね。熊の捕獲ぐらいだったら、まあ財源が来なくても、どうせ市も行ってるわけだから、やってもいいんですが、河川工事を財源なしに権限移譲受けても、これは大変なんです。財源移譲のところはどうなるか、これが交付税措置できちっとしていればいいし、それからもう一個は、国との関係で県河川管理を市が工事をしてるという状況に対して国がオーケーですよということの中で、国の補助が裏についてきますんで、それを差別なくぴしっとつけてくれるかどうかって、その財源制度のところはどうついてくるかということの研究していくのが近道であろうというふうに私は思っておりますので、ぜひまた議員におかれてもいろいろ考えていただいて、こういう特区があるよというのは、それは研究しますが、私の特区制度の理解で言うと、例の獣医のやつも国際競争力を増す観点からという仕切りになってる、どうも。それはいろいろ使えますけどね。教育の範囲では使えるんですが、なかなか河川改修のところかというと、無理かなというのが直感であります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、3回目です。

10番（岡本 泰介君）

市長は特区の対応は難しいだろうということで、研究はしてください。先ほどの財源移譲で県と行政移管が、それができれば、それはそれでいいんですけど、昨今はやりですので、特区は。お金はどちらがやってもかかるわけです。今特区で美作市が特区になれば、全国47都道府県で非常に先鞭を切ったということで脚光も浴びることでしょうし、市民も安心が増すわけですから、そんなに時間はかからんと思いますので、特区の研究をお願いしたいと思います。

それでは、河川のことは、これを総括として結構です。

次に移りたいと思います。

よろしいですか。

議長（鈴木 悦子君）

3項目めに入ってください。

10番（岡本 泰介君）

3項目めは、情報公開制度の運用ということで、情報公開制度は正しく行われているのか、恣意的にはなっていないかということです。これについて執行部のほうはどのように考えられているか、この簡単な内容なんですけど、お答えいただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私が拝見してる限り、私どもの美作市情報公開個人情報保護審査会というのは適正に機能をしておりますので、そういう意味では恣意的な問題というのは、あったとしても排除されてきたというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

市長、就任された年、26年4月18日に美作市刷新条例をつくられました。就任されてからもう間もなしにこれをぱんと出されて、すごいなと私は思っております。その中に第2条の(2)のところに、事務執行及び政策決定過程の情報の公開について、日本国内の自治体における最高の水準を達成することという、非常に立派な文章が載っております。これが本当になされてるのかな、現在市長はこの書かれた文章に対して、美作市の公開条例は公開条例に基づいて公開されていることはこのとおりになってるというふうに思っておりますか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

2つお答えいたします。その制度としては、全国どこに出してもそう恥ずかしくない制度になっていると思います。加えて、全国レベルよりちょっといいのがホームページを活用しての公開というところを市費でやってるというのが余り例がなく、これは割合進んでいるというふうに思ってます。

2点目ですけれども、その条例で申し上げてるところの情報公開については、積極的な情報公開、情報提供というものがあって、これ少しずつやってるんですけども、市勢、市の勢いであるとか、市の政策、効果等について、例えば財政総点検の公表をしているとかということについては入り口なんです、さまざまなほかの分野の達成度であるとか、そういったものについてのわかりやすい広報を、情報公開をさらに積極的に進めていくという必要性については、これからもまだまだ上り坂が待っている、課題が多いというふうに認識をしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

3回目ですな。

議長（鈴木 悦子君）

3回目です。

10番（岡本 泰介君）

それでは、私が情報公開に対して疑義を持つてるということについて具体的な例を1つお示しいたします。これは平成28年2月12日に職員と議員が出雲市へ滋慶学園関連で出張をされました。そのときの情報公開を求めた文書がここにあります。そしたら、ここに、行政として開設に関する支援策について、資金面という欄があるんですね、そこが黒塗りになってるんです。ということは、出雲市が幾ら出したかということも教えてないんです。こんなことを情報公開でやってるんです。東京の小池知事は全体をのり弁で1行し

か情報公開してない文書を見せて、こんなこっちゃいけんといって、東京都は情報公開をもっと積極的にやるんだということをおっしゃってありました。私たちは二元制というもとで執行部、議員、これはお互いに情報を共有しなきゃいけないんですよ。そうしないと、正しい判断私たちもできないし、皆さんも私たちの意見を聞いて、また修正なりいろんなことをしていく材料にさせていただきやいけんわけですから、そういったやりとりができないんですよ。二元制はお互いの情報がしっかりしてないとだめなんです。私たちは市民の情報をしっかり聞いて皆さんにお伝えをし、執行部の皆さんは現在していることの情報もしっかり議員に出して、正しく運営していただく、それをかみ合わせがきっちりいかないと、ええ市政にはならんんです。そういった意味で情報公開は非常に大切なんです。あえ、議員やこ黙つとりやあええんじゃ、それじゃあだめなんです。そしたら議員はもう一生懸命調べますよ。もう今はネット時代ですから、何でもかんでももう一生懸命調べます。東京へも出張するかもわかりません。岡山出たり、もう議員の、情報を見せていただけないんなら、調べるわけです。労力も要りますし、お金もかかるわけです。そんなことをしてたんじゃあ美作市はよくならんんです。ですから、もっともっと積極的に情報公開してください。こんなことを隠したってすぐわかるんです。出雲市の市会議員のホームページとか、市会議員に電話して、幾らだったんですかというて聞いたらすぐわかる。もうこれは今の黒塗りのところの回答ももうすぐわかってますよ。これは出雲市の市会議員が書いてるんです。建設費には3億円補助を出します。融資を2億2,000万円出します。出雲市の市会議員はすぐホームページに書いてあるんです。こんなこと隠したって何の意味もないんです。ですから、もう情報公開は聞かれたことには全部答えると。個人のプライバシーとかそういうことは、それは当然できない面もあると思いますけど。もう黒塗りする必要がないとこを黒塗りしないでください、わかるんですから。この黒塗りとか、そういうことに対して、市長はどういうふうに思いますか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私どもは積極的な情報公開主義をとってますんで、なるべく情報を出すわけですが、一定のところについて、例えば自分の情報じゃないものについては、相手の承諾が要るとか、つまり会社の情報について、その内容を公表できるかどうかとか含めて、何点かにおいて個人情報以外に制限がかかっています。その制限に該当しないものは全部公表してるんですが、その出雲市の情報であって、我々に教えていただいたときの状況が公開との関係で微妙であったということが多分原因じゃないかとは思いますが、いずれにいたしましても当市の運用については、その個人情報の保護と情報公開の条例及び関連条例に基づいてかなり厳格にやられていて、何らかの事由がそれに該当したというふうに考えられますので、お答えいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、総括です。

10番（岡本 泰介君）

市長、それはあえて言うならば、それはもう完全ないいわけになります。なぜならば、これは今言ったように28年2月12日に行ったときの情報なんですけど、出雲市の市議会議員の答えは3月10日の答えではもうそれ出てるんですから、私はそんなにもう一月以内のことですから、情報が確定してないというふうな思いはありません。いずれにしても、先ほど言いましたように議員と執行部との情報は同レベルでなくてはならんというのが私の思いです。皆さんが都合が悪いと思って隠されたら、それを私たちは一生懸命先ほど言ったように調べるわけですから、そうやって調べてわかったことで追及されるよりも、積極的に情報を開示し

て、そして市民の皆さんのために執行部も議員も一生懸命応えていくという生活を、運営をしていきたいというふうに思います。ぜひ皆さんも議員から聞かれたことに対して、ぜひ積極的に答えてください。絶対皆さんが損することはありません。美作市が損することもないんです。私はそう思います。ぜひその態度で貫いていただくようお願いして、この項の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続いて、4項目めに入ってください。

10番（岡本 泰介君）

4番目は都市公園で、これは簡単な質問でございます。

都市公園指定による美しい里山公園事業による交付金は今年度幾ら入ったのでしょうか。その入った金額は市が思っていた金額と同じなのでしょうか。少なかったとか、多かったとかでも結構です。その辺のことをお答えいただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答えします。

今年度の都市公園に絡む交付税措置額は6,590万円余でありまして、この想定のもとにほかの想定も全部やりましたけども、最終的な交付決定を見ますと、基本的にはぴったり合っていると、こういうことであります。

なお、来年度につきましては、約1億円ぐらいの見込みになっておりますので、よろしく申し上げます。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

思っていたとおりでということでございます。それはよかったなということでございますが、この質問とずれるような質問もちょっとあるかもわからんですけど、都市公園の供用はもう開始状態になつるというふうに理解しているんですか。そこら辺はどうなってるんでしょうか。ウッドチップをひくだとか、ベンチだとか、案内板をつくるかとかというようなことがあります。そういったこともまだ余りできてるように思わないんですけど、交付金はこうして出るということはもう供用開始、そがんことは関係なしに出るんだというふうに理解しているか、ちょっとその辺のことを教えていただけたらと。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答えいたします。

これについては、一部供用が行われてるという想定をしていただいて結構ですが、その交付税の算定根拠は登録面積でありますので、具体的にどう供用していくかについて問われることはないというふうに考えております。この点については、兵庫県の神戸市であるとか、岡山市において山林地域が公園として指定されているということから、同様の適用が当市にも平等に行われているということからも明らかであります。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

わかりました。都市公園についての質問は総括もよろしいです。

次に移ります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、5項目めに入ってください。

10番（岡本 泰介君）

5項目めは滋慶学園高校のことで、これは先日山本重行議員のほうからも質問がございました。私もちょっとこれよくわからないので、質問させていただきます。ダブるような面があるかもわかりませんが、簡単なお答えで結構ですので、お願いいたします。

まず、通信制高校ということで、通信制高校に通学コースと、週5日登校型という、ちょっと私たちのような年代の者には非常にわかりにくい制度でございまして、通学するんなら何も通信制と言わなくてもええんじゃないかと思ったりもするんですが、今の子どもたちの多様性に応じた学校になるんだろうという思いがあります。そして、その中にスポーツ専攻で、サッカー、軟式テニス、ゴルフ、剣道、駅伝というふうに書いてあります。これはスポーツ専攻ですから、きのうのこの前の話を聞くと、午前中勉強して、午後からはこのスポーツのほうに力を入れてやるんだということでございますが、例えばサッカーのことになると、あそこはグラウンドが非常に特別養護老人ホームもできた関係もありまして、狭くなって、あそこを駐車場なんかしたら、ほとんど使えなくなるような段階じゃないかなと、体育館はあるけど、体育館の中でサッカーというのもおかしいでしょうし、こういった生徒が仮に、サッカーなんか団体競技ですから、ある程度人数が来てやらんと、そのために湯郷Be11eと提携してやるというようなこともあるのかもわかりませんが、とにかくサッカーに1学年80人で3年ですから、サッカーに20人か30人ぐらい来てくれんと、練習にもならんんじゃないかなという思いがあって、こんな場合どうなって、本当にこういうことができるんだろうかなと思います。それから、硬式テニスでも、これはもちろん1人でできませんよね。ネットに向かってぼんぼんと〔聴取不能〕何人かがおって、それから指導者がおって、やらんと、練習の成果も出ない。ゴルフは個人競技ですから、ゴルフ場行けば、コーチさえおればできると思う。剣道も相手が要りますよね、何人かは。1人ばあで面々というて振りよつてもええことにはならんわけですから、少なくとも5人や6人おって、お互いの練習せんとできない。それから、駅伝、まあまあ一人で走りゃあ、できるかわからん。駅伝ですか、これは何人かでバトンを渡していくわけですから、これも何人かは、少なくとも5人や6人おらんと駅伝にならんわけですから、そうしたことを考えたときにこういったことが本当に可能なんだろうかと、大原でという思いが非常に強いんで、先のことばあ考えてけちをつけると思わずに、どういうふうなことになっていくんだろうかと、ちょっとお答えいただけたらと思います。学校でないので、答弁しにくいかわかりません。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、通信制高校というのは今おっしゃったように多様性、柔軟性を強く発揮をしている現代の若者の就学する場所として柔軟性を持ってカリキュラム構成をする方向で文科省も指導しておりますし、幾つかの通信制高校が滋慶と同じように寮をつくった形でえらい伸びているという現状があること、加えて、幾つかのスポーツにおいて普通科高校よりも定通、定時制通信制高校の力量が上回ってきているということで、体育の

世界で非常に注目をされてるという背景があることを申し上げておきます。

どうするかについて具体的に、私も全てのことがわかってるわけではありませんけれども、一般に申し上げますと、おっしゃるとおり旧大原高校跡地にあるのは体育館のみでありまして、グラウンドについては、やすらぎ荘ということになっているわけでありまして、したがって、私ども聞いておりますのは、大原町が設置した高台の上にある運動施設があります。これの利用をさせていただきたいとか、あるいは剣道については、武道館の活用、あるいは隣接する道場の活用といったところに彼らが着目し、適正な割引料金のもとに子どもたちがそこで訓練を受けるといったこと、駅伝につきましては、大原の大地、あるいは山登りであれば、箱根に匹敵する東栗倉の上り、こういったものが有効に活用されるというふうと考えております。サッカーにつきましては、大原地内での利用もできますけれども、加えて作陽高校などの関係者も御覧になったら分かりますけれども、当市のグラウンドの人工芝をよく活用しておられることは御案内のとおりでございます。似たような状況になるのではないかというふうに思っております。つまり当市にはたくさんのスポーツ施設があります。そのスポーツ施設を活用する中で、子どものトレーニングに生かしていくというのが基本的な考え方というふうに承知をいたしております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

多様性に応える学校ということですけど、今の市長の説明にも少し無理があるのではないかなとは思いますが。例えばサッカーなんか、林野というたらおかしいけど、この美作のコートと大原と子どもたちが行き来できるのか、毎日毎日、高校ですから、15、6歳の子どもが週に5日も6日も行き来できるのかと、こちらへ寝たり起きたりする拠点を仮に美作に置いたとしても、朝8時半か9時までには大原へ行くという方法も非常に今の段階では現実的には苦勞される。オートバイも免許もまだないような時代もあると思いますし、ちょっと無理があるのではないかなという思いがあります。ゴルフ場も今どんどん閉まって行って、一番近いところも日本原ですか、大原がなくなりましたので、武蔵、日本原あたりになると思いますし、そこもそんなに子どもにしゃんしゃんしゃんしゃん使わせてくれるんかくれんのか、ようわかりませんし、打ちっ放し場は大原にもありますか。大原には打ちっ放し場聞いたことも余りないんですけど。なかなか現実的に子どもたちが本当にこれに対応できるんか、看板倒れになってしまうんじゃないかという思いが私、老婆心ながらそんな思いがしてなりません。そういったことに対して、市長は学校長ではないし、滋慶学園の経営者でもないの、それを答えというのも酷な話かもわかりませんが、これまで私が思うのにはこのスポーツ専攻も非常に無理があるのではないかな。

そして、2番目の進学専攻、医療、福祉、医学、薬学、ロボットプログラミングということが出ておりますが、ロボットプログラミングなんか専門的な先生が本当に大原まで来てくれるんだろうかという思いがありますし、これはどっかの大学の附属みたいなのがやるのが一番いいんじゃないかなという思いもあります。医学、薬学、これに関しても、ここは滋慶学園ですから、看護学校があるわけですから、医療、福祉の辺まではわかって、医学、薬学まで本当にタッチできるんだろうかな、そこまでタッチした進学コースが、進学専攻がとれるんだろうかという、私の素朴の疑問なんですけど、そういったことに対してどういうことになっていくんでしょうか。今言ったように市長は学校の経営者でもないの、そういうことを私がここで答えと言うのも非常に酷な質問かもわかりませんが、市が補助金を出して運営していく学校ですから、うまくいかない困るわけですから、そこら辺に対してどう思われてるか、もしお答えできればしてください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ありがとうございます。そういう議員御自身の言葉で老婆心とおっしゃった御顧念がないように、希望するだけじゃなくて、そういうお話があったことを学園のほうにお伝えをしておきます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

ここでこの問題を市長に幾ら突っ込んでいっても、それは無理なことだろうと私も思います。しかし、先ほど申しましたように市が多額のお金も出し、そして滋慶学園さんも大きな投資をされとるわけですから、成功されたいと思うとられると思います。私はちょっと無理があるんじゃないかなという思いがするもので、私も頭が少しだんだんかたくなってるから、世間と少しかけ離れてることを考えてるのかもわかりませんが、もう少し私も勉強しながら様子を見ていきたいと思います。

それでは、この項はよろしいです。

議長（鈴木 悦子君）

次に、6項目めに入ってください。

10番（岡本 泰介君）

6項目めはホー・チ・ミン像についてです。

ホー・チ・ミン像の受け入れと設置場所に対する市民の疑念という質問の要旨を上げております。私は、市長、ちょっと聞いてください。44、5歳のときにハワイへ行くことがありました、それはもちろん二、三回目だったと思うんですけど。そのときに普通日本人は行かないんです、パールハーバーにアリゾナ記念館という、去年うちの安倍さんが行ったんですけどね。日本の首相として初めて行ったんです。真珠湾に日本軍が沈めたアリゾナという戦艦の上にメモリアルの建物が建って、私はそこへ行く機会を得た。本当日本人ほとんど行かない。向こうも来てくれえということはもちろん言いませんので、でもアメリカは自由の国ですから、日本人が行くことも拒みはしません。でも、ガイドは言いました。とにかくお酒飲んで行ってくれるなど、大きな声で話をしてくれるなど、静かにゆっくり見てくれということを知って、そうやっておどされとるもんじゃけん、恐る恐る行ったんですけど。それで、そこは湾の真ん中にあるもんですから、船で行くんですね、5分ほどなんですけど。その船の中でまた注意があつて、注意というんか、説明もあつて、行ったら、海を見てください、その記念館からですよ。ほったら、戦艦アリゾナの油がいまだにぼつ、ぼつ、何秒かしたらぼつと浮いてくると、そういうとこも見てくださいと、中の資料も見てくださいというような説明もあつて、静かにして行って、見学しました。そして、ガイドがああ言ったんじゃないけど、ちょっとのぞいてみようかと、そしたらぼつ、ぼつと確かに油が上がってきよんです。それはまあよかった。ところが、それをここでアメリカ人の女の人が、私と同じぐらいの人が、45、6歳の人が見てたんです。そしたら、その人がぼろぼろと涙出して泣き出した。何か私はそのときもう心ががんと凍ってしまって、何を見たやらわからん。すぐ帰る船に乗って、いなにゃあいけんと思って、帰ったん。ですから、戦争の傷というのは深いなど、もうそのときにつくづく思いました。アメリカの、恐らくその女の人は私と同じぐらいだったから、お父さんが亡くなられたんか、おじいさんが亡くなられたんか、私はもちろん英語もようしゃべれませんから、泣きょうる人にそんなこと聞くのもあれです。ようしませんでしたが、戦争の傷跡というのは

物すごい深いもんだなということをもう身をもってわかりました。私は戦後生まれですから、パールハーバーのことなんかも後でニュースで知っただけで、実際のことは知りませんでしたけど、でもそういう私でさえ、がんと頭をたたかれたような気持ちになりました。

そういったことを考えたときにホー・チ・ミンという人がどういう人だったのかなということを私も思いをはせました。ホー・チ・ミンさんという人は私も中学校、高校時代にベトナム戦争があったわけですから、新聞でも見とったこともありますし、ホー・チ・ミンさんという人は北軍の指導者で、南軍と戦う人だったんですけど、そういうことでホー・チ・ミンという名前ももちろん今も知っておりますし、当時も知っておりました。そして、ベトナム戦争、いつ始まったかわからないんですけど、十何年戦争して、ソ連とアメリカとの代理戦争みたいな戦争だったと言われてるんですけど、南北両方で600万人ぐらい死んでいると。アメリカ軍は6万人死んでるんです。アメリカ軍は6万人死んでる。そして、アメリカと同調した韓国軍、フィリピン軍、タイ軍、ニュージーランド、オーストラリア、各国の軍隊が行って、それはアメリカ軍ほどたくさん行ってないですけど、そこからも死者は出てる。もちろんベトナムは南北相争うわけです。同胞が相争うわけですから、もう弾を打ち合うて十何年戦争して、今言うたように600万人も死んだという、そういう戦争の指導者なんです。そして、今ホー・チ・ミンの像はハノイに永久保存措置をされて、たくさんの人がそれを取り囲んで見に来てる施設がありますが、私も行きましたけど、見ました。そういった、そして北軍が勝って、北ベトナムはベトナム共和国となったわけですが、やはりこれは中国とかキューバとか似たような社会主義国で、共産党一党支配の全体主義の社会を今築いて、いまだにそれが続いているわけですね。私はホー・チ・ミンという人のことを考えたときに、もし全体主義は必ず私は潰れるというんか、民主主義に変わっていくという、これは世界の法則みたいなもんじゃないかなと私は思っておりますが、全体主義は必ず民主主義に移っていく。そうなったときにホー・チ・ミンさんは一体どういうふうの評価されるだろうか。私はそういう思いも今持っております。ですから、私はそういう軍人の銅像を飾るということに対しては非常に私は疑念があります。その像をほんならアメリカ軍の、今言ったように子孫の人が、6万人の親族や子孫の人が見たときにどう思うかというような思いもあります。ベトナムの南北戦争で戦って、南軍の何百万人死んだ人の中の遺族がそれを見たときに、ああ、これはええ、ホー・チ・ミンさん、万歳というて本当に思うだろうかという思いが私はいまだにしているんです。ですから、そういう指導者の像を飾るということに対して、私は大いなる疑念を持っているということを申し述べたいというふうに思っております。ですから、もう受け入れるんだと、もう決まっただというふうに市長はもう言われるんかもわかりませんが、そういったことを思いをはせたときには、これはまずいなという思いがしてなりません。それに対して市長はどのように思われますか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

軍人という言葉が出ましたけれども、恐らく世界の歴史を見る人から見て、ホー・チ・ミンが軍人だという評価はまずないと思います。苦難に満ちたベトナムの独立のために理論的指導をした人、詩人でもあったり、むしろ文人的な色彩が非常に強いわけですよ。ですから、国連においても20世紀をつくった敬愛すべき人物として認証されているということでもあります。その辺が我々が見ているホー・チ・ミン像、像というのは姿でありますけれども、ぜひ議員にも御同調いただければと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

政策参与。

政策参与（山下 亨君）〔登壇〕

なかなか岡本先生から突きつけられたお話はちょっと私の想定を超えておりますので、いい御答弁になるかどうかわかりませんが、あらかじめ事務局のほうで準備をしておりますものもありますので、私なりに答弁させていただきたいと思います。

ベトナムと日本の関係は先生はもうずっと長い間のお勉強されたことで御存じだと思いますが、奈良時代には阿倍仲麻呂が向こうで唐の国の役人になって、ベトナムの総督になったりしておりますし、つまり日本人が向こうに行って、ベトナムの人民と一緒に仕事をしております。それからまた、今私も古文書の研究会、読書会で勉強させてもらってますが、安南国漂流記というのが秀吉の時代に日本のいわゆる古文書として残っておりまして、この中にも日本の船が何隻も何隻もベトナムに漂着しては、向こうの方たちに助けられたといったようなことも書かれております。つまり古来から日本とベトナムはやはり何らかの関係が多くあったんだと思います。

そして、日本軍は大東亜共栄圏ということで、フランス支配のベトナムを解放するんだという名目もあったんでしょうが、〔聴取不能〕しましたが、不幸な歴史がありました。その後、愛国者のホー・チ・ミン氏が頑張って独立運動に邁進して、南北ベトナムが統一されました。そして、現在はベトナム社会主義共和国として1976年に成立したところであります。こういった国の主席を務められたホー・チ・ミンさん、今申し上げただけでは皆さんに御理解いただけないかもしれませんが、皆さんもう御存じのことばかりでございますので、簡単に申し上げますと、やはり一生涯をベトナムにささげた英雄であったということでございます。国の最高責任者でありながら、ガンジーさんとか、そういった方と同じように自分自身が質素な生活を送って、子どもや青年、あるいは農民や貧しい人々にいろんな配慮をした博愛精神に富んだ、あふれた人物であったというふう聞いております。特に、これについてはいろいろ説もございますが、詩人でもあり、文人でもあったということでございます。何やら阿倍仲麻呂に連想するような方じゃなかったのかなと思ったりもします。

このホー・チ・ミンさんの功績は、実は先ほど市長がちらっと国連云々とおっしゃってましたが、ユネスコの1987年のユネスコの総会におきまして、平和・民族独立・民主・社会の進歩を獲得するための全民族共通の闘争に貢献した人物として議決がなされました。国連加盟国にも通知がなされております。つまり国際社会で評価が確立されている人物でございます。軍人という言葉がございました。岡本議員の言葉には軍人というのがありましたが、それは軍の一翼を担ったことがあるのかもしれませんが、やはり平和、独立、ベトナムを何とかフランスから解放して、そして独立国にしようと頑張った方でございますので、我々はどこかで尊敬している方でございます。

このホー・チ・ミン先生のホー・チ・ミン像の設置場所ということで今回御質問があったわけでございます。予定してるのは作東バレンタインパークでございます。ここは旧作東町のまちづくりの一環でつくられた施設でございますので、岩崎先生とか、作東町のOBの関係者は当然中身をよく知っておられると思いますが、結局昭和53年9月に作東町長に初当選した江見晴則さんが当時どこの都市でも行われてた総合長期計画というものの作成を命じまして、10年間の作東町のこれからの将来像は何だということで計画をつくったわけです。この中に「21世紀のこころをめざす愛と長寿の田園調の町」という将来像を示したわけであります。この愛、あるいは長寿とか、いろいろ言葉はありますが、いずれにしても、当時は作東町がいわゆる開発型、いわゆる総合中央公園をつくらうじゃないか、道路交通網も整備しようじゃないか、産業活性化も図らうじゃないかといったようなことを次から次と考えておった時期でございました。したがって、新総合長期計画というのがまた次の10年にあるわけですが、このあたりに来ますと、この総合公園で当初考えて

おった愛と長寿の田園調から少し進みまして、フランスのバレンタイン市との交流のあたりまで行きます。これが〔聴取不能〕年4月以降の話になります。この作東町の国際交流事業の取り組みはフランスとか、あるいはオーストリーとか、あるいはカナダ、カナダはまだそのころはなかったのか知りませんが、それだけのお話ではなくて、中国の留学生を招いた講演をやったり、そこにバレンタイン行かれますと像がありますが、愛と平和といった、これは満州国の総統の字があったり、いろんな形でのバレンタインパークはようするにバレンタインという言葉が江見晴則さんは使われて、作東町の国際イメージを打って出る、つまり活性化の道具として、活性化を端的に示して、この町は変わるんだぞということを若者に示して、職員にも示して、そしてバレンタインパークが恋人の聖地でもあるんだよというふうにしていく、そういう仕掛けは、これは実は静岡県NPO法人の地域活性化支援センターが実施しておりました恋人の聖地プロジェクトというのがありまして、当時これに応募しまして、138カ所が認定され、ここの作東バレンタインパークもそれに指定になったわけでありまして。これに加わって、一気に恋人の聖地プロジェクト、ここに今度はレイモン・ペイネさんの絵が加わってきます。あるいはロダンの彫刻が加わります。という形で、ここのバレンタイン市とのバレンタインというイメージと作東町のこのイメージが、作東町の美しい中央公園のイメージがだんだんとなじんでくるようになります。今では桜で町民みんながあそこに寄って、花見をしたり、みんなに慕われてる、もうこれ以上慕われている公園はないと思うぐらい慕われております。そういうところにホーおじさんと言われるベトナムの英雄、偉人ですね、世界的な偉人の一人ではありますが、この人の像をベトナムの政府が送りたいということで指名をしてくれているわけでありまして。したがって、これは一方では外交関係の話でありますし、一方では僕は美作市が国際的に、いわゆる後進国とはいえ、きちんとした国家から評価されたわけでありまして、しかもここがバレンタインのパークが一番いいんだということを彼らが我々のほうに来まして言っているわけですので、それを受け入れるのが友情でもあり、国家間の外交関係の一助になることだろうと私は思います。

これから始まっていきます我々が考えていかなきゃいけない、こういった国際交流というのは、何もバレンタインから始まって、あの名前をつけて、下水道のたしかマンホールにもバレンタインになっておりますが、ああいうふうにつけていろいろ利用させていただいて、もちろんバレンタインとの友好関係もまた続けないきゃいけません、次々また国際関係が進んでいきます。何もホー・チ・ミンさんの像だけが今問題として取り上げられているようでもありますけども、ホー・チ・ミンも多くの人の、ベトナムとの交流の大きな役割を果たすものであります。我々もそれを受け入れることによってベトナムとの友好を広げていきたいと思っております。特に日本全体に23万人ぐらいいらっしゃるベトナム在住の方たち、その1割でもここに来てくれればという、これは期待でございますけども、バレンタインホテルもございまして。あそこのパーク日本庭園は非常に外国人からも好かれております。こういったものに我々が大きな寄与ができればいいじゃないかというところで提案されているものであります。

一応以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

ホー・チ・ミンさんはそれは軍人ではなかったかもしれませんが、北ベトナム軍を指導した最高の指導者ですかね、そのことについては間違いないと思います。南北戦争を指導した第一人者であったという思いです。私はベトナムと仲よくすることは非常にいいことだと思いますよ。日本は貿易立国ですから、世界中のどこの国とも仲よくして、今北朝鮮とはちょっと仲よくできんかもわからんですけど、世界中の国と

仲よくして、いろんな交流を図っていくということについては、私は大いに賛成しております。しかし、先ほど来申し上げておりますが、山下さんのお言葉は、それは第三者の言葉なんです。当事者の言葉じゃないんです。当事者は先ほど言うたようにぼろっと涙をこぼす人なんです。ベトナムにはそういう人が必ずいますよ。南北戦争で血を流して、北ベトナム軍に殺されたとか、南ベトナム軍に殺された、ぼろっと涙をこぼす人がベトナムには必ずいるんですよ。6万人のアメリカ軍の子孫には必ずそういう人もいます。その人がこのことを知って、また旅行に来てみたり、ニュースなんかでこのことを知って、本当に美作市はええことをしたなというふうに思われるんでしょうか。それ大多数の人はいいと思うかもわかりませんが、何人かの人はそういう人はおるんですよ。それを私は言ってるんです。当事者の人の心を言ってるんです。そこまで考えんでもええと言われりゃあそうかもわかりませんが、政治をするもんにはできるだけそういうものは避けたほうがいいというのが私の思いです。せめて写真ぐらいで済ませたらなという思いがあるんですけど、もう像を置くんだと、台座までできとるという段階にもなっております。私はことしの4月から出た議員ですので、その前のことがよくわからなかったんで、この前の全協の後、次の日にバレンタインに行ってきました。もうビニールシートをかけてありますけど、もう台座ができとったんです。私18日は知らなかった、台座ができとることを。それはいいとして、もういい言うかさておいて、私は先ほど来申し上げておりますように当事者の気持ちを大切にすることに関しては、こういうのはまずいという思いです。市長、2月14日は何の日ですかね。バレンタインデーですね、チョコレートを渡す、恋人の聖地として恋人たちが女性が男性にチョコレートを送って祝う、愛を告白してもいい日だという、そういったことを考えたときにもう美作市内であそこへ飾るんが一番ふさわしくない、私はそう思います。美作市内429平方キロあるんですけど、あそこへ、今山下参与も言われました、国際イメージを示すんだ、恋人の聖地プロジェクトの一環であそこへできとるといような、そういうことも山下さん〔聴取不能〕そういったことを考えたときに、あそこは一番ふさわしくない、私はそう思います。それに対して皆さんどう思われますか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員の当事者の方々の少数であっても気をつけたほうがいいねという、そういうお気持ちについては、これは非常に重要な指摘だと思っております。一方で、議員がおっしゃるように私はこの場所が一番不適切なんだという言葉に対して当事者の方々がまた逆の響きを思っただけ涙を流されるということもあるような気もいたします。いずれにしても、お互い謙虚に行政というもの、あるいは〔聴取不能〕というものは続けていきたいという感想を持ちましたので、さよう申し上げさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

そう思われるのであれば、設置する前に、像をあそこへ設置するんだということを決めることを皆さんに相談されんといけんですよ。その相談はあったんかなかったんか、どうもなかったような気配ですわね、あそこへ像を設置する。向こうの方の意向はそこがええと言われたから、そこにしたと言われるんですけど、こちらのほうのサイドの相談はなかったように思います。それだから作東町の方も非常に立腹されておるといことも聞いております。強硬手段をとろうかというような話も出てるやも聞いてるんですけど、どこまでどうなるか、私は今のところわかりませんが、そういったことがあったときに、また美作市も恥に

なるわけですから、こういうことは慎重にされんといけんですよ。像の問題が起きたことは前の全協も含めて言いましたけど、いっぱいあります。国旗を焼いたという問題よりも像のほうが多いですよ。最近では500年前のコロンブスの像をひっくり返そうかという言よんですよ、アメリカでは。何でなというたら、先住民を迫害した、500年前のことを言ってコロンブスの像をひっくり返そうというてというような運動がアメリカで起きとんです。ホー・チ・ミンさん50年弱ですけど。とにかく像というのは後々に負担を残す大きな問題であるというふうに指摘しておきます。

もう時間がちょっとありませんので、この項はこれでよろしいです。

次は7番目に入らせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

7番目は10分間休憩した後にしてください。

10番（岡本 泰介君）

いや、もうよろしいですよ。しましうか。はい。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、10分間これより休憩いたします。

午後4時16分 休憩

午後4時26分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

岡本議員、7項目めから。

どうぞ。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

最後の項目です。これは事業仕分けのその後についてということで、この質問は6月議会で岡野議員もされたと思いますが、岡野議員の内容とはちょっと私は視点を変えた質問をいたします。

事業仕分け台帳は大変よくできた資料であるという思いです。一つ一つ精査し、市政に生かすべきであると、今まで取り組んだ改善策についての報告並びに今後の取り組みはどのようにするのか、計画はあるのかを問うということを書いております。

まず、1回目はこのことについて、それじゃあお答えください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

事務事業についての問題ですけども、仕分けの問題と台帳の問題と2つありまして、事務事業についてきちっとした台帳管理をして、どういう目的でどういう資金が立ってる、何課が担当して、どういうことを目的にしておるのか、こういうことについて台帳を整備したことというのは、これは一定以上の評価をすべきだろうと思います。一方で、事業仕分けにつきましては、燎原の火のごとく一時広まりましたけど、その手法の非永続性というか、事業の評価というのは毎年毎年実は変わるものであります。その毎年毎年変わるものというものと、それからもう一個は、事務事業というのは、これは事業の継続性って結構重要でして、継続する中で磨き上げていくということが必要なので、そのやり方については、例えば一定期間においてみんなでわっとやって、熱っぽい議論をして、よかったねというやり方もあるんでしょけれども、議会におい

て市民の方々の意見、例えばきょうの和田さんのような現場を歩いて、ある奥様がおっしゃったことについて反応し、それを我々が受けとめながら改善をしていくといった、全員が日々参加をしてやっていくというやり方とどっちがいいかということになったわけでありまして、今の時点における全国の潮流は市、議会であれば市会議員の方々の声や、あるいは我々としては広報広聴と言いますけども、典型的に言えば、アンケートであるとか、行政懇談会であるとかと丹念、地道にやりながら細かいところも含めてきちっと対応していくという手法のほうが世界的に見てもそうですけども、妥当であろうじやなかろうかというところにほぼ結論が出てるといふふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

この事務事業をネットでよく調べてみますと、一つ一つにつくった人の名前まで書いてあって、非常によくできた資料だなと、参考になるなという思いでおります。私も462ある全てを見たわけではないんですけど、ばらばらばらばら時間にあるに任せて見てまいりました。そういったときに、あ、これはどうかな、これはどうかなというもんも1つずつ上げればあるんですけども、市でも、私たち隣組、部落なんかでも、一旦始めるとなかなかやめれないんですね。特に施設がある場合はもうやめれない、そこへ建物があるわけですから。それはやめれないということで、ずるずると続いているもんも私は中にはあるという思いでおります。そういったものに対してどのように市としてこれから取り組んでいくかということ是非常に大切であろうというふうに思います。本当に利用がされてないものでも毎年40万円とか50万円とか60万円とか、大きな金額でないにしても予算がついて、毎年毎年繰り返されていって、いかなものかなというもんの中には含まれております。そういったものに対してどういった思いでおられるだろうかという気持ちがあるから、それに対して市としてはどのように今後考えられていくのかなという思いがありますので、それについて答えていただければと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答え申し上げますと、1点目は、当市の予算査定はそんなに緩いものとはなっておりません。したがいまして、5万円でも5,000円でも切るべきものは切ろうというようなことで、幾つかの団体への参加費であるとか、そういうようなものについても削減をしてみたり、あるいは削減をしたら、ぎゃって言って怒ってくるんで、復活をしたというようなこともありますけれども、日々の点検の中でのなるべく無駄がないようにしているからこそ、御案内のようにこの3年間、今までのレベルよりも相当速いスピードで基金がふえ、借金が減っていると。しかし、しかしですよ、しかしおっしゃるように、ひよっとしたらまだ私どもの目が行き届いてないのであって、したがってまだまだ無駄が残ってるということを完全には否定し切れないというのが事実であろうかというふうに思うわけでありまして、もし具体の御指摘をなさるんなら、ぜひお願いをしたい。総論で言っても余り意味ありませんので、こういう項目があるよという御指摘であれば、私どもとしても真摯に伺いますけど、可能性としてあるんじゃないかろうかというのはちょっと、一応市会議員のバッジをおつけになった以上は怠慢というそしりが免れないという可能性もありますので、具体的に御指摘をされることをお勧めをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

指摘してくれということですので、一生懸命研究して指摘したいと思っております。議員の皆さんもぜひこの事務事業のことはよく勉強していただいて、市長が言われるように指摘されていったらいいんじゃないかと思います。

そして最後に、もう時間が余り30秒しかないんで、もう一つだけ最後に御質問します。

これは4年前にできた資料ですので、それは先ほど市長も言われました、年々変わるだろうと思えますし、その後、もう4年たったわけですが、オリンピックじゃないんですけど、4年たったらもう一度、今度つくるのはまた前より簡単だと思うんで、もう一度つくっていただけたらという思いがありますが、それはいかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御要望として承りましたが、先ほど申し上げましたように一般論としての話と具体の御指摘というものがあまして、有用性を確保するためには、ぜひその前にこれは要らないんじゃないかという具体の御指摘をいただき、そして議会でもそれを議論した上で、前進ができるというような状況にあることを期待をいたしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

わかりました。一生懸命勉強して、指摘いたしたいと思います。

もう時間がありません。終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号10番岡本泰介議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は12日午前10時からです。

大変御苦労さまでした。

午後4時34分 延会

平成29年9月12日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（平成29年第5回美作市議会9月定例会）

平成29年9月12日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光									
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨								
政	策	審	議	監	福	原	覚	総	務	部	長	岡	本	和	之						
危	機	管	理	監	皆	木	佳	久	企	画	振	興	部	長	池	田	義	和			
綜	合	戦	略	監	大	森	洋	平	市	民	部	長	角	南	良	雄					
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘		経	済	部	長	遠	藤	宏	一					
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀					
教	育	次	長	山	名	浩	二		消	防	長	山	崎	正	雄						
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	観	光	振	興	課	長	春	名	信	明			
危	機	監	理	室	長	補	佐	小	林	健	一	都	市	住	宅	課	長	小	林	英	樹
社	会	総	務	課	長	宮	前	聖													

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	大	佛	裕	彦				
主	任	井	上	大	佑				

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番12番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

議長の許可がありましたので、29年9月の議会の私の一般質問をこれからさせていただきます。

まず、最初に質問項目の順番の変更の許可をしていただきたく申し出ます。

1項目めにホー・チ・ミン像の設置についてを行い、あとは順番どおりでお願いしたいのでございますけれども、よろしいでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

はい、許可いたします。

3番（岩崎 清治君）

私は、ホー・チ・ミン像の設置の質問に入る前に、昨日の岡本議員に対する答弁をそこにおられる山下さんがされましたが、そのことを聞きまして私は非常に立腹し、それを通り越えてあきれて物も言えない状況でございました。今、ここにおられる方々の中で、山下さんはバレンタインパークに一番近いところに住んでおられ、また地域の方々にホー・チ・ミン像設置の説明に行かれてっていると聞いております。そうであるのに、地域の思いが酌み取れてない、表面的、物理的のみのことで思想的な内面を少しも理解してない方の答弁は私は聞きたくない。まず、最初に申し上げたいと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

ホー・チ・ミン像の設置については、8月に開催された全員協議会で説明がなされましたが、既に既定路線であり、バレンタインパーク作東にある文化芸術センター1階に設置するとのことであります。私自身は、設置場所については納得いかないことであり、複数の方に意見を聞きましたが、多くの方が強い反対の意思を示されております。理由は、旧作東町は愛をテーマにまちづくりを行い、その結晶がバレンタインパークであり、日本の愛の聖地とも考えております。また、長い年月の間に姉妹縁組を締結してるフランス、カナダ、オーストリアの3つのバレンタイン市との交流もあり、他の像等は強烈な違和感が生まれるとの意見であります。例えば、大原の宮本武蔵像や湯郷の円仁法師像の隣にホー・チ・ミン像を設置するもの

と同等であり、皆さんは設置に賛同されますか。私は、全てについて違和感があります。また、一部の人の意見だけではなく、地域の多くの人の意見を参考にしてほしい。市民の声を十分に聞くことなく、事が次へ次へと進んでいくような今のやり方は不満である。このような行政不信につながるというような厳しい意見もございました。

質問でございますけれども、バレンタイン作東の生い立ちや作東のまちづくりについて、市民の中には知られない方も大勢おられますので、詳細な経過説明を求めます。また、先ほど言いました内面的なことに関連するんですけれども、少林寺拳法開祖の像——宗道臣先生の像なんですけども——これがバレンタインパークの一角に設置されています。どこに設置され、その場所の意味、設置をされた場所の意味も想像してみてくださいを願いたいと思います。

2項目めですけれども、バレンタインパーク作東に像を設置することに強固な反対者が多い中でも、なおかつ設置を強行されるのか。設置をした場合には、日本だけの問題ではなく他国がかかわるような国際問題には特に慎重に行い、反対者がいない状態で行わなければ将来に禍根を残すと思いますけれども、どうでしょうか。1回目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

山下政策参与。

〔3番岩崎清治君「済いません、質問をしないようにって言うております」と呼ぶ〕

質問。

〔3番岩崎清治君「回答、質問をしないようにお願いしとります」と呼ぶ〕

はい。質問者からそういう申し出がありましたけれども、しないようにというて。ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前11時05分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しておりますので、ここで委員長報告を受けます。

尾高委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど休憩中に、議長、委員、市長、副市長、政策参与、政策審議監出席のもと議会運営委員会を開催し、先ほどの一般質問の答弁について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

答弁者については、質問通告書で答弁者の指定をしております。これについては、議長はこれを尊重して執行機関に出席を要求することになります。しかしながら、答弁者の指定は議員の希望であります。議会運営委員会の手引き等をもとに判断した結果、質問に対して誰が答弁するかは執行機関が判断するものと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、一般質問の答弁から始めます。

〔3番岩崎清治君「議長、休憩の動議をお願いします、議事進行で」と呼ぶ〕

ただいま岩崎議員のほうから休憩の動議が提出されました。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

〔「数える必要ないんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。したがって、この動議は否決……

〔「岩崎議員も立てらにやいけんよ」と呼ぶ者あり〕

〔3番岩崎清治君「ああ、僕も立てる」と呼ぶ〕

〔「そりゃ、そうじゃ」と呼ぶ者あり〕

〔3番岩崎清治君「済いません、自分の」と呼ぶ〕

賛成多数ということで、したがって動議は可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時40分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を行います。

それでは、一般質問の答弁から始めます。

答弁をお願いします。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御質問の中で経緯ということがありましたんでお話をしますけれども、御案内のとおり当市の在住の外国人の中でベトナムの方が過去数年間確実にふえているということもありまして、私ども状況を注視したところ、非常に在留外国人の中では私ども美作市の市民との関係もよいということが、例えば作東産業団地の関係の方々や地域の方々から上がってまいりました。来月になると思いますけれども、作東町内のあるところで収穫祭、田んぼの収穫祭があります。そこには長いつき合いのある営農家の方が、その長いつき合いの中で培ってきたベトナムとの交流を生かしてベトナムの方がギターで歌うというようなことも行われるわけでありまして、そういう意味でベトナムと作東地域の多くの方々の関係っていい。そこで、本市としては今後の国際関係の進展ということについて、ベトナムを一つの候補として随時さまざまな交流を進めてまいりました。その交流の中で、次第にベトナムの政府との関係も構築をする必要がある。殊にオリンピックを控えて、いわゆるホストタウンということが国の施策として出てきて、そのホストタウンになるためにはもちろんこちらが手を挙げるわけでありまして、相手国の政府からもそれはよいことであるということである程度了解をもらって、そしてそのことを国に報告することによってホストタウンた

り得ると、こういうなことになったものですから、ベトナムの在大阪の総領事館を一つの窓口としてさまざまな折衝をし、ホストタウンの実現に成功してきたわけでありましたが。そして、そういうつき合いができた中で、今度はさまざまな形で総領事館が、何ゆえこの町はベトナムに熱心なのかという疑問を持たれたと思うんですけども、頻りに当市に御来訪いただき、ベトナムの文化についての講演会とかいろんな活動が始まり、そうこうする中で私どもの市民の方々の間でも日越友好協会ってなものができる。そんな動きの中で、なるほどこれは小さい町だけでも、ベトナムとの関係が非常によい方向に発展するという確信をベトナム政府が持ち、そして領事館から外務省、そして関係省庁、首相府も含めて話が行って、ぜひ今後の日越の友好関係、越日の友好関係を象徴する21世紀の姿としてホー・チ・ミン像の寄贈をしたいという話になり、そしてその場合どこに設置をするのがいいかということの中で市内のいろいろなところの視察があったわけでありまして、バレンタインが愛というものをテーマにし、そして人類愛ということのある種の一生のテーマとされたホー・チ・ミンの像を設置するにはまことに好ましいところであるという横にロダンもあったり、あるいは中国の方のあれもあったり、あるいは当市出身で平和というもの、これを達成するために武道をやる、そしてその武道の中で相互の尊重という大きな意味では愛に通じるものでありますけども宗道臣先生の記念碑等もあると、これはまことにホー・チ・ミンの像を設置するのにふさわしいところだというふうにベトナムの方々も思ったと、このようなことであります。

そこで、この動きになりまして、去年ぐらいから行政懇談会とか議員の方々へのお話としてこういう動きがあるんだということをお話をし、知ってもらいながら、ことしの3月議会においてその像を設置するための、当市の負担分の一番大きなところでありますけれども台座の作製費というものを予算計上し、審議いただいた上で可決をされてるというのが今までの大まかな流れでありまして、その後設置については序幕を行いたいという希望が向こうから来て、そしてかなり大きな規模というかハイレベルな来訪があるということがだんだん見えてまいりましたので、全協を開催させていただいてハイレベルな来訪があるんだということで改めてお話を申し上げたというのが過去の経緯ということになろうかというふうに思っておりますので、強行するというよりもそれなりに丁寧に今まで説明をしながらやってみようというふうに御理解を賜っておきたいというふうに思います。

ところで、参与、山下さんにつきましては、自治省におられたころからさまざまな形で江見町長にも頼まれながらまちづくりに助言をし、また財政的な支援のつくり方ということについてもアドバイスをしてきた、まあ国にあって作東町のプレーンとしても活躍をしてこられたわけでありまして、この作東町がかつてつくっていた長期総合計画等についても知悉をしてよくわかってらっしゃるというようなこともあり、これはやはり今件についても担当をしていろいろ地元の調整にも参画をしていただいていると、こういう状況があるものですから、最も答弁者としては、私どもとしては適切であるというふうに考えております。答弁者について、それがお気に召すか召さないかということにつきましては、先ほど議運でもお話がありましたように、それはまあ感情論としてわからなくはないんです、わからなくはないんですけども、しかしやっぱり議会の運営というもののスタイルとして許されている、全国の市議会議長会、あるいは議会の運営についての研究会などについても同じような方向性が確認をされているというふうにも思っておりますので、残余の部分がありましたら参与から御答弁をさせますので、よろしかったらお聞きをいただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員、2回目です。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

答弁をいただきましたけれども、私の聞いたところ、私のこの内容を話をしたところ、行政事務連絡協議会、去年かなんかのときに市長が話をされたということで、行政事務の方にお話を聞きました。確かに話は聞いたと、話は聞いたけれども何も下知識も何にもないのに話を聞いただけであって、私たちは賛否を示したことはありませんという判断でございました。それから、旧作東町時代の議員、全ての方でございませぬ、数人の方にこういう意見がありますけれどもどうでしたかって言ったら、どう言われても賛同はできませんねという話でございました。

私たちの地域の私たちのバレンタインパークには作東のまちづくりが詰まっておると、本当に凝縮して結果的にあれになってると思います。先ほどの説明、全体的な応分の説明でございましたけれども、公園内には先ほども言いましたけれども作東の生まれで少林寺拳法の開祖宗道臣先生の像がございませぬ。あの像は、道よりも上の建物のとこにございませぬ。市長が見られてるかどうかはわかりませぬけど、執行部の方も市外の方もおられるんで見られてないかもわかりませぬけど、そこに像が設置されております。場所については、あそこに設置してるの、私は意味があると思ってるんです。なぜならば、今行財政改革の中で、旧作東のときなんですけど行財政改革の中で冒険の森っていうのが設置されてたんですけれども、入園者が少ないということで合併以前に廃止をしまいいりました。ただ、その天台に、冒険の森の一番上、一番高いところに天使の像っていうのを設置してる、それから見おろしたところが噴水があるところ、それから大環橋と一本の線になってるわけです。それなぜそういうふうな線を考えてつくったかっていったら、天使を考えたつくった。その両翼の片方のところにホー・チ・ミン像を設置するっていうのはどういうことなのかなということで、先ほども質問をいたしましたけども、多分市長、副市長さんはよそから来られてんで知られないと思います、だから知られないから改めて私が説明してるんですけど。そういうふうな場所に、一切合財そういうふうな気持ちを無視して設置するのはどういうことなんだということで私は理解しませぬ。

もう少し具体的に、先ほども言いましたけどもわかりやすく言えば、先ほど言いました行政事務や反対を一生懸命言われてる人の意見を集約して言うと、先ほど言いましたけど宮本武蔵の像とか、円仁法師の像とか、そしてもう少し言えば神社、仏閣にバレンタインパークは匹敵するんですよ、少人数でしょうけどそういうふうな考えてる方は匹敵するんですよ、そこに他国の政治家の像の設置は違うでしょうと。先ほど市長が言われた国際交流については理解いたします、国際交流については私は反対するものではございませぬ。この像の設置につきましても、国際交流と次元が異なります。なぜならば、一旦設置をした場合に、何年後かにこれを移転してといった場合に、移転は簡単にできるものではなく大きな国際問題に発展する可能性があります。市長の思われてることっていうのは何年先のことまで思われてるのかわかりませぬけれども、市長の一生をここで市長とされたとしても、たかが人生知れてるんですよ。5年、10年の単位で考えるような問題ではなく、設置した建物を含めて未来永劫にその施設そのもの、その雰囲気そのものが場所の使用権をホー・チ・ミン像設置、つまりベトナムに使用権を認めたものと同じになるという考えになると思うんですよ。そういう意味合いで絶対反対であり、白紙に戻してほしいという気持ちでございませぬ。

そして、どうしても私の意味はもう解さないよ、どうしても設置を強行されるのならば、反対運動しようという意見も大分ございませぬ。そして、この意見は作東地域だけじゃあないです、美作市の部分の方々も言われてます。そして、この間電話である人と話をしたときに、美作市はホー・チ・ミン像の設置という問題があるんですという話をしたら、それは美作市だけの問題ではないですよ、国と国との問題もあるんで私も設置については反対です。美作市民の方、特に私が議員っていう立場を知っとられた方ですから、議員の立場としてしっかり言って設置を白紙にするようにしないと大変な国際問題に発展する可能性がありますよという指摘も受けました。もし何であれば応援をするよという話もございませぬ。もちろんこれは市外の方でございませぬ。

ざいます。将来に禍根を残すような判断は控えていただきたい。市長の方針に、私たちの行動を決めていきます。この議会中継を見られてる方、初めて知られてる方も市内におられると思います。その方の判断もあるでしょう。ただ、こういうふうに反対ですよと言っても、どうしても設置するかどうかというのについて単純明快な答えをいただきたい。それによって、あしたからでもどうするかというのを反対運動者の人と議論して、反対の方法論も含めて考えなければいけないというふうに思います。この議会の中でも私と同調して、何だったらプラカード持って行くよという方もおられます。そういう中で強行されるのかどうかということ、改めて単純明快な答弁を求めたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まあ御質問を伺っておりますと、確かに岩崎さんが作東町のことはよく御存じであるということはおわかりますが、一方で私どもが知らないんじゃないかみたいな御発言がありました。決してそうではございません。我々は合併をしてできた町でございますので、私にとってみれば美作市域の東粟倉から英田まで、それぞれの町史や村史も読みながら、あるいは重要な計画についてはそれぞれ見たりあるいはお話も聞きながら勉強してここに至ってる。大環橋、そしてバレンタインの丘の中心、あるいはその階段状のカスケードの流れ、そして噴水、そして山のとっぺん、これは一直線に結ばれてるって話は計画をつくった方からも伺いましたし、その意味についてはかつて私が江見町長とお話をしたとき、あれはどういうことですかと、なぜバレンタインと言うんですかってなことも含めてお話を伺ったときにいろいろな思いを頂戴しました。もともとは国際的な広がりを持ちたいんだということ、それから愛と長寿だということ、それがこの町の将来の発展の方向性だというようなことをおっしゃっておられて、そしてさまざまな国際的なものを取り込んでいきたいんだという強い熱意を語っておられたわけでありまして、もし岩崎さんの私有物のような形でお考えになっているとすれば、それは御自身の思いで反対をされるということについてとやかく言うものでございませぬけれども、いろんな方々の思いがそれぞれ結実しながら、そして時代ごとにそれを進化させながら町を発展をさせていくということが、私は、例えば江見町長がおっしゃったことを今振り返って考えますと、江見さんが我々に期待をしてるということであろうと思います。

例えば、バレンタインホテルについて申し上げますと、今結婚年齢の若者の減少というな事の中で、結婚式を作東バレンタインホテルで挙げる数が激減をしておりますと、その結果としてなかなか難しい問題、経営上難しい問題が降りかかっておりますけれども、あの地に多くの観光客が少しでもこれのような誘引剤というものがあることは、このホテルをつくられた作東の方々の思いにも応えるということにもなるかと思っております。また、本件の判断につきましては、当然でございますけれどもベトナムの外務省もかかわっておりますけれども、日本国の外務省にもきちっと報告をし、そして在ベトナムの日本大使からも応援のお言葉も頂戴をしていると、こういう中で国との連携もしっかりやりながらやってる。その国との連携をしている我々からいいますと、国際問題であるから自分が反対なのでってな事になってくるとよく理解ができない。つまり、今の御質問をずっと伺っておりますと、御自身、あっそうか、御自身ではないのかもしれませんが、全協のときに奥様がとおっしゃっておられたんでそのことかもしれませんけれども、まあ私どもとしてはなかなかなるほどなあとというところは。一部ありますよ、個人の思いは大切なんだってところについては、きのうの岡本議員の御質問の中にそれぞれの痛みの重要性ってのがありまして、それについて私どもとして理解をし、丁寧な話を今後もするとしたとしても、全体論としては、例えば国家であるとか外交であるとかということをやや私物化されたような御発言というふうに聞こえますので、ちょっと御発言をベースに

ああするこうするというふうなことを申し上げるような気はないというふうを考えさせておまして、今後とも市民の方々に説明もしながら粛々と進めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎委員、3回目です。

3番（岩崎 清治君）

私が、言葉でいろいろつくられると余計わからなくなる、聞かれてる人もわからなくなるんですけど。私は、バレンタインホテルの中身とかそういうふうなこと聞いているわけじゃないですよ。設置を少数の人が反対、強固な反対をされてもされるんですか、どうですかと、反対の理由がこれこれですよという中で、今の話を総括的に聞くと少数意見はふん投げとけという意味でしょうから、もう確実に設置されるんでしょうというふうに理解をさせていただきました。で、強固に反対される方々、もしおられるようだったら協議を今後いたしまして、どういう反対運動を展開するかということをまあ考えてくださいという方向しか私はないと思うんで、それはそれぞれの皆さん方の考えにお任せをして、私のこの項の質問は終わろうと思うんですけど、テレビを見てられる方もたくさんおられます、中継見とられる方もおられます、この判断が正しいかどうかというのは私は非常に疑問に思いながら、この質問はこれで終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めに入る前に、ただいまより1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

岩崎議員の2項目めから、始めてください。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

メガソーラーについての御質問をさせていただきます。

メガソーラーにつきましては、私がさきの6月議会において非常に長い経過とか質問時間をいただきました御質問を行い、その答弁をいただきましたが、その答弁内容等々につきまして地元の方も少し納得しがたいことがあるということで、再度議会の中で話を聞いて聞きたいという申し出もあり、私自身も疑問のあることがありましたので、改めてなんですけれども質問をさせていただきます。

市長は6月議会の発言の中で、県は法に則して許可したのだから、それを地元が反発するのは損ですよ的な意味の発言をなされましたが、美作市長は美作市民を第一に考えての物事の発想や行政運営を行っていただきたいものであるというふうに思います。市長発言の趣旨は、地域住民を無視したことであり、私は住民の立場に立って行政運営をしなければならないと思います。悪法も法なりやではだめであり、民意を反映した行政運営を行うのが市長の務めであると思います。市民の皆さんに、この開発の流れを正確に御理解していただき、また現在の工事の状況等をよく知っていただき、災害のないような状況にしていきたいという意味での質問でもございます。

それでは、具体的な質問に入ります。

事業者と美作市と開発協定書についてですが、今までの執行部の説明では昨年12月1日——これは議会なんですけれど——議会の発言では開発協定書の締結はできない、その後県より15日付で、市の受け付けは

19日になっておりますけれども3回目となる市と事業者の協定書締結の要請が県からありまして、地元の意見を最大限に開発に反映するために26日に議長を立会人に協定書締結に至ったと説明をされてますし、私もそのように質問して間違いはないかと念押しをしております。しかし、開発に伴う事業者と行政との締結は、開発協定書以外に自然保護協定書というものがございます。自然保護協定書の締結日は、びっくりするんですけれども12月16日でございました。この日は県からの要請書が、先ほど言った届く前の文章を見られる日なのです。このことは、今までの説明において県から3回も要請書が届いており、市としては地域のために協定書締結を行ったと言われているが、今までの期日的な根拠の理由には矛盾がございます。すなわち、今までのこの議会の答弁や地域住民をだましていたことにほかなりません。議員が何を言おうが、地区住民が幾ら反対しようが、適当なことを言ってごまかし、執行部においては一定の期間が来たならば開発協定を締結しよう決めていたのではないかと思えてなりません。すなわち、協定書の締結日の日にち的なことについては無理があり、全てのことについて疑いたくなります。これは、私自身もそうですし、地域の住民もそうです。しかし、県より3回目となる市と事業者の協定締結の要請、開発協定書締結、自然保護協定書が締結に至るこの3つの問題ですね、至るまでの経過を時系列、3つを比較して説明をお願いいたします。

2番目に、6月の議会において、私は作東メガソーラーの質問をしたところ、市長からあえて私の時系列に言った話のことについて、あえて美作武蔵メガソーラーの事業に私が道筋を立て進めたような発言があり、私自身の記憶ではそのような決裁等を行ったことはない。また、市長の言われた内容を後日調査して、私のほうに詳細を教えてくださいと申し上げましたが、それ以降何も私のほうに説明がございません。そこで、情報公開に基づき、私がかかわった資料を全て見せていただきました。25年8月7日に、事業者が市の担当者に面会した内容が報告され、それを私が決裁しております。内容は、事業者が事業の進捗状況と手続の確認、事業推進のための事業協力依頼についてであり、14日に市長、担当部署で協議を行い、結論として市は積極的に太陽光発電事業にはかからないとの方向性が出されました。その後、10月末から事前協議、26年7月3日事業実施協定書締結、同24日に意見書提出となっており、私の記憶の薄い部分もありましたが、最終的には萩原市長が決裁を全てされております。

そこで、質問でございますけれども、市長は私が美作武蔵メガソーラーの道筋をつくったので、これを継承したとの発言がございました。その根拠や発言の趣旨をお示し願いたい。記憶にありませんでしたが、書類から見ると市は積極的に太陽光事業にはかからないとの結論でありました。

2番目に、市長は、私が職務代理のときに大原のメガソーラー事業の撤去費についてどのような判断をしたのか聞きたいとおっしゃられましたが、メガソーラー事業そのものにかかわっていないので、私は判断したことはありません。ちなみに、作東メガソーラーの撤去については、開発協定書に記載されているのではないのでしょうか。もし、大原のメガソーラー事業も同じであれば、開発協定書の決裁者、すなわち萩原市長の判断と思いますが、私はそのときには退職をしておりましたので、市長の思い違いではないのでしょうか。

次に、武蔵メガソーラー誘致の道筋をつけて、その決裁は私がかかわっておりませんが、6月議会の市長の発言の意味が理解できません。開発行為の美作市が判断できることは市の意見書であり、開発協定書であり、このような判断は全て萩原市長がされておる経過があります。どのような意味で言われたのか、最初に業者の方が市の担当者に面談したのが道筋だと言われるならば、作東メガソーラーの説明と矛盾だらけであると思うが、いかがでしょうか。

次に、ことしの5月から作東メガソーラーの工事が始まっておりますが、事故が数件起き、工事が一時中断したり、また遺跡の水の問題なり、雨が降るたびに泥水が発生しております。既に地域の安全・安心が脅かされていると言っても過言ではないと思います。このようなことを地域の方はいろいろと心配をして私に

聞いてこられます。市の方にどのような問題やクレーム点が入っているのでしょうか、でき得る限り詳細に説明を願いたい。また、今現在の木々の伐採の進捗状況や、今後の伐根等工事の進め方、特に下流域に土砂の流れることが心配であるので、そのことを中心に説明をお願いします。

地域住民は工事現場に入ることはできませんが、市では災害が発生しないように現場指導をしなければならぬと思いますが、実際現地を確認されておりますか。ことしの夏も雨がたびたび降り、すごい濁り水が出ております。本日も川を通るとすごい濁り水が出てくるもので、上流まで車でここに来る前に行ってみましたけれども、やはり工事現場の水と思うものが非常に見た目でも判断できる状況でございました。この濁流というのか泥水というのかわかりませんが、計画時の説明では沈殿槽を設けて川には流しませんとの説明であったように記憶しておりますけれども、市としてはどのように扱われてるのでしょうか。非常に大規模な工事であり、想定外のことが起こったでは済まされません。市の責任を十分に果たしていただきたいと思うところでございます。

1回目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

では、私から幾つかお答えいたしますが、まず議員がおっしゃっておられた中で、議員が判断をしたのを引き継いでやってるという部分が明確にあります。それは何かと言いますと、市としてはメガソーラーを誘致するものではありません、どちらかという消極的に対応する、この辺については全く同じ立場で引き継いでいるというのが1点ございます。ただ、岩崎さんと私どもが違うのは、消極的にそれは対応するとしても、安全・安心については住民の立場に立って最大限生かせるように協定書等に盛り込むという努力をしたかどうか恐らく岩崎さんと私の違いだというふうに思っております。先ほどの御質問の中にもありましたように、岩崎氏はメガソーラーは関係なかったんでほっといたんだと、こういうようなことでありますけれども、そういう態度ではやっぱりよくないだろうというふうに思います。なお、県が言ってきたのは、私どもがこれについては反対であるという意見書を上げたときに、反対は反対でも構わないけれども認可はされた場合には市として協定を結んどいたほうが得であるよということでもありますので、それをもって市民無視という言葉は全く当たらないというふうに考えます。

次に、若干の時系列を申し上げますと、まず自然保護協定につきましては、これは県と事業者が岡山県の条例に基づいて打ち合わせをいたしました。そして、平成28年5月25日に、事業者と岡山県の事前協議が終了しました。で、その後、私どもが反対しているのでなかなかこれが上がってこなかったですが、県のほうからしつこくしつこく言ってまいりまして、最終的には11月25日に県と事業者が同意したということで自然保護協定案が当方によこされたということでございます。で、それを受けて、先ほど岩崎さんからありましたが、平成28年12月16日付で三者の協定が成立をするということになっております。

次に、武蔵の話でございますけれども、まず武蔵の件につきましては一部御質問にも重なりますが、平成25年8月14日に、積極的にやるかどうかは別としてメガソーラー事業の担当課が市として決定されておりました。そして、平成25年10月2日、割合速いスピードでございますけれども、事業者から美作市に対して開発工事前協議書が提出されて、そしてこれも結構早いんですが、11月28日には岡山県に対して事前協議に係る市の意見として、要するに同意をしますという意見書が送付をされておられます。この間当然岩崎さんが相当の立場におありになったことは間違いのないわけでありまして。

次に、平成26年3月3日に、岡山県との事前協議が終了して、3月7日の日に当市において協定書の原案

が起案されております。3月7日の日に協定書の原案が起案されておまして、その原案を見ましたけれども、いわゆる撤去費の問題については触れられていないと。これが、5月になって私どものところへ上がってまいりました。私のほうからこれは変更ができますかと、長い経緯がある話なんで変更ができるかどうかということで聞きましたところ、変更はもう無理ですというのがそのお話であります。つまり、県がもう認めているわけですから、事業者としては変更する価値は全くないと、こういうことでありまして、再度先日申し上げましたけども、大原について事業者の形態が変わるんで、この開発行爲に係る協定書の中に撤去費についての条項を挿入してくれという要望を出しておりますけれども、なかなか返事がもらえていないと、こういうことであります。したがって、今申し上げましたように、私どもの立場、特に私の立場からいいますと、私が判断をする前にほとんど全てのことが身動きできない形であった。そして、同意書の送付が既に行われていたということは、紛れもない事実だというふうに考えておるわけでありまして、岩崎議員が担当だったときには、それは自分の問題でないんで撤去のことなんか考えたこともないということをおっしゃいましたが、それが無責任という言葉で典型的に御自身がおっしゃっておられるというふうに私にとっては聞こえたようなわけでありまして。

次に、クレーム等でございますけれども、現在まで私どもが認知をしているものとしては4件ぐらいありまして、一つは農業用水路の利用が無断で行われているということでありまして、担当の業者に通報し、業者から当該用水路を管理している地区の区長さんに陳謝がされています。次に、田淵地内で大型工事車両が夜中に走行したため驚いたとの連絡がありまして、事業者と連絡し、通行をしっかりと事前に通知をするなどの具体的対処を行う指導をいたしました。3件目につきましては、竹田地内で岩戸川の水が濁っている、先ほどのお尋ねにもありましたが連絡がありまして、職員が現地を確認し、業者に指導を行い、業者からは雨の日には重機を使わないなどの配慮をしているものの、表土の粒子が細かいといったようなことから一部流出があったということで、水の排水管にシートを張り対策を行っているということになりました。きょうの朝の問題について、まだ担当課から具体的な説明は受けておりませんが、同じような形でクレームがあれば、私どもとしても迅速に対応してまいりたいと思っております。4件目としましては、工事車両出入り口付近に関係車両が停車しているとの連絡があり、これも職員が現地へ赴いて業者に指導をしております。それぞれの案件につきまして住民の方々の御連絡も頂戴しながら、場合によってはこちらがパトロールも若干しておりますけれども、しながら事業者に対して開発協定に基づいてしっかりと対応をしていきたいと思っておりますが、抜けがございます場合にはぜひ積極的に御指示あるいは御留意のための連絡を頂戴できればというふうに思っております。

それから、工事の進捗についてお尋ねになりましたが、進捗については8月末で3.9%、まだまだこれからであります。それから、現在の伐採の話がございました、伐採の作業状況につきましては事業者の確認をいたしましたところ、伐採した樹木はチップ処理や産廃として処分するための所定の場所に一時的に集積をしています。風などによる飛散を防止するための対策も行っておりますと、そういう意味では適切に処理をし、伐採した樹木が混乱しないように速やかに撤去させていきたいというふうに考えているという報告を受けております。今後とも事業者に対する指導につきましては、厳正に対応してまいります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

市長から答弁をいただきましたけれども、たびたびになります。今までの6月の議事録等々を見ていただいたらはっきりわかると思うんですけども、これはもう部長も言われてる、県より市と事業者の協定書縮

結の要請がありましたよと、3回目ですけどね、この要請が来たので開発協定書の締結を結びましたよという話だったんです。だけど、次の出てきた資料は、自然保護協定書っていうもんがあって、それは県の要請が来る前に結んだ。いうことは、昨年12月1日に言われてから時系列でずっと並べてみたら、市の言うことが違うんじゃないですかと、それ正しいんですかと、違うでしょということ私を言ってるわけです。この中身については、自然保護協定書っていうのは一言も触れられてないですよ。いろんな書類の中で情報公開をしたときにそれが出てきたわけで、自然保護協定書の書式について、書式というか締結の時期っていうのはいろいろ問題があるなあと思いつつ見ただけですけど、そのことを議論する気もないんです。市長の説明、執行部の説明、行政の説明が違うんですよと、で、なぜ違うんですかっていうのは最初から、いやもう市のほうは協定書を締結するんじゃ、意見書を出すんだという話であれば、それは市長、おかしいなあ、おかしいなあ言いながら市がするんじゃからという気持ちが出てくるかもわかりません。ただ、今まではですよ、私たち地域の思いや議会においては、市民の意見を尊重すると言ってるんですよ。言ってるながら言ったことを実施されてないから、おかしいんじゃないですか、そりゃあどうなんですかっていう話をたびたびしてるわけです、それがもとなんですよ。県のほうに私も行きましたけれども、県のほうは法令に準じてやるしかしょうがないんですって言われました、はっきり。2回行きましたけど、2回とも同じことを言われました。そのことに対して、知事に対しては何か考えてくださいというお願いはしましたけど、地域の人もこれだけ反発はしてません。なぜならば、先ほど言いましたように、市長がもう地元の意見をしますよって言うのに反対のことを言ってる。つまりですね、厳しいことを言えば虚偽の議会答弁に当たるとしていいんですけど、私は、6月に言われたことがね。それから、地区答弁の地区の区長会での発言も、適当なことを言われてるというふうにしかなってないです。だから、このことについてしつこく言ってる。私は、もう許可が出てるんで、この話は今回する予定になかったんですけど、改めて自然保護協定書なんかは私の手元に持ってきて、おかしいでしょと言われる話の中での話ですから。

で、次に、これも地区住民の方から言われてるんですけど、作東メガソーラーの協定書の話、市長の言われたことと違う話をしてるのに、なぜ大原の武蔵メガソーラーの話にするの、自分の悪いところを振り返って言うだけじゃねえかというふうな話もあります。なぜならば、これもよく聞いてもらいたいんですけど、作東メガソーラーの事業と大原のメガソーラーの事業を比較、進行状況を考えると、ただこれは勘違いしないように聞いてもらいたいんですけど、私は武蔵のメガソーラー事業に賛成も反対もしてませんし、逆に地域は同意書っていうのをしてるんで、これは賛成だろうなと思うんです。作東の場合は、同意書を出しとりません。同意書を出すと、同意書の中身にはいろいろあったんですけど、特に100軒未満の世帯数については年間100万円出しましょう。200軒未満については200、300軒未満だったら300出しましょう。それは、出す期間につきましては事業期間中20年ですと、私たちの部落においては20年で100万円ですから2,000万円のお金を入れますよ、だから同意書を出してくださいという話があったんです、私たち以外の部落も同じですけどね。だけど、地域の人は、これは出すことはできない、お金の問題じゃないんだって言って、その同意書を締結してないです。一方、先ほど言いました大原のメガソーラーには、前も話しましたが、その同意書、中身は違いますよ、同意書については同意をして毎年お金が入ってくるようにしてあるわけなんです。そこの思いの違いということがあります。だから、今現在、私はどうのこうのということはいわないんですけど、武蔵メガソーラーについては地域の方が同意してあるんであればこんなことを言う気もないし、いいって言おうと思ってるんですけど、市長の土居地区の人が特に言われるのは8月の行政懇談会のところで地域の意見を聞きますよという話があって、その中で後々ですけど市長のほうからどうしても意見書は出さなきゃいけないとかという伝言があったとかという話がありました。その後、12月1日のとき

に、前の議員が議会質問をしたときに、今は結べません、なぜならば地元が反対してるからというそのつながりがあるわけです。だから、それで市の言うことは違うんじゃないかということで、はっきり言うて地域の人でも大原のメガソーラーの問題と作東のメガソーラーの問題を何で引き合いに出すのという話がある。私も関係ないと思います。

で、今回限りで大原とか協定書の締結についてはもう議論はやめたい、質問はやめたいと思ってるんです、私はね。ただ、一番の問題は、今やってる工事の関係で思います。そして、大原のメガソーラーをやめたいっていうのは、先ほど言いましたけど大原のメガソーラーと作東のメガソーラーをひっつけて工程表を考えると、作東のメガソーラーの部分については9月23日以降に行政の判断が始まってるんだろうというふうに私は思ったわけです。

次に、工事の関係ですけれども、工事の状況や地域との問題を一番、これは一番議論して災害のない、地域の安全・安心のためにやりたいというふうにしてるところでございますけど、前段のほうが長くなり過ぎるし、はっきり言えば市長のほうはどういう答弁があるかわかりませんが、来期からは前段のほうについてはもう議論、議題に上げたくない、後段のほうを上げたいというふうなことでございます。今現在、きょうも言いましたけれども、きょう自体も泥水が非常に出てるわけですね。私みたいに工事内容に精通してないものでも、これは工事の部分だな、もちろん事業者の地元説明会でも工事中の泥水は出さないというふうに言われてるわけです。にもかかわらず、この泥水対策については市のほうはどういう判断をして、どうしたんか知りませんが、県のほうにも泥水のことは伝えてありますけれども、もう少し積極的に業者の対応をやっていただきたい。21年の豪雨が再び発生しても、メガソーラーの影響はないというふうに業者の方は言われております。行政としても、21年度と同程度の雨が降った場合でも、メガソーラー自身の影響による水害が拡大したっていうことは聞きたくないし、あってはならないというふうに思ってます。そのことにつきましては、工事の内容を現場に入って自分の目で確認して、指導を徹底的に行っていただきたい。地域の安全・安心に努めていただきたい。先ほど、これできょう言うの3回目ですけど、きょう現在でもすごい濁り水が出てるんです。本来であれば、工事をとめてでもその泥水を出ないようにしてもらいたい。なぜならば、きのうの雨の降った水の量は、多少水の量はふえてますけど、私たちの山家川には転倒堰は倒れてるのは一つもございません。で、山家川から下ったとこ、江見商業のあたりに移れば、もう確実に山家川の水の濁ってるのが誰が見てもわかる状態がきょうの朝でした、今はどうかわかりませんがね。そういう状況を把握して、本来は業者がそんなことしないって言ったんですよ、しないと言っても出てるわけです。この問題を行政としてはどうするのかっていうのをお聞かせ願いたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、多岐にわたるんですが、我々としては市民の方々がおっしゃっておられる要望項目は、ほとんど全て協定書の中に取り込んでまいりました。ただ、要望がないことについては、取り込めていないと、こういう立場であります。重ねて申し上げますけれども、前回の議会のときも言いました、今後出てくる要望についても取り組むつもりだということをあのときにも、6月にもたしか申し上げております。どうぞ思い出して、岩崎さん、いただけるでしょうか、よろしく申し上げます。

それから、先ほども答弁しましたように、濁り水その他について問題があれば我々としてもすぐに動くつもりでございますけれども、きょうの朝時点においては、今担当部長に確認しましたけども具体的な対応を求める声はまだ届いていないと、こういう状況でございますが、午後にでも担当課のほうから現地に行って

確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

協定書に要望を言われるって言うけど、協定書の中にはちゃんと入ってますよ、泥水を出していいようなことは一言も書いてないですよ。それで、県のほうからか市のほうかはわかりませんが、フェンス的なことをつけてるっていう話がありますけど、泥水対策でね、だからその対策がしてあっても、先ほど言いましたように泥水出てるんですよ、それも極端にわかるようなのが。協定書意味ないですが。だから、協定書に基づくどうのこうのって自然的なことは、ある程度のことは我慢することもあると思います。だけど、我慢できない範囲内が、今になってる。それをじゃあ、市としては協定した片方の立場として、地域から言うてくるまでほっとくて、違うでしょ、まるで逆でしょ。だから、そのあたりをどうなんですかと、審議に基づいて地元から言わないとしないんですかと。この前のときに、現場に職員でも雇って入れてくださいよといって私が話をしたところ、市長はそれも話がわからんことはないけど、そのお金については業者からもらわにゃいけませんよという話で終わったと思うんですよ。私たちは心配してるわけですよ、心配のないように安全・安心というのを与えるのは行政の務めではないんですかと。協定書締結も、それは重要なことかもわかりませんが、そういう問題があった、でも書いてあってもしてなかったら一緒ですよ、そのことを言ってるわけですよ。だから、逆にきょうの朝でも見られた方はおられますか、この間からの雨が降ったときでも見られた方はおられますか、いないんじゃないんですか、それじゃだめでしょということを言ってるわけですよ。だから、見れる状態にし、もし対策を講じる必要があれば対策を講じてくださいという話をしてるわけですよ。

3回目とします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

先ほど私が申し上げたことは、住民の方々からクレームがあれば迅速に対応するってことを申し上げましたが、加えて自主的にもパトロールも適宜行いますと、そしてきょうの午後にも担当課に現地に行ってもらいますと、こういうふうに申し上げた部分の一部だけを捉えておられるのはやや問題かと思いますが、一方で協定書につきましては、これもどうも話が通じてないのかもしれないかもしれませんが、協定書に基づいて実行すべきことはするというのが1点、これは当たり前ですが、一方で協定書の内容について私どもパシフィコさんには申し上げておりますし、パシフィコさんとしてもそれなりの理解を示してることがありまして、つまり今後協定書に追加すべきことがあるというふうに住民の方々の意見が出てくれば交渉しますよということはおっしゃると、そのところを私は申し上げたわけでございますので、よろしくお願い、だからどうも理解をされないんで、ぜひ御体調にはお気をつけください。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎委員、総括です。

3番（岩崎 清治君）

この件につきましては、私の思いと市長の思いというか行政の思いがすごい平行線、何ぼ議論し合ってもだめだなっていう気がするんですけど、もうできればきょうの発言を地域の人が見られた中でどういうふうにか判断されるかわからないんですけど、前段の部分についてはもうやめたいなあ。本来は地域住民や私たち

に虚偽の答弁をしてきたから、これは非常に許せんという話がすごくあったんですけど、これはもうやめようと思います。しかし、今開発が3.何%とか工事の全体にして言われたんですけど、これからが勝負の時期ですからこのときに、例えば台風とか今以上の豪雨があったときに、この対応を十分とっていただきたい。そうしないと、何かがあったら想定外は困りますし、聞きたくないんで、それを特にお願いで今回のこの項目を終わって、次に入ります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、3項目めに入ってください。

3番（岩崎 清治君）

介護保険料について御質問をいたします。

6月議会に倉地議員の御質問や、それから広報紙に出ていた市長の介護保険料に対する考え方などをお聞きし、本来はもう少し早くしたい気持ちがすごくあったんですけど、何せ先ほどのメガソーラーの話がずっと時間を潰してますんでおくれました、本心はもう少し早く倉地議員と同じ時期にやりたかったんですけども。

美作市の今の介護保険料は、第6期の介護保険事業計画においてサービス料や保険料が決定されております。その金額は6,450円であり、県内27市町村の最高額は7,800円で、平均は5,914円で、美作市の保険料は高いほうからですけれども5番目となっております。ちなみに介護保険料は全国平均で5,514円ですが、最高は8,686円、最低は2,800円であります。美作市の保険料は、全国市町村、区は入れておりません、市町村1,718だと思えますけれども、この中で高いほうから103番目であります。このような状況の中で、市民の保険料に対する不満があり、今年度の市長所信表明において一般財源で次期保険料改定時、つまり来年から保険料を300円下げるとの方向性が示されました。介護保険制度は、美作市合併前の2000年に始まり、比較にならないかわかりませんが、当時の英田郡の平均が2,800円程度であったように記憶しております。15年の間に保険料が2.3倍の6,450円にもなっており、今後は団塊の世代が後期高齢になるまで保険料は上がり高どまりのままの方向にあり、後期高齢者保険料など高齢者を取り巻く負担が多くなり、既に限界に達している状況にあります。この状況を変えるには一市町村ではどうにもならないので、保健医療等制度設計を行った国により負担割合等の制度改革が必要であると考えているのは私だけではないと思います。今、介護保険の元締めである厚生労働省は、保険料の引き上げ額を抑制するため所得による負担割合等の変更等小手先の制度改革を行っておりますが、効果は薄いと思います。萩原市長の判断で、現在の介護保険料の軽減を一般財源で300円行おうとの表明がありましたが、今後においてその額が介護保険料の上限になるのか、300円を均一的に毎年補助するののかという疑問もございます。市長の趣旨につきましては、私は賛同いたしますが、実効性については少し疑問性が残ります。なぜなら、介護保険料の決定については、非常に細かく定められており、切りのよい数字や独自の財源等の部分で決定することができないというふう聞いております。そこで、全ての介護サービス料を算定し、費用負担割合であるが公費が半分びたつと、あとは40歳から64歳の方と65歳の方が人口比率で負担割合が決まり、現在では65歳以上の第1号被保険者は22%であり、これが介護保険料となっております。このように介護保険料で決まっており、美作市独自の政策的な配慮で金額を変えることは困難であると思えますが、どのような方法でなされるのでしょうか。市の介護保険の被保険者65歳以上の方は、約ですけれども1万1,000人弱であり、1人300円の保険料の軽減を行うと3,300万円の費用が必要となります。市長は、今の社会保険制度の中で、介護保険の低減策などをどのような方法または手法で行うのか。8月7日付山陽新聞に、介護保険料、広がる市町村格差という興味を引く記事が記載されました。特定健診により病気の早期発見に努め、要介護者の重度化を軽減することにより保険料が安くな

っていると分析しているのは、県内で一番安い里庄町の担当課長であります。介護サービス量を多くすれば保険料は高くなるのは必然的なことであり、このバランスが非常に大切であります。

それでは、具体的な質問に入ります。

27年から29年の第6期の保険料の計画と決算及び見込み額との差はどの程度あるのか。介護保険料の算定基礎になる介護サービスの事業等で幾らになるのか。また、この金額は保険料に換算してどの程度なのか。27年度を見ると基金に積み立ててあり、また繰越額もふえているが、3カ年の数値により次期計画に影響するので、どの程度の予測をしてるのか。今の介護保険料6,450円は適正数値かどうか、不足したのか余ったのかを具体的な数字で示してほしい。

2番目に、介護保険料は安く、サービス量は多く、実際相入れないことが率直な市民の気持ちだと思うが、今後のサービス量と保険料をどのように考えるのか。現在6,450円の保険料が、市長の言われる300円程度を減額する想定にすると6,150円という額が出るが、この金額が今後の上限額と想定してるのか。

3番目に、現在の美作市の介護保険をどのように分析してるのか。在宅サービス、施設サービス、特定健診と介護サービスの関係、高齢者世帯の関係、他市町村との比較を行い、市の特色と保険料軽減策はどのようなのか。そして、第7期の保険料を現時点でどの程度を想定してるのか。

4番目に、一般財源をどのような方法で入れて保険料の軽減を努めるのか。また、その方法が介護保険法に適しているのかについてお尋ねをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、第6期の状況ですが、何せ6期が全部終わっておりませんので、正確なことははっきりしませんけれども、28年度までの2年間で言うと計画で考えていた総費用の執行率というかが93.5ということでありますから、若干余裕があるわけであります。ということは、介護保険料についても若干の余裕があるというふうに期待をしているというのが、私の今の考え方であります。次に、介護サービス量と保険料の関係、その他でございますけれども、私どもとしては今後介護サービスの中でコストの高いものについてやらないってなことを類似議会で申し上げておりますので、そう大きな変化というものがサービスが拡大することによって発生するとは思ってはおりません。したがって、例えば今の水準というものを想定をいたしますと、議員のお尋ねにもありましたように、例えば300円引き下げることができれば六千百数十円というところになりますが、上限、下限とかという言葉がございましたけど、それにつきましては今後の動向次第であります。

次に、現状の分析、その他でございますけれども、7期がどうなるか、これは先ほど言いましたようにいろいろな議論があります。そして、議員のお尋ねの中にあつたように、重症化予防とか介護予防とかということの問題もあつて、私どもとしては食事なんかも念頭に置きながら改善を進める、あるいはさまざまな介護予防のための運動について国の協力も頂戴しながら市内でさまざまな運動を展開するなど、どちらかというところ積極的に介護予防を取り組みながら保険料の軽減ということなどにつなげていきたいというふうに考えております。したがって、はっきりと何ぼになるということ想定するのは難しいんですが、担当課が安全サイドっていうか、まあこれぐらい言っとけば多分その中に納まるだろうっていう数字として申し述べてきてるのが、6,500円ぐらいではまあ何とかなるだろうということ、つまり現状と余り変わらない第7期を迎えることができ、それを減額をできればしていきたいと、こういうようなイメージを持っています。

次に、手法でございますけれども、これも議員は市役所におられたんで御案内かとも思いますけれども、

現在でも一般会計繰り入れがございます。それは何かと言いますと、消費税の税率が5%から8%に上がったときに、所得の低い方々に対して保険料軽減というのをやろうということになって、一般会計からの繰り入れがありますのでこれと、この繰り入れの拡大ということで独自の繰入軽減が可能であるという判断をいたしているところでありまして、そういう意味では現行の介護保険制度の中に既に根っこが存在するというふうに理解をしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

時間がないので、ストレートで聞きます。もうことしも半年余りになっております。その中で、現在の保険料が、3年間の中の保険料がどの程度か、余ったか足らなんだんかという判断が少しもできないというのは非常におかしいと思います。5期と今と比べては1,250円ですかね、大幅な値上げをされております。それは、推計に基づいてすれば、大体このくらいなら精算、大体ですよ、市長の思われるともわかるんですよ、数字を言うと数字が一走りするところがあるんで非常に言いづらいと思うんですけど、1,250円も上げたわけですからどの程度になるか、もしくは足らんのか、余ったか、とんとんだったかぐらいな話はすべきでないかなというのの一つ。

それからもう一つ、これはもう時間がないので言いませんけど、介護保険法の中に124条の2というのがあります。これが今の入れられてる繰入金で、政令で定めるところでございます。で、市長の言われた単独の部分は142条のほうだと思います。142条のほうについては、国は好ましからざることだというふうに言われてます。そのあたり含めて、2回目の答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

おっしゃるとおり、ひとり歩きをしてほしくない数字ですんで控えてるんですが、先ほどの答弁の中に申し上げましたとおり、進捗率が九十三、四だという話をしましたが、これは意味するところは大体ちょっと余るんじゃないかなあというニュアンスが出つつあるというふうに申し上げたんで、ぜひ答弁申し上げるときにはお聞きをいただきたいというふうに思っております。

それから、今介護保険法の話、介護制度の話がありましたけども、国においてだめっていう話にはなっていないというのが私どもの調べた結果でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

時間がない状況の中で質問をするのは非常に厳しいところがあるんですけども、142条というのは法解釈をしたらペナルティーはないけどだめですよ、県からはすごい厳しい指導があるみたいですよ。で、このことについては、2000年の介護保険制度が始まってから全国の市町村で非常に議論があって、どこの市町村においても執行部の立場と議会の立場が違って、結果的に今10町村が入れられてるかどうか知らないんですけど、国としてはだめです、だめですということを言われてます。それを、強引にやられるんですかという疑問だけです。条例に定めるところに、142条は市の条例に定めるところにより等々と書いてあるのは知った上での質問でございます。

それから、介護保険料の設定については非常に難しい部分で、公表する時期っていうのは非常に判断に困

られると思うんですけども、300円という数字を市長が言われてますので、300円の部分がどこに行ったかわからないような話になるから特にお聞きしてるんです。で、私の部分で九十何%っていったら金額的に、一番最初の最初ですよ、質問のときに介護保険料についてできれば金額的に教えてほしい、それは何ならというたら2カ年たってるし、あと数カ月のことですから推計したら経費出るでしょう、その計算はできますよという意味での質問です。介護保険料につきましては、老人保健は国保会計に比べてまだ計算しやすいほうの、推計しやすいほうの会計であると思っております。だから、総事業費の確定をすれば介護保険料ができ、できないようであれば予算はできないということになりますので。

次の項目を実はやりたかったんですけど、奨学金については時間がございませんで取り下げをいたしまして、次の12月にさせていただきたいと思っております。

これをもちまして私の9月の一般質問は終了といたします。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号3番岩崎清治議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番13番、議席番号14番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）〔質問席〕

ええですか、よろしいですか。

議長（鈴木 悦子君）

はい、どうぞ始めてください。

14番（尾高 誉久君）

どうも。鈴木議長の許可をいただきましたので、9月定例会の一般質問に入らせていただきます。

今回の質問は大したことはありませんので、非常に同僚議員にかなり持っていかれたなあと思うとります。

それでは。ことしの夏も猛暑、酷暑が続いた日々でしたが、9月を迎えたと同時にぐらい朝夕めっきりとしのぎやすくなり、虫の音が心に響き、秋の訪れを感じるこのごろになりました。

市長並びに副市長におかれましては、また幹部諸君皆様には市勢発展のために日夜御尽力されておりますことを、心より敬意を表します。

さて、今回の私の一般質問は、1番が美作ネットサービスについて、2番が学校施設へのエアコンの設置についてでございますが、まず1番目の美作ネットサービスについて。6月議会において、平成22年に整備した美作ネット及び美作市ケーブルテレビ事業において機器の更新時期とNTT西日本と契約したIRU契約期間10年を迎え、IP方式の見直しにより告知端末と無料電話のサービスを中止するとなっていたが、各地区から告知端末は必要との声が多くあることから、6月議会において従来からの告知放送や無料電話などのサービス項目を維持できるよう再検討行うとのことでしたので、その後についてお尋ねしますというお尋ねでございますけど、市長が行政報告におかれまして新告知システムということの説明をなされ、みまちゃ

ん画面いっぱいの説明のあれを表示されて十分説明がなされておりますので、私がほぼ何を質問しようかなあということなのでございますが、まあ私の顔を見たさにみまちゃんを見ている人もおられますので、再度今度やめにしてた告知放送が継続になったんだとかいいところを十分企画振興部長に強調していただきまして、ああ、そうかそうかという説明を、振興部長、よろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼いたします。

尾高議員の美作ネットサービスについての御質問でございます。

美作ネットサービスにつきましては、議員のお話のとおり従来の告知放送や無料電話などのサービスが維持できるよう再検討を行ってまいりました。再検討に当たって、現在のサービスが低下しないこと、今まで以上に行政報告を伝達できる範囲を拡大すること、設備を設置する費用や運営費が安価になること、この3つの点を重視して検討を重ねてまいりました。市長の行政報告にもありましたが、新たな告知放送システムの基本的な構想について申し上げます。

まず、音声告知放送は、美作市の光ケーブルを使用してFM波を配信するFM告知システムを導入いたします。あわせて屋外拡声器を増設して、非常時における情報伝達力の向上が図られるよう導入を進めてまいります。具体的には、各世帯に新たにFM告知端末専用の端末を設置し、従来の告知放送の端末は撤去をいたします。行政情報の放送に加えまして、地域限定の放送や区長からのお知らせについても従来どおり放送をしていただけることが可能といたします。また、屋外拡声器につきましては、既存の屋外拡声器を活用するとともに、設置をされていない地域へ増設を行います。

次に、現在の市内無料電話サービスは、新システムでは対応できません。このことから、携帯電話網を利用した低価格な電話通信サービスの提供を検討をしております。このサービスでは、加入者間での通話が無料になることや、毎月低額で利用いただけるお手ごろな料金設定を考えております。また、インターネット接続につきましては、市民の選択肢を拡大するため、NTT以外に地元事業者による安価でインターネットが利用できる美作市独自のネット事業を検討をしており、平成31年2月からサービスの提供ができるよう準備を進めてまいります。

従来告知放送システムを更新する費用として、当初の見込みは14億円の費用を要すると見込んでおりましたが、告知放送の端末をFM告知方式にすることで従来に比べ大幅に安く整備できる見込みとなったことから、新たな告知システムの構築費用を6億4,100万円に軽減することができました。また、年間の維持管理費用についても、約4,700万円程度削減できる見込みとなっており、市民の方々にも大変喜んでいただけるシステムになったものと考えております。

今後、以上の内容を住民説明会を開催するなど住民の方々にはしっかりと説明し、メリットを十分享受していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

本当に6月で非常に私はすばらしいなあと思ってることが1つあります。

市長は300キロぐらいスピードを出してアクセルばかり踏むんかなあと思ってたんですけど、やっぱり

ブレーキがよくきくブレーキで、切るときには切るんだと、ハンドルとるんだなあという。これは、市民の皆様よく聞いておいてもらいたいと思うんですけど、市長はたしかこう言われたんですよ、私の公約というのは市民皆さんが望むことが、それを実現するんが市長の公約なんだと。非常に私は議員になったときに、ああ、これが自分の姿でもあるんだなあと、市民の皆さんが望むことを私がかわりにやっけてのけるお手伝いをするんだという考え方が大事なんだということで、普通の場合は首長がどんどんどんどんとかく自分のことを押し通していくというケースを行政時代に多々見てきたもんですから。もう少しあれですね、美作ネットサービスというもんもゆっくりやれば安くできたなあ、そういう思いがします。というのが、パソコンというものが昔はちょうどハチハチというような大きなこんなパソコンでね、それでキュッとさして起動というのをやって、きつきつきつきつきつきというてからまた今度、今度はこうやってね、立ち上げるまでに物すごく時間がかかったと。ちょうどコマーシャルでイチロー選手が出てくるコマーシャルが印象的なんですけど、あるところに行ってこんなに小さいもので携帯とかスマホができるんだよって言うと、今度は子どもがぼんと未来から飛び込んで来て、これぐらいのものでね、ああ、そういう時代がまたくるんだなあというふうに思います。将来的には人間も、あれは大阪大学の教授で石黒浩さんですか、1000年ぐらい後には人間はこの地球上からいなくなるけれども、アンドロイドが我々の意思をつなぐという最後の授業というのをやっておられましたけど、本当にこれから先の人類はどうなるのかなあというような思いの中に、非常にこれは結構皆さんよく知つとるように言うんですよ、実際に、よく知つとるように言われますけど、自動車の運転と同様にその構造たるや全然わかってないけども自分はいい車が運転できるというようなこと。

それから、企画振興部長ね、このようなインターネット時代、告知放送になるんですけど、非常にすばらしい点もあるんですけど、非常に弱点があるんですよ。というのは、例えばインターネットを使って行政をしているところで、事務局でちょっと話をしたんですけど、画面をぱっと消したら、次の画面が映ったときには前の画面を忘れてるわけです。そういう点では書類というのは、この書類とこの書類をこう同時に見比べることができるんですよ。だから、非常にインターネットというものについていい点もあるけど、非常にこれからそういう管理という点で注意していかなきゃいけないという、これはもう質問ではありません。

それよりは、きのうたまたまあるとこで、テレビで竹田部長にテレビ越しにお会いしました。NTTの関係で非常に料金高いから、5市町村でしたか安くするように交渉しなさいって言うた時期が私が総務委員長だったので、その後どういうふうになったかと、多分市内のここ云々というのが答えなんでしょうか。それと、これが済んだら住民の方に説明をして回られるということですけど、NTTがまた封筒を早く出してお叱りをこうむらないように、市長も余り短気を起こさないようにしていただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼します。

2回目の御質問でございますが、NTTのネットのサービスにつきましては、これは従来フレッツマイタウンというサービスを提供してまいりましたが、これがネクストという新しいサービスに変わるということで御報告を受けております。

今後の住民等の説明でございますが、この議会終了後、それぞれの各地域の自治振興協議会、そういったところを中心といたしまして、まず説明をさせていただいて、その後地区の自治振興協議会、そういったと

ころ、それからまたその下の単位ということで、住民の方々に広くこの制度知っていただけるように説明会を十分行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

はい、終わりました。

次行きます。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、2項目めに入ってください。

14番（尾高 誉久君）

次は、学校施設へのエアコンの設置について。英田地区のエアコン設置のこの夏の状況についてお知らせくださいということと、美作市内の特別学級へのエアコン設置は行われたか、美作市内の学校に全整備を行う時期が来ていると思うというのが出してる質問なんですが、これもきのう同僚議員が質問され、その前に仲のいい議員が質問されて、それで大体食のサービスですとあれですね、毎年1億2,000万円ぐらい出せば無料化ができるという関連の中で、エアコンと言わずにクーラーというて言われたか何か言われてましたが、また積立金のことの中でもそのような答弁をなされておられました。とりあえずは英田地区のエアコン設置のこの夏の状況と、もしできましたら、事前にお知らせしてないんですけど全市やるとどれぐらいの金額がかかって、金額的なことや、英田のは多分単費でやっとなだと思えますけど、その辺のことをお答え願えればと思っております。1回目の質問でございます。

議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

エアコンの設置の状況、そして今後どのようにするかという御質問でございます。

まずは、既に設置しております英田地区のエアコンをどのように使用しているかということでございます。

7月の美作市の気温の状況でございますが、児童・生徒が通学した日、20日が終業式でございますが、そこまでは毎日30度を超えておりました。小・中学校とも各教室ほぼ毎日使用している状況でございます。8月以降も暑い日が続いておりますので、例えば夏休みの登校日、あるいは2学期についても昨年同様10日程度は使用するものというふうに考えております。なお、教育委員会といたしまして、30度以上の日に使ってくださいということをお願いをいたしております。

次に、全体の整備ということでございます。

まずは、今年度29年度につきましては、市内全部の小・中学校の特別支援教室へエアコンを設置したところでございます。このことによりまして、特別支援教育の充実ということは図ってまいりたいと考えております。

今後、他の教室、これは普通教室でございますが、残りの普通教室へ全て設置するとなると、大体どのぐらいかかるのかということですが、本当に大まかな試算でございますが約1億円強はかかるというふうに考えております。教育委員会といたしましては、各学校における2年間の室内温度調査を踏まえ、設置ができ

ていない普通教室へのエアコン導入につきまして、予算要求はお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

教育長ね、もっと強く要求、次長もされたほうがいいですよ。これは、別の議員がたしか新学習指導要領の質問をされたと思うんですけど、私が28年9月議会で教育長にアクティブ・ラーニングということと教育再生会議、第二次安倍内閣が立ち上げた教育再生会議による教育改革というものが、平成32年から始まる新学習指導要領への対応ということにおいてアクティブ・ラーニングの活用をするんだと、市長は一言で言うと質問力だといろいろ言われてました。教育長は、多少ジグソーパズルをそうするんじゃなくて、組み合わせで新たなものを創造する力なんだ。まあ、そういう新たなことをやらないと、たしか教育長の答弁にあったように47%が10年から20年度の間には機械化、全てものは機械化なされて、65%のものが今はないような企業が立ち上がってくるんだと、そこで安倍内閣が非常に危惧したのは世界に伍する国に、要するに肩を並べる国に常に維持していく必要があると。ならばどうするか、今からやるべきだと、それが平成32年、〔聴取不能〕というんですか、2020年の東京オリンピックの年からやるんだということをやっているんだと。それによって何をなすべきかという中が、小学校5年からの英語の導入と、私はこの時期に生まれてなくてよかったと思うんですよ、日本語だけしかしゃべれなくて、Rの発音とLの発音がいまだにできなくて、舌をひっつけてしまうばかりするんでだめなんですけども、どういうことを言ってるかわからないという方もおられるかもしれませんけど。

そのようなことと、それに基づいて昔でいう詰め込み学習的にやらなければいけない、時は待ってくれないということで夏休みの短縮をすると、1週間程度短くなると、教員には超過勤務が強いられていると。そのような中で、先日同僚議員または他の議員が言われましたように、入田と湯郷の間においては落石工事が、恐らく建設部長の答弁では長期にわたって子どもたちに登下校の苦痛とまではいかないにしてもそれを余儀なくするというようなことで、私はこれはもう本当に時期が来てるなど。英田のエアコンはたしか平成26年になされたと思うんですが、その点、教育長強く言われるのがいいと思うのが、確かに特別支援教育というものが充実することはいいことです、と同様に支援教室が整備されるならば他の教室にも整備がなされるべきだと私は考えます。というのが、保護者の立場になって考えると、非常にこれ他の議員も言われてたように子どもは国の宝だというわけですから、その中であって市長が目指されとる町というのは私は教育の立志というんですか、教育でもってこの美作市を高めていくんだというのがベースにあると思います。そのためには今だと、時期を逸してはならないという思いを持とります。そのような中であって、きのうもたしか岡本部長が財政調整基金が70億円あると言われ、減債基金が14億円、特定目的基金のうちの地域振興、あれは資金と言われたんで基金か資金か私わかりませんが36億円と、それからこれがそれに該当するのかなあと思ったのが公共整備基金が26億円ですと。その後で、市長がこう言われたと思うんです。耳を澄ませて聞かなければいけないのは財政規模の調整だけではなくて、もっともっと市民生活の改善につなげたらどうかと、細かいことから積み上げて市民生活にどう還元するかが今後の課題になりつつあるんだという意味で早く使いなさいと言われるならば、それは一つの意味ある御指摘と受けとめなければならぬということ、虚心坦懐、そういう話を聞くたびに心の中で反省しながらやっていると言われました、たしか。そこで、私はその時期が来ていると思っております。それこそがこの私の昭和30年代ごろは、熱中症などという

言葉はなかったように思いますし、人間環境も変化してきていると思いますが、さっきも言いましたように子は国の宝であるならば、最適な環境の確保を最優先されたらどうかと。苦あれば楽ありということで、学校に行ったら楽しいというようなベースになり、小さな保育所、幼稚園の落成式がもうじきですけど、子どもたちが、もう行くと楽しいんだあというような気持ちで行く、この気持ちが学校に行くための一番大事なことだと私は思ってます。友達に会うんだ、その中で、暑い中でふらふらっとしてもう勉強に集中ができないというようなことでは、世界に伍する子どもたちを育てることはできないと私は確信しておりますので、もしこれは市長に御答弁いただければ幸いです。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私としては、教育については子ども第一と、子どもの育ちをどう補償するか、あるいはそれをどう伸ばせるかと、それに具体的な政策が妥当するかどうかを許案に考えてまいりますので、よろしくお願ひします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

他の議員とのバランスもありましようから、そんなに私のときだけ踏み込んだ答弁できないのよくわかってますけど、たった1億円ですよ、されど1億円かもしれませんけど、26分の1で食のサービスについては、毎年1億2,000万円要るわけですよ。でもここでやれば保護者の皆さんがやってくれたと、英田はそれほど大変な小学校、中学校になるのかなという疑問をお持ちになることが怖いなあと思ってます。

それと、データのなものは30度以上、きのう一生懸命調べましたけど、2016年の気象変動監視レポートという平成29年7月に気象庁が出しているものについては非常に大きく捉えているわけです。ここ40年ぐらいが、地球温暖化が急激に進んでるといふのがあります。それから、もう札幌のほうは冬日っていうんですか、それが逆に寒くならないで暖かいということ等、ポイント等については真夏日や熱帯夜というものは物すごく、実際には30年、40年前に比べて5日、6日とかというふうなデータがあるんですけど、それがちょっと権威のある気象庁なんかがわかりやすく書いてない。それで、今度は文部科学省の公立学校施設の、これは結構権威あると思いますよ、公立学校施設の空調冷房設備設置状況の結果について、平成26年6月6日、文部科学省では公立学校施設における空調の設備状況について、平成12年度よりおおむね3年に1度調査を実施しています。このたび平成29年度の調査結果を取りまとめましたので公表するというところで、まず公立小学校における普通教室、特別教室の全保有室数は32万532室のうち空調冷房設備を設置している部屋数は34万2,267室であり、設置率は41.7%、前回から29.9、11.8ポイント増であると、その他の学校種における設置率は幼稚園が58.3%、特別支援学校が74.5%等々があつて、決して全国的にも非常にもうエアコンの設置が進んでるといふふうには私は解釈します。これについて、教育長、ちょっと、最後の質問ですのでよろしくお願ひします。

議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

エアコンの設置につきましてということですが、ここ数年で本当に気象の状況というのは我々の体感的に

随分変わってきているのではないかというふうに思います。また、逆に子どもたちは幼いころからそうした空調の整った中で育ってきているということがございます。なお、本市におきましては、幼稚園、保育園は既にもうエアコンは十分設置しております。幼いということで設置をしております。それから、学校の状況も変わってまいりました。昔は夏休みと言えど登校日が1日あるかないかということだったかと思いますが、現状は先ほど尾高議員が語る述べられましたように新しい学習指導要領に向けてということで随分授業内容、授業数ともにふえており、美作市におきましては各学校でそれぞれ工夫され、例えば夏休み、終業式は7月20日と申し上げましたが、これは県南に比べ1日遅いと、そしてまた2学期の始業式はおおむね8月28日、29日ということで三、四日早めていると、そうした中でできる限り授業時数を確保しようと、また各学校におかれましても夏休みにさまざまな形で自主勉強であったりあるいは補充学習であったりという時間をとっておられます。まあそうしたこともございますので、私どもといたしましてはぜひここはお願いをしたいというふうには考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

まだちょっと時間あるんですけど……。

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

14番（尾高 誉久君）

はい、総括ですから。教育というものは私は非常に怖いなあとと思っているのが、ウィキペディアっていうあれを見て、全部信じ込むような傾向にある私自身が怖い。それをずっとたどっていくと、きのうひょっとしたらICBMがこの日本の上を通過したんじゃないかなあとかというような話がありましたけど、一つの朝鮮半島が38度線という、あそこに大きなイムジン川という川が流れとんですけどね、それが今から1966年、私が若いころにフォーククルセダーズという3人のグループが反戦歌として、誰がこの国を、ふるさとを分けてしまったのかと、加藤和彦さんの詩でもって歌を歌って、作詞は韓国の人だったか、それで元歌の作曲は北朝鮮の人だったかわかりませんが、あの当時何を言いたかったかという、当時の学生諸君とかフォークグループは韓国も北朝鮮も一つの国じゃないかという思いがあった、それが五十数年たつとみんなが北朝鮮を脅威に感じると。それは、北朝鮮がそのようになったのはどういうことなんだろうと、子どもというのを北朝鮮に例えると、それを生んだのは私はロシアかなと、ソビエトかなと、それを育てたのは中国かなと、そのことに全然かかわってないとは言えないのが我が国かもしれない。その本当に厳しい経験をしとんのが、大東亜圏といつてここまで広げた日本の国が今本当に平和に、非常に言葉適切な、不適切な言葉を使わないように余儀なくされてるというんですね、平和が頭の中で麻痺してる。そのことを、何も私は北朝鮮の回し者じゃあございませんけど、そのように要するに心、議長が好きな明鏡止水の気持ちでもってする、そのことをもってするのは教育というものを進めていく上で非常に大事なことなんだ。学校の先生にも、何かどンドンやっても、網入りガラスを蹴っても、注意しない先生がいるというなことはもってのほかでね、もうそこは先生も勇気を出して、保護者の皆さんもそういう寛容さをもって皆さんで子どもを育てるということが大事なんじゃないかということを思って総括といたします。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号14番尾高誉久議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番14番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。

どうぞ、始めてください。

9番（金谷 のり子君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、平成29年9月議会、金谷一般質問に入らせていただきます。

先ほど先輩議員がエアコンのことについてお話しされましたが、私たち文教厚生委員会全員も願っておりますので、ぜひそのこともここでと言います。それから、林野高校が、今13年前に全教室にエアコンをつけております。それは、PTA活動の一環として時代に即するということで13年前に全部つけました。それが、ことしは全部つけかえる時期が来たということで林野高校の校長からも聞いておりますが、美作市もぜひと思います。

それでは、私は3つの項目について今回質問させていただきます。

市民の健康維持について、2、子どもの貧困について、社会教育、生涯学習、公民館、社会福祉の増進についてという3つの項目でございます。

その中で、1番目に、子宮がん検診にヒトパピローマウイルス（HPV）の検査を導入することについてから入らせていただきます。

市民の健康のために、子宮がんの検診時に子宮頸がんの原因と考えられるヒトパピローマウイルス（HPV）の検査を導入すべきと考えます。日本では、1年間に2万人以上の女性が子宮がんと診断され、3,500人以上の方が亡くなっていると聞いております。子宮がんと診断された後、1万9,000人の人が手術を行い、命は救われますが子宮摘出となり、我が子を手にするのを諦めなければならない若い女性も多く含まれます。現在の子宮がんの検診の細胞診の一部をHPVの検査に回すことにより、早期発見につながります。細胞診で異常なしと出た人も、HPV検査により異常ありと出たことにより命だけでなく子宮を摘出にならず助かるからです。現在、小学6年生から高校1年生相当年齢の女性対象でHPVのワクチン接種を無料で受けることができますが、テレビでもよく皆さん御存じと思いますが副作用による障がいとの報道によりワクチン接種自体を控える人がふえているようです。そのことも踏まえて、一日も早い導入を進めるべきと考えます。

2番目に、インフルエンザ予防接種の1歳から高校3年生までと高齢者の助成状況と、今後どのようにしていくのかということ。

3番目に、新生児から子ども向け健診、産後の母親の検診、定期予防接種の内容と検診接種状況と助成状況と、そして電子母子手帳の活用状況はどのようになっているのか、この3つについてお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

市民の健康維持についてということで、まず1番目の子宮頸がん検診にヒトパピローマウイルス（HPV）検査を導入することについてということの御質問でございます。

ヒトパピローマウイルス検査についての御質問ですが、このウイルスは女性の8割が一生に一度は感染するものと言われております。検査を行えば、多くの方が陽性になるものと思われま。陽性になっても排除する治療はなく、ウイルスが原因で異形細胞、つまりがんに進展する可能性がある細胞がつくられていない

かを検診でチェックしていくしかないと言えます。また、このウイルスは感染していても大半は数年で消滅するもので、検査結果陰性になる場合もあります。しかし、そのことで安心して検診受診を怠ると、ウイルス以外でがんになることも想定されますので、がんの発見がおくれる可能性があり注意が必要となります。こうしました意味で、子宮頸がんを早期に発見するためには、検診を必ず受けていただくことが第一優先と考えております。早期に発見すれば、手術の方法により出産も可能ですので、まずは特に若い年代の方々が受けやすい検診の方法を検討していきたいと考えております。具体的には、集団検診だけでなく、医療機関で個別に受けていただける検診方式等検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目のインフルエンザ予防接種の1歳から高校3年生までと、高齢者の助成の状況についてでございますが、予防接種法に定められていない任意の接種であります1歳から高校生の接種への助成は現在行っておりません。法で市が行うこととされております高齢者への接種につきましては、助成を行っている状況です。接種費用は、1人4,520円のうち2,820円を助成しまして、御本人さんには1,700円で受けていただけるようにしております。昨年度の実績では、6,595人の方が接種を受けられ、助成額の総額は1,875万8,700円となっております。今後は、高齢者につきましては引き続き助成を継続してまいります。子どもさんへの助成につきましては成人のがん検診費用の無償化による受診率向上効果など、予防、健診等の他の施策とあわせ総合的な検討が必要と考えております。

次に、3番目の新生児から子ども向け健診、産後の母親の検診、定期予防接種の内容と検診接種状況と助成状況と電子母子手帳の活用についてというお尋ねでございます。

まず、新生児等子ども向け健診、産後の母親の検診についてですが、出産後おおむね1カ月後に、出産された産院やかかりつけの医療機関で子どもさんと産婦さんが一緒にお受けになっている方が多いのではないかと思います。子どもさんの健診費用は親子健康手帳に添付しております受診券を御利用いただければ1回6,000円の公費負担ということになります。ということで、無料で受診をいただけます。産婦検診の受診費用は、自己負担ということでお願いをしているところでございます。その後の子どもさんの健診ですが、4から5カ月児、それから10から11カ月を対象とした乳児健診と、1歳半と3歳児を対象とした幼児健診で、計4回受診をしてもらいます。美作保健センターと大原保健センターの2会場で、年間18回健診を実施するという状況でございます。

定期予防接種の内容及び接種助成状況についてですが、定期予防接種は14種類ございます。高齢者の肺炎球菌と高齢者のインフルエンザは一部負担をいただいておりますが、他の12種類の子どものさんへの接種につきましては全額公費負担ということになっております。接種状況は種類にもよりますが、1歳までに接種していただきますBCG、接種で申し上げますと約9割の接種率となっている状況にあります。

最後に、5月から開始しました電子母子手帳の活用状況につきましては、8月27日の時点では92名の方がダウンロードをしてくださっており、イベントや子育ての情報を配信してるところでございます。今後とも利用へのPRを継続していきたいと考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷 のり子君）

2回目の質問に入らせていただきます。

子宮頸がんを早期に発見するには、検診を受けることが第一優先であり、早期に発見するということ、そのとおりだと思います。特に、若い年代の方が受けやすいように、医療機関で個別に検診できるよう検討するとの答弁、そのとおりであると思います。もちろん検診を受けることが第一優先であります。検診時の細

胞と同時に、一緒にHPVの検診を調べることで、子宮頸がんの中で二、三割ある発見されにくい腺がんというものを見落とすことがなく、ほとんど見つかると言われていています。せっかく受けた検診なので、同時に細胞診と検診を一緒にするということが美作市でも大切だと思いますが、毎年ではなく20歳、25歳、30歳、35歳、40歳と節目のときにだけでも、それを進めていくということが大切だと思います。特に、HPVにつきまちは、部長の答弁がありましたように全てががんになるわけではないんですが、それが継続する人もあり、そのウイルスがあるということを認識する、それを知って検診の大切さを知ってもらおうということにも意義があるということを申し上げます。今の美作市において、20歳から40歳までの子宮がんの検診率と検診時の助成額、例えばHPV検査をするとすればどのような費用が発生してくるのかということなどを2回目の質問といたします。

そして、インフルエンザの予防接種状況で、近隣の自治体では子どもへの助成はどのようになっているのかということ質問します。このことは、子育て支援をされているボランティアの方から強い要望がございました。近隣ではどうなっているの、美作市はということですので、質問いたします。

そして、産後1カ月健診の項目の内容を詳しく、それから3カ月はどのような項目で健診を行っているのか、その全てが無料で受診できるのかということです。

それから4番目に、HPVのワクチンも、これは無料で受けれるということなんですが、美作市のワクチンの投与の状況ということ質問します。

そして、電子母子手帳の利用のPRの必要があるということですが、岡山県初の取り組みですから内容の充実も検討すべきと思いますが、若い方々と相談して幅広く意見をもらってはどうかという、この5点の質問を2回目とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、美作市におけます平成28年度の子宮がん検診に係る費用ですが、液状化細胞診法での検査を行っておりまして、委託料は1件当たり3,971円で、総額にしますと625万4,325円ということになります。なお、70歳未満の方からは、一部負担金、基本的にはお一人700円ということになるんですがいただいております。収入額を差し引き553万7,825円が市の負担ということでございます。受診率につきましては、20代で8.2%、30代で24.8%です。40歳代の受診率40%を超える率に比べますと、やはり若い方の受診率が低い現状があります。先ほど答弁もいたしましたように、若い方の受診率が伸びる取り組みを講じてまいりたいと思います。

HPV検査についてですが、議員がおっしゃるとおり海外ではHPV検査が子宮がんの早期発見に有用で、がん死亡率減少効果があるという研究結果の発表が幾つか出されております。しかし、我が国におきましては、細胞診自体の精度が海外より高いという報告もあり、HPV検査を併用することで子宮がん死亡率減少効果があるか、また受診者の不利益、つまり不要な精密検査受診につながらないかなどについて検証がされている段階であります。HPV検査に係る費用は、検査方法がいろいろとあり一概には言えませんが、高リスクグループのみの検査ですと費用につきましては検査と判定で5,100円ということになります。これに初診料、最終手数料を加えると、1万円弱になるのではないかと思います。現在、美作市で実施しております検査方法は、厚生労働省により発信されておりますがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施をしております。この指針は、検査方法とがん死亡率の減少が科学的根拠に基づき証明され

た方法を、市町村が公共的に実施する検診方法として示されたものです。この中では、細胞診検査が推奨されており、HPV検査については先ほどの検証が不十分ということで現在は推奨されるまでに至っておりません。医療研究の進展により、HPVやヘリコバクターピロリなどのようにがんの原因が明らかになってきております。こういった検査が将来的には有効性が十分であり、公共的な検診として実施するに値するとの指針が出てくるのではないかと予想はしております。議員のおっしゃるとおり、子宮がんは特に若い女性にふえており、その早期発見は女性の体を守るために非常に重要なことであると認識しております。HPV検査について有効性と実施方法が確立され次第、市としても取り組みを検討していきたいと思っております。

次に、インフルエンザ予防接種の子どもへの近隣自治体の助成の状況です。

津山、英田圏域では、勝央町と当市美作市以外では補助事業が実施されている状況にあります。県内では、約半数の市町村が補助事業を実施している状況であります。

それから、産後1カ月健診、3カ月健診の内容ですが、乳児、産婦とも医師の診察が基本となります。乳児の1カ月健診では、栄養状態や医師の聴診、視診、触診によりまして身体的な成長に異常がないか、先天的な疾患はないか等をチェックします。また、生まれながらに持っている原始反射の状況を見ることで、脳や神経系、運動機能にも異常がないかのチェックも行われます。3カ月健診でも医師の健診が基本となり、3カ月では特に首の座りや股関節の脱臼の有無などが成長発達を診る観察のポイントとなっているということです。健診の費用につきましては、無料の受診券を2枚交付しておりますので、医療機関に提示していただければ2回までは無料で受けることができるということでございます。

HPVワクチンの接種状況ですが、健康被害の報告があり、積極的な接種勧奨を控えている状況であることから、28年度の接種実績はありませんでした。

また、電子母子手帳の利用のPRの必要ですが、内容の充実については使いやすくなるよう委託業者との協議をたびたびと行っているところです。最近では、7月末にアプリのデザインを見やすいものにリニューアルしたところです。今後も利用者の皆様から御意見等を聞きながら、さらに多くの方に御利用いただけるようPRに努力していきたいと考えております。御理解いただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、3回目です。

9番（金谷 のり子君）

3回目に入らせていただきます。

HPV検診が海外では早期に発見するに有用という答弁もありましたが、アメリカなど欧米諸国は検診率が、数年前の調べなんですけど60%から80%、日本は30%台にとどまっているという状況です。他国での検診率が高い理由としては、HPVの検診経過観察など関心が高いとか女性が危機意識を持っているということもありますので、その点もぜひ考慮していただいて、検診率も上がってくるのではないかとと思われるということです。例えば、細胞診で陰性と診断された後、HPVのほうで陽性であった、すぐに精密検査ということではなく1年目、2年目は経過観察、3年目もまだ継続しているということになれば、これは精密検査ということでもいいということなんです。HPVのウイルスは5年ぐらいかけてがん化すると言われていて、見つかったからすぐがんということはないので、やはり毎年の検診を受けるための要因にもなるのではないかと考えられます。今、若い人が健診をなぜ受けないかという理由の中に、時間がない、面倒だ、費用がかかるなど、そういう項目が1番、2番、3番に上がっているようです。やはり自分にはならないと私も思っていますが、ウイルスというものに関心を持っていただくためにも、先ほど言いましたけれども20歳とか25歳、5年ごとの節目でそれを助成するので、ぜひ受けてほしいというようなことを取り組んでも

raitaiというのが思いです。

岡山県では総社市が、この4月でしたかね、助成を始めたということも聞いておりますし、全国でも100以上の自治体が取り組んでいるということもありますので、やはり大切かと思っておりますので、そのことについて今後、市長、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

ほかの質問はいいですか、もうこの件だけで。

9番（金谷 のり子君）

ああ、濟いません、ありました。濟いませんです。

それから、インフルエンザの予防接種につきまして、津山、英田圏域では勝央町と美作市以外は全て助成をしているということなので、これもぜひ早急に取り組むべきと考えます。

それから、赤ちゃんの健診のほうも、全て無料で2回受けれるということで安心をしておりますので、産後のケア、そういったことについてもぜひ答弁を、市長、お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、子宮頸がん関係ですけれども、これは御承知のようにこの数年間、国もこう迷いが生じた分野であります。で、一方で子宮頸がんに対する備えが大切であるという認識はだんだん強くなっていると、こういうことだというのがまず出発点でありまして、部長長々と答弁した中で最後のほうに言ったりしましたけれども、研究をします、これは。いい形で使えるものであれば、これは導入にやぶさかではないと、若干科学的なところで自信が今持ちづらい感じがあるんだというのが状況であります。問題意識としてはしっかり持って動向を注視し、みずからも研究するようにいたします。それから、いずれそういうときに、インフルエンザのワクチンもそうですけれども、女性がやっぱり必要であろうという御視点が常にあると思うんですね、これはまさにそのとおりでありまして、私どもとしては近隣の町に負けないようにするというのは、まず最低限だと思っておりますし、来年度はことよりも里山公園に関する交付税の収納額がふえてまいります。そういったことも含めて、それが対応できるかどうか、多分できる部分がないとは言えない、あると思ってるんですけども、ほかの要望がこれから行政懇談会を通じて出てまいりますけど、そういったものも精査をしながら検討項目、対象項目、検討対象項目には必ず入れて、結果については次の議会あるいは3月の議会までに報告できるようにさせていただきますので、期待をしながらお待ちをいただきたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、総括です。

9番（金谷 のり子君）

総括させていただきます。研究していただいて、前に向かって進めていただくように、先ほどの私の言いましたこと、なかなか言いづらいところも、女性のことでございますので、でも進んで発言をしていこうと思っております。そして、12月、6月と続けて質問しております産前産後の母子のこと、赤ちゃんのこと、全て今後少子化の中で大切なことでございますので、ぜひぜひ研究していろいろなことに取り組んでいただきたいと思っております。

今回は、この1項目めは終わります。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めは休憩の後をお願いします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後3時07分 休憩

午後3時19分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

金谷議員、2項目めから、入ってください。

9番（金谷 のり子君）〔質問席〕

2項目めの子どもの貧困についてということで質問をさせていただきます。

ニュース等でも大きく取り上げられる貧困は、子どもの貧困はすぐさま食料がなく生死にかかわる等の絶対的貧困と、日本の所得の中央値の半分以下で生活している人が相対的貧困ということであるということです。先進国の中でも貧困率の高い日本は、子どもたち7人に1人が貧困と報道されています。美作市でも、前回の議会などでも質問させていただきましたが、現在の子どもの貧困はどれくらいの人数であるのか。そして、現状と対策と課題、国の補助等を使い今後の取り組みはどのように考えているのか、質問させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

この問題は、大変重要になりつつあります。残念ながら、私どもとしては今のところ実数についてははっきりした把握ができていません。ただ、今年度県のほうが調査をするということで、それに若干の期待を持っているんですが、一方で当市の民生委員協議会の方々が非常にこの問題に関心を持っていて、独自にいろいろ調べてみたいと、今後の研究テーマにしたいとおっしゃっておられまして、そことのタイアップをする中で当市における状況を明らかにできる可能性があるということで、期待をしながら連携を深めていきたいというふうに考えているところであります。

今後、この問題については、絶対的貧困については日本国憲法の25条ぐらいだと思いましたがけれども、健康で文化的な生活の保障っていうのがあって、社会のさまざまなところにいわゆるセーフティーネットが組んでありますから定義的にほとんど問題ないんですが、一方で相対的貧困の中で、例えば本当にぎりぎりの生活になっちゃうとか、それで明るく楽しくやってくれればいいんだけど、それが今度は虐待であるとかネグレクトであるとかっていうところに結びついていって、本当に子どもたちにとって不幸なことになるということについては大変残念なことなので、ぜひとも予防をしていかなきゃいけない。経済的なところについては、我々としてもさまざまな形で就労支援とかいろんなことをしていくわけでございますけれども、子どもの虐待その他については児童福祉の観点からいろんな手法を今でもとっておりますけれども、保健師あるいは家庭児童相談員、愛育委員、それから先ほど申し上げたけれども民生委員の方々にも注意をしてもらいながら必要に応じて専門機関につないでいく、そういうことでやっていきたいというふうに考えているところであります。また、地域でもこういう問題に対して何らかのことができないのかというような話がありまして、きょうも休憩中に話題になっておりましたけれども、子ども食堂を市内で初めて、これは勝田地域ですかね、開設をしようと、10月……

〔9番金谷のり子君「10月13日」と呼ぶ〕

10月13日、開設という動きも出てきているわけでありまして、国のメニューがまだ追いついていないんですけれども、率先してこういう取り組みをしながら国に対しても市長会などを通じながらどうすんですかという問いかけ、あるいはこういう問題についてのしっかりとした助成制度を考えたらどうかということも提言していこうとは思っています。その中で、国も割とこのところこういった問題に対しての反応がよくなってまいりました。かつては自由民主党と民主党との反発の中で、自に帰依するということもありましたね、貧困の前の所得分布の格差の問題ですけれども、そういったものについては割と自民党サイドが、そんなものは関係ないよというようなニュアンスだったんですけども、最近は所得の相対分布の問題が非常に重要な問題として政府の中にも意識をされるようになってきていることから、今後の動向には前向きに期待ができると、もし具体的なものがあれば率先して取り組めるように私どもとしても目をかっとうけて抜かりがないように対応していく所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、2回目。

9番（金谷 のり子君）

2回目の質問をさせていただきます。

8月に、文教厚生委員の全員6人で、大津市で研修を受けた後に大津市の視察を行いました。皆さん積極的に参加をしてくださって、本当に文教委員会みんな関心を持ってこれに取り組もうという意識を持っております。その中で、大津市は、平成19年より直営で中3学習会というような進学に向けての勉強会を福祉課のほうで取り組んでいます。そして、あとトワイライトステイ寺子屋プロジェクトという取り組みは、社会福祉協議会等で取り組んでいる。これは最近の取り組み、27年からのようです。直営でしている取り組みは、年間150万円、本当に少しの予算を使いながらボランティアの人たちに協力いただいて、ほとんど運営協力はボランティアの方という形になっておりますが、今後美作市も今市長のほうから重要な問題ということで答弁いただきましたが、市と連携して社会福祉法人やNPOの方との連携についてどのようになっているのか、答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

相対的貧困だけが原因ではないんですけど、だけが原因ではないんですけども、相対的貧困も一つの原因として起こっているさまざまな実証の中で、福祉的な対応が必要である。例えば引きこもってしまうとか、あるいは社会性が剥奪されてしまうとか、その結果として不登校になるとかというのがございます。そういった問題については、私どもや社協も去年から中学生を対象にして元気を出そうよということで事業を展開して、これは非常にいい成果が出てきているということで注目をしておりますし、それからNPO法人としてやってる人おこし事業なども、それに若干関係するのかなあということもあります。加えて、今大津の話もされましたし、あるいはほかの都市でまた具体的な実例も出つつありまして、そういうものは参考にしてくんですけれども、うちとしても特色がある程度出つつあるという面では、これも相対的貧困と厳密には1対1関係はないんですけども、発達障がい支援については恐らく、先ほどのワクチンのときはちょっと残念だったんですけども、近隣の全ての自治体に比べて相当進展をしていくだろうし、そしてさらに障がい児福祉について言えば、日体大との連携が最終局面に近づきつつありますけど、これが実現をするときには相当他の自治体に比べていい水準になってくる。で、その中で私どもも思っていることは、特に日体大との関係でもそうなんですけれども、じゃあ支援学校に行ったらどうすんだというときに、一つは就職をして世

の中で安定的に自立できる方向を当然目指すんですけども、もう一個は進学ということも視野に必ず入れていかなければいけない。そういうような支援学校のメニューづくり、カリキュラムづくりについて、今、せんだって審議監答弁しましたけども日体大関係者と緊密に協議をしていく、そういったところも本件にそこはかとなくいい影響を与えてくるというふうに思います。これが1点目です。

2点目につきましては、金谷議員の議員活動を拝見してる中で、先ほどの子宮頸がん問題についてもそうですけども、御自身が獲得されたい動きについて議会を通じて提言をされる、それが提言が各班から出てくることを期待をして、それを我々も前向きに受けとめながら前進をしていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷 のり子君）

3回目です。

江見部長もしっかりと話を進めてもらって協力をいただいていると思うんで、市長から、みずから答弁をいただいたことにもうれしいことなんですけど、私が一番感じるころはいい取り組みなんですけれども、やはりボランティアで皆さん参加してくださる方々が続けていくためにはある程度の予算を獲得してくださらないと、ほかの自治体等をインターネット等で見ましても、続けたは続かない、継続できないというところもあります。その辺を含めて、市の方も幾らかNPOの方が始められたということですが、そういうところにも直営、少しでも予算をつけていけるというような仕組みができないのかということも思いますので。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それは非常に重要なポイントでして、いろんな事業をやられるときに継続可能性とか持続可能性っていうものが保障できるような安定的な財源確保ということが、これは絶対に必要だというふうに思っております。当市としましてはその安定的財源確保という観点から今一番推奨できるのが都市公園面積の拡大ということでありまして。今のところ、だから今年度が六千数百万円、そのうち何ぼかは都市公園の維持管理に使う必要がありますけども、残りをさまざまな福祉事業に今充てようとしてプランを組んでおりますけども、これが順次拡大する中で安定財源も確保されますから、したがって安定財源を確保できれば新しい取り組みというものを逐次追加できるということで考えておまして、そういう意味で真野部長の責任は重いというふうに思っております。心得て前進してくれるものと期待をしております。

以上であります。〔降壇〕

9番（金谷 のり子君）

総括させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷 のり子君）

市長の答弁、安定財源つけて、まるで安倍首相のように10%に消費税が上がったらというような答弁にちよっと聞こえるので、ぜひ早急につけていただく方向でお願いしたい思います。

では、総括以上です。

議長（鈴木 悦子君）

3項目めに入ってください。

9番（金谷 のり子君）

それで、3項目めに入らせていただきます。

3項目めが、社会教育、生涯学習、公民館、社会福祉の増進についてというこの項目を選ばせていただきましたのは、これこの内容、生涯学習と公民館、これは福祉ともうすぐく連結していくところになってくると思います。これから2025年から2040年にかけて高齢者がふえていく中、地域で支えるということはもう重点的なことになってくると思います。介護の手前、それから子どもたちの問題、もうそれをつなげていく場として公民館、地域の集まってくる場所というところで注目する場所として国や県や美作市もこの場所について注目しているのではないかという思いがありましたので、この質問を考えました。

1番目に生涯学習講座、現在の講座ですね、子ども、親子、家庭、青年、一般、それから高齢者等のどのような講座があって、地域でどのような活動をしているのかという状況と定義、そして今後のあり方について。そして、2番目に公民館のあり方について。3番目に、岡山県が生涯学習審議会という会において、家庭教育に関する基本方針や課題を踏まえ提言したということがあります。生涯学習の審議会が家庭教育に関して基本方針や課題を踏まえてということなので、やっぱり地域というものが家庭教育にこれからかかわっていくことを踏まえてのことだと思いますので、そのことについても質問をさせていただきます。そして、家庭教育審議会については、社会全体で家庭を支える機運をつくろうと、それから支援が必要な家庭への取り組みの充実、地域人材の確保や育成、そういったことも全て福祉につながってくるという思いがあります。今後の教育行政と保健福祉部局との適切な情報共有、役割分担によって今後の活動につなげていけるということが大切だと思いますが、誰がいつまでにどのように進めていくのか、そういった観点からも質問します。そして、地域において健康的に楽しく生活していくために公民館のあり方を研究して、子どもからお年寄りまで集い、そして学び合える環境整備を必要とされていますが、施設の耐震化、バリアフリー化、公民館職員の教育などどのように考えているのかということです。その3項目、3つを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

生涯学習につきましての、あるいは公民館のあり方、保健福祉との連携、そしてまた岡山県の生涯学習審議会の提言についてというたくさんのお尋ねでございます。多くまとめてお答えしたいと思います。

教育基本法におきましては、生涯学習の理念といたしまして第3条で、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないというふうに既定されております。私ども研修等にまいりますと、学校教育以外の教育は全て生涯学習、社会教育であるという言い方をよくされております。そこで、教育委員会が提供する生涯学習講座と申しますのは、公民館を初めとした市内の社会教育施設におきまして、市民皆さんの趣味、体験活動、生きがいを目的に多くの学びの場を提供しております。地域の公民館に子どもからお年寄りまでが集まり、健康に楽しく学び合えることは本当に大切なことであると考えておりまして、そのための施設整備については、これは現在社会教育の施設は耐震診断の義務づけというのは必要ないものということに分類はされておりますけれども、教育委員会といたしましてはバリアフリー化も含めまして市内公民館の再編整備の際に対応策について研究していきたいと考えております。

また、公民館のあり方、それから職員の教育ということでございますが、現在御存じのように大原公民館には専任の公民館長を配置しておりまして、公民館事業の推進を図っております。職員の教育につきましては、館長に対しまして日ごろから公民館事業の推進について指示をしているほか、岡山県公民館連合会、美作地区社会教育委員協議会などが実施する研修会を受講するなどして、市民が集える公民館の実現に向け取り組みを進めているところでございます。

市内では、教育委員会のほかにも市民を対象に趣味教養のための講座、生活に役立つ講座、健康につながる講座、地域の課題を解決するための講座など各種の生涯学習活動、らくじゃあ体操など本当に活躍されていらっしゃるけれども、そういったさまざまな活動がございます。市長部局の各部署、文化協会、自主サークルなどが主催されているわけでございます。本年度は、新しくさらに公民館活動を進めようということで、大原公民館に公民館運営協議会を設置いたしまして、公民館事業の点検や評価のほか、福祉の推進、産業の振興も含めました地域課題、学習ニーズを掘り起こす活動に向けて取り組む計画にしております。この取り組みの成果によりまして、今後の公民館の方向性が見えてくると考えており、同様の取り組みを他の拠点となる公民館にも広げ、本市の生涯学習の推進を図ってまいりたいと考えております。

岡山県の生涯学習審議会、家庭教育の支援ということでございますが、これは教育県岡山の復活を目指すということで、本年7月に岡山県生涯学習審議会から全ての子どものための家庭教育支援の充実に向けてということで提言が行われております。学校で教育する以外に、家庭教育というのは全ての教育の出発点でございます。本市におきましても、もう既に家庭教育の重要性ということで、平成20年度から家庭教育を支援するためのチームを設置し、地域や学校、保健福祉部門と連携をとりながら保護者の活動、乳幼児サロン、乳幼児健診などの集まりの場を利用いたしまして、保護者の主体的な学びと育ちを応援するための学習機会の提供、子育て情報の提供なども行っております。今後は、さらにこの集まりの場に来られない保護者に対し、訪問型の家庭教育支援の提供について保健福祉部門と一層の連携を図りながら、乳幼児期から切れ目のない家庭教育支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、2回目。

9番（金谷 のり子君）

2回目の質問に入ります。

ことし3月末に、美作市の公民館設置、管理及び運営に当たったの答申というものが出されたということですが、この答申の内容を詳しく説明していただいて、2025年から2040年に向け高齢者増、人口減少の美作市において解決策になるようにと考えますので、この観点から何が重要であるかについても答弁をお願いします。

それから、先ほど前の項目で、子どもの貧困について質問させていただいたんですが、公民館等を利用して今後お年寄りから子どもまでが集う場の中で福祉部との連携ということで、子どもの貧困対策などもこのような場を利用していきっていくのかどうか、構想はあるのかどうか、そういったことも含めて教育委員会としてもどのように考えているのか、答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

ことし3月に、社会教育委員会議から、この公民館のあり方、設置、管理及び運営のあり方について答申

を教育委員会で受けております。これは、内容といたしましては、現在市内に18館ございます公民館の再編整理、どこを重点的にしていくとか、あるいは内容をどうするかということでございます。この答申の中で、今後拠点となる公民館運営というものを考えていき、個々については各地域の社会教育活動及び生涯学習活動の推進を初め、コミュニティ活動や地域づくり活動など、地域活動の拠点として行政や自治振興団体と連携を図り、本市のまちづくりを推進するということが述べられております。教育委員会といたしましても、この答申も受けまして、公民館が地域の課題解決に役立つ施設となるために拠点となる公民館に専任の公民館長を配置しておりまして、公民館運営協議会で協議をいたしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、子どもの貧困についてということでございます。

これは、本当に大きな問題と考えております。就学援助という制度を教育委員会で所管をしておりますが、教材等の困っている子どもたちへの支援でございますが、割合も年々ふえまして、私が美作市に参ってからでもおおよそ15%だったものが19%、20%に近いという状況になっております。したがって、こうしたことも考えながら福祉との連携ということは進めてまいりたいと思っておりますが、一例といたしまして、例えばことしの夏などは試行的ではございますが、公民館を子どもの居場所として開放し、週に1回程度ではございますがそうした子どもたちが自主的に学ぶ場であったり、落ちついて過ごせる場というものを提供していくということもしております。今後も、こうしたことも研究してまいりたいと考えております。保健福祉との連携ということにつきましては、美作市の支援検討会議には私も毎月出させていただきます、そうした情報も十分に共有しながら、学校からも提供しながらということで進めております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

3回目の質問です。

9番（金谷 のり子君）

3回目ですが、本当に大きな2025年から40年にかけての高齢者の問題、福祉の問題、そして子どもたちの問題、いろいろなことがどこかでつながっております。教育委員会、福祉部、本当に市を挙げてこの今後のことについて考えていかないといけない、その出発点もうもうほぼスタートはしていると思うんですが、皆さんから、地域のいろいろな方の御協力が要ることなので、女性の声、そして男性の声、いろんな方の声を聞いていただいて今後の対策として進めるべきなので、関連するということで公民館、生涯学習についてもここで質問させていただきました。まだまだこれから大変ですが、議員も一生懸命考えてまいりますので、協力していきたいと思っております。

これを総括として、9月の議会の一般質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番15番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

それでは、ただいまより9月の一般質問を行います。

今回、私は美作の観光問題、湯郷温泉の入り込み客数について。それから2番目に、地元観光協会の方の話によると、近年日帰りの客数はふえているとのことですがということでお尋ねします。それから、3番目、ふるさと納税についてお尋ねします。それから、4番、地域懇談会での質問の中から、この地域懇談会

というのは行政が行われた懇談会ではありません、私が個人的に市民の皆さんと話し合った中で出てきたことについてお尋ねいたします。

じゃあ、まず1番目に、美作市の観光行政問題、湯郷温泉の入り込み客数についてということで、岡山県観光客動態調査結果として湯郷温泉は昨年比92.2%と報告されています。岡山県としては120.1%とふえている中、市として今後どのように取り組んでいくのかということでお尋ねします。

美作市の基幹産業としての観光産業の支援について、市の活性化につながるような人的及び財政面から支援拡大に行政として積極的に取り組む必要があると思います。美作市の観光産業は、湯郷温泉を核に愛の村パーク、大芦高原温泉雲海、武蔵の里などの宿泊関係の業界を見れば、かなり厳しい状況にあると言わなければなりません。観光立市を求め、目指す取り組みが、平成の合併依頼取り組まれてきています。この取り組みが、市の活性化に反映されるまでに至っていないのが現状だと認識しております。日本政府は、2020年までに外国からの観光客を倍の4,000万人にふやすと打ち出しています。美作市としてもこれらの客をしっかり獲得していく政策が求められると思いますが、どのように取り組まれるつもりかお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

外国からの観光客の獲得に向けて、どのように取り組むのかについての御質問でございます。

平成28年、岡山県観光客動態調査結果では、岡山県への観光入り込み客数が対前年比120.1%と増加しております。主な観光地10地点のうち、湯郷温泉ほかの4地点が前年に比べて減少し、対前年比119.8%となっている後樂園、岡山城周辺ほか6地点が前年に比べて増加している調査結果があります。これを見ますと、主な観光地がそれほど増加していない中、岡山県への観光客数が増加した要因は、主な観光地以外を訪れた日帰り客の増加によるものと分析しております。また、湯郷温泉旅館協同組合の調べによりますと、湯郷温泉の外国人宿泊者数は平成26年度4,179人、平成27年度7,824人、そして平成28年度には5,876人ということで28年度には減少に転じたものの、本年度で言いますと4月から7月までの4カ月間では前年度に比べて779人の増加ということになっております。また、台湾と香港からの宿泊者が主流でございましたが、最近では中国、アメリカ、ヨーロッパなどからのお客様が増加傾向にあるということでございます。市としましては、岡山国際サーキットでのモータースポーツ体験や温泉など、美作市でしか体験できないそういった資源をテーマにしまして、本年度は台湾の富裕層をターゲットとしまして長期滞在型のツアープログラムをつくる予定です。スタディーツアーを実施した上で、台湾を初めとして外国人向けに売り込む準備をしているところでございます。

また、10月から週5便に増便されます岡山空港台北線の機内誌に美作市の特集を組むなどして、市内各地の魅力を発信して外国人観光客の長期滞在に結びつけていきたいというふうを考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目。県が7月24日に発表した県観光客動態調査結果の概要によると、県全体では入れ込み客数が平成28年度は前年比120.1%、先ほど言いましたが、平成27年度が1,488万、平成28年度が1,740万4,000人、前年比291万6,000人増となっています。美作湯郷温泉は、前年比92.2%、平成27年度で94万7,000人、平成28年度で87万3,000人、7万4,000人減となります。マイナス7.8%です。県では、観光入り込み客数が前年度比増となっている中で、美作湯郷温泉での入り込み客数が減少した原因はどこにあるのかを解明し、業界関係者

とともに行政として対処していかなければ農業に続く主要な産業が衰退します。地域活性化へが強く求められます。美作市の観光資源としましては、湯郷温泉を核に愛の村パーク、大芦高原温泉雲海、武蔵の里の宿泊関係の業界を見れば、かなり厳しい状況にあると言わねばなりません。観光立市を目指す取り組みが、平成の合併以来取り組まれております。総合戦略では、次の取り組みが行われるとされています。広域観光の推進、因幡街道三宿ひと往来事業、インバウンド観光の推進、大原宿を情報と物と人のハブ基地として位置づけ圏域交流と観光案内の拠点として整備する、宿場町や街道の景観整備の実施、道の駅や特産品販売所を活用した交流拠点となる現代版関所の設置、圏域内宿泊型観光ツアーの実施、日本食を食べることに次いでショッピングが上げられていることから、湯郷温泉や宮本武蔵ゆかりの地など国内外に広く知られた観光地に外国人旅行者向け消費税免税店をふやす、メディアやSNS等も活用した戦略的なPR、仕掛けづくり等に注力していく、この6項目がどのような進捗状況になっているのか、具体的な計画目標と取り組みの状況、平成27年度からの実績を示し、その成果を明らかにしてください。

美作湯郷温泉は、年間90万人以上がおいでになる温泉観光地であるが、近年先ほど紹介しましたように減少傾向にあり、中堅旅館の廃業なども続いており、官民一体となったまちづくりが必要です。地元の皆様の声として、これは現地に私が赴きまして旅館組合の方、観光協会の方、観光案内所などで話をして皆さんの要望としてお聞きしたことでありますが、縦貫バス津山大阪線は多くの皆さんに便利に利用されています、この数本を湯郷温泉経由として運行できないかとの要望があります。市のほうもこの件については承知のことと思いますが、どのように取り組まれてこられたかお尋ねいたします。美作インターから湯郷温泉まで7分で走ることができます。一部の旅館組合の方が取り組んできたが、声が小さく実現するところまで至っていないとおっしゃっておられました。これらは、バス会社にとっても利用客の増加につながる期待もあります。他の行政、津山市などと共同で申し入れをするなど、実現に向けて取り組むことができませんか。どのような対応を考えておられますか。

また、今日観光地でのフリーWi-Fiは、常識になりつつあります。このようなこともぜひとも取り組んでいただきたいと思います。海外からの誘客について、航空会社の路線という期待をされているようですが、海外からの観光客はインターネットで情報を得て来られる方が多いようです。海外からお客様を招くには、ニーズに合った情報提供が必要です。香港、台湾からのお客様に対し、美作湯郷に対する感想は把握しておられるでしょうか。答弁では、体験型を資源化するとのことがありますが、どのような期待をされておられるか答弁を求めます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、総合戦略の取り組みについての進捗状況でございますが、平成28年8月8日付で美作まち・ひと・しごと創生総合戦略、これの改訂版でございますが、平成27年度の実績等について検証結果がまとめられております。その実績においては、大原宿を訪れた観光客数の増加数が指標の500人に対して220人、これ本陣の見学者数であらわしております。それから、インバウンド観光客の年間宿泊者数が、1万人に対して7,822人、これは湯郷温泉の利用者数でございます。外国人旅行者向け市内消費税免税店の数が、5軒に対して1軒が開店しました。因幡街道につきましては、今後3宿場観光ガイドパンフレット作成や街道ウォークイベントを開催するなど、連携した取り組みを行う。大原宿本陣、脇本陣は人気があり、観光客も増加傾向にある。湯郷温泉の外国人宿泊数は増加している。有名観光地から体験型観光への観光需要の変化など、地方の需要が高まっている。また、今後も3宿場の特徴を生かした取り組みや、市内の特徴を生かしたイン

バウンドの誘致に努め事業を継続すると、以上が総合戦略の改訂版にある検証結果でございます。

平成28年度以降のことでございますが、3県境地域創生会議の事業として、平成28年7月には台湾へトップセールスを行い、旅行者を対象とした商談会や訪問活動を実施しました。また、平成29年2月には、台湾の旅行者やブロガーを招聘して、大原宿や平福宿などをめぐるスタディーツアーを実施し、台湾からの誘客推進に取り組みました。そのほか、多言語パンフレット制作や、海外コンテンツとして台湾やタイ、フランス向けの番組を制作して、現地で放映、PRを行っております。また、平成29年度は、体験型周遊ツアーの増勢を予定しており、湯郷温泉や市内の宿泊施設に泊まっていただく商品を開発して、台湾、香港、韓国を中心に売り込みを行っていきたいと考えております。

それから、縦貫バス、中国ハイウェイバスの湯郷温泉経由便の運行についての御質問でございますが、湯郷温泉では平成22年に民間のバス会社と提携して、一定期間大阪梅田から湯郷温泉と湯原温泉行きの直行バスを1日1便運行されたことがあります。完全予約制の運行だったということでございます。中国ハイウェイバスの目的地あるいは経由地として湯郷温泉が設定されることで、交通アクセスの向上による湯郷温泉を初めとした市内観光地への入り込み客数の増加につながるものと考えますので、市としましてもバス運行会社など関係機関に対して実現の可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

それから、美作湯郷に対する感想ということでございますが、平成29年2月に三県境地域創生会議の事業として台湾インバウンド促進スタディーツアーを実施しておりまして、台北市の旅行エージェントやブロガーなどを招聘しております。その方々の湯郷温泉に対する感想は、台湾からの観光客はリピーターが多いが、湯郷温泉を初めこの地域のことは余り知られていない。お客様に紹介できる施設がある。感動的なびっくりするような食べ物に出会いたい。一番大事なのは交通アクセスなので、レンタカーをふやしたほうがよいなどございました。それから、体験型を資源化するということについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり長期滞在型のツアープログラムにつきましては、その名のとおり観光客の方々に湯郷温泉を初め市内に長期滞在していただき、美作市でしか体験できないこと、例えば岡山国際サーキットでのモータースポーツ体験など市内各所での体験等を通じた活性化を期待しております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、3回目の質問です。

6番（倉地 重夫君）

3回目。私もホテル祭りとか丑湯祭り、これに実際に参加して、踊りにも参加したりして、湯郷の皆さんがしっかり楽しんでおられる、こういうことも目の当たりにしてきました。ホテル祭りの後など、蛍が出る期間は一定お客さんがふえるということも言っておられます。それから、これは今回私がこのような質問をするということについて市民の方から提案のあったことなんです、美作市出身の方が同窓会をするときに美作市の宿泊施設を利用してするということに、幾らかの補助ができないかというふうなことを提案、これはまあ実際に実施している、インターネットで探してみたらありました。だから、やっぱり美作市の宿泊施設に一人でも多くの方に利用してもらい、また利用したお客さんが次のお客さんに宣伝をしていただくと、こういうことにつながる、こういうことにもぜひとも積極的に取り組んでいただきたい、このように思います。

3回目の質問と総括と一緒にということで、以上この件に関してはこれで終わりです。

議長（鈴木 悦子君）

続いて、2項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

湯郷観光協会の方の話によりますと、近年日帰り客は確実に増加しているとのことです。落とすお金が桁違うとのことですが、日帰り客にしてもしっかり満足していただき、次は宿泊でゆっくり来たいと思っていただくことも大切だと思います。これらの施策についてお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

日帰り客については余りしっかりしたデータがないので、感覚的なことしか申し上げられませんが、市内ではこのところ大原宿への日帰り客が圧倒的にふえたことは間違いありません。これについては、共立メンテさんなどが私どもと、それから西栗倉の施設を扱うという状況の中で、そこへの集客というものを目指して岡山市内を含めて近隣の方々に情報提供をしたといったことが実っておりますので、そういう意味で間接的に市としても応援したことになります。私どもとしても日帰り客についてもおっしゃるとおり重要性を認識しつつ、これからも積極的に取り組んでまいります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

市長のほうから、大原宿について日帰り客の増加が見られるというお話でありました。私がこの日帰り客のことについてお話をしたのは、湯郷の観光協会の方ではあったんですけども、オルゴール夢館、こういったものは私も知人とかが訪ねて来たとき必ず案内して、それで非常に感動を持って帰っていただいております。それから、隣にありますつどう模型館、ジオラマがあるんですが、このジオラマなんか好きな人にとってはコントローラーで列車を自由に走らせたりできるという非常に魅力のあるものであります。こういったものをしっかりと外部に向けて発信して、日帰り客をふやしていくということはぜひともやっていただきたいと思います。この期に、湯郷のほうに特徴のある喫茶店が誕生したりして、先日私が訪ねたときには若い女性がたくさん訪れておられました。また、三歩太郎ですか、立派なからくり時計も1億円からかけてつくったものがありますが、これも先ほど言ったオルゴール夢館とかあの地域からいうとかなり距離が離れてるんですね、観光道路が整備しているんですが、その途中に何も、先ほど言った買い物をするにしても、それから散策するにしても何もなくて、結局三歩太郎のからくり時計のところまで足が延ばされてないというのが何か現状じゃないかなと思います。こういった観光資産を活用した誘客政策が必要であると考えます。観光道路も整備されておりますが、今のところ生活に不便——一方通行のことです——というマイナスの件ばかり聞こえております。特に、観光協会の方がおっしゃるには、観光案内所の前の100メートルぐらいの区間、これを北というんですかね、こっちから入って来た人が西というんか南というんか、あっちの方向に走れないんですね、一方通行であるから。だから、例えばグランドホテルの前を抜けて向こうへ出たくても結局通れないから、通行者は観光案内所の中の駐車場の中を通過して、いわゆる一方通行を回避するためにそういう走られ方をされるんだと、非常に危ないということを言っておられます。

それから、歩道との境界にこんな丸い石の境界のブロックみたいなものがあるんですが、これが石畳の道路と色が全く区別が付きにくいってことで、あそこへ車をこすって傷つけて、高級車を傷つけて、もう二度と湯郷に行かんと言われるような方もあると聞いております。こういった結局デザインとかそういった見ばえとかというふうな形で取り組まれたことが、決して観光客の立場からするとそうとられてないというふうなこともあると思います。例えば、さっき言ったこの石のだるまさんか何かわかりませんが、ああいふものにはちょっとペイントでよくわかるようにして、あれに車をぶついたりすることのないような施策は

ぜひともやっていただきたいと思います。

また、宿泊客に限定した観光施策も大切ですが、日帰りツアーなど観光客を呼び込む企画も立案していただきたいと思います。東は関西圏、四国、広島、松江、鳥取、全て日帰りです。ちょっと足湯を楽しみ、気軽に湯郷へ行ってみよう、このような企画も必要ではないかと思われま。観光客は湯郷温泉に何を期待しているか。湯郷温泉は、県の実施した観光客動態調査290人からの回答を公表しています。湯郷温泉を訪ねると決めたときの理由第1位は、料理や食事への期待、22%で63人、続いて第2位はアクセスのよさが11%、31人、第3位は接待客と対応のおもてなしへの期待で9%、26人、第4位は施設や設備の静けさとのどかさのそれぞれは同数の8%、23人となっています。入り込み客数増へとるべき課題、訪問後の感想は活気とにぎわいについてはとても満足、まあ満足と合わせると50%、不満とやや不満を合わせると42.7%となっており、改善の余地があるという感じでしょう。特に、祭り、イベントに関して、81.3%が該当なしとしています。とても満足、まあ満足と合わせて15.6%ということです。湯郷温泉の観光資源に、祭り、イベントを盛り込む企画も必要ではないかと思われま。観光地として何がすぐれていて何が足りないのかを分析して、対応の必要があるのではないかと思われま。

以上、2回目ですかね。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いろいろございます、役所で担任すべきこと、あるいは観光協会が担うべきこと、あるいは個々の事業者の方に考えていただくということ、さまざまにありました、参考にすべきことは参考にしたいと思われまが。

私からは1点だけ、これは山本議員から観光看板の話も出ましたけれども、やはりお客様を日帰りであれ宿泊であれ引き寄せるツールとして、案内とか情報の提供っていうのは重要なわけでありまけれども、私ども若い人の声を聞いておりますと、例えばグーグルのマップにどう載ってるかといったことは非常に重要なファクターになっておりますが、単純に言って載ってないんですよ、載ってないっていうことは全くゼロ情報なもんですから、載ってるとこもあるんですけども、載ってない観光資源も市の運営施設の中にあると、こういう状況はちょっと何とかしなきゃいけないんだろうというなことを考えておられまして、看板設置、看板適正化計画と並んで、これは目的としては同じですんで、例えばグーグルマップには当市の自慢できる観光スポットは大体きちっと載ってるとかそういうことにすべく努力を要請をしているところでございませう。全部お答えすると膨大でございませうけど、まずは参考にさせていただきますということ、参考にすることで今私が申し上げたことは具体的にもう思いつき、そして動き出しているということでお答えさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

一応、総括という形になりますが、地元の方たちもボランティアなどで河川公園の芝生なんかきれいに管理されておられます。何とか観光客をふやしたいという思いが、皆さん一生懸命だと思われまので、今までいろいろ回答がありましたけど、ただ机上の空論でなくしっかり具体的な政策にして、地元の方と相談しながら、地元の皆さんが何を望んでおられるか、こういうこともしっかり取り組んで、美作市の入り込み観光客数の増にぜひともつながる政策を実施していただきたい、このように思われま。

以上で湯郷関係の質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、3項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

続きまして、3項目め、ふるさと納税の制度について。

当市における年次経過について、県内各市町村との比較について、また県北で申し込み額が多い村がありますが、これらの取り組み内容についてつかんでおられましたら教えてください。また、返礼品の取り組みについて、告示して応募受け付けのような形をとっておられるとのことですが、生産者の掘り起こしは行われておられるでしょうか。納税応募額も大切であります、特産物を育てる、それらを支援する方法は考えられないのか、農産物の産業振興の立場からこのことをお題にいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ふるさと納税につきましては、当市は非常に少ないほうでございまして、平成26年が66件で242万円でした。これ余りにも少ないということで、少し返礼品をいいものを選ぼうと、お尋ねのように地域の産業振興、農業振興にも生かそうじゃないかということでカタログをつくったりしましてハッパをかけましたところ、次の平成27年度には669万円、約3倍にふえました、それでも全国からいえば小粒と。で、平成28年度につきましては、一桁ふえまして2,300万円強ということであります。平成29年度の予算額、予算目標では3,000万円なんです、多分これは突破するだろうというふうに思っております。県内の27の自治体の中で17位、市の中では13位ということでありますが、総務省が多いところについては返礼品の率、つまり寄附額が1万円に対して5,000円ぐらい払っているとか、そういうのじゃだめよと、全体の趣旨、目的からおかしいんじゃないかというなことで通知がありまして、今そういうところで是正の動きが始まっていますけど、うちは幸か不幸か3割というやつを墨守してきたということで、いいか悪いかは別として何の影響もないわけです。そして、私どもとしては、少なくともこの2年間については、金額の問題はさておき、いい物をお届けすることによって知名度を向上しよう、そして市内のいろんな、特に農家の方々を中心としてあるいは林業の方々を中心として少しでも所得の向上につながるよということのを思いながら、JAも含めていろんな方々と情報交換をして返礼品を調達をさせていただいてますが、返礼品とするためにはある一定規模のやっぱり生産量がないと、安定的にないと、注文があってありませんということは言えないもんですから、その辺も含めて割と慎重な対応をとりながら今じわじわとこの寄附金の増大につながっているという状況であります。

1点だけ申し上げますと、ところでこのふるさと納税制度ってのはどこまで続くのかということについては、やや疑問符がつくわけでありまして、これに余り依存をすることが安定財源としていいのかどうかは議論があらうかと思えます。

それから、県北の村の話がありましたけど、恐らく新庄村のことを言ってるんじゃないかと思えます。小倉村長にも聞きましたけど、小さい村であります、人口は1,000人未満だと思えますけども、何と実績が2億5,400万円が平成28年度、当市の10倍ということになっております。非常にアイデアのある村長さんでありますので、いろんな工夫をされておるわけでございますが、ただ返礼品の張り込み度合いと返礼品の幅がうちは地産地消、基本的には美作市というところで考えておりますが、村外で生産されたワインとか入ってることで、そこまでやるかどうかについてはいろいろな議論があると思えますが、ただ新庄村とし

てはこれは非常に頑張ってらっしゃると、その頑張りに対しては同じ県北で暮らす者として心からの敬意を申し上げておる次第であります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

今、市長もおっしゃいましたように、主に農産物や果物、地域の特産物が好評であると全国的になってると思います。そのことに関して、生産者への協力の呼びかけですね、当市の場合、特に掘り起こしというところまではいってないんだというふうなことを担当の課のほうからお聞きしております。お百姓さんっていうのは、なかなか外へ物を売り込むということが得意でないけども、わしゃええものつくっとんじやと言われる方が、隠れたそういう特産物を自負されてる方も市内におられると思うんです。議員の皆さんあるいは議員の皆さんのつき合いの中で、おまえ、ええもんをつくっとるじゃねえかと、一遍応募してみいやというふうな声もしっかり聞いて、こういった特産物の掘り起こしですね、積極的な、いわゆる魅力的な特産物を育てていくということは非常に大事なことであらうと思われまます。このことに関して、ちょっとある方から美作栗のことについて相談を受けまして、この間農協のほうは美作栗の苗の推進を補助を出しながら推進していったんだと、一定の農家の規模に達したんで、今年度からこれを圧力釜で加工して、いわゆる焼きグリというんですか、甘ぐりというんですか、こういうものにして加工してイベントごとに出店して売っていくということを企画しているんだというふうなこともおっしゃってました。こういったどこにでもないものというか、美作という名前がついたこういったものをしっかり売り込んで、地元の美作のことを知っていただくということも大事だと思います。美作ではモチ麦であるとかこういったものも皆さん一生懸命つくっておられて、モチ麦の麺とかというようなことで福崎町ですか、兵庫県の、こういったところで非常に評判になってるというようなこともテレビで報道されておりました。特産館、美作は彩菜茶屋がありますが、こういったところと協力して、JAとタイアップして特産品をしっかりとPRしていく。ほんで、箕面のほうの彩菜茶屋なんかにも、こういったふるさと納税に対するパンフレットのようなものは必ず設置して、ふるさと納税でもこういったものが手に入るんだよというふうな宣伝をしっかりしていただきたいと思います、このように思います。

以上のように、とにかく特産物を育てて美作市のことをしっかり外部に認知してもらおうということが、一つのふるさと納税の目的というかそれでもあると思いますんで、これらのことをしっかり取り組んでいただくように期待しまして、この項の質問は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、続けて4項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

4項目め。地域懇談会ということで、私が地域の人と、何人かと話し合った中で、こんなことがどんなかなあという形で出てきた問題について、これは質問というよりも提起ということになるかもわかりませんが、この場で報告させていただきます。

住所の表記について、公表については、正式な住所表記については別に異存はないんですが、みまちゃんネルであるとか広報みまさかのように市民の身近のところのものについては、行政大字だけであればどこかわからないという声があちからもこちらからも聞こえております。例えば、私のところで奥であれば、括弧付で後ろに英田なら英を入れるとか、入田であれば括弧付で美作の美を入れるとか、沢田であれば大原の大を入れるとかというふうなそういう表現の仕方、これができないかという要望をお聞きしております。

それからもう一点、行政バスについて、本体を美作市のバスであることがはっきりわかるようにペイントが施せないかという要望であります。旧美作町内を走ってるバスについては、しっかりカラフルなペイントがしてあるんでわかりやすいんですが、私の地域のことを言って、まあ私に相談した人が地域の方なものですから、英田のほうで走ってるバスについては全くホワイトプレートで自家用車プレートなんで、行政バスかどうかの見きわめがつかないというふうなことを言われておりました。それから、集落付近では、しっかりスピードを落としてほしい。お年寄りがバスを見かけてから追いかけて、追いついていこう、まあ運転者の方も気がつけば緩めるんだとおっしゃってましたけど、そういう要望も出ております。それから、バス停の時刻表に、上のほうに火、金運行とか月、水運行とかという字が入ってるんですが、これが非常に字が小さいんですね。乗ろうと思ってきて、何ぼ時間待っても来んがなというて、そりゃ上を見てみんさい、曜日が違うがなっていうなことを周りの人が教えてあげるといふふうなこともありまして、時刻表の文字に比べると何曜日、何曜日が運行と書いてある字は見るとわずか小さい見にくい内容です。これを、これらのことを改善してほしいという要望なんで、一応御返答お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。

私のほうからは、広報紙等で旧町村のわかる表記をしてはどうかとの御質問にお答えをさせていただきます。

以前、市民の方から、住所表示に公式な形で旧町村名を入れることはできないかという御意見を賜りまして、アンケート調査を行っております。結果は、大半の方が見直しは必要ないのではないかという御意見でございましたので、御質問にございます旧町村のわかる表記につきましても、現在は採用する予定にはいたしておりません。しかしながら、町村合併をしてから12年が経過いたしておりまして、合併後新たに美作市に転入された方などは御自分が旧町村、現在で言いますと各地域でございますけれども、どこの地域に住んでいるのかわからない、また自分の住んでる地域に幾つの大字があるのか御存じないという方もいらっしゃるかとことも考えられます。このことから、地域のわかる表示、表記につきましても、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

行政バスの運行についての質問だと思いますが、議員言われたように英田バスの循環線のことですが、バスの前面に英田バスと表示しておりますが、見分けがつきにくいということで御意見があることなので、限度はあると思いますが遠くから見てわかるようにしたいと思います。

次に、集落付近ではしっかりスピードを落としてほしいとのことですが、運行する委託業者に安全運転の徹底をしてみたいと思います。

次に、時刻表の曜日の文字が小さくてわかりにくいとのことですが、高齢者等が乗車することを考慮してもっとわかりやすくするために、さらに大きい文字に貼りかえるようにいたします。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目です。ちょっと1回目にスクールバスのことをお尋ねするのを忘れてまして、実はスクールバスの乗客が、児童が乗ってるんですけど、もっとしっかり乗れるだけの余裕を持って走ってるということで、あれに乗れたらなあというふうな声もあります。スクールバスの利用について、総務省の通達などをずっとひもといてみたんですが、これを決してスクールバスに限定して使わなくてもいいと、あいてる時間帯、そういったものには住民の足として利用することも構わないというふうな通達がなされております。こういったことも、ぜひとも検討していただきたいと思います。県内では久米南町が、何かスクールバスを住民バスとしてある程度活用してるんですかね。それから、福岡県の朝倉市っていうのも資料をちょっと引っ張って見たんですが、これによりますと取り組みの具体的内容として、利用者が少なく行政の赤字補填により存続されている既存の路線バスを廃止し、同地域内を運行されている小・中学生用のスクールバス通学時に一般住民を混乗させる。また、スクールバスとして使用されていない日中の空き時間に一般住民に運行させ、一般住民の利用に際しては全予約型とし、必要がないときは運行しないなど、効率的で合理的な新たな交通システムを構築するというふうなことがうたわれております。私も、実は先日英田の一路線ではあるんですが、往復1時間乗車してみました。残念ながら、その日は行きも帰りもどなたも利用者がありませんでした。それで、運転されてる方が合併前から20年来ずっと運転してるんだという方でしたので、利用状況などについて運転士さんの目からお話を、往復2時間かけてしてきたわけですが、週2回、決められた時間に4往復、同じルートを往って帰るというルートを運行してるんだけど、全く利用されない時間帯があるんだと。私もその日朝一の8時半に英田の役場のところに到着するバスを、まず誰が利用されとるだろうかなと思って立ち合ったんですが、一人だけおりてこられて、お医者に行くために乗ってきたんだと、けれども帰りは時間帯が2時間以上待たないと帰りのバスがないんで、結局ほかの手段で帰宅するんだというふうなこともおっしゃってました。

一般的に考えて、1日に4回運行、決められた時間に運行するということが、買い物とかいろんなことを利用されるという立場から見れば確かに便利なんかもわかりませんが、さっき言った20年間運転を続けてこられた方によると、さっきも言ったようにある一定の時間帯には全く利用されない、もう空で行って空で帰る、こういうのがあるということで、これにはやはり利用される市民と、それから運転者の声をしっかり整合させて、無駄な空気を運ぶような運行でなしに市民に本当に利用される行政バスとして改善をする必要があるんじゃないかと思います。

合併以来、英田のバスについては、ほとんどそういう要望があっても取り入れられてこられてないというふうなことも運転士さんがおっしゃってました。それから、先ほど言いましたように、スクールバスの有効活用、あいているスクールバスを有効に活用するというなことも、これ地域住民の要望に即した運行の方法じゃないかと思えますんで、これらのことをしっかり検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

英田地域の循環線のことについてお答えいたします。

英田地域では、曜日別運行を実施しておりまして、各路線とも午後からの便には乗車されていない状況が見られることから、英田地域の区長会——自治振興協議会なんですけれども——に出向き、乗車の状況などを報告し、利用促進をしていただくとともに、各地区からの御意見もいただくよう地域の皆様をお願いをし

ております。また、一部の地区に停留所の設置をしてほしいという要望からルート変更を行い、停留所を設置した経緯もございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

スクールバスへの混乗ということでございますが、確かに総務省の通達におきましては、過疎地域における交通空白を解消するための一つ的手段として要件を整えばスクールバスを利用できるということは認められております。しかしながら、現況におきましては、子どもたちの遠距離通学の登下校の支援、そして安全・安心を担保するというところでございますので、一般の方が混乗するという際には不審者対策とかさまざまな安全面への不安が多々ございます。また、御指摘の久米南町でございますが、このスクールバスの一般混乗につきましては、町民バスの廃止に伴う代替措置であるというふうに向っております。まずは市営バス、それから最近ではタクシーの補助等も始まっているようでございますので、そうした部分を御活用いただければというふうを考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

3回目、総括ということで、デマンドバスですか、こういうものを走行しようとしても、車両はあっても運転士さんの確保が難しいんだというふうなこともお聞きしています。車両も限られ、また運転される方の確保、これも年々難しくなりつつあります。ただ、1日何便走らせているかにこだわるのではなく、効率のよい、利便性の高い制度に取り組んでいただきたいと思います。

それから、教育長の御答弁にありました、現時点でスクールバスを市民、住民バスに混乗させるようなことは考えにくいというふうな答弁でありました。これも、やっぱり固定的な考え方じゃなしに、そういうところを組んでるところもあるということで、柔軟に当市でも検討はしていただきたいということをお伝えして、今回の9月の一般質問をこれで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号6番倉地重夫議員の一般質問を終了いたします。

ここでお諮りします。

明日は議案質疑の予定としておりましたが、一般質問が残っておりますので、明日は一般質問、議案質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。明日は一般質問、議案質疑を行いたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は13日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 4 時44分 延会

平成29年9月13日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成29年第5回美作市議会9月定例会)

平成29年9月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (認定第1号～認定第15号、議案第55号～議案第65号)

日程第3 請願・陳情について

請願第4号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願

陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度
政府予算に係る意見書採択の要請について

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	岡 本 泰 介
11番	山 本 雅 彦	12番	萬 代 師 一
13番	山 本 重 行	14番	尾 高 誉 久
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	内 海 健 次	18番	鈴 木 悦 子

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (23名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	横 山 博 光
教 育 長	大 川 泰 栄	政 策 参 与	山 下 亨
政 策 審 議 監	福 原 覚	総 務 部 長	岡 本 和 之
危 機 管 理 監	皆 木 佳 久	企 画 振 興 部 長	池 田 義 和
総 合 戦 略 監	大 森 洋 平	市 民 部 長	角 南 良 雄
環 境 部 長	妹 尾 昌 弘	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	建 設 部 長	真 野 弘 紀
教 育 次 長	山 名 浩 二	消 防 長	山 崎 正 雄
会 計 管 理 者	山 本 和 毅	建 設 課 長	春 名 隆 広
税 務 課 長	玉 櫛 哲 也	管 財 課 長	岸 本 正 人
代 表 監 査 委 員	高 田 修 平	監 査 事 務 局 長	神 原 秀 哲
専 門 学 校 等 設 立 準 備 室 長	高 尾 和 弘		

5. 職務のため議場へ出席した事務局職員の職氏名 (3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	大 佛 裕 彦
主 任	井 上 大 佑

議長（鈴木 悦子君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん、改めておはようございます。

御報告をさせていただきますが、昨日御指摘がありました作東メガソーラー工事に伴う山家川の支川でありますけれども、岩戸川という川がありまして、その濁水ということにつきまして、職員が早速現場を確認をいたしましたところ、工事に伴う濁水であることが判明をいたしましたので、工事業者——日揮ですけれども——に対して文書並びに口頭で防止対策を講じるように通知を行ったところであります。また、作東メガソーラーの許可権者である岡山県に対しても同様の連絡をして、改善に向けて協力をお願いしておいたところでありますので、報告をさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番16番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可いたします。

青山議員。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

一般質問の前に、ちょっと皆さんに周知とお願いがありまして、現在岡山県の高校野球県予選、地区予選が今開催されているところであります。我々が林野高校が今のところ3戦全勝ということで、あと一勝すれば県大会に出場できるというようなところまで来ております。県大会出場となると、硬式野球部になってから初ということ。試合日程が9月16日、今週土曜日の12時半からエイコンスタジアムで試合開始。前の試合によっては少し早く始まるかもしれませんが、ぜひ皆さんで応援に行って、県大会出場の後押しをしていただければと思いますので、ここで周知とお願いをさせていただきます。私も元高校球児ですので、やっぱり応援が多いと力も入りますし、いいプレーができると思いますので、一人でも多く皆さん応援に行っていたらよろしくをお願いします。

では、一般質問に入ります。

私の一般質問は、みまちゃんネルにおける4K/8K放送の視聴可否と、視聴が不可の場合に視聴するための対応内容、介護予防事業の取り組み状況、作業ミス防止の取り組み内容、議会との情報共有のあり方、以上5つを質問いたします。

まず、1つ目の質問ですが、書いてる内容がわかりづらい内容がありましたのでちょっと言い直しますと、質問したいのが美作市ケーブルテレビ視聴コースにおいて、基本コースプラスBS・CS視聴追加コースを利用されている方がBS・CSの4K/8K放送を視聴することが可能なかどうかということを確認いたします。

あわせて、この質問の中で回線速度、視聴するのに必要な回線速度についてちょっと聞きたいと思っていただんですけど、市民の方からそういうことも聞いてほしいということがあって。そのときはちょっと私うっかりして、わかりましたというふうに言ったんですけど、よくよく考えてみますとインターネットとケーブルテレビ両方利用されている方というのは宅内に2本の光ファイバーが引き込まれているんですね。で、ケーブルテレビは1本独立した光ファイバーを使っているの、インターネットの速度とは異なるといいますか、影響されない。つまり、インターネットで幾ら速度が低くてもケーブルテレビの視聴には影響しないということだったと思いますので、この認識があっているかどうかというところを答弁いただきたいです。

まずは1回目の質問は以上です。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼します。おはようございます。

青山議員のみまちゃんネルにおける4K/8Kの視聴可否についての御質問でございます。

4K/8K放送につきましては、4K放送が現行のハイビジョンの4倍で、8K放送は16倍の画質による放送で、解像度が高いため、今までのテレビよりも立体感や臨場感のある映像が楽しめるということになっております。

国においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度までに普及させ、多くの視聴者が市販のテレビで番組を視聴できるようにすることを目指しております。視聴できるチャンネルは、BS放送とCS放送のチャンネルが予定されております。平成28年8月からNHKのBSにおいて技術の検証と普及促進を目的に試験放送を開始し、NHKの各放送局などで視聴することができます。平成30年12月には実用放送を行うということで計画が進められております。また、CS放送はことし8月から画像を伴わない試験電波での放送が行われており、4K/8Kの本格放送に向けた準備が進められているところでございます。

お尋ねの、現在みまちゃんネルのBS・CSコースに加入されてる方の4K/8Kの視聴可否についてでございますが、BS放送の4K/8K放送は今まで使用されていない2224から2681メガヘルツまでの帯域を利用して放送されますが、現在のみまちゃんネルの設備では2610メガヘルツまでしか対応しておりません。しかしながら、設備には若干の余力帯域があることから、その部分でカバーできるものと想定をしておりますが、実際視聴可能かどうかにつきましては来年度から始まる実用放送において画像の受信状況を確認してからという判断ということになります。

また、CS放送の4K/8K放送に関しましては、2748から3224ヘルツの帯域を利用して放送されることになり、現在のみまちゃんネルの設備では放送できない帯域ということで、CSでの放送は現在では使用できないということになっております。

それから、回線速度でございますが、議員おっしゃるとおりケーブルテレビの場合は電波の強さ、そういったことで使用できるかどうか決まっております。光ファイバーの回線ということに関しては、現在の速度で4K放送が使用いただくことは可能だというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

先ほど実用放送開始後の確認というふうにありましたが、実用放送を確認する前に事業者として事前に確認することができないかということと、先ほどの回線速度の補足なんですけど、要は現状見れているのであれば恐らく机上では見れるであろうという解釈でよろしいですかという2つを質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

実用放送を確認する前に事業者として確認ができないかということでございますが、現在試験放送は限られているところでしか視聴することができないため、先ほど答弁させていただきましたとおり、現状では実用放送が始まる前に視聴できるかどうかは確認ができません。視聴者のニーズをしっかりと把握しながら設備投資などに対応していきたいというふうに考えていることから、今後実用放送が始まる前までに事前確認等ができないか、国などの動向を注視しながら情報収集を行っていきたいというふうに考えております。

また、ケーブルテレビ等の視聴につきましては、議員おっしゃるとおり今の現状で十分見れるというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員、3回目です。

1番（青山 慶君）

3回目の質問はなしです。総括もなしで、次の質問に移ります。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、2項目めに入ってください。

1番（青山 慶君）

2項目めですが、先ほど1回目の質問の中でCS放送は現状では見れないということではありますが、では視聴するためにはどのような対応が必要かということを答弁してください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

4K放送、8K放送が見れなかった場合の対応でございますが、見れなかった場合は放送センター設備の改修と、各戸に設置している変換器の変更が必要となってまいります。これらの整備につきましては、今後みまちゃんネルの設備が平成31年には10年が経過することから、今後予定しておりますみまちゃんネルの設備更新をあわせて費用面やサービスの内容等、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

また、各家庭では、みまちゃんネルに加入していただいている方だけでなく4K/8K放送を視聴するためには今後発売が予定されている4Kチューナー、もしくは4Kチューナー内蔵のテレビが必要となります。特にテレビにつきましては、現在市販されている4Kテレビではチューナーが内蔵されていないなど、そのままでは視聴することができないので十分注意が必要となってまいります。そういうことから、事前の確認と準備をよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

先ほどの答弁で、各戸に設置している変換器の変更が必要というふうに答弁あったかと思いますが、この変更に対する費用はどちらが、どちらがといますか、市の負担か家庭での負担かどちらかになると思うんですが、どちらか。まあまだ決定はしてないんですけど、どういうふうに考えられているかを質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

各戸に設置しております変換器の変更でございますが、先ほども答弁をさせていただきましたが、このみまちゃんネル全体の設備更新というその中で全体的なことは検討させていただきたいというふうに考えておりますが、今現在では設備投資ということになりますので、市側の負担でいきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

3回目の質問は、今まで聞いた内容をちょっとまとめますので、認識があっているかどうかを答弁ください。

まず、美作市ケーブルテレビ加入者でBS/C Sコースを選択されている方々について、BS放送は実用放送が始まらなると視聴可否はわからないが、現行設備でも視聴できる可能性が高い。視聴できなかった場合は、みまちゃんネル放送設備の改修と各家庭に設置している変換器の変更が必要と、いわゆる宅内工事ありということですね。で、費用負担は現状市で負担を考えられていると。CS放送に関しては、現行設備では視聴できないことが確定していると。したがって、CSの4K/8K放送の視聴を希望する場合はみまちゃんネル放送設備の改修と各家庭に設置している変換器の変更が必要であることが確定していると。

続いて、実用放送前に設備を整えることは、未定項目があり、美作市ケーブルテレビ事業としては現状対応が難しいと。回線速度につきましては、インターネットとケーブルテレビでは物理的に光ファイバーのケーブルが分かれており、ケーブルテレビ用の光ファイバーはNTT設備に收容されていないので、インターネットのダウンロード速度は参考にならないと。ただし、現状テレビがストレスなく視聴できていれば4K/8K放送であっても机上では視聴可能と言える。各家庭で準備するテレビにつきましては、チューナーの有無をしっかりと確認する必要がある。

以上の認識でよいかどうか、答弁をしてください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼いたします。

3回目の御質問ですが、今議員からいろいろ整理をいただきまして、まことにありがとうございます。

議員おっしゃるとおりでございまして、全く内容はそのとおりで行かせていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

総括です。

現状、実用放送開始時点で視聴できると言い切れない状況のようですが、実用放送開始までに時間がまだありますので、たしか来年の12月からの開始だったと記憶しておりますが、できればほかの自治体のケーブルテレビ事業などと共同で、実用放送開始時点での視聴が可能と言えるような対応をお願いしたいと。

あと、4K／8K放送の取り組み状況ですね、美作市ケーブルテレビにおける。この取り組み状況について、家庭での対応について早目に、ただし段階的にで構いませんので、確定したものから順次広報みましかですとかホームページ、あとみまちゃんネルの静止画像とかで構わないと思いますので、図解入りで周知をしていただきたいということをお願いしまして、総括とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続いて3項目めに入ってください。

1番（青山 慶君）

3項目めの質問です。

介護予防事業についての取り組みについて質問します。

現在、市では介護保険の減額に向けて取り組みをしていると思いますが、介護を予防することが介護保険減額実現に向けて大きな役割を果たすことになると思います。そこで、介護予防事業の美作市の取り組み状況はどのようになっているかということを質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

介護予防事業への取り組みですが、議員の言われますとおり介護保険料を抑制するためには健康寿命の延伸に向けた取り組み、介護予防事業が重要になります。

美作市ではさまざまな介護予防事業に取り組んでおりますが、今年度は運動の推進を重点的に取り組んでいるところでございます。平成25年度を最後に中止となっておりました介護予防サポーター養成講座を再開し、地域で自主的に体操教室を指導していただける方の養成を行っているところでございます。また、これまでのみましかお元気体操に加えまして、認知症予防へ効果があるヨガを取り入れたみましかお元気ヨーガエクササイズの実施していきたいと考えております。この新しい運動プログラムにつきましては、岡

山大学脳神経内科医師に協力をしていただきまして、結果の検証も行っていく予定としております。認知症予防への取り組みを強化したいというふうに考えております。

健康寿命延伸につきましては、65歳以上に占める要介護2以上の要介護者の割合が10%まで引き下げることを当面の目標として取り組み、24年度末の13.88をピークに年々徐々に低下をし、28年度末には12.7%まで引き下げることができております。この数値の引き下げに引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

先ほどの答弁の中にありました介護予防サポーター養成講座の指導をしていただける方の養成を行っているというふうに言われましたが、指導員の人数と指導員の指導実績を教えてください。

後は、みまさかお元気ヨーガエクササイズの実修を実施していきますとありますが、いつから実施されるのか。

最後、3つ目としまして、岡山大学の脳神経内科医師に協力していただきとありますが、地元の素材を積極的に使うべきかなというところがありまして、この岡山大学脳神経内科の医師というのはほかの事業や過去の取り組みとかと関連があるのかどうかというところを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。2回目の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、介護予防サポーターの指導員の人数と指導実績ということでございますが、養成講座は平成19年から開催しておりまして、今年度までに284名の養成をしましてまいりました。そのうち6割程度、平成29年度では199の方が現在地域の中でサポーターとして活動をしてくださっています。

介護予防サポーターは、高齢者が家から歩いていける公民館などを会場に、ストレッチやリズム体操などの運動を通じて介護予防に取り組む教室をボランティアで開催してくださっています。教室の開催は平成20年から始まりまして、20年の年度末は13会場260名ほどの参加の登録がありましたが、現在では1,440名ほどの参加の登録をいただきまして、会場も102会場というふうにふえている状況であります。

それから、新しいヨガ、みまさかお元気ヨーガエクササイズの実修ということですが、プログラムにつきましては平成28年度に作成をしまして、今年度より介護予防サポーターの運動教室での取り組みを促進するための講習を兼ねまして、研修会を日程調整の結果10月に実施することとしております。その後、取り組み可能な教室で順次開催していきたいというふうに考えております。

それから、3番目の、ことし岡山大学の脳神経内科医師による事業ということですが、と地元の素材を使った過去の事業との関連ということの御質問ですが、今回のヨーガですが、ヨガにつきましては自律神経を調整しまして体のバランスを内側から整え健康増進を行うという効果があります。既存のエクササイズとヨガを併用することにより、認知症予防にも効果があるということとなっております。また、ヨガは身体的な負荷が少ないため、高齢者にも行いやすく、若い年代の方が参加しやすいことから身体機能の悪化を早期に予防していく意識づけが期待できるということを踏まえて、今回の運動プログラムの作成ということになり

ました。

美作市では、平成19年度より高齢者も取り組める介護予防のプログラムを作成しておりまして、年々内容を充実しながら介護予防サポーターの運動教室等を開催しております。それに加えるメニューとして、今回のみまさかお元気ヨーガエクササイズということの作成に当たりました。また、監修をしてくださっております岡山大学脳神経内科の医師の研究へ、今回の成果を活用するというのでデータの分析が依頼できるということも今回の事業の取り組みの要因の一つというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員、3回目の質問です。

1番（青山 慶君）

3回目の質問です。

先ほどの介護予防サポーター、今年度は1,440名ほどの参加者が登録され、会場も102会場となっていますということですが、2回目の質問で、ちょっと済みません、わかりづらかったかもしれないんですけど、指導実績というところを聞いてるんですけど、要は年に何回ぐらいこの教室が行われているのかというところを、わかれば答弁いただきたいです。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

年に何回ぐらい開催ということですが、サポーターさんがボランティアということですので、月に1回とか2カ月に1回とか、地域によって取り組みの状況もばらばらではないかと思えます。実際のところ年にどれぐらいという開催回数はちょっと今手元に持っておりませんが、各地域で介護サポーターさんの活動母体がありますので、その中で計画的なスケジュールを立てられて運動指導に当たっていただいているというふうに認識しております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員、総括です。

1番（青山 慶君）

ちょっとどれぐらいやってるか、管理、実態を教えてくださいましたか？今手元にないということで、後でわかれば教えてください。

総括ですが、まず介護サポーターの登録人数、参加者につきましては、私の予想を大きく上回っております。大変活動されているという印象を受けました。また、岡山大学脳神経外科との取り組みについてなんですが、真庭市を参考にしているということで、まあほかを参考にしているということと、データが分析できるということについては非常にすばらしいと思えますので、評価したいと思います。

介護予防サポーターのボランティアの取り組みについてなんですけど、数は確かに多いなと思いましたが、やっているところをふだん生活していると見ることがないんですよね。なので、例えば気候のいい日はグラウンドでやるですとか、人の目にとまるような活動をすればもっともっと広告効果があって、広く市の内外の人にも目にとまることによってより活動が広がるのではないかなと思います。

また、追加で、今までのことも十分に生かして取り組めばよりよい成果が得られると思うんですね。例えば8月に行われましたNHKの循環ラジオ体操ですが、1,400名ほどの人が集まって、中国地方で一番人が

集まったということなんですけど、ちょっと一つつけ加えることがあるとしましたら、大きい花火が一発上がって終わったような印象も受けてるんですね。ですので、過去にやったことを生かして何かしら企画したらいいんじゃないかなと思います。

私が思いついたことなんですけど、例えばみまちゃんネルで番組を作成して、美作市内巡回何とか体操みたいな企画をして、6カ町村あるわけですから2カ月置きにやれば1年で1周できると。こういうのもNHKの巡回ラジオ体操が来たことによる派生で生まれたものになると思いますので、過去のを生かしているというふうに言えるんじゃないかなと思います。

後は、例えばそういう体操に合宿に来られた方に参加していただいて、これはいいなということで採用されることになって、テレビでそのような体操しているところが放送されたら、あの体操は何だということにもなると思いますので、野球でいうとマエケン、今ドジャースの前田健太がマエケン体操というのをやっていたと思うんですけど、要はああいうことなんですよね。そうすると、介護予防にもとどまらないと。波及効果によってほかの分野にもよい影響があるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも今取り組んでらっしゃる内容もすばらしいので、より過去のやったことを生かして、また地元の素材も取り上げて、いろいろな取り組みをやっていただきたいなと思います。

以上で3回目の質問の総括といたします。

議長（鈴木 悦子君）

それでは次、4項目めに入ってください。

1番（青山 慶君）

4項目めです。美作市の作業ミス防止の取り組み内容について質問します。

ことしになってから、USBメモリーが盗難に遭って個人情報が入ったものが紛失したですとか、職員の方が業務中にインターネットを使ったゲームをしていたとか、後は5月に軽微な事故ではありますが交通事故があったということで、ちょっとミスが多いような印象を受けました。そこで、美作市行政において発生した作業ミスについて、作業ミス防止の標準的な取り組み内容はどうなっているかということを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。

青山議員の作業ミスの防止への取り組みということでございます。

不適正な事務処理あるいは不注意による業務上の事故防止の取り組みといたしましては、幹部会での周知、そして定期的な総務部長通知の発出によりまして、全職員に対して交通事故防止も含め、服務規律の徹底に努めているというところでございます。万が一不適切な事務処理が発覚した場合は、てんまつを記載した報告書や対応記録を提出させまして、業務上の事故、例えば公用車の事故が発生した場合は美作市職員の交通事故防止等に関する措置要綱の規定によりまして事故報告書を速やかに提出させるとともに、それぞれ当該職員及び所属長からてんまつを聴取するなどして反省を促し、再発の防止に努めているところでございます。

また、通常の手続きでございませうけども、納入通知書あるいは重要な書類を作成する場合には複数の職員でチェックを行ったり、現場のある部署につきましてはヒヤリ・ハット防止ということで朝礼などミーティングを行ったり、作業中に注意喚起のため声をかけ合ったりして事故防止、ミス防止というものの防止に

努めているところでございます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

質問の前に、先ほどヒヤリ・ハットという言葉が出てきましたが、聞きなれない方もいらっしゃるかと思いますので、このヒヤリ・ハットについて説明いたしますと、このヒヤリ・ハットというのは事故には至らなくても場合によっては事故に直結したかもしれないエピソードのことを言いますと。語源はひやりとしたとかはっとしたということからヒヤリ・ハットというふうに日本では言われておりますと。これは、間違っただけの作業が行われそうになったが未然に気づいて防ぐことができたケースや、行った作業に間違いがあったものの影響が及ばなかったケースなどがこれにも含まれますと。

事故に至る事例の背後には、それよりはるかに多数のヒヤリ・ハット事例が潜んでいる。そこで、ヒヤリ・ハット事例を収集し分析して再発を防ぐ手だてを考え、情報を共有することが重大事故の防止につながるとされてます。このことについてはハインリッヒの法則というのがありまして、1930年代アメリカのハインリッヒ氏が労災事故の発生確率を調査したもので、1対29対300の法則とも言われておりまして、ヒヤリ・ハットの法則、ハインリッヒの法則については、日本では先ほどの1対29対300の法則であったりヒヤリ・ハットの法則ということでは知られているところには知られているというものであります。これは、1対29対300の内訳なんですけど、1件の重大事故が起こった現場では、そこでは29件の軽微な事故と300件のヒヤリ・ハットが存在するという経験則から来ているものです。つまり、このヒヤリ・ハットを減らすことによって上位である軽微な事故や重大な事故を防げるというような考え方に基づいております。

それを踏まえて、2回目の質問ですが、まず服務規律というのはどのようなものか、ちょっと概要を説明していただきたいのと、その中に例えばUS Bメモリーの取り扱いですとか具体的な規律があるかどうか。

続きまして、服務規律などの理解度ははかっているかどうか。

続きまして、何かミスが起きたときにほかの部署に水平展開しているかどうか。

最後が、例えばほかの自治体ですとか事業で起こったミスを、報道発表時にチェックしているかどうか。まあ、美作市内でも同じことが起こりうる状態にないかどうかをチェックしているか。

以上、4つについて質問いたします。先ほどの報道発表につきましては、最近の事例で言いますと高梁市の工事料未払いというようなものがあります。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、青山議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に申されました服務規律ということでございますけども、実は今月の8日にまた私の名前で通知を全職員に対してさせていただいております。その中の服務規律の部分につきましては、初歩的なところでございます、身だしなみあるいは市民の方と接するときの対応、それから市民の方からの相談、問い合わせへの対応というようなことを基本的な部分として通知をさせていただいております。

また、規律等の理解度というあたりでございますけども、部課長に対しましては部署ごとに行われている朝礼や課内会議などの機会を捉えまして、会議の日常の執務姿勢の点検、あるいは自覚を持った執務執行に

ついて意識を高めるよう徹底を繰り返しているというところでございます。また、定期的な注意喚起のためでございますが、毎年事務職を中心に、他の自治体での発生事例を交えた倫理研修等も行っているところでございます。そして、先ほども申しましたが、今月の8日付で職員への通知を行っておりまして、他の自治体で発生した不適切な事務処理事例、先ほどの高梁市等でございますけれども、それや公用車の物損事故の事例を掲載しまして、チェック体制の強化について指示をさせていただいております。

しかしながら、議員が御指摘をされております他の部署への展開、あるいは各職員の理解度、そして認識等の確認ということは十分できているということはいえないと思います。このことから、今後これらの検証方法等につきましても検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

なお、USBメモリー、情報セキュリティーということでございますけれども、これにつきましては情報セキュリティー管理規程の施行などにより対策を強化し、USBメモリーのパソコンへの接続の不可、パスワードの強化、そしてパソコンからのインターネットを分離するというようなことの抜本的な強化を順次行っているところでございます。

このたび議員より作業ミス防止ということで御質問をいただいたわけでございますけれども、議員におかれましては民間企業でのお勤めという経験がございます。民間で行われております作業ミス防止、あるいは安全対策についてのノウハウを御存じであるというふうに思いますので、我々の知らない視点からアドバイス等いただければ幸いであると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員、3回目の質問です。

1番（青山 慶君）

3回目です。

USBメモリー盗難の際に規程の見直しをしたかどうかというところだけ質問します。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

議員が御指摘のUSBの盗難につきましては、これは学校関係ということで、私のほうからお答えいたします。

以前よりこの盗難ということにつきましては、そういった事例が少しございましたので、USBは基本的に持ち帰らない、学校の中で仕事をするというのが基本でございます。しかしながら、今の多忙な時代に全く持って帰らないということではできないので、持って帰るときには許可を得て持って帰るということで、いついつこういう成績処理のために持って帰るというようなことは以前から言っておりました。しかしながら、今回の件を受けまして、さらにそれをいま一度徹底する、あるいは個人が持っているUSBを学校内に持ち込みは一切禁止、公用の物でパスワードがかかっているもののみを使うというあたりを再度指導し、また変更いたしましたところでございます。

先ほどおっしゃいましたハインリッヒの法則につきましては、以前から校長会等でこのお話し、このぐらいいいだろう、まあいいだろうということが大きな事故につながるということで、今現在も夏休みはeラーニング等で不祥事防止の研修を進めたりしながらやっているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

1番（青山 慶君）

済みません、要は規程の見直しはする必要がなかったということでもいいですか。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

規程の見直しは、以前から厳しいものをしていただけたけれど、再度私用のUSBは一切学校には持ち込まないということで見直しをしているということでございます。〔降壇〕

1番（青山 慶君）

要は、規程そのものが合っていて……。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員、答弁の不足部分をおっしゃっているんですか、それとも。

1番（青山 慶君）

不足部分です。

議長（鈴木 悦子君）

不足部分ですか、はい。

教育長、きちっと答えてください。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

規程の見直しを行っております。〔降壇〕

1番（青山 慶君）

規程に漏れがあったということですね。

議長（鈴木 悦子君）

座ったままで、3回もう質問されておるので、もう教育長の答弁で。次々聞きたいことがあると思いますが、それはそれとして、今尋ねられたことの答弁のみにしていただきたいと思います。

1番（青山 慶君）

今尋ねたことの答弁で。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

規程の見直しとおっしゃいましたので、見直しはそうにしておりますというふうにお答えをいたしました。

以上でございます。〔降壇〕

1番（青山 慶君）

わかりました。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員、総括です。

1番（青山 慶君）

総括です。

作業ミスにつきまして、質問で得られた答弁の内容をまとめますと、まずこれをするべきということと、美作市がそれができているかどうかを総括でまとめます。

まず、事前の防止策として6つやることがあると思います。

まずは規程があること、まあこれはありますよねと、当たり前ですと。

それが標準的であること。で、これがちょっと不十分と考えております。部署によっては対応してないところもあるということは、ある部署では作業ミス防止のための知識が乏しくなるということもありますし、人の異動もありますので、美作市の中で一定のルールを設けるべきかなというふうに考えます。ただ、部署

ごとの特性に応じて、それに上乗せして強化することは、これはもちろんやるべきであると思います。

4つ目ですね、教育、研修ですが、これはできています。

ただ、5つ目の理解度をはかるテスト、これができていないと思います。先ほどの私の前職がという話になりますが、私の前職では半年に一回テストを行います。このテストというのは紙ベースのテストではなくて、ウェブで行うテストです。4択で20問あるんですけど、90点以上とれないと合格できないようなものになっていて、これが全てクリアできてない人には事務局から指摘が入るとような内容です。ですので、紙ベースではありませんので、自分のやりたいとき、作業が落ちついたときにできるということと、採点の稼働がかからない。あと、必要な点数に至らなかった場合も、回答者がわかりますので、再試験しますかということで再試験を促すような内容になっておりますので、再試験の稼働もかからないということで、一見大変そうに聞こえるかもしれないんですけど、一度そういう仕組みをつくってしまえば運用はそれほど稼働がかからないというような内容です。ですので、これ一方的に教えるだけだと相手が理解しているかどうかというのがわからないので、やはり理解度をはかるテストというのはやったほうが良いと思います。

続きまして、6つ目でヒヤリ・ハット動向と分析、規定の追加修正、これは現場によってまちまちということですので、全ての現場でやったほうが良いと思います。後は、ヒヤリ・ハットの投稿の市役所内の公開、これもやったほうが良いです。ヒヤリ・ハットの投稿につきましては、これもシステム化、前職ではシステム化してまして、ウェブで投稿できるようなシステムになっておりますので、ヒヤリ・ハットを誰がどんな内容で投稿しているかというのが見えると。見えることによってこんなことが起きてるんだというような各担当者の意識づけにもなりますので、作業ミス防止について市役所全体でそういった雰囲気になるというような効果が得られると思いますので、ぜひともやっていただきたいと申します。

あと、再発防止についてなんですけど、状況の整理、当事者への注意、再教育、これはできていますよね、当たり前です。で、水平展開、これもやっているということですよ、はい。

あと、ほかの自治体で起こったミスや事故の水平展開、これもやっているそうなんですけど、どちらも即時やったほうが良いです。定期的に情報がたまったところでやるのではなくて、即時取り組んだほうがよいと思います。後は、ミスが起こったら規程の見直しで、規程に不備がある場合は追加であったり修正であったり、これは必ずやってください。先ほどの答弁ではやっているということでした。

ちょっと作業ミス、何でこんなにしっかり言っているのかということ、作業ミスすると手戻りが発生するんですよ。手戻りが発生すると、要はやらなくていいことをやることによって通常業務を圧迫すると。それによって大体しわ寄せが行くのが現場なんですよ。これミスを防止する仕組みがないと、作業が属人化しやすくなるということもあり、今でも個人の支えによって成り立っているような現場があるんじゃないかなというふうに推察します。そういう現場では、その人がいなくなったら業務が回らなくおそれがあると。これも対応することによって将来のミスへの備えということもありますのでね。で、信頼性が下がると稼働圧迫やクレーム等で仕事がしづらくなって、ストレスであったり効率の低下ということに結びつくと思いますので、作業ミスが起こらないようにしっかり対応していただきたいと思います。

作業ミス防止については、倫理ではなく仕組みで防止するのが基本的な考え方となっております。仕組みというのはどういうことかということ、ミスのしようがない作業手順であったりツール、あとパソコンなどであればUSBポートは物理的に塞ぐですとか、メディアの記録装置の使用制限をかけるソフトの導入とか、ハードディスクの暗号化ですとか、そういったことが仕組みとしての防止策として考えられますので、ぜひとも取り組んでいただいて、通常業務に集中できるような環境をつくっていただきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、最後、5項目に入ってください。

1番（青山 慶君）

5番目の質問です。

議員会等の情報共有のあり方について質問します。

私が議員になってから約5カ月ほどになりますが、例えば6月の補正予算案のこぶしの里、愛の村パークの改修であったりとか獣肉処理施設の指定管理者募集、また一般質問でもありましたがホー・チ・ミン像の設置に関して事前の議会への情報共有がないような状態で報道発表であったり募集開始であったりということがされております。健全な市政運営を目指すのであれば、事前に情報共有の上、十分な議論をするべきと考えておりますけど、議会との情報共有のあり方について執行部がどのように考えておるかということをお聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

失礼します。

青山議員から、議会との情報共有のあり方についての御質問をいただいております。

この件につきましては、議員御指摘のとおり健全な行政運営を行う上でも必要不可欠なものであると考えているところでございます。執行部が提案する議案等々につきましては、議会で審議されまして可否の議決をいただき、可決されて初めて執行されるものであり、そのためにも提出議案に対する十分な判断材料となる情報の提供が必要であることは理解しております。また、それぞれの施策につきましても、議員の皆様はもとより市民の皆さんに対しまして十分な説明責任を果たすことを心がけてまいりたいと考えております。情報の共有は民主主義の基本であると自覚しておりまして、青山議員の御提言を今後の行政運営に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

この質問をするに当たって、いろんな方からしっかり問い詰めてくれといったらあれですけど、質問するようだというふうには言われてはいるんですけど、ちょっと6月議会、9月議会を見ていて、押すばかりでは期待した結果は得られないと私は考えております。押してだめなら引いてみるという言葉もありますので。それに、反論であったりするには対案を持ってすべきということもありますが、残念ながらちょっと私この件について具体的な案を持っておりません。ですので、これ以上質問する言葉も持ってありません。

今後についてなんですけど、我々議員もしっかり情報が引き出せるように働きかけていかないといけないと思っておりますし、また仕組みづくりもしないといけないと思うんですね。それは執行部任せにするのではなくて、これは議員からも、こういう案、こういうふうにやればうまく情報共有ができるんじゃないかというような提案もしないと、預けっ放しではいいものではないと思いますので、この件につきましては私は議員として反省するという意味も込めまして質問しております。ですので、ともによりよい議会をつくっていききたいと思いますので、提案もしっかりしますので、執行部の皆様もよろしくお聞きいたします。

これ総括で、質問は終了でいいです。

ちょっと私についての全体的な総括なんですけど、今回一問一答方式で頑張ってみようと思ったんですけど

ど、結果としては一括質問一括回答のような形式になってしまいまして、ちょっとこれも反省しております。最初の質問の仕方が曖昧だっただけに、答弁する内容も多岐にわたって、それに対する回答が、質問がふえていくというような悪循環になったかなと思いますので、もうちょっと具体的な質問を心がけて、項目がふえることになってしまうかと思うんですけど、それぞれの項目が簡潔であれば時間もそれほどかからないと思いますので、ちょうど議会改革特別委員会も発足しておりますので、この辺のことはしっかり提案していきたいと思います。

以上です。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

御苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上をもちまして通告順番16番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

先ほどの青山議員の一般質問で、全て終了をいたしました。

高田代表監査委員が出席をされております。

日程第2 議案質疑（認定第1号～認定第15号、議案第55号～議案第65号）

議長（鈴木 悦子君）

日程第2、「議案質疑（認定第1号～認定第15号、議案第55号～議案第65号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようによりしくお願いいたします。質疑の発言につきましては、お手元に配付しております発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

それでは、認定第1号「平成28年度美作市一般会計決算の認定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、質疑をさせていただきます。

「平成28年度美作市一般会計決算の認定について」ということでございますが、6項目について質疑をさ

させていただきます。

まず、1点でございますが、歳出53ページ、款2項1目38節13の委託料でございますが、1,290万1,474円、これにつきまして地元受注とそれ以外の受注の金額についてお尋ねをいたします。

質問第2でございますが、近くの54ページの款2項1目38節13繰越明許に係る委託料でございますが、これにつきましても地元受注とそれ以外の受注の金額につきまして、452万5,152円についてお尋ねをいたします。

3点目、同じく歳出でございますが、54ページ、款2項1目38節19美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金5,000万円でございますが、地元受注とそれ以外の金額についてお尋ねをいたします。

質問の4番目でございますが、134ページ、実質収支に関する調書でございますが、28年度決算に係ります実質収支額10億1,618万円余に係ります実質収支比率は幾らかでございます。

5番目の質問でございますが、139ページから140ページにかけて基金がございます。27年度につきましては150億円でございますが、お尋ねしたいのは、28年度決算に係ります約160億円余の実際の運用先がどうなっているのかをお尋ねいたします。

最後の質問でございますが、市長と代表監査委員にそれぞれ再質問、再々質問に分けてお尋ねいたしますが、平成27年度決算では指摘事項47件、うち再演事項29件が、平成28年度決算では指摘事項18件、（新規4件、再演事項が4件）となっております。このことにつきまして、今回再演事項になっていない25件がどうなっているのか。この記述を今回の審査意見書に入れていないのはどういうことかということでございます。その過程におきまして、こういった判断がなされたもとに合議に至らなかったから入らないと思うんですが、これが代表監査委員に対する質問でございます。そのように再演事項が47件から28年度決算では指摘事項が18件となっておりますが、じゃあ執行部としてはこれを解決したのか、そのあたりをそのプロセスも踏まえて市長にお伺いしたいと思います。

以上、私の認定第1号に係る質問でございますが、よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木 悦子君）

それじゃ、市長。

市長（萩原 誠司君）

最後の項目のところについてお尋ねがありました。

私どもとしましては、監査委員から指摘された具体的な事項については、全ての項目について善処するような中で、具体的な解決方法をそれぞれの項目において考えて、それを実行しておりますが、一部その状況の変化あるいは指摘についての背景の理解が違ったりするものについて十分できていないところもありますけれども、大体において監査の指摘があった事項についてはこうこうこういうことで改善をするということで報告をさせていただいております。

以上であります。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

私のほうからは、①、②、③について答弁をさせていただきます。

①で款2項1目38、13の委託料1,290万1,474円、それから②の款2目1項38節13の委託料、繰越明許でございますが、452万5,152円と、③の款2項1目38の19節美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金5,000万円でございます。これらにつきまして地元発注とそれ以外の発注の額という御質問でございます。

これらの事業につきましては、地域創生交付金を活用いたしまして、美作市まち・ひと・しごと創生戦略に基づいて地域の実情や課題に応じた地方創生に資する効率的かつ効果的な事業に活用したものでございます。この地方創生を推進するための事業を実施した結果として、款2項1目38節13の1,290万1,474円の内訳といたしまして、地元発注は20.1%に当たる259万8,146円、それ以外の発注は79.9%に当たる1,030万3,328円となっております。

次に、款2項1目38節13の委託料、繰越明許の452万5,152円でございますが、これにつきましては地元発注は71.3%に当たる322万5,152円、それ以外の発注は28.7%に当たる130万円でございます。

次に、款2項1目38節19美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金5,000万円につきましては、これは学校法人大阪滋慶学園に対する補助ということになっております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。

28年度決算によります実質収支比率でございますけれども、率は7.2%ということでございます。よろしくお願いたします。

議長（鈴木 悦子君）

会計管理者。

会計管理者（山本 和毅君）

失礼します。

預託先という、運用先ごとの運用額ということでございますが、金融機関への影響ということが懸念されますので、運用先ごとの公表というのは差し控えさせていただきますが、161億円の運用区分ごとに報告のほうをさせていただきたいというふうに思います。

まず、定期預金の総額でございますが、これは市内の金融機関に預けさせていただいておりますが、定期預金総額が97億7,000万円でございます。運用益といたしましては980万円でございます。それから、債券の購入をしております。39億円でございます。こちらにつきましては運用益が2,030万円でございます。そして、土地開発公社への貸付金がございます約5億円でございます。こちらにつきましては運用益が110万円でございます。この貸付金につきましては金利を0.105としておりますが、これにつきましては預金額の一番高い定期の預金を運用して入れております。それから、歳計現金の振りかえ運用ということで、資金が不足する時期、2月末ぐらいから5月の末ぐらいあたりまで資金の不足する時期がございますが、歳計現金の振りかえ運用ということで17億円をしておりますが、この17億円の運用益といたしまして約50万円、これは運用利回り同じく0.135ということで、これも定期預金の一番高い金利を参考にして運用させていただいております。

それから、土地といたしまして2億3,000万円、こちらについては運用しておりませんが2億3,000万円ございまして、総額が161億円ということになっております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

監査委員。

代表監査委員（高田 修平君）

監査委員の高田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

岡野議員の質問にお答えをいたします。

27年度に再演事項として指摘された29件のうち23件がどうなっているのかの記述を今回の意見審査書に入れるべきではなかったのか、どのような判断のもとに合議で入れなかったのかという御質問でございます。

監査委員は常に中立で、偏った態度を持たずに事業や職員の執務に対して改善すべき事項があれば適切に指導、指摘し、それに対し職員が前向きに改善に取り組み、それによって健全でモチベーションを高く保って以後の仕事に精励し、行政サービスに努め、市民の負託に応えるようにすることが仕事であります。

こうした中、新しい態勢の監査委員4人が話をいたしまして、こうした監査委員制度の本質、目的に沿うためには昨年までの監査のやり方、意見の述べ方は回復すべきであるとの結論になり、4月からは、職員から問題があると思われる事項には個別に一連のプロセスの途中経過を含めて詳しく話を聞き、改善すべき事項はその手段、方法を含め明確に指導、指摘し、既に改善に向けて動き出し改善間近という事項はそれを評価するという形で監査を進めてまいりました。

このたびの決算審査を行うに際しましても、平成27年度に再演事項として指摘された29件について、他の指摘事項とともに適正妥当な理由があるかどうか、改善に向けた取り組みがあるかどうかなどを丁寧に聞いた上で慎重に検討し、妥当な理由があったり改善に向けて取り組む努力をしているものは既に職員にその内容を伝えておりますので削除するとともに、昨年度までに行っていたネガティブでマイナス思考に基づいた指摘事項とせず、ポジティブでプラス思考に基づく23項目について指導、指摘事項といたしました。

以上のような理由から、削除したものについての記載はしなかったものであります。

なお、総括意見、指摘事項の2の内部統制の確立についての事項の内容に、平成27年度の再演事項とされていた項目も改善することとして入れておりますので、見ていただければと思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員の6項目にわたる質問は、一応一通り終わりました。

2回目の質問を受けます。

4番（岡野 鉄舟君）

第1点目でございますが、歳出の①、②、③についてそれぞれ数字をいただきました。これを今その数字を分析してみますと、1,290万円については地元が21.1%、それから2番目の歳出の452につきましてはそうじゃなくて71.3%、それから3番目の歳出、看護医療につきましては地元がゼロということなんです、私はいわゆる地方創生事業につきましては国の地方創生事業に飛びつくじゃなくて地元で地のついたものを作るというのが私の持論でもあり、6月議会で一般質問したんですが、ここで大森総合戦略監に質問をいたします。

あなたは国から出向されてこちらのほうに来ていらっしゃるんですが、御承知のように地方創生事業につきましては国は内閣府がやり、本市ではあなたが御担当をされているんですが、こういった国のばらまきとも言われている地方創生事業について、この3件を上げただけでも地元ではなく地元外の受注になっているということなんです、美作市が元気になっていると思われませんかというのがあなたに対する質問の第1点でございます。

続きまして、実質収支に対して市長にお尋ねいたします。

7.2%という実質収支、10億1,618万円、7.2%なんです、財政運営をされている市長の立場として、これをどのように判断をされるかというのが市長に対する第2番目の質問でございます。

それから、会計管理者にお尋ねをいたしますが、債権39億円ぐらいですか、これを具体的にどういったものにされているかということをお尋ねしたいと思います。

それから、代表監査委員に対しての再質問でございますが、私はちょうどその27年度の項目を左側に書き、それから28年度の新監査委員がされた分を右側に書き、比較考慮したから、その本年度の意見書の中では件数がないのを正の字を書きながら書き出したんですが、一点、改善はされていると今おっしゃれましたが、27年度のこの13番目に行財政改革への取り組み不足という再演事項があるんですが、個別具体的な数字を出しながら私は改善されてないということをお話をさせていただきたいと思います。

総務省と岡山県がしております市町村財政比較分析表というのがあるんですが、本日持ってきておりませんが、定員管理の問題です。人口1,000人当たりの職員数なんですが、平成25年度分に係ります当市の場合には14.16人という数字が出ております。数字が羅列して非常にちょっと御理解ができてにくい部分があるんですが、類似団体でこれを見ても9.36人、県内27市町村では7.67人です。全国では6.96人です。これがじゃあ平成27年度につきましては14.79人と、当初の合併当時の、たしか530人ぐらいだったと思うんですが、それは暫時改革はしてるんですが、なおかつ悪いという状況に対して、なぜこの13番目の市町村財政改革への取り組み不足を4人の監査委員が、新たになられた監査委員が3人おられたとしても、代表監査委員は前年度もおられたわけなんですが、なぜ削除されたかということが非常に不思議でなりません。つまり、美作市は14.79人なんです。これをじゃあ同じように25年度の対比で見ても、類似団体では9.81人です。県内27市町村では7.7人なんです。そして全国平均は6.96人となっております。先般の私の一般質問では、残念ながらあなたはおいでにならなかったんですが、第199条の監査をする場合に特に意を用いるとは何であるかということをお尋ねいたしました。つまり、最少の費用で最適の効果を上げるといふ項目と、常に組織及び運営合理化に努めるといふ項目を考えたときに、この27年度分に係ります市町村行財政改革の取り組みといたすのは、僭越ではありますが副市長の数、監査委員の数を考えたことでも、なおかつ定員管理については重大なやるべきことが残っているわけです。これをなぜこういうふうにして削除されたかということをお尋ねをいたします。

以上、るる申し上げましたが御答弁をいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、実質収支であります。これはお尋ねの議員もおわかりだと思いますけども、歳入総額、つまり税収であるとか交付税であるとか雑収入であるとか、さらには起債その他でもって調達したものを、これを総合したものから歳出総額を引いたというのが基本であると。若干補正すると、繰り越しをして次年度以降に使うものをそこからまた差引くと、それを予算総額その他で割っていくという、こういうプロセスになっておりまして、これは一応その指標としては意味がなくはないんですけども、例えば歳入において借入金が多いときには実は非常に財政としては厳しいと言わざるを得ないときでも、借入れが多くて支出が少ないとこれがプラスになってしまうという仕組みになっておりますので、特にこの点については余り大きな意味を持って財政の健全性がどうのこうのというふうには考えないほうが私はいいというふうには昔から考えております。

加えて、その年々の例えば天候であるとかいろんな事情によって、あるいは入札がどうだったかというようなことによってこれはまた変動いたしますので、その点についても安定的な指標ということではなく、一つの参考数字として実質収支がことしもうまくいったなという程度の理解で私は十分かと考えております。

議長（鈴木 悦子君）

総合戦略監。

総合戦略監（大森 洋平君）

①から③についてのお問い合わせでございますが、地元が元気になっているかと、地方創生は地元で賄うべきではないかといった御質問だったかと思いますが、委託事業に関して切り取ると、先ほど申し上げたような比率ということではあります、この資料の決算書の54ページの一番上のほうにありますけれども、負担金及び補助金といったものがございます。こちらのほうは同じく美作創生事業の中でやらせていただいている事業であります、地元の地域活力ということで創業支援であるとか地元の中小企業様、あるいは地元の農業生産者への支援補助ということを行っております。こういった中で外の方も活用しつつ中の力もしっかり引き延ばしつつという両面から地方創生を行っているということで御理解いただければと思います。

議長（鈴木 悦子君）

会計管理者。

会計管理者（山本 和毅君）

失礼します。

債権の内容でございますが、公金運用方針というものを定めておりますが、その中で債権についてはB BまたはB a aという信用格付業者が定めたものがありますが、これ以上のものの債券を購入するようにしておりますが、外国債券を39億円、全て外国債券でございまして、期間は10年でございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

代表監査委員。

代表監査委員（高田 修平君）

岡野議員の第2回目の質問についてお答えをいたします。

行財政改革ができていないのではないか、現在14.79人となっている、県平均に比べても相当高い比率で推移しているが、これはどういうことか、改善できないのかという御質問でございます。

行財政改革というのは一度にできるものではありません。徐々によく考えて、何をどのようにビルドし、そしてなくしていくか、そういったことを総合的に考えた上で、特に行政機関というのは市民の立場に立って市民のためにどのようなことができるかということを常に考え、そして市民がいかにその要望に答えてくれるのかなということをよくわかっていただく、いわゆる組織を構築する必要があります。したがって、その組織の構築のためには数というよりはその内容でございます。確かに毎年財政課で財政の総点検を行いまして、どういうことになっとなるか、その数字はどうかということで点検をしております。定員についてはざっとこの10年で150人ぐらい減っております。まあ、定員が減るということを目としたわけではなく、いわゆるどのようにして仕事をしていくか、どのような課を設けてどのように市民に答えていくかということで、それを主眼にして組織をつくっているものでございます。したがって、一気に財政の総点検をせにゃいけんということで、行財政改革を一気に進めるということはこの市はやっていないという状況であります。しかし、よくよく話を聞くと、その中には確かにこの課を設立した目的はどうかということで、これが市民のためになっているという説明を詳しく聞きますと、それはすぐに改革はできんなど。しかし、改革すべき人員はいるということは存じております。そういう数については徐々に減らしていき、そしてこの14.7%というのを減らしていく、その努力を一生懸命していただくということは必要であります。しかし、ある程度そういったことに取り組んでおるといことは事実でありますので、今回この項目について

は削除したということでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

市長の答弁されました実質収支について、今の答弁では大きな問題ではないと認識しているということなんですが、非常に遺憾な答えであろうと思っております。私も議員が持っている議員必携の中の、機会があれば見ていただきたいんですが、272ページに財政運営の適宜の総合的な判断の仕方ということで3つあります。

1つは計画性、つまりこれは実質収支の問題でございます。ここでさえも3%から5%が望ましいと、こういうふうに書いてあるわけでございます。

そして、今回お尋ねをしておりますが既に決算数値が出ております。弾力性の問題なんです、いわゆる経常収支比率の問題です。本市では実質収支比率は平成27年度が88.6、平成27年度が89.3と。今回の28年度決算について私は質問しておりませんが、これは極端に言えば80%を割ってるということは絶対にあり得ないわけで、いずれにしてもこの収支は75%以下が望ましいと、こうなっておるわけでございます。

そして3番目に積極性の問題ですが、これはその人口1人当たりの投資的経費なんです、今回これについては申し上げられませんが、要は私はなぜ議員必携を持ち出してお話をしているかということなんです、実質収支が、先ほど市長は発生した原因はいろいろ、収入がふえた場合とか事業の過不足でという、その趣旨であったと思うんですが、いわゆるこの実質収支というのは計画性の問題なんです。歳入につきましては御承知のように交付税が降って湧いたように特交がふえるかもしれませず、あるいは税込、市民税がふえるかもしれないということはあるんですが、やはり歳出のほうはびしっと計算をする中で黒字があればいいという問題ではないと思います。そこに何かあるかといえば、やはり計画性の問題であろうと思います。私は今意見を言ってるんじゃないよ。市長が言われました実質収支についての、大きな問題でないということをおっしゃったので、そうではないということで私はいろいろと端からお話をしているので、議長、誤解をなさらないようにしていただきたいんですが、つまり当該年度の決算を見る中で翌年度の繰越金をどう見るかということが、特に年度、年が改まるとの事態が一番〔聴取不能〕になるんですが、そのときに繰越金と翌年度の繰入金のところの具合は厳重にやらないと、翌年度の例えば基本的な子育てをする予算、あるいは教育に関する予算、福祉に充てる予算というものが財源が組めないわけですよ。したがって、実質収支が大きな問題でないというのは、市政を預かれる方としては論外の発言だろうと思います。もちろん財政担当の総務部長を初め財政課長がその辺はやられるんですが、認識を改めていただきたいと思っております。まあ、この実質収支につきましては、私はそう考えております。したがって、今後シーリングを、もう既にあると思うんですが、翌年度予算を組むときにそういったことを念頭に置いてやっていただきたいと思っております。

代表監査委員に3回目の質問をさせていただきます。

本来であれば最初のときに質問すべきだったんですが、3人の監査委員がかわられて、この28年度決算に関する意見書をつくられるというのは大変だったろうと思います。何が大変であったかということ、3人の新しい監査委員の方がこのわずか四、五カ月の間で前年度の予算に対する決算を勉強されるというのは大変なことなんです。そこで私は何を聞きたいかと申し上げますと、この監査意見書をつくられる中で、合議になったからこそ出ているんですが、どういった意見があったか。つまり、一切合議に至るまでの過程の中で

意見がなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

実質収支について、計画性の問題があるという、この主張についてはある程度理解をしてるんですけども、県におられたのでおわかりかもしれませんが、この実質収支の市町村における変動の要因の大きな部分が岡山県なんです。つまり、事業の計画を我々はしたい、市民要望がある。そして、市の負担分の計上をするけれども県からの予算配分がなかなかないというようなことが起きることが、この中に相当大きな要因として入っております。それは岡山県の市町村としてのある種の悲哀というか、残念なことではあるんですけども、そういうところに一番大きな要因があるということを御理解を賜った上で、その計画性というものは市の計画性もあるけれども県としての計画性の有無といったことにも及ぶ話だということを、まさかお忘れではないと思いますけれども、よろしく御案内をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

代表監査委員。

代表監査委員（高田 修平君）

3回目の質問にお答えをいたします。

合議の内容につきましては、残念ながらお答えすることができません。というのが、合議の場では各人が自由に発言をいたします。全ての人が全てを発言をしたということはお伝えしておきますが、この内容につきましてはいわゆる議会で、もしくは幾ら情報公開請求があっても、この合議内容については残念ながらお答えすることはできませんというのは監査委員制度の骨子であります。それぞれ監査委員が自由に発言をして、そしてそれを集約していくということでこの監査意見書というものが成立しておるわけでございます。

それから、財務会計上の問題点につきましては、監査委員室に3名の補助員がおります。局長、そして事務局員、そして事務局員が2人ということで、それぞれ今までの3年間の知識があります。1人は元収入役でございまして、監査する内容についてはよく知っているということで、それぞれ助言を受けながら、知らないことはどういうことになっただということをお助言を受けながら監査をいたしてきました。したがって、監査に手抜きはないというふうに確信しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

これで3回目の質疑が終わりました。

〔4番岡野鉄舟君「総括はないんですね」と呼ぶ〕

ありません。

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、これで認定第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第2号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言の通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、これで認定第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第3号「平成28年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

241ページの介護保険給付費等準備基金についてのお尋ねをしたいと思います。

本年度というか、28年度において基金が1億3,600万円余の金額を増額をされております。この金額につきましては1号保険者の8億円ほどの収入のうちの割合をすると非常に率的に大きい金額になろうかと思えます。ただ、これは一般会計と特に違う会計というのはよく承知しておりますので、繰越金を見ましたところ、繰越金1億円ほどの分が5,000万円ほどになっております。このことも理解をしております。前年度からの部分も多少入ってるのかなというふうな気もいたしますけれども、私の特に尋ねたい、前年度部分につきましても金額忘れましたが前年度の決算においても増額をされてるというのも事実でございます。

昨日の一般質問のときに、実はこの金額も含めて報告をしていただきたかったんですけども、それがなかったもので、特にこの項目の中で第6期計画の2カ年を含めてこの数字が保険料に対して幾らに影響するか、幾らの金額になるのかというのをお尋ねをいたします。収支含めてでの結果だけでよろしい、一人頭何ぼの金額に、今現在6,450円徴収してまますけれども、その金額のうちに対して何ぼの金額が残ったのか、端的にいうと、その数字を教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

済みません、ちょっと答弁まで時間いただけますでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

議案質疑に出しておられなかった、急な質問ですので、今計算してますので、しばらくお待ちください。

じゃあ、市長。

市長（萩原 誠司君）

大ざっぱな概数で申し上げますと、昨日の議論の中にもありましたように、3,000万円ぐらい、150円ぐらい下げるのに要るんだというような。

〔「300円で4,000万円と」と呼ぶ者あり〕

そうそう、300円で4,000万円と。それから割っていきますと、1号保険者だけですけどね、そうしますと1,000万円あると大体七十数円の財源が1年で出るということになります。それで、これがその3年分でありますから、まずその1億8,000万円という残金があるとして、それを3で割って6,000万円ということになります。1,000円で大体七十数円ですから、その6・7、42というようなことで、400円とか500円とかその辺の水準が全部吐き出してしまえばできるかもしれないというような仮定計算はできるかもしれないというふうにお答えをさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今部長のほうで計算一生懸命されてるんで、市長のほうは話をお聞きしたということにしたいんですけど、なぜならば、私が言ったのは第6期の計画、3年じゃなしに2カ年しかこれになってないんですね、今年度動いてるわけですから。だから、3年で割るっていうのは前の年から、5期から6期に来た金額が幾らかっていうのは私覚えてないんですけど、1,000万円そこそこじゃなかったかなという気はするんですけど、私が尋ねたいのは1号の保険料、この決算でいうと8億円ほど集めたわけですね。この8億円ほど集めたお金の中で、今年度だけです、この決算が正しいとしたら1億3,600万円もふえてる。ただそれは繰り越し等々の話があるから単純にそうではないでしょうけれど、単年度にしたら幾らになって、2カ年の平均したら幾らになる。もちろん第7期についてはきのうお尋ねしたんですけど計画についてはまだわからないし、ひとり歩きする。もちろん半年ほどしかたってないんで、そのあたりを精査した上で説明をしていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

要するにその1億8,000万円という数字から議論すればそうなりますけれども、お尋ねのようにかつての前期、前々期の影響があって、当期だけの純然たるものとしてどうなんだというような議論になりますと、ちょっと計算あるいは資料の確認のために別途お答えをさせていただきますんで、終了後にでもお答えをさせていただきますし、よろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員、よろしいですか。

3番（岩崎 清治君）

これで回答してもらえらるわけでしょう、別じゃなしにこの会議の場の中で。

〔市長萩原誠司君「昼休みの後に」と呼ぶ〕

昼休みの後に。それはオーケーです。

議長（鈴木 悦子君）

いいですか、はい。

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

試算の中で保険料の減額という話がありまして、第7期の介護保険料の見込みが今の現在で6,500円というお話をきのうさせていただいたと思います。それを6,150円という金額にするために金額を計算をすると1億2,000万円程度の財源が必要ということになりますので、一人頭の保険料450円を減額するために基金で考えるならば1億2,000万円、1億8,000万円あるうちの1億2,000万円を投入する必要があるというふうな考え方になるかと思えます。

3番（岩崎 清治君）

質問に対して答えになってねえで。

議長（鈴木 悦子君）

もう少し。

質問と答弁の調整のためにしばらく休憩します。

じゃあ、1時までこれより休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

認定第3号介護保険特別会計決算の2回目の答弁からお願いいたします。

市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、その基金の状況ですが、第5期から第6期への繰り越しというか引き継ぎが1,500万円で、最初の年に3,000万円積み増して、そして2年目に1億3,600万円積み増してということでありまして。今年度については不明ですが、恐らく3,500万円以上の積み増しが可能というようなことの中で、年度末、第6期末には2億1,000万円以上の残が出るだろうということでありまして。これは換算をしますと、先ほど答弁したのとほぼ同じなんですけれども、大体500円程度の引き下げ要因というふうになります。ただ一方で、議員も御承知のとおり要支援の部分については国が手を離しているんですが、市民の方々からの根強い要望があります。これは切るわけにはいかないと。むしろ若干ふえているし、それから介護予防事業なんかもしっかりやっけていこうということがありますので、そこに増要因があります。もう一個、施設整備が幾つか行われる可能性があります、そこに増要因がある。

加えて、国のほうの制度改正によりまして次の保険期、つまり第7期から1号被保険者の負担割合、全体の支出に対する負担割合が22から23に1ポイント上がるものですから、増減要因がありまして、今のところまだはつきりはしないんですが、目の子でいいますと、まあ変わらないかなということになりまして、そうしますとやはり私どもの、市民の方々の思いであるところの介護保険料が高いねということについて、やはり何らかの手立てが必要ということに多分なるだろうというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

おおむね理解をいたしました。ちょっと中身の違うところはたくさんあるんですけど、決算の金額ですから、一般質問ではございませんのでやめまして、おおむね理解をいたしました。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑を受けますが、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第4号「平成28年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号「平成28年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号「平成28年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第6号の質疑を終了いたします。

それでは、認定第7号「平成28年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号1番青山慶議員。

青山議員。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、質問いたします。

「平成28年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、これはアゼリア館のことですね。質問の要旨としましては、290ページの歳入、使用料にあります未収金額44万5,000円、これの未収の原因を質問します。

続きまして、歳入、同じく290ページ、雑入の予算現額と調定額の差異の原因。予算現額が377万6,000円、調定額が287万6,221円、差額が89万9,779円となっておりますが、この差額が発生した原因を質問します。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、使用料の未収につきましてでございますが、この未収分はF1村ふれあいガレージ、同じ滝宮にございますけど、これ過去のものでして、契約者1名分について、既に契約は解除した状況でございますが、平成21年度から平成23年度までの使用料金44万5,000円が収入未済として残っております。当時は1室1カ月が2万円ということでございました。平成28年度においても納付がありませんでした。現在、法的措置について弁護士に相談をしておるという状況でございます。

それから、雑入のほうでございますけど、これアゼリア館の運営に係るものでございますが、予算額とその調定額の差異89万9,779円でございますが、アゼリア館それからラジコンコース、それから先ほどのガレージ全てについて利用が減っているという状況がございまして、この雑入では軽食の販売額であるとか自動販売機手数料、そういったものが当初の見込みに比べて少なかったことがこの差異になっております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

済みません、2回目の質問です。

簡単にですが、法的措置をとるタイミングなんですけど、平成21年ですと、23年、今から6年前になるんですかね、このタイミングとしては遅いのか早いのか、その辺だけ。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

議員御指摘のとおりだと感じております。一時、連絡先ですね、勤務先などがわからなくなったということがありまして、少し手続もできなかった時期もございます。そういったことで少し、御指摘のとおりだと思います。

議長（鈴木 悦子君）

いいですか。

[1番青山慶議員「以上です」と呼ぶ]

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けますが、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第7号の質疑を終了いたします。

次に、認定第8号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第8号の質疑を終了いたします。

次に、認定第9号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第9号の質疑を終了いたします。

次に、認定第10号「平成28年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第10号の質疑を終了いたします。

次に、認定第11号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第11号の質疑を終了いたします。

次に、認定第12号「平成28年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第12号の質疑を終了いたします。

次に、認定第13号「平成28年度美作市水道事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございません。ほかに質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第14号「平成28年度美作市病院事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第14号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第15号「平成28年度美作市下水道事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで認定第15号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第55号「財産の取得について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、議案第55号「財産の取得について」、質問をさせていただきます。

本日傍聴されてる方とテレビを見ていらっしゃる方に、雇用促進の財産取得でございますので現況をまず

お話ししますと、既に北山60戸、それから勝田60戸取得済みでございますが、執行部のほうにその入居状況をお聞きしますと、北山につきましては約60%、勝田については50%の入居率であると聞いております。

今回、本件は入田の4棟につきまして160戸を約8,300万円 で財産取得をするものと聞いております。このことにつきましては、先般市長のほうが仮契約を8月に済ませているということなのですが、先ほど申しました2つの雇用促進について、入居率が単純平均をしても約55%ぐらいの、そういった取得済みの状況の中で、入居がままならない状況下の中でなぜこれを取得するのかという疑問がございます。

本予算につきましては、前年度末の補正予算で可決されてるというふうに聞いておりますが、1つはトータルな疑問と思いますのは需給バランスがとれるのかということが浮かんでまいります。そして、ニーズがあるんだろうかというのが2つ目でございます。そして、ああいうふうに老朽化しているわけでございますので本当にもつのだろうかという素朴な疑問がいたしております。昭和50年度及び昭和55年度に建築されているわけでございますので、そういった状況の中で3点お聞きしますが、一つは現在入居されている方の数と今後入居見込みをどういうふうに予測されているかというのが第1点目でございます。そして、建物は5階建てでございますが、高齢者の方が2階以上にもし入居したいといった場合にはどういったことを考えておられるのかということでございます。そして、昭和55年ぐらいでございますが、これから大きな地震が来た場合の耐震工事をどのように考えていらっしゃるのかということをまず1点目としてお聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

失礼します。

岡野議員の財産の取得ということの質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の入居者数と今後の入居者の見込みということでございます。現在の美作宿舎へは51世帯、約90人の居住者がおられます。来年度より市が運営していく上での入居見込みでございますが、雇用促進住宅の過去の入居率、これ廃止前でございますけど、平成20年では入田が73%、北山が90%、勝田が67%や、さきに取得をしました真加部団地、これが半年余りたっておるわけですけど、4戸だったのが今30戸ということで50%になっています。それから、北山団地につきましても28戸でございましたけれども10戸ふえまして38戸となりまして、63%という応募の状況でございます。また、先進地である奈義町、美咲町、真庭市の運営状況等は70から80で推移をしているようでございます。それらのことを勘案いたしまして、60%程度の入居率を見込んで家賃設定をしております。なお、購入費や将来の解体費等を含めた収支の採算ラインといたしましては、入居率50%程度と試算をしております。

入居ですけど、市民住宅としての扱いにしておりますので、社宅でも御利用いただけますし、市民の方には、いろんな〔聴取不能〕に利用していただければというふうに思っております。

それから、2つ目の高齢者が2階以上を利用する場合の手段ということでございます。雇用促進住宅は5階建てで、エレベーターは設置をしておりません。各階を横に移動できる廊下がない、階段型の集合住宅でございます。そのため、高齢者を初め階段利用が困難な障がい者の方には選んでいただきにくいという物件でもあります。市が運営する市営住宅、特定公共賃貸住宅、市民住宅の中では、平家の物件、エレベーター付の物件、障がい者向けの物件等がございますので、その中からお求めがあったら紹介をさせていただくということにしております。それから、勝田宿舎には上肢、上半身が不自由な方向への住宅が2戸ございます。

それから、耐震のことでございますが、美作市宿舎は旧耐震基準、昭和56年6月以前ということになりま

す、の建築されていることから、詳細な耐震調査の実施を機構のほうへ求めておりました。機構により耐震診断が実施されまして、4棟中1棟について耐震性が不足ということが判明をいたしました。協議を重ねてきておったわけですが、売り主である機構の負担で耐震改修を行うことということで合意をいたしましたので、今回契約というふうになっております、契約を進めております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

再質問をさせていただきます。

御承知のように人口動態調査では現在は約2万8,000人ですが、たしか40年には2万人を切ると、こういったことが自然増減の中で明らかになっているわけですが、こういった過疎化が進む中で勝田、北山それから今回の入田を合わせて280戸しかない、いや280戸もあると言ったほうがいいんでしょうか、要するに需給バランスが崩れるんじゃないかと思っておりますが、この辺はどのようにお考えになりますか。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

失礼します。

確かに今申し上げられましたとおり、人口減というのは将来的には避けて通れないというふうに認識をしております。しかしながら、いろいろと市のほうから市外へ転出しておるといふ人もたくさんおられます。市外の住宅におられてというところから、勝田なんかは転入をしておられるというのがありますので、転入を促す、呼び戻すというような意味で入居率の向上に努めてまいりたいと。採算ラインの50%は最低でも確保してまいりたいというふうに思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問させていただきます。

私は美作で育って小学校、中学校、高校とこちらでおるんですが、湯郷では旅館を営んでいる私の同年代の者がおります。そういった中で供給過剰になるのではないかなというふうに私は思っております。これが起こるとすれば、御承知のように既存の旅館を営業されている方のみならず、新たにアパート、マンションをつくりたいと、こういった方の参入を規制するように、つまり拒むようになってくるんだろうと思うんですが、この辺をやはり考えられると、仮に予算はあるんだけど、契約は私はすべきではないというのが私の持論なんですが、それは最初の質問です。

それから、仮契約を8月の下旬だと思いますが、されているということなんですが、確かに今お話を聞きますと耐震については契約込みの話であろうと思いますが、もしよしんばつくということであれば、今部長が言われたようによその外からの入居者も見込むということであれば、仮契約ではあるんですが、もしこれが議決されるとしたときにエレベーターでもつけるように営業の交渉をされたらいいんじゃないかと思いますが、その2点を3番目の質問でいたします。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

まず、需要でございます。先ほどちょっと申しおくれましたけれども、市内に市営住宅がありまして、市営住宅の耐用年数を過ぎているものもございまして。その中でもかなり古いものもございまして、将来的にはそういう方の移転先といいますか、移動先というようなことにも選択肢にも入れていきたいというふうに思っております。

それから、エレベーターということですが、エレベーターをつけるということになるといわゆる採算ラインも崩れてきますし、今のところはエレベーターをせずにやりたいというふうに思っております。

以上です。

4番（岡野 鉄舟君）

これで質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可します。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

それでは、10番岡本です、させていただきます。

あらかた岡野議員が言われてしもうて、私も余り言うこともなくなってきたんですけど、先ほど市内の移転先ということ、私そのことを言おうと思ってたんですけど、移転先として本当にこれはいいんじゃないかと私は思います。源大寺住宅とか、もう本当に古い住宅に住んでおられる方がおられるんですよね。まあほかの市町村にもあると思うんで、もし許されるんならそういった人を。まあ同じ値段にできるか、そういう人は非常に4,000円とか5,000円とか安い料金でおられるところがあるんで、そういったことが本当に可能なのかどうかということについて一つお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

市民向けの住宅ということにしておりますけれども、市営住宅を管理していく上で新しいものを建てるということも選択肢としてはあるわけですが、新しいものを建てるということになると当然住宅の使用料というものも高くなります。施設が更新されると高くなるということもあります。したがって、古い住宅についてこちらのほうに移動してもらえるような方法を考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

10番（岡本 泰介君）

ですから、料金的なことをどう考えられるか。それを私聞いたんです。

建設部長（真野 弘紀君）

今のところその金額のところまで考えておりませんが、現在いただいております金額から上げるということとはなかなか難しいというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

まあ、それを考えたらそれはできんでしょうね。今安いところは四、五千円が入っておられる人がた

くさんおられるんですよ。物すごく老朽化してるんですよ。そうした人を移転させるとなれば、1万円や2万円やったら恐らくもう入れんということになるんですから、そこら辺の整合性を市としてどういうふうにやっていくかということは十分考えんと移転はしてもらえません。まあ、そういったことを、先ほど移転先と言われたから私も言よんですけど、そのことも私も聞いてみたかったから言ってるんですけど、それは十分これから調査されんといけんですよ、今住宅四、五千円のところに住んでおられる人が1万円になっても2万円になってもそっちのほうへ行きたいという希望があるのかないのかということをよく調べてみてください。それを一つお願いしておきます。

それからもう一つ、耐震化のことで、機構が耐震化工事を受け入れるということを表明されてるから契約するということだったら、私は工事が済んでから購入されたほうが良いと思うんですけどね。まあ、それは機構を信用せんというわけじゃないんですけど、やっぱりそういうことは完全になってから不動産なんかは購入するというのが世間の常識だと私は思います。それについてはどう思われますか。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

まず、我々が昨年、28年度当初予算で購入ということを計上させていただきました。購入の手続を進めておったわけですけど、昨年の8月だったと思いますが、機構からの書類を見る中で耐震に疑義が生じました。したがって、機構のほうへはそのことを伝えて、しっかりしたデータを出してくれと。専門的な数値でいいますとI s値というのがあるんですけど、それが達していなかったところが1つの建物の中の一部的にあるということで、それをしっかり検証してくださいということでお願いしておりました。その後、機構のほうでもう一度2次診断というのを、1次診断、2次診断があるんですけど、2次診断をされて、やはりその部分は耐震的に不足しているというのが結果が判明しました。その後、向こうの機構の言い分もあったわけですけど、私どもとしては受け取らないということで話をしておまして、このたびこのほうで調査をし、不足しているところを的確に補強をすると、機構のほうで補強をするという話がまとまりました。現在まだ契約中ではありますけれど、機構のほうとしては準備としては耐震のほうを進める準備をされているというようでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

答えになってないような気がするんじゃけどな。いいですか。答えになってますかね。工事が済んでから受け取ったらどうかという言ったのに、それに対しては答えられてない。

議長（鈴木 悦子君）

真野部長、今岡本議員が言われたことはどうですか。さきに質問されとんですか。

建設部長（真野 弘紀君）

信用の問題ということになるんですけど、実を言いますと部屋の改修も契約には直接にはうたわれてないんですけど、もと建てたときの仕様に建てて直すというのは北山にしても勝田にしてもしてもらって、うちが受け取っています。したがって、機構のほうをまるで信じてもいいんかということでございますけれど、我々としてはもう契約でうたっておりますので、していただけるというふうには思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

3回目ですね。

売り手と買い手というのは、一旦契約済んだら割と、まあこんなこと言うたら機構を信用せんということになるかもわかりませんが、契約済んだから少し緩くしようかなという心理が必ず働きます。それはもう人間の心理ですから。ですから、契約する前だったらきちっとやってくれるのに、契約済んだらおろそかになるということは起こり得る可能性は十分あるということを思っておりますので、その点はきっちりと抜かりなくやってください。

それから、先ほど答弁では1棟耐震が、あっこ4つある、A、B、C、Dの4つあるんですけど1棟と言われたんですけど、同じ時期に同じ人が建てて、まあ2棟、2棟ですからちょっと違うんですけど、工事した人が違うかもわからんですけど、同じ時期に2棟が建って同じ時期に2棟が建ってるわけですから1つだけ悪いというのはどうも私合点がいかないんで、そこら辺のことはどうなんでしょうか。そこら辺のその耐震の診断というものに対して私ちょっと不信感があるんですけど、それについてどう考えられとるかということもお聞きしたいと思います。

それから、ちょっとこれは新しい質問ですけど、60%の稼働を目指すということですが、60%ということになれば160戸の60%ということは96戸、計算上は96戸になって今51戸入ってれば45戸を60%だったらふやさにやいけんということになってまいります。そういったときに、岡野議員も言われましたけど、価格設定をどのようにして45戸を確保していくか。そうすると官が民を圧迫するとか、必ずこんな問題が言われてくるんですよ。そうしたときに私たちが非常に市民から言われたときに答弁に困るわけなんで、そこら辺のことをどういうふうに執行部としては考えられていくのかということもあわせて、その2点をお聞かせいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

施工については施工誤差もあるので生じるとのではないかと思いますけど、建物としては一番大きな建物です。3LDKのタイプでございまして、それが一番横に長いという建物なんですけれど、それでどうかというのはわかりませんが、そういうこともあるのかなと思います。2次診断では壁のコア抜きなどして、穴を抜いて調べた結果でございまして、その耐震を必要とところはしていただくというふうになっております。

それから、官民の関係ですけど、これも中の仕様が昭和50年とか55年の物件ですので、かなり古い物件です。したがって、今市内に民間の大手さんがされとるような仕様とはかなり違いますので、価格設定についてもそれに見合うような価格設定をして、使う人が選定できるようにという格好にしたいと思っております。今考えておりますのは、北山も真加部もですが、大体2万円とか3万円で設定をしていきたいというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、いいですか。

岡本議員の質疑が終了いたしました。

続きまして、通告順番3番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可します。

青山議員。

1 番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので質問します。

私の質問はシンプルです。

取得の目的、過去5年の稼働率、改修の有無、改修がある場合は改修費用、改修内容、家賃への影響、あとは7番目で取得費と改修費を今後何年で回収できるか、取得した建物を今後何年運用する計画か、将来建物を取り壊す場合、取り壊しのための財源が考慮されているか。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

青山議員の財産の取得ということで御答弁をさせていただきます。

まず、取得の目的でございます。入居されている51世帯の方に引き続き居住をしてもらうことで、市外への居住者の流出の可能性を減らすことができます。また、雇用促進住宅を市が購入する場合は、現入居者が引き続き居住できる公的住宅を運営することを条件に、評価額の2分の1で購入することができます。初期投資を抑えることで低廉な家賃設定ができるほか、公営住宅法にある所得要件や同居者要件等が適用されないため、市営住宅でカバーできない若年単身者や所得超過になりがちな共働きの子育て世帯等、幅広い世帯の市内居住を目指すとともに、老朽化をいたしました市営住宅からの転居先ということでも活用したいというふうに考えております。

2つ目に、過去5年の稼働率の推移でございます。美作宿舎160戸の入居状況は、5年前、平成23年度末には86世帯で入居率54%でございました。将来の廃止が確定をしていたことから毎年7世帯程度の退去が続き、28年度末では51世帯で32%というふうになっております。

改修の有無と家賃への影響、改修の内容でございますけれども、美作宿舎は旧耐震基準で建設をされていることから詳細な耐震調査の実施を求めていたところ、機構により耐震診断が実施され、4棟中1棟について耐震性不足が判明をいたしました。協議の結果、売り主である機構の負担で耐震改修を行うことで合意をいたしまして、改修に向けた準備が進められております。また、入居者募集が停止されていたことで空き室の修繕が行われず放置された部屋がございます。賃貸住宅として通常の管理運営ができる状態に修復した後に引き渡されるということになっております。

取得費と改修費を今後何年で回収できるかということでございます。今回の取得費は、土地建物合わせて約8,300万円で、財源である過疎債の充当率75%及び交付税算入70%を考慮すると実質一般財源は約4,000万円の初期投資ということになります。一方で、家賃収入は初期段階の入居率を過去5年平均の43%と仮定をいたしまして、維持管理費そのうちを50%差し引いても約4年で償却できるという見通しでございます。

取得した建物を今後何年運用する計画かということでございますが、本団地は昭和50年と55年の2期で建設されておりますので、42年から37年を経過しております。鉄筋コンクリートの耐用年数は、公営住宅法では70年となっておりますが、内外装や設備を考慮した実用的な耐用年数としては60年程度を想定をしておりますので、今後20年間の運営を考えております。

将来、建物を取り壊す場合、取り壊しのための財源が考慮されているかということでございますけれども、将来の解体費といたしましては4棟で約2億円程度が見込まれます。初期投資を回収した後の約16年分の家賃収入を充てるとした場合には、50%程度の入居率で運営する必要がございます。そのため、解体費のほか防水等の大規模修繕に備えた定住促進住宅運営基金を創設いたしましたので、毎年度の決算剰余金を積み立

てることで資金の平準化と計画的な運営を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

済みません、ちょっと私の聞き漏らしかもしれないんですけど、答弁漏れかと思っております。家賃への影響をさっき答えていただいてなかったかなと。家賃が上がるのかどうかって。

建設部長（真野 弘紀君）

改修をしたものをいただきますので、そのことが直接家賃に影響してくるということはありません。家賃に影響するということはありません。

1 番（青山 慶君）

わかりました。

議長（鈴木 悦子君）

真野部長、もう少し大きな声で答弁をお願いします。

青山議員、3回目ですよ。

1 番（青山 慶君）

質問ではないんですけど、例えば空室を埋める方法としては市内の会社の福利厚生で使っていただくとか、後はセカンドハウスというのも一つの空室を埋める上での案にあるんじゃないかなと思っております、その辺も検討していただければいいかなと思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

少し皆さん声が小さいようですので、もう少し大きな声をお願いします。

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑をお受けします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第55号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第56号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番 1 番、議席番号 3 番岩崎清治議員。

岩崎議員。

3 番（岩崎 清治君）〔質問席〕

議案第56号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」、質問をいたします。

私はこの条例案をいただいてから、第56号、第57号を見ましたら、自分自身解釈するのに1日ぐらいかかりました。なおかつ結局わからずに担当のほうにお尋ねをして、理解をいたしました。その中で、一般質問化しないようにするんですけど、まず条例っていうのは誰が見ても説明がなしに理解できなならおかしいと思います。

で、具体的な質問に入るわけなんですけれども、別記の第1、改正前と改正後、はっきり言いましてわか

らなかった理由はこの意味でございます。改正前に湯郷幼稚園あるんですよ。改正後も美作幼稚園を湯郷幼稚園にしてるんですよ。附則を見ると10月10日からこうしますよ。これでわからなかったんです、現在あるんですよ。もとの条例は、この改正の部分で何か附則がないかなということずっと探してたんですけど、附則についてはそれ書いてありません。これは想像だつてしたんですけど、補助金をもらうためか何かの意味合いで、附則からいうと26年6月か25年かいつかわかりませんが、このときに湯郷幼稚園というのをつくられたんだろうと思うんですけど、これは法制上からいうと非常に間違いだというふうには思います。ただし、このことについてはもう過去のことですからしつこくは言いません、これで終わろうと思うんですけど、今後はこのようなことのないようにしていただきたいというのが、お願いになるかどうかかわからんですけど、これを一つ。

それで、次に聞きたいのは、この改正案の中で湯郷幼稚園を消して美作幼稚園を改めて湯郷幼稚園にする、もちろん住所含めてですけど、改正した理由がわかりません。まあ手法はいろいろあると思うんですけど、普通にいえば、もともと先ほど言いましたその補助金をもらうためか何かの制度のためをやむなくしたのであれば、美作幼稚園を消すだけでいいんじゃないかというふうな私自身の気持ちですけど、いうふうに思いました。前段の部分については答えにくかったら答えなくても結構です。後段についてはお答えを願いたい。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

まず初めに、現時点でございますけれども、8月末に湯郷幼稚園が完成したということでございます。それから、26年6月議会に建築するところの場所を決定するために条例化をしたということでございまして、その湯郷幼稚園につきましてはここで削除しておりますけれども、当初の目的をここで終えたことから廃止ということでございます。美作幼稚園を今現時点中山へある分をこちらの湯郷幼稚園に移すということでございますので、改めて湯郷幼稚園といった場所を湯郷67番地-1に変更するというところでございます。御理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

わざわざ答えなくてもいいですって答えられたら、余計反発するような話になってくるんですよ。言われたから結局言うようになるんですけど、美作幼稚園がここにあったら、今回附則のところにもなかったらいいんですよ。だから、条例の本文の中にも幼稚園職員を置くようになってるわけです。幼稚園にしたら何がしかなきゃいけん。だから、補助金をもらうためか設立か何かよくわかりませんが、そのためにされてるのであれば今後はしないでほしい。法制上からいうと、してるから余計わからないんです。しなかったらすぐわかるんです、こんな逆に難しい話じゃないです。僕は湯郷幼稚園があるのかと思って、ずっと、あるのに何でこんなことするの、何でこんなことするの、ほかの関係条例を見るとないって、そこを調べるのに時間すごいかかったわけですね。だから、そんなことは今後はしてほしくない、法制上もおかしいんじゃないですかと。もしどうしてもするのであれば、そのときの附則の書き方、箇条書きの型をするのが普通じゃないですかという意味です。もしまた言われたいようであれば、また反発するような話になるんで、おさめるようであればそのまま御理解をいただく。圧力とかそういう意味じゃないです。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

答弁ないそうです。

3 番（岩崎 清治君）

答弁ないですか。

それでは、私の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員の質疑は終わりました。

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑をお受けしますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第56号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号15番岩江正行議員。

岩江議員。

15 番（岩江 正行君）〔質問席〕

議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」。

こども園の園医140円、こども園歯科医100円、こども園薬剤師70円で書いとんじゃけども、基本額の上にか
こういふふうな加算額というのがあるんじゃけども、この算定基準、どんな形の中で出されたんじゃろうか
な。まあ100円じゃ、200円じゃって言ようるけども、算定基準がちょっとパーセンテージにしたらえらいお
かしいなと思うたりしょんじゃけど、何でこういうふうな数字になったか、これを教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

これのこども園医、歯科医及び薬剤師の報酬の額のうちに加算額についての質問でございますけれども、
これにつきましては学校保健安全法に基づきまして学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くことが規定を
されておるところでございます。各幼稚園は園児数に差があることから、加算額をこういう形で定めており
ます。これは学校、幼稚園も同様にこの加算額を算定しておりますので、御理解をいただければと思ってお
ります。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15 番（岩江 正行君）

ほんなら、生徒の数がここへ加わってくるんか。わかりました。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」、私の質問の部分には附則のところで、附則の5としてますけれども、内容は附則の4、5、6がほぼ同じ中身です。別記については2、3、4で、見やすいためにということで附則の5で質問をさせていただきます。

私これが言いたいのは、先ほども言いましたようにすごい長く時間かかったっていうのは、第56号、第57号を個別に見ておって関連性がない中で見ておりました。といいますのが、現在附則の部分の改正前の条例っていうのはないんですよ。第56号で議決がされた後、初めて議論ができるような気がする。もしくは、今議会でやるんだったら最初に議決をして後に提案するとか、まあ議会の運営の方法になるんか条例の出し方になるんかどうなんかっていうのは非常に議論するところがあると思うんですけど、私としては非常におかしいなという気がしております、法制のつくり方ですけど。私で言えば、第56号の中に湯郷幼稚園については書けるところは全部書いて、一つの議決案件にすべきじゃないかっていう気がいたします。本来は、もしこういう状態で許されるのであれば、このことを事前に説明していただいてやっていただきたい。なぜならば、この条例、例えば第57号を幾ら議論しても第56号が通らなければ取り下げをされなきゃいけない。それは議会のほうへ諮っていただくか何かの状態をしていただいて、この中の議論をなおかつ知ってた上で議論してくださいよという話がないと、これは何ぼ何でもおかしいんじゃないかなという気がするんですけど、どうでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

議員の御指摘の部分でございます。議案第56号における幼稚園の一部改正において、名称及び位置が議決されていないにもかかわらず議決されるのが前提で認定こども園の設置条例を提出するのはおかしいということでございますけれども、改正手法の一つでもありますけれども、特に問題ない手法だと思っております。同様の改正手法につきましては国会においても行われている手法であることでございますので、これとさせていただきますということでございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

内容については結局今現在はないわけですね。ない部分を出されたっていうことについては、これは議会なり議運なりに一旦伝えられて私たちのほうへ連絡をいただかない限り、現時点で私たちが一番最初見ているのは、ない条例を一生懸命探したわけですが、で時間が長くかかった。本来であれば先に議決をして、委員会付託なしに今回でも議決してこれをかけるんだったらわかるんですよ。だから、議会の手法にも影響するのには、担当部署だけで思われているから余計こういうふうなことになるんじゃないかって非常に思うんです。じゃあ、あるかないか、あるかないかっていう議論をした場合に、私も100%ないと言うか言わんかっていうのは非常に言いにくいところもあるんです。ただしですよ、前の条例が否決されたら取り下げにやいけんわけです。わかりますね、これは。前の第56号が可決されない限り、これは採決ができないわけです。それまでに否決されたら取り下げられるわけでしょう。取り下げられる可能性のある部分がおかしいんじゃないですか。なおかつ、それでも法制上は一つも問題ないかもわかりません、法制上に関してはね。でも、なおかつそれをやるのであれば、執行部と議会との事前説明が必要ではないですか。これは本来であれば質

問しちゃいけないんですけど、議長や議連の委員長にもお伺いしときたいですから、これはもうよろしいですけど、そういう私は気がしてるわけです。だから、本来はこういう書き方じゃなしに、誰が見てもわかるようなのが条例改正なり条例であろうと。でも、やむを得ずこうした場合には事前にこの内容を諮って私たちにも教えていただいて、いやそうじゃないです、たまたま一緒なんですけど、何とぞそれは議論してくださいって話があってもしかるべきだと。黙ってやるということは、この中身、議員わかるんかみたいな意味合いにとられる場合もあるよと。私が半分とりました、時間非常にかけたもんで。というのが、前段のときに言いましたけれども、条例は誰が見てもわかるようなものをつくらにゃいけん。〔聴取不能〕を入れた中でやるっていうのは私は非常におかしいと思うんですけど、これも今回出されて取り下げてもう一回出し直してくれっていうほどの中身じゃないんでそこまでは言いませんけど、今後はよろしくお願ひしたい。そうしないと議員の中でごとうごとうごとう言うたり、執行部に対してこんな話するのは私も嫌ですから、今後は直していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

議員のおっしゃる気持ちもよくわかりますので、今後は法制担当と十分協議しながら、できる限りそういう方向でやっていきたいとします。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

中身でないんで、やり方なんで、私の質問はもうこれ以上いたしません。ただ、議長も今後よろしくお願ひします。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第57号の質疑を終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時57分 休憩

午後 2 時07分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」を質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番 1 番、議席番号 6 番倉地重夫議員。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

それでは、お尋ねいたします。

今回国の制度でっていうんですか、法律によって今までの公選制から任命制という制度に切りかわったことに伴う変更だと思うんですけども、農業委員と農地利用最適化推進委員ということで15名と26名ですか、こういう人数を充てられておられますが、この人数の根拠ですね、こういったものが。それと、それぞれ分けた理由などもわかれば教えていただきたいと思います。

それから、市長の任命制に変わったわけですが、選考基準についてきちっとしたものを定めておられるかお尋ねいたします。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

農業委員と、それから農地利用最適化推進委員ということで国の法改正がありまして、より農地の利用の適正化を進めるということで、農業委員に加えて今度、農地利用最適化推進委員というのが設けられました。そして、農業委員も選挙で選ばれていたものから、議会の同意を得て市長が任命すると、そういう制度に変わりました。

まず、その定数についてでございますが、提案しております農業委員の定数15名、それから農地利用最適化推進委員の定数26名はどちらも農業委員会で協議をいただいて、市長に対して意見として提出いただいたものです。もちろん担当区域などについても農業委員会の中で協議をされまして、それに基づいた数字ということで15名、26名ということでいただいております。その数字をよしとしまして今回定数条例として提出しております。

なお、農業委員の定数の上限でございますけど、美作市の場合は農地面積が4,245ヘクタール、農家数5,005戸ということであるため、農業委員会等に関する法律施行令の定数基準によりますと19名が上限というところが15名ということでございます。それから、農地利用最適化推進委員の定数の上限は、同じ施行令にありますけど、農地100ヘクタール当たり1人が目安ということで42人程度ということになるところでございますが、定数26名ということで、農地163ヘクタールに1人という形になっております。なお、現在の農業委員の定数は、選挙による委員が30人、それから選任委員が5人ということで35名ですので、全体では6名の増員ということになってまいります。

それから、選考基準等でございますが、農業委員も農地利用最適化推進委員も地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、また公募も同時に行いまして、自分での応募も受け付けまして、被推薦者と応募者の中から農業委員の場合は農業委員候補者評価委員会、この評価委員会というのを設けまして評価を行っていくということで、評価方法はこの評価委員会で決定いただきたいというふうに考えておりますが、評価基準は候補者の経歴、農業経営の状況、推薦または応募の理由、認定農業者等に該当するかどうか、そして活動履歴などを考えております。市長はこの評価委員会の意見を受けて、農業委員予定者を決定して、議会の同意を得て任命するということになってまいります。農地利用最適化推進委員の場合は、農業委員会が農業委員の場合と同様に候補者の経歴、農業経営の状況、推薦または応募の理由、活動履歴等を審査して、総会で評価を行って、合議によって選任し委嘱するということになっております。

なお、現在の農業委員さんの任期が平成30年3月30日まででございます。来年の3月議会では議会の同意をお願いしなければならないということで、今公募時期は大体12月、おおむね1カ月間の公募期間を設ける

ということで考えております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

公募について丁寧に御説明をいただきましたので、私が今回お尋ねしようと思っていたことは全てお答えいただいたような形です。農業委員会には農地の転売や貸借の許可、農地転用への意見具申など、遊休農地の調査、指導などを中心に農地についての事情、事務を行う行政委員会として市町村に設置されていると理解しております。農民の意見を農政に届けるなど、農民の代表機関の役割を担っております。公選制を廃止したことで任命による恣意的な選任につながる懸念があると思っておりましたが、議会の了承を得て、信任を得てから選定されるということなので、一部の人の恣意的な選任で農業委員会が変質していくというようなことの心配もないと理解しましたので、これで質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番 2 番、議席番号12番萬代師一議員の発言を許可します。

萬代議員。

12番（萬代 師一君）〔質問席〕

この条例改正につきましては、私のほうも質問を通告させていただいておりますけれども、先ほどの倉地議員の質問に対しまして農業委員の定数15について詳しく根拠を説明してくれということについても理解をいたしました。

それから、2点目の条例第3条の推進委員、こちらの定数につきましても上限が42あるけれども現農業委員の方々も諮って26名というふうに決めておるということで、内容につきましては理解をいたしました。

農業委員の15名の方については、この条例に伴いまして廃止を、本条例の附則第6号で廃止をされるところにつきましては、それぞれ地域割りをされておりました。選挙区を設けて地域割りをされておりました。勝田地区が4名、それから大原東地区、美作英田地区、それと作東地区と4地区に分けての人数30人の農業委員というのが附則第6号で示されとる、廃止される条例でございます。こちらについては地域性をどのように加味されるのか。もう地域性は見ないのか、それをお尋ねしておきます。

それから、第3条関係の推進委員の定数26名につきましては、こちらについては上位法であります農業委員会に関する法律では、農業委員会はその26名については地域分けをするんだというふうに示されておりますけれども、どのような地域割りをされておるのか、その2点についてまずお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、農業委員さんの区域、地区ごとの定数枠とかという問題でございますが、この新制度への移行につきまして国からの通知がございまして、あらかじめ地区ごとに定数枠を設け推薦を受ける運用は旧制度と変わらないため控えるようにと、こういった通知が来ております。したがって、これに従いまして定数それから募集については地区を規定せずに行うと。定数には規定しておりませんし、募集についても地区を規定せずに募集するというようにしております。しかし、農業委員さんの活動においては当然地区を担当していただいて、その農地利用最適化推進委員も当然担当の区域があります。それで、農業委員とコンビを組んで業務をしていただくわけですから、農業委員さんについても当然地区とは密接なかかわりが活動においては出

てまいります。そういった地区についても農業委員会のほうで考慮をいただいております。

なお、先ほど公募の受け付け期間が1カ月というようなことを申しましたが、途中で応募状況を公表することになっております。応募状況を公表して、定数に満たない場合は応募を促す、そういった制度になっております。

それから、農地利用最適化推進委員でございますが、区域割りでございます、農業委員会から意見をいただいております。各区域の定数は勝田が3、大原が4、東栗倉が2、美作が6、作東が7、英田が4、合計26ということでございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

ありがとうございます。

推進委員につきましては、従来4選挙区に分けておったのを旧町村6地区に分けて地域により密着した推進が図れるだろうという施策だろうと思いますが、農業委員さんにつきましては、先ほどの部長の答弁の中でも非常に地域に密着した方、業務をしていただくんだということがありましょし、それから上位法の法律によりますと委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して政令に定める基準に従い条例で定めると。地域性を十分考慮しなさいよと言われておりますよね。美作市の場合、430ヘクタールですよね。それも中山間地域という独特の山と谷に挟まれた、そういう集落で形成された一つの町でございます。そのために従来のここで廃止される附則6号でも地域を分けて農業委員さんを選任されておったんですよね。条例のほうでそこまで具体的なうたい方をされないのであれば、これを補完するために規則を定められておられますよね。その中にある程度この地域性を考慮したような取り組み、やはりそれぞれ決まった後、15の方が26人の推進委員を指導する、一緒に農業施策を展開する地区割りをするんだと言われても、ある程度のところへ偏った農業委員さんになった場合、それぞれ近いところの地域のことをやはり熟知された方がなるのが一層農政の推進につながると思いますが、そのことについてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

それともう一点、農業委員におきましては月額も変わっておりませんよね、費用面につきましては。しかし、トータルであれば30であったものが15と26というふう増員になりますよね。これに伴う交付税算入はどのように補填されておるのか、そちらについてもお尋ねをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

先ほど申し上げましたように、農業委員さんのその各区域ごとの人数、そういったものは規則等にも書きませんし、募集をもちろんそういう形でしませんので、そういう形で書くことはございません。もちろん農業委員会のほうでは各区域の人数をあらかじめ想定はされております。先ほど申しましたが、公募の状況を中間発表いたしますので、応募の状況を見て、応募がない地区につきましては応募を促していただくと、そういったことも必要になってくると思います。

それから、報酬につきましては、委員さんの報酬年額28万円でございますけど、これも新しく推進委員ができますけど、どちらについても農業委員会から現行維持という意見をいただきまして、報酬審議会においてもこれが適当という答申をいただいております。それで、6人増員ということで168万円増額になるわけ

でございますが、交付税の措置は聞いておりません。ただ、農地利用最適化交付金という国の財源が設けられまして、委員1名について最大7万2,000円の財源が今度、全体41名について295万2,000円の補助が最大見込まれるということで、差し引きしますと最大127万2,000円の軽減という形になってまいります。

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

内容はよくわかりました。

私の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番3番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可します。

青山議員。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、早速質問させていただきます。

私の質問は、新たに農地利用最適化推進委員を設けることの目的、まあこれ恒久的な対応なんでしょうけど、恒久的な対応なのか一時的な対応なのか。一時的な対応の場合はいつまで体制を維持するのか。増員による報酬負担の財源、以上4つを質問します。

農地問題、全国的な問題となっておりますので、この件については皆さん広く知っていただきたいという思いもありまして、ちょっと基本的な質問ではありますが、質問させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

新たに農地利用最適化推進委員を設ける目的ということでございますが、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正されました。農業委員会の役割が、農地等の利用の最適化の推進として強化されました。農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積の促進、耕作放棄地の発生防止と解消の促進、新規就農、農業参入の支援とされております。そして、農業委員とともに地域で活動する農地利用最適化推進委員が新たに設置されました。農業委員と同様に、農地等の利用の最適化の推進を強化することを目的とした農地利用最適化推進委員の職務は、担当地区において担い手への農地集積や遊休農地の発生防止、対処、新規参入者の支援等、日常的な現場活動を行うこととなっております。また、この推進委員は農業委員会に出席して意見を述べるというふうになっております。

恒久的な対応かということについては、法改正ということで御理解をいただきたいと思います。

それから、財源につきましては、先ほど少し申し上げましたが、一般財源が基本でございますけど、6人増員で168万円増額になりますが、全体につきましては1人について7万2,000円の農地利用最適化交付金を受けられるようになりますので、差し引きすると最大127万2,000円の軽減ということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

意義のある制度だと思いますので、機能をしっかり有効活用していただけたらなと私は考えます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第58号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第59号「美作市農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする
ことに関する同意について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号1番青山慶議員。

青山議員。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

失礼します。

こちらも基本的な質問ですが、認定農業者など、またはこれらに準ずる者の割合を過半数とすることにより、どのようなメリット、デメリットがあるかを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

先ほど法改正のお話をしましたが、農業委員会等に関する法律第8条第5項に、農業委員会の委員は過半数を認定農業者とするということが定められました。ただ、ただし書きがございまして、農業委員会に関する法律施行規則第2条第1項に、農業委員の定数の8倍に認定農業者が満たない場合は、議会の同意を得て、認定農業者の数にこれに準ずる者の数を含めて過半とすることができると規定されております。認定農業者は個人事業主といいますか、個人で事業されている方も多く、なかなか農業委員としての活動が難しい方もいらっしゃると思います。そういうことで、なかなか認定農業者で過半数を確保することが難しい場合は、議会の同意を得てそれに準ずる者を含めて過半とすることでよろしいよというようなことになっております。美作市の場合は、認定農業者が85経営体です、今、定数が15名ですので、8倍すると120ということになります。120に対して85経営体ということで、議会の同意をお願いするものでございます。

この準ずる者と申しますのは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項に規定がありますが、認定農業者であった者、認定農業者の親族、それから認定新規就農者、それから集落営農組織の役員、ほかにもありますが、こういった方になっております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

メリット、デメリットというよりは、現状を鑑みてこういう改正をしたいということではよろしいですか。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

議員お見込みのとおりでございます。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第59号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第60号「美作市こぶしの里設置及び管理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、議案第60号「美作市こぶしの里設置及び管理に関する条例の制定について」について御質問をいたします。

まず、第1条でございますけれども、1条中の前段のところに市内滞在者の増加、これはまあ何となくわかるんですけど、及び滞在者と地域住民との交流を促進することを目的ということが書かれています。3条につきまして、交流滞在のための宿泊施設とするという。1条と3条を見比べたときに滞在者という意味を、よそから来た人が滞在者というふうを考えるならば、市内の方は、交流施設ですからそこに入出入りするのはいいんですけど、宿泊というところには、交流、滞在のためという部分があるんで、できるんだろうと思うんですけど、どんなかなみたいな気がしました。

それから、第11条なんですけれども、特にこれ利用料金、連続して利用する日数に応じて指定管理者が別表に定める金額の範囲内においてあらかじめ市長の了承を得て金額を決めるみたいなのが書いてあるんですけど、別表の中に1泊1人当たり4,310円という数字が書かれています。少し意味が他の施設と比較してわかりづらいなということで、質問に入るんですけど、まず一つは4,310円の根拠を教えてください。同じような施設があると思うんですけど、その金額との比較をされてそういうふうになったかどうか。

これ全体を読みますと何か大ざっぱ過ぎるような条例、制定なのに条例かなってというのが、特に規則を定められるんですかね、規則がないもんでそのあたりわからないんですけど、例えば宿泊数なんかのところが抜けてると思うんです。何人宿泊できるんならと、全体を見たときに指定管理のところが非常にいっぱい書かれてまして、例えば使用料と利用料のというのはよくわかるんですけど、先ほど言いました連続して利用する日数に応じてどうのこうのということは一応理解します。何ぼ何ぼにされてるのかな。それからもう一つ、連続して利用する日数という根拠ですね、連続する、だから何日間連続するんかと、このあたりの説明はないし、条例か規則かに定める必要があるのかなと。ただし、これは指定管理利用料ですから、それは指定管理者と協議するということになってるから、それは定める必要がないんだろうと思うんですけど、7条に使用料っていうのがあるわけね。これは市が直営にした場合に使用料にするんでしょうけど、同じ施設をして同じ料金、管理者によって同じ料金にしないと一般的にはおかしいと思うんです。そのあたりの部分を含めて少し説明をしていただきたい。

それから、6月の予算のときに、こぶしの里の改修予算のときに説明された部分と、この条文の内容が少しかけ離れてるのかな。離れてるんか、わざとに出されてない。何を言いたいかというと、この前の説明では滋慶学園の寮にするんですという話があって、滋慶学園の生徒さんの数の一覧表とか金額とか、先ほど言いました4,310円も4,000円に消費税を掛けた金額を出されたし、それから1カ月の使用料が5万8,000円でしたかね、5万8,000円に多分消費税掛けるんだろと思うんですけど、そこら辺の部分は一切合財今回は説明をされておられません。1点的にはどうなんかな。

それから、ここには連続して利用する日数というふうな、利用料金のところに書いてあるんですけど、6月のときには長期滞在者っていうような言葉があったと思うんです。その長期滞在者という言葉が今回は見当たらないわけですね。だから、そのあたりの意味合い、ちょっとわからないかなと。

もう少し詳しい説明をお願いしたいことと、規則があるようであれば、特に一番最初に言いました、ほかのこともたくさん気になると思いつつあったんですけど、特に部屋数なんかの部分は設置条例の中に必要じゃないですかという気持ちがあるんです。それはまあ規則で入れるのがどうなんかなという気持ちするんですけど、ただこの条例をぱっとみた限り、指定管理者に全て渡してしまってもういいんですよというふうな意味合いでつくられているような、非常に私自身の間違った気持ちでしょうけど、そういう気持ちが非常にします。ちょっとそのあたりを含めて御説明をお願いしたい。

それから、書かれてないんですけど、連続して利用する日数、これは答弁があつてからでもいいんですけど、それによって住民票の関係、例えば1カ月、2カ月、半年、1年、2年、3年、まあそれ以上はないと思うんですけど、そういうふうな場合、宿泊施設に住民票を持っていきたいというのが普通なんですけど、宿泊施設に住民票を持っていけるんか。普通、寮だったら持っていけると思うんですけど、そのあたりの関連性がどんなんかな。6月の説明とこの条文は隔たりがあるように思うんですけど。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。

岩崎議員の御質問でございますが、こぶしの里の利用料金4,310円ということでございますけども、これにつきましては近隣の類似施設の五輪坊の個室と料金をあわせていただいたというふうなことでございます。

また、宿泊できる数、人数でございますけども、現在部屋としては52部屋、うち4室を2人部屋とするようなことで計画しておりますので、人数といたしましては56人となるかと思えます。しかしながら、現在関係機関のほうと内容について調整中でございますので、若干変更になる可能性があるということを申し上げておきます。

次に、指定管理でございますけども、連続してというようなことにもつながってくるかと思えますけども、長期滞在される場合につきましてはコストというものが軽減されるということがございまして、指定管理者が料金を設定する上で市長の承認を得て軽減できるようにということで考えておるものでございます。また、根拠でございますが、連続の根拠でございますけども、ここには書いておりませんが、以前に予算の関係で説明をさせていただいた6月では月単位であるとか週単位というような御説明をさせていただいているというふうに思っております。

寮ではないかというふうな御質問だったと思えます。この条例の場合、長期で滞在する人が学生さんであろうとも滞在者という扱いでさせていただいておるものでございます。

ちょっと住民票の関係につきましては。

15番（岩江 正行君）

議長、大きい声してもらわんと、何も聞こえんのじゃ。

議長（鈴木 悦子君）

答弁をされる皆さんは、少し大き目の声でお願いします。

総務部長（岡本 和之君）

済みませんでした、以後大きい声でさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

住所のことについてでございますが、住民基本台帳法上の住民の住所は地方自治法第10条の住民としての住所と同一であって、各人の生活の本拠をいうものであります。そして、住民基本台帳の解説というものがありまして、その中の問答集をちょっと見ました。その中で見ると、下宿等居住する学生、生徒の住所ということで、問いとしては学生、生徒の住所は原則として寮、下宿等にありと認定することとして差し支えないでしょうかという問いに対して、答えといたしまして、居住する寮、下宿等の所在地に所在地として大丈夫ですという答えが載っております。

以上であります。

〔3番岩崎清治君「最後の言葉が少しわからなかった」と呼ぶ〕

居住する寮、下宿等の所在地が住所となりますという意味です。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私の質問のほうがちよっといまいち悪かったんだと思うんですけど、52室で56名、これはまだ定かでないというふうに言われてるんですけど、私の言いたい意味は、この部屋数を設置条例に入れる必要があるんじゃないですかという意味なんです、条例の中には、で、なおかつその規則委任もこの部分はされてないですよ、別に定めるだけで委任ができないことはないんですけど、いろいろな意味合いの部分で少し不足している部分があるんで、その条例だけをいいますと連続して利用する部分については指定管理者が定める、それは理解しとんですよ。私が質問した、指定管理者の部分はいいんですけど、市が直営でした場合、本来は考え方がちよっとそのあたりが違うのかもわからんですけど、市の条例ですから市が直営とする条例をまずつくって、その上に指定管理者の条例を入れるというのが条例のつくりというか、思いの中じゃないかな。同じように言えば、これは市のほうですから使用料に入るわけですね。使用料に入るときには、市長が特に必要があると認めたときはという表現になってるんです。これにあわせて同じ料金にするんではないことになれば、よっぽどでない限り特に必要があるという部分の規則を本来つくるべきなんですよ。規則として。そうしないと、市長の思いで、この人はいいいけどこの人だめですよっていうような話になるわけですね、条文にしてないと。例えば僕が、あなただめですよ、こっちの人はいいですよっていうような、そんな話はないわけですから。だから、全ての人に公平にするためには条例もしくは規則、そういうふうな条文をつくって皆さんに広めるというのが基本ですから、それがいいんじゃないでしょうかねという部分です。定数については、減免についてもね。

こぶしの里じゃなしに五輪坊の料金というふうに言われたんですけど、部屋の大きさとかなんとかが、私

はこぶしについてもわからないんですけど、五輪坊についても熟知してないんで、そのあたりの大ききで、それからもう一つ料金決めるときには地域性っていうのが必要になると思うんです。便利ないところは高いのが当たり前だし、悪いところは安いのが当たり前。豪華さ、材料の部分、そこら辺を加味されてされたんでしょうね。まあ、きょうこの質問は多分答えられないんで、委員会のほうで十分議論されると思うんで、そのあたりはいいんですけど、先ほど言った定数の関係、それから6月に説明された資料もとと、この中身と非常にちょっと違うんじゃないかなという気持ち。というのが、特に言葉としては長期滞在者、もう少しストレートに言うと寮にする。それから、先ほど市民部長の答弁では寮とか学生寮的なところについては住民票を持ってくることができるといった話があったもので、この施設には住民票異動が可能なんですかという意味合いもあるんです。それでお尋ねをしたようなものです。というのが、6月のときに寮にするのであれば、この後も辺地債の分出てくるんですけど、それは国の言われる趣旨から違うでしょと。森友学園の話が今出てますけど、そういうふうになったら困りますよという話に直結してくるわけです。

一般質問化してはいけないということでもありますんで、規則のことだけ質問をいたします。それ以外は答弁もよろしいです。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。

議員の御指摘のとおり、部屋数等は条例のほうでうたっておりません。先ほども申しましたように、現在関係機関、まあ保健所等でございますけども、協議を行っております。決定いたしましたときにはそれこそおっしゃってございましたように規則等で改めて定めたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3番（岩崎 清治君）

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

岩崎議員とちょっと違う観点で、これどんなかな、よう資料見させてもらったら場合は、場合はというて書いとるわけじゃな。この条例を制定する中で、指定管理にする場合は、場合はというたけど、場合って、はやここでやってしもうたことを続いてしもうて、ずるずると指定管理に出してしまうんじゃないかという話と、お聞きしたいのは、皆さんこの問題でこの前私と岡野議員が3億2,700万円のお金の問題で修正動議を出しているいろいろ問題があったようなことなんですけど、今言う金を付けちやる、効果がある、効果があるって言よんじやけども、私は3億2,700万円だけ出して、後は全部滋慶学園がするものと思よったんよ。するもんじやと思よった。先ほど来もう岩崎議員も言われよったけど、滋慶学園の話がたびたび出て、初めから出てきとるわけですから、またこの上に指定管理料を、これ提示しとらんけども、指定管理、指定管理というて書いとるけども、指定管理だったら何ぼぐらいの金が要るんじゃないかなと思うてな。これは地域を活性化するんじゃないしに、地域を貧乏にさすためにこういうな条例案を制定したら大変なことになり

やへんかなと思うて心配するんじゃないけども。

ここに入る人が、今言ようる4,310円か、1泊したら、というてこの間言われようった。ほれで、これ一月ずっと滋慶学園で滞在したら、一月したら12万9,300円なんじゃ、一月だったら。津山のうちの子どもが学校行きよったときでも、学校の寮だったら3万5,000円かな、食事ついて3万5,000円から4万円もあつたらあつたわけよ。それが今の補助金等の7,500万円ちよつともろうたけんというて、皆これにさばりついたんじゃないと思うけども、後がこれ大変なことになりやへんか思うちやるんじゃ。後々指定管理料がずっと出していくわけじゃから。また共立メンテナンスへ出すんかな、近くへ共立があるけえ。こんなことをしようったら、共立もうけさすだけのためにこういうな公費を、3億2,700万円を公費を投入したんじゃないかというふうに。まあ私は初めからこのことについては反対しとったんだけど、このことについてどがんなかな、何でこの場合は、場合って、この場合じゃなかった場合にはどがいするんかな。その辺のとこをちよつと聞かせていただきたいですね。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

6月の議会のときにも申し上げましたけども、指定管理に出すつもりではございますが、指定管理者から市に一棟貸しの形で、市のほうに収入を得るといふことではございますので、全く理解が違ふ。説明が不十分であったかもしれませんが、こちらが管理者からお金をもらうという構造でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

市長の話の聞いたら、指定管理者のほうから今度は市のほうにお金をくれるっていうような。何ぼくれるんか知らんよ。くれるんじゃというような、今先ほど言うたんじゃないけど、ほんまにくれるんじゃないか、どのくらいじゃろうかな。その大体の概算でもいいからわかたら教えてください。

終わり。

議長（鈴木 悦子君）

どうですか、答弁なしですか。いいですか。

市長。

市長（萩原 誠司君）

具体的金額については今後の話ですが、当方としては当市としての市民の投資した部分が10年から20年で全て回収できる、そういう算定をしておるわけでありませう。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

10年か十何年という話じゃなしに、やっぱり条例を制定するときにはそういうような文書できちっとしたものを出していただきたい、かように思います。

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第60号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第61号の質疑を終了いたします。

次に、議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第62号の質疑を終了いたします。

次に、議案第63号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第63号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第64号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

第64号の「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」を質問をいたします。

6月議会のときにも質問したんですけど、これはなぜ6月議会に出さないのか。6月議会にもう予算してある部分について今回出すというのは、順番が逆ではないかというのが1点。

もう一点は、公共施設の整備を必要とする事情の中に、学生寮をつくるという言葉がないんですよ。あのときの説明は全て学生寮、学生寮、滋慶学園という話があったのに、それがどちらの計画についても上がってない。非常に私たちへの説明と計画書とおかしいんじゃないか。ほんの少し入っててすっと抜けてるような感じ。それと、この計画を計画どおりに読めば、滞在者の受け入れ機能や地域交流機能を高めるという部分で滞在交流拠点施設というみたいにしてあるんですけど、この前からの説明では学生寮ですよ。9割方学生寮ですよという説明ですからそのあたりがおかしいんじゃないかという、その2点をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼します。

まず1点目のこの計画につきまして、6月議会ですべきではなかったかというふうなことの回答でございますが、これにつきましてはかつて平成25年6月におきましても6月で除雪車の購入につきまして辺地債を購入したという例がございます。それを参考にさせていただきますと、そのときは6月補正で予算を計上した後、平成25年12月議会のほうでこの辺地の総合計画を変更しているというような例がございます。そういった例を参考にさせていただきますと、県のほうとも協議をさせていただいた結果、予算可決後に計画案がおくれていても議会に提出されるのはやむを得ないケースがあるということで、年度内に策定すれば特段問題はないというふうに県のほうからも御回答をいただいております。

また、2点目の学生寮というものでございますが、これにつきましても6月議会等で御説明をさせていただきましたが、交流拠点の整備ということで、長期滞在者、そういったことがふえてまいりますということです。学生につきましても滞在が可能ということで整備のほうを進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

どうしてもやむを得ない場合なんかについてはやむを得んだろうと思うんですけど、ここにおられる議員、どなたかが県のほうへ聞かれたらいいです。王道とはすごい外れたやり方です。前例があるからっていうその話はおかしいでしょという意味です。6月のときはないんですけどおかしいじゃないですかって言ったら、後でもいいんですけど言うから、それもおかしいんじゃないですかって一旦言ってますんで、もうこれ以上言う気はないんですけど、やはり順序よく、最低でも同時期にお願いしたいと。まあお願いじゃない、すべきでしょうと。部長さんのへ理屈の答弁を聞くとまたいろんなことを言いたくなるんで言いませんけど、それはちょっとおかしいです。考え方が、もし出せなかった理由があるんだったらどんどんどんん言ってくださいよっていうような話になるんで、もうそれはやめたいです。だけど、今後は変えてください。

それから、この辺地債におきましても県のほうへいろいろな確認をされてます。非常に言いにくい話をされてると思うんですけど、6月議会のときも言いましたし討論のときに話をさせていただきますんで、これで今回やめますけど、この内容については非常に疑問があるということで、私の質問は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2点お聞きいたします。

先ほど岩崎議員は、どなたか議員の方がと言われましたが、私もその一人なんですけど、県の担当課のほうに辺地債の対象はどうかということは質問をしております。ちょうど6月議会が終わる前後から話をしたんですが、いわゆる交流拠点施設であれば、それは辺地債はいいだろうと。私も起債を担当していたことがございますから。ところが、私ども議会に対して説明があった、150名のうち一部は通信制、それから一部は学生寮と、こういったことであれば、いわゆる滋慶学園の生徒のための学生寮であれば、それは岡野さ

ん、だめですよと、こういった回答を県の担当課のほうからいただいております。

そういった意味で、今回辺地債の起債申請はたしか5月と11月ぐらいだろうと思うんですが、この起債の申請状況はしているのかしていないのか、それが1点と、改めて冒頭お聞きしましたように、県へは交流拠点施設オンリーで説明をしているんじゃないですかという。つまり、私どもへはその2つがあるということをおきながら、県へは交流拠点施設だけだと、こういった説明がなされているんじゃないかなという思いがしておりますが、この点はいかがでしょう。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

まず、1点目の起債計画申請の手続きでございますが、これは今県のほうへ申請をいたしております。

それから、2点目の交流滞在施設ということで学生寮ではないかというお話でございますが、これにつきまして6月議会のほうでも、先ほども答弁させていただきましたが、一般の方も含めて広く交流滞在していただく施設として整備をさせていただくもので、その中に滋慶学園の生徒さんが入られるということは可能だというふうに、そういう説明もしてまいっております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

説明をしてまいっているということと、県の辺地債担当課が交流拠点施設であればいいという回答したとと実際が違うんじゃないかという、私が今それをお聞きしてるわけです。つまり、何回も申し上げますが、滋慶学園の学生寮としてという言葉はその担当のほうに言ってるんですかということですよ。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

滋慶学園の学生寮としてということは説明をいたしておりません。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

それはおかしいんじゃないですか。当初6月議会のときには滋慶学園の学生寮のためでもあり、それをオーバーラップする形で地域の人も使うと、こう言ってるわけですから。私が言ってるのは、つまり交流拠点施設だけで向こうに言ってるんじゃないですかということをおきながら、つまり、その中には滋慶学園の学生寮プロパーのものもあるんですよということを言っていないんじゃないですかということをおきながら、今部長の答弁だと、それはなしで交流拠点施設プロパーですよと言ってる、そういうふうになってるんじゃないですか。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

先ほど答弁したのが言葉足らずで大変申しわけございませんでしたが、滋慶学園の学生の方も入ることも可能ですし、一般の方も入るということで県のほうにも説明をいたしております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第64号の質疑を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後 3 時04分 休憩

午後 3 時15分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番 1 番、議席番号15番岩江正行議員。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」、歳出で15ページ、款10項4目1の幼稚園費の内容について、2、歳出、15ページ、款10項6目1保健体育総務費の内容についてですが、これ幼稚園費の内容が949万9,000円、それから保健体育総務費の内容は1,271万5,000円、これどちらとも人件費じゃ思うんじゃけれども、今ごろになってこういうふうな大きな数字の補正予算がなぜ出るんじやろうか。これ1人の先生の関係、先生じゃろうか事務員じゃろうかと思ったりしてお尋ねしたいなと思って。これ新採用の人か。それから資格、資格とそれから人数何人ずつぐらいか、それをちょっとお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

歳出の15ページの款10項4目1幼稚園給料ほか949万9,000円の増額ということでございます。この増額予算でございますけれども、今幼稚園5園ございます。当初につきましては14名で対応する予定でございました。しかし、1クラス30名を超えるクラスもございまして、就学前教育の充実と、あわせて特別支援を必要とする園児が最近ちょっとふえております。その対応もございまして2名増員してその対応に当たるということで、4月当初にはそこまで思っていまわらなかったけれども、2名増員して行っておるために2名増員の給料ほかということでございます。

資格につきましては、保育士でございますので、教諭と保育士どちらも持っております。

以上でございます。

15番（岩江 正行君）

下は。保健体育総務費も一緒に言っとんで。

議長（鈴木 悦子君）

ちょっと待ってください。

答弁調整のため、しばらく休憩します。

午後 3 時19分 休憩

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

大変失礼いたしました。

御質問の保健体育総務費の件費でございます。1,271万5,000円の増ということでございますが、こちらにつきましては武蔵の里の武道館、そしてラグビー・サッカー場に再任用の職員を配置いたしましたので、当初予定しておりませんでした。ここで補正予算をさせていただくものというふうをお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

部長、人数言うたんじゃけど、人数何人かな。それから資格、どのような資格持たれとんか。そのところは御説明がないということと、それでなぜ武蔵の武道館に今人が要るんか。そういうような問題はやっぱりきちっと説明してくれんなら。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたしました。

まず、人数でございますけども、武道館に1名、そしてラグビー・サッカー場に1名ということでございます。

また、資格ということでございますけども、再任用でございます。もともと市の職員ということで御理解をお願いいたします。

また、スポーツ振興につきましては、武道館でありましたら剣道の普及とか、また大会もたびたび行っております。非常に大変忙しい思いをしておりますので追加をさせていただいたというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、3回目です。

15番（岩江 正行君）

根拠を言うてもらわにやいけん、なぜ職員が必要になったかという。前の職員、再任用のやつをここで入れたんじゃというような、そういうような問題じゃなしに、ここで補正つける根拠。なぜ必要なんならというんじゃ。武道館ではなぜ必要なんなら。それから、ラグビー・サッカー場ではなぜそんだけの職員が必要なんなら。きょう、けさから言よつたでしようがな、職員が多過ぎるというて。何を聞きよつたんなら、あんたらほれで。おかしいんじゃねえ。全然、こっちから言よつた質問はここ出たらはや忘れてくるんじゃな。けさから人件費が類似市町村と比べたら多いですよと言よんじゃろ。一つの原因を、なぜここに必要なんかということ、ラグビー・サッカー場がなぜ必要になったかということ、言うてくれんなら、まあラグビー・サッカー場というたらBe11eといういうたらはや9番目か。物すごう順位が落ちとるわけじゃ。頑張ってもらわにやいけんし。その順位を上げるために事務的な手助けが必要じゃけえ入れたんか。

なぜそこにまた職員が必要なんですかということと言ようわけじゃけえ。これ、2人というたら600万円からじゃろう、全部入れよったら、1,200万円、2・6の12じゃな。普通のそこら辺で屋根を持たん職場に行かれる人、税務課長、そこに市民部長おるわ、350万円ぐらいじゃ。美作市の平均年収っていったら250万円ぐらいじゃねえですか。ちょっとそんだけの高いのを出すのはいかがなもんですが、これ以上言ったらまた一般質問じゃというて言われますんでやめますけども、しっかりと説明できるような予算を計上していただきたいと思います。

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席場合4番岡野鉄舟議員の発言を許可します。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、議案第65号の一般会計補正予算について質問させていただきます。

内容は、予算書4ページの第2表債務負担行為補正でございます。債務負担行為という言葉は、何となく私は少しはわかるんですが、テレビを見ていらっしゃる方におわかりにくい部分があるかと思っておりますので若干説明をさせていただきますと、債務負担行為は予算の一種として歳出予算の範囲以外として契約等がもしこれが可決した場合はできる、こういった意義があるものでございます。

さて、今回の補正に出ております、別表に出ておりますのは美作インターチェンジ道の駅整備事業、平成29年から31年度にかけて、金額の限度額は5,000万円でございます。これはもうもう工房跡地なんです、これを御理解いただくために私はあの前をもうほとんど毎日のように通ったこともあるんですが、今あの場所を想像してみますと、もうもう工房の跡地、コンクリートの荒涼たるものが土地の上にあるんですが、これが今なぜああいうふうに残っているかということを説明をいただきたいと思っております。

これは土地開発公社で財産保有状況で美作市が先行取得をしているわけでございますが、本来であれば市民の話であれば原状回復する場合は契約をして原状回復をしてというのがありますが、なぜこれが今あのような形で長く残っているかという現状の説明を、いろいろな当事者があると思っておりますので、その説明を第1点いただきたいと思っております。

それが1点目ですが、2つ目に、土地開発公社が用地先行取得をしてるんですが、これを先行取得したときの目的は一体何かということをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、3つ目でございますが、なぜこの9月補正の時期に債務負担行為を設定する理由があるのかということをお聞きしたいと思っております。債務負担行為はどんなものかというのは冒頭説明をさせていただきましたように、複数年度に渡って歳出予算が義務づけられる第一関門でございますが、こういった観点からなぜこれを今回する必要があるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、4点目でございますが、いろいろな新しい事業をする場合はその市民の方々の意見を聞く、例えば住民投票条例を設定するとかいろいろな方法があるわけでございますが、2点目にお聞きしました用地の先行取得との目的と絡めて何らかの形で、単なるアンケートというんじゃなくて、例えばパブリックコメント等があるかと思っておりますが、こういった形で市民の御意見を聞く必要があると思うんですが、以上4点をまず最初に質問をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、ここに質問要旨で出ているのが、まず用地ので、最後の市民のパブリックコメント、こういうことは出てないんです。1番が現状の説明。これは通告にないんで、よろしくお願ひします。よろしいです

か。全部4点とも。はい、済みません。

市長（萩原 誠司君）

3点ですが、①の中に現状の説明が入っていると、こういう理解であれしませんが、これについては私も若干疑問に思うところがあります。まず過去の経緯を見ますと、1と2と絡めて話をしますけれども、交通結節点事業で取得をしたいんだということで当時の議会の全協か何かで説明をされていますが、納得不十分で、その全協のときに当時の議長が、多分内海副議長だと思いますけど、もう少し詰めてから再度説明を求めたいと、聞きたいということで終わってるんですが、その後、全協や議会においてそのことが説明された気配がないということでもあります。お尋ねにもありましたように、民民であればという話がありましたが、更地取得が原則ではなかろうかということも含めて、なぜああいう形で取得がされたのかについて、これは一般質問の中でも申し上げましたけども、疑問なしとしないということが今回債務負担行為を打つときにいろいろなところから上がってきまして、監査委員会においてその辺の過去の経緯がどうだったのかと、一体なぜそんなことになったんだと、あるいは不動産鑑定士が入ってないといったことについてもなぜそうなったのかと、上物が本当は邪魔者ですから、とってからやってくれというところを、上物にお金がついているのはどういったことかということである疑問があるものですから、これについては私どもが調べた限りでははっきりしないというようなことの中で大変苦勞をしているということがその背景にあったわけでございます。なかなか〔聴取不能〕取れなかった。したがって、動くときには過去の問題点について明らかにする必要がありますので、監査に特別監査をお願いをしたということでもあります。

次に、先行取得の目的との整合性ですが、その目的について必ずしも議会との関係で合意ができていたわけではどうもないようではありますが、引き継ぎ書の中にはいわゆる交通結節点事業というものがありましたので、それを見た上でその生かせる部分を生かし、そして交通結節点事業ですと、先ほどの寮と交流滞在施設と似てるんですけど、なかなか補助が得られないもんですから、これは道の駅にしてもらえるように国に頼んで、候補地として有利な形でやると。しかし、交通結節点事業の説明の中にはトイレがなかったもんですから、これは加えさせていただかなければ意味がないということでもありますから、交通結節点事業の中で高速バスの利用者の対応とか、生かせるところは生かしつつ、最低限の設備でもって道の駅の形をとる中で駐車場の整備について国・県が場合によっては補助ができるので、そういうことで名前も変えさせていただいたような次第であります。

なぜこの時期に債務負担行為を設定するかと。これにつきましては明確に申し上げますと6月の議会を中心として、あの施設について早くきれいにしたほうがいいんじゃないかという強い御意見が市民の声を代表する新たな議会から出ました。私どもも地域の住民の方々からのいろいろな御要請や、あるいは去年実施をしましたあの地域一帯の当局における行政懇談会での市民の方々の意見も早く何とかしたほうが良いと、こういうことでございましたので、6月の議会に出たことを重く受けとめて、そこでなるべく早く対応しますということでお答えをした結果、9月議会に上程ということでございます。市民の意見については、我々としては丹念に聴取をしてみたというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

質問の通告にない部分なんですけど、推測しながら言ってもいけないんですけども、その事業者の方と国との関係で土地開発公社が先行取得をしたのではないかなという、決算書を見ますとそういった思いがございします。

それはさておきまして、私が一番気にかかりますのはそのWHYの部分、なぜの部分なんですが、6月議会で出ましたから9月議会でということなんですが、私は18分の1の人間なんですけども、今冒頭ちょっとお聞きしましたように債務負担行為というのは複数年度を拘束するものであるというのは市長も当然おわかりなんですが、6月議会で仮に出たとしても一番気にかかることがございます。来年3月に市長選があります。そうなりますと、その3月は骨格予算になります。そうした場合にいわゆる骨格だけの予算が当初予算でできますので、改めて選出された市長のもとでどういった形をするかということをやるのが本来の骨格予算でございますし、この債務負担行為はそういった性格のものでございますので、よしんば6月議会からということではなくて、この債務負担行為そのものの性格と、もう一つは来年の市長選を踏まえての選出された市長との、そういった構想を踏まえつつ、しかもパブリックコメントといいますか、新たなその点を踏まえてやるのが正しい予算運営だろうと思っておりますが、この辺について市長のお答えをお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

やや一般質問になってはいますけども、これはいろいろ考え方があると思います。いずれにしても二元代表制の中で議会に諮り、議会がそれを是とするということになれば、その議会に対する責任は私、現市長で、次の市長についてもある程度拘束として及んでいくというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

確かにその御答弁の中ではそうではないかと思えます。これ以上答弁をやりとりするということは、これ3回目ですが、やめにしたいと思えます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番3番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

私のほうからは、12ページの民生費の中の3、2、1の19放課後児童健全育成事業費の補助金387万2,000円の内訳、ちょっと丁寧な詳細の内訳がいただきたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。

歳出12ページ、款3項1目2節19の放課後児童健全育成事業の補助金387万2,000円の増額補正について説明をさせていただきます。

これは、市内に昨年度から開設されております民間の児童クラブ、放課後児童クラブの運営補助金で、国の交付基準に準じて交付しておりますが、利用人数の増加及び国の交付基準の単価の変更により増額を行うものです。

内容としたしましては、当初利用人数を20名未満の利用で計算をして積算をしておりましたが、4月以降利用者が20名以上ということになっておりまして、これに伴います基本額が250万9,000円の増額、開所日数とか長期間開所による加算金がございます、この加算金の増額が67万3,000円、また障がい児の受け入れの推進に係る加算金がございます、これが69万円ということでの今回の増額ということになります。

これらの財源につきましては、国・県の補助がそれぞれ3分の1ということで、3分2の補助ということになります。補正額につきましては、当初予算とあわせましてあくまで上限ということでございます。利用に当たった実績額と比較しまして、少ないほうの額を最終的には補助金として交付するという流れになっています。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私のほうも補助金交付要綱、28年9月の告示の117号の部分について、基本額については1人から19人、20人以上から35人の、この20人以上から35人の計算式に当てはめられた場合には先ほど言われた250万2,000円になるよという意味ですね。それから、加算金については障がい者を含めてですけど、どこどこ加算されるんですかね。まあいいですわ、この要綱に基づいて全て計算されて上限額がこれですよということなので理解をいたしましたけれども、運営されてる方も大変でしょうから、予算が通り次第できるだけ速やかに交付のほうをされたらと思います。

以上で終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番4番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可します。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

私は、3点お伺いするようにしております。

先ほどの岡野議員と続きでございますが、債務負担行為補正の整備事業内容の詳細を問うということでございます。基本的なことは先ほど岡野議員がいろいろと聞かれたんで、私はもう少し内容についてお聞きしたいと思います。

この5,000万円については今年度から3カ年間ということでございますが、事業内容が全く示されていないので、一体何をするのか。先ほど少し岡野議員に答えられて、地元の早くきれいにしてくれという声に応えたいということですので撤去なんかも入るかなということはおわかりますが、それだけではないんだろうと思います。事業内容をもう少し具体的に示していただきたいと、そういうように思います。

そして2番目に、道の駅の整備事業ということでございます。道の駅を市長はつくられるということでしょう。ですから、道の駅は今彩茶茶屋とかあるわけですが、この経営主体は誰がするのか。市が経営主体となるのか、その辺のことも誰が担うのかということについてお答えいただきたいと思います。

そして、その次として、そうした場合に収支はどういう見通しで道の駅をされるのか。同類ではだめだというふうに国交省より指摘されていることを聞いておりますが、同類でないものをつくった場合のそういった経営の収支について、どういった見通しをもってやられるつもりなのか、その辺のことを説明いただきたいと思います。

それから、次に行きます。

2番目の歳出、愛の村パーク遊具撤去費等委託料として289万5,000円が歳出で計上されております。遊具撤去はなぜされるのか、その理由、そして地元にはお話しされて同意を得られたのか。もし同意を得られたならどういったところが同意したのか。まあ例えばどこか自治振興協議会で同意を得たとか、同意をしたところもわかれば教えてください。

3番目、歳出の工事請負費2,392万3,000円について内容をお知らせください。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、債務負担行為でございますけど、美作土地開発公社に委託してもうもう工房跡地にあります建物などを撤去して更地にするための費用でございます。工事費と設計監理料を見込んでおります。

それから、経営主体等というお話があったと思いますが、道の駅といいますのは先ほど市長が申しましたように24時間自由に利用できる駐車場であったり、トイレを整備して道路や地域に関する情報、観光情報などを発信する道の駅ということで、有利な財源を活用して施設整備を行っていききたいということで、核となるその地域振興施設についてはこれから御意見をいただきながら検討していきたい、そして既存の道の駅とはコンセプトが違うもので整備したいというふうに考えております。

それから、愛の村パークの遊具の撤去でございますが、これは危険な遊具を早く撤去して、早く再び使っていただきたいということで考えております。指定管理者と協議の中で、愛の村パークの遊具については利用者の安全が確保できないことから現在使用を休止しております。6月に遊具の安全点検を実施したところ、ステンレス製であったり交換性の遊具はまだ使用ができたり修理が可能であります。木製の遊具や木材の部分は経年劣化のため腐食が進行しております。また遊具が外国製であったため修理が困難と、そういう点検結果が出ております。このため、腐食が進んだり倒壊のおそれがある危険な状態にある遊具を撤去しまして、幸いステンレス製のローラー滑り台とか、それから一番下にありますターザンロープ、そういったものは残すことができるようになっております。そういった使用可能な遊具について修理して残すということで、危険なものは撤去して、再び利用していただけるようにするというところでございます。東栗倉自治振興協議会の役員の方には説明をさせていただいております。

それから、工事請負費2,392万3,000円につきましてですが、大芦高原温泉雲海の施設の大規模改修などを予定しております。工事請負費で3件ございます。まず1件目が、2月に浴室天井ボードがずれるという事態が発生しまして、3月に臨時休館をして緊急の応急修理をしておりました。状況調査したところ、男女浴室ともに天井改修の必要性が判明したことから、その改修工事費として1,882万5,000円を見込んでおります。また、耐用年数が経過して水漏れが発生しているろ過タンク、これが部分補修が不可能であることから、その修理の期間中を利用してろ過タンクを交換するもので、これが432万円見込んでおります。3番目に、2基を用意しておるんですけど、2基のうち1基が現在経年劣化のために故障している温泉水の加圧ポンプ及び操作盤でございますが、その取りかえに77万8,000円ということで、以上3件の工事を予定しております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

債務負担行為についてですが、今の説明ですと撤去工事費だという説明です。それを土地開発公社に委託すると。土地開発公社が土地を持っているわけですから、そういう形になるのでしょう。それは私はいいと思いますけれども、これを3年間の債務負担でしなければならないというのは私はちょっと合点が行きません。どうしてでしょうか。5,000万円を3年間、工事を3年続けてするわけじゃないでしょう。ことし、来年、再来年と3年かけて5,000万円の工事するんですか、撤去の。どうして債務負担になるのか理解できません。それについてももう一度御答弁いただけたらと思います。

それから、愛の村パークの撤去、危険なものを撤去するのは、それはわかりますよ。それはしなきゃいけないと思います。そしたら、撤去したらそこはあいたままにしておく。現在使える物だけ置いていくと、そういう理解でいいんですね。それについても地元の方は理解しとると理解したらいいんですね。その辺をもう一度お答えください。

それから、雲海の2,300万円の工事費ですけれども、雲海は今温泉施設だけが保護されてるというように聞いておりますが、これからの方針をどうしていくかということをもっともう少し議論をしてからしたほうがいいような気も私は今してるんですけど、これだけまあ金額が載せてあるんで、そういったことについて今後市はどうしていくんだらうかということをもっと少し議会と御相談していただけたらなという思いがあります。それについての御答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、1点目の3年間の債務負担行為ということでございますが、たしか用地取得が平成24年度だったと思います。その後、有利な財源で施設を整備したいということで、土地については土地開発公社で取得して保有したままという状況になっております。今回その撤去を委託して行っていただきます。31年度までといいますのは、それまでに事業化して市のほうで買い戻すと。31年度までに用地について買い戻す年限というふうに理解していただけたらと思います。

それから、愛の村パークの遊具の撤去でございますが、確かにあいたところはできます。今後そこをどうするかといった協議はできておりません。今後の検討課題となっております。

検討課題が多くて申しわけないんですが、雲海についても同様に6月の議会でも答弁しておりますけど、どういった利用していくかということで検討が必要になっております。温泉を運営していく上で必要な工事として、今回予算計上をさせていただいております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

遠藤部長はちょっと答弁おかしいですけどね。買い戻すと、5,000万円の残りで買い戻せるんですか。聞いてることと答えていることがもう全然おかしいと私は思います。31年までに買い戻すと。債務負担行為は5,000万円しか組んでないんですよ。買い戻せるわけじゃないじゃないですか。その金額で買い戻せるんですか、工事をして。市長、どうですか、買い戻せるんですか。債務負担が結局無理なんですよ、やってることが。だから、説明つかない。そういったことはしないほうが私はいいと思います。ことしと来年と、再来年5,000万円しか組んでない。そしたらまた債務負担行為の追加をするんですか。追加補正するんですか。もう少し計画をきっちり私たちに示してくださいよ。こういったことをするんだ、だからこうするんだと、これだけのお金がかかります、きっちり説明してください、事業内容を。そうせんと説得力全然ないですよ、

5,000万円、5,000万円じゃというてぼおんと出てきても、私たちはどう理解していいやらわからないですよ。判断しようがないんです、これを賛成しようが反対しようか。困りますよ、こんなもん出されたら。恐らくほかの議員もそう思われてますよ。特に市政を担当してこられた議員の人は何人かおられるんですけど、こんな出し方は私はないと思いますよ、私も初めて出てくる。ですから、これについても一度きっちりお答えいただきたい。

危険な遊具に関しては、それは撤去して、それは撤去したら何かをそこへ置かんと、ぼやんとして1つや2つあったんじゃあ遊ぶ場所にはならんわけですから、それは次のことも考えらにゃいけんと思います。

それから3番目、雲海。雲海はこうしてぼろぼろぼろぼろお金出すより、もうちょっと基本的なことをきちっと決めませんか。どうするんか、今後将来的に。もし何か、もう皆さんがこんなもの採算合わんからどうのこうのということになったときに、これがまた無駄になってくるわけですから、そういったお金の使い方はやめませんか。もっときちっとみんなでよく相談して、地元の方とも協議して、こうしたことで進もうということを決めてからこういったことをしてほしいなと私は思います。それは今温泉施設が壊れて困っておられるということも、それは応急処置か何かで済ませて、なるべく早くきちっとした方針を決めるということをせんと私はいけんと思います。ずるずるずるずるお金を使っても無駄になるんですよ。無駄にならなきゃいいんですけどね。英田のつくられた方の思いもあると思います。そこら辺をよく集約して、議会としての立場も決めて、そしてやっていかんと、それはどの施設も言えるかもわかりませんが、そういった作業を私たちはしなきゃならない。執行部の皆さんと打ち合わせして、よく議論して、少し時間かかってもいいじゃないですか、それを精力的にやりませんか。ぜひそういったことにしていただきたいというふうに思います。それに対して市長ができれば答弁していただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

先に債務負担行為、少し私の説明が上手にできなくて申しわけないんですが、今回は新たに土地開発公社にその建物の撤去等について5,000万円を限度に撤去をして更地にすることをお願いしますよと、公社の経費でしていただくと、そのために債務負担行為をお願いするものです。

〔10番岡本泰介君「3年もかかるんか」と呼ぶ〕

3年もかかるといいますのは、当初平成24年に用地のほうを取得しております。これがはっきりした数字が今申し上げられませんが、約8,500万円ぐらいかかっております。今度それに加えて撤去費用ということが加わってきますんで、31年度までにと申し上げましたのはこの道の駅整備事業につきまして、事業に着手して有利な財源とって、例えば過疎債などを利用してその財源を使って、もちろん事業化するときは新たな予算を用地取得なり事業実施の予算を計上してお願いすると。

10番（岡本 泰介君）

経営主体を答えてねえよ。私の経営主体を誰がするんならという答弁もなかった。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、これは議員もおわかりと思いますが、土地開発公社が土地を取得する行為の背景には市の全面的なバックアップ、その債務負担が根っこから入ってます。で、追加の部分があるんで今回それをしたということでもあります。

次に、工事についてはなるべく早くしてくれというのが地元の要望でありますので早くいたしますが、取得については我々としては今後市の財政のでこぼこの調整というようなこともありますので、とりあえず31年までの余裕を頂戴し、その中でどこまでの整備をするか、あるいはどこまでの誘致をするかという詳細を決めた上で、それを事業計画として議会とも相談しながら実行する。その中で経営者も決まっていくということになります。私どもとしては本件については恐らくは、実は道の駅をできる人っていうのは決まっていますね、これは地方公共団体が主になりますので、ですから場合によって農協さんがやっているとありますが、公共性の高い団体がやらなきゃいけないものですから、その点については最近是指定管理もできておりますけれども、我々がここを買って責任持つ中で事業者に入っただけであれば、その方々に土地をお貸しする。場をお貸しして、場貸し料を頂戴しながら一部事務委託をしていくと、こういうようなことになる。そこで、元気のいい事業者の方々を探していかなきゃいけないと、こんなふうになるかと思っております。

それから、雲海ですけれども、議員おっしゃっていることは非常に私どもとしてもよくわかるわけでありまして、類似の議会では雲海については地元の強い要望があって、これを何とか再生する方向で少しずつブロックを積み上げていこうということを申し上げて今日に至っております。その一環として例えば野球のチームの誘致といったこと、あるいはこれまた御相談はまとめていただきますけれども、来年度に向けて〔聴取不能〕するべき課題としてあそこの地域が雲海にお風呂に入ってくるということなんです。その前哨戦としてグラウンドゴルフの利用が非常に多いと。それをもう少し岡山県内でもいいねって言われるレベルのグラウンドゴルフ場をつくってくれという強い地元要望がありまして、これをどう処理をしていくかというようなことで、だんだんだんだんその利用をしやすい、利便性が高い、あるいは魅力があるというものを少しずつやりながらやっていこうというのが今まで議会との関係でもお話をしてきた基本路線でございますが、改めてそういうことを議員とも議論する機会がそのうち来ると思っていますので、よろしくお願いいたします。

10番（岡本 泰介君）

3回終わりましたので、終わります。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

答弁聞いててちょっと、ページ12の款3項2目1節19の放課後児童健全育成事業補助金387万2,000円というのは、これは決定すると全額交付されるような感覚を受けたんですけども、私が思ったのは概算というか部分払いがあったり実績報告があったり清算の請求があって、聞いてると江見部長の説明では数字が低いほうをするんだというふうに聞こえたんですけど、高かったら高い人数で行くし低かったら低いと、その辺をちょっと教えてほしいなど。よく私精通していないものですから。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

議員がおっしゃるとおりで、先ほども説明したんですけども、実績額とそれから交付の基準額と比較をして少ないほうが最終的な補助金の交付額ということになりますから、概算で半額なら半額を交付しておいて、年

度末に実績額にあわせたもので最終的な清算をして清算額とさせていただくというような流れになるかと思
います。

14番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいか。

ほかにはございませんか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

5番中山でございます。

少し質問の仕方がちぐはぐするかもわかりませんが、寛容のあるお心で許していただきたいと思います。

先ほど岡本泰介議員がまことにすばらしい発言をされたことは、私の小さい胸を打ちました。岡本議員の
言われるように、執行部とそして議員が二元代表制という基本に立ち返って、しっかりこの美作をつくって
いく、再生していくというふうに私には聞こえました。それで、萩原市長もこの美作市をバトンタッチされ
て。

質問じゃないんですか。

議長（鈴木 悦子君）

議案質疑なので、今の第65号の一般会計について説明をしてください。

5番（中山 忠明君）

いやいや、ちょっと待ってください、これからなんで。

それで、議案質疑の中に道の駅。

〔「そりゃ言われんのじゃ」と呼ぶ者あり〕

いやいや、何で言われんのん。

〔「それは所轄じゃけん、あんた委員長じゃけん」と呼ぶ者あり〕

ああ、言われんのか。ほんなら雲海のことも言われんのじゃな。大変失礼しました。だから、私は前もっ
てお断りしておりますけど。まあ岡本議員の言われたことがすばらしいことだと思います。

議長（鈴木 悦子君）

産建委員会のほうでしっかりやってください。

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第65号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり各常任委員会及び決算特別委員
会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第3 請願・陳情について

議長（鈴木 悦子君）

日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願第4号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。倉地議員、お願いいたします。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）〔登壇〕

それでは、今回私が紹介議員として、農業者戸別所得補償制度の復活を求めるという請願を提出させていただきます。

議員の皆さんの中にもお米をつくっておられる方がたくさんおられると思います。今、平成22年に始まりました農業者戸別所得補償制度は、ことしから半額、当時1万5,000円だったものが半額の7,500円になり、来年からはこれがもう廃止されようとしております。御承知のようにお米の価格というのは非常に、例えばペットボトル1杯の水、これが500ccで110円しますが、お米1俵60キロ当たり1万2,000円で計算しますと、1升1.5キログラム当たり300円となり、500グラム当たり100円、というのが、水よりも安い値段でしか農家の皆さんが一生懸命頑張ってつくったお米が売れないというのが現実であります。皆さんが給料や年金をつぎ込んで農業を続けているという、全く再生産の費用が出てこないというのが現状であります。

こういった中で、この直接払いの補償制度というのは少しでもそれを補填するお金であったわけでありませんが、国はこれをいよいよもう市場に任せて廃止してしまおうという、そういうふうな打ち出しをしております。当初、日本の食料自給率、これが39%と長く言ってこられておりましたが、このたび調査で1%以上低下し、38%台まで下がっております。政府は45%から50%を目標に掲げて取り組むと言っておりましたが、こういったような形で全く農業政策に対して生産者の再生産費が賄えないようなこういう状況では、ますます農地は荒廃され、美しい田んぼ、美田が次々と耕作放棄となってしまうということが懸念されます。そういう立場から、この直接払いの復活、現在7,500円を来年度からゼロにしようとしているこの制度について、もう一度復活していただきたいという請願を政府のほうに上げていただくようお願いいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は28日午前10時からです。

午後 4 時13分 散会

平成29年9月28日

(第 7 号)

1. 議事日程（7日目）

（平成29年第5回美作市議会9月定例会）

平成29年9月28日

午前10時開議

於議場

日程第1 認定第1号～認定第15号、議案第55号～議案第65号、請願第4号、陳情第7号（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 発議第5号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

発議第6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

追加日程第1 発議第7号 「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」

追加日程第2 発議第8号 「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」

追加日程第3 議案第61号（委員長報告）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光						
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨					
政	策	審	議	監	福	原	覚	総	務	部	長	岡	本	和	之			
危	機	管	理	監	皆	木	佳	久	企	画	振	興	部	長	池	田	義	和
綜	合	戦	略	監	大	森	洋	平	市	民	部	長	角	南	良	雄		
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘	経	済	部	長	遠	藤	宏	一			
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀		
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	山	崎	正	雄				
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	産	業	振	興	課	長	横	林	義	和
下	水	道	課	長	中	島	浩	一	市	民	課	長	藤	井	千	枝		
社	会	福	祉	課	長	畑	真	吾										

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 尾崎功三

課 長 大 佛 裕 彦
主 任 井 上 大 佑

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

9月13日に引き続き会議を開きます。

全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで倉地議員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

おはようございます。

9月13日、本会議場において、農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願の説明を行った際、お米の価格の説明の訂正について発言させていただきます。

お米の価格を説明する際、ペットボトル500ccの水の価格との比較で、水500ccが110円、お米500グラムが300円としましたが、お米1俵60キロ当たり1万2,000円で計算しますと、1升1.5キログラム当たり300円となり、500グラム当たりが100円となりますというこの説明に訂正させていただきます。

以上のように訂正します、お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

ただいま発言がありましたように、9月21日付で倉地重夫議員より発言の訂正の申し出がありました。

この請願につきましては、既に委員会に付託されておりましたので、発言の訂正についての文書を産業建設委員長宛に通知し、21日に開催されました産業建設委員会では、訂正した内容で審査を行っております。

次に、本日議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

本日午前9時から、議員控室において、議長、委員、政策審議監出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加議案2件について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

追加議案は、議員からの発議2件で、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」と、「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について」であります。この発議は本日上程し、いずれも産業建設委員会から発議いたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第5号、発議第6号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

日程第1 認定第1号～認定第15号、議案第55号～議案第65号、 請願第4号、陳情第7号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「認定第1号～認定第15号、議案第55号～議案第65号、請願第4号、陳情第7号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、9月13日に各常任委員会及び決算特別委員会に付託となっております。いずれも各常任委員会及び決算特別委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、文教厚生委員長の報告を求めます。

金谷のり子委員長。

9番（金谷 のり子君）〔登壇〕

おはようございます。

文教厚生委員長報告を行います。

去る9月15日、議員控室におきまして、委員全員、市長、副市長、政策参与、教育長、政策審議監、担当部長ほか担当職員出席のもと、文教厚生委員会を開催いたしました。

審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第56号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」の文教厚生委員会所管分の3件であります。

審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。いずれも討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により可決されました。

続いて、陳情第7号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について」について審議に入り、意見並びに討論はなく、採決の結果、全員賛成により陳情第7号は採択されました。

それでは、審査において議論となった点について、御報告申し上げます。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、教職員のところを職員と言われたので、教職員に訂正してください。

9番（金谷 のり子君）

失礼いたしました。訂正いたします。

教職員のところを職員と読みましたので、教職員に訂正いたします。

まず、教育委員会所管である議案第56号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員から、平成26年6月における条例の一部改正において、今回オープンする湯郷幼稚園の項目を書き込んでおく必要がどこにあったのかとの質疑があり、執行部から、建築場所を明確にしておく必要があったためとの説明があり、他の委員から、議案として諮られたものであり、当時の条例の一部改正の可否を問うものではないとの意見がありました。

次に、議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」では、委員から、今後において、ほかの施設での認定こども園の方向性をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、4月

から開園する認定こども園の状況を見ながら、随時ほかの施設においても、認定こども園として位置づけていきたいとの説明がありました。ほかの委員から、保育園と幼稚園を一緒にすることだが、保育士、幼稚園教諭とそれぞれ違うが、先生の資格はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、現在職員の採用については、保育士と幼稚園教諭両方の資格を持っている者を採用している、新しく開園するこども園についても、全員が両方の資格を持っているので十分対応できるとの説明がありました。

次に、議案第65号「美作市一般会計補正予算（第2号）」について、教育委員会所管では、委員から、保育所の人件費の減額において、1名減によるとの説明であったが、1名減により職場に負担がかかっているのではないかと質疑があり、4月から嘱託職員で対応しており、問題はないとの説明がありました。また、委員から、幼稚園の人件費の増額において、2名の増員で949万9,000円の増額だが、最初の採用の額がこのような金額になるのかとの質疑があり、執行部から、人事異動も含めての補正であり、補正額が直接新採用の人件費ではないとの説明がありました。

続いて、保健福祉部所管では、委員から、放課後児童健全育成事業補助金について、交付スケジュールがタイトだという声を施設視察時に聞いたが、改善されているのかという質疑があり、執行部から、予算決定後、すぐに交付作業に入る準備を整えており、まず一部交付、年度末に精算予定との説明がありました。

また委員から、社会福祉総務費及び保健衛生総務費の人件費の減額理由について質疑があり、執行部から、当初予算の編成は12月から行い、人事異動の内容が固まっていない2月には予算を確定させるため、補正が必要となった、減額の内容は、異動職員の給与差額と職員1名減による減額との説明がありました。

委員から、国民生活基礎調査の調査員は何名なのか、なぜ9月補正予算での計上になったのかについて質疑があり、執行部より、国民生活基礎調査の調査区は市内で1カ所であり、調査員も1名である、また今回の調査は、県が3月に行った世帯調査の区域の中から選定されることになっており、その時期が6月初旬であったため、当初予算及び6月補正予算に計上が間に合わなかったとの説明がありました。委員より、それぞれ説明をもらった。当初からそのような説明をすることを要望するということがありました。

執行部におかれましては、意見、要望に対して、考慮、事務事業に当たられますように願います。

以上、文教厚生委員会における審査の経過及び結果報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

中山委員長。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

皆さん、改めましておはようございます。

平成29年9月美作市議会定例会産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る9月21日午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員全員出席のもと、執行部からは、市長、副市長、政策参与、政策審議監及び各担当部長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案第55号、議案第58号、議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第65号につきまして、慎重に審査いたしましたので報告いたします。

それでは、審査の過程において議論となった点について、順次御報告申し上げます。

まず、経済部所管では、議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」ですが、執行部より、この条例は農業委員会等に関する法律、第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもので、農業委員の定数15人、推進委員の定数26人とするものであると説明があり、委員より、農業委員は、地域の

実態に詳しい者が出ればよいが、一部に固まった形になったらどうするのか、バランスよくできているのかとの質問があり、執行部より、地域性については大変心配しているところである、推進委員については、旧町村単位で地区を設けて、それぞれ定員を設け募集する、農業委員については、地区を限定しないということになっているが、推進委員と連携して担当地区を運用で決めていきたい、農業委員の場合は、国の通達によって担当地域を定めずに募集するが、実際の活動は各地区密接な関係があることから、募集期間がおおむね1カ月間あって、途中で応募の状況を公表することになっている、応募の状況によって募集を促していくとの答弁がありました。

委員より、推進委員は、募集の方法、報酬について交付税措置はあるのか、これまではJAからの推薦があったが、それらの取り扱いはどうなるのかとの質問があり、執行部より、推進委員の募集の仕方については、農業委員と同様に推薦と公募で募集を行う、推進委員の報酬については、業務としては現在の農業委員と同様な業務を行うため、農業委員と同額の年額28万円としており、報酬の財源としては、国の国庫補助金により、委員1名につき最大7万2,000円の補助が見込まれるため、全体で6名増となるが、差し引き最大で127万2,000円の軽減となる、また活動日数による費用弁償については現在と変更はない、JAの推薦枠については、選挙制度の改正によりなくなるとの答弁がありました。委員より、JAからの推薦があった場合の取り扱いについてはどうなるのかとの質問があり、執行部より、団体推薦となるので、農業委員についても推進委員のどちらにも応募することができるとの答弁がありました。

委員より、各種団体はどの範囲までとなるのかとの質問があり、執行部より、営農組合では応募が可能であるとの答弁がありました。また、委員より、農業委員と推進委員の業務内容の違いについて質問があり、執行部より、農業委員は総会に出席し、議決権があるが、推進委員は、総会で報告意見を述べるができるが、議決権はないとの答弁がありました。

委員より、農業委員と推進委員の報酬について、議決権がある農業委員と議決権がない推進委員が同額になっているが、どこで決定されたのかとの質問があり、執行部より、推進委員の報酬については農業委員会と協議いただき、農業委員と同額という意見をいただいた、これにより報酬審議会にも審議いただき、妥当であるとの答申を受けているとの答弁がありました。

委員より、農家の方が理解されていないと思うが、周知についてはどのように行うのかとの質問があり、執行部より、広報やホームページにより周知を行うこととしている、行政懇談会などやその他農業者の方々が集まる会議などでも周知したいとの答弁がありました。さらに、委員より、報酬について質疑があり、報酬について、県内では差をつけているところ、同額のところがあり、それらの状況を参考にして、農業委員会と経済部で原案を作成し、報酬審議会に審査していただいて28万円という答申をいただいているとの答弁がありました。

議案第59号「美作市農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について」では、執行部より、平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律改正に伴い、農業委員について、認定業者が過半数を占めることとなり、農業委員の定数の8倍に認定業者数が満たない場合は、議会の同意を得て、認定業者数にこれに準ずる者を含めて過半数とするものであると説明があり、委員より、認定業者等とは具体的にはどのようなものか……。

議長（鈴木 悦子君）

中山委員長。

認定農業者なんです、業者じゃなくて、認定農業者と。

5番（中山 忠明君）

失礼しました。

認定農業者とは具体的にどのようなものかと質問があり、執行部より、認定農業者に準ずる者とは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に記載のある認定農業者であった者、認定農業者と農業を行う親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員の方、人・農地プランの個人と法人の役員、農業士、基本構想水準到達者である個人と法人の役員が該当するとの答弁がありました。委員より、推進委員についてもこの規定はあるのかと質問があり、執行部より、推進委員についてはこの規定はないとの答弁がありました。また、委員より、農業委員の公募について、認定農業者が過半数以上とならねばならないが、8人と7人の人選を行うのかと質問があり、執行部より、認定農業者が半数以上という規定があるが、何人という規定はないとの回答がありました。

議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員より、宿泊料金の4,310円の根拠、部屋の面積等を教えていただきたい、できれば今回の図面など、比較検討するための資料をいただきたいとの質問があり、執行部より、平面図等については現在設計中であり、保健所等の協議が残っていることから、未確定であるので配れない、宿泊料金の根拠については、五輪坊の宿泊料金と同額の設定をしている、部屋の面積については、設計途上で確定していないが、13.18平方メートルから21.39平方メートル、畳に直せば約8畳から13畳の広さで計画しているとの答弁がありました。委員より、武蔵の里と比較しても面積も大きさも構造も違う、それと比較してわかるような書類をもらわないと審査できない状況ではないか、この議論に入れないから、最低限の資料が欲しい、また平成30年4月1日からの施行であるから、12月議会でも間に合わないことはないのではないかとの質問があり、執行部より、図面については、出すことの必要性があれば出すが、本件審査との関係で図面が前提だということについては違和感がある、委員の意見として伺っており、委員会として必要であるということであれば出すが、配った資料は回収させていただき、また平成30年4月1日施行は、施設を有効に利用させていただくため、愛の村パークの指定管理者との協議等準備を含めて、9月の条例改正をお願いしているとの答弁がありました。委員会として図面の配付が必要であると判断し、執行部に図面を求め、図面が配付された後、委員より、2人部屋でも1人部屋でも、1人当たり4,310円になるのか、五輪坊は2人以上であれば値段が下がっているが、2人部屋は値段を下げないのかとの質問があり、執行部より、4,310円については宿泊料金の上限額という設定である、現在愛の村パークは指定管理者による管理が行われていることから、その中で4,310円を上限として、1人部屋が幾ら、2人部屋が幾らという料金が設定されていると考えているとの答弁があり、委員より、条例の第7条の免除規定で、毎日恒常的に料金を下げるのはおかしい、利用料金ではなく使用料として可能なのか、五輪坊や交流館の料金設定と違うのはなぜかとの質問があり、執行部より、料金を免除する上で、幅広く一部免除するなり、減額と読んで実態的に営業することについては違法性は全くなく、指定管理者による管理が前提であるが、直営の場合、条例第7条第2項により、減免のうちの減額が可能であり、全く問題はない、また五輪坊や交流館については、もともと直営で営業していたことから、市で直営ができるように料金が事細かに書いてあるとの答弁がありました。

委員より、今回の改修工事の廊下の幅については、消防法の関係でくくりはないのかとの質問があり、執行部より、今後施設設計等で子細な部分について消防署と協議していく中で条件をクリアしていくとの答弁があり、委員より、これは交流の拠点だが、滋慶学園の寮ではないのかとの質問があり、執行部より、これは滞在交流施設という名の宿泊施設であり、寮のような活用のされ方もあるとの答弁がありました。委員より、宿泊料金が4,310円の設定だが、指定管理者によってその中で個別の料金を決めるということでのよいかとの質問があり、執行部より、条例第11条第2項に、利用料金は、指定管理者が別表第2に定める金額の範

圏内においてあらかじめ市長の承認を得て定めると規定されているとの答弁がありました。

委員より、備品類は何々を計画しているのか、部屋は和室になるのか洋室になるのかとの質問があり、執行部より、備品類は、各室にベッドやテレビ、机、クローゼットなど必要な備品を配置する、和室及び洋室については、今後保健所との協議によりその割合が変わってくるとの答弁がありました。

議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」では、委員より、債務負担行為について質問があり、執行部より、本年4月に市議会議員の改選があり、6月議会でも地元の意見を代表して、現在のままでは景観がよくないので撤去してほしいとの御意見をいただいた、市の玄関口なので真摯に受けとめており、今回の債務負担行為をもって早急に対応しようということになったとの答弁がありました。委員より、以前の議会でも、用地取得の経緯、特に建物の取得について不明瞭な点があるとの発言があった、まずそれらの問題を解決してから債務負担行為を提案すべきではないか、またトイレがあるが、状況を把握されているかとの質問があり、執行部より、上物の取得の仕方の問題があったのではないかと判断している、建物自体に問題があるわけではない、またトイレがあることは把握しているが、使えない状態であるとの答弁がありました。

委員より、もともと土地の取得費は8,000万円程度であったが、今回取得部分については債務負担はしていない、撤去費用だけを債務負担すると5,000万円だけの金額になる、いずれかの時点で買い戻すようになると思うが、今回の金額設定についてはどう思っているのかとの質問があり、執行部より、土地開発公社の財務部分について話をすると、予算については、市の債務保証の範囲内で執行しており、議員御指摘の件については、債務保証と債務負担行為の違いによるものであるとの答弁がありました。

また、委員より、債務負担行為5,000万円の内訳はどのようなになっているのかとの質問があり、執行部より、撤去工事費に約4,500万円、設計監理委託料に約350万円を用意している、撤去工事は、樹木も含めて全て撤去する計画であるとの答弁がありました。委員より、約350万円もの設計監理委託料は高過ぎるとの意見があり、執行部より、事業実施に当たっては金額を精査し、過大な積算とならないように注意して取り組んでいくとの答弁がありました。

また、委員より、今回の土地は、交通の拠点にするという計画で購入している、きょう現在で高速バス利用者の駐車場がなくて非常に困っている、美作市の玄関口であり、高速のバス停が安全に利用できるような明確な土地利用を示してもらいたい、事業計画を立てて、議会ではよく議論してから債務負担行為をしたほうがよいのではないかと意見がありました。執行部より、高速バス利用者が駐車場で困っておられることはよく理解している、それも今回の債務負担行為を行う大きな理由である、もう一つは、交通結節点事業として引き継げるものは引き継いで、道の駅として活用することにより、道路管理者から駐車場部分については支援がもらえるということで、重点道の駅候補として取り組んでいるとの答弁がありました。

建設部所管では、議案第55号「財産の取得について」ですが、委員より、購入する雇用促進住宅は主に5階建ての建物だが、賃貸住宅の形態は一般的に地震に強いと言われているが、4階以上の建物が直下地震に遭遇した場合、下の階層が危ないとも言われているが、よくわかっているのか、また入居率のこともどのように考えているのか、十分検討するようにとの意見がありました。これに対して執行部より、診断の結果、購入する4棟のうちの1棟について、一、二階の耐震性が不足しており、この部分についての補強工事を行う、また工事については、入居者があっても実施できるように外からの施工を予定しているとの報告を受けている、入居率については、おおむね50%を確保できれば、購入費用から最終的な解体費用までを賄うことができると試算していると説明がありました。このほか委員からの質問に対し、執行部より、耐震補強が必要なのは4号棟で3DKのつくりの建物、また採算ラインは50%だが、60%、70%と入居率をアップして方

策を打っていききたいとの説明がありました。

次に、議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」ですが、委員より、追加される榎原上と平福の対象面積はどの質問に対し、執行部より、榎原上が3ヘクタールで、平福が約66ヘクタールですとの説明がありました。

環境部所管では、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」のクリーンセンターの管理所管分、塵芥処理費の給料、職員手当等、共済費の増額補正について説明を受けましたが、質疑はありませんでした。

続きまして、全議案の質疑終了後、本会議において、産業建設委員会へ付託された議案について、討論・採決に入り、まず議案第56号「財産の取得について」は……。

議長（鈴木 悦子君）

議案第55号です。

5番（中山 忠明君）

済みません。

議案第55号「財産の取得について」は、討論はなく、採決の結果、賛成少数により否決されました。

次に、議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」は、委員より、これはきょうの議論の中で、農業委員と推進委員で報酬が年額でともに28万円というふうに条例で制定されています、このことについていろんな議論がありましたが、農業委員としては15名の定数がございますけれども、議決権を伴う農業委員の立場というものがございまして、同額であるというのは、私は適切ではないというふうに思います。ただ、今回は報酬審議会あるいは農業委員会等を経てきた条例制定でございますので、これを了といたしますけれども、今後においては、この金額というもの、報酬というものは検討の余地があるということを申し上げておきたいと思っておりますとの賛成討論があり、また他の委員からも同じ趣旨の賛成討論がありました。採決の結果、委員全員の賛成により可決されました。

次に、議案第59号「美作市農業委員会の委員の過半数を認定業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について」は、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により可決されました。

議長（鈴木 悦子君）

中山委員長、ここの認定農業者のところをもう一回もうちょっと。

5番（中山 忠明君）

済みません。

議案第59号「美作市農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について」は、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により可決されました。

次に、議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員より、これについては、一応図面等いただいて、いろいろな観点で見ているが、現時点で不明瞭な部分が非常にある、よってもう少し慎重に協議したいので、継続をお願いしたいと思います、また委員より、これだけの大きな改良をするわけですから、やっぱり投資効果、我々の前できちっとした試算を出してから賛否をとらせていただきたいと思っておりますとの討論がありました。議論の中で継続審査との意見があったため、採決の前に継続審査について諮ったところ、賛成多数により継続審査となりました。

次に、議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」は、討論はなく、採決の結果、賛成少数によって否決されました。

次に、議案第63号「市道路線の認定について」は、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成によって可

決されました。

次に、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）産業建設委員会所管分」は、委員より、債務負担行為の補正につきましては非常に疑問がありますので、この内容がある限り反対といたしますとの反対討論がありました。採決の結果、賛成少数で否決されました。

続いて、請願第4号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」について、審議に入り、意見並びに討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により採択されました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、本委員会に出された意見や要望を真摯に受けとめ、十分に考慮され、事務事業の執行に当たられますようお願いいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

次に、総務委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

それでは、失礼いたします。

平成29年9月美作市議会定例会総務委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月22日金曜日午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、横山副市長、山下政策参与、福原政策審議監、大森総合戦略監、各担当部課長以下関係職員出席のもと、総務委員会を開催しましたので、その審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第60号「美作市こぶしの里の設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第64号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」の3件であり、これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。審査の結果、議案第60号、議案第64号、議案第65号の3議案全て賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、審査の過程において、特に議論となった点について順次御報告申し上げます。

まず、総務部所管の議案第60号「美作市こぶしの里の設置及び管理に関する条例の制定について」、委員から、以前の委員会で説明を受けた資料では、実際の市の負担分は11年から12年で回収する、その後は利益が出るという資料であったが、そのシミュレーションができていないのかとの質問があり、執行部より、試算については、6月の総務委員会、産業建設委員会連合審査会で提示した資料のみであり、11年から12年で市の負担は回収できるよう考えている、また今後公募を行い、指定管理者を決定するので、現段階で詳細なシミュレーションは示すことができないとの回答でありました。

委員から、宿泊料を1泊1人当たり4,310円と設定しているが、市が直営で運営する場合または委託する場合では違ってくるのではないかと、また以前宿泊見込みの学生数は示されているが、収支見込みはどうか

ているのかとの質問があり、執行部より、収支については、6月の委員会で示した数字をもとに今後検討していく、利用者に関しては、一般客と学生を含めて、滞在交流拠点として整備することから利用人数は確保できるものと考えている、また指定管理については、利用者の増減にかかわらず、一定金額を受領し、10年程度で投資額を回収する見込みであるとの回答でありました。

委員から、6月の委員会の資料では、一番小さい部屋は9.58平方メートルであり、狭いのではないかと、また部屋が狭いことで若い人が嫌い、利用者も減ってくるのではないかととの質問があり、執行部より、部屋については、旅館法の基準である個室の洋間9平方メートル以上、和室7平方メートル以上をもとに、現在保健所等と協議しているが、学生が利用している滞在施設の実態調査をするなどし、適切に対応したいとの回答でありました。また、委員から、今の若い人はシャワーだけでも部屋に欲しいという人が多い、宿泊室については慎重に検討するようとの御意見がありました。

続いて他の委員より、使用料の減免措置について、規則はまだ定めていないのか、また一般の方を交流させるための施設とのことであるが、一般の方も宿泊させるのかとの質問があり、執行部より、現在想定している形で指定管理者を獲得できない場合は直営となることから、使用料の減免について今後定める必要があると考えている、現段階では長期滞在と短期滞在の区分けはしていない、部屋の区分けもしていないとの回答でありました。交流については、一例を挙げると、農業体験研修等で来られる方の宿泊場所の確保が課題となっており、その課題をこの施設でクリアすることも交流と位置づけているとの回答でございました。

次に、企画振興部所管の議案第64号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」では、委員から、学生寮のように運用する滞在施設の整備計画は、辺地債の対象となるのか、利用形態について、県へはどのように説明しているのか、また長期滞在と短期滞在の区分、学生と一般客の客室の区分はあるのかとの質問があり、執行部より、これらの施設については、辺地債の対象施設では、その他集会施設に該当しており、地域住民、他の地域の住民のどちらが利用しても事業の対象となる、県への説明では、都市との交流を目的とした滞在交流拠点として整備し、大阪滋慶学園の専門学校や通信高校が開校することに伴い、学生の利用も想定されることを説明し、理解を得ている、また長期滞在、短期滞在の区分は設けておらず、長期滞在者と一般客の部屋の区分もしていないとの回答でありました。

委員より、こぶしの里の屋根を直すと聞いているが、この計画の事業費に含まれるのかとの質問があり、執行部より、屋根の修繕については既に入札も行い、請負業者も決まっており、その工事請負費1,900万円は、今回の事業費2億2,900万円に含まれているとの答弁でありました。

委員から、辺地債はいつ申請するのかとの質問があり、執行部より、既に申請を行って協議を進めているとの回答でありました。

委員から、部屋の区分はないということだが、学生が夏休みなどで長期間部屋をあけた場合、短期滞在者が使用することも可能かとの質問があり、執行部より、学生の荷物を部屋から移動させれば、短期滞在者の利用も可能と考えられるので、事業者と調整をしながら、実態面に合わせた運営を行いたいとの回答でありました。

続いて、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、審議いたしました、市民部所管分については、質疑はありませんでした。

総務部所管では、委員から、大原総合支所の宿直廃止の理由は何か、また他の総合支所の宿直はどうしているのかとの質問があり、執行部より、平成27年度、28年度の定期監査において、監査委員から指摘があり、また決算特別委員会においても、監査委員の指摘に基づき、宿直廃止が求められていたことから、大原自治振興協議会、東粟倉地域区長会等の了承を得て、このたび廃止することとした、他の総合支所について

は既に廃止をしているとの回答でありました。

続いて、企画振興部所管では、委員から、スポーツ振興課所管の件費で職員2名を増員した理由について質問があり、執行部より、2019年ラグビーワールドカップのキャンプ地誘致や2020年東京オリンピック・パラリンピックのベトナムを相手国としたホストタウンに登録されたことに伴う業務量の増と、武道館では、岡山県剣道連盟主催の剣道大会や研修の申し出があり、また各種スポーツ合宿等の増加を見込み、職員を2名増員しているとの回答でありました。また、委員より、増員となった職員は再任用か、等級はどのように運用しているのかとの質問があり、執行部より、退職時の職が部長、課長級であったので、再任用時は係長級の4級を適用しているとの回答でありました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を十分考慮した上で、事務事業の執行に当たられますようお願いをいたしまして、総務委員会の委員長報告を終わらせていただきます、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

倉地委員長。

6番（倉地 重夫君）〔登壇〕

ただいまから決算特別委員会の委員長報告をいたします。

去る9月13日、本会議終了後、議員控室におきまして、委員全員出席のもと、決算特別委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

この9月定例会で付託を受けました平成28年度の決算、認定第1号から認定第15号の審査につきまして、協議の結果、継続審査といたしました。決算審査につきましては、議会閉会中に特別委員会を開催し、12月定例会までに審査を終了する予定であります。

以上で決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

各委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

初めに、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

山本議員。

13番（山本 重行君）

先ほど産業建設委員会の委員長報告がございましたけれども、これで全てなんでしょうか。委員会はこの間ほかにはされてないわけですか。

議長（鈴木 悦子君）

中山委員長。

5番（中山 忠明君）

報告したとおりでございます。

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

私は9月25日だったと思いますけれども、こちらに上がってきたときに委員会らしきものをされてたと思うんですけども、あれは何だったんでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

9月25日の委員会は何だったのかという質問でございます。

[13番山本重行君「委員会とは言ってません、何だったんでしょうかをお聞きします」と呼ぶ]

この委員会は付託委員会じゃございませんので、報告はされないということじゃないんでしょうか。

山本議員。

13番（山本 重行君）

かつて全体的な委員会に付託されていた部分についても、その都度報告があったと思うんですけども、今回はされないということでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

産業建設委員長。

5番（中山 忠明君）

25日にらしきものがあったというのがわからんですけれど、そのところメンバーはどういうふうなことで、はっきり記憶にないもんですから、そのところ聞いていただけませんか。

議長（鈴木 悦子君）

少し休憩をとりたいと思います。

暫時休憩です。

午前11時25分 休憩

午前11時33分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

先ほど山本議員より質問がありました委員長報告の件についてでございますが、今まで付託案件以外で委員会を開いても、全て本会議で報告はしていない委員会もありました。そういうことで、今回も付託案件ではない、そして報告はしないという委員長の判断でございます。これからはそういうことをしたり、しなかつたりというようなことがあってはいけませんので、今後皆さんと協議をしながら、方向性をきちっと出していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

非常に多くなりますが、順次質問させていただきます。

まず、議案第55号「財産の取得について」でございますが、るる委員長報告がございましたが、2点お尋ねいたします。

1つは、今雇用促進住宅を思い浮かべながら質問しようとしてるんですが、あれを取得することによって、いろいろな事例が想定されます。既存の市の武蔵の里とか、あるいはそれ以外の宿泊的なところ、そして近いところの湯郷のアパート、マンション等が考えられますが、この審査をされる過程において、民業圧迫の可能性ということが非常に大事な論点になると思います、これについてどういうふうに審査判断をされたかというのが本件に係る第1番目の質問です。

続きまして2つ目ですが、既に雇用促進住宅につきましては、北山と勝田を取得しているわけでございますが、それとの家賃設定の絡みで、もし取得した場合の家賃設定はどういうふうにあるべきかという議論がどのように審査され、なされたのかということをお尋ねいたします。

続きまして、議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」でございますが、2点お尋ねをいたします。

1つは、これは一番大事なことなので、どのように審議されたかということなんですが、本件の条例を制定しようとするその背景と目的はどのようなところにあるかということをお尋ねいたします。そして2つ目でございますが、農業委員と農地利用最適化推進委員は、どのように選出されるのかということ、どのように議論、判断をされたかということの2つの質問をさせていただきます。

続きまして、議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」で、本件は継続審査となっておりますが、傍聴される方そしてテレビを見ておられる方に内容がなかなかわかりにくいと思いますので、基本的なことからお尋ねをいたしますが、今回の一部改正は、愛の村パークの1階部分の7つの貸し切り休憩用の部屋のうち、4つについて客室用に変更するものであると考えておりますが、宿泊料が1人当たり1泊4,310円とありますが、まずお尋ねしたいのは、部屋の数は幾らか、そしてシングルユースなのかツインユースなのかといいますか、要するに複数利用ごとの区分、そして和洋区分はどのように審査をされたのでしょうかというのが質問の第1点でございます。

それから、2つ目でございますが、この武蔵の里と同じように、もし整備をするということになれば、今もそうですが、公の施設であります、これについては利用の公平さが求められます。後ほど議論をされると思いますが、辺地に係る整備計画の策定の中で、位置づけが滞在交流拠点施設の整備となっておりますが、るる議員の方が今発言をされておったことの中で、実態はあるいは実態もと言ってもいいんですが、看護学校の寮ということにもなっておりますが、もし看護学校の寮生が泊まるということになれば、一方では交流拠点施設と言いながら、公の施設ですから、例えば県南の方も泊まりたいという場合があると思いますが、こういった場合に、どのように公平さを保っていくかということが非常に重要だろうと思いますが、この点についてはどのような議論、審査、結論を出されたかということをお尋ねをしたいと思います。

そして、3点目でございますが、先ほどの委員長報告では、看護学生の寮でもあるとの御報告がありましたが、本件に関しては、6月補正そして今回上程されております財源内訳として、国庫補助金、辺地債が充てられるようになっておりますが、これは極めてハードをつくる、施設をつくる場合に、条例以前の問題として重要な論点だろうと思いますが、この国庫補助金、辺地債の見込みをどのように審査され、判断をされたかということをお尋ねいたします。

続きまして、議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」、1点お尋ねをいたします。

今回は檜原上と平福について、面積をお尋ねしようと思ったんですが、報告がございましたので、それはやめにしまして、お尋ねしたいのは、全体計画どおりにつくるとすれば、当然管理費用が発生してくるわけですが、既に執行部のほうにおいては、この交付税を財源として福祉財源に充てると、こういうような運営

がなされておりますが、本来交付税というものは、それぞれの〔聴取不能〕に応じて目的を使うようになっているわけですが、一体管理費用というものをこれからどのように捻出していくかということが大事な論点になるかと思います、この辺については議論をされたのかどうかということをお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、質問の1でございますが、債務負担行為の内容なんですが、本日傍聴されておられる方、そしてテレビを見ておられる方に極めて専門的な言葉になりますので、私の理解する範囲では、予算の一部として今後行政が契約をする場合に、どうしても複数年にわたって予算の一部として議決するものであろうと考えております。

そこで、お尋ねの第1点は、債務負担行為でございますので、美作市が債務を負担するわけですが、契約の相手方は誰かということをお尋ねをしたいわけですが、これを委員会の中で具体的に議論がなされたかどうかということをお尋ねをいたします。

そして2つ目でございますが、金額として5,000万円が限度となっているわけですが、今の質問とも関連をしますが、誰が何をするのかということが2つ目の質問でございます。

続きまして、この〔聴取不能〕公園についての3番目の質問ですが、御承知のように彩葉茶屋が近くにあります。距離的には2キロもないんじゃないかと思いますが、こういった場合に、いろいろな店舗ができたりする場合に競合という問題が起きてくるんですが、このことについてどのように議論をされ、審査をされたかということをお尋ねしたいと思います。

そして、4点目でございますが、期間として29年から31年の3年間になっておりますが、どうして複数年なのかということが重要なポイントになるかと思います。少なくとも債務負担行為として出される場合に、金額と期間ということと、もし契約の当事者として、もしではなくて土地開発公社があるわけなんですが、こういった場合にやる内容と期間というのは大事な予算を提出する場合のポイントになるかと思います、この辺について審査がなされたかということをお尋ねをいたします。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

中山委員長。

5番（中山 忠明君）

大変膨大な量の質問なんで、うまく答えられるかどうか分かりませんが、まずいろんな議論をしてきたのは事実ですが、細部にわたってまでは多少無理な面もあります。

それで、雇用の促進住宅の件では、民業を圧迫という部分を言われましたが、それは確かにあるかもしれませんが、またあると思います。しかしながら……

〔11番山本雅彦君「議論をしたかどうかということ聞きよう」と呼ぶ〕

ちょっと待ってください。そういうことの中で、一切議論はその部分についてはなかったようには思うんですが、質問の全てがこの私の報告書以外の質問なので、はっきり言いましてそういう議論はなかったと思います。

議長（鈴木 悦子君）

次に、議案第55号の「財産の取得について」は、今委員長が報告されたとおりです。

議案第58号についてはどうでしょうか、農業委員会についてです。

5 番（中山 忠明君）

農業委員会では、議論は執行部よりありまして、県内の各市町村のデータをもとに決められたように議論があったのを聞いてます。

以上。

議長（鈴木 悦子君）

今岡野議員からの質問の内容は、条例を制定しようとする目的と背景ということが1つ目と、それから推進委員と農業委員の選出方法はどうだったのかというような、その2点のお尋ねだったと思います。それについて、産業建設委員会ではどういう議論をされたかということをお尋ねになっております。

5 番（中山 忠明君）

そういう議論はありませんでした。

議長（鈴木 悦子君）

それから、議案第61号について。議案第61号については、各部屋のシングルとツイン、それから和室、洋室の区分はどうだったかというのが1点目。

それから2点目が、利用の公平性が求められる滞在拠点施設となっているか、それから看護学校の寮生とそれから外部からの一般のお客様との公平性はどうなのかということも言われたと思います。

それから3つ目に、辺地債の見込みをどのように審査し、判断したかということだったと思います。

岡野議員、違っていたら言ってください。私も言われたことをちょっと書いてみただけなので、違ってるかもわかりませんので。

[15番岩江正行君「議長、昼前だから休憩とって、それで問題がたくさんあったわけじゃから、まとめてもろうて委員長に御回答してもろうた方がいいように思います」と呼ぶ]

わかりました。

岡野議員、今質問されたことを書いてもらって、それで渡してもらえますか、余りたくさんあるんで、一応私も控えてはおります。

[4番岡野鉄舟君「僕はペーパーレスです」と呼ぶ]

ペーパーレス、じゃあ言われたことを私は控えておりますので、それで違っていたら言ってください。

[4番岡野鉄舟君「はい」と呼ぶ]

ということで、これより1時まで休憩したいと思います。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

岡野議員の質問に対する答弁から始めたいと思います。

中山議員、どうぞ。

5 番（中山 忠明君）

岡野議員の質問にできる限り記憶をたどって詳しく報告したいと思いますが、議案第55号「財産の取得について」ですが、民業を圧迫、家賃設定については、協議はありませんでした。

続いて、議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に

ついて」ですが、条例制定の背景は、報告したとおりでございます。次に、どのように選出されるかについては、報告したとおりでございます。

議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、部屋数、和洋の別などについては、報告したとおりでございます。

次の2の公の施設で実態はとのことですが、報告したとおりでございます。

次に、辺地債についての協議はありませんでした。

次に、議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」ですが、管理費用についての協議はありませんでした。

次に、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」の債務負担行為では、契約の相手方彩葉茶屋との競合、複数年の期間については、全て協議はありませんでした。

次に、5,000万円程度については、報告したとおりでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

今委員長の御答弁をお聞きしたわけですが、私があえてなぜこれほどたくさんの質問をしたかということも最初に申し上げるべきだったんですが、御承知のように、この本会議は傍聴者もおられ、それからテレビを見ていらっしゃる方もいらっしゃいます。委員会というのは、遺憾ながら本市ではそれができていないわけで、できるだけ委員長報告しか市民の方々に、主役である市民の方々にその内容を知らせる方法がないから私はしたわけですが、ただ委員長報告に対する質疑は、審査の経緯とその結果について質疑ができるわけですが、例えば議案第58号では、先ほど報告したとおりでありますとか、そういった協議はないとか、そういった答弁でございました。そういう意味で、それぞれの委員のメンバーの方が判断をなされているわけですが、もう少し踏み込んで、重複であろうと御答弁をいただきましたかった、そういう思いがございます。

一般論としてはそういう思いなんです、一番大事なことで、議案第65号の補正予算について再質問させていただきます。

これは、協議がなかったということでは済まされないと思います。私は質問の第1として、債務負担行為である場合には、美作市が債務を負担するわけですから、必ず相手方があるんですが、この審査と議論なくして、これに適否はつけられないと思います。大事な問題です、この債務負担行為の美作インターチェンジ、道の駅整備事業、期間は29年から31年という期間、限度額は5,000万円、この債務負担行為について協議がなかったということは論外な話だろうと思います。つまり、判断ができないということです。この辺を委員長としてどう思われるかということをお聞きをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

中山委員長。

5番（中山 忠明君）

岡野議員の言われることは、これは議員の委員会を少し軽んじた発言だと思います。こういう議論をなされたことは記録に残してはおります。朝10時から夕方5時過ぎまでいろんな意見が出ました。岡野議員も一緒に来られたと思いますが、その中で足りない部分は足りない部分であろうかと思いますが、しかし結果こういうことにしかできなんだということは、委員会として反省をする部分もあると思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目ですね。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

今の債務負担行為について、できるだけ討論にならないように、つまり委員長報告に対する質疑をしたいわけですが、その委員長報告の中に、たしか撤去とかそういった意味合いがあったと思います。そうすると、おのずから債務負担行為の相手が誰かということはあるわけですが、この9月冒頭議会で土地開発公社の報告があったわけですが、その中でたしか8,000万円ほどの財産価値が残っております。そこで、なぜその5,000万円を撤去工事に回して、つまり公社のほうで5,000万円が工面できないかということ、ごく普通の疑問として出てくるわけですが、残念ながら今委員長のほうが言われたように、議論がされてないということでしたので、これ以上は質問はいたしません、一般会計補正予算の討論の中で私の考えを述べたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

私は、中山委員長に1つお尋ねします。

補正予算の債務負担行為、先ほど岡野議員も言われましたけれども、債務負担行為はいろいろと相手のことも言われましたけど、私の聞きたいのは、私は豊田地区というところにおりまして、現にもうもう工房があったところの地元の議員でございまして、地元からいろんなことを聞かれるんです。そういったときに、どうしても聞いておきたいんですけども、地元が撤去してほしいので、早急に対応したいということで5,000万円を組まれたんですけども、これがなぜ複数年3年にもわたってしなければならないのか、その議論は一切なかったんですか。私も地元の人に聞かれて困るんです、債務負担で3年組んでおるから、いつするかわからんようなことじゃ私も皆さんに答えようがないんで、その辺の議論は一切なかったんならなかつた、あつたならあつた、そこら辺をはっきりとお答えいただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

そういう議論はありませんでした。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

わかりました。そういう議論はなかったということは、将来的にあそこをどういった道の駅にするかという議論ももちろんなかったということでええんですね、その辺も。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5 番（中山 忠明君）

この土地の取得に対して、美作市は平成24年に取得しております。ただ、現在は公社が所持しておるんですが、この問題も含めて、将来どうするこうするの話に行くまではまだ話はできておりませんが、まず解決しなければならない問題があったので、そういうふうになったと私は認識しております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

15 番（岩江 正行君）

一般会計の補正予算の15ページの保健体育総務費の中で1,271万5,000円、先ほど委員長の報告の中で再任用という説明がございました。類似町村の人口から見て、美作市の人口との比較、そういうふうな比較検討をされたんかということが1つ。

それと、係長級じゃというようなことも聞いております。それで、武道館における年間の使用日数は、どのくらいの人に来て、何人がどうしても必要なんじゃというような、そういうようなデータをもとにした中でこの承認をされたんか、それとなぜ再任用なのかということについてお尋ねしていきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8 番（安藤 功君）

それでは、先ほどの御質問でございますが、まず再任用における近隣市町村との人口的なものとかの比較検討を委員会のほうでしたかという質問でございますが、委員会のほうではしておりません。

それから、武道館の使用日数とか使用人数なんかのデータをとって、またなぜ再任用なのかといった部分も、当委員会では協議をいたしておりません。

以上でございます。

〔15番岩江正行君「まだあろう」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

保健体育総務費の中で、近隣の市町村と美作市は職員の数が多いのではないかと、近隣の市町村と比べてどうなのかという。

8 番（安藤 功君）

当委員会では、このたびの委員会では協議をいたしておりません。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15 番（岩江 正行君）

係長級じゃという言うのとるわけじゃ、再任用でこの給料については係長級の人を基準にした予算をこ

こへ計上しておるわけですが、なぜそれほどの、あそこへ何人ぐらいおって、係長級ぐらいの人がおらんだら業務ができるのかできないのか、今言よう日数もわからないのに、その年間使用日数、これがわからないのにこの予算を承認したんか、そのことについて皆さんどういうふうな意見が出たんか、その辺のところは全然されてないんだったらされてない、それについてはしたんならしたんじゃということをお伺いをいたしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

本委員会では協議をいたしておりません。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

何もわからずにこんな1,271万5,000円を承認したということですね。

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

まず1点は、議案第60号「美作市こぶしの里の設置及び管理に関する条例の制定について」、2点お尋ねをいたします。

この条例の1ページに、設置の第1条、市内滞在者の増加及び滞在者と地域住民との交流を促進することを目的として、美作市こぶしの里、以下こぶしの里を設置するということで、目的と設置が一緒になってるんですが、この中でどういうふうに審査をされたかということをお聞きしたいんですが、1点目として、滞在者と地域住民との交流というのは、どういったスタイルを予想されているのかということをお尋ねいたします。

それから2点目でございますが、先ほど産建に関する委員長報告でお尋ねした愛の村パークといい、本件のこぶしの里といい、旧合併前の東栗倉村内にあります。後ほどの辺地の計画でも質問いたしますが、その総合計画の中では同じ辺地という計画の中で1泊の宿泊料が4,310円ということが愛の村パークでは審議になり、これが継続となっております。

そこで、質問なんですが、本案については可決ということになっているわけですが、少なくとも継続という判断がなされてしかるべきだったと思うんですが、この原案に対して賛成された方は、どういった判断のもとに継続にされずに賛成ということをしたのかという、その議論の状況を2点目としてお聞きしたいと思います。

続きまして、条例といいますものは、ハードができていなければいけないわけでもないし、ハードができるためには、財源の確保ないしはその見通しがなければいけないんですが、このこぶしの里の事業費は約2億2,000万円ぐらいの財源としてのいわゆる国庫の7,500万円と起債の1億2,890万円は、その見通し、実態をどう判断をされたかということをお聞きするんですが、御承知のように、滋慶学園の学生が使うという、つまり民間である滋慶学園の寮生のためということもその中にあるわけですが、まさに起債であれば、将来に市民として負担に残るものであれば理屈がつくんですが、国庫についても、そういう判断がなければ国は出

さないと。こういう財源として、条例、ハード、箱物、それから財源といったときに、この辺の審査はどういうふうにされたのかお聞きします。

続きまして、議案第64号の「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」の質問でございますが、同じように愛の村とそれからこぶしの里が平行に計画を変更しようとなさっているわけですが、この辺地についても同じように、財源の見通しについてどのような議論をされたかということをお聞きします。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

多岐にわたる御質問をいただきました。

先ほどの私の委員長報告をお聞きくださっての御質問なんですけれども、私として総務委員長として精いっぱい報告をさせていただいたつもりでございます。その報告以上のことの協議、議論はしておりませんので、報告できません。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「平成28年度美作市一般会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第1号「平成28年度美作市一般会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第1号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第2号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査

の申し出についてお諮りいたします。

認定第2号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第2号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第3号「平成28年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第3号「平成28年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第3号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第4号「平成28年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」でございます。本案につきましては、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第4号「平成28年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第4号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第5号「平成28年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、先ほど申し上げました会議規則第111条の規定によりまして、継続審査の申し出がありました。継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第5号「平成28年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第5号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第6号「平成28年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、本案につきましても、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第6号「平成28年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第6号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第7号「平成28年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」ございま

す。会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございました。継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第7号「平成28年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第7号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

認定第8号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、先ほどと同じように会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございました。継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第8号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第8号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

認定第9号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございました。継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第9号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第9号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第10号「平成28年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございました。継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第10号「平成28年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第10号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第11号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、本案につきましては、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第11号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第11号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第12号「平成28年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第12号「平成28年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第12号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第13号「平成28年度美作市水道事業決算の認定について」、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第13号「平成28年度美作市水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第13号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第14号「平成28年度美作市病院事業決算の認定について」、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第14号「平成28年度美作市病院事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第14号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第15号「平成28年度美作市下水道事業決算の認定について」、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第15号「平成28年度美作市下水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第15号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、議案第55号「財産の取得について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対しての討論となりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

財産の取得につきまして、反対討論をさせていただきます。私は反対でございます。

まず、第1番目の理由でございますが、委員長報告に対しても若干質疑をさせていただきましたが、ほかの宿泊施設との競合関係が発生するということでございます。御承知のように、五輪坊、作東バレンタインホール、あるいはまた湯郷市内の旅館、ホテル、マンション、アパート、こういった施設との競合が発生してまいります。

2つ目の理由でございますが、美作市がこの財産を取得するというところでございますが、ここでこういった民間の市場の中で、民間の方はいろいろな工夫をされることによって、PRをしたり、あるいは安くしたり、そういった工夫をされるわけでございますが、市が取得するというになると、同じ条件下での取得が難しくなるし、このことを民間に強いるということになる、こういった意味でも民間圧迫になるということが考えられます。

そして、3番目の理由でございますが、直営または第三セクターは同じような民間の手法がないことから、経営が悪化、一般会計からの繰り出しといった悪い例が続いておるわけでございます。本市におきましても、3つの赤字施設が生じてまいりますが、こういった負担の恒常化が生じるおそれがあるというのが3つ目の理由でございます。

そして、4つ目の理由でございますが、自給のバランスが崩れるのではないかなということでございます。今当市は人口2万8,000人規模で過疎化が進んでおり、その中で既に雇用促進住宅については、北山と勝田の120戸を取得しております。今回はこの160戸に加え、合計280戸の戸数ということになれば、自給のバランスが崩れる可能性が多分にあるということでございます。そうしますと、マンション、アパートを営まれている方の料金下落要因にもなり、悪影響を与えるのではないかと私を懸念をしております。今申し上げましたのは既存の旅館等のことですが、視点を変えまして、新たに美作市に新規参入、マンションとかアパートをつくりたいと言われる方がおられるとすれば、こういった事業者の進出の芽を、美作市がみずからその芽を摘むことになることを危惧いたしております。

お聞きしますと、市長は岡山市長をやっておられたときに、民でできるものは民で、こういうことを強く主張されたことを覚えておりますが、この市長のお考えとも、こういった事象が起こるのであれば相反する状況になるのではないかなと、そういうことを危惧をいたしてございまして、本件財産の取得について、本市が取得することについては反対でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論の方。

青山議員。

1番（青山 慶君）

私は賛成の立場から討論いたします。

理由としましては、大きく4つありまして、まず1つ目なんですけど、今住んでいらっしゃる方は、この物件を美作市が取得しないと、購入の手を挙げる民間の業者があらわれない限り、近々出ていかななくてはならないような状況に陥ると。これも40世帯以上の方々がそういう状況に追い込まれるので、それは避けるべきというのがまず1点です。

2つ目の理由としましては、取得価格が非常に安いということですが、大体取得価格が9,000万円です、戸数が160戸です、1戸当たり換算しますと大体56万円なんです。幾ら年数がたっているとはいえ、1戸当たり56万円で住居が買えるというのは、これは非常にいい買い物としたというのが私の印象でありまして、さらに50%、今後半分部屋が埋まれば、将来の解体費用も含んで賄えるというふうに、非常にハードルも低いということで私はこれを評価しておりますし、私ごとではあるんですが、マンション経営を小規模ではやったことはあるんですけど、東京の投資物件を扱っている不動産屋さんこういう物件があるんだけどどうかねと聞いてみたところ、過疎地域ではあるけど、非常に興味を示されまして、検討する余地は非常に多いなというような御意見をいただきました、これは参考意見です。

続きまして、3つ目の理由として、最近団地のリノベーションということで、古い団地を再生させて、地

域を活性化させるという取り組みもあります。今現在執行部からはそういった提案はないんですけど、こういうリノベーションする余地が残されているというところと、これを執行部がやってくれるということになった場合、職員のレベルアップにもつながるのではないかと、生かし方次第なんですけど。ということで、美作市の職員の方々のレベルアップにもつながるということで非常にプラスの面もあります。

最後4つ目なんですけど、民業圧迫という声は確かにあるかと思いますが、これは私は捉え方次第、取り組み方次第であると思います。私も先ほど申し上げたとおり、マンション経営で小規模ではありますが、経験があるんですけど、私はこの件を見たときに、民間にとってはチャンスではないかなというふうに捉えました。というのが、住居を求めて来る人が一時的ですけど、ふえるわけです。これは、要は需要が向こうから歩いてきてくれるというような状況になると思うんです。さらに、全員入田の物件に住むことはまずあり得ないと思います。その人たちを民間の人が取り込むチャンスではないかなというふうに私は捉えておりますし、もし私が入田に物件を持っておりましたら、市のほうに働きかけて、自分が持っている物件の広告をモデルルームないし説明を聞きに来た人に渡してくれんかと、私なら働きかけると考えました。市にとっても、最悪団地に住まなくても、美作市に住んでくれることになれば、これはプラスになるわけです。ということで、美作市としては入田の団地に住んでくれることが一番なんだろうけど、美作市の団地に住まないにしても、美作市内の物件に住んでくれれば、これは市としてプラスなわけです。こういう機会をつくれるという意味で、私は非常にぜひこれをやっていただきたいなというふうに思っておりますし、逆に今のところ市のほうから民間と組んでというお話はないようなんですけど、ぜひ市と民間で足りないところを補うような取り組みをしていただいて、全体的に美作市に住民がふえるような取り組みをしていただきたいと思います。

最後に、私はこの間議案質疑のときに、セカンドハウスということも申し上げたんですけど、今のところ定住促進住宅に個人で入る場合は、セカンドハウスとして利用することは難しいというのがあると思うんですけど、日本全国的に住居が余っているような状況であります。これは、1世帯につき住居が1戸というような考え方が一般的であるので、そのようになっていると思うんですけど、需要がなければ新たな需要をつくればいいのではないかとというのが私の考えでして、今のところセカンドハウスとして利用するにはハードルがあるんですけど、そのうち規制を緩和していただくなりして、そういった利用もできるようにすれば、1世帯で複数戸数を持つというのが当たり前にならなくてもいいんですけど、例えば10人に1人でもそういう考え方を持ってくれば、今ない需要も新たに創出することができると思いますので、ぜひ前に進むような形で取り組んでいただければと思います。

以上です、私の討論は。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案についての採決となります。

委員長報告は否決でした。原案に対しての採決となりますので、間違えのないように。

それでは、議案第55号「財産の取得について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

討論がないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第56号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号「美作市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号「美作市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第58号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第59号「美作市農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることに関する同意について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号「美作市農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。議案第59号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第60号「美作市こぶしの里の設置及び管理に関する条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

このこぶしの里設置条例の部分につきましては、まず第1に、現在で料金が特に4,310円というふうに決めているんですけども、議会の説明、委員長の説明をお聞きしましても、この金額が正しいかがわからない、というのが今建設の最中であるんで、これを今時点で賛否を問うのは少し早いだろうと思うんですけども、賛否を問うということになれば反対しかないだろうというふうに思います。

それから、条文を見ますと、議案質疑のときも質問をしたんですけども、利用料の連続して利用する日数とか、それから使用料の、これは直営でするときですけど、減免とか、それから部屋の大きさにしても、1人部屋、2人部屋の問題があって、1人部屋、2人部屋についても記述がないわけです。ここの別表の中に1人当たり1泊この金額、1人当たりですからね、だから2人部屋でも3人部屋があるかどうかかわからないんですけど、2人部屋しかないと思うんですけども、この金額を使う、ほかの部分の質疑のときには、減免規定を使うというんですけど、私は減免規定というのは、突発的な部分の減免であって、経常的なもの減免ではないということで、この条例そのものについても非常に疑義がある。美作市議会において、この条例を認めることについては、私は非常に恥ずべきことだと私自身が思うので、この部分については反対の立

場を貫きます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

委員長報告に対する質疑の中でも若干申し上げましたが、私が一番気にかかりますのは、条例と予算は表裏一体のものです。予算につきましては、6月議会そして本議会でも若干関係あるんですが、やはり財源が私は一番気にかかります。国庫そして起債、これはいずれもネックになりますのが、先ほど申し上げましたように、誰が使うかということで、それがはっきりと県からの届け出受理があったわけでありませんが、今審査中であります。民間である滋慶学園の生徒のためだけに、我々の子どもやその孫に借金を残すという論理は通るはずのものではございません。

したがって、こういった財源の措置ができてない状態で、いかに来年4月1日の施行の条例であろうと、私は理解することができません。したがって、本条例につきましては反対であります。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私も4番議員と関連した問題なんですが、これは事業に着手してしまおうたら、6月19日ですか、産業建設委員会と総務委員会の連合の委員会が開かれておる。その中でも市長さんが言われるのは、これは滋慶学園の寮じゃという言うわけじゃ。だから、後にもそちらの審議監か誰かが寮じゃという言うてる。寮じゃということになると、この辺地債やそういうふうなもろもろ財源の関係、これに大きなクレームがつきゃへんじやろうかと思うんじやけど、先ほど言うたけども。滋慶学園の寮に一般の我々が市民が借金してお金を出すということになると問題が出りゃへんじやろうか、会計検査院でも入ってきたときには、大変な問題になりゃへんじやろうかと、まだ事業にかかるとらんでええものの、事業にかかってしまおうたら、これは大変なことになりゃへんじやろうかというように私も心配しております。

ですから、この辺のところのきちとした責任のある回答を私どもも聞いておりませんので、今回についてはこれは私は賛成できないということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

私の認識は、事業にかかっているんです。議案第60号のこぶしの里の事業は、地元の方の業者がとられて、

大変私は喜んでおりますけど1,900万円の事業が既にかかっております。専門的に言うと、これは用途としても旅館業法の宿泊施設でございますので、何ら問題ございませんし、事業にかかられて一刻も早い完成を望んでおります。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第60号「美作市こぶしの里の設置及び管理に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第60号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。よって、議案第61号は閉会中の継続審査とすることは否決されました。したがって、本会期中に審査することになりましたので、後ほど休憩中に産業建設委員会を開催し、審査をしていただきます。

続きまして、議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

委員長報告に対して、若干質疑をさせていただきましたが、たしか2番目か3番目に質問した内容でござ

いますが、改めて交付税については、使途が制限されていないが、これまで交付された交付税は、福祉、子育てなどに充当され、本来公園の管理に充当するための財源など、工夫がなされていない。

それが第1番目の理由ですが、2番目の反対理由といたしましては、さかのぼれば、26年当時にさかのぼってまいるわけですが、その間いろんな市民の方の御意見を拝聴しております。岡野さん、あの山の上に一体誰が上がるんなんと、こういった声はなおかつ根強いものがございます。そういったことを鑑みましたときに、これ以上傷を大きくするというは非常に問題があるかなと私は思っております。それで、借金でやるわけですが、あそこにどれだけの者が上がるかということ考えたときに、傷が大きくならないうちにとめたほうがいいんじゃないかなという思いもございます。2つ目の理由ですが、それぞれによりまして、これを拡大することに対して私は反対であります。

議長（鈴木 悦子君）

次に……

〔14番尾高誉久君「産建の〔聴取不能〕』と呼ぶ〕

挙手して言ってください。

〔「今の発言は大丈夫かなと言よんじゃ。〔発言の削除〕』と呼ぶ者あり〕

ちょっとお待ちください。

〔「休憩』と呼ぶ者あり〕

時間も1時間たちましたので、ここで暫時休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時29分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を行います。

岡野議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

4番（岡野 鉄舟君）

議長、4番。ただいま私が交付税の使途につきまして申し上げたことにつきまして発言の削除をしてもらいたいと思うのですが、その部分は

〔発言の削除〕

と発言いたしました、非常に誤解を招いたという思いがございますので、次のように訂正をさせていただきます。

御承知のように交付税につきましては使途が制限されておらず、条件をつけてはならないのですが、私がちょうど議員になる前からいろいろと市政について関心を持っておりまして、あそこで得られた交付税につきましては、広報紙なんかに出ておりますがアンケート等調査をベースにしながら、子育て、福祉に充てるということがクローズアップされておりまして、私も若干財政担当をしておりましたので、本来単位費用で得た交付税というものは、公園の管理費用に充てるというものが特定されていないまでも、そういった財政運営の工夫がなされていないと思っておりますので、今申し上げましたように、御訂正をいただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

ただいま岡野議員より、

〔発言の削除〕

に関する発言を削除し、改めて交付税

については、使途が制限されていないが、これまで交付された交付税は、福祉、子育てなどに充当され、本

来公園の管理に充当するための財源など、工夫がなされていないというふうに訂正をしたいという申し出がありました。これを許可してよろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、岡野議員の申し出に関する発言を削除し、先ほど新たに言われました、申し出がありましたことに訂正することになりました。

以上でございます。

次に、議案第62号について賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

議案第62号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。議案第62号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第63号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第64号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

これは6月議会の予算のときにもたびたびお話をさせていただきましたけれども、辺地債について、学生寮的なものをするということにつきましては、後に目的外ということで返還の可能性が非常に大きい、この間の話でもありましたけれども、ここの中の議員が確認もされても、寮ではだめですよという部分がありましたので、この文章の中には学生寮ということが書いてはございませんけれども、そういうふうな意味合いの答弁がたびたびございましたので、これを今回計画として通して実際に辺地債を借りるようになれば、本当の危惧がそのまま起こることになりますし、その責任問題まで追及する可能性がありますので、私はこの計画については反対をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

山本議員。

13番（山本 重行君）

先ほど岩崎議員が言われましたけれども、学生寮というような形で説明を受けております。そういったことで、一般の方も利用する、同じ部屋を学生の方と一般の方が利用するというふうなことをこの前の委員会の中でその辺は言われてました。そのこと自体もおかしいですし、寮をこの辺地債で利用してするというのはふさわしくないというふうなことで反対をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2つの理由で私はこの計画の策定について反対をいたします。

第1点は、先ほど岩崎議員から山本議員が言われましたが、財源の問題でございます。国庫しかり、特に辺地債につきましては、私は担当課のほうにいろいろ議論をしながら教えてもらったりしておりますが、やはり借金をするというのは、他人のために借金をするんじゃなくて、美作市民の後世に負担が残るそれを覚悟にして負担をするというのが起債のたてりでございますが、民間の滋慶学園の学生の寮のためにだけ美作市が借金を後世に残すというのは理に合わないと思っております。

それから、2つ目の理由でございますが、総合整備計画の案がこれの中にありますが、ここの中で、記載事項のところでも2番目の公共的施設の整備を必要とする事情のところ、下のところに注意書きがあるんですが、ここの公共的施設の整備を必要とする事情には、辺地の地勢及び住民の日常生活の現況を記し、施設の

整備を図ることが特に必要である事情ということに記載するようになっておりますが、執行部のほうで出されておりますこの公共的施設の整備を必要とする事由のところは、確かに現況はあるんですが、旧合併前の東栗倉村にとってみて、この辺地を計画をするということが特に必要とする事由というふうには腑に落ちない部分があるのかなど。当該地域については、もっと福祉、教育とか子育てとかそういったことをやるのであればまだしも、こういった滋慶学園のためと、こういったことも含んでいる施設をつくるというのは、この事由には当たらないと考えるのが2つ目の理由でございます。

以上の2つの理由から、この整備計画案については反対をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私も皆さんがほとんど言われてしまうんで何ですが、この辺地債についてをもう少し審査する、研究をちょっと怠っとんじゃねんかというふうには危惧します。

これは寮じゃというたら絶対だめらしいですから、私も大体のここ二、三日の間にその辺のところも研究させていただきましたんで、これについては反対させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」については、私は反対でございます。

その理由でございますが、債務負担行為補正、先ほど質問させていただきましたが、これが含まれているのが決定的な理由でございます。

1つは、もうもう工房に関する債務負担行為補正でございますが、まずその形式的な反対理由を申し上げます。御承知のように、来年の3月、市長選が予定をされております。こういった市長選が4年に1回あるときには、骨格予算として、政策的なものは新しい市長が選出された後、選挙後の市長がどうするべきかということをやるのが予算の編成の常であります。本件に関して見ますと、長年の土地を公社が取得し、交通の結節点にするということで取得されて、今公社が持っているわけでございますが、やはりこれは今申し上げたように、新しい市長さんがどうすべきかということをおバブリックコメント等を踏まえながらやるべきだろうと思っております。額の多寡を問えないと思っております。

次に、実質的な理由でございますが、つまりその債務負担行為という予算そのものについての委員長報告をお聞きしたわけでございますが、残念ながら十分な審議がなされておられません。その理由を4つ、5つ申し上げますと、1つは、先ほどの発言とも関連がありました用地を公社が取得した目的のあり方が煮詰まっていないということが第1点目でございます。2つ目の理由ですが、この目的との絡みがございまして、5,000万円という限度額の中において、複数年に期間設定をする理由が見つかりません。そして、3つ目でございますが、私はあえて委員長に契約の当事者は誰かという問いかけをいたしました。あそこを原状復帰をするという、つまり壊すということであれば、おのずから美作市の契約の相手方は出てくるわけでございますが、この契約の相手方についても議論がなされていないという状態でございます。これはやはり予算審議をする上で非常に拙速であろうと思っております。それからもう一つは、土地開発公社の資金繰りを先般説明を受けたときに財務諸表と見てみますと、流動資産が6千数百万円でございます。現状の価格はたしか8,200万円ぐらいなんです。よしんば5,000万円でその事業をやるにしても、現状の流動資産の範囲の中で工面ができるはずで、短期借入れもできます。にもかかわらず、なぜ美作市が複数年にかけて債務負担行為をしなければならないかという理由が見当たらないわけでございます。

という以上の5点、形式的な理由と実質的な理由につきまして、この債務負担行為を組まれている今回の一般会計予算には反対でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、反対討論ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

先ほど委員長に対する報告の中でも質問させていただいたんですが、なぜこのことをしつこう言ようかという言うたら、議案質疑にこの問題を通告しとったんです。ですから、議案質疑しとるやつを、その思いを議会の中で反映してくれなかった、委員会の中で。非常に私も腹立たしく思うんですが、年間使用日数、それからどうしても係長級の人が必要なんじゃと、再任用の職員でなかったらいけんのんじゃと、係長級の、その根拠だけはきちっと説明してもらわななら。武道館が1年に何回使われようんか、ざっとこれは2人という言よんじゃけど、1,271万5,000円を2で割ったら約600万円ぐらい。普通のそこら辺の労働者の約倍の給料をもらようんじゃ、あそここのところ。なぜこういうふうな係長級ぐらいのような、今ここにおる係長級の人じゃなかったらあそこで仕事ができん根拠、それでまた再雇用を使わにゃいけん根拠、その説明が全然なされてねえということ。

それから、このもうもう工房の関係なんです。5,000万円の債務負担行為、これは要らんものは私は潰

したらええと思うんじゃ、けれどもこれに反対というのは、整備計画、これが我々の委員会の中できちっとまだ議論されてない、あるものは有効利用する、何をするかという。あの焼き肉のハウスは、これはもう大変なことになってるから使えんじやろうと、便所も長いこと水回りの関係についちゃあ、これもだめになってしもうとるじやろうと、ほじゃけどすることによっては、ある建物がこれだったら使えりやへんじやろうとかかというように、何でもかんでも更地にしてしまうんじやというよな、それは利用するもんによって更地にしていかんやいけん場合もあると思います。ほじゃけど、何でもかんでも説明も聞かずに5,000万円の補正予算、これを3年をかけて債務負担行為で潰してしまうというのはいかかなもんかと思ます。

それと、マルナカのお客さんの出入りが駐車場に皆さんが車を置いて、マルナカのお客さんが車を置くスペースが少なくなったんで、あそこにとめさせていただいたという言よう。そうしたら、出入りするところが非常に危険なところを出入りしょう。そういうふうな公共交通の拠点づくりを、こんだけ公共交通の拠点づくりにしようじやとか、あとはこの残地については、こういうふうな問題をしようじやとかかという言うたら、ある建物はもう全部要らないのか、使えるもんはあるんか、その辺のところの説明も全然聞かんうちに、何でもかんでもおんぶにだっこで、はい、そうですというよな、そういうふうな予算の審議というのは私は賛成できません。反対します。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

大分意見が出尽くしとるようですけども、私も先ほどから申しましたように、取り壊すのに3年間の債務負担というのは、私はあり得ないというように思います、それから岩江議員が言うように、使えるものは使える、その計画性が何も出されてないんです。私たちは地元で困るんです、みんな聞くんですよ、岡本さん、あれは何に使うんですか、道の駅をどうするんですかというてみんなに聞かれて困る。困るから反対するわけじゃないんですけど、とにかくもっと計画性を出して、こうこうこうするんだ、こういうものをつくるんだ、こういう計画で行くということをはっきり示してもらって、いろんな事業に着手していただかないと、いきなり5,000万円をぼんと出してきて取り壊すんだというんでは、余りにも乱暴な予算の出し方だと私は思います。そういった意味で、この案には反対させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第65号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、原案に賛成の方の起立を求めま

す。

[起立多数]

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、請願第4号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」について、討論に入ります。

反対討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第4号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。請願第4号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、陳情第7号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

反対討論。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第7号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。陳情第7号は委員長の報告どおり採択されました。

日程第2 発議第5号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」
発議第6号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第2、発議第5号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

中山議員、こちらの席へお願いします。登壇願います。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

発議第5号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑がないようでございますので、ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論から。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第5号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。発議第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第6号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

発議第6号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

この税は、別に反対というわけじゃないんですけど、ちょっと内容がはっきりしないので、例えば私も不勉強なところで申しわけないんですけど、一体どういう仕組みで税金をいただくようになるのか、1戸当たり幾らとか、1人当たり幾らとか、その課税の仕方です。それから、課税の額はこういったものか、その辺のことを教えていただきたい。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

まず、課税の額ですが、これはまだ決まっておられません、まず1点。

それから、集める趣旨でございますが、先ほど御説明のとおり、森林が荒廃する、その中で国が森林の環境整備に備えて、地方の自治体山林を整備するためのお金を広く国民から一律に集めるという政策でございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

趣旨はわかるんです、ここに書いてある、ですから課税の仕組みが広く国民から集めると言われたんですけど、ちょっとよくわからないんで、所得税みたいなものになっていくんか、その税をいただく仕組みがどうなるのかということをお伺いしたんですけど。額は決まってないということなんですけど、決まってないというでも、アバウト1人当たり幾らとか1世帯当たり幾らとか、雲を突くような話じゃないと思うんで、大体でいいんです、1人100円だとか、一大家族500円だとか、きちっとしたものを言われなくてもいいんですけど、大体どんなものなのかなということをお聞きしたいと思います。仕組みと2点。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

はっきり聞いたわけではございませんが、話の中で大体1人100円少々前後ぐらいだと聞いております。集める仕組みは、詳しく聞いておりません。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

〔10番岡本泰介君「よろしいです」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第6号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。発議第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

産業建設委員会で議案第61号の審査を行っていただきますので、その間休憩いたします。

午後 3 時 03 分 休憩

午後 4 時 22 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に委員会を開催し、審議をしていただきました。その審議内容を本会議で報告していただくために、もうしばらくお時間をいただく必要があります。

よって、本日の会議時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日の会議時間を延長することは可決されました。

ただいまより暫時休憩といたします。

午後 4 時 22 分 休憩

午後 5 時 30 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

尾高議員。

14 番（尾高 誉久君）〔登壇〕

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど休憩中に議員控室において、議長、委員、政策審議監、出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加日程について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

追加日程は、議員からの発議 2 件と産業建設委員会の委員長報告 1 件の計 3 件であります。

追加日程第 1 として「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」を中山議員、ほか 3 名から、追加日程第 2 として「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を文教厚生委員会からそれぞれ発議いたします。また追加日程第 3 として議案第 61 号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」の産業建設委員会の委員長の報告を受けることといたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第 7 号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」、発議第 8 号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」、議案第 61 号（委員長報告）を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3 として議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第 7 号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」、発議第 8 号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」、議

案第61号（委員長報告）を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

これより議案及び報告書を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1 発議第7号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」

議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、発議第7号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

発議第7号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第7号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。発議第7号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第8号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、追加日程第2、発議第8号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

金谷議員。

9番（金谷 のり子君）〔登壇〕

発議第8号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第8号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第8号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」、本案に

賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第61号（委員長報告）

議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第3、「議案第61号（委員長報告）」を議題といたします。

先ほど休憩中に産業建設委員会が開催されておりますので、産業建設委員長から報告を求めることにいたします。

中山委員長。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

産業建設委員会委員長報告をいたします。

先ほど休憩中に議員控室において、議長、委員、副市長、政策参与、政策審議監、総合戦略監、担当部長、ほか担当職員出席のもと、本会議において継続審査が否決となりました議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」について、協議いたしましたので、報告いたします。

委員より、今までに寮との説明を受けていたが、滞在交流施設との説明もあり、そこをはっきりしないと辺地債での説明とねじれができるのではないかと、はっきりした位置づけが必要ではないかと発言があり、また委員より、滞在交流拠点としてというのが総合整備計画の中でありましたので、基本的には滞在交流拠点として広く宿泊者を受け入れるという考えであるならば、それはそれで評価したいと思っているので、しっかり位置づけをしてもらいたいとの発言があり、執行部より、滞在交流拠点とは、宿泊施設ですが、一般のお客さんとともに、長期滞在の生徒の方も受け入れができる施設として運営してまいります、寮という位置づけではありませんとの答弁がありました。

委員より、部屋の単価についての根拠部分、部屋の間取り等々を含めて理解できないので継続をお願いした経過なので、それ以上のレイアウトがわかるような図面とかをもらわないと審議できないとの発言がありました。委員より、交流の拠点ならそのような図面が示されないと、継続審議しかないとの発言がありました、また他の委員からも継続を求める発言もあり、継続審査について諮ったところ、賛成多数により継続審査となりました。

以上で産業建設委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

産業建設委員長の報告はただいまお聞きのとおりであります。

委員長から、本案については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りをいたします。

議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第61号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員の皆様には大変御苦労さまでございました。議長から発言のお許しを頂戴いたしましたので、29年9月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

恒例によりまして、会期中の動きについて振り返らせていただきます。

まず、行政報告でも申し上げました、開会のときに、当市の人口動態でございますけれども、本日の5時時点、つまりもうこれ以上動かないという状況でございますけれども、ことし4月からきょうの5時までの社会動態の合計がプラス10余りと、細かく言いますと12でございましたけれども、転入超過が行政報告、つまり本議会の開会のときよりも若干でございますけれども、拡大をしております。振り返りますと、合併以後12年間の人口動態は常に減少で、合計この12年間で5,684名の減少、そのうち社会動態が合計で1,985名、年平均で見ますと165名ぐらいの減少になっておったわけでございますけれども、その傾向というものが半年という期間ではありますけれども、市総計以来初めて変わって、社会動態がプラスに半年間なったということになります。当市の地方創生政策の効果があらわれてきたものでございますけれども、まだ第一歩でございまして、今後も政策の推進が必要であると考えております。

次に、先般の台風18号の被害状況でございますけれども、国・県道等でのり面の崩壊や、あるいは河川からの浸水、さらには一定の雨量の制限ということで、交通どめが数カ所発生しました。加えて、それぞれの裏山からの滑りというようなことで、被害のおそれがある家屋が数戸発生をいたしました。市民の方々の適切な御判断、御連絡というようなことの中で、負傷者など人的な被害はございませんでした。なお、応急に災害復旧工事が必要で、それが実施可能となった場合には、工事を市民の観点からなるべく早期に施工を行うために、予備費を流用させていただいて対応させていただきたいというふうに考えておりますので、御了知を願います。

ところで、今回の被災箇所を含めて、ここ数年の状況は、土砂災害警戒区域に指定されたところ以外での崖崩れやあるいは山崩れと地すべりといったものが多数発生しているということが見受けられる次第でありまして、例えば具体的には、今回の豪雨で崩れた箇所が16あるんでございますけれども、そのうち9カ所が警戒区域とは違うところで発生をしているということでありました。そういたしますと、今後いろんなことが必要なんですけれども、危険箇所の見直しをどうするかとか、警報の発令の仕方をどうするかということを検討をしておりますが、危険箇所見直しにつきましては、この指定を行っているのが岡山県当局でございますので、情報を提供申し上げて、早期に危険箇所の、例えば再調査といったことを行っていただき、実情に合った有効な警戒区域指定を行っていただき、それを防災マップ等に生かして、今後の対策というふうにつなげていきたいと考えております。

また、豪雨の際には、河川に堆積をした土砂が洪水を引き起こす要因となるため、しゅんせつ工事の必要性が、このところ行政懇談会もやっておりますけれども、一段と強く市民の方々に意識をされるという状況になってございます。しかしながら、これも御案内のとおり、取り除いた土砂を集積できる大規模な残土処理場の確保がまだ道半ばでございまして、このため残土処理場の確保に向けて調整、協議を精力的に進めたいと考えておりまして、これによって早期に市民の方々の安心・安全がしゅんせつの面から図れるように、努力を継続してまいりたい、そのことを今回の豪雨では強く感じた次第であります。

さらには場合によってでございますけれども、この議会でも御質問ございましたけれども、河川管理について、県から市に権限、財源を移譲をして受けて、市の権限でしゅんせつや草刈りを実施することも法制上不可能ではありません。河川延長に応じて交付税が算定されることもあり、経費面も勘案した上で、調査研究に取り組む価値があると考え、そのように実行していきたいと思っております。

次に、タクシー券利用の実証実験についてでございますけれども、作東地域で7月から実施をしてございますけれども、他の地域からも、例えば介護認定を受けて運転ができない方を対象として拡大してほしいというような御意見も多数届いております。また、現在の利用状況を見ますと、今年度予算に残額が生じる可能性も高いと思われることなどから、介護認定を受けておられる方々を対象として、市内全域にこの利用のための実証実験を拡大して実施することが適切と判断をいたしております。時期といたしましては、買い物シーズンということもございますので、年末年始というものに間に合うように、12月下旬というか終わりというかまでには利用ができるように措置をできればというふうに考えているところでございます。なお、次年度以降につきましては、今年度の成果を見つつ、基本的にはこの制度を継続、拡大をしていって、タクシーの利用補助が、例えば市営バスにかわるそのような交通施策となり得るかどうかを引き続き検証していきたいと考えております。

次に、特別支援学校の関連でございますけれども、美作市が文科省の御支援を頂戴しながら、日体大とともに検討してございますけれども、これを実現をするため、差し向き岡山県の関係部署に対して、来月つまりもうすぐ10月なので、10月12日に事前協議をさせていただくことが決定をいたしました。行政報告でも申し上げたように、来年の前半ぐらいという早い時期には、日本体育大学との協定を締結をして、関係地区、関係者の皆様に具体的な御説明ができる段階に達することが必要でございまして、このため今後も着実に取り組みを進めていきたいと思っております。

最後に、これは皆さんに御案内と思っておりますが、本日召集されました臨時国会の冒頭におきまして、衆議院が解散をされ、そして10月22日の投開票ということになったわけでございます。重要な選挙でございます、我々としても今後とも地方創生、我々のような自治体が21世紀にしっかりと生き残れることができるかどうかという重要な政策、これらが一層強化されることを選挙を通じて明らかにしていただきたいというような期待もございまして。そして、申し上げたいことは、この総選挙に伴って、私どもは選挙事務が発生をし、国からの資金をもってこの選挙事務を執行することになりますが、これにつきましては、きょう議会が終わりましたものですから、そして次の議会の間に投票がありますので、大変遺憾ではございますけれども、専決処分ということで執行をさせていただくことにならざるを得ないということで、これも御了知を賜っておきたいということをお願いをいたしたいと思っております。

議員並びに市民の皆様におかれましては、季節も変わりつつございますけれども、その中で健康と安全にはくれぐれも御留意を頂戴しながら、引き続き本市発展のために、それぞれのお立場で御活躍を賜りますように心から御祈念申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

平成29年第5回9月美作市議会定例会閉会に当たりまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月5日開会以来、本日に至るまで24日間にわたり開催されました。この間議員各位におかれましては、一般質問ではさまざまな角度から議論されてまいりました。また、提出されました議案に対し、御意見、御指摘等をしっかりされ、そして適切なる御決定をされ、全議案を議了することができました。執行部の皆様におかれましては、今議会で議員からの御意見、御指摘、御要望につきましては、その対

応に十分留意をされ、今後の市政運営に当たっていただきますようお願いいたします。

最後になりますが、昼夜の気温差が激しいこれからの季節、市民の皆様、市長を初め、副市長、全職員の皆様、そして議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康には御留意をいただき、引き続き本市発展のために御活躍をいただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たっての御挨拶といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成29年第5回9月美作市議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後6時00分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成29年9月28日

美作市議会議長 鈴木 悦子

会議録署名議員 中山 忠明

会議録署名議員 倉地 重夫

そ の 他 資 料

一般質問【平成29年第5回（9月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1	17番 内海健次	1. 森林組合のその後と現況について	①組合員への説明は徹底されたのか ②役員改選と総代会はなされたのか ③再生へ向けての補助金等の考え方について	経済部長	53
		2. 美作火葬場の（美作市三倉田）移転、整備について	①老朽化が進んでいる美作火葬場の移転、整備の考え方を求めます	市 長	56
2	16番 日笠一成	1. 空き家の有効活用対策について	①買い物難民対策への活用について ②集落単位を対象とした小規模多機能居宅施設等としての活用について	市 長 担当部長	59
		2. 福祉組織等の支援について	①営利を目的としない互助組織の支援について	市 長 担当部長	61
3	13番 山本重行	1. 美作市の農業の実態と施策について	①人・農地プランの状況と成果について ②農地の維持・保全の施策について ③農地中間管理機構による借り受けと貸し付け状況について ④ほ場整備の状況と要望について ⑤市内の農家の年齢・耕作面積・米の生産単価について ⑥農地の市外相続人・不在地主・面積の把握はできているか	市 長 担当部長	62
		2. 美作市コミュニティハウス等集会施設整備事業について	①コミュニティハウスの事業主体として認可地縁団体も認めたことの経過と市がする場合の相違点はあるのか ②地縁団体がする場合には業者決定・品質管理・施工管理に問題はないのか	市 長 担当部長	66
		3. 美作市の学校誘致の施策について	①スポーツ医療介護専門学校の学生の確保の見通しについて、各科では海外の学生数と市内の学生数をどの程度見込んでいるか ②滋慶学園の通信制高校では何を学び、どのような資格の取得を目的とするのか ③レーシングスクールの現況について ④日本体育大学の支援学校の作東地域への誘致について、いつどのように地元の説明されてきたのか	市 長 担当部長	68
4	7番 重平直樹	1. 消防団活動について	①消防車両について	担当部長	76
		2. 小中学校、児童生徒の安全について	①通学路の安全について ②児童生徒の不明時対応について	担当部長	77
5	15番 岩江正行	1. 障害者差別解消法合理的配慮について	①腎臓疾患によって透析治療を受けられている方の経費の軽減について ②車に乗れない高齢者や通院、通学生の利便性を高める弱者救済について尋ねる ③市民病院に透析治療の開設は考えられないのか	市 長 副 市 長 教 育 長 政 策 審 議 監 企 画 振 興 部 長 経 済 部 長 総 務 部 長 建 設 部 長 危 機 管 理 監	80

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		2. 共立メンテナンス指定管理委託業務について	<p>①武蔵の里五輪坊、楽市楽座について</p> <p>(イ) 指定管理料63,334,000円の投資効果について</p> <p>(ロ) 観光客の動向と来客数、営業活動について</p> <p>(ハ) レジオネラ菌と衛生管理は万全か安心安全について尋ねる</p> <p>(ニ) 地域住民とのパートナーシップ 信頼関係が確立されているか</p> <p>②学校給食について</p> <p>(イ) 食の安全の立入調査はしているか</p> <p>(ロ) 食物アレルギー、発達障害児の特性に応じた調理、偏食改善への取組、調理場における対応、マニュアルを整備、食の安全に万全を期しているか</p> <p>(ハ) 異物混入について 全給食センターの管理体制は万全か</p> <p>③放課後児童クラブについて</p> <p>(イ) 指定管理制度の目的は民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上施設管理における費用対効果の向上、管理主体の選定手続きの透明化とあるが、児童や保護者から信頼される学童保育になっているか</p> <p>(ロ) 支援員の人材確保は万全か 充実された子育て支援が行われているか 〔支援員等職員の配置状況 有資格支援員と補助員の資格取得状況について〕</p> <p>(ハ) 事業報告書の提出（第244条の2第7項）指定管理者に指定された団体は年度終了後事業報告書を提出これにより管理業務の実施状況や利用状況、管理経費等の収支状況等の管理の実態を把握できるとあるが、保護者からの苦情、要望、事故 それへの対応状況について尋ねる</p>		84
		3. 庁舎耐震基本設計業務委託と安全安心について	<p>①（現）本庁舎は浸水危険地域内にあるが災害時の安全対策として</p> <p>(イ) 梶並川は県管理の一級河川であるが、国県に対策の要望はされているのか</p> <p>(ロ) 県が予算がないと言うなら市単独で河川の浚渫を行うべきでないか</p> <p>(ハ) 城山は土砂災害警戒区域であるが安全対策は万全か</p>		93
		4. 儲かる農業と所得の安定、耕作放棄地の再生について	<p>①農産物の海外輸出と農家所得の安定に向けての営業活動について</p> <p>②農地改良と大規模農業 農業の効率化についての取組は</p> <p>③二地域居住を推進する支援について</p> <p>④箕面市の彩菜茶屋2号店の駐車場について</p>		97

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
6	4 番 岡野鉄舟	1. 横山副市長の第1副市長への変更について	①「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則」と「地方自治法第162条（議会の同意）」との関係 ②改正前の規則と改正後の規則との関係 ③市民及び議会への説明責任が果たされていないのではないか	市 長	106
		2. 各支所単位の振興ビジョンの策定について	①地域の活性化の為に各支所の振興ビジョンを作成する必要があるのではないか	担当部長	109
		3. 厳しい小・中教員勤務実態調査と新学習指導要領への対応について	①4月28日に公表された、教員勤務実態調査の美作市の現状について ア 小・中学校別の1週間当たりの平均勤務時間 イ 小・中学校別の1週間当たり60時間超の時間外をしている教員の割合 ②長時間労働の原因は何か ③岡山県教育委員会が発表している「働き方改革プラン」の実現に向けて、美作市では何を実施しているのか ④「主体的・対話的深い学び」とは何か ⑤新学習指導要領の改定の内容は何か ⑥授業時間の確保策は何か	教 育 長	110
		4. 放課後児童クラブの運営実態と行政の関与について	①各クラブの定員と実際の児童数 ②対象児童の中に、「保護者が疾病、介護等」でクラブを利用している児童は何人いるのか ③各クラブの「保育方針」、「保育目標」は何か ④行政として、指定管理委託又は補助金による支援を行う場合の評価視点は何か	担当部長	117
		5. 監査委員の監査業務について	①一般監査をする際に求められる、「・・特に、意を用いなければならない。」（法199条第3項）について、どのような工夫をしているのか ②平成17年度以降の年度ごとの住民監査請求の件数 ③②の件数のうち、年度ごとの棄却件数と棄却理由 ④②の件数について、住民訴訟を提起された件数	代表監査委員	120
		6. 岡山湯郷ベルについて	①平成26年度から平成29年までの、年度ごとの補助金の額（交付団体ごと） ②平成26年度から平成29年までの、年度ごとのスポンサー数、会員数 ③平成28年度に開催した、社員総会の社員数 ④西脇市（兵庫県）への、クラブ移管の話は、事実か ⑤今後の支援策	担当部長	124
		7. 後山の管理（整備）について	①3件の遭難事故の概要、救助費用、又これに関連する個人の負担額 ②県と美作市の責任区分（内容） ③事故後に実施した整備内容	担当部長 消 防 長	128
7	8 番 安藤 功	1. 障がい児支援施設等について	①昨年の12月議会において *障がい児対象の学童保育を求める請願 *障がい児対象の療育施設の誘致を求める請願の2件が採択されているが、その後の美作市としての取り組み状況は ②切れ目のない支援をどのように考えるか	市 長 担当部長	131

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		2. 美作市の農地取得の 下限面積について	①美作市内の地域によって新規就農者等が農地取得をする場合の下限面積が完全に統一されていないと思われるが、これは統一できないのか、またはしないのか ②美作市への移住・定住促進の面から考慮して、特例措置はできないか	市 長 担当部長	138
		3. 文化財をはじめとする、市内の様々な遺産・史跡・旧跡等を活かした地域振興への活用について	①本年8月12日に山陽新聞にも記事として取り上げられている文化財保護法改正について市の考えは	市 長 山下参与 教 育 長	142
		4. 美作・岡山道北部延伸の見通しについて	①美作岡山道北部延伸の見通しについて ②今後のスケジュール的なものはどのような流れになりつつあるか	市 長 担当部長	147
8	11番 山本雅彦	1. 市道・県道について	①管理の状況について ②道路パトロールや地域住民からの情報や要望に対する対応はどうか	担当部長	153
		2. 太陽光発電について	①市内の事業用太陽光発電において、個人、法人からの固定資産税の今後の推移、見通しはどうか ②今後、不測の事態を想定して毎年基金として幾らか積み立てていくことは考えられないか	市 長 担当部長	157
		3. 食の安全について	①学校給食は「食のセーフティネット」としても重要である 学校給食の無償化に向けた取組を検討すべきでは	市 長 教 育 長	162
		4. 農家の収入保険制度について	①2019年産の農産物から実施されるが制度の周知はどうなっているか	担当部長	164
		5. 地方創生への取組について	①美作市への転入の状況と課題について	市 長	166
		6. 市内の案内表示について	①現在の市内観光などの案内表示はどの程度種類や設置数があるか	担当部長	169
9	5番 中山忠明	1. 災害等に対する対応について	①豪雨災害時等の対処 ・避難場所の確保（林野地区） ・落石工事（湯郷～入田）の地域への説明 ・吉野川、梶並川の合流地の浚渫事業をいつやるのか ・洪水時の水速はおおむねどの位の速さか	市 長 建設部長 危機管理 監	170
		2. 財政状況について	①基金とはなんぞや 基金の額と目的いつどの様な時に使うのか	総務部長	176
10	2番 和田広宣	1. 一人暮らし高齢者の見守りについて	①合併前、緊急通報装置の6町村別登録の実態と合併後の現行システムへの移行状況について ②配食サービス「食」の自立支援事業の利用者数の推移・方向性について	市 長 副 市 長 担当部長	182
		2. 美作市災害防止について	①梶並川の雑木の伐採及び浚渫工事の緊急性と残土置き場等の県との調整状況について ②7月5日国道374号入田～湯郷線においての落石事故を受けて、美作市内の危険個所の再点検と対応	市 長 副 市 長 担当部長	187
		3. もうもう工房跡地について	①もうもう工房跡地利用の現在の構想について	市 長 副 市 長 担当部長	188

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1 1	10番 岡本泰介	1. 新たな光ファイバーシステムについて	①新システムの内容はどうなるのか 議会開始までに議員に資料を提示してから一般質問の質疑に入り、説明を求める	市 長 担当部長	190
		2. 河川管理政策	①浚渫の推進を 山から川へ政策転換を	市 長	194
		3. 情報公開制度の運用	①情報公開は正しく行われているのか 恣意的になってはいないのか	市 長	196
		4. 都市公園	①都市公園指定（美しい里山公園事業）による交付金はいくら入ったのか	市 長	199
		5. 滋慶学園高校	①進学コース、週5日登校型について	市 長	200
		6. ホー・チ・ミン像	①ホー・チ・ミン像の受け入れと、設置場所に対する市民の疑念	市 長	202
		7. 事業仕分けのその後について	①平成25年度に行われた事務事業台帳はその後どのように市政に活かされているのか	市 長	207
1 2	3番 岩崎清治	1. メガソーラー事業について	①自然保護協定書と開発協定書の締結と方針決定の関係 ②美作武蔵メガソーラーについて 美作武蔵メガソーラー道筋とは 事業終了後の撤去費・最終決定はだれが行ったのか ③作東メガソーラーの工事中の事故・進捗状況・泥水等の問題点	市 長	218
		2. 介護保険について	①第6期の介護保険料の計画との差違は ②今後の介護サービス量と保険料の関係は ③現状の分析と次期保険料の想定は ④一般財源を導入の方法は		225
		3. 看護師等奨学金について	①美作市の看護師の総数把握や計画 ②奨学生の実績 ③看護師の将来雇用計画 ④奨学生の住所地の顧慮は		
		4. ホー・チ・ミン像の設置について	①作東バレンタインとは ②強固な反対者がいても設置を強行するのか		212
1 3	14番 尾高誉久	1. 美作ネットサービスについて	①6月議会において告知放送や無料電話などのサービス項目の再検討を行うとの事であったが、その後について	市 長 教 育 長 担当部長	228
		2. 学校施設へのエアコンの設置について	①この夏の状況について ②全整備を行う時期が来ているように思うがどうか		231
1 4	9番 金谷のり子	1. 市民の健康維持について	①子宮頸がんの検診に、ヒトパピローマウイルス（HPV）の検査を導入することについて ②インフルエンザ予防接種の1歳から高校3年までと高齢者の助成状況について ③新生児から子ども向け検診、産後の母親の検診、定期予防接種の内容と検診接種状況と助成状況と電子母子手帳の活用状況について	市 長 保 健 福 祉 部長	235
		2. 子どもの貧困について	①美作市内での、子どもの貧困における、絶対的貧困と相対的貧困にあたいする人数はどのくらいなのか ②対策と課題、国の補助等を使い今後の取り組みについて	市 長 保 健 福 祉 部長	240

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		3. 社会教育、生涯学習、公民館、社会福祉の増進について	①生涯学習講座は、子ども、親子、家庭、青年、一般、高齢者、等どのような講座があり、地域での活動の状況、定義、今後のあり方 ②公民館のあり方について ③岡山県の生涯学習審議会が、家庭教育に関する基本方針や課題を踏まえ、提言したことについて	市 長 教 育 長 保 健 福 祉 部 長	243
15	6番 倉地重夫	1. 美作市の観光行政問題 湯郷温泉の入り込み客数について	①岡山県観光客動態調査結果では、湯郷温泉は、前年比92.2%と報告されています 岡山県としては、120.1%増えている中で、市として今後どのように取り組んでいくのか	市 長	246
		2. 地元観光協会の方の話によると、近年日帰りの客数は増えている、とのことですが	①入湯税のように確実にカウントできるデータがとれないが、そのように感じている		249
		3. ふるさと納税について	①当市における申請状況、年次経過、同規模行政区との比較 ②返礼品について、果物や農産物が全国的にも好評のようであるが、生産者との連携は ③特産物を育てる立場からJAと共同で取り組めないか		251
		4. 地域懇談会での質問の中から	①住所の表記について ②行政バスの運行について		252
16	1番 青山 慶	1. みまちゃんネルにおける「4K/8K放送」の視聴可否	①8月1日より、みまちゃんネルにおいて、4K/8K試験放送が始まっているが、現行設備での視聴は可能か	担当部長	259
		2. 【視聴が不可の場合】 視聴するための対応内容	①現行設備での視聴が不可の場合、視聴を希望する家庭では、どのような対応が必要か	担当部長	260
		3. 介護予防事業の取り組み	①現在、市では介護保険の減額を計画しているが、介護予防事業の取り組み状況はどのようになっているか	担当部長	262
		4. 作業ミス防止の取り組み内容	①美作市行政における作業ミス防止の取り組み内容	市 長	265
		5. 議会との情報共有のあり方	①議会との情報共有のあり方をどのように考えているか	市 長	270